

## 4 市区町村の状況

各設問の「○」は、所管する学校に対する取り組みがある場合を表している。  
（「－」は対象外の設問）

都道府県名	市区町村数	問1 学校における業務改善について				
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について				
		A.業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ	①策定しているを選択した場合)A-2.策定している業務改善方針や計画の内容			
		所管の学校の業務改善に関して、時間外勤務の短縮に向けた業務改善方針や計画を策定している。	③業務量の削減に関する数値目標(KPI)を決めるなど、明確な業務改善目標を定めている。	④学校における業務改善の取組の促進、フォローアップを実施しており、業務改善のPDCAサイクルを構築している。	⑤上記以外	
北海道	178	16 (9.0%)	6 (37.5%)	10 (62.5%)	2 (12.5%)	
青森県	40	4 (10.0%)	2 (50.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)	
岩手県	33	3 (9.1%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)	
宮城県	34	4 (11.8%)	3 (75.0%)	0 (0.0%)	1 (25.0%)	
秋田県	25	5 (20.0%)	1 (20.0%)	5 (100.0%)	0 (0.0%)	
山形県	35	3 (8.6%)	1 (33.3%)	2 (66.7%)	1 (33.3%)	
福島県	59	7 (11.9%)	6 (85.7%)	3 (42.9%)	1 (14.3%)	
茨城県	44	4 (9.1%)	0 (0.0%)	2 (50.0%)	2 (50.0%)	
栃木県	25	6 (24.0%)	3 (50.0%)	3 (50.0%)	2 (33.3%)	
群馬県	35	5 (14.3%)	0 (0.0%)	3 (60.0%)	2 (40.0%)	
埼玉県	62	14 (22.6%)	6 (42.9%)	11 (78.6%)	3 (21.4%)	
千葉県	53	13 (24.5%)	2 (15.4%)	12 (92.3%)	1 (7.7%)	
東京都	62	11 (17.7%)	6 (54.5%)	5 (45.5%)	3 (27.3%)	
神奈川県	30	3 (10.0%)	1 (33.3%)	2 (66.7%)	1 (33.3%)	
新潟県	29	5 (17.2%)	3 (60.0%)	3 (60.0%)	2 (40.0%)	
富山県	15	2 (13.3%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)	
石川県	19	18 (94.7%)	9 (50.0%)	13 (72.2%)	1 (5.6%)	
福井県	17	4 (23.5%)	1 (25.0%)	4 (100.0%)	0 (0.0%)	
山梨県	27	12 (44.4%)	1 (8.3%)	8 (66.7%)	3 (25.0%)	
長野県	77	9 (11.7%)	2 (22.2%)	2 (22.2%)	7 (77.8%)	
岐阜県	41	18 (43.9%)	9 (50.0%)	15 (83.3%)	1 (5.6%)	
静岡県	33	5 (15.2%)	4 (80.0%)	4 (80.0%)	0 (0.0%)	
愛知県	53	17 (32.1%)	7 (41.2%)	12 (70.6%)	3 (17.6%)	
三重県	29	19 (65.5%)	19 (100.0%)	13 (68.4%)	1 (5.3%)	
滋賀県	19	9 (47.4%)	7 (77.8%)	4 (44.4%)	1 (11.1%)	
京都府	23	7 (30.4%)	3 (42.9%)	3 (42.9%)	2 (28.6%)	
大阪府	41	6 (14.6%)	3 (50.0%)	5 (83.3%)	0 (0.0%)	
兵庫県	40	27 (67.5%)	10 (37.0%)	22 (81.5%)	5 (18.5%)	
奈良県	40	3 (7.5%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)	2 (66.7%)	
和歌山県	30	3 (10.0%)	0 (0.0%)	2 (66.7%)	1 (33.3%)	
鳥取県	19	3 (15.8%)	1 (33.3%)	2 (66.7%)	1 (33.3%)	
島根県	19	2 (10.5%)	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)	
岡山県	26	9 (34.6%)	8 (88.9%)	8 (88.9%)	0 (0.0%)	
広島県	22	6 (27.3%)	4 (66.7%)	5 (83.3%)	0 (0.0%)	
山口県	19	7 (36.8%)	7 (100.0%)	5 (71.4%)	0 (0.0%)	
徳島県	24	1 (4.2%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	
香川県	17	3 (17.6%)	1 (33.3%)	2 (66.7%)	1 (33.3%)	
愛媛県	20	4 (20.0%)	0 (0.0%)	3 (75.0%)	1 (25.0%)	
高知県	34	3 (8.8%)	2 (66.7%)	2 (66.7%)	0 (0.0%)	
福岡県	58	9 (15.5%)	0 (0.0%)	5 (55.6%)	5 (55.6%)	
佐賀県	20	18 (90.0%)	5 (27.8%)	12 (66.7%)	6 (33.3%)	
長崎県	21	5 (23.8%)	2 (40.0%)	3 (60.0%)	0 (0.0%)	
熊本県	44	4 (9.1%)	3 (75.0%)	4 (100.0%)	0 (0.0%)	
大分県	18	6 (33.3%)	3 (50.0%)	4 (66.7%)	2 (33.3%)	
宮崎県	26	1 (3.8%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
鹿児島県	43	8 (18.6%)	3 (37.5%)	7 (87.5%)	0 (0.0%)	
沖縄県	41	7 (17.1%)	2 (28.6%)	4 (57.1%)	2 (28.6%)	
合計	1719	358 (20.8%)	159 (44.4%)	241 (67.3%)	68 (19.0%)	

		問1 学校における業務改善について									
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について									
		B.事務職員の校務運営への参画の推進								①学校事務の共同実施を実施している。 ②地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく共同学校事務室を設置している。	
都道府県名	市区町村数	①学校事務の共同実施を実施している。	②庶務事務システムを導入している。	③事務職員の標準職務例等を示している。	④標準職務等において、企画委員会等への参加等、校務運営へ主体的に参画するよう示している。	⑤校務運営への参画に向けた資質・能力や意欲の向上のための研修を実施している。	⑥その他	⑦特に取り組んでいない。			
北海道	178	11 (6.2%)	18 (10.1%)	1 (0.6%)	12 (6.7%)	19 (10.7%)	11 (6.2%)	117 (65.7%)	0 (0.0%)		
青森県	40	26 (65.0%)	2 (5.0%)	1 (2.5%)	2 (5.0%)	4 (10.0%)	1 (2.5%)	10 (25.0%)	0 (0.0%)		
岩手県	33	32 (97.0%)	1 (3.0%)	1 (3.0%)	2 (6.1%)	3 (9.1%)	0 (0.0%)	1 (3.0%)	3 (9.4%)		
宮城県	34	34 (100.0%)	2 (5.9%)	2 (5.9%)	3 (8.8%)	10 (29.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (5.9%)		
秋田県	25	19 (76.0%)	7 (28.0%)	1 (4.0%)	3 (12.0%)	6 (24.0%)	0 (0.0%)	5 (20.0%)	1 (5.3%)		
山形県	35	9 (25.7%)	11 (31.4%)	1 (2.9%)	8 (22.9%)	9 (25.7%)	2 (5.7%)	12 (34.3%)	0 (0.0%)		
福島県	59	47 (79.7%)	8 (13.6%)	1 (1.7%)	6 (10.2%)	13 (22.0%)	1 (1.7%)	7 (11.9%)	1 (2.1%)		
茨城県	44	38 (86.4%)	3 (6.8%)	2 (4.5%)	6 (13.6%)	16 (36.4%)	2 (4.5%)	2 (4.5%)	1 (2.6%)		
栃木県	25	22 (88.0%)	4 (16.0%)	3 (12.0%)	6 (24.0%)	12 (48.0%)	0 (0.0%)	2 (8.0%)	3 (13.6%)		
群馬県	35	32 (91.4%)	7 (20.0%)	2 (5.7%)	4 (11.4%)	6 (17.1%)	1 (2.9%)	2 (5.7%)	0 (0.0%)		
埼玉県	62	44 (71.0%)	10 (16.1%)	6 (9.7%)	8 (12.9%)	19 (30.6%)	3 (4.8%)	8 (12.9%)	3 (6.8%)		
千葉県	53	53 (100.0%)	26 (49.1%)	12 (22.6%)	22 (41.5%)	27 (50.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.9%)		
東京都	62	7 (11.3%)	13 (21.0%)	18 (29.0%)	5 (8.1%)	8 (12.9%)	11 (17.7%)	23 (37.1%)	3 (42.9%)		
神奈川県	30	17 (56.7%)	3 (10.0%)	0 (0.0%)	3 (10.0%)	5 (16.7%)	2 (6.7%)	7 (23.3%)	3 (17.6%)		
新潟県	29	29 (100.0%)	10 (34.5%)	8 (27.6%)	14 (48.3%)	14 (48.3%)	2 (6.9%)	0 (0.0%)	2 (6.9%)		
富山県	15	1 (6.7%)	6 (40.0%)	0 (0.0%)	4 (26.7%)	4 (26.7%)	0 (0.0%)	6 (40.0%)	0 (0.0%)		
石川県	19	1 (5.3%)	2 (10.5%)	0 (0.0%)	2 (10.5%)	10 (52.6%)	0 (0.0%)	6 (31.6%)	0 (0.0%)		
福井県	17	17 (100.0%)	4 (23.5%)	2 (11.8%)	4 (23.5%)	7 (41.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (5.9%)		
山梨県	27	9 (33.3%)	3 (11.1%)	3 (11.1%)	3 (11.1%)	2 (7.4%)	2 (7.4%)	14 (51.9%)	0 (0.0%)		
長野県	77	6 (7.8%)	8 (10.4%)	1 (1.3%)	9 (11.7%)	8 (10.4%)	5 (6.5%)	48 (62.3%)	0 (0.0%)		
岐阜県	41	30 (73.2%)	13 (31.7%)	9 (22.0%)	17 (41.5%)	18 (43.9%)	1 (2.4%)	2 (4.9%)	6 (20.0%)		
静岡県	33	21 (63.6%)	10 (30.3%)	5 (15.2%)	9 (27.3%)	15 (45.5%)	1 (3.0%)	6 (18.2%)	1 (4.8%)		
愛知県	53	53 (100.0%)	26 (49.1%)	15 (28.3%)	14 (26.4%)	26 (49.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	7 (13.2%)		
三重県	29	29 (100.0%)	5 (17.2%)	13 (44.8%)	11 (37.9%)	16 (55.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (3.4%)		
滋賀県	19	16 (84.2%)	6 (31.6%)	9 (47.4%)	9 (47.4%)	7 (36.8%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)	1 (6.3%)		
京都府	23	2 (8.7%)	2 (8.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (17.4%)	3 (13.0%)	13 (56.5%)	0 (0.0%)		
大阪府	41	23 (56.1%)	9 (22.0%)	12 (29.3%)	12 (29.3%)	23 (56.1%)	1 (2.4%)	10 (24.4%)	0 (0.0%)		
兵庫県	40	4 (10.0%)	17 (42.5%)	9 (22.5%)	13 (32.5%)	20 (50.0%)	4 (10.0%)	4 (10.0%)	0 (0.0%)		
奈良県	40	30 (75.0%)	6 (15.0%)	0 (0.0%)	4 (10.0%)	7 (17.5%)	2 (5.0%)	8 (20.0%)	0 (0.0%)		
和歌山県	30	28 (93.3%)	2 (6.7%)	0 (0.0%)	2 (6.7%)	2 (6.7%)	0 (0.0%)	3 (10.0%)	1 (3.6%)		
鳥取県	19	19 (100.0%)	6 (31.6%)	1 (5.3%)	4 (21.1%)	3 (15.8%)	1 (5.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)		
島根県	19	15 (78.9%)	4 (21.1%)	3 (15.8%)	2 (10.5%)	7 (36.8%)	1 (5.3%)	4 (21.1%)	1 (6.7%)		
岡山県	26	26 (100.0%)	6 (23.1%)	6 (23.1%)	11 (42.3%)	5 (19.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)		
広島県	22	21 (95.5%)	6 (27.3%)	3 (13.6%)	8 (36.4%)	11 (50.0%)	0 (0.0%)	1 (4.5%)	4 (19.0%)		
山口県	19	19 (100.0%)	9 (47.4%)	11 (57.9%)	13 (68.4%)	15 (78.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)		
徳島県	24	10 (41.7%)	5 (20.8%)	4 (16.7%)	9 (37.5%)	7 (29.2%)	2 (8.3%)	5 (20.8%)	0 (0.0%)		
香川県	17	17 (100.0%)	8 (47.1%)	1 (5.9%)	2 (11.8%)	4 (23.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)		
愛媛県	20	20 (100.0%)	6 (30.0%)	3 (15.0%)	1 (5.0%)	7 (35.0%)	0 (0.0%)	1 (5.0%)	7 (35.0%)		
高知県	34	17 (50.0%)	2 (5.9%)	2 (5.9%)	3 (8.8%)	16 (47.1%)	0 (0.0%)	8 (23.5%)	2 (11.8%)		
福岡県	58	55 (94.8%)	10 (17.2%)	5 (8.6%)	6 (10.3%)	16 (27.6%)	2 (3.4%)	3 (5.2%)	4 (7.3%)		
佐賀県	20	20 (100.0%)	10 (50.0%)	2 (10.0%)	4 (20.0%)	9 (45.0%)	2 (10.0%)	0 (0.0%)	3 (15.0%)		
長崎県	21	21 (100.0%)	5 (23.8%)	3 (14.3%)	4 (19.0%)	4 (19.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (4.8%)		
熊本県	44	39 (88.6%)	15 (34.1%)	4 (9.1%)	2 (4.5%)	8 (18.2%)	0 (0.0%)	1 (2.3%)	1 (2.6%)		
大分県	18	12 (66.7%)	2 (11.1%)	4 (22.2%)	5 (27.8%)	5 (27.8%)	2 (11.1%)	2 (11.1%)	0 (0.0%)		
宮崎県	26	25 (96.2%)	8 (30.8%)	1 (3.8%)	6 (23.1%)	8 (30.8%)	1 (3.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)		
鹿児島県	43	42 (97.7%)	7 (16.3%)	3 (7.0%)	4 (9.3%)	11 (25.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (4.8%)		
沖縄県	41	28 (68.3%)	3 (7.3%)	7 (17.1%)	11 (26.8%)	14 (34.1%)	0 (0.0%)	10 (24.4%)	0 (0.0%)		
合計	1719	1096 (63.8%)	356 (20.7%)	200 (11.6%)	312 (18.2%)	490 (28.5%)	66 (3.8%)	352 (20.5%)	67 (6.1%)		

都道府県名	市区町村数	問1 学校における業務改善について								
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について								
		C.専門スタッフ(専門的な知見を持ち、児童生徒に効果的な指導や助言が行えるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等をいう。)との役割分担の明確化								
		①「チームとしての学校」として、教員や事務職員等と専門スタッフとの役割分担を明確にしている。	②専門スタッフに対して、資質・能力や意欲の向上のための研修等を実施している。	③専門スタッフの人員が確保できるよう、学校に必要な支援をしている。	④教員や事務職員等と専門スタッフとの連携が進むよう、教職員の研修等の理解促進のための取組を実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。			
北海道	178	55 (30.9%)	21 (11.8%)	92 (51.7%)	22 (12.4%)	8 (4.5%)	51 (28.7%)			
青森県	40	8 (20.0%)	9 (22.5%)	17 (42.5%)	8 (20.0%)	0 (0.0%)	14 (35.0%)			
岩手県	33	15 (45.5%)	4 (12.1%)	18 (54.5%)	8 (24.2%)	0 (0.0%)	8 (24.2%)			
宮城県	34	19 (55.9%)	9 (26.5%)	22 (64.7%)	13 (38.2%)	0 (0.0%)	6 (17.6%)			
秋田県	25	9 (36.0%)	6 (24.0%)	10 (40.0%)	7 (28.0%)	2 (8.0%)	7 (28.0%)			
山形県	35	23 (65.7%)	15 (42.9%)	19 (54.3%)	14 (40.0%)	0 (0.0%)	5 (14.3%)			
福島県	59	30 (50.8%)	10 (16.9%)	34 (57.6%)	18 (30.5%)	0 (0.0%)	6 (10.2%)			
茨城県	44	22 (50.0%)	15 (34.1%)	25 (56.8%)	18 (40.9%)	1 (2.3%)	4 (9.1%)			
栃木県	25	12 (48.0%)	12 (48.0%)	14 (56.0%)	12 (48.0%)	1 (4.0%)	5 (20.0%)			
群馬県	35	22 (62.9%)	6 (17.1%)	16 (45.7%)	10 (28.6%)	0 (0.0%)	8 (22.9%)			
埼玉県	62	44 (71.0%)	27 (43.5%)	44 (71.0%)	25 (40.3%)	1 (1.6%)	7 (11.3%)			
千葉県	53	30 (56.6%)	17 (32.1%)	30 (56.6%)	21 (39.6%)	1 (1.9%)	9 (17.0%)			
東京都	62	40 (64.5%)	35 (56.5%)	41 (66.1%)	23 (37.1%)	2 (3.2%)	7 (11.3%)			
神奈川県	30	16 (53.3%)	11 (36.7%)	27 (90.0%)	12 (40.0%)	0 (0.0%)	1 (3.3%)			
新潟県	29	16 (55.2%)	7 (24.1%)	15 (51.7%)	9 (31.0%)	1 (3.4%)	5 (17.2%)			
富山県	15	9 (60.0%)	7 (46.7%)	12 (80.0%)	7 (46.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)			
石川県	19	12 (63.2%)	4 (21.1%)	14 (73.7%)	3 (15.8%)	1 (5.3%)	2 (10.5%)			
福井県	17	8 (47.1%)	8 (47.1%)	13 (76.5%)	7 (41.2%)	0 (0.0%)	2 (11.8%)			
山梨県	27	10 (37.0%)	0 (0.0%)	14 (51.9%)	5 (18.5%)	1 (3.7%)	7 (25.9%)			
長野県	77	24 (31.2%)	6 (7.8%)	41 (53.2%)	14 (18.2%)	0 (0.0%)	21 (27.3%)			
岐阜県	41	28 (68.3%)	17 (41.5%)	26 (63.4%)	23 (56.1%)	1 (2.4%)	2 (4.9%)			
静岡県	33	18 (54.5%)	14 (42.4%)	21 (63.6%)	18 (54.5%)	1 (3.0%)	3 (9.1%)			
愛知県	53	28 (52.8%)	23 (43.4%)	36 (67.9%)	24 (45.3%)	1 (1.9%)	6 (11.3%)			
三重県	29	18 (62.1%)	10 (34.5%)	12 (41.4%)	13 (44.8%)	0 (0.0%)	5 (17.2%)			
滋賀県	19	14 (73.7%)	4 (21.1%)	10 (52.6%)	7 (36.8%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)			
京都府	23	10 (43.5%)	3 (13.0%)	11 (47.8%)	9 (39.1%)	0 (0.0%)	5 (21.7%)			
大阪府	41	29 (70.7%)	22 (53.7%)	29 (70.7%)	30 (73.2%)	1 (2.4%)	1 (2.4%)			
兵庫県	40	25 (62.5%)	19 (47.5%)	29 (72.5%)	29 (72.5%)	1 (2.5%)	3 (7.5%)			
奈良県	40	12 (30.0%)	3 (7.5%)	21 (52.5%)	13 (32.5%)	1 (2.5%)	7 (17.5%)			
和歌山県	30	22 (73.3%)	7 (23.3%)	13 (43.3%)	9 (30.0%)	0 (0.0%)	3 (10.0%)			
鳥取県	19	13 (68.4%)	3 (15.8%)	11 (57.9%)	10 (52.6%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)			
島根県	19	9 (47.4%)	8 (42.1%)	9 (47.4%)	7 (36.8%)	0 (0.0%)	3 (15.8%)			
岡山県	26	17 (65.4%)	6 (23.1%)	15 (57.7%)	10 (38.5%)	0 (0.0%)	2 (7.7%)			
広島県	22	15 (68.2%)	6 (27.3%)	14 (63.6%)	7 (31.8%)	0 (0.0%)	1 (4.5%)			
山口県	19	16 (84.2%)	13 (68.4%)	17 (89.5%)	15 (78.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)			
徳島県	24	10 (41.7%)	3 (12.5%)	17 (70.8%)	7 (29.2%)	0 (0.0%)	5 (20.8%)			
香川県	17	14 (82.4%)	12 (70.6%)	14 (82.4%)	4 (23.5%)	0 (0.0%)	1 (5.9%)			
愛媛県	20	9 (45.0%)	5 (25.0%)	9 (45.0%)	4 (20.0%)	1 (5.0%)	6 (30.0%)			
高知県	34	22 (64.7%)	8 (23.5%)	21 (61.8%)	10 (29.4%)	0 (0.0%)	3 (8.8%)			
福岡県	58	31 (53.4%)	14 (24.1%)	37 (63.8%)	23 (39.7%)	1 (1.7%)	7 (12.1%)			
佐賀県	20	13 (65.0%)	7 (35.0%)	15 (75.0%)	10 (50.0%)	1 (5.0%)	0 (0.0%)			
長崎県	21	17 (81.0%)	10 (47.6%)	10 (47.6%)	10 (47.6%)	1 (4.8%)	1 (4.8%)			
熊本県	44	16 (36.4%)	4 (9.1%)	17 (38.6%)	10 (22.7%)	0 (0.0%)	20 (45.5%)			
大分県	18	15 (83.3%)	9 (50.0%)	11 (61.1%)	10 (55.6%)	0 (0.0%)	1 (5.6%)			
宮崎県	26	9 (34.6%)	2 (7.7%)	7 (26.9%)	9 (34.6%)	1 (3.8%)	7 (26.9%)			
鹿児島県	43	25 (58.1%)	15 (34.9%)	29 (67.4%)	12 (27.9%)	0 (0.0%)	4 (9.3%)			
沖縄県	41	14 (34.1%)	11 (26.8%)	14 (34.1%)	12 (29.3%)	2 (4.9%)	13 (31.7%)			
合計	1719	893 (51.9%)	487 (28.3%)	993 (57.8%)	601 (35.0%)	32 (1.9%)	286 (16.6%)			

		問1 学校における業務改善について					
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について					
		D.業務の管理・調整を図る体制の構築			E.関係機関との連携・協力体制の構築		
都道府県名	市区町村数	①教育委員会において、学校の教職員の業務量を俯瞰する組織や体制を整備している。	②その他	③特に取り組んでいない。	①教育委員会において、福祉部局や警察等関係機関との連携体制を構築している。	②その他	③特に取り組んでいない。
		北海道	178	33 (18.5%)	10 (5.6%)	135 (75.8%)	140 (78.7%)
青森県	40	4 (10.0%)	1 (2.5%)	35 (87.5%)	24 (60.0%)	3 (7.5%)	13 (32.5%)
岩手県	33	9 (27.3%)	6 (18.2%)	18 (54.5%)	31 (93.9%)	1 (3.0%)	2 (6.1%)
宮城県	34	9 (26.5%)	4 (11.8%)	21 (61.8%)	27 (79.4%)	0 (0.0%)	7 (20.6%)
秋田県	25	9 (36.0%)	3 (12.0%)	13 (52.0%)	22 (88.0%)	2 (8.0%)	2 (8.0%)
山形県	35	4 (11.4%)	1 (2.9%)	30 (85.7%)	33 (94.3%)	2 (5.7%)	0 (0.0%)
福島県	59	15 (25.4%)	3 (5.1%)	41 (69.5%)	48 (81.4%)	0 (0.0%)	11 (18.6%)
茨城県	44	16 (36.4%)	3 (6.8%)	25 (56.8%)	42 (95.5%)	0 (0.0%)	2 (4.5%)
栃木県	25	6 (24.0%)	2 (8.0%)	17 (68.0%)	22 (88.0%)	0 (0.0%)	3 (12.0%)
群馬県	35	15 (42.9%)	0 (0.0%)	20 (57.1%)	29 (82.9%)	1 (2.9%)	5 (14.3%)
埼玉県	62	40 (64.5%)	4 (6.5%)	18 (29.0%)	57 (91.9%)	0 (0.0%)	5 (8.1%)
千葉県	53	21 (39.6%)	1 (1.9%)	31 (58.5%)	46 (86.8%)	0 (0.0%)	7 (13.2%)
東京都	62	11 (17.7%)	7 (11.3%)	44 (71.0%)	45 (72.6%)	5 (8.1%)	14 (22.6%)
神奈川県	30	6 (20.0%)	9 (30.0%)	15 (50.0%)	26 (86.7%)	2 (6.7%)	2 (6.7%)
新潟県	29	14 (48.3%)	3 (10.3%)	12 (41.4%)	28 (96.6%)	0 (0.0%)	1 (3.4%)
富山県	15	7 (46.7%)	1 (6.7%)	7 (46.7%)	13 (86.7%)	1 (6.7%)	1 (6.7%)
石川県	19	13 (68.4%)	0 (0.0%)	6 (31.6%)	15 (78.9%)	1 (5.3%)	4 (21.1%)
福井県	17	6 (35.3%)	1 (5.9%)	10 (58.8%)	12 (70.6%)	0 (0.0%)	5 (29.4%)
山梨県	27	12 (44.4%)	1 (3.7%)	14 (51.9%)	25 (92.6%)	0 (0.0%)	2 (7.4%)
長野県	77	15 (19.5%)	6 (7.8%)	56 (72.7%)	60 (77.9%)	0 (0.0%)	17 (22.1%)
岐阜県	41	21 (51.2%)	2 (4.9%)	18 (43.9%)	37 (90.2%)	0 (0.0%)	4 (9.8%)
静岡県	33	11 (33.3%)	4 (12.1%)	18 (54.5%)	29 (87.9%)	1 (3.0%)	3 (9.1%)
愛知県	53	22 (41.5%)	2 (3.8%)	29 (54.7%)	49 (92.5%)	1 (1.9%)	3 (5.7%)
三重県	29	16 (55.2%)	1 (3.4%)	12 (41.4%)	28 (96.6%)	0 (0.0%)	1 (3.4%)
滋賀県	19	13 (68.4%)	0 (0.0%)	6 (31.6%)	18 (94.7%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)
京都府	23	4 (17.4%)	3 (13.0%)	16 (69.6%)	18 (78.3%)	1 (4.3%)	4 (17.4%)
大阪府	41	18 (43.9%)	5 (12.2%)	18 (43.9%)	39 (95.1%)	0 (0.0%)	2 (4.9%)
兵庫県	40	29 (72.5%)	4 (10.0%)	8 (20.0%)	38 (95.0%)	1 (2.5%)	2 (5.0%)
奈良県	40	6 (15.0%)	2 (5.0%)	32 (80.0%)	33 (82.5%)	0 (0.0%)	7 (17.5%)
和歌山県	30	6 (20.0%)	2 (6.7%)	22 (73.3%)	25 (83.3%)	0 (0.0%)	5 (16.7%)
鳥取県	19	4 (21.1%)	0 (0.0%)	15 (78.9%)	14 (73.7%)	1 (5.3%)	4 (21.1%)
島根県	19	2 (10.5%)	3 (15.8%)	14 (73.7%)	18 (94.7%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)
岡山県	26	10 (38.5%)	0 (0.0%)	16 (61.5%)	24 (92.3%)	0 (0.0%)	2 (7.7%)
広島県	22	10 (45.5%)	1 (4.5%)	11 (50.0%)	20 (90.9%)	0 (0.0%)	2 (9.1%)
山口県	19	13 (68.4%)	0 (0.0%)	6 (31.6%)	19 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
徳島県	24	6 (25.0%)	2 (8.3%)	16 (66.7%)	21 (87.5%)	0 (0.0%)	3 (12.5%)
香川県	17	3 (17.6%)	2 (11.8%)	12 (70.6%)	16 (94.1%)	0 (0.0%)	1 (5.9%)
愛媛県	20	4 (20.0%)	4 (20.0%)	12 (60.0%)	13 (65.0%)	1 (5.0%)	6 (30.0%)
高知県	34	4 (11.8%)	4 (11.8%)	26 (76.5%)	31 (91.2%)	0 (0.0%)	3 (8.8%)
福岡県	58	17 (29.3%)	3 (5.2%)	38 (65.5%)	49 (84.5%)	4 (6.9%)	6 (10.3%)
佐賀県	20	11 (55.0%)	0 (0.0%)	9 (45.0%)	19 (95.0%)	0 (0.0%)	1 (5.0%)
長崎県	21	10 (47.6%)	3 (14.3%)	8 (38.1%)	19 (90.5%)	0 (0.0%)	2 (9.5%)
熊本県	44	10 (22.7%)	2 (4.5%)	32 (72.7%)	34 (77.3%)	0 (0.0%)	10 (22.7%)
大分県	18	8 (44.4%)	1 (5.6%)	9 (50.0%)	15 (83.3%)	1 (5.6%)	2 (11.1%)
宮崎県	26	7 (26.9%)	1 (3.8%)	18 (69.2%)	22 (84.6%)	0 (0.0%)	4 (15.4%)
鹿児島県	43	19 (44.2%)	3 (7.0%)	22 (51.2%)	39 (90.7%)	0 (0.0%)	4 (9.3%)
沖縄県	41	13 (31.7%)	2 (4.9%)	26 (63.4%)	34 (82.9%)	0 (0.0%)	7 (17.1%)
合計	1719	562 (32.7%)	122 (7.1%)	1037 (60.3%)	1466 (85.3%)	34 (2.0%)	226 (13.1%)

都道府県名 市区町村数		問1 学校における業務改善について								
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について						G.各種研究事業等の適正化		
		F.研修の適正化								
		①重複した研修内容を整理するなどし、精選した上で実施している。	②研修報告書の作成は、過度な負担とならないよう研修内容に応じて簡素化を図っている。	③研修の実施時期は、教職員の負担にならないよう、十分な調整や工夫を行っている。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①学校における研究事業については、研究テーマの精選や報告書の形式を含めた成果発表の在り方を見直している。	②その他	③特に取り組んでいない。	
北海道	178	61 (34.3%)	37 (20.8%)	97 (54.5%)	1 (0.6%)	60 (33.7%)	58 (32.6%)	2 (1.1%)	119 (66.9%)	
青森県	40	13 (32.5%)	8 (20.0%)	25 (62.5%)	0 (0.0%)	12 (30.0%)	13 (32.5%)	0 (0.0%)	27 (67.5%)	
岩手県	33	18 (54.5%)	8 (24.2%)	26 (78.8%)	1 (3.0%)	2 (6.1%)	23 (69.7%)	2 (6.1%)	8 (24.2%)	
宮城県	34	17 (50.0%)	11 (32.4%)	26 (76.5%)	2 (5.9%)	4 (11.8%)	16 (47.1%)	0 (0.0%)	18 (52.9%)	
秋田県	25	14 (56.0%)	12 (48.0%)	15 (60.0%)	1 (4.0%)	5 (20.0%)	12 (48.0%)	0 (0.0%)	13 (52.0%)	
山形県	35	26 (74.3%)	21 (60.0%)	35 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	27 (77.1%)	1 (2.9%)	7 (20.0%)	
福島県	59	29 (49.2%)	26 (44.1%)	43 (72.9%)	0 (0.0%)	11 (18.6%)	24 (40.7%)	1 (1.7%)	34 (57.6%)	
茨城県	44	32 (72.7%)	28 (63.6%)	37 (84.1%)	0 (0.0%)	1 (2.3%)	35 (79.5%)	0 (0.0%)	9 (20.5%)	
栃木県	25	24 (96.0%)	21 (84.0%)	24 (96.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (80.0%)	0 (0.0%)	5 (20.0%)	
群馬県	35	24 (68.6%)	23 (65.7%)	25 (71.4%)	1 (2.9%)	5 (14.3%)	25 (71.4%)	1 (2.9%)	9 (25.7%)	
埼玉県	62	54 (87.1%)	47 (75.8%)	58 (93.5%)	0 (0.0%)	1 (1.6%)	52 (83.9%)	1 (1.6%)	9 (14.5%)	
千葉県	53	40 (75.5%)	32 (60.4%)	45 (84.9%)	0 (0.0%)	4 (7.5%)	31 (58.5%)	3 (5.7%)	19 (35.8%)	
東京都	62	47 (75.8%)	39 (62.9%)	54 (87.1%)	0 (0.0%)	6 (9.7%)	43 (69.4%)	0 (0.0%)	19 (30.6%)	
神奈川県	30	26 (86.7%)	20 (66.7%)	28 (93.3%)	1 (3.3%)	0 (0.0%)	24 (80.0%)	3 (10.0%)	3 (10.0%)	
新潟県	29	22 (75.9%)	18 (62.1%)	24 (82.8%)	1 (3.4%)	1 (3.4%)	19 (65.5%)	0 (0.0%)	10 (34.5%)	
富山県	15	13 (86.7%)	12 (80.0%)	15 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	11 (73.3%)	0 (0.0%)	4 (26.7%)	
石川県	19	18 (94.7%)	15 (78.9%)	18 (94.7%)	1 (5.3%)	0 (0.0%)	17 (89.5%)	2 (10.5%)	1 (5.3%)	
福井県	17	12 (70.6%)	11 (64.7%)	13 (76.5%)	0 (0.0%)	1 (5.9%)	11 (64.7%)	0 (0.0%)	6 (35.3%)	
山梨県	27	13 (48.1%)	9 (33.3%)	17 (63.0%)	0 (0.0%)	7 (25.9%)	10 (37.0%)	0 (0.0%)	17 (63.0%)	
長野県	77	26 (33.8%)	16 (20.8%)	49 (63.6%)	2 (2.6%)	21 (27.3%)	20 (26.0%)	1 (1.3%)	56 (72.7%)	
岐阜県	41	35 (85.4%)	34 (82.9%)	37 (90.2%)	1 (2.4%)	1 (2.4%)	35 (85.4%)	0 (0.0%)	6 (14.6%)	
静岡県	33	27 (81.8%)	28 (84.8%)	26 (78.8%)	0 (0.0%)	2 (6.1%)	21 (63.6%)	2 (6.1%)	10 (30.3%)	
愛知県	53	42 (79.2%)	39 (73.6%)	46 (86.8%)	0 (0.0%)	4 (7.5%)	37 (69.8%)	0 (0.0%)	16 (30.2%)	
三重県	29	21 (72.4%)	18 (62.1%)	26 (89.7%)	0 (0.0%)	2 (6.9%)	18 (62.1%)	0 (0.0%)	11 (37.9%)	
滋賀県	19	17 (89.5%)	14 (73.7%)	19 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	12 (63.2%)	1 (5.3%)	6 (31.6%)	
京都府	23	19 (82.6%)	12 (52.2%)	19 (82.6%)	0 (0.0%)	1 (4.3%)	12 (52.2%)	3 (13.0%)	8 (34.8%)	
大阪府	41	37 (90.2%)	28 (68.3%)	39 (95.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	29 (70.7%)	1 (2.4%)	11 (26.8%)	
兵庫県	40	36 (90.0%)	27 (67.5%)	38 (95.0%)	0 (0.0%)	1 (2.5%)	33 (82.5%)	1 (2.5%)	6 (15.0%)	
奈良県	40	18 (45.0%)	13 (32.5%)	28 (70.0%)	0 (0.0%)	11 (27.5%)	11 (27.5%)	1 (2.5%)	28 (70.0%)	
和歌山県	30	16 (53.3%)	9 (30.0%)	20 (66.7%)	0 (0.0%)	6 (20.0%)	14 (46.7%)	0 (0.0%)	16 (53.3%)	
鳥取県	19	10 (52.6%)	12 (63.2%)	16 (84.2%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)	8 (42.1%)	0 (0.0%)	11 (57.9%)	
島根県	19	6 (31.6%)	5 (26.3%)	11 (57.9%)	1 (5.3%)	6 (31.6%)	3 (15.8%)	1 (5.3%)	15 (78.9%)	
岡山県	26	21 (80.8%)	12 (46.2%)	19 (73.1%)	0 (0.0%)	2 (7.7%)	19 (73.1%)	0 (0.0%)	7 (26.9%)	
広島県	22	20 (90.9%)	16 (72.7%)	19 (86.4%)	1 (4.5%)	0 (0.0%)	18 (81.8%)	0 (0.0%)	4 (18.2%)	
山口県	19	18 (94.7%)	15 (78.9%)	17 (89.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	17 (89.5%)	0 (0.0%)	2 (10.5%)	
徳島県	24	7 (29.2%)	11 (45.8%)	16 (66.7%)	1 (4.2%)	6 (25.0%)	10 (41.7%)	0 (0.0%)	14 (58.3%)	
香川県	17	12 (70.6%)	11 (64.7%)	14 (82.4%)	0 (0.0%)	1 (5.9%)	9 (52.9%)	0 (0.0%)	8 (47.1%)	
愛媛県	20	9 (45.0%)	10 (50.0%)	16 (80.0%)	0 (0.0%)	2 (10.0%)	9 (45.0%)	2 (10.0%)	9 (45.0%)	
高知県	34	13 (38.2%)	12 (35.3%)	27 (79.4%)	1 (2.9%)	5 (14.7%)	18 (52.9%)	0 (0.0%)	16 (47.1%)	
福岡県	58	39 (67.2%)	24 (41.4%)	46 (79.3%)	1 (1.7%)	3 (5.2%)	35 (60.3%)	1 (1.7%)	22 (37.9%)	
佐賀県	20	15 (75.0%)	15 (75.0%)	17 (85.0%)	1 (5.0%)	0 (0.0%)	13 (65.0%)	0 (0.0%)	7 (35.0%)	
長崎県	21	13 (61.9%)	12 (57.1%)	17 (81.0%)	1 (4.8%)	2 (9.5%)	16 (76.2%)	0 (0.0%)	5 (23.8%)	
熊本県	44	25 (56.8%)	18 (40.9%)	36 (81.8%)	0 (0.0%)	8 (18.2%)	23 (52.3%)	1 (2.3%)	20 (45.5%)	
大分県	18	15 (83.3%)	15 (83.3%)	14 (77.8%)	0 (0.0%)	1 (5.6%)	15 (83.3%)	0 (0.0%)	3 (16.7%)	
宮崎県	26	19 (73.1%)	23 (88.5%)	23 (88.5%)	0 (0.0%)	1 (3.8%)	24 (92.3%)	0 (0.0%)	2 (7.7%)	
鹿児島県	43	35 (81.4%)	31 (72.1%)	35 (81.4%)	0 (0.0%)	3 (7.0%)	29 (67.4%)	1 (2.3%)	13 (30.2%)	
沖縄県	41	29 (70.7%)	23 (56.1%)	33 (80.5%)	0 (0.0%)	4 (9.8%)	32 (78.0%)	0 (0.0%)	9 (22.0%)	
合計	1719	1103 (64.2%)	901 (52.4%)	1348 (78.4%)	19 (1.1%)	214 (12.4%)	1011 (58.8%)	32 (1.9%)	678 (39.4%)	

		問1 学校における業務改善について			
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について			
		H.教育委員会事務局の体制整備について			
都道府県名	市区町村数	①教育委員会における業務の適正化を図るため、業務の精選等を積極的に実施している。	②業務の適正化を図るため、総合教育会議等を通じて、首長や首長部局等とも共通理解を深めている。	③その他	④特に取り組んでいない。
		北海道	178	85 (47.8%)	81 (45.5%)
青森県	40	16 (40.0%)	14 (35.0%)	0 (0.0%)	16 (40.0%)
岩手県	33	16 (48.5%)	18 (54.5%)	1 (3.0%)	6 (18.2%)
宮城県	34	8 (23.5%)	17 (50.0%)	1 (2.9%)	13 (38.2%)
秋田県	25	10 (40.0%)	13 (52.0%)	0 (0.0%)	7 (28.0%)
山形県	35	23 (65.7%)	17 (48.6%)	1 (2.9%)	6 (17.1%)
福島県	59	33 (55.9%)	23 (39.0%)	1 (1.7%)	13 (22.0%)
茨城県	44	29 (65.9%)	18 (40.9%)	1 (2.3%)	5 (11.4%)
栃木県	25	16 (64.0%)	10 (40.0%)	0 (0.0%)	5 (20.0%)
群馬県	35	21 (60.0%)	19 (54.3%)	1 (2.9%)	6 (17.1%)
埼玉県	62	51 (82.3%)	27 (43.5%)	1 (1.6%)	7 (11.3%)
千葉県	53	35 (66.0%)	17 (32.1%)	1 (1.9%)	10 (18.9%)
東京都	62	28 (45.2%)	21 (33.9%)	4 (6.5%)	22 (35.5%)
神奈川県	30	18 (60.0%)	14 (46.7%)	1 (3.3%)	6 (20.0%)
新潟県	29	15 (51.7%)	11 (37.9%)	1 (3.4%)	8 (27.6%)
富山県	15	12 (80.0%)	5 (33.3%)	0 (0.0%)	2 (13.3%)
石川県	19	16 (84.2%)	12 (63.2%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)
福井県	17	10 (58.8%)	8 (47.1%)	2 (11.8%)	2 (11.8%)
山梨県	27	17 (63.0%)	9 (33.3%)	0 (0.0%)	7 (25.9%)
長野県	77	29 (37.7%)	44 (57.1%)	4 (5.2%)	20 (26.0%)
岐阜県	41	28 (68.3%)	23 (56.1%)	0 (0.0%)	6 (14.6%)
静岡県	33	23 (69.7%)	16 (48.5%)	2 (6.1%)	4 (12.1%)
愛知県	53	36 (67.9%)	26 (49.1%)	0 (0.0%)	9 (17.0%)
三重県	29	24 (82.8%)	16 (55.2%)	0 (0.0%)	2 (6.9%)
滋賀県	19	12 (63.2%)	10 (52.6%)	1 (5.3%)	2 (10.5%)
京都府	23	11 (47.8%)	7 (30.4%)	1 (4.3%)	8 (34.8%)
大阪府	41	28 (68.3%)	14 (34.1%)	1 (2.4%)	8 (19.5%)
兵庫県	40	32 (80.0%)	16 (40.0%)	3 (7.5%)	4 (10.0%)
奈良県	40	15 (37.5%)	17 (42.5%)	1 (2.5%)	14 (35.0%)
和歌山県	30	11 (36.7%)	11 (36.7%)	0 (0.0%)	12 (40.0%)
鳥取県	19	10 (52.6%)	8 (42.1%)	0 (0.0%)	6 (31.6%)
島根県	19	8 (42.1%)	6 (31.6%)	1 (5.3%)	8 (42.1%)
岡山県	26	15 (57.7%)	9 (34.6%)	0 (0.0%)	9 (34.6%)
広島県	22	16 (72.7%)	8 (36.4%)	0 (0.0%)	2 (9.1%)
山口県	19	15 (78.9%)	10 (52.6%)	0 (0.0%)	4 (21.1%)
徳島県	24	10 (41.7%)	11 (45.8%)	0 (0.0%)	9 (37.5%)
香川県	17	9 (52.9%)	8 (47.1%)	1 (5.9%)	3 (17.6%)
愛媛県	20	13 (65.0%)	10 (50.0%)	0 (0.0%)	2 (10.0%)
高知県	34	11 (32.4%)	15 (44.1%)	2 (5.9%)	12 (35.3%)
福岡県	58	36 (62.1%)	24 (41.4%)	1 (1.7%)	11 (19.0%)
佐賀県	20	13 (65.0%)	8 (40.0%)	0 (0.0%)	6 (30.0%)
長崎県	21	14 (66.7%)	11 (52.4%)	0 (0.0%)	4 (19.0%)
熊本県	44	24 (54.5%)	19 (43.2%)	0 (0.0%)	10 (22.7%)
大分県	18	9 (50.0%)	10 (55.6%)	1 (5.6%)	6 (33.3%)
宮崎県	26	19 (73.1%)	15 (57.7%)	0 (0.0%)	1 (3.8%)
鹿児島県	43	28 (65.1%)	11 (25.6%)	1 (2.3%)	13 (30.2%)
沖縄県	41	21 (51.2%)	17 (41.5%)	1 (2.4%)	10 (24.4%)
合計	1719	979 (57.0%)	754 (43.9%)	40 (2.3%)	400 (23.3%)

		問1 学校における業務改善について					
		(2)業務に係る負担軽減の取組					
		A.登下校に関する対応			B.放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応について		
都道府県名	市区町村数	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心的に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心的に担うこととしてはいないが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心的に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心的に担うこととしてはいないが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。
		北海道	178	22 (12.4%)	65 (36.5%)	91 (51.1%)	24 (13.5%)
青森県	40	5 (12.5%)	8 (20.0%)	27 (67.5%)	5 (12.5%)	4 (10.0%)	31 (77.5%)
岩手県	33	3 (9.1%)	17 (51.5%)	13 (39.4%)	2 (6.1%)	3 (9.1%)	28 (84.8%)
宮城県	34	4 (11.8%)	17 (38.2%)	17 (50.0%)	1 (2.9%)	6 (17.6%)	27 (79.4%)
秋田県	25	4 (16.0%)	10 (40.0%)	11 (44.0%)	5 (20.0%)	3 (12.0%)	17 (68.0%)
山形県	35	4 (11.4%)	15 (42.9%)	16 (45.7%)	3 (8.6%)	6 (17.1%)	26 (74.3%)
福島県	59	16 (27.1%)	18 (30.5%)	25 (42.4%)	6 (10.2%)	7 (11.9%)	46 (78.0%)
茨城県	44	3 (6.8%)	27 (61.4%)	14 (31.8%)	3 (6.8%)	10 (22.7%)	31 (70.5%)
栃木県	25	4 (16.0%)	15 (60.0%)	6 (24.0%)	4 (16.0%)	6 (24.0%)	15 (60.0%)
群馬県	35	3 (8.6%)	14 (40.0%)	18 (51.4%)	5 (14.3%)	6 (17.1%)	24 (68.6%)
埼玉県	62	11 (17.7%)	35 (56.5%)	16 (25.8%)	6 (9.7%)	15 (24.2%)	41 (66.1%)
千葉県	53	4 (7.5%)	35 (66.0%)	14 (26.4%)	3 (5.7%)	14 (26.4%)	36 (67.9%)
東京都	62	12 (19.4%)	27 (43.5%)	23 (37.1%)	5 (8.1%)	8 (12.9%)	49 (79.0%)
神奈川県	30	2 (6.7%)	20 (66.7%)	8 (26.7%)	4 (13.3%)	9 (30.0%)	17 (56.7%)
新潟県	29	5 (17.2%)	11 (37.9%)	13 (44.8%)	2 (6.9%)	5 (17.2%)	22 (75.9%)
富山県	15	4 (26.7%)	8 (53.3%)	3 (20.0%)	1 (6.7%)	5 (33.3%)	9 (60.0%)
石川県	19	0 (0.0%)	15 (78.9%)	4 (21.1%)	2 (10.5%)	6 (31.6%)	11 (57.9%)
福井県	17	2 (11.8%)	8 (47.1%)	7 (41.2%)	6 (35.3%)	4 (23.5%)	7 (41.2%)
山梨県	27	2 (7.4%)	16 (59.3%)	9 (33.3%)	3 (11.1%)	5 (18.5%)	19 (70.4%)
長野県	77	8 (10.4%)	29 (37.7%)	40 (51.9%)	7 (9.1%)	14 (18.2%)	56 (72.7%)
岐阜県	41	5 (12.2%)	27 (65.9%)	9 (22.0%)	2 (4.9%)	13 (31.7%)	26 (63.4%)
静岡県	33	4 (12.1%)	19 (57.6%)	10 (30.3%)	5 (15.2%)	9 (27.3%)	19 (57.6%)
愛知県	53	2 (3.8%)	27 (50.9%)	24 (45.3%)	3 (5.7%)	7 (13.2%)	43 (81.1%)
三重県	29	3 (10.3%)	16 (55.2%)	10 (34.5%)	7 (24.1%)	7 (24.1%)	15 (51.7%)
滋賀県	19	3 (15.8%)	12 (63.2%)	4 (21.1%)	1 (5.3%)	4 (21.1%)	14 (73.7%)
京都府	23	1 (4.3%)	14 (60.9%)	8 (34.8%)	1 (4.3%)	6 (26.1%)	16 (69.6%)
大阪府	41	10 (24.4%)	23 (56.1%)	8 (19.5%)	9 (22.0%)	9 (22.0%)	23 (56.1%)
兵庫県	40	4 (10.0%)	27 (67.5%)	9 (22.5%)	2 (5.0%)	19 (47.5%)	19 (47.5%)
奈良県	40	7 (17.5%)	20 (50.0%)	13 (32.5%)	5 (12.5%)	11 (27.5%)	24 (60.0%)
和歌山県	30	4 (13.3%)	13 (43.3%)	13 (43.3%)	3 (10.0%)	5 (16.7%)	22 (73.3%)
鳥取県	19	1 (5.3%)	9 (47.4%)	9 (47.4%)	1 (5.3%)	3 (15.8%)	15 (78.9%)
島根県	19	0 (0.0%)	4 (21.1%)	15 (78.9%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)	18 (94.7%)
岡山県	26	2 (7.7%)	9 (34.6%)	15 (57.7%)	3 (11.5%)	2 (7.7%)	21 (80.8%)
広島県	22	5 (22.7%)	6 (27.3%)	11 (50.0%)	1 (4.5%)	3 (13.6%)	18 (81.8%)
山口県	19	0 (0.0%)	12 (63.2%)	7 (36.8%)	2 (10.5%)	6 (31.6%)	11 (57.9%)
徳島県	24	2 (8.3%)	12 (50.0%)	10 (41.7%)	8 (33.3%)	6 (25.0%)	10 (41.7%)
香川県	17	0 (0.0%)	10 (58.8%)	7 (41.2%)	2 (11.8%)	5 (29.4%)	10 (58.8%)
愛媛県	20	2 (10.0%)	6 (30.0%)	12 (60.0%)	5 (25.0%)	3 (15.0%)	12 (60.0%)
高知県	34	9 (26.5%)	11 (32.4%)	14 (41.2%)	17 (50.0%)	4 (11.8%)	13 (38.2%)
福岡県	58	10 (17.2%)	31 (53.4%)	17 (29.3%)	9 (15.5%)	15 (25.9%)	34 (58.6%)
佐賀県	20	4 (20.0%)	10 (50.0%)	6 (30.0%)	1 (5.0%)	6 (30.0%)	13 (65.0%)
長崎県	21	1 (4.8%)	11 (52.4%)	9 (42.9%)	2 (9.5%)	8 (38.1%)	11 (52.4%)
熊本県	44	7 (15.9%)	13 (29.5%)	24 (54.5%)	4 (9.1%)	9 (20.5%)	31 (70.5%)
大分県	18	2 (11.1%)	8 (44.4%)	8 (44.4%)	1 (5.6%)	7 (38.9%)	10 (55.6%)
宮崎県	26	5 (19.2%)	7 (26.9%)	14 (53.8%)	3 (11.5%)	4 (15.4%)	19 (73.1%)
鹿児島県	43	7 (16.3%)	19 (44.2%)	17 (39.5%)	7 (16.3%)	10 (23.3%)	26 (60.5%)
沖縄県	41	7 (17.1%)	11 (26.8%)	23 (56.1%)	9 (22.0%)	8 (19.5%)	24 (58.5%)
合計	1719	225 (13.1%)	793 (46.1%)	701 (40.8%)	210 (12.2%)	353 (20.5%)	1156 (67.2%)



都道府県名	市区町村数	問1 学校における業務改善について					
		(2)業務に係る負担軽減の取組					
		C.学校徴収金(学校給食費は除く。)の徴収・管理について					
	①公会計で処理している。 (一部の徴収金を公会計に移行した場合を含む。)	②教育委員会事務局が徴収・管理業務を担っている。	③首長部局が徴収・管理業務を担っている。	④学校が徴収・管理業務を担っているが、教師以外の者が担当するよう、指導・助言や必要な支援を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	
北海道	178	2 (1.1%)	8 (4.5%)	0 (0.0%)	57 (32.0%)	9 (5.1%)	105 (59.0%)
青森県	40	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	22 (55.0%)	2 (5.0%)	16 (40.0%)
岩手県	33	0 (0.0%)	2 (6.1%)	0 (0.0%)	8 (24.2%)	5 (15.2%)	18 (54.5%)
宮城県	34	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	24 (70.6%)	2 (5.9%)	9 (26.5%)
秋田県	25	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	16 (64.0%)	2 (8.0%)	7 (28.0%)
山形県	35	3 (8.6%)	1 (2.9%)	1 (2.9%)	19 (54.3%)	3 (8.6%)	11 (31.4%)
福島県	59	2 (3.4%)	2 (3.4%)	0 (0.0%)	24 (40.7%)	2 (3.4%)	30 (50.8%)
茨城県	44	2 (4.5%)	2 (4.5%)	0 (0.0%)	25 (56.8%)	2 (4.5%)	14 (31.8%)
栃木県	25	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	11 (44.0%)	2 (8.0%)	12 (48.0%)
群馬県	35	0 (0.0%)	2 (5.7%)	0 (0.0%)	15 (42.9%)	2 (5.7%)	17 (48.6%)
埼玉県	62	2 (3.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	25 (40.3%)	5 (8.1%)	32 (51.6%)
千葉県	53	1 (1.9%)	1 (1.9%)	1 (1.9%)	23 (43.4%)	7 (13.2%)	20 (37.7%)
東京都	62	0 (0.0%)	2 (3.2%)	0 (0.0%)	22 (35.5%)	11 (17.7%)	28 (45.2%)
神奈川県	30	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (13.3%)	2 (6.7%)	25 (83.3%)
新潟県	29	0 (0.0%)	1 (3.4%)	0 (0.0%)	14 (48.3%)	5 (17.2%)	10 (34.5%)
富山県	15	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (13.3%)	2 (13.3%)	11 (73.3%)
石川県	19	0 (0.0%)	3 (15.8%)	0 (0.0%)	8 (42.1%)	2 (10.5%)	6 (31.6%)
福井県	17	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	9 (52.9%)	1 (5.9%)	7 (41.2%)
山梨県	27	0 (0.0%)	2 (7.4%)	0 (0.0%)	4 (14.8%)	1 (3.7%)	20 (74.1%)
長野県	77	0 (0.0%)	2 (2.6%)	0 (0.0%)	23 (29.9%)	4 (5.2%)	48 (62.3%)
岐阜県	41	1 (2.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (48.8%)	2 (4.9%)	19 (46.3%)
静岡県	33	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	21 (63.6%)	2 (6.1%)	10 (30.3%)
愛知県	53	2 (3.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	23 (43.4%)	1 (1.9%)	27 (50.9%)
三重県	29	1 (3.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	11 (37.9%)	3 (10.3%)	14 (48.3%)
滋賀県	19	0 (0.0%)	1 (5.3%)	0 (0.0%)	14 (73.7%)	0 (0.0%)	4 (21.1%)
京都府	23	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (26.1%)	4 (17.4%)	13 (56.5%)
大阪府	41	1 (2.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (48.8%)	3 (7.3%)	17 (41.5%)
兵庫県	40	1 (2.5%)	2 (5.0%)	0 (0.0%)	15 (37.5%)	10 (25.0%)	14 (35.0%)
奈良県	40	2 (5.0%)	2 (5.0%)	0 (0.0%)	10 (25.0%)	2 (5.0%)	26 (65.0%)
和歌山県	30	0 (0.0%)	3 (10.0%)	1 (3.3%)	7 (23.3%)	0 (0.0%)	19 (63.3%)
鳥取県	19	2 (10.5%)	2 (10.5%)	0 (0.0%)	13 (68.4%)	0 (0.0%)	4 (21.1%)
島根県	19	0 (0.0%)	1 (5.3%)	0 (0.0%)	6 (31.6%)	2 (10.5%)	11 (57.9%)
岡山県	26	1 (3.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	11 (42.3%)	0 (0.0%)	14 (53.8%)
広島県	22	0 (0.0%)	4 (18.2%)	0 (0.0%)	9 (40.9%)	3 (13.6%)	8 (36.4%)
山口県	19	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	15 (78.9%)	2 (10.5%)	2 (10.5%)
徳島県	24	0 (0.0%)	1 (4.2%)	0 (0.0%)	12 (50.0%)	2 (8.3%)	10 (41.7%)
香川県	17	0 (0.0%)	1 (5.9%)	0 (0.0%)	8 (47.1%)	2 (11.8%)	7 (41.2%)
愛媛県	20	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (30.0%)	2 (10.0%)	12 (60.0%)
高知県	34	0 (0.0%)	1 (2.9%)	0 (0.0%)	17 (50.0%)	6 (17.6%)	11 (32.4%)
福岡県	58	0 (0.0%)	2 (3.4%)	0 (0.0%)	29 (50.0%)	2 (3.4%)	25 (43.1%)
佐賀県	20	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	15 (75.0%)	1 (5.0%)	4 (20.0%)
長崎県	21	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	9 (42.9%)	4 (19.0%)	9 (42.9%)
熊本県	44	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	19 (43.2%)	2 (4.5%)	23 (52.3%)
大分県	18	1 (5.6%)	1 (5.6%)	0 (0.0%)	7 (38.9%)	3 (16.7%)	7 (38.9%)
宮崎県	26	0 (0.0%)	1 (3.8%)	0 (0.0%)	12 (46.2%)	4 (15.4%)	9 (34.6%)
鹿児島県	43	0 (0.0%)	1 (2.3%)	0 (0.0%)	17 (39.5%)	1 (2.3%)	24 (55.8%)
沖縄県	41	0 (0.0%)	3 (7.3%)	1 (2.4%)	16 (39.0%)	4 (9.8%)	19 (46.3%)
合計	1719	24 (1.4%)	54 (3.1%)	4 (0.2%)	723 (42.1%)	138 (8.0%)	808 (47.0%)

都道府県名	市区町村数	問1 学校における業務改善について					
		(2)業務に係る負担軽減の取組					
		D.地域ボランティアとの連絡調整について					
		①地域ボランティアとの連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員(社会教育法第9条の7)等の学校以外の主体が中心に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している。	②学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、校務分掌上へ位置付けるように学校に対して指導助言を行っている。	③学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、学校管理規則や標準職務例に規定している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	
北海道	178	61 (34.3%)	20 (11.2%)	0 (0.0%)	17 (9.6%)	86 (48.3%)	
青森県	40	6 (15.0%)	5 (12.5%)	0 (0.0%)	2 (5.0%)	27 (67.5%)	
岩手県	33	9 (27.3%)	9 (27.3%)	0 (0.0%)	3 (9.1%)	13 (39.4%)	
宮城県	34	10 (29.4%)	23 (67.6%)	1 (2.9%)	1 (2.9%)	8 (23.5%)	
秋田県	25	11 (44.0%)	8 (32.0%)	0 (0.0%)	3 (12.0%)	6 (24.0%)	
山形県	35	18 (51.4%)	10 (28.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	10 (28.6%)	
福島県	59	23 (39.0%)	13 (22.0%)	0 (0.0%)	2 (3.4%)	25 (42.4%)	
茨城県	44	8 (18.2%)	11 (25.0%)	0 (0.0%)	4 (9.1%)	21 (47.7%)	
栃木県	25	13 (52.0%)	21 (84.0%)	1 (4.0%)	2 (8.0%)	0 (0.0%)	
群馬県	35	4 (11.4%)	19 (54.3%)	0 (0.0%)	1 (2.9%)	12 (34.3%)	
埼玉県	62	8 (12.9%)	28 (45.2%)	0 (0.0%)	3 (4.8%)	26 (41.9%)	
千葉県	53	17 (32.1%)	18 (34.0%)	0 (0.0%)	2 (3.8%)	22 (41.5%)	
東京都	62	24 (38.7%)	8 (12.9%)	0 (0.0%)	4 (6.5%)	30 (48.4%)	
神奈川県	30	5 (16.7%)	10 (33.3%)	0 (0.0%)	5 (16.7%)	13 (43.3%)	
新潟県	29	12 (41.4%)	18 (62.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (17.2%)	
富山県	15	1 (6.7%)	4 (26.7%)	0 (0.0%)	2 (13.3%)	8 (53.3%)	
石川県	19	4 (21.1%)	7 (36.8%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)	8 (42.1%)	
福井県	17	0 (0.0%)	4 (23.5%)	0 (0.0%)	1 (5.9%)	12 (70.6%)	
山梨県	27	3 (11.1%)	3 (11.1%)	0 (0.0%)	3 (11.1%)	18 (66.7%)	
長野県	77	33 (42.9%)	12 (15.6%)	1 (1.3%)	6 (7.8%)	29 (37.7%)	
岐阜県	41	7 (17.1%)	10 (24.4%)	0 (0.0%)	6 (14.6%)	22 (53.7%)	
静岡県	33	16 (48.5%)	11 (33.3%)	0 (0.0%)	6 (18.2%)	7 (21.2%)	
愛知県	53	10 (18.9%)	10 (18.9%)	0 (0.0%)	5 (9.4%)	31 (58.5%)	
三重県	29	6 (20.7%)	7 (24.1%)	0 (0.0%)	1 (3.4%)	17 (58.6%)	
滋賀県	19	10 (52.6%)	15 (78.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
京都府	23	7 (30.4%)	4 (17.4%)	0 (0.0%)	2 (8.7%)	11 (47.8%)	
大阪府	41	14 (34.1%)	13 (31.7%)	0 (0.0%)	3 (7.3%)	16 (39.0%)	
兵庫県	40	14 (35.0%)	12 (30.0%)	0 (0.0%)	4 (10.0%)	14 (35.0%)	
奈良県	40	16 (40.0%)	10 (25.0%)	0 (0.0%)	2 (5.0%)	15 (37.5%)	
和歌山県	30	9 (30.0%)	12 (40.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	11 (36.7%)	
鳥取県	19	7 (36.8%)	4 (21.1%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)	9 (47.4%)	
島根県	19	10 (52.6%)	2 (10.5%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)	9 (47.4%)	
岡山県	26	5 (19.2%)	21 (80.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (7.7%)	
広島県	22	4 (18.2%)	3 (13.6%)	0 (0.0%)	1 (4.5%)	14 (63.6%)	
山口県	19	12 (63.2%)	17 (89.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)	
徳島県	24	5 (20.8%)	5 (20.8%)	1 (4.2%)	2 (8.3%)	12 (50.0%)	
香川県	17	4 (23.5%)	3 (17.6%)	0 (0.0%)	3 (17.6%)	7 (41.2%)	
愛媛県	20	4 (20.0%)	2 (10.0%)	0 (0.0%)	2 (10.0%)	11 (55.0%)	
高知県	34	23 (67.6%)	6 (17.6%)	0 (0.0%)	5 (14.7%)	4 (11.8%)	
福岡県	58	12 (20.7%)	16 (27.6%)	0 (0.0%)	6 (10.3%)	26 (44.8%)	
佐賀県	20	5 (25.0%)	8 (40.0%)	0 (0.0%)	2 (10.0%)	7 (35.0%)	
長崎県	21	2 (9.5%)	11 (52.4%)	0 (0.0%)	1 (4.8%)	9 (42.9%)	
熊本県	44	18 (40.9%)	14 (31.8%)	1 (2.3%)	1 (2.3%)	17 (38.6%)	
大分県	18	5 (27.8%)	11 (61.1%)	0 (0.0%)	1 (5.6%)	5 (27.8%)	
宮崎県	26	12 (46.2%)	5 (19.2%)	0 (0.0%)	2 (7.7%)	9 (34.6%)	
鹿児島県	43	13 (30.2%)	17 (39.5%)	0 (0.0%)	2 (4.7%)	14 (32.6%)	
沖縄県	41	14 (34.1%)	15 (36.6%)	0 (0.0%)	4 (9.8%)	13 (31.7%)	
合計	1719	534 (31.1%)	515 (30.0%)	5 (0.3%)	125 (7.3%)	692 (40.3%)	

		問1 学校における業務改善について									
		(2)業務に係る負担軽減の取組									
		E.調査・統計等への回答等について									
都道府県名	市区町村数	①教育委員会による学校への調査・照会について、それぞれの調査の対象(悉皆/抽出)・頻度・時期・内容・様式等を精査している。	②教育委員会による学校への調査・照会について、調査の一元化等により回数を削減した。	③域内共通ネットワーク型の校務支援システムを構築し、当該システムから教育委員会が情報を取得することによって調査回数を削減している。	④首長部局に対して、学校を対象とした調査を行う場合は、調査項目の精査や負担軽減に向けた見直しを行うよう働きかけている。	⑤民間団体等からの、作文・絵画コンクール等への出展依頼や家庭向けの配布依頼等について、当該団体等に対して、教育委員会経由での連絡や学校によらない子供たちへの周知方法の検討などの協力を要請している。	⑥民間団体等からの依頼を学校宛てに連絡する際は、例えば、教育委員会が後援名義を出しているもの、所管団体が主催しているもの、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるものであるなど、一定の基準を設けて、真に効果的に必要なものに精選している。	⑦学校における調査・統計等への回答は、例えば、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に深く関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答するよう促している(工夫している)。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない。	
		北海道	178	112 (62.9%)	34 (19.1%)	5 (2.8%)	53 (29.8%)	21 (11.8%)	43 (24.2%)	30 (16.9%)	3 (1.7%)
青森県	40	20 (50.0%)	4 (10.0%)	0 (0.0%)	8 (20.0%)	3 (7.5%)	4 (10.0%)	5 (12.5%)	0 (0.0%)	13 (32.5%)	
岩手県	33	20 (60.6%)	7 (21.2%)	2 (6.1%)	7 (21.2%)	5 (15.2%)	10 (30.3%)	4 (12.1%)	0 (0.0%)	6 (18.2%)	
宮城県	34	19 (55.9%)	5 (14.7%)	1 (2.9%)	6 (17.6%)	3 (8.8%)	11 (32.4%)	3 (8.8%)	1 (2.9%)	9 (26.5%)	
秋田県	25	17 (68.0%)	7 (28.0%)	5 (20.0%)	8 (32.0%)	3 (12.0%)	7 (28.0%)	2 (8.0%)	2 (8.0%)	4 (16.0%)	
山形県	35	28 (80.0%)	10 (28.6%)	1 (2.9%)	13 (37.1%)	11 (31.4%)	11 (31.4%)	4 (11.4%)	1 (2.9%)	3 (8.6%)	
福島県	59	41 (69.5%)	8 (13.6%)	2 (3.4%)	8 (13.6%)	8 (13.6%)	20 (33.9%)	1 (1.7%)	2 (3.4%)	11 (18.6%)	
茨城県	44	28 (63.6%)	7 (15.9%)	10 (22.7%)	10 (22.7%)	7 (15.9%)	17 (38.6%)	6 (13.6%)	3 (6.8%)	7 (15.9%)	
栃木県	25	19 (76.0%)	9 (36.0%)	5 (20.0%)	10 (40.0%)	8 (32.0%)	11 (44.0%)	4 (16.0%)	0 (0.0%)	2 (8.0%)	
群馬県	35	22 (62.9%)	10 (28.6%)	9 (25.7%)	7 (20.0%)	6 (17.1%)	13 (37.1%)	5 (14.3%)	1 (2.9%)	7 (20.0%)	
埼玉県	62	54 (87.1%)	30 (48.4%)	13 (21.0%)	18 (29.0%)	19 (30.6%)	35 (56.5%)	8 (12.9%)	0 (0.0%)	1 (1.6%)	
千葉県	53	36 (67.9%)	14 (26.4%)	13 (24.5%)	20 (37.7%)	10 (18.9%)	22 (41.5%)	11 (20.8%)	0 (0.0%)	8 (15.1%)	
東京都	62	43 (69.4%)	15 (24.2%)	9 (14.5%)	16 (25.8%)	12 (19.4%)	27 (43.5%)	8 (12.9%)	4 (6.5%)	10 (16.1%)	
神奈川県	30	21 (70.0%)	7 (23.3%)	6 (20.0%)	11 (36.7%)	13 (43.3%)	22 (73.3%)	5 (16.7%)	0 (0.0%)	1 (3.3%)	
新潟県	29	23 (79.3%)	8 (27.6%)	7 (24.1%)	3 (10.3%)	7 (24.1%)	15 (51.7%)	3 (10.3%)	2 (6.9%)	3 (10.3%)	
富山県	15	11 (73.3%)	4 (26.7%)	5 (33.3%)	7 (46.7%)	9 (60.0%)	8 (53.3%)	2 (13.3%)	0 (0.0%)	1 (6.7%)	
石川県	19	17 (89.5%)	9 (47.4%)	5 (26.3%)	7 (36.8%)	4 (21.1%)	9 (47.4%)	5 (26.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
福井県	17	10 (58.8%)	3 (17.6%)	2 (11.8%)	8 (47.1%)	5 (29.4%)	8 (47.1%)	2 (11.8%)	0 (0.0%)	4 (23.5%)	
山梨県	27	14 (51.9%)	9 (33.3%)	4 (14.8%)	6 (22.2%)	8 (29.6%)	9 (33.3%)	2 (7.4%)	1 (3.7%)	8 (29.6%)	
長野県	77	25 (32.5%)	14 (18.2%)	3 (3.9%)	23 (29.9%)	15 (19.5%)	40 (51.9%)	15 (19.5%)	0 (0.0%)	11 (14.3%)	
岐阜県	41	28 (68.3%)	11 (26.8%)	3 (7.3%)	15 (36.6%)	18 (43.9%)	25 (61.0%)	4 (9.8%)	1 (2.4%)	4 (9.8%)	
静岡県	33	21 (63.6%)	10 (30.3%)	9 (27.3%)	16 (48.5%)	19 (57.6%)	26 (78.8%)	6 (18.2%)	0 (0.0%)	3 (9.1%)	
愛知県	53	35 (66.0%)	21 (39.6%)	18 (34.0%)	22 (41.5%)	27 (50.9%)	43 (81.1%)	8 (15.1%)	0 (0.0%)	4 (7.5%)	
三重県	29	27 (93.1%)	10 (34.5%)	3 (10.3%)	9 (31.0%)	12 (41.4%)	19 (65.5%)	4 (13.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
滋賀県	19	17 (89.5%)	7 (36.8%)	3 (15.8%)	8 (42.1%)	5 (26.3%)	13 (68.4%)	2 (10.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
京都府	23	10 (43.5%)	4 (17.4%)	3 (13.0%)	5 (21.7%)	6 (26.1%)	11 (47.8%)	3 (13.0%)	1 (4.3%)	6 (26.1%)	
大阪府	41	31 (75.6%)	17 (41.5%)	13 (31.7%)	11 (26.8%)	13 (31.7%)	26 (63.4%)	4 (9.8%)	0 (0.0%)	3 (7.3%)	
兵庫県	40	32 (80.0%)	16 (40.0%)	14 (35.0%)	25 (62.5%)	18 (45.0%)	26 (65.0%)	6 (15.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
奈良県	40	17 (42.5%)	6 (15.0%)	1 (2.5%)	6 (15.0%)	9 (22.5%)	18 (45.0%)	4 (10.0%)	0 (0.0%)	10 (25.0%)	
和歌山県	30	15 (50.0%)	5 (16.7%)	3 (10.0%)	1 (3.3%)	2 (6.7%)	12 (40.0%)	4 (13.3%)	1 (3.3%)	9 (30.0%)	
鳥取県	19	11 (57.9%)	1 (5.3%)	6 (31.6%)	4 (21.1%)	3 (15.8%)	9 (47.4%)	3 (15.8%)	0 (0.0%)	5 (26.3%)	
島根県	19	4 (21.1%)	2 (10.5%)	1 (5.3%)	4 (21.1%)	4 (21.1%)	5 (26.3%)	3 (15.8%)	0 (0.0%)	8 (42.1%)	
岡山県	26	18 (69.2%)	6 (23.1%)	6 (23.1%)	6 (23.1%)	2 (7.7%)	8 (30.8%)	5 (19.2%)	0 (0.0%)	2 (7.7%)	
広島県	22	15 (68.2%)	7 (31.8%)	2 (9.1%)	6 (27.3%)	4 (18.2%)	11 (50.0%)	3 (13.6%)	0 (0.0%)	5 (22.7%)	
山口県	19	16 (84.2%)	10 (52.6%)	3 (15.8%)	8 (42.1%)	5 (26.3%)	14 (73.7%)	1 (5.3%)	0 (0.0%)	2 (10.5%)	
徳島県	24	8 (33.3%)	3 (12.5%)	1 (4.2%)	9 (37.5%)	6 (25.0%)	11 (45.8%)	8 (33.3%)	1 (4.2%)	5 (20.8%)	
香川県	17	10 (58.8%)	4 (23.5%)	4 (23.5%)	1 (5.9%)	9 (52.9%)	10 (58.8%)	2 (11.8%)	0 (0.0%)	3 (17.6%)	
愛媛県	20	7 (35.0%)	6 (30.0%)	5 (25.0%)	6 (30.0%)	6 (30.0%)	13 (65.0%)	5 (25.0%)	0 (0.0%)	2 (10.0%)	
高知県	34	15 (44.1%)	5 (14.7%)	1 (2.9%)	7 (20.6%)	6 (17.6%)	11 (32.4%)	6 (17.6%)	0 (0.0%)	13 (38.2%)	
福岡県	58	32 (55.2%)	12 (20.7%)	4 (6.9%)	12 (20.7%)	7 (12.1%)	31 (53.4%)	12 (20.7%)	1 (1.7%)	9 (15.5%)	
佐賀県	20	18 (90.0%)	6 (30.0%)	6 (30.0%)	7 (35.0%)	2 (10.0%)	6 (30.0%)	6 (30.0%)	0 (0.0%)	1 (5.0%)	
長崎県	21	18 (85.7%)	5 (23.8%)	2 (9.5%)	10 (47.6%)	3 (14.3%)	12 (57.1%)	5 (23.8%)	0 (0.0%)	2 (9.5%)	
熊本県	44	21 (47.7%)	10 (22.7%)	9 (20.5%)	6 (13.6%)	7 (15.9%)	11 (25.0%)	5 (11.4%)	1 (2.3%)	9 (20.5%)	
大分県	18	11 (61.1%)	3 (16.7%)	2 (11.1%)	6 (33.3%)	3 (16.7%)	10 (55.6%)	3 (16.7%)	0 (0.0%)	4 (22.2%)	
宮崎県	26	17 (65.4%)	7 (26.9%)	4 (15.4%)	9 (34.6%)	5 (19.2%)	7 (26.9%)	2 (7.7%)	0 (0.0%)	3 (11.5%)	
鹿児島県	43	34 (79.1%)	14 (32.6%)	5 (11.6%)	12 (27.9%)	5 (11.6%)	17 (39.5%)	5 (11.6%)	0 (0.0%)	5 (11.6%)	
沖縄県	41	20 (48.8%)	9 (22.0%)	3 (7.3%)	10 (24.4%)	11 (26.8%)	13 (31.7%)	4 (9.8%)	1 (2.4%)	9 (22.0%)	
合計	1719	1088 (63.3%)	431 (25.1%)	241 (14.0%)	490 (28.5%)	394 (22.9%)	760 (44.2%)	248 (14.4%)	27 (1.6%)	269 (15.6%)	

都道府県名	市区町村数	問1 学校における業務改善について					問1 学校における業務改善について				
		(2)業務に係る負担軽減の取組					(2)業務に係る負担軽減の取組				
		F.児童生徒の休み時間における対応について					G.校内清掃について				
		①地域人材等の協力を得ている。	②輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	③その他	④特に取り組んでいない。		①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③清掃指導について、輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
北海道	178	4 (2.2%)	8 (4.5%)	5 (2.8%)	161 (90.4%)	3 (1.7%)	13 (7.3%)	7 (3.9%)	14 (7.9%)	145 (81.5%)	
青森県	40	1 (2.5%)	4 (10.0%)	0 (0.0%)	35 (87.5%)	1 (2.5%)	2 (5.0%)	5 (12.5%)	4 (10.0%)	28 (70.0%)	
岩手県	33	0 (0.0%)	2 (6.1%)	0 (0.0%)	31 (93.9%)	2 (6.1%)	1 (3.0%)	1 (3.0%)	1 (3.0%)	29 (87.9%)	
宮城県	34	0 (0.0%)	2 (5.9%)	4 (11.8%)	28 (82.4%)	1 (2.9%)	1 (2.9%)	0 (0.0%)	5 (14.7%)	28 (82.4%)	
秋田県	25	2 (8.0%)	6 (24.0%)	2 (8.0%)	17 (68.0%)	1 (4.0%)	6 (24.0%)	2 (8.0%)	0 (0.0%)	18 (72.0%)	
山形県	35	3 (8.6%)	6 (17.1%)	1 (2.9%)	25 (71.4%)	1 (2.9%)	1 (2.9%)	2 (5.7%)	4 (11.4%)	27 (77.1%)	
福島県	59	0 (0.0%)	2 (3.4%)	1 (1.7%)	56 (94.9%)	3 (5.1%)	4 (6.8%)	1 (1.7%)	4 (6.8%)	48 (81.4%)	
茨城県	44	0 (0.0%)	18 (40.9%)	1 (2.3%)	25 (56.8%)	3 (6.8%)	1 (2.3%)	5 (11.4%)	1 (2.3%)	36 (81.8%)	
栃木県	25	2 (8.0%)	4 (16.0%)	0 (0.0%)	19 (76.0%)	3 (12.0%)	1 (4.0%)	1 (4.0%)	1 (4.0%)	20 (80.0%)	
群馬県	35	1 (2.9%)	3 (8.6%)	0 (0.0%)	31 (88.6%)	2 (5.7%)	4 (11.4%)	4 (11.4%)	2 (5.7%)	26 (74.3%)	
埼玉県	62	7 (11.3%)	5 (8.1%)	3 (4.8%)	52 (83.9%)	9 (14.5%)	1 (1.6%)	2 (3.2%)	2 (3.2%)	50 (80.6%)	
千葉県	53	1 (1.9%)	2 (3.8%)	2 (3.8%)	48 (90.6%)	6 (11.3%)	3 (5.7%)	1 (1.9%)	4 (7.5%)	43 (81.1%)	
東京都	62	4 (6.5%)	8 (12.9%)	3 (4.8%)	49 (79.0%)	5 (8.1%)	16 (25.8%)	3 (4.8%)	17 (27.4%)	31 (50.0%)	
神奈川県	30	3 (10.0%)	2 (6.7%)	2 (6.7%)	24 (80.0%)	8 (26.7%)	6 (20.0%)	1 (3.3%)	8 (26.7%)	10 (33.3%)	
新潟県	29	0 (0.0%)	4 (13.8%)	2 (6.9%)	23 (79.3%)	1 (3.4%)	1 (3.4%)	2 (6.9%)	2 (6.9%)	25 (86.2%)	
富山県	15	1 (6.7%)	4 (26.7%)	0 (0.0%)	10 (66.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)	14 (93.3%)	
石川県	19	1 (5.3%)	2 (10.5%)	2 (10.5%)	14 (73.7%)	1 (5.3%)	1 (5.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	17 (89.5%)	
福井県	17	2 (11.8%)	5 (29.4%)	2 (11.8%)	9 (52.9%)	2 (11.8%)	1 (5.9%)	2 (11.8%)	1 (5.9%)	11 (64.7%)	
山梨県	27	1 (3.7%)	1 (3.7%)	3 (11.1%)	22 (81.5%)	1 (3.7%)	4 (14.8%)	0 (0.0%)	5 (18.5%)	18 (66.7%)	
長野県	77	5 (6.5%)	0 (0.0%)	3 (3.9%)	70 (90.9%)	6 (7.8%)	3 (3.9%)	1 (1.3%)	5 (6.5%)	65 (84.4%)	
岐阜県	41	1 (2.4%)	1 (2.4%)	1 (2.4%)	39 (95.1%)	1 (2.4%)	1 (2.4%)	1 (2.4%)	7 (17.1%)	32 (78.0%)	
静岡県	33	2 (6.1%)	5 (15.2%)	3 (9.1%)	24 (72.7%)	2 (6.1%)	2 (6.1%)	1 (3.0%)	4 (12.1%)	25 (75.8%)	
愛知県	53	2 (3.8%)	2 (3.8%)	1 (1.9%)	49 (92.5%)	5 (9.4%)	1 (1.9%)	0 (0.0%)	5 (9.4%)	42 (79.2%)	
三重県	29	2 (6.9%)	5 (17.2%)	0 (0.0%)	23 (79.3%)	2 (6.9%)	1 (3.4%)	1 (3.4%)	2 (6.9%)	24 (82.8%)	
滋賀県	19	4 (21.1%)	2 (10.5%)	0 (0.0%)	13 (68.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (10.5%)	0 (0.0%)	17 (89.5%)	
京都府	23	2 (8.7%)	1 (4.3%)	1 (4.3%)	19 (82.6%)	2 (8.7%)	1 (4.3%)	1 (4.3%)	4 (17.4%)	16 (69.6%)	
大阪府	41	0 (0.0%)	4 (9.8%)	2 (4.9%)	35 (85.4%)	1 (2.4%)	2 (4.9%)	2 (4.9%)	2 (4.9%)	35 (85.4%)	
兵庫県	40	6 (15.0%)	5 (12.5%)	2 (5.0%)	29 (72.5%)	6 (15.0%)	0 (0.0%)	2 (5.0%)	2 (5.0%)	30 (75.0%)	
奈良県	40	1 (2.5%)	1 (2.5%)	2 (5.0%)	36 (90.0%)	3 (7.5%)	4 (10.0%)	1 (2.5%)	5 (12.5%)	29 (72.5%)	
和歌山県	30	1 (3.3%)	2 (6.7%)	1 (3.3%)	26 (86.7%)	2 (6.7%)	0 (0.0%)	1 (3.3%)	0 (0.0%)	27 (90.0%)	
鳥取県	19	2 (10.5%)	1 (5.3%)	0 (0.0%)	16 (84.2%)	1 (5.3%)	1 (5.3%)	0 (0.0%)	2 (10.5%)	15 (78.9%)	
島根県	19	1 (5.3%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)	17 (89.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (10.5%)	17 (89.5%)	
岡山県	26	1 (3.8%)	2 (7.7%)	0 (0.0%)	23 (88.5%)	5 (19.2%)	1 (3.8%)	3 (11.5%)	0 (0.0%)	19 (73.1%)	
広島県	22	0 (0.0%)	1 (4.5%)	1 (4.5%)	20 (90.9%)	2 (9.1%)	3 (13.6%)	2 (9.1%)	0 (0.0%)	16 (72.7%)	
山口県	19	4 (21.1%)	5 (26.3%)	0 (0.0%)	12 (63.2%)	3 (15.8%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)	1 (5.3%)	16 (84.2%)	
徳島県	24	1 (4.2%)	3 (12.5%)	1 (4.2%)	19 (79.2%)	2 (8.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (12.5%)	19 (79.2%)	
香川県	17	3 (17.6%)	2 (11.8%)	0 (0.0%)	13 (76.5%)	3 (17.6%)	1 (5.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	14 (82.4%)	
愛媛県	20	0 (0.0%)	3 (15.0%)	0 (0.0%)	17 (85.0%)	2 (10.0%)	1 (5.0%)	0 (0.0%)	1 (5.0%)	16 (80.0%)	
高知県	34	0 (0.0%)	1 (2.9%)	1 (2.9%)	32 (94.1%)	4 (11.8%)	4 (11.8%)	1 (2.9%)	3 (8.8%)	24 (70.6%)	
福岡県	58	2 (3.4%)	6 (10.3%)	3 (5.2%)	48 (82.8%)	3 (5.2%)	5 (8.6%)	3 (5.2%)	5 (8.6%)	43 (74.1%)	
佐賀県	20	1 (5.0%)	2 (10.0%)	0 (0.0%)	17 (85.0%)	4 (20.0%)	3 (15.0%)	1 (5.0%)	0 (0.0%)	15 (75.0%)	
長崎県	21	2 (9.5%)	1 (4.8%)	1 (4.8%)	18 (85.7%)	1 (4.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (4.8%)	20 (95.2%)	
熊本県	44	1 (2.3%)	1 (2.3%)	0 (0.0%)	42 (95.5%)	3 (6.8%)	2 (4.5%)	1 (2.3%)	4 (9.1%)	35 (79.5%)	
大分県	18	0 (0.0%)	2 (11.1%)	1 (5.6%)	15 (83.3%)	2 (11.1%)	2 (11.1%)	3 (16.7%)	1 (5.6%)	12 (66.7%)	
宮崎県	26	2 (7.7%)	2 (7.7%)	0 (0.0%)	22 (84.6%)	2 (7.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	24 (92.3%)	
鹿児島県	43	0 (0.0%)	2 (4.7%)	1 (2.3%)	40 (93.0%)	4 (9.3%)	0 (0.0%)	1 (2.3%)	0 (0.0%)	38 (88.4%)	
沖縄県	41	0 (0.0%)	5 (12.2%)	1 (2.4%)	35 (85.4%)	3 (7.3%)	2 (4.9%)	3 (7.3%)	6 (14.6%)	28 (68.3%)	
合計	1719	79 (4.6%)	155 (9.0%)	60 (3.5%)	1448 (84.2%)	127 (7.4%)	107 (6.2%)	72 (4.2%)	140 (8.1%)	1337 (77.8%)	

都道府県名	市区町村数	問1 学校における業務改善について									
		(2)業務に係る負担軽減の取組									
		H.部活動について									
		①部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている。	②規模が縮小している学校における部活動数の適正化について、学校に対して指導・助言を行っている。	③複数の学校による合同部活動を実施している。	④スポーツや文化活動を行う地域クラブと連携している。	⑤部活動の適切な活動時間や休養日について、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月・スポーツ庁)」に則った基準を設定している。	⑥所管の高等学校において、保護者による部活動への過度の期待等の認識を変えるため、入試における部活動に対する評価の在り方の見直しや加点基準の明確化等を行った。	⑦教師の意識改革のため、採用や人事配置等の段階において、教師における部活動の指導力を過度に評価しないよう見直しを行った。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない	
北海道	178	53 (29.8%)	28 (15.7%)	62 (34.8%)	33 (18.5%)	59 (33.1%)	2 (1.1%)	1 (0.6%)	14 (7.9%)	32 (18.0%)	
青森県	40	13 (32.5%)	5 (12.5%)	7 (17.5%)	10 (25.0%)	8 (20.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (5.0%)	12 (30.0%)	
岩手県	33	7 (21.2%)	0 (0.0%)	5 (15.2%)	4 (12.1%)	20 (60.6%)	2 (6.1%)	0 (0.0%)	5 (15.2%)	6 (18.2%)	
宮城県	34	23 (67.6%)	5 (14.7%)	6 (17.6%)	6 (17.6%)	21 (61.8%)	0 (0.0%)	1 (2.9%)	3 (8.8%)	2 (5.9%)	
秋田県	25	12 (48.0%)	2 (8.0%)	10 (40.0%)	4 (16.0%)	16 (64.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (4.0%)	1 (4.0%)	
山形県	35	27 (77.1%)	9 (25.7%)	5 (14.3%)	15 (42.9%)	13 (37.1%)	2 (5.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (11.4%)	
福島県	59	30 (50.8%)	9 (15.3%)	7 (11.9%)	8 (13.6%)	32 (54.2%)	2 (3.4%)	1 (1.7%)	0 (0.0%)	8 (13.6%)	
茨城県	44	21 (47.7%)	11 (25.0%)	9 (20.5%)	3 (6.8%)	26 (59.1%)	0 (0.0%)	4 (9.1%)	1 (2.3%)	3 (6.8%)	
栃木県	25	20 (80.0%)	4 (16.0%)	9 (36.0%)	6 (24.0%)	14 (56.0%)	0 (0.0%)	3 (12.0%)	2 (8.0%)	1 (4.0%)	
群馬県	35	24 (68.6%)	10 (28.6%)	8 (22.9%)	6 (17.1%)	27 (77.1%)	0 (0.0%)	1 (2.9%)	3 (8.6%)	1 (2.9%)	
埼玉県	62	54 (87.1%)	20 (32.3%)	16 (25.8%)	6 (9.7%)	28 (45.2%)	1 (1.6%)	8 (12.9%)	0 (0.0%)	1 (1.6%)	
千葉県	53	35 (66.0%)	9 (17.0%)	18 (34.0%)	7 (13.2%)	19 (35.8%)	1 (1.9%)	1 (1.9%)	1 (1.9%)	4 (7.5%)	
東京都	62	46 (74.2%)	6 (9.7%)	21 (33.9%)	6 (9.7%)	17 (27.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (9.7%)	6 (9.7%)	
神奈川県	30	24 (80.0%)	5 (16.7%)	7 (23.3%)	2 (6.7%)	5 (16.7%)	0 (0.0%)	3 (10.0%)	6 (20.0%)	1 (3.3%)	
新潟県	29	18 (62.1%)	8 (27.6%)	12 (41.4%)	8 (27.6%)	14 (48.3%)	2 (6.9%)	1 (3.4%)	1 (3.4%)	2 (6.9%)	
富山県	15	15 (100.0%)	2 (13.3%)	6 (40.0%)	7 (46.7%)	11 (73.3%)	1 (6.7%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
石川県	19	17 (89.5%)	5 (26.3%)	0 (0.0%)	2 (10.5%)	18 (94.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
福井県	17	15 (88.2%)	2 (11.8%)	5 (29.4%)	5 (29.4%)	14 (82.4%)	0 (0.0%)	1 (5.9%)	0 (0.0%)	1 (5.9%)	
山梨県	27	16 (59.3%)	5 (18.5%)	10 (37.0%)	0 (0.0%)	15 (55.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (11.1%)	
長野県	77	43 (55.8%)	17 (22.1%)	14 (18.2%)	25 (32.5%)	33 (42.9%)	2 (2.6%)	2 (2.6%)	1 (1.3%)	9 (11.7%)	
岐阜県	41	27 (65.9%)	14 (34.1%)	14 (34.1%)	18 (43.9%)	32 (78.0%)	0 (0.0%)	1 (2.4%)	1 (2.4%)	0 (0.0%)	
静岡県	33	23 (69.7%)	2 (6.1%)	13 (39.4%)	6 (18.2%)	10 (30.3%)	0 (0.0%)	2 (6.1%)	6 (18.2%)	1 (3.0%)	
愛知県	53	33 (62.3%)	14 (26.4%)	3 (5.7%)	12 (22.6%)	40 (75.5%)	1 (1.9%)	2 (3.8%)	3 (5.7%)	2 (3.8%)	
三重県	29	19 (65.5%)	11 (37.9%)	13 (44.8%)	7 (24.1%)	26 (89.7%)	0 (0.0%)	1 (3.4%)	2 (6.9%)	0 (0.0%)	
滋賀県	19	14 (73.7%)	4 (21.1%)	6 (31.6%)	2 (10.5%)	13 (68.4%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)	1 (5.3%)	2 (10.5%)	
京都府	23	18 (78.3%)	3 (13.0%)	6 (26.1%)	3 (13.0%)	15 (65.2%)	0 (0.0%)	1 (4.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
大阪府	41	26 (63.4%)	8 (19.5%)	11 (26.8%)	4 (9.8%)	15 (36.6%)	2 (4.9%)	3 (7.3%)	2 (4.9%)	3 (7.3%)	
兵庫県	40	30 (75.0%)	19 (47.5%)	19 (47.5%)	6 (15.0%)	26 (65.0%)	3 (7.5%)	8 (20.0%)	1 (2.5%)	0 (0.0%)	
奈良県	40	18 (45.0%)	9 (22.5%)	11 (27.5%)	2 (5.0%)	19 (47.5%)	2 (5.0%)	1 (2.5%)	1 (2.5%)	6 (15.0%)	
和歌山県	30	18 (60.0%)	8 (26.7%)	14 (46.7%)	1 (3.3%)	20 (66.7%)	0 (0.0%)	1 (3.3%)	1 (3.3%)	3 (10.0%)	
鳥取県	19	14 (73.7%)	2 (10.5%)	7 (36.8%)	1 (5.3%)	9 (47.4%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
島根県	19	11 (57.9%)	2 (10.5%)	5 (26.3%)	4 (21.1%)	2 (10.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (15.8%)	
岡山県	26	21 (80.8%)	5 (19.2%)	5 (19.2%)	2 (7.7%)	18 (69.2%)	0 (0.0%)	1 (3.8%)	1 (3.8%)	1 (3.8%)	
広島県	22	17 (77.3%)	3 (13.6%)	11 (50.0%)	5 (22.7%)	12 (54.5%)	0 (0.0%)	3 (13.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
山口県	19	12 (63.2%)	7 (36.8%)	11 (57.9%)	4 (21.1%)	14 (73.7%)	0 (0.0%)	4 (21.1%)	1 (5.3%)	0 (0.0%)	
徳島県	24	11 (45.8%)	6 (25.0%)	11 (45.8%)	3 (12.5%)	10 (41.7%)	0 (0.0%)	4 (16.7%)	2 (8.3%)	2 (8.3%)	
香川県	17	12 (70.6%)	0 (0.0%)	8 (47.1%)	2 (11.8%)	5 (29.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (17.6%)	1 (5.9%)	
愛媛県	20	10 (50.0%)	7 (35.0%)	8 (40.0%)	4 (20.0%)	8 (40.0%)	0 (0.0%)	1 (5.0%)	1 (5.0%)	3 (15.0%)	
高知県	34	19 (55.9%)	5 (14.7%)	16 (47.1%)	5 (14.7%)	13 (38.2%)	0 (0.0%)	1 (2.9%)	1 (2.9%)	2 (5.9%)	
福岡県	58	43 (74.1%)	7 (12.1%)	14 (24.1%)	3 (5.2%)	24 (41.4%)	0 (0.0%)	2 (3.4%)	4 (6.9%)	4 (6.9%)	
佐賀県	20	15 (75.0%)	8 (40.0%)	9 (45.0%)	6 (30.0%)	12 (60.0%)	1 (5.0%)	0 (0.0%)	1 (5.0%)	0 (0.0%)	
長崎県	21	12 (57.1%)	9 (42.9%)	10 (47.6%)	6 (28.6%)	13 (61.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (4.8%)	2 (9.5%)	
熊本県	44	23 (52.3%)	4 (9.1%)	8 (18.2%)	9 (20.5%)	26 (59.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (4.5%)	3 (6.8%)	
大分県	18	12 (66.7%)	5 (27.8%)	9 (50.0%)	3 (16.7%)	14 (77.8%)	0 (0.0%)	1 (5.6%)	0 (0.0%)	1 (5.6%)	
宮崎県	26	12 (46.2%)	4 (15.4%)	4 (15.4%)	3 (11.5%)	13 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (3.8%)	3 (11.5%)	
鹿児島県	43	21 (48.8%)	12 (27.9%)	14 (32.6%)	9 (20.9%)	29 (67.4%)	0 (0.0%)	2 (4.7%)	1 (2.3%)	2 (4.7%)	
沖縄県	41	22 (53.7%)	6 (14.6%)	7 (17.1%)	8 (19.5%)	17 (41.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (2.4%)	4 (9.8%)	
合計	1719	1026 (59.7%)	346 (20.1%)	504 (29.3%)	301 (17.5%)	865 (50.3%)	24 (1.4%)	69 (4.0%)	84 (4.9%)	145 (8.4%)	

		問1 学校における業務改善について				
		(2)業務に係る負担軽減の取組				
		I.給食時の対応				
都道府県名	市区町村数	①学級担当と栄養教諭等との連携により対応している。	②ランチルームの整備等、複数学級・学年が一斉に給食をとることのできる環境を整備している。	③地域人材等の協力を得ている。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
北海道	178	98 (55.1%)	43 (24.2%)	5 (2.8%)	3 (1.7%)	67 (37.6%)
青森県	40	14 (35.0%)	13 (32.5%)	2 (5.0%)	0 (0.0%)	19 (47.5%)
岩手県	33	12 (36.4%)	9 (27.3%)	1 (3.0%)	1 (3.0%)	15 (45.5%)
宮城県	34	15 (44.1%)	6 (17.6%)	3 (8.8%)	4 (11.8%)	14 (41.2%)
秋田県	25	13 (52.0%)	11 (44.0%)	2 (8.0%)	1 (4.0%)	6 (24.0%)
山形県	35	23 (65.7%)	18 (51.4%)	2 (5.7%)	1 (2.9%)	7 (20.0%)
福島県	59	29 (49.2%)	29 (49.2%)	2 (3.4%)	1 (1.7%)	15 (25.4%)
茨城県	44	36 (81.8%)	9 (20.5%)	2 (4.5%)	0 (0.0%)	5 (11.4%)
栃木県	25	19 (76.0%)	16 (64.0%)	3 (12.0%)	0 (0.0%)	4 (16.0%)
群馬県	35	19 (54.3%)	10 (28.6%)	1 (2.9%)	1 (2.9%)	10 (28.6%)
埼玉県	62	37 (59.7%)	20 (32.3%)	4 (6.5%)	1 (1.6%)	21 (33.9%)
千葉県	53	30 (56.6%)	10 (18.9%)	1 (1.9%)	2 (3.8%)	19 (35.8%)
東京都	62	33 (53.2%)	25 (40.3%)	8 (12.9%)	4 (6.5%)	20 (32.3%)
神奈川県	30	24 (80.0%)	14 (46.7%)	4 (13.3%)	2 (6.7%)	3 (10.0%)
新潟県	29	17 (58.6%)	17 (58.6%)	2 (6.9%)	0 (0.0%)	6 (20.7%)
富山県	15	11 (73.3%)	12 (80.0%)	1 (6.7%)	1 (6.7%)	1 (6.7%)
石川県	19	10 (52.6%)	9 (47.4%)	1 (5.3%)	0 (0.0%)	6 (31.6%)
福井県	17	9 (52.9%)	8 (47.1%)	2 (11.8%)	0 (0.0%)	6 (35.3%)
山梨県	27	15 (55.6%)	11 (40.7%)	1 (3.7%)	1 (3.7%)	7 (25.9%)
長野県	77	38 (49.4%)	34 (44.2%)	5 (6.5%)	4 (5.2%)	22 (28.6%)
岐阜県	41	32 (78.0%)	16 (39.0%)	1 (2.4%)	1 (2.4%)	6 (14.6%)
静岡県	33	19 (57.6%)	11 (33.3%)	2 (6.1%)	4 (12.1%)	9 (27.3%)
愛知県	53	34 (64.2%)	8 (15.1%)	1 (1.9%)	0 (0.0%)	16 (30.2%)
三重県	29	24 (82.8%)	11 (37.9%)	3 (10.3%)	2 (6.9%)	3 (10.3%)
滋賀県	19	10 (52.6%)	5 (26.3%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)	6 (31.6%)
京都府	23	14 (60.9%)	9 (39.1%)	1 (4.3%)	1 (4.3%)	6 (26.1%)
大阪府	41	36 (87.8%)	10 (24.4%)	2 (4.9%)	0 (0.0%)	5 (12.2%)
兵庫県	40	33 (82.5%)	14 (35.0%)	4 (10.0%)	1 (2.5%)	5 (12.5%)
奈良県	40	30 (75.0%)	18 (45.0%)	1 (2.5%)	0 (0.0%)	6 (15.0%)
和歌山県	30	19 (63.3%)	10 (33.3%)	1 (3.3%)	0 (0.0%)	8 (26.7%)
鳥取県	19	8 (42.1%)	6 (31.6%)	0 (0.0%)	2 (10.5%)	6 (31.6%)
島根県	19	11 (57.9%)	12 (63.2%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)	3 (15.8%)
岡山県	26	13 (50.0%)	16 (61.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (15.4%)
広島県	22	17 (77.3%)	9 (40.9%)	0 (0.0%)	2 (9.1%)	2 (9.1%)
山口県	19	19 (100.0%)	9 (47.4%)	3 (15.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
徳島県	24	20 (83.3%)	4 (16.7%)	1 (4.2%)	0 (0.0%)	3 (12.5%)
香川県	17	13 (76.5%)	4 (23.5%)	0 (0.0%)	1 (5.9%)	4 (23.5%)
愛媛県	20	12 (60.0%)	5 (25.0%)	0 (0.0%)	1 (5.0%)	5 (25.0%)
高知県	34	20 (58.8%)	14 (41.2%)	3 (8.8%)	2 (5.9%)	7 (20.6%)
福岡県	58	43 (74.1%)	22 (37.9%)	3 (5.2%)	1 (1.7%)	11 (19.0%)
佐賀県	20	17 (85.0%)	3 (15.0%)	1 (5.0%)	0 (0.0%)	2 (10.0%)
長崎県	21	14 (66.7%)	7 (33.3%)	2 (9.5%)	1 (4.8%)	5 (23.8%)
熊本県	44	38 (86.4%)	15 (34.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (11.4%)
大分県	18	10 (55.6%)	6 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	7 (38.9%)
宮崎県	26	17 (65.4%)	10 (38.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8 (30.8%)
鹿児島県	43	23 (53.5%)	19 (44.2%)	1 (2.3%)	0 (0.0%)	13 (30.2%)
沖縄県	41	20 (48.8%)	17 (41.5%)	1 (2.4%)	0 (0.0%)	14 (34.1%)
合計	1719	1068 (62.1%)	614 (35.7%)	83 (4.8%)	48 (2.8%)	442 (25.7%)

		問1 学校における業務改善について					
		(2)業務に係る負担軽減の取組					
		J.授業準備					
都道府県名	市区町村数	①サポートスタッフの参画を図っている。	②理科の観察実験補助員の参画を図っている。	③ICTを活用して、教材や指導案の共有化を図っている。	④教育委員会の教育センター等における教材や指導案の共有化に取り組んでいる。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。
		北海道	178	34 (19.1%)	4 (2.2%)	80 (44.9%)	11 (6.2%)
青森県	40	5 (12.5%)	3 (7.5%)	15 (37.5%)	5 (12.5%)	1 (2.5%)	20 (50.0%)
岩手県	33	9 (27.3%)	0 (0.0%)	10 (30.3%)	3 (9.1%)	1 (3.0%)	15 (45.5%)
宮城県	34	6 (17.6%)	2 (5.9%)	12 (35.3%)	0 (0.0%)	4 (11.8%)	14 (41.2%)
秋田県	25	14 (56.0%)	2 (8.0%)	12 (48.0%)	4 (16.0%)	1 (4.0%)	6 (24.0%)
山形県	35	15 (42.9%)	1 (2.9%)	18 (51.4%)	5 (14.3%)	2 (5.7%)	9 (25.7%)
福島県	59	14 (23.7%)	6 (10.2%)	19 (32.2%)	4 (6.8%)	2 (3.4%)	28 (47.5%)
茨城県	44	11 (25.0%)	18 (40.9%)	25 (56.8%)	10 (22.7%)	3 (6.8%)	8 (18.2%)
栃木県	25	9 (36.0%)	4 (16.0%)	14 (56.0%)	12 (48.0%)	0 (0.0%)	5 (20.0%)
群馬県	35	17 (48.6%)	0 (0.0%)	19 (54.3%)	9 (25.7%)	0 (0.0%)	11 (31.4%)
埼玉県	62	20 (32.3%)	20 (32.3%)	42 (67.7%)	17 (27.4%)	1 (1.6%)	8 (12.9%)
千葉県	53	18 (34.0%)	10 (18.9%)	36 (67.9%)	21 (39.6%)	1 (1.9%)	9 (17.0%)
東京都	62	35 (56.5%)	29 (46.8%)	41 (66.1%)	19 (30.6%)	4 (6.5%)	4 (6.5%)
神奈川県	30	9 (30.0%)	2 (6.7%)	19 (63.3%)	16 (53.3%)	3 (10.0%)	4 (13.3%)
新潟県	29	9 (31.0%)	2 (6.9%)	15 (51.7%)	9 (31.0%)	2 (6.9%)	8 (27.6%)
富山県	15	13 (86.7%)	11 (73.3%)	10 (66.7%)	11 (73.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
石川県	19	13 (68.4%)	3 (15.8%)	14 (73.7%)	7 (36.8%)	0 (0.0%)	3 (15.8%)
福井県	17	8 (47.1%)	9 (52.9%)	12 (70.6%)	4 (23.5%)	0 (0.0%)	1 (5.9%)
山梨県	27	11 (40.7%)	1 (3.7%)	19 (70.4%)	1 (3.7%)	0 (0.0%)	5 (18.5%)
長野県	77	23 (29.9%)	7 (9.1%)	34 (44.2%)	8 (10.4%)	4 (5.2%)	27 (35.1%)
岐阜県	41	11 (26.8%)	7 (17.1%)	31 (75.6%)	17 (41.5%)	2 (4.9%)	3 (7.3%)
静岡県	33	26 (78.8%)	5 (15.2%)	18 (54.5%)	6 (18.2%)	1 (3.0%)	2 (6.1%)
愛知県	53	10 (18.9%)	12 (22.6%)	35 (66.0%)	15 (28.3%)	3 (5.7%)	9 (17.0%)
三重県	29	6 (20.7%)	3 (10.3%)	16 (55.2%)	9 (31.0%)	2 (6.9%)	10 (34.5%)
滋賀県	19	10 (52.6%)	3 (15.8%)	16 (84.2%)	7 (36.8%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)
京都府	23	7 (30.4%)	3 (13.0%)	17 (73.9%)	1 (4.3%)	0 (0.0%)	6 (26.1%)
大阪府	41	11 (26.8%)	5 (12.2%)	28 (68.3%)	13 (31.7%)	1 (2.4%)	9 (22.0%)
兵庫県	40	27 (67.5%)	7 (17.5%)	34 (85.0%)	20 (50.0%)	1 (2.5%)	1 (2.5%)
奈良県	40	5 (12.5%)	6 (15.0%)	15 (37.5%)	2 (5.0%)	1 (2.5%)	18 (45.0%)
和歌山県	30	13 (43.3%)	0 (0.0%)	12 (40.0%)	4 (13.3%)	0 (0.0%)	11 (36.7%)
鳥取県	19	7 (36.8%)	1 (5.3%)	9 (47.4%)	1 (5.3%)	1 (5.3%)	6 (31.6%)
島根県	19	2 (10.5%)	1 (5.3%)	9 (47.4%)	3 (15.8%)	0 (0.0%)	8 (42.1%)
岡山県	26	16 (61.5%)	3 (11.5%)	16 (61.5%)	9 (34.6%)	2 (7.7%)	3 (11.5%)
広島県	22	14 (63.6%)	3 (13.6%)	14 (63.6%)	7 (31.8%)	1 (4.5%)	2 (9.1%)
山口県	19	10 (52.6%)	4 (21.1%)	12 (63.2%)	5 (26.3%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)
徳島県	24	6 (25.0%)	1 (4.2%)	12 (50.0%)	2 (8.3%)	2 (8.3%)	8 (33.3%)
香川県	17	7 (41.2%)	3 (17.6%)	9 (52.9%)	2 (11.8%)	0 (0.0%)	5 (29.4%)
愛媛県	20	10 (50.0%)	0 (0.0%)	13 (65.0%)	3 (15.0%)	1 (5.0%)	3 (15.0%)
高知県	34	18 (52.9%)	2 (5.9%)	12 (35.3%)	2 (5.9%)	0 (0.0%)	8 (23.5%)
福岡県	58	10 (17.2%)	2 (3.4%)	33 (56.9%)	12 (20.7%)	0 (0.0%)	20 (34.5%)
佐賀県	20	5 (25.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	5 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
長崎県	21	4 (19.0%)	0 (0.0%)	16 (76.2%)	7 (33.3%)	0 (0.0%)	3 (14.3%)
熊本県	44	8 (18.2%)	0 (0.0%)	28 (63.6%)	4 (9.1%)	0 (0.0%)	13 (29.5%)
大分県	18	7 (38.9%)	0 (0.0%)	13 (72.2%)	6 (33.3%)	1 (5.6%)	2 (11.1%)
宮崎県	26	5 (19.2%)	1 (3.8%)	15 (57.7%)	2 (7.7%)	0 (0.0%)	10 (38.5%)
鹿児島県	43	5 (11.6%)	10 (23.3%)	22 (51.2%)	6 (14.0%)	0 (0.0%)	14 (32.6%)
沖縄県	41	11 (26.8%)	3 (7.3%)	23 (56.1%)	3 (7.3%)	3 (7.3%)	9 (22.0%)
合計	1719	564 (32.8%)	219 (12.7%)	964 (56.1%)	349 (20.3%)	58 (3.4%)	444 (25.8%)

都道府県名	市区町村数	問1 学校における業務改善について			
		(2)業務に係る負担軽減の取組			
		K.学習評価や成績処理			
		①補助的業務について、サポートスタッフ等の参画を図っている。	②ICTを活用して、学習評価や成績処理に係る事務作業の負担軽減を図っている。	③その他	④特に取り組んでいない。
北海道	178	12 (6.7%)	72 (40.4%)	6 (3.4%)	95 (53.4%)
青森県	40	1 (2.5%)	14 (35.0%)	3 (7.5%)	23 (57.5%)
岩手県	33	4 (12.1%)	9 (27.3%)	2 (6.1%)	21 (63.6%)
宮城県	34	4 (11.8%)	17 (50.0%)	3 (8.8%)	15 (44.1%)
秋田県	25	6 (24.0%)	13 (52.0%)	1 (4.0%)	9 (36.0%)
山形県	35	8 (22.9%)	28 (80.0%)	0 (0.0%)	7 (20.0%)
福島県	59	7 (11.9%)	29 (49.2%)	1 (1.7%)	26 (44.1%)
茨城県	44	3 (6.8%)	34 (77.3%)	1 (2.3%)	9 (20.5%)
栃木県	25	6 (24.0%)	22 (88.0%)	0 (0.0%)	2 (8.0%)
群馬県	35	7 (20.0%)	21 (60.0%)	0 (0.0%)	12 (34.3%)
埼玉県	62	12 (19.4%)	55 (88.7%)	3 (4.8%)	5 (8.1%)
千葉県	53	10 (18.9%)	43 (81.1%)	1 (1.9%)	7 (13.2%)
東京都	62	20 (32.3%)	38 (61.3%)	2 (3.2%)	16 (25.8%)
神奈川県	30	1 (3.3%)	24 (80.0%)	1 (3.3%)	5 (16.7%)
新潟県	29	4 (13.8%)	19 (65.5%)	0 (0.0%)	10 (34.5%)
富山県	15	10 (66.7%)	11 (73.3%)	0 (0.0%)	3 (20.0%)
石川県	19	6 (31.6%)	12 (63.2%)	1 (5.3%)	3 (15.8%)
福井県	17	6 (35.3%)	10 (58.8%)	0 (0.0%)	6 (35.3%)
山梨県	27	5 (18.5%)	13 (48.1%)	4 (14.8%)	9 (33.3%)
長野県	77	16 (20.8%)	21 (27.3%)	1 (1.3%)	46 (59.7%)
岐阜県	41	6 (14.6%)	29 (70.7%)	3 (7.3%)	9 (22.0%)
静岡県	33	16 (48.5%)	28 (84.8%)	1 (3.0%)	2 (6.1%)
愛知県	53	1 (1.9%)	47 (88.7%)	0 (0.0%)	6 (11.3%)
三重県	29	6 (20.7%)	20 (69.0%)	0 (0.0%)	7 (24.1%)
滋賀県	19	6 (31.6%)	18 (94.7%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)
京都府	23	3 (13.0%)	16 (69.6%)	0 (0.0%)	6 (26.1%)
大阪府	41	4 (9.8%)	25 (61.0%)	1 (2.4%)	14 (34.1%)
兵庫県	40	14 (35.0%)	37 (92.5%)	1 (2.5%)	1 (2.5%)
奈良県	40	0 (0.0%)	14 (35.0%)	3 (7.5%)	23 (57.5%)
和歌山県	30	7 (23.3%)	17 (56.7%)	1 (3.3%)	10 (33.3%)
鳥取県	19	3 (15.8%)	15 (78.9%)	1 (5.3%)	3 (15.8%)
島根県	19	0 (0.0%)	5 (26.3%)	0 (0.0%)	14 (73.7%)
岡山県	26	7 (26.9%)	21 (80.8%)	1 (3.8%)	3 (11.5%)
広島県	22	9 (40.9%)	17 (77.3%)	0 (0.0%)	2 (9.1%)
山口県	19	5 (26.3%)	15 (78.9%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)
徳島県	24	5 (20.8%)	14 (58.3%)	1 (4.2%)	6 (25.0%)
香川県	17	2 (11.8%)	13 (76.5%)	0 (0.0%)	4 (23.5%)
愛媛県	20	3 (15.0%)	14 (70.0%)	0 (0.0%)	6 (30.0%)
高知県	34	9 (26.5%)	11 (32.4%)	0 (0.0%)	16 (47.1%)
福岡県	58	4 (6.9%)	41 (70.7%)	1 (1.7%)	15 (25.9%)
佐賀県	20	1 (5.0%)	19 (95.0%)	0 (0.0%)	1 (5.0%)
長崎県	21	1 (4.8%)	17 (81.0%)	0 (0.0%)	4 (19.0%)
熊本県	44	3 (6.8%)	33 (75.0%)	0 (0.0%)	10 (22.7%)
大分県	18	3 (16.7%)	13 (72.2%)	0 (0.0%)	4 (22.2%)
宮崎県	26	4 (15.4%)	13 (50.0%)	0 (0.0%)	12 (46.2%)
鹿児島県	43	1 (2.3%)	25 (58.1%)	1 (2.3%)	17 (39.5%)
沖縄県	41	6 (14.6%)	25 (61.0%)	1 (2.4%)	13 (31.7%)
合計	1719	277 (16.1%)	1067 (62.1%)	46 (2.7%)	539 (31.4%)



		問1 学校における業務改善について					
		(2)業務に係る負担軽減の取組					
		L.学校行事等の準備・運営					
都道府県名	市区町村数	①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③学校行事の精選や内容の見直し、準備の簡素化を実施している。	④地域が主催する行事と学校行事を合同開催するなど、効果的・効率的に実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。
北海道	178	67 (37.6%)	1 (0.6%)	66 (37.1%)	47 (26.4%)	1 (0.6%)	66 (37.1%)
青森県	40	20 (50.0%)	0 (0.0%)	16 (40.0%)	6 (15.0%)	0 (0.0%)	14 (35.0%)
岩手県	33	12 (36.4%)	0 (0.0%)	14 (42.4%)	2 (6.1%)	0 (0.0%)	13 (39.4%)
宮城県	34	15 (44.1%)	0 (0.0%)	12 (35.3%)	13 (38.2%)	1 (2.9%)	12 (35.3%)
秋田県	25	17 (68.0%)	0 (0.0%)	16 (64.0%)	12 (48.0%)	0 (0.0%)	3 (12.0%)
山形県	35	23 (65.7%)	1 (2.9%)	23 (65.7%)	17 (48.6%)	0 (0.0%)	4 (11.4%)
福島県	59	27 (45.8%)	0 (0.0%)	17 (28.8%)	20 (33.9%)	0 (0.0%)	19 (32.2%)
茨城県	44	29 (65.9%)	0 (0.0%)	34 (77.3%)	14 (31.8%)	0 (0.0%)	3 (6.8%)
栃木県	25	18 (72.0%)	0 (0.0%)	20 (80.0%)	11 (44.0%)	0 (0.0%)	4 (16.0%)
群馬県	35	17 (48.6%)	0 (0.0%)	24 (68.6%)	7 (20.0%)	0 (0.0%)	7 (20.0%)
埼玉県	62	41 (66.1%)	0 (0.0%)	48 (77.4%)	16 (25.8%)	1 (1.6%)	6 (9.7%)
千葉県	53	32 (60.4%)	0 (0.0%)	42 (79.2%)	11 (20.8%)	1 (1.9%)	4 (7.5%)
東京都	62	37 (59.7%)	0 (0.0%)	32 (51.6%)	13 (21.0%)	2 (3.2%)	13 (21.0%)
神奈川県	30	18 (60.0%)	0 (0.0%)	24 (80.0%)	5 (16.7%)	4 (13.3%)	2 (6.7%)
新潟県	29	21 (72.4%)	0 (0.0%)	23 (79.3%)	13 (44.8%)	0 (0.0%)	2 (6.9%)
富山県	15	9 (60.0%)	0 (0.0%)	13 (86.7%)	5 (33.3%)	0 (0.0%)	1 (6.7%)
石川県	19	8 (42.1%)	0 (0.0%)	16 (84.2%)	6 (31.6%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)
福井県	17	9 (52.9%)	0 (0.0%)	11 (64.7%)	8 (47.1%)	0 (0.0%)	4 (23.5%)
山梨県	27	11 (40.7%)	0 (0.0%)	14 (51.9%)	8 (29.6%)	0 (0.0%)	7 (25.9%)
長野県	77	45 (58.4%)	0 (0.0%)	40 (51.9%)	13 (16.9%)	1 (1.3%)	14 (18.2%)
岐阜県	41	31 (75.6%)	0 (0.0%)	39 (95.1%)	24 (58.5%)	0 (0.0%)	1 (2.4%)
静岡県	33	19 (57.6%)	0 (0.0%)	22 (66.7%)	13 (39.4%)	2 (6.1%)	2 (6.1%)
愛知県	53	28 (52.8%)	1 (1.9%)	42 (79.2%)	15 (28.3%)	0 (0.0%)	5 (9.4%)
三重県	29	17 (58.6%)	0 (0.0%)	25 (86.2%)	14 (48.3%)	0 (0.0%)	1 (3.4%)
滋賀県	19	15 (78.9%)	0 (0.0%)	18 (94.7%)	3 (15.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
京都府	23	13 (56.5%)	0 (0.0%)	18 (78.3%)	8 (34.8%)	0 (0.0%)	3 (13.0%)
大阪府	41	20 (48.8%)	0 (0.0%)	33 (80.5%)	9 (22.0%)	1 (2.4%)	4 (9.8%)
兵庫県	40	21 (52.5%)	0 (0.0%)	34 (85.0%)	17 (42.5%)	3 (7.5%)	1 (2.5%)
奈良県	40	18 (45.0%)	0 (0.0%)	17 (42.5%)	8 (20.0%)	1 (2.5%)	12 (30.0%)
和歌山県	30	16 (53.3%)	0 (0.0%)	13 (43.3%)	12 (40.0%)	0 (0.0%)	8 (26.7%)
鳥取県	19	11 (57.9%)	0 (0.0%)	12 (63.2%)	7 (36.8%)	0 (0.0%)	5 (26.3%)
島根県	19	9 (47.4%)	0 (0.0%)	3 (15.8%)	10 (52.6%)	0 (0.0%)	7 (36.8%)
岡山県	26	14 (53.8%)	0 (0.0%)	19 (73.1%)	7 (26.9%)	0 (0.0%)	3 (11.5%)
広島県	22	14 (63.6%)	0 (0.0%)	14 (63.6%)	11 (50.0%)	0 (0.0%)	4 (18.2%)
山口県	19	16 (84.2%)	0 (0.0%)	16 (84.2%)	13 (68.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
徳島県	24	16 (66.7%)	0 (0.0%)	11 (45.8%)	15 (62.5%)	0 (0.0%)	3 (12.5%)
香川県	17	8 (47.1%)	0 (0.0%)	12 (70.6%)	8 (47.1%)	0 (0.0%)	2 (11.8%)
愛媛県	20	10 (50.0%)	0 (0.0%)	13 (65.0%)	9 (45.0%)	0 (0.0%)	4 (20.0%)
高知県	34	23 (67.6%)	1 (2.9%)	15 (44.1%)	9 (26.5%)	0 (0.0%)	5 (14.7%)
福岡県	58	32 (55.2%)	0 (0.0%)	32 (55.2%)	18 (31.0%)	0 (0.0%)	8 (13.8%)
佐賀県	20	11 (55.0%)	0 (0.0%)	17 (85.0%)	9 (45.0%)	0 (0.0%)	2 (10.0%)
長崎県	21	12 (57.1%)	0 (0.0%)	16 (76.2%)	7 (33.3%)	0 (0.0%)	4 (19.0%)
熊本県	44	20 (45.5%)	0 (0.0%)	17 (38.6%)	12 (27.3%)	0 (0.0%)	11 (25.0%)
大分県	18	12 (66.7%)	0 (0.0%)	13 (72.2%)	9 (50.0%)	0 (0.0%)	1 (5.6%)
宮崎県	26	15 (57.7%)	0 (0.0%)	15 (57.7%)	9 (34.6%)	0 (0.0%)	6 (23.1%)
鹿児島県	43	26 (60.5%)	1 (2.3%)	37 (86.0%)	27 (62.8%)	0 (0.0%)	2 (4.7%)
沖縄県	41	29 (70.7%)	0 (0.0%)	30 (73.2%)	9 (22.0%)	1 (2.4%)	1 (2.4%)
合計	1719	952 (55.4%)	5 (0.3%)	1058 (61.5%)	559 (32.5%)	19 (1.1%)	304 (17.7%)

都道府県名	市区町村数	問1 学校における業務改善について					
		(2)業務に係る負担軽減の取組					
		M.進路指導					
		①企業等の就職先の情報収集等について、民間企業経験者などの外部人材等の参画・協力を進めている。	②検定試験や模擬試験の実施における監督等の業務について、民間委託をしている。	③作成が必要な書類について、校務支援システムの利用や様式の簡素化・統一化を図っている。	④集中処理期間の設定等、作業をより効果的に進められるように学校に対して指導・助言を行っている	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。
北海道	178	13 (7.3%)	0 (0.0%)	28 (15.7%)	14 (7.9%)	2 (1.1%)	131 (73.6%)
青森県	40	1 (2.5%)	0 (0.0%)	4 (10.0%)	2 (5.0%)	1 (2.5%)	33 (82.5%)
岩手県	33	5 (15.2%)	0 (0.0%)	3 (9.1%)	1 (3.0%)	1 (3.0%)	25 (75.8%)
宮城県	34	1 (2.9%)	0 (0.0%)	8 (23.5%)	6 (17.6%)	1 (2.9%)	22 (64.7%)
秋田県	25	5 (20.0%)	0 (0.0%)	10 (40.0%)	4 (16.0%)	1 (4.0%)	9 (36.0%)
山形県	35	9 (25.7%)	0 (0.0%)	11 (31.4%)	4 (11.4%)	1 (2.9%)	17 (48.6%)
福島県	59	5 (8.5%)	0 (0.0%)	7 (11.9%)	5 (8.5%)	2 (3.4%)	40 (67.8%)
茨城県	44	7 (15.9%)	0 (0.0%)	16 (36.4%)	6 (13.6%)	0 (0.0%)	20 (45.5%)
栃木県	25	5 (20.0%)	0 (0.0%)	13 (52.0%)	2 (8.0%)	1 (4.0%)	9 (36.0%)
群馬県	35	5 (14.3%)	0 (0.0%)	17 (48.6%)	13 (37.1%)	0 (0.0%)	13 (37.1%)
埼玉県	62	6 (9.7%)	0 (0.0%)	31 (50.0%)	24 (38.7%)	0 (0.0%)	19 (30.6%)
千葉県	53	5 (9.4%)	1 (1.9%)	29 (54.7%)	8 (15.1%)	0 (0.0%)	18 (34.0%)
東京都	62	5 (8.1%)	0 (0.0%)	27 (43.5%)	3 (4.8%)	4 (6.5%)	29 (46.8%)
神奈川県	30	2 (6.7%)	0 (0.0%)	18 (60.0%)	5 (16.7%)	0 (0.0%)	9 (30.0%)
新潟県	29	6 (20.7%)	1 (3.4%)	14 (48.3%)	3 (10.3%)	0 (0.0%)	13 (44.8%)
富山県	15	2 (13.3%)	0 (0.0%)	9 (60.0%)	3 (20.0%)	0 (0.0%)	5 (33.3%)
石川県	19	0 (0.0%)	1 (5.3%)	1 (5.3%)	3 (15.8%)	1 (5.3%)	13 (68.4%)
福井県	17	3 (17.6%)	0 (0.0%)	5 (29.4%)	1 (5.9%)	1 (5.9%)	9 (52.9%)
山梨県	27	3 (11.1%)	0 (0.0%)	6 (22.2%)	2 (7.4%)	2 (7.4%)	16 (59.3%)
長野県	77	6 (7.8%)	0 (0.0%)	7 (9.1%)	3 (3.9%)	1 (1.3%)	62 (80.5%)
岐阜県	41	11 (26.8%)	0 (0.0%)	14 (34.1%)	11 (26.8%)	1 (2.4%)	16 (39.0%)
静岡県	33	3 (9.1%)	0 (0.0%)	21 (63.6%)	9 (27.3%)	1 (3.0%)	8 (24.2%)
愛知県	53	6 (11.3%)	0 (0.0%)	35 (66.0%)	5 (9.4%)	0 (0.0%)	14 (26.4%)
三重県	29	5 (17.2%)	1 (3.4%)	7 (24.1%)	5 (17.2%)	1 (3.4%)	13 (44.8%)
滋賀県	19	1 (5.3%)	1 (5.3%)	7 (36.8%)	3 (15.8%)	0 (0.0%)	9 (47.4%)
京都府	23	4 (17.4%)	0 (0.0%)	8 (34.8%)	0 (0.0%)	2 (8.7%)	10 (43.5%)
大阪府	41	0 (0.0%)	0 (0.0%)	17 (41.5%)	10 (24.4%)	0 (0.0%)	18 (43.9%)
兵庫県	40	1 (2.5%)	0 (0.0%)	37 (92.5%)	6 (15.0%)	1 (2.5%)	2 (5.0%)
奈良県	40	3 (7.5%)	0 (0.0%)	7 (17.5%)	2 (5.0%)	3 (7.5%)	27 (67.5%)
和歌山県	30	1 (3.3%)	0 (0.0%)	8 (26.7%)	4 (13.3%)	0 (0.0%)	19 (63.3%)
鳥取県	19	2 (10.5%)	0 (0.0%)	10 (52.6%)	1 (5.3%)	1 (5.3%)	7 (36.8%)
島根県	19	3 (15.8%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	15 (78.9%)
岡山県	26	1 (3.8%)	0 (0.0%)	11 (42.3%)	3 (11.5%)	1 (3.8%)	11 (42.3%)
広島県	22	4 (18.2%)	1 (4.5%)	6 (27.3%)	2 (9.1%)	0 (0.0%)	14 (63.6%)
山口県	19	3 (15.8%)	0 (0.0%)	7 (36.8%)	5 (26.3%)	0 (0.0%)	9 (47.4%)
徳島県	24	0 (0.0%)	0 (0.0%)	9 (37.5%)	2 (8.3%)	0 (0.0%)	15 (62.5%)
香川県	17	0 (0.0%)	0 (0.0%)	9 (52.9%)	3 (17.6%)	0 (0.0%)	7 (41.2%)
愛媛県	20	2 (10.0%)	0 (0.0%)	13 (65.0%)	1 (5.0%)	0 (0.0%)	6 (30.0%)
高知県	34	2 (5.9%)	0 (0.0%)	2 (5.9%)	2 (5.9%)	1 (2.9%)	28 (82.4%)
福岡県	58	2 (3.4%)	0 (0.0%)	24 (41.4%)	5 (8.6%)	1 (1.7%)	28 (48.3%)
佐賀県	20	4 (20.0%)	0 (0.0%)	12 (60.0%)	10 (50.0%)	0 (0.0%)	3 (15.0%)
長崎県	21	4 (19.0%)	0 (0.0%)	15 (71.4%)	3 (14.3%)	0 (0.0%)	4 (19.0%)
熊本県	44	3 (6.8%)	0 (0.0%)	12 (27.3%)	9 (20.5%)	0 (0.0%)	22 (50.0%)
大分県	18	3 (16.7%)	0 (0.0%)	7 (38.9%)	2 (11.1%)	1 (5.6%)	8 (44.4%)
宮崎県	26	5 (19.2%)	0 (0.0%)	4 (15.4%)	2 (7.7%)	0 (0.0%)	19 (73.1%)
鹿児島県	43	6 (14.0%)	0 (0.0%)	8 (18.6%)	10 (23.3%)	0 (0.0%)	21 (48.8%)
沖縄県	41	12 (29.3%)	0 (0.0%)	12 (29.3%)	3 (7.3%)	2 (4.9%)	15 (36.6%)
合計	1719	185 (10.8%)	6 (0.3%)	587 (34.1%)	230 (13.4%)	35 (2.0%)	880 (51.2%)

都道府県名	市区町村数	問1 学校における業務改善について									
		(2)業務に係る負担軽減の取組					O.各学校や地域の置かれた状況等に応じて発生する業務				
		N.支援が必要な児童生徒・家庭への対応									
	①スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育の支援ができる専門的な人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている。	②保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応について、学校が組織として対応できるよう、教育委員会において支援体制を構築している。	③法的観点から学校に対して指導・助言を行うスクールロイヤー等の専門家を配置している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①中心となる担い手を学校・教師以外の者に積極的に移行していくという視点に立って検討している。	②中心となる担い手を学校・教師以外の者に移行する場合の、受皿の整備・確保に努めている。	③その他	④特に取り組んでいない。		
北海道	178	146 (82.0%)	65 (36.5%)	2 (1.1%)	6 (3.4%)	16 (9.0%)	15 (8.4%)	33 (18.5%)	3 (1.7%)	131 (73.6%)	
青森県	40	29 (72.5%)	8 (20.0%)	1 (2.5%)	1 (2.5%)	7 (17.5%)	3 (7.5%)	8 (20.0%)	0 (0.0%)	30 (75.0%)	
岩手県	33	32 (97.0%)	9 (27.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (3.0%)	2 (6.1%)	2 (6.1%)	1 (3.0%)	28 (84.8%)	
宮城県	34	34 (100.0%)	15 (44.1%)	1 (2.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (8.8%)	5 (14.7%)	1 (2.9%)	25 (73.5%)	
秋田県	25	22 (88.0%)	11 (44.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (8.0%)	2 (8.0%)	6 (24.0%)	1 (4.0%)	17 (68.0%)	
山形県	35	34 (97.1%)	20 (57.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	7 (20.0%)	10 (28.6%)	3 (8.6%)	17 (48.6%)	
福島県	59	57 (96.6%)	16 (27.1%)	0 (0.0%)	1 (1.7%)	2 (3.4%)	11 (18.6%)	7 (11.9%)	1 (1.7%)	40 (67.8%)	
茨城県	44	43 (97.7%)	23 (52.3%)	3 (6.8%)	3 (6.8%)	1 (2.3%)	7 (15.9%)	8 (18.2%)	1 (2.3%)	29 (65.9%)	
栃木県	25	25 (100.0%)	15 (60.0%)	1 (4.0%)	1 (4.0%)	0 (0.0%)	4 (16.0%)	6 (24.0%)	1 (4.0%)	14 (56.0%)	
群馬県	35	34 (97.1%)	13 (37.1%)	1 (2.9%)	1 (2.9%)	1 (2.9%)	2 (5.7%)	6 (17.1%)	1 (2.9%)	27 (77.1%)	
埼玉県	62	61 (98.4%)	40 (64.5%)	2 (3.2%)	3 (4.8%)	1 (1.6%)	11 (17.7%)	18 (29.0%)	1 (1.6%)	34 (54.8%)	
千葉県	53	50 (94.3%)	32 (60.4%)	6 (11.3%)	1 (1.9%)	1 (1.9%)	6 (11.3%)	9 (17.0%)	2 (3.8%)	37 (69.8%)	
東京都	62	60 (96.8%)	24 (38.7%)	7 (11.3%)	5 (8.1%)	1 (1.6%)	13 (21.0%)	16 (25.8%)	4 (6.5%)	34 (54.8%)	
神奈川県	30	30 (100.0%)	17 (56.7%)	2 (6.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (13.3%)	7 (23.3%)	2 (6.7%)	18 (60.0%)	
新潟県	29	27 (93.1%)	17 (58.6%)	1 (3.4%)	1 (3.4%)	1 (3.4%)	6 (20.7%)	4 (13.8%)	1 (3.4%)	19 (65.5%)	
富山県	15	15 (100.0%)	9 (60.0%)	3 (20.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (20.0%)	7 (46.7%)	1 (6.7%)	6 (40.0%)	
石川県	19	18 (94.7%)	9 (47.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)	2 (10.5%)	2 (10.5%)	0 (0.0%)	15 (78.9%)	
福井県	17	15 (88.2%)	6 (35.3%)	1 (5.9%)	1 (5.9%)	2 (11.8%)	0 (0.0%)	4 (23.5%)	0 (0.0%)	13 (76.5%)	
山梨県	27	25 (92.6%)	8 (29.6%)	1 (3.7%)	1 (3.7%)	2 (7.4%)	5 (18.5%)	4 (14.8%)	0 (0.0%)	18 (66.7%)	
長野県	77	72 (93.5%)	40 (51.9%)	1 (1.3%)	1 (1.3%)	3 (3.9%)	10 (13.0%)	17 (22.1%)	0 (0.0%)	52 (67.5%)	
岐阜県	41	41 (100.0%)	28 (68.3%)	5 (12.2%)	2 (4.9%)	0 (0.0%)	5 (12.2%)	16 (39.0%)	1 (2.4%)	21 (51.2%)	
静岡県	33	31 (93.9%)	17 (51.5%)	2 (6.1%)	0 (0.0%)	1 (3.0%)	4 (12.1%)	15 (45.5%)	1 (3.0%)	15 (45.5%)	
愛知県	53	50 (94.3%)	27 (50.9%)	3 (5.7%)	3 (5.7%)	1 (1.9%)	9 (17.0%)	18 (34.0%)	1 (1.9%)	30 (56.6%)	
三重県	29	28 (96.6%)	19 (65.5%)	1 (3.4%)	1 (3.4%)	0 (0.0%)	6 (20.7%)	7 (24.1%)	1 (3.4%)	17 (58.6%)	
滋賀県	19	19 (100.0%)	13 (68.4%)	4 (21.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (26.3%)	6 (31.6%)	0 (0.0%)	8 (42.1%)	
京都府	23	23 (100.0%)	10 (43.5%)	1 (4.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (13.0%)	3 (13.0%)	0 (0.0%)	19 (82.6%)	
大阪府	41	41 (100.0%)	27 (65.9%)	10 (24.4%)	1 (2.4%)	0 (0.0%)	8 (19.5%)	10 (24.4%)	0 (0.0%)	24 (58.5%)	
兵庫県	40	40 (100.0%)	28 (70.0%)	4 (10.0%)	2 (5.0%)	0 (0.0%)	8 (20.0%)	18 (45.0%)	1 (2.5%)	13 (32.5%)	
奈良県	40	37 (92.5%)	17 (42.5%)	5 (12.5%)	2 (5.0%)	1 (2.5%)	3 (7.5%)	4 (10.0%)	0 (0.0%)	33 (82.5%)	
和歌山県	30	29 (96.7%)	11 (36.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (3.3%)	3 (10.0%)	4 (13.3%)	0 (0.0%)	23 (76.7%)	
鳥取県	19	19 (100.0%)	6 (31.6%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)	0 (0.0%)	2 (10.5%)	4 (21.1%)	0 (0.0%)	14 (73.7%)	
島根県	19	19 (100.0%)	6 (31.6%)	2 (10.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)	1 (5.3%)	1 (5.3%)	16 (84.2%)	
岡山県	26	24 (92.3%)	8 (30.8%)	1 (3.8%)	1 (3.8%)	1 (3.8%)	4 (15.4%)	7 (26.9%)	0 (0.0%)	16 (61.5%)	
広島県	22	21 (95.5%)	14 (63.6%)	2 (9.1%)	0 (0.0%)	1 (4.5%)	7 (31.8%)	2 (9.1%)	1 (4.5%)	14 (63.6%)	
山口県	19	19 (100.0%)	18 (94.7%)	3 (15.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (26.3%)	8 (42.1%)	1 (5.3%)	7 (36.8%)	
徳島県	24	22 (91.7%)	12 (50.0%)	0 (0.0%)	1 (4.2%)	1 (4.2%)	2 (8.3%)	5 (20.8%)	0 (0.0%)	17 (70.8%)	
香川県	17	17 (100.0%)	9 (52.9%)	5 (29.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (11.8%)	2 (11.8%)	0 (0.0%)	13 (76.5%)	
愛媛県	20	20 (100.0%)	8 (40.0%)	1 (5.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (10.0%)	1 (5.0%)	1 (5.0%)	16 (80.0%)	
高知県	34	33 (97.1%)	11 (32.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (2.9%)	3 (8.8%)	5 (14.7%)	1 (2.9%)	25 (73.5%)	
福岡県	58	57 (98.3%)	27 (46.6%)	2 (3.4%)	2 (3.4%)	1 (1.7%)	7 (12.1%)	15 (25.9%)	2 (3.4%)	34 (58.6%)	
佐賀県	20	19 (95.0%)	14 (70.0%)	2 (10.0%)	1 (5.0%)	0 (0.0%)	3 (15.0%)	5 (25.0%)	0 (0.0%)	12 (60.0%)	
長崎県	21	21 (100.0%)	9 (42.9%)	1 (4.8%)	1 (4.8%)	0 (0.0%)	4 (19.0%)	3 (14.3%)	0 (0.0%)	15 (71.4%)	
熊本県	44	41 (93.2%)	9 (20.5%)	1 (2.3%)	1 (2.3%)	2 (4.5%)	7 (15.9%)	10 (22.7%)	0 (0.0%)	30 (68.2%)	
大分県	18	18 (100.0%)	10 (55.6%)	1 (5.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (16.7%)	3 (16.7%)	2 (11.1%)	10 (55.6%)	
宮崎県	26	24 (92.3%)	11 (42.3%)	1 (3.8%)	0 (0.0%)	2 (7.7%)	2 (7.7%)	4 (15.4%)	0 (0.0%)	20 (76.9%)	
鹿児島県	43	40 (93.0%)	17 (39.5%)	1 (2.3%)	0 (0.0%)	2 (4.7%)	4 (9.3%)	6 (14.0%)	2 (4.7%)	31 (72.1%)	
沖縄県	41	36 (87.8%)	23 (56.1%)	2 (4.9%)	1 (2.4%)	1 (2.4%)	4 (9.8%)	5 (12.2%)	0 (0.0%)	32 (78.0%)	
合計	1719	1618 (94.1%)	806 (46.9%)	93 (5.4%)	46 (2.7%)	58 (3.4%)	232 (13.5%)	366 (21.3%)	40 (2.3%)	1129 (65.7%)	

		問1 学校における業務改善について				
		(3)学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し				
都道府県名	市区町村数	①教育委員会として学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握し、計画の整理・合理化を進めている。	②標準授業時数を大幅に上回る授業時数を設定した年間指導計画を作成している学校に対し、その時数が過大な場合には見直しを促している。	③学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を各学校に対して促している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
北海道	178	73 (41.0%)	32 (18.0%)	42 (23.6%)	2 (1.1%)	71 (39.9%)
青森県	40	10 (25.0%)	5 (12.5%)	4 (10.0%)	0 (0.0%)	23 (57.5%)
岩手県	33	13 (39.4%)	6 (18.2%)	3 (9.1%)	1 (3.0%)	14 (42.4%)
宮城県	34	15 (44.1%)	4 (11.8%)	5 (14.7%)	1 (2.9%)	15 (44.1%)
秋田県	25	10 (40.0%)	3 (12.0%)	4 (16.0%)	0 (0.0%)	13 (52.0%)
山形県	35	16 (45.7%)	19 (54.3%)	8 (22.9%)	0 (0.0%)	5 (14.3%)
福島県	59	28 (47.5%)	10 (16.9%)	12 (20.3%)	0 (0.0%)	23 (39.0%)
茨城県	44	22 (50.0%)	18 (40.9%)	14 (31.8%)	0 (0.0%)	8 (18.2%)
栃木県	25	12 (48.0%)	4 (16.0%)	3 (12.0%)	0 (0.0%)	9 (36.0%)
群馬県	35	17 (48.6%)	6 (17.1%)	11 (31.4%)	1 (2.9%)	11 (31.4%)
埼玉県	62	44 (71.0%)	26 (41.9%)	24 (38.7%)	0 (0.0%)	8 (12.9%)
千葉県	53	14 (26.4%)	8 (15.1%)	12 (22.6%)	1 (1.9%)	26 (49.1%)
東京都	62	31 (50.0%)	25 (40.3%)	6 (9.7%)	1 (1.6%)	17 (27.4%)
神奈川県	30	14 (46.7%)	7 (23.3%)	2 (6.7%)	1 (3.3%)	10 (33.3%)
新潟県	29	18 (62.1%)	3 (10.3%)	5 (17.2%)	0 (0.0%)	9 (31.0%)
富山県	15	7 (46.7%)	7 (46.7%)	4 (26.7%)	0 (0.0%)	3 (20.0%)
石川県	19	10 (52.6%)	4 (21.1%)	8 (42.1%)	0 (0.0%)	4 (21.1%)
福井県	17	6 (35.3%)	4 (23.5%)	3 (17.6%)	1 (5.9%)	7 (41.2%)
山梨県	27	8 (29.6%)	4 (14.8%)	6 (22.2%)	1 (3.7%)	13 (48.1%)
長野県	77	34 (44.2%)	4 (5.2%)	13 (16.9%)	0 (0.0%)	34 (44.2%)
岐阜県	41	21 (51.2%)	22 (53.7%)	18 (43.9%)	1 (2.4%)	7 (17.1%)
静岡県	33	10 (30.3%)	14 (42.4%)	9 (27.3%)	1 (3.0%)	12 (36.4%)
愛知県	53	23 (43.4%)	7 (13.2%)	17 (32.1%)	0 (0.0%)	16 (30.2%)
三重県	29	14 (48.3%)	7 (24.1%)	11 (37.9%)	0 (0.0%)	7 (24.1%)
滋賀県	19	12 (63.2%)	3 (15.8%)	8 (42.1%)	0 (0.0%)	2 (10.5%)
京都府	23	9 (39.1%)	8 (34.8%)	3 (13.0%)	0 (0.0%)	10 (43.5%)
大阪府	41	29 (70.7%)	20 (48.8%)	12 (29.3%)	0 (0.0%)	6 (14.6%)
兵庫県	40	29 (72.5%)	12 (30.0%)	25 (62.5%)	0 (0.0%)	2 (5.0%)
奈良県	40	9 (22.5%)	6 (15.0%)	4 (10.0%)	1 (2.5%)	25 (62.5%)
和歌山県	30	12 (40.0%)	4 (13.3%)	3 (10.0%)	0 (0.0%)	14 (46.7%)
鳥取県	19	6 (31.6%)	2 (10.5%)	4 (21.1%)	0 (0.0%)	10 (52.6%)
島根県	19	4 (21.1%)	6 (31.6%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)	9 (47.4%)
岡山県	26	10 (38.5%)	8 (30.8%)	5 (19.2%)	1 (3.8%)	8 (30.8%)
広島県	22	15 (68.2%)	7 (31.8%)	10 (45.5%)	0 (0.0%)	4 (18.2%)
山口県	19	12 (63.2%)	9 (47.4%)	9 (47.4%)	0 (0.0%)	5 (26.3%)
徳島県	24	7 (29.2%)	6 (25.0%)	5 (20.8%)	1 (4.2%)	10 (41.7%)
香川県	17	9 (52.9%)	3 (17.6%)	2 (11.8%)	0 (0.0%)	6 (35.3%)
愛媛県	20	6 (30.0%)	6 (30.0%)	5 (25.0%)	0 (0.0%)	8 (40.0%)
高知県	34	13 (38.2%)	5 (14.7%)	5 (14.7%)	0 (0.0%)	14 (41.2%)
福岡県	58	31 (53.4%)	24 (41.4%)	10 (17.2%)	0 (0.0%)	13 (22.4%)
佐賀県	20	11 (55.0%)	4 (20.0%)	4 (20.0%)	0 (0.0%)	6 (30.0%)
長崎県	21	6 (28.6%)	7 (33.3%)	12 (57.1%)	0 (0.0%)	5 (23.8%)
熊本県	44	17 (38.6%)	9 (20.5%)	7 (15.9%)	0 (0.0%)	19 (43.2%)
大分県	18	11 (61.1%)	3 (16.7%)	8 (44.4%)	0 (0.0%)	5 (27.8%)
宮崎県	26	11 (42.3%)	3 (11.5%)	6 (23.1%)	0 (0.0%)	12 (46.2%)
鹿児島県	43	23 (53.5%)	17 (39.5%)	28 (65.1%)	0 (0.0%)	3 (7.0%)
沖縄県	41	25 (61.0%)	3 (7.3%)	10 (24.4%)	0 (0.0%)	9 (22.0%)
合計	1719	787 (45.8%)	424 (24.7%)	429 (25.0%)	16 (0.9%)	570 (33.2%)

都道府県名	市区町村数	問2 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定について						
		(1)勤務時間管理や適正な勤務時間の設定に向けて、所管する学校に対して取り組んでいる内容						
		①通常の勤務時間以外の時間帯に「超勤4項目」以外の業務を命ずる場合は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講じている。	②勤務時間外における保護者や外部からの問合せ等に備えた留守番電話の設置や、メールによる連絡対応の体制を整備している。	③学校閉庁日を設定している。	④適正な勤務時間の設定に係る取組について、PTA等の協力も得るため、必要な要請等を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	
北海道	178	61 (34.3%)	13 (7.3%)	74 (41.6%)	12 (6.7%)	12 (6.7%)	54 (30.3%)	
青森県	40	6 (15.0%)	4 (10.0%)	18 (45.0%)	2 (5.0%)	5 (12.5%)	12 (30.0%)	
岩手県	33	5 (15.2%)	3 (9.1%)	16 (48.5%)	3 (9.1%)	4 (12.1%)	8 (24.2%)	
宮城県	34	15 (44.1%)	4 (11.8%)	22 (64.7%)	2 (5.9%)	1 (2.9%)	6 (17.6%)	
秋田県	25	14 (56.0%)	2 (8.0%)	21 (84.0%)	2 (8.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
山形県	35	15 (42.9%)	5 (14.3%)	30 (85.7%)	2 (5.7%)	0 (0.0%)	4 (11.4%)	
福島県	59	28 (47.5%)	5 (8.5%)	38 (64.4%)	7 (11.9%)	0 (0.0%)	12 (20.3%)	
茨城県	44	16 (36.4%)	3 (6.8%)	27 (61.4%)	6 (13.6%)	5 (11.4%)	1 (2.3%)	
栃木県	25	14 (56.0%)	5 (20.0%)	17 (68.0%)	3 (12.0%)	1 (4.0%)	2 (8.0%)	
群馬県	35	16 (45.7%)	4 (11.4%)	29 (82.9%)	4 (11.4%)	0 (0.0%)	2 (5.7%)	
埼玉県	62	55 (88.7%)	11 (17.7%)	50 (80.6%)	4 (6.5%)	2 (3.2%)	2 (3.2%)	
千葉県	53	23 (43.4%)	9 (17.0%)	43 (81.1%)	4 (7.5%)	3 (5.7%)	4 (7.5%)	
東京都	62	24 (38.7%)	11 (17.7%)	32 (51.6%)	5 (8.1%)	11 (17.7%)	13 (21.0%)	
神奈川県	30	10 (33.3%)	4 (13.3%)	13 (43.3%)	3 (10.0%)	6 (20.0%)	4 (13.3%)	
新潟県	29	11 (37.9%)	4 (13.8%)	19 (65.5%)	6 (20.7%)	2 (6.9%)	1 (3.4%)	
富山県	15	11 (73.3%)	2 (13.3%)	13 (86.7%)	2 (13.3%)	0 (0.0%)	1 (6.7%)	
石川県	19	12 (63.2%)	4 (21.1%)	19 (100.0%)	7 (36.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
福井県	17	6 (35.3%)	4 (23.5%)	11 (64.7%)	8 (47.1%)	0 (0.0%)	1 (5.9%)	
山梨県	27	7 (25.9%)	3 (11.1%)	21 (77.8%)	2 (7.4%)	1 (3.7%)	5 (18.5%)	
長野県	77	43 (55.8%)	4 (5.2%)	31 (40.3%)	10 (13.0%)	2 (2.6%)	18 (23.4%)	
岐阜県	41	19 (46.3%)	12 (29.3%)	32 (78.0%)	21 (51.2%)	0 (0.0%)	3 (7.3%)	
静岡県	33	18 (54.5%)	9 (27.3%)	23 (69.7%)	3 (9.1%)	0 (0.0%)	3 (9.1%)	
愛知県	53	46 (86.8%)	13 (24.5%)	29 (54.7%)	23 (43.4%)	3 (5.7%)	3 (5.7%)	
三重県	29	14 (48.3%)	1 (3.4%)	28 (96.6%)	13 (44.8%)	2 (6.9%)	0 (0.0%)	
滋賀県	19	14 (73.7%)	5 (26.3%)	17 (89.5%)	7 (36.8%)	1 (5.3%)	0 (0.0%)	
京都府	23	12 (52.2%)	1 (4.3%)	20 (87.0%)	5 (21.7%)	4 (17.4%)	1 (4.3%)	
大阪府	41	25 (61.0%)	5 (12.2%)	12 (29.3%)	12 (29.3%)	9 (22.0%)	5 (12.2%)	
兵庫県	40	32 (80.0%)	6 (15.0%)	33 (82.5%)	26 (65.0%)	1 (2.5%)	0 (0.0%)	
奈良県	40	6 (15.0%)	4 (10.0%)	13 (32.5%)	4 (10.0%)	2 (5.0%)	20 (50.0%)	
和歌山県	30	18 (60.0%)	2 (6.7%)	6 (20.0%)	2 (6.7%)	1 (3.3%)	6 (20.0%)	
鳥取県	19	11 (57.9%)	0 (0.0%)	13 (68.4%)	1 (5.3%)	1 (5.3%)	1 (5.3%)	
島根県	19	2 (10.5%)	0 (0.0%)	14 (73.7%)	1 (5.3%)	0 (0.0%)	4 (21.1%)	
岡山県	26	14 (53.8%)	5 (19.2%)	24 (92.3%)	5 (19.2%)	1 (3.8%)	0 (0.0%)	
広島県	22	12 (54.5%)	3 (13.6%)	19 (86.4%)	5 (22.7%)	0 (0.0%)	1 (4.5%)	
山口県	19	14 (73.7%)	0 (0.0%)	17 (89.5%)	3 (15.8%)	0 (0.0%)	2 (10.5%)	
徳島県	24	8 (33.3%)	1 (4.2%)	5 (20.8%)	1 (4.2%)	3 (12.5%)	11 (45.8%)	
香川県	17	7 (41.2%)	3 (17.6%)	15 (88.2%)	1 (5.9%)	2 (11.8%)	0 (0.0%)	
愛媛県	20	7 (35.0%)	3 (15.0%)	16 (80.0%)	2 (10.0%)	2 (10.0%)	3 (15.0%)	
高知県	34	5 (14.7%)	3 (8.8%)	22 (64.7%)	0 (0.0%)	4 (11.8%)	8 (23.5%)	
福岡県	58	23 (39.7%)	4 (6.9%)	22 (37.9%)	3 (5.2%)	3 (5.2%)	13 (22.4%)	
佐賀県	20	12 (60.0%)	2 (10.0%)	15 (75.0%)	7 (35.0%)	0 (0.0%)	1 (5.0%)	
長崎県	21	13 (61.9%)	2 (9.5%)	21 (100.0%)	1 (4.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	
熊本県	44	13 (29.5%)	8 (18.2%)	32 (72.7%)	5 (11.4%)	2 (4.5%)	5 (11.4%)	
大分県	18	9 (50.0%)	2 (11.1%)	13 (72.2%)	5 (27.8%)	2 (11.1%)	2 (11.1%)	
宮崎県	26	6 (23.1%)	0 (0.0%)	17 (65.4%)	5 (19.2%)	2 (7.7%)	4 (15.4%)	
鹿児島県	43	20 (46.5%)	3 (7.0%)	12 (27.9%)	12 (27.9%)	5 (11.6%)	5 (11.6%)	
沖縄県	41	4 (9.8%)	0 (0.0%)	5 (12.2%)	4 (9.8%)	7 (17.1%)	22 (53.7%)	
合計	1719	776 (45.1%)	201 (11.7%)	1039 (60.4%)	271 (15.8%)	112 (6.5%)	273 (15.9%)	

都道府県名	市区町村数	問2 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定について			
		(2) 教師の勤務時間管理の方法について			
		①ICTの活用やタイムカードなどにより、勤務時間を客観的に把握している。	②校長等が現認することにより、勤怠管理の状況を確認している。	③本人からの自己申告により管理している。	④その他
北海道	178	11 (6.2%)	148 (83.1%)	54 (30.3%)	5 (2.8%)
青森県	40	7 (17.5%)	26 (65.0%)	7 (17.5%)	6 (15.0%)
岩手県	33	6 (18.2%)	12 (36.4%)	22 (66.7%)	4 (12.1%)
宮城県	34	7 (20.6%)	18 (52.9%)	21 (61.8%)	1 (2.9%)
秋田県	25	8 (32.0%)	16 (64.0%)	16 (64.0%)	2 (8.0%)
山形県	35	5 (14.3%)	19 (54.3%)	27 (77.1%)	1 (2.9%)
福島県	59	37 (62.7%)	30 (50.8%)	13 (22.0%)	1 (1.7%)
茨城県	44	29 (65.9%)	24 (54.5%)	17 (38.6%)	0 (0.0%)
栃木県	25	8 (32.0%)	14 (56.0%)	11 (44.0%)	1 (4.0%)
群馬県	35	31 (88.6%)	11 (31.4%)	7 (20.0%)	1 (2.9%)
埼玉県	62	51 (82.3%)	25 (40.3%)	16 (25.8%)	3 (4.8%)
千葉県	53	41 (77.4%)	31 (58.5%)	24 (45.3%)	0 (0.0%)
東京都	62	10 (16.1%)	52 (83.9%)	20 (32.3%)	8 (12.9%)
神奈川県	30	5 (16.7%)	16 (53.3%)	11 (36.7%)	6 (20.0%)
新潟県	29	16 (55.2%)	14 (48.3%)	12 (41.4%)	1 (3.4%)
富山県	15	6 (40.0%)	10 (66.7%)	10 (66.7%)	0 (0.0%)
石川県	19	9 (47.4%)	14 (73.7%)	11 (57.9%)	1 (5.3%)
福井県	17	6 (35.3%)	9 (52.9%)	10 (58.8%)	0 (0.0%)
山梨県	27	6 (22.2%)	17 (63.0%)	12 (44.4%)	1 (3.7%)
長野県	77	32 (41.6%)	35 (45.5%)	39 (50.6%)	3 (3.9%)
岐阜県	41	37 (90.2%)	26 (63.4%)	14 (34.1%)	0 (0.0%)
静岡県	33	17 (51.5%)	16 (48.5%)	19 (57.6%)	1 (3.0%)
愛知県	53	11 (20.8%)	22 (41.5%)	38 (71.7%)	1 (1.9%)
三重県	29	1 (3.4%)	17 (58.6%)	27 (93.1%)	0 (0.0%)
滋賀県	19	11 (57.9%)	11 (57.9%)	12 (63.2%)	0 (0.0%)
京都府	23	11 (47.8%)	10 (43.5%)	6 (26.1%)	3 (13.0%)
大阪府	41	15 (36.6%)	16 (39.0%)	24 (58.5%)	4 (9.8%)
兵庫県	40	27 (67.5%)	20 (50.0%)	18 (45.0%)	3 (7.5%)
奈良県	40	4 (10.0%)	35 (87.5%)	7 (17.5%)	1 (2.5%)
和歌山県	30	6 (20.0%)	23 (76.7%)	9 (30.0%)	1 (3.3%)
鳥取県	19	15 (78.9%)	4 (21.1%)	4 (21.1%)	0 (0.0%)
島根県	19	4 (21.1%)	7 (36.8%)	9 (47.4%)	3 (15.8%)
岡山県	26	15 (57.7%)	16 (61.5%)	12 (46.2%)	0 (0.0%)
広島県	22	10 (45.5%)	9 (40.9%)	10 (45.5%)	2 (9.1%)
山口県	19	16 (84.2%)	10 (52.6%)	10 (52.6%)	0 (0.0%)
徳島県	24	1 (4.2%)	18 (75.0%)	10 (41.7%)	1 (4.2%)
香川県	17	9 (52.9%)	9 (52.9%)	5 (29.4%)	0 (0.0%)
愛媛県	20	10 (50.0%)	10 (50.0%)	9 (45.0%)	1 (5.0%)
高知県	34	16 (47.1%)	17 (50.0%)	5 (14.7%)	4 (11.8%)
福岡県	58	11 (19.0%)	36 (62.1%)	18 (31.0%)	4 (6.9%)
佐賀県	20	11 (55.0%)	12 (60.0%)	10 (50.0%)	1 (5.0%)
長崎県	21	6 (28.6%)	13 (61.9%)	14 (66.7%)	0 (0.0%)
熊本県	44	40 (90.9%)	18 (40.9%)	12 (27.3%)	0 (0.0%)
大分県	18	8 (44.4%)	7 (38.9%)	9 (50.0%)	2 (11.1%)
宮崎県	26	12 (46.2%)	14 (53.8%)	10 (38.5%)	1 (3.8%)
鹿児島県	43	20 (46.5%)	18 (41.9%)	23 (53.5%)	1 (2.3%)
沖縄県	41	21 (51.2%)	24 (58.5%)	7 (17.1%)	3 (7.3%)
合計	1719	696 (40.5%)	979 (57.0%)	711 (41.4%)	82 (4.8%)

都道府県名	市区町村数	問3 働き方に関する意識改革							
		①管理職を対象としたマネジメント能力を養成する研修を実施している。	②管理職への登用の際、マネジメント能力を適正に評価するよう工夫している。	③教職員全体に対して働き方に関する研修を実施している。	④学校の重点目標や経営方針に、教職員の働き方に関する視点を取り入れている。	⑤教職員の人事評価において、担当業務の適正化の取組を評価項目としている。	⑥業務改善や教職員の働き方に関する項目を学校評価に位置付けている。	⑦業務改善の取組について、毎年度実施する教育委員会の自己点検・評価の中で取り上げている。	⑧特に取り組んでいない。
北海道	178	25 (14.0%)	10 (5.6%)	10 (5.6%)	43 (24.2%)	25 (14.0%)	14 (7.9%)	21 (11.8%)	89 (50.0%)
青森県	40	3 (7.5%)	5 (12.5%)	3 (7.5%)	5 (12.5%)	3 (7.5%)	6 (15.0%)	7 (17.5%)	22 (55.0%)
岩手県	33	6 (18.2%)	5 (15.2%)	2 (6.1%)	5 (15.2%)	1 (3.0%)	1 (3.0%)	2 (6.1%)	18 (54.5%)
宮城県	34	4 (11.8%)	5 (14.7%)	3 (8.8%)	8 (23.5%)	6 (17.6%)	6 (17.6%)	4 (11.8%)	15 (44.1%)
秋田県	25	4 (16.0%)	6 (24.0%)	2 (8.0%)	7 (28.0%)	2 (8.0%)	5 (20.0%)	7 (28.0%)	13 (52.0%)
山形県	35	7 (20.0%)	6 (17.1%)	1 (2.9%)	15 (42.9%)	5 (14.3%)	5 (14.3%)	4 (11.4%)	11 (31.4%)
福島県	59	13 (22.0%)	2 (3.4%)	0 (0.0%)	9 (15.3%)	9 (15.3%)	6 (10.2%)	12 (20.3%)	24 (40.7%)
茨城県	44	19 (43.2%)	3 (6.8%)	12 (27.3%)	15 (34.1%)	3 (6.8%)	8 (18.2%)	5 (11.4%)	9 (20.5%)
栃木県	25	13 (52.0%)	5 (20.0%)	3 (12.0%)	6 (24.0%)	3 (12.0%)	5 (20.0%)	2 (8.0%)	6 (24.0%)
群馬県	35	5 (14.3%)	7 (20.0%)	2 (5.7%)	14 (40.0%)	6 (17.1%)	7 (20.0%)	5 (14.3%)	12 (34.3%)
埼玉県	62	29 (46.8%)	12 (19.4%)	13 (21.0%)	22 (35.5%)	13 (21.0%)	11 (17.7%)	21 (33.9%)	9 (14.5%)
千葉県	53	19 (35.8%)	11 (20.8%)	13 (24.5%)	24 (45.3%)	8 (15.1%)	9 (17.0%)	9 (17.0%)	8 (15.1%)
東京都	62	32 (51.6%)	13 (21.0%)	5 (8.1%)	22 (35.5%)	6 (9.7%)	7 (11.3%)	6 (9.7%)	15 (24.2%)
神奈川県	30	8 (26.7%)	10 (33.3%)	2 (6.7%)	8 (26.7%)	6 (20.0%)	0 (0.0%)	4 (13.3%)	10 (33.3%)
新潟県	29	8 (27.6%)	2 (6.9%)	4 (13.8%)	9 (31.0%)	6 (20.7%)	5 (17.2%)	5 (17.2%)	7 (24.1%)
富山県	15	6 (40.0%)	5 (33.3%)	2 (13.3%)	4 (26.7%)	2 (13.3%)	2 (13.3%)	4 (26.7%)	5 (33.3%)
石川県	19	8 (42.1%)	9 (47.4%)	1 (5.3%)	16 (84.2%)	2 (10.5%)	17 (89.5%)	1 (5.3%)	1 (5.3%)
福井県	17	6 (35.3%)	3 (17.6%)	2 (11.8%)	11 (64.7%)	3 (17.6%)	5 (29.4%)	1 (5.9%)	3 (17.6%)
山梨県	27	4 (14.8%)	3 (11.1%)	0 (0.0%)	8 (29.6%)	3 (11.1%)	1 (3.7%)	8 (29.6%)	9 (33.3%)
長野県	77	11 (14.3%)	4 (5.2%)	5 (6.5%)	17 (22.1%)	5 (6.5%)	4 (5.2%)	7 (9.1%)	45 (58.4%)
岐阜県	41	22 (53.7%)	2 (4.9%)	13 (31.7%)	24 (58.5%)	3 (7.3%)	18 (43.9%)	19 (46.3%)	1 (2.4%)
静岡県	33	10 (30.3%)	10 (30.3%)	5 (15.2%)	15 (45.5%)	1 (3.0%)	2 (6.1%)	6 (18.2%)	5 (15.2%)
愛知県	53	25 (47.2%)	8 (15.1%)	5 (9.4%)	41 (77.4%)	4 (7.5%)	9 (17.0%)	9 (17.0%)	7 (13.2%)
三重県	29	10 (34.5%)	8 (27.6%)	5 (17.2%)	23 (79.3%)	6 (20.7%)	14 (48.3%)	10 (34.5%)	2 (6.9%)
滋賀県	19	13 (68.4%)	6 (31.6%)	8 (42.1%)	5 (26.3%)	2 (10.5%)	5 (26.3%)	4 (21.1%)	0 (0.0%)
京都府	23	3 (13.0%)	5 (21.7%)	1 (4.3%)	8 (34.8%)	1 (4.3%)	3 (13.0%)	2 (8.7%)	10 (43.5%)
大阪府	41	24 (58.5%)	19 (46.3%)	5 (12.2%)	10 (24.4%)	3 (7.3%)	5 (12.2%)	7 (17.1%)	4 (9.8%)
兵庫県	40	24 (60.0%)	25 (62.5%)	11 (27.5%)	30 (75.0%)	20 (50.0%)	25 (62.5%)	21 (52.5%)	0 (0.0%)
奈良県	40	2 (5.0%)	5 (12.5%)	2 (5.0%)	4 (10.0%)	3 (7.5%)	3 (7.5%)	2 (5.0%)	27 (67.5%)
和歌山県	30	5 (16.7%)	4 (13.3%)	0 (0.0%)	5 (16.7%)	4 (13.3%)	0 (0.0%)	4 (13.3%)	17 (56.7%)
鳥取県	19	5 (26.3%)	2 (10.5%)	2 (10.5%)	5 (26.3%)	3 (15.8%)	2 (10.5%)	2 (10.5%)	8 (42.1%)
島根県	19	4 (21.1%)	2 (10.5%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)	0 (0.0%)	3 (15.8%)	3 (15.8%)	10 (52.6%)
岡山県	26	9 (34.6%)	6 (23.1%)	9 (34.6%)	10 (38.5%)	7 (26.9%)	3 (11.5%)	4 (15.4%)	7 (26.9%)
広島県	22	11 (50.0%)	6 (27.3%)	3 (13.6%)	6 (27.3%)	2 (9.1%)	4 (18.2%)	8 (36.4%)	3 (13.6%)
山口県	19	12 (63.2%)	6 (31.6%)	7 (36.8%)	10 (52.6%)	2 (10.5%)	17 (89.5%)	10 (52.6%)	1 (5.3%)
徳島県	24	6 (25.0%)	4 (16.7%)	5 (20.8%)	6 (25.0%)	9 (37.5%)	6 (25.0%)	7 (29.2%)	8 (33.3%)
香川県	17	5 (29.4%)	1 (5.9%)	1 (5.9%)	9 (52.9%)	3 (17.6%)	6 (35.3%)	6 (35.3%)	4 (23.5%)
愛媛県	20	5 (25.0%)	6 (30.0%)	4 (20.0%)	3 (15.0%)	2 (10.0%)	6 (30.0%)	7 (35.0%)	7 (35.0%)
高知県	34	9 (26.5%)	3 (8.8%)	6 (17.6%)	11 (32.4%)	5 (14.7%)	5 (14.7%)	2 (5.9%)	12 (35.3%)
福岡県	58	16 (27.6%)	9 (15.5%)	1 (1.7%)	8 (13.8%)	5 (8.6%)	4 (6.9%)	11 (19.0%)	23 (39.7%)
佐賀県	20	5 (25.0%)	5 (25.0%)	1 (5.0%)	16 (80.0%)	11 (55.0%)	13 (65.0%)	6 (30.0%)	1 (5.0%)
長崎県	21	12 (57.1%)	4 (19.0%)	2 (9.5%)	11 (52.4%)	2 (9.5%)	3 (14.3%)	3 (14.3%)	4 (19.0%)
熊本県	44	10 (22.7%)	2 (4.5%)	4 (9.1%)	13 (29.5%)	4 (9.1%)	3 (6.8%)	9 (20.5%)	17 (38.6%)
大分県	18	7 (38.9%)	4 (22.2%)	3 (16.7%)	6 (33.3%)	0 (0.0%)	3 (16.7%)	4 (22.2%)	4 (22.2%)
宮崎県	26	11 (42.3%)	3 (11.5%)	4 (15.4%)	8 (30.8%)	5 (19.2%)	4 (15.4%)	3 (11.5%)	5 (19.2%)
鹿児島県	43	21 (48.8%)	5 (11.6%)	3 (7.0%)	19 (44.2%)	10 (23.3%)	14 (32.6%)	12 (27.9%)	6 (14.0%)
沖縄県	41	10 (24.4%)	5 (12.2%)	6 (14.6%)	8 (19.5%)	7 (17.1%)	6 (14.6%)	6 (14.6%)	15 (36.6%)
合計	1719	526 (30.6%)	291 (16.9%)	201 (11.7%)	583 (33.9%)	241 (14.0%)	310 (18.0%)	322 (18.7%)	539 (31.4%)

		問4 業務改善の定量的なフォローアップ							
都道府県名	市区町村数	(1)各学校における業務改善の状況に係る教育委員会の定量的なフォローアップについて、定量的にフォローアップしている。	(①定量的にフォローアップしているを選択した場合)(2) 定量的にフォローアップしている項目について						
			①勤務時間に関するもの	②教職員の意識や負担感に関するもの	③事務作業の時間に関するもの	④ICT等の活用に関するもの	⑤部活動に関するもの	⑥業務改善による教育面での効果に関するもの	⑦その他
北海道	178	54 (30.3%)	15 (8.4%)	23 (12.9%)	13 (7.3%)	32 (18.0%)	15 (8.4%)	10 (5.6%)	3 (1.7%)
青森県	40	12 (30.0%)	3 (7.5%)	4 (10.0%)	5 (12.5%)	11 (27.5%)	7 (17.5%)	5 (12.5%)	0 (0.0%)
岩手県	33	13 (39.4%)	8 (24.2%)	3 (9.1%)	2 (6.1%)	5 (15.2%)	2 (6.1%)	2 (6.1%)	1 (3.0%)
宮城県	34	17 (50.0%)	12 (35.3%)	5 (14.7%)	3 (8.8%)	8 (23.5%)	10 (29.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
秋田県	25	11 (44.0%)	9 (36.0%)	5 (20.0%)	4 (16.0%)	6 (24.0%)	8 (32.0%)	6 (24.0%)	0 (0.0%)
山形県	35	10 (28.6%)	9 (25.7%)	6 (17.1%)	4 (11.4%)	6 (17.1%)	4 (11.4%)	5 (14.3%)	0 (0.0%)
福島県	59	20 (33.9%)	14 (23.7%)	11 (18.6%)	5 (8.5%)	5 (8.5%)	9 (15.3%)	6 (10.2%)	0 (0.0%)
茨城県	44	27 (61.4%)	20 (45.5%)	13 (29.5%)	7 (15.9%)	16 (36.4%)	9 (20.5%)	3 (6.8%)	0 (0.0%)
栃木県	25	12 (48.0%)	10 (40.0%)	7 (28.0%)	7 (28.0%)	10 (40.0%)	5 (20.0%)	3 (12.0%)	0 (0.0%)
群馬県	35	16 (45.7%)	12 (34.3%)	3 (8.6%)	7 (20.0%)	10 (28.6%)	10 (28.6%)	1 (2.9%)	0 (0.0%)
埼玉県	62	43 (69.4%)	37 (59.7%)	25 (40.3%)	13 (21.0%)	34 (54.8%)	23 (37.1%)	8 (12.9%)	0 (0.0%)
千葉県	53	28 (52.8%)	24 (45.3%)	14 (26.4%)	3 (5.7%)	18 (34.0%)	8 (15.1%)	4 (7.5%)	1 (1.9%)
東京都	62	23 (37.1%)	10 (16.1%)	9 (14.5%)	8 (12.9%)	15 (24.2%)	12 (19.4%)	5 (8.1%)	0 (0.0%)
神奈川県	30	17 (56.7%)	9 (30.0%)	4 (13.3%)	3 (10.0%)	10 (33.3%)	12 (40.0%)	3 (10.0%)	1 (3.3%)
新潟県	29	13 (44.8%)	12 (41.4%)	6 (20.7%)	3 (10.3%)	6 (20.7%)	8 (27.6%)	3 (10.3%)	0 (0.0%)
富山県	15	10 (66.7%)	8 (53.3%)	4 (26.7%)	2 (13.3%)	5 (33.3%)	6 (40.0%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)
石川県	19	17 (89.5%)	17 (89.5%)	3 (15.8%)	2 (10.5%)	5 (26.3%)	11 (57.9%)	4 (21.1%)	0 (0.0%)
福井県	17	10 (58.8%)	8 (47.1%)	3 (17.6%)	3 (17.6%)	3 (17.6%)	3 (17.6%)	1 (5.9%)	0 (0.0%)
山梨県	27	13 (48.1%)	8 (29.6%)	4 (14.8%)	6 (22.2%)	9 (33.3%)	10 (37.0%)	6 (22.2%)	0 (0.0%)
長野県	77	25 (32.5%)	16 (20.8%)	11 (14.3%)	4 (5.2%)	6 (7.8%)	15 (19.5%)	1 (1.3%)	2 (2.6%)
岐阜県	41	29 (70.7%)	24 (58.5%)	17 (41.5%)	10 (24.4%)	11 (26.8%)	14 (34.1%)	5 (12.2%)	0 (0.0%)
静岡県	33	16 (48.5%)	12 (36.4%)	6 (18.2%)	3 (9.1%)	8 (24.2%)	5 (15.2%)	2 (6.1%)	0 (0.0%)
愛知県	53	27 (50.9%)	25 (47.2%)	11 (20.8%)	8 (15.1%)	13 (24.5%)	18 (34.0%)	2 (3.8%)	0 (0.0%)
三重県	29	24 (82.8%)	22 (75.9%)	5 (17.2%)	5 (17.2%)	7 (24.1%)	15 (51.7%)	1 (3.4%)	1 (3.4%)
滋賀県	19	14 (73.7%)	12 (63.2%)	4 (21.1%)	3 (15.8%)	4 (21.1%)	7 (36.8%)	3 (15.8%)	0 (0.0%)
京都府	23	10 (43.5%)	8 (34.8%)	5 (21.7%)	2 (8.7%)	6 (26.1%)	5 (21.7%)	1 (4.3%)	0 (0.0%)
大阪府	41	26 (63.4%)	23 (56.1%)	6 (14.6%)	6 (14.6%)	13 (31.7%)	10 (24.4%)	2 (4.9%)	1 (2.4%)
兵庫県	40	33 (82.5%)	27 (67.5%)	16 (40.0%)	11 (27.5%)	26 (65.0%)	20 (50.0%)	9 (22.5%)	0 (0.0%)
奈良県	40	7 (17.5%)	6 (15.0%)	2 (5.0%)	2 (5.0%)	4 (10.0%)	6 (15.0%)	1 (2.5%)	0 (0.0%)
和歌山県	30	9 (30.0%)	4 (13.3%)	4 (13.3%)	2 (6.7%)	3 (10.0%)	7 (23.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
鳥取県	19	7 (36.8%)	7 (36.8%)	2 (10.5%)	1 (5.3%)	2 (10.5%)	2 (10.5%)	1 (5.3%)	0 (0.0%)
島根県	19	3 (15.8%)	2 (10.5%)	1 (5.3%)	0 (0.0%)	2 (10.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
岡山県	26	14 (53.8%)	12 (46.2%)	9 (34.6%)	1 (3.8%)	7 (26.9%)	7 (26.9%)	3 (11.5%)	0 (0.0%)
広島県	22	17 (77.3%)	14 (63.6%)	10 (45.5%)	7 (31.8%)	7 (31.8%)	11 (50.0%)	4 (18.2%)	0 (0.0%)
山口県	19	16 (84.2%)	15 (78.9%)	7 (36.8%)	4 (21.1%)	4 (21.1%)	6 (31.6%)	3 (15.8%)	1 (5.3%)
徳島県	24	7 (29.2%)	3 (12.5%)	4 (16.7%)	1 (4.2%)	6 (25.0%)	4 (16.7%)	2 (8.3%)	0 (0.0%)
香川県	17	10 (58.8%)	6 (35.3%)	3 (17.6%)	1 (5.9%)	6 (35.3%)	3 (17.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
愛媛県	20	9 (45.0%)	8 (40.0%)	5 (25.0%)	2 (10.0%)	7 (35.0%)	7 (35.0%)	2 (10.0%)	0 (0.0%)
高知県	34	12 (35.3%)	8 (23.5%)	4 (11.8%)	3 (8.8%)	6 (17.6%)	7 (20.6%)	3 (8.8%)	0 (0.0%)
福岡県	58	24 (41.4%)	16 (27.6%)	6 (10.3%)	7 (12.1%)	12 (20.7%)	11 (19.0%)	1 (1.7%)	0 (0.0%)
佐賀県	20	16 (80.0%)	11 (55.0%)	5 (25.0%)	4 (20.0%)	9 (45.0%)	10 (50.0%)	5 (25.0%)	0 (0.0%)
長崎県	21	13 (61.9%)	12 (57.1%)	7 (33.3%)	2 (9.5%)	10 (47.6%)	8 (38.1%)	3 (14.3%)	0 (0.0%)
熊本県	44	20 (45.5%)	14 (31.8%)	6 (13.6%)	9 (20.5%)	11 (25.0%)	7 (15.9%)	2 (4.5%)	0 (0.0%)
大分県	18	9 (50.0%)	7 (38.9%)	3 (16.7%)	3 (16.7%)	2 (11.1%)	4 (22.2%)	2 (11.1%)	2 (11.1%)
宮崎県	26	10 (38.5%)	7 (26.9%)	5 (19.2%)	3 (11.5%)	5 (19.2%)	4 (15.4%)	2 (7.7%)	0 (0.0%)
鹿児島県	43	23 (53.5%)	22 (51.2%)	9 (20.9%)	5 (11.6%)	8 (18.6%)	10 (23.3%)	5 (11.6%)	0 (0.0%)
沖縄県	41	13 (31.7%)	10 (24.4%)	6 (14.6%)	2 (4.9%)	8 (19.5%)	9 (22.0%)	2 (4.9%)	1 (2.4%)
合計	1719	809 (47.1%)	598 (73.9%)	331 (40.9%)	211 (26.1%)	427 (52.8%)	404 (49.9%)	143 (17.7%)	14 (1.7%)



		問1 学校における業務改善について											
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について											
都道府県名	市区町村名	A.業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ				B.事務職員の校務運営への参画の推進							(1)学校事務の共同実施を実施している。を選択した場合)B-1.地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく共同学校事務室を設置している。
		2.策定している業務改善方針や計画の内容	③業務量の削減に関する数値目標(KPI)を決めるなど、明確な業務改善目標を定めている。	④学校における業務改善の取組の促進、フォローアップを実施しており、業務改善のPDCAサイクルを構築している。	⑤上記以外	①学校事務の共同実施を実施している。	②庶務システムを導入している。	③事務職員の標準職務例等を示している。	④標準職務等において、企画委員会等への参加等、校務運営へ主体的に参画するよう示している。	⑤校務運営への参画に向けた資質・能力や意欲の向上のための研修を実施している。	⑥その他	⑦特に取り組んでいない。	
北海道	函館市	○	-	-	○							○	-
北海道	小樽市		-	-	-							○	-
北海道	旭川市		-	-	-							○	-
北海道	室蘭市	○	-	○	-							○	-
北海道	釧路市		-	-	-							○	-
北海道	帯広市	○	-	○	-							○	-
北海道	北見市		-	-	-		○					○	-
北海道	夕張市		-	-	-							○	-
北海道	岩見沢市		-	-	-							○	-
北海道	網走市		-	-	-							○	-
北海道	留萌市		-	-	-						○		-
北海道	苫小牧市		-	-	-					○			-
北海道	稚内市		-	-	-							○	-
北海道	美唄市		-	-	-							○	-
北海道	芦別市		-	-	-							○	-
北海道	江別市		-	-	-							○	-
北海道	赤平市		-	-	-				○				-
北海道	紋別市		-	-	-							○	-
北海道	士別市		-	-	-							○	-
北海道	名寄市		-	-	-							○	-
北海道	三笠市		-	-	-				○				-
北海道	根室市		-	-	-							○	-
北海道	千歳市		-	-	-	○	○						-
北海道	滝川市		-	-	-							○	-
北海道	砂川市		-	-	-							○	-
北海道	歌志内市		-	-	-							○	-
北海道	深川市		-	-	-							○	-
北海道	富良野市		-	-	-							○	-
北海道	登別市		-	-	-		○						-
北海道	恵庭市		-	-	-							○	-
北海道	伊達市		-	-	-					○			-
北海道	北広島市		-	-	-							○	-
北海道	石狩市		-	-	-							○	-
北海道	北斗市		-	-	-		○		○				-
北海道	当別町		-	-	-				○	○			-
北海道	新篠津村		-	-	-							○	-
北海道	松前町		-	-	-							○	-
北海道	福島町	○	○									○	-
北海道	知内町	○			○							○	-
北海道	木古内町		-	-	-							○	-
北海道	七飯町		-	-	-							○	-
北海道	鹿部町		-	-	-							○	-
北海道	森町		-	-	-		○						-
北海道	八雲町	○	○			○				○			-
北海道	長万部町		-	-	-							○	-
北海道	江差町		-	-	-							○	-
北海道	上ノ国町		-	-	-							○	-
北海道	厚沢部町	○	○			○							-
北海道	乙部町		-	-	-							○	-
北海道	奥尻町		-	-	-		○						-
北海道	今金町		-	-	-							○	-
北海道	せたな町		-	-	-							○	-
北海道	島牧村	○	○									○	-
北海道	寿都町		-	-	-							○	-
北海道	黒松内町		-	-	-	○							-
北海道	蘭越町		-	-	-							○	-
北海道	二セコ町		-	-	-							○	-
北海道	真狩村		-	-	-							○	-
北海道	留寿都村		-	-	-							○	-
北海道	喜茂別町	○	○	○		○							-
北海道	京極町		-	-	-							○	-

		問1 学校における業務改善について												
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について												
都道府県名	市区町村名	A.業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ					B.事務職員の校務運営への参画の推進					(1)学校事務の共同実施を実施している。を選択した場合)B-1.地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく共同学校事務室を設置している。		
		所管の学校の業務改善に関して、時間外勤務の短縮に向けた業務改善方針や計画を策定している。	③業務量の削減に関する数値目標(KPI)を決めるなど、明確な業務改善目標を定めている。	④学校における業務改善の取組の促進、フォローアップを実施しており、業務改善のPDCAサイクルを構築している。	⑤上記以外	①学校事務の共同実施を実施している。	②庶務システムを導入している。	③事務職員の標準職務例等を示している。	④標準職務等において、企画委員会等への参加等、校務運営へ主体的に参画するよう示している。	⑤校務運営への参画に向けた資質・能力や意欲の向上のための研修を実施している。	⑥その他		⑦特に取り組んでいない。	
北海道	倶知安町		-	-	-								○	-
北海道	共和町		-	-	-								○	-
北海道	岩内町		-	-	-								○	-
北海道	泊村		-	-	-								○	-
北海道	神恵内村		-	-	-								○	-
北海道	積丹町		-	-	-								○	-
北海道	古平町		-	-	-								○	-
北海道	仁木町		-	-	-								○	-
北海道	余市町		-	-	-								○	-
北海道	赤井川村		-	-	-								○	-
北海道	南幌町		-	-	-								○	-
北海道	奈井江町		-	-	-								○	-
北海道	上砂川町		-	-	-								○	-
北海道	由仁町		-	-	-								○	-
北海道	長沼町		-	-	-								○	-
北海道	栗山町		-	-	-								○	-
北海道	月形町		-	-	-			○					○	-
北海道	浦臼町		-	-	-								○	-
北海道	新十津川町		-	-	-								○	-
北海道	妹背牛町		-	-	-								○	-
北海道	秩父別町		-	-	-								○	-
北海道	雨竜町		-	-	-				○				○	-
北海道	北竜町		-	-	-								○	-
北海道	沼田町		-	-	-		○						○	-
北海道	鷹栖町		-	-	-			○					○	-
北海道	東神楽町	○		○									○	-
北海道	当麻町		-	-	-								○	-
北海道	比布町		-	-	-								○	-
北海道	愛別町		-	-	-			○					○	-
北海道	上川町		-	-	-								○	-
北海道	東川町		-	-	-			○					○	-
北海道	美瑛町		-	-	-							○	○	-
北海道	上富良野町	○		○									○	-
北海道	中富良野町		-	-	-		○						○	-
北海道	南富良野町		-	-	-			○					○	-
北海道	占冠村		-	-	-								○	-
北海道	和寒町		-	-	-								○	-
北海道	剣淵町		-	-	-								○	-
北海道	下川町		-	-	-		○						○	-
北海道	美深町		-	-	-								○	-
北海道	音威子府村		-	-	-			○		○			○	-
北海道	中川町		-	-	-								○	-
北海道	幌加内町		-	-	-		○						○	-
北海道	増毛町		-	-	-								○	-
北海道	小平町		-	-	-								○	-
北海道	苫前町		-	-	-								○	-
北海道	羽幌町		-	-	-								○	-
北海道	初山別村		-	-	-								○	-
北海道	遠別町		-	-	-								○	-
北海道	天塩町		-	-	-								○	-
北海道	猿払村		-	-	-								○	-
北海道	浜頓別町		-	-	-								○	-
北海道	中頓別町		-	-	-								○	-
北海道	枝幸町		-	-	-								○	-
北海道	豊富町		-	-	-								○	-
北海道	礼文町		-	-	-								○	-
北海道	利尻町		-	-	-								○	-
北海道	利尻富士町		-	-	-			○					○	-
北海道	幌延町		-	-	-								○	-
北海道	美幌町		-	-	-								○	-
北海道	津別町		-	-	-								○	-

		問1 学校における業務改善について											
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について											
都道府県名	市区町村名	A.業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ					B.事務職員の校務運営への参画の推進					(1)学校事務の共同実施を実施している。を選択した場合)B-1.地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく共同学校事務室を設置している。	
		所管の学校の業務改善に関して、時間外勤務の短縮に向けた業務改善方針や計画を策定している。	③業務量の削減に関する数値目標(KPI)を決めるなど、明確な業務改善目標を定めている。	④学校における業務改善の取組の促進、フォローアップを実施しており、業務改善のPDCAサイクルを構築している。	⑤上記以外	①学校事務の共同実施を実施している。	②庶務システムを導入している。	③事務職員の標準職務例等を示している。	④標準職務等において、企画委員会等への参加等、校務運営へ主体的に参画するよう示している。	⑤校務運営への参画に向けた資質・能力や意欲の向上のための研修を実施している。	⑥その他		⑦特に取組んでいない。
北海道	斜里町		-	-	-							○	-
北海道	清里町		-	-	-					○			-
北海道	小清水町		-	-	-							○	-
北海道	訓子府町	○		○								○	-
北海道	置戸町		-	-	-							○	-
北海道	佐呂間町		-	-	-							○	-
北海道	遠軽町		-	-	-							○	-
北海道	湧別町		-	-	-							○	-
北海道	滝上町		-	-	-							○	-
北海道	興部町		-	-	-							○	-
北海道	西興部村		-	-	-				○				-
北海道	雄武町		-	-	-							○	-
北海道	大空町		-	-	-							○	-
北海道	豊浦町		-	-	-							○	-
北海道	壮瞥町		-	-	-							○	-
北海道	白老町	○	○	○					○				-
北海道	厚真町		-	-	-		○						-
北海道	洞爺湖町		-	-	-							○	-
北海道	安平町		-	-	-		○						-
北海道	むかわ町		-	-	-							○	-
北海道	日高町		-	-	-							○	-
北海道	平取町		-	-	-	○							-
北海道	新冠町		-	-	-							○	-
北海道	浦河町		-	-	-				○				-
北海道	様似町	○		○				○					-
北海道	えりも町		-	-	-						○		-
北海道	新ひだか町		-	-	-					○			-
北海道	音更町		-	-	-		○						-
北海道	士幌町		-	-	-							○	-
北海道	上士幌町		-	-	-							○	-
北海道	鹿追町		-	-	-							○	-
北海道	新得町		-	-	-	○							-
北海道	清水町		-	-	-							○	-
北海道	芽室町		-	-	-							○	-
北海道	中札内村		-	-	-				○	○			-
北海道	更別村		-	-	-				○	○			-
北海道	大樹町		-	-	-							○	-
北海道	広尾町	○		○								○	-
北海道	幕別町		-	-	-							○	-
北海道	池田町		-	-	-							○	-
北海道	豊頃町	○		○				○					-
北海道	本別町		-	-	-					○			-
北海道	足寄町		-	-	-							○	-
北海道	陸別町		-	-	-							○	-
北海道	浦幌町		-	-	-					○			-
北海道	釧路町		-	-	-				○	○			-
北海道	厚岸町		-	-	-							○	-
北海道	浜中町		-	-	-				○				-
北海道	標茶町		-	-	-		○						-
北海道	弟子屈町		-	-	-							○	-
北海道	鶴居村		-	-	-							○	-
北海道	白糠町		-	-	-		○						-
北海道	別海町		-	-	-							○	-
北海道	中標津町		-	-	-							○	-
北海道	標津町		-	-	-							○	-
北海道	羅臼町		-	-	-							○	-
青森県	青森市		-	-	-	○							-
青森県	弘前市		-	-	-						○		-
青森県	八戸市	○	○			○	○	○	○				-
青森県	黒石市		-	-	-					○			-
青森県	五所川原市		-	-	-	○							-

		問1 学校における業務改善について											
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について											
都道府県名	市区町村名	A.業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ				B.事務職員の校務運営への参画の推進							(1)学校事務の共同実施を実施している。を選択した場合)B-1.地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく共同学校事務室を設置している。
		所管の学校の業務改善に関して、時間外勤務の短縮に向けた業務改善方針や計画を策定している。	③業務量の削減に関する数値目標(KPI)を決めるなど、明確な業務改善目標を定めている。	④学校における業務改善の取組の促進、フォローアップを実施しており、業務改善のPDCAサイクルを構築している。	⑤上記以外	①学校事務の共同実施を実施している。	②庶務システムを導入している。	③事務職員の標準職務例等を示している。	④標準職務等において、企画委員会等への参加等、校務運営へ主体的に参画するよう示している。	⑤校務運営への参画に向けた資質・能力や意欲の向上のための研修を実施している。	⑥その他	⑦特に取組んでいない。	
青森県	十和田市		-	-	-	○				○			
青森県	三沢市	○		○		○							
青森県	むつ市	○			○							○	-
青森県	つがる市		-	-	-	○							
青森県	平川市		-	-	-	○							
青森県	平内町		-	-	-	○							
青森県	今別町		-	-	-				○				-
青森県	蓬田村		-	-	-							○	-
青森県	外ヶ浜町		-	-	-							○	-
青森県	鱒ヶ沢町		-	-	-	○							
青森県	深浦町		-	-	-	○							
青森県	西目屋村		-	-	-							○	-
青森県	藤崎町		-	-	-	○	○			○			
青森県	大鰐町		-	-	-							○	-
青森県	田舎館村		-	-	-							○	-
青森県	板柳町		-	-	-	○							
青森県	鶴田町		-	-	-	○							
青森県	中泊町		-	-	-		○						-
青森県	野辺地町		-	-	-	○							
青森県	七戸町		-	-	-	○							
青森県	六戸町		-	-	-	○							
青森県	横浜町		-	-	-	○							
青森県	東北町		-	-	-	○							
青森県	六ヶ所村		-	-	-	○							
青森県	おいらせ町		-	-	-	○							
青森県	大間町	○	○									○	-
青森県	東通村		-	-	-							○	-
青森県	風間浦村		-	-	-							○	-
青森県	佐井村		-	-	-	○							
青森県	三戸町		-	-	-							○	-
青森県	五戸町		-	-	-	○							
青森県	田子町		-	-	-	○							
青森県	南部町		-	-	-	○							
青森県	階上町		-	-	-	○							
青森県	新郷村		-	-	-	○							
岩手県	盛岡市		-	-	-	○				○			
岩手県	宮古市		-	-	-	○							
岩手県	大船渡市		-	-	-	○							
岩手県	花巻市	○		○	○								
岩手県	北上市		-	-	-	○							
岩手県	久慈市		-	-	-	○							
岩手県	遠野市		-	-	-	○							
岩手県	一関市	○		○		○							
岩手県	陸前高田市		-	-	-	○							
岩手県	釜石市		-	-	-	○							
岩手県	二戸市		-	-	-	○							
岩手県	八幡平市		-	-	-	○							
岩手県	奥州市		-	-	-	○							
岩手県	滝沢市		-	-	-	○							
岩手県	雫石町		-	-	-	○							
岩手県	葛巻町		-	-	-	○							
岩手県	岩手町		-	-	-	○							
岩手県	紫波町		-	-	-	○							
岩手県	矢巾町		-	-	-	○		○		○			
岩手県	西和賀町		-	-	-	○							
岩手県	金ヶ崎町		-	-	-	○							○
岩手県	平泉町	○	○			○							
岩手県	住田町		-	-	-	○							
岩手県	大槌町		-	-	-	○	○		○	○			
岩手県	山田町		-	-	-	○							
岩手県	岩泉町		-	-	-	○							○

		問1 学校における業務改善について											
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について											
都道府県名	市区町村名	A.業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ				B.事務職員の校務運営への参画の推進							(1)学校事務の共同実施を実施している。を選択した場合)B-1.地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく共同学校事務室を設置している。
		所管の学校の業務改善に関して、時間外勤務の短縮に向けた業務改善方針や計画を策定している。	③業務量の削減に関する数値目標(KPI)を決めるなど、明確な業務改善目標を定めている。	④学校における業務改善の取組の促進、フォローアップを実施しており、業務改善のPDCAサイクルを構築している。	⑤上記以外	①学校事務の共同実施を実施している。	②庶務システムを導入している。	③事務職員の標準職務例等を示している。	④標準職務等において、企画委員会等への参加等、校務運営へ主体的に参画するよう示している。	⑤校務運営への参画に向けた資質・能力や意欲の向上のための研修を実施している。	⑥その他	⑦特に取り組んでいない。	
岩手県	田野畑村		-	-	-	○							
岩手県	普代村		-	-	-	○							
岩手県	軽米町		-	-	-	○							
岩手県	野田村		-	-	-						○		-
岩手県	九戸村		-	-	-	○			○				○
岩手県	洋野町		-	-	-	○							
岩手県	一戸町		-	-	-	○							
宮城県	石巻市		-	-	-	○			○		○		
宮城県	塩竈市		-	-	-	○		○					
宮城県	気仙沼市		-	-	-	○	○						
宮城県	白石市		-	-	-	○							
宮城県	名取市		-	-	-	○					○		
宮城県	角田市	○	○	-	-	○							
宮城県	多賀城市		-	-	-	○					○		
宮城県	岩沼市	○	○	-	-	○		○	○		○		
宮城県	登米市		-	-	-	○							
宮城県	栗原市		-	-	-	○					○		
宮城県	東松島市		-	-	-	○			○		○		
宮城県	大崎市		-	-	-	○					○		
宮城県	富谷市		-	-	-	○							
宮城県	蔵王町		-	-	-	○							
宮城県	七ヶ宿町		-	-	-	○							
宮城県	大河原町	○	○	-	-	○							
宮城県	村田町		-	-	-	○							
宮城県	柴田町		-	-	-	○							
宮城県	川崎町		-	-	-	○							○
宮城県	丸森町		-	-	-	○							
宮城県	亘理町		-	-	-	○							○
宮城県	山元町		-	-	-	○							
宮城県	松島町		-	-	-	○					○		
宮城県	七ヶ浜町		-	-	-	○							
宮城県	利府町		-	-	-	○							
宮城県	大和町		-	-	-	○					○		
宮城県	大郷町		-	-	-	○							
宮城県	大衡村	○			○	○	○						
宮城県	色麻町		-	-	-	○							
宮城県	加美町		-	-	-	○							
宮城県	涌谷町		-	-	-	○							
宮城県	美里町		-	-	-	○					○		
宮城県	女川町		-	-	-	○							
宮城県	南三陸町		-	-	-	○							
秋田県	秋田市		-	-	-	○					○		
秋田県	能代市		-	-	-	○		○					
秋田県	横手市		-	-	-	○	○						
秋田県	大館市	○		○	-	○			○		○		
秋田県	男鹿市		-	-	-	○							
秋田県	湯沢市		-	-	-	○							
秋田県	鹿角市		-	-	-	○	○						
秋田県	由利本荘市	○		○	-	○	○						
秋田県	潟上市		-	-	-	○	○						
秋田県	大仙市	○		○	-	○							
秋田県	北秋田市	○		○	-	○	○	○			○		
秋田県	にかほ市		-	-	-	○							
秋田県	仙北市		-	-	-	○							
秋田県	小坂町		-	-	-	○					○		
秋田県	上小阿仁村		-	-	-							○	-
秋田県	藤里町		-	-	-							○	-
秋田県	三種町		-	-	-	○	○				○		○
秋田県	八峰町		-	-	-							○	-
秋田県	五城目町	○	○	○	-							○	-
秋田県	八郎潟町		-	-	-							○	-

		問1 学校における業務改善について											
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について											
都道府県名	市区町村名	A.業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ				B.事務職員の校務運営への参画の推進							(1)学校事務の共同実施を実施している。を選択した場合)B-1.地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく共同学校事務室を設置している。
		所管の学校の業務改善に関して、時間外勤務の短縮に向けた業務改善方針や計画を策定している。	③業務量の削減に関する数値目標(KPI)を決めるなど、明確な業務改善目標を定めている。	④学校における業務改善の取組の促進、フォローアップを実施しており、業務改善のPDCAサイクルを構築している。	⑤上記以外	①学校事務の共同実施を実施している。	②庶務システムを導入している。	③事務職員の標準職務例等を示している。	④標準職務等において、企画委員会等への参加等、校務運営へ主体的に参画している。	⑤校務運営への参画に向けた資質・能力や意欲の向上のための研修を実施している。	⑥その他	⑦特に取り組んでいない。	
秋田県	井川町		-	-	-				○				-
秋田県	大湯村		-	-	-	○							
秋田県	美郷町		-	-	-	○							
秋田県	羽後町		-	-	-	○			○	○			
秋田県	東成瀬村		-	-	-	○							
山形県	山形市		-	-	-	○	○						
山形県	米沢市		-	-	-		○						-
山形県	鶴岡市	○		○				○	○	○			-
山形県	酒田市		-	-	-		○			○			-
山形県	新庄市		-	-	-	○							
山形県	寒河江市		-	-	-	○			○	○			
山形県	上山市		-	-	-				○				-
山形県	村山市		-	-	-						○		-
山形県	長井市		-	-	-	○	○			○			
山形県	天童市		-	-	-	○	○		○	○			
山形県	東根市		-	-	-			○					-
山形県	尾花沢市		-	-	-						○		-
山形県	南陽市	○				○							
山形県	山辺町		-	-	-						○		-
山形県	中山町		-	-	-						○		-
山形県	河北町		-	-	-		○		○	○			-
山形県	西川町		-	-	-						○		-
山形県	朝日町		-	-	-						○		-
山形県	大江町		-	-	-	○	○						
山形県	大石田町		-	-	-						○		-
山形県	金山町		-	-	-					○			-
山形県	最上町		-	-	-	○							
山形県	舟形町		-	-	-						○		-
山形県	真室川町		-	-	-						○		-
山形県	大蔵村		-	-	-		○		○				-
山形県	鮭川村	○	○	○			○		○				-
山形県	戸沢村		-	-	-		○		○				-
山形県	高島町		-	-	-	○				○			
山形県	川西町		-	-	-						○		-
山形県	小国町		-	-	-						○		-
山形県	白鷹町		-	-	-						○		-
山形県	飯豊町		-	-	-					○			-
山形県	三川町		-	-	-						○		-
山形県	庄内町		-	-	-		○						-
山形県	遊佐町		-	-	-						○		-
福島県	福島市		-	-	-	○							
福島県	会津若松市	○	○			○	○	○		○			
福島県	郡山市		-	-	-	○	○			○			
福島県	いわき市		-	-	-	○				○			
福島県	白河市	○	○	○		○				○			
福島県	須賀川市		-	-	-	○							
福島県	喜多方市	○	○			○	○		○	○			
福島県	相馬市		-	-	-	○							
福島県	二本松市		-	-	-	○							
福島県	田村市		-	-	-	○			○	○			
福島県	南相馬市		-	-	-						○		-
福島県	伊達市		-	-	-	○	○						
福島県	本宮市		-	-	-	○							
福島県	桑折町		-	-	-	○							
福島県	国見町		-	-	-	○							
福島県	川俣町		-	-	-	○							
福島県	大玉村		-	-	-	○							
福島県	鏡石町		-	-	-						○		-
福島県	天栄村		-	-	-	○				○			
福島県	下郷町		-	-	-	○							
福島県	檜枝岐村		-	-	-	○							

		問1 学校における業務改善について											
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について											
都道府県名	市区町村名	A.業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ					B.事務職員の校務運営への参画の推進					(1)学校事務の共同実施を実施している。を選択した場合)B-1.地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく共同学校事務室を設置している。	
		所管の学校の業務改善に関して、時間外勤務の短縮に向けた業務改善方針や計画を策定している。	③業務量の削減に関する数値目標(KPI)を決めるなど、明確な業務改善目標を定めている。	④学校における業務改善の取組の促進、フォローアップを実施しており、業務改善のPDCAサイクルを構築している。	⑤上記以外	①学校事務の共同実施を実施している。	②庶務システムを導入している。	③事務職員の標準職務例等を示している。	④標準職務等において、企画委員会等への参加等、校務運営へ主体的に参画するよう示している。	⑤校務運営への参画に向けた資質・能力や意欲の向上のための研修を実施している。	⑥その他		⑦特に取り組んでいない。
福島県	只見町		-	-	-	○							
福島県	南会津町		-	-	-	○	○		○	○			
福島県	北塩原村		-	-	-							○	-
福島県	西会津町		-	-	-	○				○			
福島県	磐梯町		-	-	-	○							
福島県	猪苗代町		-	-	-	○							
福島県	会津坂下町		-	-	-	○							
福島県	湯川村		-	-	-	○							
福島県	柳津町		-	-	-	○							
福島県	三島町		-	-	-	○							
福島県	金山町		-	-	-	○							
福島県	昭和村		-	-	-					○			-
福島県	会津美里町		-	-	-	○							
福島県	西郷村	○	○	○		○							
福島県	泉崎村		-	-	-						○		-
福島県	中島村		-	-	-	○	○						
福島県	矢吹町		-	-	-	○							
福島県	棚倉町		-	-	-	○							○
福島県	矢祭町		-	-	-	○							
福島県	東白川郡塙町		-	-	-	○							
福島県	鮫川村	○	○			○			○	○			
福島県	石川町		-	-	-	○			○	○			
福島県	玉川村		-	-	-	○							
福島県	平田村		-	-	-	○							
福島県	浅川町		-	-	-	○							
福島県	古殿町		-	-	-		○						-
福島県	三春町		-	-	-	○							
福島県	小野町		-	-	-	○							
福島県	広野町		-	-	-	○							
福島県	檜葉町		-	-	-							○	-
福島県	富岡町		-	-	-							○	-
福島県	川内村	○	○		○							○	-
福島県	大熊町		-	-	-				○				-
福島県	双葉町		-	-	-	○							
福島県	浪江町		-	-	-	○							
福島県	葛尾村		-	-	-		○						-
福島県	新地町	○		○		○				○			
福島県	飯館村		-	-	-							○	-
茨城県	水戸市		-	-	-	○	○	○	○	○			
茨城県	日立市	○			○	○			○	○			
茨城県	土浦市		-	-	-	○							
茨城県	古河市		-	-	-	○							
茨城県	石岡市		-	-	-	○				○			
茨城県	結城市		-	-	-	○							
茨城県	龍ヶ崎市		-	-	-	○				○			
茨城県	下妻市		-	-	-	○							
茨城県	常総市		-	-	-	○							
茨城県	常陸太田市		-	-	-	○							
茨城県	高萩市		-	-	-	○							
茨城県	北茨城市		-	-	-	○							
茨城県	笠間市		-	-	-	○			○				
茨城県	取手市		-	-	-		○			○			-
茨城県	牛久市		-	-	-	○							
茨城県	つくば市		-	-	-	○							
茨城県	ひたちなか市		-	-	-	○	○	○		○			
茨城県	鹿嶋市	○		○		○							
茨城県	潮来市		-	-	-	○							
茨城県	守谷市		-	-	-							○	-
茨城県	常陸大宮市		-	-	-	○							

		問1 学校における業務改善について												
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について												
都道府県名	市区町村名	A.業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ				B.事務職員の校務運営への参画の推進							(1)学校事務の共同実施を実施している。を選択した場合)B-1.地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく共同学校事務室を設置している。	
		所管の学校の業務改善に関して、時間外勤務の短縮に向けた業務改善方針や計画を策定している。	③業務量の削減に関する数値目標(KPI)を決めるなど、明確な業務改善目標を定めている。	④学校における業務改善の取組の促進、フォローアップを実施しており、業務改善のPDCAサイクルを構築している。	⑤上記以外	①学校事務の共同実施を実施している。	②庶務事務システムを導入している。	③事務職員の標準職務例等を示している。	④標準職務等において、企画委員会等への参加等、校務運営へ主体的に参画するよう示している。	⑤校務運営への参画に向けた資質・能力や意欲の向上のための研修を実施している。	⑥その他	⑦特に取り組んでいない。		
茨城県	那珂市		-	-	-	○								
茨城県	筑西市	○		○		○								
茨城県	坂東市		-	-	-	○								
茨城県	稲敷市		-	-	-	○				○				
茨城県	かすみがうら市		-	-	-	○				○				
茨城県	桜川市		-	-	-	○				○				
茨城県	神栖市		-	-	-	○			○	○				
茨城県	行方市		-	-	-	○				○				
茨城県	鉾田市		-	-	-	○				○				
茨城県	つくばみらい市		-	-	-	○								
茨城県	小美玉市		-	-	-	○								
茨城県	茨城町		-	-	-						○		-	
茨城県	大洗町		-	-	-				○	○				
茨城県	城里町		-	-	-	○								
茨城県	東海村		-	-	-	○				○				
茨城県	大子町		-	-	-	○								
茨城県	美浦村	○				○							○	
茨城県	阿見町		-	-	-						○		-	
茨城県	河内町		-	-	-				○	○			-	
茨城県	八千代町		-	-	-	○								
茨城県	五霞町		-	-	-	○				○				
茨城県	境町		-	-	-	○								
茨城県	利根町		-	-	-							○	-	
栃木県	宇都宮市	○	○	○		○	○	○		○				-
栃木県	足利市		-	-	-	○			○	○				
栃木県	栃木市		-	-	-					○				-
栃木県	佐野市		-	-	-	○			○	○				
栃木県	鹿沼市		-	-	-	○								
栃木県	日光市		-	-	-	○		○	○	○				
栃木県	小山市		-	-	-							○		-
栃木県	真岡市		-	-	-	○								
栃木県	大田原市	○	○	○		○			○				○	
栃木県	矢板市		-	-	-	○				○				
栃木県	那須塩原市		-	-	-	○			○	○				
栃木県	さくら市	○	○			○	○							
栃木県	那須烏山市	○										○		-
栃木県	下野市		-	-	-	○	○							
栃木県	上三川町		-	-	-	○								
栃木県	益子町		-	-	-	○							○	
栃木県	茂木町		-	-	-	○								
栃木県	市貝町		-	-	-	○				○				
栃木県	芳賀町		-	-	-	○				○				
栃木県	壬生町	○			○	○								
栃木県	野木町		-	-	-	○				○				
栃木県	塩谷町		-	-	-	○								
栃木県	高根沢町		-	-	-	○				○				
栃木県	那須町	○		○		○	○	○	○	○				
栃木県	那珂川町		-	-	-	○							○	
群馬県	前橋市	○		○		○		○	○					
群馬県	高崎市	○		○		○		○	○	○				
群馬県	桐生市		-	-	-	○								
群馬県	伊勢崎市	○		○		○	○		○	○				
群馬県	太田市		-	-	-	○	○							
群馬県	沼田市		-	-	-	○								
群馬県	館林市		-	-	-	○	○			○				
群馬県	渋川市		-	-	-	○								
群馬県	藤岡市		-	-	-	○								
群馬県	富岡市		-	-	-	○	○			○				
群馬県	安中市		-	-	-	○								



		問1 学校における業務改善について											
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について											
都道府県名	市区町村名	A.業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ				B.事務職員の校務運営への参画の推進						(1)学校事務の共同実施を実施している。を選択した場合)B-1.地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく共同学校事務室を設置している。	
		所管の学校の業務改善に関して、時間外勤務の短縮に向けた業務改善方針や計画を策定している。	③業務量の削減に関する数値目標(KPI)を決めるなど、明確な業務改善目標を定めている。	④学校における業務改善の取組の促進、フォローアップを実施しており、業務改善のPDCAサイクルを構築している。	⑤上記以外	①学校事務の共同実施を実施している。	②庶務システムを導入している。	③事務職員の標準職務例等を示している。	④標準職務等において、企画委員会等への参加等、校務運営へ主体的に参画するよう示している。	⑤校務運営への参画に向けた資質・能力や意欲の向上のための研修を実施している。	⑥その他		⑦特に取り組んでいない。
群馬県	みどり市	○	-	-	○	○							
群馬県	榛東村	-	-	-	-	○	○		○	○			
群馬県	吉岡町	-	-	-	-	○	○						
群馬県	上野村	-	-	-	-	○							
群馬県	神流町	-	-	-	-						○		-
群馬県	下仁田町	-	-	-	-	○							
群馬県	南牧村	-	-	-	-	○							
群馬県	甘楽町	-	-	-	-	○					○		
群馬県	中之条町	-	-	-	-	○							
群馬県	長野原町	-	-	-	-	○							
群馬県	嬭恋村	○	-	-	○				○				-
群馬県	草津町	-	-	-	-	○							
群馬県	高山村	-	-	-	-	○							
群馬県	東吾妻町	-	-	-	-	○							
群馬県	片品村	-	-	-	-	○							
群馬県	川場村	-	-	-	-	○							
群馬県	昭和村	-	-	-	-						○		-
群馬県	みなかみ町	-	-	-	-	○							
群馬県	玉村町	-	-	-	-	○	○						
群馬県	板倉町	-	-	-	-	○							
群馬県	明和町	-	-	-	-	○							
群馬県	千代田町	-	-	-	-	○							
群馬県	大泉町	-	-	-	-	○							
群馬県	邑楽町	-	-	-	-	○							
埼玉県	川越市	-	-	-	-	○	○	○	○	○			
埼玉県	熊谷市	-	-	-	-	○				○			
埼玉県	川口市	-	-	-	-	○	○	○	○	○			○
埼玉県	行田市	○	○	○	-	○							
埼玉県	秩父市	-	-	-	-						○		-
埼玉県	所沢市	○	○	○	-			○	○	○			-
埼玉県	飯能市	-	-	-	-	○							
埼玉県	加須市	-	-	-	-	○							
埼玉県	本庄市	-	-	-	-	○							
埼玉県	東松山市	○	○	○	-	○							
埼玉県	春日部市	-	-	-	-	○							
埼玉県	狭山市	-	-	-	-				○	○			-
埼玉県	羽生市	-	-	-	-	○	○						
埼玉県	鴻巣市	-	-	-	-		○						
埼玉県	深谷市	○	○	○	-	○				○			
埼玉県	上尾市	-	-	-	-						○		-
埼玉県	草加市	○	-	○	-	○	○			○			
埼玉県	越谷市	-	-	-	-	○		○					
埼玉県	蕨市	-	-	-	-				○				-
埼玉県	戸田市	-	-	-	-	○				○			
埼玉県	入間市	-	-	-	-						○		-
埼玉県	朝霞市	○	-	○	-					○			-
埼玉県	志木市	-	-	-	-						○		-
埼玉県	和光市	○	○	○	-	○	○			○			
埼玉県	新座市	○	○	○	-	○				○			
埼玉県	桶川市	-	-	-	-	○							
埼玉県	久喜市	○	-	○	-	○							
埼玉県	北本市	-	-	-	-						○		-
埼玉県	八潮市	○	-	-	○	○							
埼玉県	富士見市	-	-	-	-						○		-
埼玉県	三郷市	-	-	-	-	○							
埼玉県	蓮田市	-	-	-	-	○	○			○			
埼玉県	坂戸市	-	-	-	-						○		-
埼玉県	幸手市	○	-	-	○	○			○				
埼玉県	鶴ヶ島市	-	-	-	-						○		-
埼玉県	日高市	-	-	-	-	○							
埼玉県	吉川市	-	-	-	-	○							

		問1 学校における業務改善について											
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について											
都道府県名	市区町村名	A.業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ				B.事務職員の校務運営への参画の推進							(1)学校事務の共同実施を実施している。を選択した場合)B-1.地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく共同学校事務室を設置している。
		所管の学校の業務改善に関して、時間外勤務の短縮に向けた業務改善方針や計画を策定している。	③業務量の削減に関する数値目標(KPI)を決めるなど、明確な業務改善目標を定めている。	④学校における業務改善の取組の促進、フォローアップを実施しており、業務改善のPDCAサイクルを構築している。	⑤上記以外	①学校事務の共同実施を実施している。	②庶務事務システムを導入している。	③事務職員の標準職務例等を示している。	④標準職務等において、企画委員会等への参加等、校務運営へ主体的に参画するよう示している。	⑤校務運営への参画に向けた資質・能力や意欲のための研修を実施している。	⑥その他	⑦特に取組んでいない。	
埼玉県	ふじみ野市	○	○	○	-	○						○	-
埼玉県	白岡市		-	-	-	○							
埼玉県	伊奈町	○	○	○	-	○				○			
埼玉県	三芳町		-	-	-	○				○			
埼玉県	毛呂山町		-	-	-						○		-
埼玉県	越生町		-	-	-	○			○	○			
埼玉県	滑川町		-	-	-	○	○	○	○				
埼玉県	嵐山町		-	-	-	○							○
埼玉県	小川町		-	-	-	○							
埼玉県	川島町		-	-	-	○				○			
埼玉県	吉見町		-	-	-		○			○			-
埼玉県	鳩山町		-	-	-	○							
埼玉県	ときがわ町		-	-	-	○							
埼玉県	横瀬町		-	-	-						○		-
埼玉県	皆野町		-	-	-	○				○			
埼玉県	長瀨町		-	-	-	○							
埼玉県	小鹿野町	○				○				○			-
埼玉県	東秩父村		-	-	-	○							
埼玉県	美里町		-	-	-	○							
埼玉県	神川町		-	-	-	○							○
埼玉県	上里町		-	-	-	○	○						
埼玉県	寄居町		-	-	-	○		○					
埼玉県	宮代町		-	-	-	○							
埼玉県	杉戸町		-	-	-	○							
埼玉県	松伏町		-	-	-	○							
千葉県	銚子市		-	-	-	○							
千葉県	市川市	○		○		○							
千葉県	船橋市	○	○	○		○		○	○				
千葉県	館山市	○		○		○							
千葉県	木更津市		-	-	-	○				○			
千葉県	松戸市		-	-	-	○	○			○			
千葉県	野田市	○		○		○			○				
千葉県	茂原市		-	-	-	○			○	○			
千葉県	成田市		-	-	-	○	○	○	○	○	○		
千葉県	佐倉市		-	-	-	○	○	○	○	○	○		
千葉県	東金市		-	-	-	○							
千葉県	旭市		-	-	-	○	○		○	○			
千葉県	習志野市		-	-	-	○	○			○	○		
千葉県	柏市		-	-	-	○	○	○	○	○	○		
千葉県	勝浦市		-	-	-	○	○						
千葉県	市原市	○		○		○	○						
千葉県	流山市	○		○		○	○	○	○				
千葉県	八千代市		-	-	-	○	○	○		○	○		
千葉県	我孫子市		-	-	-	○	○	○	○	○	○		
千葉県	鴨川市	○		○		○	○			○	○		
千葉県	鎌ヶ谷市		-	-	-	○	○	○		○	○		
千葉県	君津市		-	-	-	○							
千葉県	富津市	○		○		○	○		○				
千葉県	浦安市		-	-	-	○	○	○	○	○	○		
千葉県	四街道市		-	-	-	○	○			○			
千葉県	袖ヶ浦市		-	-	-	○	○	○	○				
千葉県	八街市		-	-	-	○	○	○	○	○	○		
千葉県	印西市		-	-	-	○	○			○			
千葉県	白井市		-	-	-	○							
千葉県	富里市		-	-	-	○	○						
千葉県	南房総市		-	-	-	○	○	○	○	○	○		
千葉県	匝瑳市	○		○		○	○			○	○		
千葉県	香取市		-	-	-	○		○	○	○	○		
千葉県	山武市		-	-	-	○			○				
千葉県	いすみ市		-	-	-	○	○			○			
千葉県	大網白里市		-	-	-	○				○			

		問1 学校における業務改善について											
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について											
都道府県名	市区町村名	A.業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ				B.事務職員の校務運営への参画の推進							(1)学校事務の共同実施を実施している。を選択した場合)B-1.地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく共同学校事務室を設置している。
		所管の学校の業務改善に関して、時間外勤務の短縮に向けた業務改善方針や計画を策定している。	③業務量の削減に関する数値目標(KPI)を決めるなど、明確な業務改善目標を定めている。	④学校における業務改善の取組の促進、フォローアップを実施しており、業務改善のPDCAサイクルを構築している。	⑤上記以外	①学校事務の共同実施を実施している。	②庶務システムを導入している。	③事務職員の標準職務例等を示している。	④標準職務等において、企画委員会等への参加等、校務運営へ主体的に参画している。	⑤校務運営への参画に向けた資質・能力や意欲の向上のための研修を実施している。	⑥その他	⑦特に取り組んでいない。	
千葉県	酒々井町		-	-	-	○			○	○			
千葉県	栄町		-	-	-	○	○		○				○
千葉県	神崎町		-	-	-	○		○	○				
千葉県	多古町		-	-	-	○							
千葉県	東庄町		-	-	-	○				○			
千葉県	九十九里町		-	-	-	○	○		○	○			
千葉県	芝山町	○			○	○							
千葉県	横芝光町	○	○	○		○				○			
千葉県	一宮町	○		○		○			○	○			
千葉県	睦沢町		-	-	-	○							
千葉県	長生村		-	-	-	○							
千葉県	白子町	○		○		○			○	○			
千葉県	長柄町		-	-	-	○							
千葉県	長南町		-	-	-	○							
千葉県	大多喜町		-	-	-	○							
千葉県	御宿町		-	-	-	○	○						
千葉県	鋸南町		-	-	-	○							
東京都	千代田区		-	-	-	○							
東京都	中央区		-	-	-							○	-
東京都	港区		-	-	-							○	-
東京都	新宿区	○	○	○			○			○			-
東京都	文京区		-	-	-		○	○	○				-
東京都	台東区		-	-	-							○	-
東京都	墨田区		-	-	-						○		-
東京都	江東区		-	-	-	○							-
東京都	品川区		-	-	-		○						-
東京都	目黒区		-	-	-							○	-
東京都	大田区		-	-	-						○		-
東京都	世田谷区		-	-	-		○				○		-
東京都	渋谷区		-	-	-					○			-
東京都	中野区		-	-	-		○				○		-
東京都	杉並区		-	-	-							○	-
東京都	豊島区	○		○				○		○			-
東京都	北区		-	-	-		○						-
東京都	荒川区		-	-	-							○	-
東京都	板橋区	○	○	○				○	○	○			-
東京都	練馬区		-	-	-		○	○					-
東京都	足立区		-	-	-		○						-
東京都	葛飾区		-	-	-		○	○					-
東京都	江戸川区		-	-	-				○	○			-
東京都	八王子市		-	-	-						○		-
東京都	立川市	○			○	○							○
東京都	武蔵野市	○			○	○	○	○					-
東京都	三鷹市	○	○	○		○	○				○		-
東京都	青梅市		-	-	-				○			○	-
東京都	府中市		-	-	-				○				-
東京都	昭島市		-	-	-				○				-
東京都	調布市		-	-	-							○	-
東京都	町田市		-	-	-				○		○		-
東京都	小金井市	○	○								○		-
東京都	小平市		-	-	-				○				-
東京都	日野市		-	-	-							○	-
東京都	東村山市		-	-	-	○		○					○
東京都	国分寺市		-	-	-	○		○					○
東京都	国立市	○	○				○						-
東京都	福生市		-	-	-							○	-
東京都	狛江市		-	-	-						○		-
東京都	東大和市	○			○					○			-
東京都	清瀬市	○		○		○		○					-
東京都	東久留米市		-	-	-							○	-
東京都	武蔵村山市	○	○			○		○	○	○			-

		問1 学校における業務改善について											
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について											
都道府県名	市区町村名	A.業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ					B.事務職員の校務運営への参画の推進					(1)学校事務の共同実施を実施している。を選択した場合)B-1.地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく共同学校事務室を設置している。	
		所管の学校の業務改善に関して、時間外勤務の短縮に向けた業務改善方針や計画を策定している。	③業務量の削減に関する数値目標(KPI)を決めるなど、明確な業務改善目標を定めている。	④学校における業務改善の取組の促進、フォローアップを実施しており、業務改善のPDCAサイクルを構築している。	⑤上記以外	①学校事務の共同実施を実施している。	②庶務システムを導入している。	③事務職員の標準職務例等を示している。	④標準職務等において、企画委員会等への参加等、校務運営へ主体的に参画するよう示している。	⑤校務運営への参画に向けた資質・能力や意欲の向上のための研修を実施している。	⑥その他		⑦特に取り組んでいない。
東京都	多摩市		-	-	-		○	○					-
東京都	稲城市		-	-	-			○					-
東京都	羽村市		-	-	-				○				-
東京都	あきる野市		-	-	-						○		-
東京都	西東京市		-	-	-							○	-
東京都	瑞穂町		-	-	-			○					-
東京都	日の出町		-	-	-							○	-
東京都	檜原村		-	-	-							○	-
東京都	奥多摩町		-	-	-							○	-
東京都	大島町		-	-	-							○	-
東京都	利島村		-	-	-							○	-
東京都	新島村		-	-	-							○	-
東京都	神津島村		-	-	-						○		-
東京都	三宅村		-	-	-							○	-
東京都	御蔵島村		-	-	-							○	-
東京都	八丈町		-	-	-							○	-
東京都	青ヶ島村		-	-	-							○	-
東京都	小笠原村		-	-	-							○	-
神奈川県	横須賀市		-	-	-							○	-
神奈川県	平塚市		-	-	-	○				○			-
神奈川県	鎌倉市	○		○							○		-
神奈川県	藤沢市		-	-	-					○			-
神奈川県	小田原市		-	-	-		○						-
神奈川県	茅ヶ崎市	○			○	○							-
神奈川県	逗子市		-	-	-							○	-
神奈川県	三浦市		-	-	-					○			-
神奈川県	秦野市	○	○	○		○							○
神奈川県	厚木市		-	-	-	○							-
神奈川県	大和市		-	-	-	○							○
神奈川県	伊勢原市		-	-	-	○							-
神奈川県	海老名市		-	-	-							○	-
神奈川県	座間市		-	-	-							○	-
神奈川県	南足柄市		-	-	-	○	○						-
神奈川県	綾瀬市		-	-	-	○							-
神奈川県	葉山町		-	-	-							○	-
神奈川県	寒川町		-	-	-				○				-
神奈川県	大磯町		-	-	-	○							-
神奈川県	二宮町		-	-	-	○							-
神奈川県	中井町		-	-	-						○		-
神奈川県	大井町		-	-	-	○							○
神奈川県	松田町		-	-	-	○			○				-
神奈川県	山北町		-	-	-	○				○			-
神奈川県	開成町		-	-	-	○							-
神奈川県	箱根町		-	-	-	○							-
神奈川県	真鶴町		-	-	-	○							-
神奈川県	湯河原町		-	-	-	○	○		○	○			-
神奈川県	愛川町		-	-	-							○	-
神奈川県	清川村		-	-	-							○	-
新潟県	長岡市	○		○		○	○		○	○			-
新潟県	三条市		-	-	-	○		○	○	○			-
新潟県	柏崎市		-	-	-	○	○		○	○			-
新潟県	新発田市		-	-	-	○	○			○			-
新潟県	小千谷市		-	-	-	○	○						-
新潟県	加茂市		-	-	-	○				○			-
新潟県	十日町市		-	-	-	○				○			-
新潟県	見附市		-	-	-	○	○	○		○			-
新潟県	村上市	○	○	○		○		○	○	○			-
新潟県	燕市		-	-	-	○	○						-
新潟県	糸魚川市		-	-	-	○							-
新潟県	妙高市	○			○	○	○	○					-
新潟県	五泉市	○	○			○				○			-

		問1 学校における業務改善について											
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について											
都道府県名	市区町村名	A.業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ				B.事務職員の校務運営への参画の推進							(1)学校事務の共同実施を実施している。を選択した場合)B-1.地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく共同学校事務室を設置している。
		所管の学校の業務改善に関して、時間外勤務の短縮に向けた業務改善方針や計画を策定している。	③業務量の削減に関する数値目標(KPI)を決めるなど、明確な業務改善目標を定めている。	④学校における業務改善の取組の促進、フォローアップを実施しており、業務改善のPDCAサイクルを構築している。	⑤上記以外	①学校事務の共同実施を実施している。	②庶務システムを導入している。	③事務職員の標準職務例等を示している。	④標準職務等において、企画委員会等への参加等、校務運営へ主体的に参画するよう示している。	⑤校務運営への参画に向けた資質・能力や意欲の向上のための研修を実施している。	⑥その他	⑦特に取組んでいない。	
新潟県	上越市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新潟県	阿賀野市	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
新潟県	佐渡市	-	-	-	-	○	-	○	○	○	○	○	-
新潟県	魚沼市	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-
新潟県	南魚沼市	-	-	-	-	○	-	○	○	○	○	○	-
新潟県	胎内市	-	-	-	-	○	○	-	○	○	○	○	-
新潟県	聖籠町	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-
新潟県	弥彦村	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
新潟県	田上町	-	-	-	-	○	-	-	○	○	○	○	-
新潟県	阿賀町	-	-	-	-	○	-	○	○	○	○	○	-
新潟県	出雲崎町	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
新潟県	湯沢町	-	-	-	-	○	-	-	○	-	○	-	-
新潟県	津南町	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
新潟県	刈羽村	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
新潟県	関川村	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-
新潟県	粟島浦村	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○
富山県	富山市	○	-	○	-	-	-	-	○	○	○	-	-
富山県	高岡市	-	-	-	-	○	-	-	○	○	-	-	-
富山県	魚津市	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
富山県	氷見市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
富山県	滑川市	-	-	-	-	-	○	-	○	○	-	-	-
富山県	黒部市	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-
富山県	砺波市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
富山県	小矢部市	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
富山県	南砺市	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-
富山県	射水市	○	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-
富山県	舟橋村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
富山県	上市町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
富山県	立山町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
富山県	入善町	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
富山県	朝日町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
石川県	金沢市	○	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
石川県	七尾市	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
石川県	小松市	○	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
石川県	輪島市	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
石川県	珠洲市	○	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
石川県	加賀市	○	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
石川県	羽咋市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
石川県	かほく市	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
石川県	白山市	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-
石川県	能美市	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-
石川県	野々市市	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
石川県	川北町	○	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-
石川県	河北郡津幡町	○	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-
石川県	内灘町	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
石川県	志賀町	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
石川県	宝達志水町	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-
石川県	中能登町	○	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-
石川県	穴水町	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
石川県	能登町	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-
福井県	福井市	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-
福井県	敦賀市	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
福井県	小浜市	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-
福井県	大野市	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○
福井県	勝山市	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-
福井県	鯖江市	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-
福井県	あわら市	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
福井県	越前市	○	○	○	-	○	○	-	-	○	-	-	-
福井県	坂井市	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-
福井県	永平寺町	○	-	○	-	○	○	-	○	○	-	-	-

		問1 学校における業務改善について											
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について											
都道府県名	市区町村名	A.業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ				B.事務職員の校務運営への参画の推進						(1)学校事務の共同実施を実施している。を選択した場合)B-1.地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく共同学校事務室を設置している。	
		所管の学校の業務改善に関して、時間外勤務の短縮に向けた業務改善方針や計画を策定している。	③業務量の削減に関する数値目標(KPI)を決めるなど、明確な業務改善目標を定めている。	④学校における業務改善の取組の促進、フォローアップを実施しており、業務改善のPDCAサイクルを構築している。	⑤上記以外	①学校事務の共同実施を実施している。	②庶務システムを導入している。	③事務職員の標準職務例等を示している。	④標準職務等において、企画委員会等への参加等、校務運営へ主体的に参画するよう示している。	⑤校務運営への参画に向けた資質・能力や意欲の向上のための研修を実施している。	⑥その他		⑦特に取り組んでいない。
福井県	池田町		-	-	-	○							
福井県	南越前町		-	-	-	○							
福井県	越前町	○		○		○							
福井県	美浜町		-	-	-	○							
福井県	高浜町		-	-	-	○				○			
福井県	おおい町		-	-	-	○							
福井県	若狭町		-	-	-	○			○				
山梨県	甲府市	○		○		○	○	○					
山梨県	富士吉田市		-	-	-	○	○						
山梨県	都留市		-	-	-	○	○			○			
山梨県	山梨市	○		○							○		-
山梨県	大月市	○	○			○							
山梨県	韮崎市	○		○				○					-
山梨県	南アルプス市	○		○					○				-
山梨県	北杜市		-	-	-	○							
山梨県	甲斐市	○		○								○	-
山梨県	笛吹市		-	-	-							○	-
山梨県	上野原市	○		○		○		○	○				
山梨県	甲州市		-	-	-							○	-
山梨県	中央市	○			○							○	-
山梨県	市川三郷町		-	-	-			○	○		○		-
山梨県	早川町		-	-	-							○	-
山梨県	身延町	○		○								○	-
山梨県	南部町		-	-	-							○	-
山梨県	富士川町	○			○	○							
山梨県	昭和町		-	-	-							○	-
山梨県	道志村		-	-	-	○							
山梨県	西桂町		-	-	-							○	-
山梨県	忍野村		-	-	-							○	-
山梨県	山中湖村		-	-	-							○	-
山梨県	鳴沢村		-	-	-							○	-
山梨県	富士河口湖町	○			○	○							
山梨県	小菅村	○		○								○	-
山梨県	丹波山村		-	-	-							○	-
長野県	長野市		-	-	-		○						
長野県	松本市		-	-	-		○			○			
長野県	上田市		-	-	-							○	-
長野県	岡谷市		-	-	-	○			○	○			
長野県	飯田市		-	-	-							○	-
長野県	諏訪市		-	-	-	○			○	○			
長野県	須坂市		-	-	-							○	-
長野県	小諸市		-	-	-							○	-
長野県	伊那市		-	-	-					○			
長野県	駒ヶ根市		-	-	-							○	-
長野県	中野市		-	-	-						○		
長野県	大町市	○	○	○								○	-
長野県	飯山市		-	-	-							○	-
長野県	茅野市		-	-	-							○	-
長野県	塩尻市		-	-	-							○	-
長野県	佐久市		-	-	-							○	-
長野県	千曲市	○			○						○		
長野県	東御市		-	-	-							○	-
長野県	安曇野市		-	-	-		○		○				
長野県	小海町		-	-	-		○						
長野県	川上村		-	-	-							○	-
長野県	南牧村		-	-	-							○	-
長野県	南相木村		-	-	-							○	-
長野県	北相木村		-	-	-							○	-
長野県	佐久穂町	○			○							○	-

		問1 学校における業務改善について											
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について											
都道府県名	市区町村名	A.業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ					B.事務職員の校務運営への参画の推進					(1)学校事務の共同実施を実施している。を選択した場合)B-1.地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく共同学校事務室を設置している。	
		所管の学校の業務改善に関して、時間外勤務の短縮に向けた業務改善方針や計画を策定している。	③業務量の削減に関する数値目標(KPI)を決めるなど、明確な業務改善目標を定めている。	④学校における業務改善の取組の促進、フォローアップを実施しており、業務改善のPDCAサイクルを構築している。	⑤上記以外	①学校事務の共同実施を実施している。	②庶務システムを導入している。	③事務職員の標準職務例等を示している。	④標準職務等において、企画委員会等への参加等、校務運営へ主体的に参画するよう示している。	⑤校務運営への参画に向けた資質・能力や意欲の向上のための研修を実施している。	⑥その他		⑦特に取り組んでいない。
長野県	軽井沢町		-	-	-							○	-
長野県	御代田町		-	-	-				○	○			-
長野県	立科町		-	-	-							○	-
長野県	青木村	○		○								○	-
長野県	長和町		-	-	-							○	-
長野県	下諏訪町		-	-	-							○	-
長野県	富士見町	○	○		○							○	-
長野県	原村		-	-	-							○	-
長野県	辰野町	○			○	○							-
長野県	箕輪町	○			○				○				-
長野県	飯島町		-	-	-				○				-
長野県	南箕輪村		-	-	-				○				-
長野県	中川村		-	-	-					○			-
長野県	宮田村		-	-	-							○	-
長野県	松川町	○			○							○	-
長野県	高森町		-	-	-		○						-
長野県	阿南町		-	-	-							○	-
長野県	阿智村		-	-	-							○	-
長野県	平谷村		-	-	-							○	-
長野県	根羽村		-	-	-							○	-
長野県	下條村		-	-	-							○	-
長野県	売木村		-	-	-							○	-
長野県	天龍村		-	-	-							○	-
長野県	泰阜村		-	-	-							○	-
長野県	喬木村		-	-	-	○							-
長野県	豊丘村		-	-	-							○	-
長野県	大鹿村		-	-	-							○	-
長野県	上松町		-	-	-							○	-
長野県	南木曾町		-	-	-							○	-
長野県	木祖村		-	-	-							○	-
長野県	王滝村		-	-	-	○							-
長野県	大桑村		-	-	-		○						-
長野県	木曾町		-	-	-						○		-
長野県	麻績村		-	-	-				○				-
長野県	生坂村		-	-	-							○	-
長野県	山形村		-	-	-							○	-
長野県	朝日村		-	-	-							○	-
長野県	筑北村		-	-	-					○			-
長野県	池田町		-	-	-							○	-
長野県	松川村		-	-	-							○	-
長野県	白馬村		-	-	-					○			-
長野県	小谷村		-	-	-							○	-
長野県	坂城町		-	-	-							○	-
長野県	小布施町		-	-	-							○	-
長野県	高山村	○			○							○	-
長野県	山ノ内町		-	-	-				○				-
長野県	木島平村		-	-	-			○					-
長野県	野沢温泉村		-	-	-							○	-
長野県	信濃町		-	-	-	○	○						-
長野県	小川村		-	-	-							○	-
長野県	飯綱町		-	-	-			○					-
長野県	栄村		-	-	-							○	-
岐阜県	岐阜市	○	○	○				○					-
岐阜県	大垣市	○	○			○	○	○	○				-
岐阜県	高山市		-	-	-	○							-
岐阜県	多治見市	○	○	○					○				-
岐阜県	関市		-	-	-	○	○	○	○	○			-
岐阜県	中津川市		-	-	-					○			-
岐阜県	美濃市		-	-	-	○				○			-
岐阜県	瑞浪市	○		○				○		○			-
岐阜県	羽島市	○		○			○						-

		問1 学校における業務改善について											
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について											
都道府県名	市区町村名	A.業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ				B.事務職員の校務運営への参画の推進							(1)学校事務の共同実施を実施している。を選択した場合)B-1.地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく共同学校事務室を設置している。
		所管の学校の業務改善に関して、時間外勤務の短縮に向けた業務改善方針や計画を策定している。	③業務量の削減に関する数値目標(KPI)を決めるなど、明確な業務改善目標を定めている。	④学校における業務改善の取組の促進、フォローアップを実施しており、業務改善のPDCAサイクルを構築している。	⑤上記以外	①学校事務の共同実施を実施している。	②庶務事務システムを導入している。	③事務職員の標準職務例等を示している。	④標準職務等において、企画委員会等への参加等、校務運営へ主体的に参画するよう示している。	⑤校務運営への参画に向けた資質・能力や意欲の向上のための研修を実施している。	⑥その他	⑦特に取り組んでいない。	
岐阜県	恵那市		-	-	-		○		○	○	○		-
岐阜県	美濃加茂市	○		○		○	○	○		○			
岐阜県	土岐市		-	-	-		○						
岐阜県	各務原市	○	○	○		○		○	○	○			
岐阜県	可児市	○		○		○	○	○	○	○			
岐阜県	山県市	○		○		○	○		○	○			
岐阜県	瑞穂市	○	○	○		○		○	○	○			
岐阜県	飛騨市		-	-	-	○			○	○			
岐阜県	本巣市	○	○	○		○	○			○			
岐阜県	郡上市		-	-	-	○			○				
岐阜県	下呂市		-	-	-	○							
岐阜県	海津市	○	○			○	○						
岐阜県	養老町		-	-	-	○	○	○	○	○			
岐阜県	垂井町	○		○		○							○
岐阜県	関ヶ原町		-	-	-	○							
岐阜県	神戸町		-	-	-	○							
岐阜県	輪之内町		-	-	-	○		○					○
岐阜県	安八町		-	-	-	○							
岐阜県	揖斐川町	○	○	○		○				○			
岐阜県	大野町		-	-	-	○							○
岐阜県	池田町	○		○			○		○				-
岐阜県	北方町	○	○	○		○							
岐阜県	坂祝町		-	-	-	○	○		○				○
岐阜県	富加町		-	-	-							○	-
岐阜県	川辺町	○		○		○							○
岐阜県	七宗町		-	-	-	○							○
岐阜県	八百津町		-	-	-	○			○				
岐阜県	白川町		-	-	-							○	-
岐阜県	東白川村		-	-	-				○				-
岐阜県	御嵩町	○		○		○	○	○	○	○			
岐阜県	白川村		-	-	-				○	○			-
岐阜県	羽島郡二町(岐南町、笠松町)		-	-	-	○							
静岡県	沼津市		-	-	-	○	○		○	○			
静岡県	熱海市		-	-	-	○	○						
静岡県	三島市		-	-	-		○			○			-
静岡県	富士宮市		-	-	-	○							
静岡県	伊東市		-	-	-	○	○			○			
静岡県	島田市	○	○	○		○	○						
静岡県	富士市		-	-	-	○	○	○	○	○			
静岡県	磐田市		-	-	-	○	○						
静岡県	焼津市		-	-	-			○	○	○			
静岡県	掛川市		-	-	-	○							
静岡県	藤枝市		-	-	-	○	○		○				
静岡県	御殿場市	○	○	○		○	○	○		○			
静岡県	袋井市		-	-	-	○	○				○		
静岡県	下田市		-	-	-	○			○	○			
静岡県	裾野市		-	-	-	○							○
静岡県	湖西市		-	-	-	○		○	○	○			
静岡県	伊豆市		-	-	-							○	-
静岡県	御前崎市		-	-	-	○				○			
静岡県	菊川市		-	-	-	○							
静岡県	伊豆の国市		-	-	-					○			-
静岡県	牧之原市	○		○		○				○			
静岡県	東伊豆町		-	-	-							○	-
静岡県	河津町		-	-	-				○				-
静岡県	南伊豆町		-	-	-							○	-
静岡県	松崎町		-	-	-							○	-
静岡県	西伊豆町		-	-	-							○	-
静岡県	函南町		-	-	-	○							



		問1 学校における業務改善について											
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について											
都道府県名	市区町村名	A.業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ				B.事務職員の校務運営への参画の推進							(1)学校事務の共同実施を実施している。を選択した場合)B-1.地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく共同学校事務室を設置している。
		所管の学校の業務改善に関して、時間外勤務の短縮に向けた業務改善方針や計画を策定している。	③業務量の削減に関する数値目標(KPI)を決めるなど、明確な業務改善目標を定めている。	④学校における業務改善の取組の促進、フォローアップを実施しており、業務改善のPDCAサイクルを構築している。	⑤上記以外	①学校事務の共同実施を実施している。	②庶務事務システムを導入している。	③事務職員の標準職務例等を示している。	④標準職務等において、企画委員会等への参加等、校務運営へ主体的に参画するよう示している。	⑤校務運営への参画に向けた資質・能力や意欲の向上のための研修を実施している。	⑥その他	⑦特に取り組んでいない。	
静岡県	清水町	○	○	○	-	-	-	-	○	○	-	-	-
静岡県	長泉町	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
静岡県	小山町	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
静岡県	吉田町	○	○	-	-	○	-	○	-	○	-	-	-
静岡県	川根本町	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-
静岡県	森町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-
愛知県	豊橋市	-	-	-	-	○	-	○	○	○	-	-	○
愛知県	岡崎市	○	-	-	-	○	-	○	○	-	-	-	-
愛知県	一宮市	-	-	-	-	○	○	-	-	○	-	-	-
愛知県	瀬戸市	-	-	-	-	○	○	-	-	○	-	-	-
愛知県	半田市	-	-	-	-	○	○	-	-	○	-	-	-
愛知県	春日井市	○	○	○	-	○	○	○	○	○	-	-	-
愛知県	豊川市	○	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-
愛知県	津島市	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
愛知県	碧南市	-	-	-	-	○	-	-	○	○	-	-	-
愛知県	刈谷市	-	-	-	-	○	○	-	○	-	-	-	-
愛知県	豊田市	○	-	○	-	○	○	○	-	○	-	-	-
愛知県	安城市	○	-	○	-	○	○	-	-	○	-	-	-
愛知県	西尾市	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-
愛知県	蒲郡市	○	○	○	-	○	-	○	○	○	-	-	-
愛知県	犬山市	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-
愛知県	常滑市	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-
愛知県	江南市	○	-	○	-	○	○	-	-	○	-	-	○
愛知県	小牧市	-	-	-	-	○	○	-	-	○	-	-	○
愛知県	稲沢市	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	○
愛知県	新城市	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-
愛知県	東海市	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
愛知県	大府市	-	-	-	-	○	-	-	○	○	-	-	-
愛知県	知多市	-	-	-	-	○	-	○	○	-	-	-	-
愛知県	知立市	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
愛知県	尾張旭市	-	-	-	-	○	○	-	-	○	-	-	-
愛知県	高浜市	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-
愛知県	岩倉市	○	-	-	-	○	○	○	-	○	-	-	○
愛知県	豊明市	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
愛知県	日進市	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
愛知県	田原市	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
愛知県	愛西市	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-
愛知県	清須市	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
愛知県	北名古屋	○	○	○	-	○	○	○	○	○	-	-	○
愛知県	弥富市	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-
愛知県	みよし市	○	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-
愛知県	あま市	○	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-
愛知県	長久手市	-	-	-	-	○	○	-	-	○	-	-	-
愛知県	東郷町	-	-	-	-	○	○	○	-	○	-	-	-
愛知県	豊山町	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-
愛知県	大口町	○	○	○	-	○	○	○	-	○	-	-	-
愛知県	扶桑町	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-
愛知県	大治町	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
愛知県	蟹江町	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
愛知県	飛島村	○	-	○	-	○	-	-	○	-	-	-	○
愛知県	阿久比町	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-
愛知県	東浦町	-	-	-	-	○	○	-	-	○	-	-	-
愛知県	南知多町	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
愛知県	美浜町	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-
愛知県	武豊町	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
愛知県	幸田町	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-
愛知県	設楽町	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
愛知県	東栄町	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
愛知県	豊根村	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
三重県	津市	○	○	○	-	○	-	○	○	○	-	-	-
三重県	四日市市	○	○	○	-	○	-	○	○	○	-	-	-

		問1 学校における業務改善について											
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について											
都道府県名	市区町村名	A.業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ				B.事務職員の校務運営への参画の推進							(1)学校事務の共同実施を実施している。を選択した場合)B-1.地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく共同学校事務室を設置している。
		所管の学校の業務改善に関して、時間外勤務の短縮に向けた業務改善方針や計画を策定している。	③業務量の削減に関する数値目標(KPI)を決めるなど、明確な業務改善目標を定めている。	④学校における業務改善の取組の促進、フォローアップを実施しており、業務改善のPDCAサイクルを構築している。	⑤上記以外	①学校事務の共同実施を実施している。	②庶務事務システムを導入している。	③事務職員の標準職務例等を示している。	④標準職務等において、企画委員会等への参加等、校務運営へ主体的に参画するよう示している。	⑤校務運営への参画に向けた資質・能力や意欲の向上のための研修を実施している。	⑥その他	⑦特に取り組んでいない。	
三重県	伊勢市	○	○			○	○		○	○			
三重県	松阪市	○	○	○		○		○	○	○			○
三重県	桑名市	○	○	○		○		○	○	○			
三重県	鈴鹿市		-	-	-	○							
三重県	名張市		-	-	-	○		○		○			
三重県	尾鷲市		-	-	-	○			○				
三重県	亀山市	○	○	○		○	○			○			
三重県	鳥羽市	○	○			○			○	○			
三重県	熊野市		-	-	-	○							
三重県	いなべ市	○	○	○		○	○	○					
三重県	志摩市	○	○			○				○			
三重県	伊賀市	○	○	○		○				○			
三重県	木曾岬町		-	-	-	○		○		○			
三重県	東員町	○	○	○	○	○		○	○	○			
三重県	菟野町	○	○	○		○							
三重県	朝日町		-	-	-	○							
三重県	川越町		-	-	-	○		○	○				
三重県	多気町	○	○			○							
三重県	明和町		-	-	-	○							
三重県	大台町		-	-	-	○							
三重県	玉城町	○	○	○		○				○			
三重県	度会町	○	○			○	○						
三重県	大紀町	○	○	○		○							
三重県	南伊勢町		-	-	-	○		○	○	○			
三重県	紀北町	○	○	○		○		○					
三重県	御浜町	○	○	○		○	○	○		○			
三重県	紀宝町	○	○	○		○		○	○	○			
滋賀県	大津市		-	-	-		○	○	○	○			-
滋賀県	彦根市		-	-	-	○		○		○			
滋賀県	長浜市	○	○			○		○	○				
滋賀県	近江八幡市		-	-	-	○							
滋賀県	草津市	○		○			○						-
滋賀県	守山市		-	-	-	○				○			
滋賀県	栗東市	○			○	○		○	○	○			
滋賀県	甲賀市		-	-	-	○		○	○				
滋賀県	野洲市	○	○			○		○	○				
滋賀県	湖南市	○	○			○							
滋賀県	高島市	○	○	○		○	○	○	○				
滋賀県	東近江市	○	○			○	○	○	○	○			
滋賀県	米原市	○	○	○		○	○	○	○				
滋賀県	日野町		-	-	-	○							○
滋賀県	竜王町	○	○	○		○							
滋賀県	愛荘町		-	-	-	○	○						
滋賀県	豊郷町		-	-	-	○				○			
滋賀県	甲良町		-	-	-	○		○	○				
滋賀県	多賀町		-	-	-						○		-
京都府	福知山市		-	-	-	○							
京都府	舞鶴市	○		○								○	-
京都府	綾部市		-	-	-	○							
京都府	宇治市		-	-	-							○	-
京都府	宮津市	○		○								○	-
京都府	亀岡市		-	-	-		○						-
京都府	城陽市		-	-	-							○	-
京都府	向日市	○	○								○		-
京都府	長岡京市		-	-	-							○	-
京都府	八幡市		-	-	-					○			-
京都府	京田辺市		-	-	-							○	-
京都府	京丹後市		-	-	-						○		-
京都府	南丹市	○	○							○	○		-
京都府	木津川市	○		○						○			-
京都府	大山崎町		-	-	-							○	-

		問1 学校における業務改善について											
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について											
都道府県名	市区町村名	A.業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ				B.事務職員の校務運営への参画の推進						(1)学校事務の共同実施を実施している。を選択した場合)B-1.地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく共同学校事務室を設置している。	
		所管の学校の業務改善に関して、時間外勤務の短縮に向けた業務改善方針や計画を策定している。	③業務量の削減に関する数値目標(KPI)を決めるなど、明確な業務改善目標を定めている。	④学校における業務改善の取組の促進、フォローアップを実施しており、業務改善のPDCAサイクルを構築している。	⑤上記以外	①学校事務の共同実施を実施している。	②庶務事務システムを導入している。	③事務職員の標準職務例等を示している。	④標準職務等において、企画委員会等への参加等、校務運営へ主体的に参画するよう示している。	⑤校務運営への参画に向けた資質・能力や意欲の向上のための研修を実施している。	⑥その他		⑦特に取り組んでいない。
京都府	久御山町		-	-	-							○	-
京都府	井手町	○	○	○						○			-
京都府	宇治田原町		-	-	-		○						-
京都府	精華町		-	-	-							○	-
京都府	京丹波町		-	-	-							○	-
京都府	伊根町		-	-	-							○	-
京都府	与謝野町		-	-	-							○	-
京都府	相楽東部広域連合	○				○						○	-
大阪府	岸和田市		-	-	-					○			-
大阪府	豊中市	○	○	○		○		○		○			-
大阪府	池田市		-	-	-	○	○			○			-
大阪府	吹田市	○	○	○				○	○	○			-
大阪府	泉大津市		-	-	-	○				○			-
大阪府	高槻市		-	-	-	○			○	○			-
大阪府	貝塚市		-	-	-	○			○	○			-
大阪府	守口市		-	-	-	○	○	○	○	○			-
大阪府	枚方市		-	-	-	○	○	○	○	○			-
大阪府	茨木市	○		○		○		○	○	○			-
大阪府	八尾市		-	-	-	○		○	○	○			-
大阪府	泉佐野市		-	-	-	○				○			-
大阪府	富田林市		-	-	-					○			-
大阪府	寝屋川市		-	-	-	○		○		○			-
大阪府	河内長野市		-	-	-	○				○			-
大阪府	松原市	○		○		○		○		○			-
大阪府	大東市		-	-	-					○			-
大阪府	和泉市		-	-	-	○				○			-
大阪府	箕面市	○	○			○		○	○	○			-
大阪府	柏原市		-	-	-							○	-
大阪府	羽曳野市		-	-	-	○				○			-
大阪府	門真市		-	-	-	○	○	○		○			-
大阪府	摂津市		-	-	-	○	○			○			-
大阪府	高石市		-	-	-							○	-
大阪府	藤井寺市		-	-	-				○				-
大阪府	東大阪市		-	-	-		○	○	○				-
大阪府	泉南市		-	-	-							○	-
大阪府	四條畷市	○		○		○		○		○			-
大阪府	交野市		-	-	-	○	○	○		○			-
大阪府	大阪狭山市		-	-	-	○							-
大阪府	阪南市		-	-	-							○	-
大阪府	島本町		-	-	-	○	○						-
大阪府	豊能町		-	-	-						○		-
大阪府	能勢町		-	-	-	○	○	○		○			-
大阪府	忠岡町		-	-	-							○	-
大阪府	熊取町		-	-	-					○			-
大阪府	田尻町		-	-	-							○	-
大阪府	岬町		-	-	-							○	-
大阪府	太子町		-	-	-							○	-
大阪府	河南町		-	-	-							○	-
大阪府	千早赤阪村		-	-	-							○	-
兵庫県	姫路市		-	-	-		○	○		○			-
兵庫県	尼崎市	○	○	○							○		-
兵庫県	明石市	○	○	○						○			-
兵庫県	西宮市	○		○			○						-
兵庫県	洲本市	○	○	○								○	-
兵庫県	芦屋市		-	-	-	○	○		○				-
兵庫県	伊丹市	○		○		○	○		○	○			-
兵庫県	相生市		-	-	-	○			○	○			-
兵庫県	豊岡市	○		○				○	○	○			-
兵庫県	加古川市		-	-	-		○			○			-
兵庫県	赤穂市	○		○			○						-

		問1 学校における業務改善について											
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について											
都道府県名	市区町村名	A.業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ				B.事務職員の校務運営への参画の推進					(1)学校事務の共同実施を実施している。を選択した場合)B-1.地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく共同学校事務室を設置している。		
		所管の学校の業務改善に関して、時間外勤務の短縮に向けた業務改善方針や計画を策定している。	③業務量の削減に関する数値目標(KPI)を決めるなど、明確な業務改善目標を定めている。	④学校における業務改善の取組の促進、フォローアップを実施しており、業務改善のPDCAサイクルを構築している。	⑤上記以外	①学校事務の共同実施を実施している。	②庶務システムを導入している。	③事務職員の標準職務例等を示している。	④標準職務等において、企画委員会等への参加等、校務運営へ主体的に参画するよう示している。	⑤校務運営への参画に向けた資質・能力や意欲のための研修を実施している。		⑥その他	⑦特に取り組んでいない。
兵庫県	西脇市	○		○						○			-
兵庫県	宝塚市	○	○			○							-
兵庫県	三木市	○	○	○			○			○			-
兵庫県	高砂市	○		○	○		○				○		-
兵庫県	川西市		-	-	-			○	○				-
兵庫県	小野市		-	-	-		○						-
兵庫県	三田市	○	○	○			○			○			-
兵庫県	加西市	○		○						○			-
兵庫県	篠山市		-	-	-		○	○	○	○			-
兵庫県	養父市	○	○	○				○		○			-
兵庫県	丹波市	○		○			○						-
兵庫県	南あわじ市	○			○			○		○			-
兵庫県	朝来市	○			○						○		-
兵庫県	淡路市			○			○			○			-
兵庫県	宍粟市	○		○		○	○		○	○			-
兵庫県	加東市	○			○			○					-
兵庫県	たつの市	○		○				○	○	○			-
兵庫県	猪名川町		-	-	-		○						-
兵庫県	多可町	○	○	○					○	○			-
兵庫県	稲美町	○		○						○			-
兵庫県	播磨町		-	-	-		○			○			-
兵庫県	市川町	○			○							○	-
兵庫県	福崎町		-	-	-				○				-
兵庫県	神河町		-	-	-				○				-
兵庫県	太子町		-	-	-			○	○		○		-
兵庫県	上郡町	○		○								○	-
兵庫県	佐用町	○	○	○						○			-
兵庫県	香美町		-	-	-				○				-
兵庫県	新温泉町	○	○	○								○	-
奈良県	奈良市		-	-	-	○	○			○			-
奈良県	大和高田市		-	-	-	○	○		○	○			-
奈良県	大和郡山市		-	-	-	○							-
奈良県	天理市	○			○					○	○		-
奈良県	橿原市		-	-	-	○	○			○			-
奈良県	桜井市		-	-	-	○	○		○				-
奈良県	五條市		-	-	-	○							-
奈良県	御所市	○			○	○				○			-
奈良県	生駒市		-	-	-	○							-
奈良県	香芝市		-	-	-		○						-
奈良県	葛城市		-	-	-	○	○			○			-
奈良県	宇陀市		-	-	-	○							-
奈良県	山添村		-	-	-	○							-
奈良県	平群町		-	-	-	○							-
奈良県	三郷町		-	-	-	○							-
奈良県	斑鳩町		-	-	-	○							-
奈良県	安堵町		-	-	-	○							-
奈良県	川西市		-	-	-	○							-
奈良県	三宅町		-	-	-	○							-
奈良県	田原本町	○		○		○							-
奈良県	曽爾村		-	-	-							○	-
奈良県	御杖村		-	-	-							○	-
奈良県	高取町		-	-	-	○	○						-
奈良県	明日香村		-	-	-	○							-
奈良県	上牧町		-	-	-	○			○				-
奈良県	王寺町		-	-	-	○							-
奈良県	広陵町		-	-	-	○							-
奈良県	河合町		-	-	-							○	-
奈良県	吉野町		-	-	-	○							-
奈良県	大淀町		-	-	-	○							-
奈良県	下市町		-	-	-							○	-
奈良県	黒滝村		-	-	-							○	-

		問1 学校における業務改善について											
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について											
都道府県名	市区町村名	A.業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ					B.事務職員の校務運営への参画の推進					(1)学校事務の共同実施を実施している。を選択した場合)B-1.地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく共同学校事務室を設置している。	
		所管の学校の業務改善に関して、時間外勤務の短縮に向けた業務改善方針や計画を策定している。	③業務量の削減に関する数値目標(KPI)を決めるなど、明確な業務改善目標を定めている。	④学校における業務改善の取組の促進、フォローアップを実施しており、業務改善のPDCAサイクルを構築している。	⑤上記以外	①学校事務の共同実施を実施している。	②庶務システムを導入している。	③事務職員の標準職務例等を示している。	④標準職務等において、企画委員会等への参加等、校務運営へ主体的に参画するよう示している。	⑤校務運営への参画に向けた資質・能力や意欲の向上のための研修を実施している。	⑥その他		⑦特に取り組んでいない。
奈良県	天川村		-	-	-	○							
奈良県	野迫川村		-	-	-							○	-
奈良県	十津川村		-	-	-	○							
奈良県	下北山村		-	-	-							○	-
奈良県	上北山村		-	-	-							○	-
奈良県	川上村		-	-	-	○			○	○			
奈良県	東吉野村		-	-	-	○							
奈良県	川西町・三宅町式下中学校組合		-	-	-	○							
和歌山県	和歌山市		-	-	-	○							
和歌山県	海南市		-	-	-	○			○				
和歌山県	橋本市		-	-	-	○						○	
和歌山県	有田市		-	-	-	○							
和歌山県	御坊市		-	-	-	○				○			
和歌山県	田辺市		-	-	-	○							
和歌山県	新宮市		-	-	-	○							
和歌山県	紀の川市		-	-	-	○							
和歌山県	岩出市		-	-	-	○							
和歌山県	紀美野町		-	-	-	○							
和歌山県	かつらぎ町		-	-	-							○	-
和歌山県	九度山町		-	-	-	○	○						
和歌山県	高野町		-	-	-	○							
和歌山県	湯浅町		-	-	-	○	○			○			
和歌山県	広川町		-	-	-	○							
和歌山県	有田川町	○		○		○							
和歌山県	美浜町		-	-	-	○							
和歌山県	日高町		-	-	-	○							
和歌山県	由良町		-	-	-	○							
和歌山県	印南町	○		○		○							○
和歌山県	みなべ町		-	-	-	○							
和歌山県	日高川町		-	-	-	○							
和歌山県	白浜町		-	-	-	○							
和歌山県	上富田町		-	-	-	○							
和歌山県	すさみ町		-	-	-	○							
和歌山県	那智勝浦町		-	-	-	○							
和歌山県	太地町		-	-	-	○			○				
和歌山県	古座川町		-	-	-	○							
和歌山県	北山村		-	-	-	○							
和歌山県	串本町	○			○							○	-
鳥取県	鳥取市	○			○	○			○	○			
鳥取県	米子市		-	-	-	○							
鳥取県	倉吉市		-	-	-	○	○						
鳥取県	境港市		-	-	-	○	○						
鳥取県	岩美町		-	-	-	○							
鳥取県	若桜町		-	-	-	○							
鳥取県	智頭町		-	-	-	○							
鳥取県	八頭町		-	-	-	○	○						
鳥取県	三朝町		-	-	-	○							
鳥取県	湯梨浜町		-	-	-	○			○				
鳥取県	琴浦町		-	-	-	○	○	○	○	○			
鳥取県	北栄町		-	-	-	○	○						
鳥取県	日吉津村		-	-	-	○	○				○		
鳥取県	大山町		-	-	-	○			○				
鳥取県	南部町	○	○	○	○	○							
鳥取県	伯耆町	○			○	○				○			
鳥取県	日南町		-	-	-	○							
鳥取県	日野町		-	-	-	○	○						
鳥取県	江府町		-	-	-	○							
島根県	松江市	○		○		○	○			○			
島根県	浜田市		-	-	-	○							

		問1 学校における業務改善について											
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について											
都道府県名	市区町村名	A.業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ				B.事務職員の校務運営への参画の推進							(1)学校事務の共同実施を実施している。を選択した場合)B-1.地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく共同学校事務室を設置している。
		所管の学校の業務改善に関して、時間外勤務の短縮に向けた業務改善方針や計画を策定している。	③業務量の削減に関する数値目標(KPI)を決めるなど、明確な業務改善目標を定めている。	④学校における業務改善の取組の促進、フォローアップを実施しており、業務改善のPDCAサイクルを構築している。	⑤上記以外	①学校事務の共同実施を実施している。	②庶務事務システムを導入している。	③事務職員の標準職務例等を示している。	④標準職務等において、企画委員会等への参加等、校務運営へ主体的に参画するよう示している。	⑤校務運営への参画に向けた資質・能力や意欲の向上のための研修を実施している。	⑥その他	⑦特に取組んでいない。	
島根県	出雲市	○	○			○	○	○	○	○			
島根県	益田市					○	○	○					
島根県	大田市					○					○		
島根県	安来市									○		○	-
島根県	江津市					○				○			
島根県	雲南市					○		○	○	○			
島根県	奥出雲町					○							
島根県	飯南町					○							
島根県	川本町					○				○			
島根県	美郷町					○							
島根県	邑南町					○				○			○
島根県	津和野町					○							
島根県	吉賀町											○	-
島根県	海士町											○	-
島根県	西ノ島町					○	○						
島根県	知夫村					○							
島根県	隠岐の島町											○	-
岡山県	倉敷市	○	○	○		○	○	○	○				
岡山県	津山市					○			○	○			
岡山県	玉野市	○	○	○		○			○				
岡山県	笠岡市	○	○	○		○		○	○	○			
岡山県	井原市	○	○	○		○	○		○	○			
岡山県	総社市					○							
岡山県	高梁市	○	○	○		○		○					
岡山県	新見市	○	○	○		○			○	○			
岡山県	備前市	○	○			○	○						
岡山県	瀬戸内市					○		○	○	○			
岡山県	赤磐市					○							
岡山県	真庭市					○							
岡山県	美作市					○							
岡山県	浅口市	○		○		○			○				
岡山県	和気町					○							
岡山県	早島町	○	○	○		○							
岡山県	里庄町					○	○						
岡山県	矢掛町					○							
岡山県	新庄村					○							
岡山県	鏡野町					○	○	○	○				
岡山県	勝央町					○		○	○				
岡山県	奈義町					○	○		○				
岡山県	西粟倉村					○							
岡山県	久米南町					○							
岡山県	美咲町					○							
岡山県	吉備中央町												
広島県	呉市					○				○			
広島県	竹原市					○			○	○			
広島県	三原市					○				○			○
広島県	尾道市					○	○			○			○
広島県	福山市	○	○	○		○	○	○	○	○			
広島県	府中市					○	○			○			
広島県	三次市					○	○	○	○	○			
広島県	庄原市	○		○		○			○	○			
広島県	大竹市					○							
広島県	東広島市					○				○			
広島県	廿日市市	○	○			○							
広島県	安芸高田市					○	○						○
広島県	江田島市					○							
広島県	府中町	○	○	○		○							
広島県	海田町					○			○				
広島県	熊野町					○							○
広島県	坂町											○	-
広島県	安芸太田町					○			○				

		問1 学校における業務改善について											
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について											
都道府県名	市区町村名	A.業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ				B.事務職員の校務運営への参画の推進							(1)学校事務の共同実施を実施している。を選択した場合)B-1.地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく共同学校事務室を設置している。
		所管の学校の業務改善に関して、時間外勤務の短縮に向けた業務改善方針や計画を策定している。	③業務量の削減に関する数値目標(KPI)を決めるなど、明確な業務改善目標を定めている。	④学校における業務改善の取組の促進、フォローアップを実施しており、業務改善のPDCAサイクルを構築している。	⑤上記以外	①学校事務の共同実施を実施している。	②庶務システムを導入している。	③事務職員の標準職務例等を示している。	④標準職務等において、企画委員会等への参加等、校務運営へ主体的に参画するよう示している。	⑤校務運営への参画に向けた資質・能力や意欲の向上のための研修を実施している。	⑥その他	⑦特に取り組んでいない。	
広島県	北広島町		-	-	-	○			○				
広島県	大崎上島町	○		○		○							
広島県	世羅町	○	○	○		○		○	○	○			
広島県	神石高原町		-	-	-	○	○			○			
山口県	下関市	○	○	○		○		○	○	○			
山口県	宇部市	○	○	○		○	○	○	○	○			
山口県	山口市		-	-	-	○	○		○	○			
山口県	萩市	○	○			○	○	○	○	○			
山口県	防府市		-	-	-	○				○			
山口県	下松市		-	-	-	○		○					
山口県	岩国市		-	-	-	○	○	○	○	○		○	
山口県	光市	○	○			○	○	○	○	○			
山口県	長門市		-	-	-	○		○	○	○			
山口県	柳井市		-	-	-	○			○	○			
山口県	美祢市	○	○	○		○	○	○	○	○			
山口県	周南市		-	-	-	○	○	○	○	○			
山口県	山陽小野田市	○	○	○		○	○	○	○	○			
山口県	周防大島町		-	-	-	○	○	○	○	○			
山口県	和木町		-	-	-	○							
山口県	上関町		-	-	-	○							
山口県	田布施町	○	○	○		○							
山口県	平生町		-	-	-	○			○	○			
山口県	阿武町		-	-	-	○	○			○			
徳島県	徳島市		-	-	-	○	○						
徳島県	鳴門市		-	-	-	○				○			
徳島県	小松島市		-	-	-	○							
徳島県	阿南市		-	-	-					○		-	
徳島県	吉野川市		-	-	-	○			○				
徳島県	阿波市		-	-	-		○	○	○			-	
徳島県	美馬市	○		○		○	○	○	○				
徳島県	三好市		-	-	-	○	○	○					
徳島県	勝浦町		-	-	-	○							
徳島県	上勝町		-	-	-						○	-	
徳島県	佐那河内村		-	-	-						○	-	
徳島県	石井町		-	-	-					○		-	
徳島県	神山町		-	-	-				○			-	
徳島県	那賀町		-	-	-				○			-	
徳島県	牟岐町		-	-	-						○	-	
徳島県	美波町		-	-	-						○	-	
徳島県	海陽町		-	-	-	○			○	○			
徳島県	松茂町		-	-	-	○							
徳島県	北島町		-	-	-				○			-	
徳島県	藍住町		-	-	-						○	-	
徳島県	板野町		-	-	-				○		○	-	
徳島県	上板町		-	-	-					○		-	
徳島県	つるぎ町		-	-	-					○		-	
徳島県	東みよし町		-	-	-	○	○	○	○	○	○		
香川県	高松市	○	○	○		○	○	○					
香川県	丸亀市		-	-	-	○							
香川県	坂出市		-	-	-	○							
香川県	善通寺市		-	-	-	○				○			
香川県	観音寺市		-	-	-	○	○			○			
香川県	さぬき市		-	-	-	○				○			
香川県	東かがわ市		-	-	-	○							
香川県	三豊市	○		○		○	○		○	○			
香川県	土庄町		-	-	-	○	○						
香川県	小豆島町		-	-	-	○				○			
香川県	三木町		-	-	-	○							
香川県	直島町		-	-	-	○	○						
香川県	宇多津町		-	-	-	○							

		問1 学校における業務改善について												
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について												
都道府県名	市区町村名	A.業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ				B.事務職員の校務運営への参画の推進							(1)学校事務の共同実施を実施している。を選択した場合)B-1.地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく共同学校事務室を設置している。	
		所管の学校の業務改善に関して、時間外勤務の短縮に向けた業務改善方針や計画を策定している。	③業務量の削減に関する数値目標(KPI)を決めるなど、明確な業務改善目標を定めている。	④学校における業務改善の取組の促進、フォローアップを実施しており、業務改善のPDCAサイクルを構築している。	⑤上記以外	①学校事務の共同実施を実施している。	②庶務システムを導入している。	③事務職員の標準職務例等を示している。	④標準職務等において、企画委員会等への参加等、校務運営へ主体的に参画するよう示している。	⑤校務運営への参画に向けた資質・能力や意欲の向上のための研修を実施している。	⑥その他	⑦特に取り組んでいない。		
香川県	綾川町	○	-	-	○	○	○							
香川県	琴平町		-	-	-	○	○		○					
香川県	多度津町		-	-	-	○	○							
香川県	まんのう町		-	-	-	○								
愛媛県	松山市	○			○	○	○	○			○			○
愛媛県	今治市	○				○		○			○			○
愛媛県	宇和島市		-	-	-	○								
愛媛県	八幡浜市	○			○	○	○				○			
愛媛県	新居浜市	○			○	○	○				○			
愛媛県	西条市		-	-	-	○	○							○
愛媛県	大洲市		-	-	-	○								
愛媛県	伊予市		-	-	-	○								○
愛媛県	四国中央市		-	-	-	○	○		○		○			
愛媛県	西予市		-	-	-	○								
愛媛県	東温市		-	-	-	○								
愛媛県	上島町		-	-	-	○								
愛媛県	久万高原町		-	-	-	○					○			○
愛媛県	松前町		-	-	-	○								
愛媛県	砥部町		-	-	-	○								
愛媛県	内子町		-	-	-	○		○						
愛媛県	伊方町		-	-	-	○						○		
愛媛県	松野町		-	-	-	○								○
愛媛県	鬼北町		-	-	-	○					○			○
愛媛県	愛南町		-	-	-	○		○						○
高知県	高知市		-	-	-	○					○			
高知県	室戸市		-	-	-						○			-
高知県	安芸市		-	-	-						○			-
高知県	南国市		-	-	-	○			○		○			
高知県	土佐市	○	○	○	○	○					○			○
高知県	須崎市		-	-	-	○					○			
高知県	宿毛市		-	-	-	○								
高知県	土佐清水市		-	-	-	○		○			○			
高知県	四万十市	○	○			○								○
高知県	香南市		-	-	-	○	○							
高知県	香美市	○			○	○					○			
高知県	東洋町		-	-	-						○			-
高知県	奈半利町		-	-	-							○		-
高知県	田野町		-	-	-						○			-
高知県	安田町		-	-	-							○		-
高知県	北川村		-	-	-							○		-
高知県	馬路村		-	-	-							○		-
高知県	芸西村		-	-	-						○			-
高知県	本山町		-	-	-	○								
高知県	大豊町		-	-	-	○								
高知県	土佐町		-	-	-							○		-
高知県	大川村		-	-	-					○	○			-
高知県	いの町		-	-	-	○								
高知県	仁淀川町		-	-	-	○								
高知県	中土佐町		-	-	-							○		-
高知県	佐川町		-	-	-	○		○	○		○			-
高知県	越知町		-	-	-						○			-
高知県	梶原町		-	-	-						○			-
高知県	日高村		-	-	-	○								
高知県	津野町		-	-	-		○							-
高知県	四万十町		-	-	-	○					○			○
高知県	大月町		-	-	-							○		-
高知県	三原村		-	-	-							○		-
高知県	黒潮町		-	-	-	○								
福岡県	大牟田市		-	-	-	○	○				○			
福岡県	久留米市		-	-	-	○					○			
福岡県	直方市		-	-	-	○								



		問1 学校における業務改善について											
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について											
都道府県名	市区町村名	A.業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ					B.事務職員の校務運営への参画の推進						(1)学校事務の共同実施を実施している。を選択した場合)B-1.地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく共同学校事務室を設置している。
		所管の学校の業務改善に関して、時間外勤務の短縮に向けた業務改善方針や計画を策定している。	③業務量の削減に関する数値目標(KPI)を決めるなど、明確な業務改善目標を定めている。	④学校における業務改善の取組の促進、フォローアップを実施しており、業務改善のPDCAサイクルを構築している。	⑤上記以外	①学校事務の共同実施を実施している。	②庶務システムを導入している。	③事務職員の標準職務例等を示している。	④標準職務等において、企画委員会等への参加等、校務運営へ主体的に参画するよう示している。	⑤校務運営への参画に向けた資質・能力や意欲のための研修を実施している。	⑥その他	⑦特に取り組んでいない。	
福岡県	飯塚市		-	-	-	○	○	○	○	○			
福岡県	田川市		-	-	-	○							
福岡県	柳川市		-	-	-	○							
福岡県	八女市		-	-	-	○	○	○		○			○
福岡県	筑後市		-	-	-	○				○			
福岡県	大川市		-	-	-	○							
福岡県	行橋市	○		○		○	○			○			
福岡県	豊前市	○			○	○							○
福岡県	中間市	○			○	○							
福岡県	小郡市	○		○		○							○
福岡県	筑紫野市		-	-	-	○							
福岡県	春日市		-	-	-	○		○	○	○			
福岡県	大野城市		-	-	-	○							○
福岡県	宗像市		-	-	-	○							
福岡県	太宰府市	○			○	○							
福岡県	古賀市		-	-	-	○	○						
福岡県	福津市		-	-	-	○							
福岡県	うきは市		-	-	-	○			○	○			
福岡県	宮若市		-	-	-	○	○	○					
福岡県	嘉麻市		-	-	-	○							
福岡県	朝倉市		-	-	-	○			○	○			
福岡県	みやま市		-	-	-	○				○			
福岡県	糸島市	○		○		○	○			○	○		
福岡県	那珂川町		-	-	-	○							
福岡県	宇美町		-	-	-	○							
福岡県	篠栗町		-	-	-							○	-
福岡県	志免町	○		○		○			○	○			
福岡県	須恵町		-	-	-	○							
福岡県	新宮町		-	-	-	○							
福岡県	久山町		-	-	-	○							
福岡県	粕屋町		-	-	-	○							
福岡県	芦屋町		-	-	-	○							
福岡県	水巻町		-	-	-	○							
福岡県	岡垣町		-	-	-	○	○						
福岡県	遠賀町		-	-	-	○							
福岡県	小竹町		-	-	-	○							
福岡県	鞍手町		-	-	-	○							
福岡県	桂川町		-	-	-	○							
福岡県	筑前町		-	-	-	○		○	○	○			
福岡県	東峰村		-	-	-							○	-
福岡県	大刀洗町		-	-	-	○	○						
福岡県	大木町		-	-	-	○							
福岡県	広川町		-	-	-	○				○			
福岡県	香春町	○		○	○	○							
福岡県	添田町		-	-	-	○							
福岡県	糸田町		-	-	-	○							
福岡県	川崎町		-	-	-	○							
福岡県	大任町		-	-	-	○				○			
福岡県	赤村		-	-	-	○				○			
福岡県	福智町		-	-	-	○							
福岡県	苅田町		-	-	-	○	○				○		
福岡県	みやこ町		-	-	-	○						○	-
福岡県	吉富町		-	-	-							○	-
福岡県	上毛町	○			○	○							
福岡県	築上町		-	-	-	○							
佐賀県	佐賀市	○	○	○	○	○	○				○		○
佐賀県	唐津市		-	-	-	○	○	○			○		○
佐賀県	鳥栖市	○		○		○				○			○
佐賀県	多久市	○		○		○	○		○	○			○
佐賀県	伊万里市	○		○		○							○
佐賀県	武雄市	○			○	○		○		○			

		問1 学校における業務改善について											
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について											
都道府県名	市区町村名	A.業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ				B.事務職員の校務運営への参画の推進							(1)学校事務の共同実施を実施している。を選択した場合)B-1.地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく共同学校事務室を設置している。
		所管の学校の業務改善に関して、時間外勤務の短縮に向けた業務改善方針や計画を策定している。	③業務量の削減に関する数値目標(KPI)を決めるなど、明確な業務改善目標を定めている。	④学校における業務改善の取組の促進、フォローアップを実施しており、業務改善のPDCAサイクルを構築している。	⑤上記以外	①学校事務の共同実施を実施している。	②庶務システムを導入している。	③事務職員の標準職務例等を示している。	④標準職務等において、企画委員会等への参加等、校務運営へ主体的に参画するよう示している。	⑤校務運営への参画に向けた資質・能力や意欲のための研修を実施している。	⑥その他	⑦特に取り組んでいない。	
佐賀県	鹿島市	○			○	○							
佐賀県	小城市	○			○	○	○						
佐賀県	嬉野市	○		○		○					○		
佐賀県	神埼市	○	○	○		○	○		○	○			
佐賀県	吉野ヶ里町	○		○		○				○			
佐賀県	基山町	○		○		○				○			
佐賀県	上峰町	○	○			○	○						
佐賀県	みやき町	○		○		○							
佐賀県	玄海町	○	○	○		○	○				○		
佐賀県	有田町		-	-	-	○	○			○			
佐賀県	大町町	○	○	○	○	○	○						
佐賀県	江北町	○		○		○			○				
佐賀県	白石町	○			○	○	○		○	○			
佐賀県	太良町	○			○	○							
長崎県	長崎市	○		○		○	○	○	○	○			
長崎県	佐世保市	○	○			○		○	○				
長崎県	島原市		-	-	-	○							
長崎県	諫早市		-	-	-	○	○			○			
長崎県	大村市		-	-	-	○							
長崎県	平戸市	○		○		○	○		○	○			
長崎県	松浦市		-	-	-	○	○			○			
長崎県	対馬市		-	-	-	○							
長崎県	壱岐市		-	-	-	○							
長崎県	五島市		-	-	-	○							
長崎県	西海市		-	-	-	○							
長崎県	雲仙市		-	-	-	○							
長崎県	南島原市	○		○		○							
長崎県	長与町		-	-	-	○							
長崎県	時津町		-	-	-	○							
長崎県	東彼杵町	○	○			○		○					○
長崎県	川棚町		-	-	-	○							
長崎県	波佐見町		-	-	-	○							
長崎県	小値賀町		-	-	-	○	○						
長崎県	佐々町		-	-	-	○							
長崎県	新上五島町		-	-	-	○			○				
熊本県	八代市		-	-	-	○		○		○			
熊本県	人吉市		-	-	-	○							
熊本県	荒尾市		-	-	-	○							
熊本県	水俣市		-	-	-	○	○						
熊本県	玉名市		-	-	-	○				○			
熊本県	山鹿市		-	-	-	○	○						
熊本県	菊池市	○	○	○		○	○	○	○				○
熊本県	宇土市		-	-	-	○							
熊本県	上天草市		-	-	-	○				○			
熊本県	宇城市		-	-	-	○							
熊本県	阿蘇市	○	○	○		○	○			○			
熊本県	天草市		-	-	-	○							
熊本県	合志市		-	-	-	○							
熊本県	美里町		-	-	-	○							
熊本県	玉東町		-	-	-	○							
熊本県	南関町		-	-	-	○							
熊本県	長洲町		-	-	-	○				○			
熊本県	和水町		-	-	-	○	○						
熊本県	大津町		-	-	-	○	○						
熊本県	菊陽町		-	-	-	○							
熊本県	南小国町		-	-	-	○							
熊本県	小国町		-	-	-	○							
熊本県	産山村		-	-	-		○						-
熊本県	高森町		-	-	-		○			○			-
熊本県	西原村		-	-	-	○							
熊本県	南阿蘇村		-	-	-	○	○						

		問1 学校における業務改善について											
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について											
都道府県名	市区町村名	A.業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ				B.事務職員の校務運営への参画の推進						(1)学校事務の共同実施を実施している。を選択した場合)B-1.地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく共同学校事務室を設置している。	
		所管の学校の業務改善に関して、時間外勤務の短縮に向けた業務改善方針や計画を策定している。	③業務量の削減に関する数値目標(KPI)を決めるなど、明確な業務改善目標を定めている。	④学校における業務改善の取組の促進、フォローアップを実施しており、業務改善のPDCAサイクルを構築している。	⑤上記以外	①学校事務の共同実施を実施している。	②庶務システムを導入している。	③事務職員の標準職務例等を示している。	④標準職務等において、企画委員会等への参加等、校務運営へ主体的に参画するよう示している。	⑤校務運営への参画に向けた資質・能力や意欲の向上のための研修を実施している。	⑥その他		⑦特に取組んでいない。
熊本県	御船町		-	-	-	○							
熊本県	嘉島町		-	-	-	○							
熊本県	益城町		-	-	-	○							
熊本県	甲佐町		-	-	-	○							
熊本県	山都町		-	-	-	○		○		○			
熊本県	氷川町	○	○	○		○	○	○					
熊本県	芦北町		-	-	-	○							
熊本県	津奈木町		-	-	-	○	○						
熊本県	錦町		-	-	-	○				○			
熊本県	多良木町		-	-	-	○							
熊本県	湯前町		-	-	-		○						-
熊本県	水上村		-	-	-	○							
熊本県	相良村		-	-	-	○							
熊本県	五木村		-	-	-							○	-
熊本県	山江村	○		○		○			○				
熊本県	球磨村		-	-	-		○						-
熊本県	あさぎり町		-	-	-	○	○						
熊本県	苓北町		-	-	-	○	○						
大分県	大分市	○	○	○				○			○		-
大分県	別府市	○	○	○	○			○					-
大分県	中津市	○	○			○			○	○			
大分県	日田市		-	-	-					○			-
大分県	佐伯市		-	-	-	○							
大分県	臼杵市		-	-	-	○							
大分県	津久見市		-	-	-							○	-
大分県	竹田市		-	-	-						○		-
大分県	豊後高田市		-	-	-	○	○		○	○			
大分県	杵築市		-	-	-	○							
大分県	宇佐市		-	-	-	○	○			○			
大分県	豊後大野市		-	-	-	○		○	○				
大分県	由布市		-	-	-	○				○			
大分県	国東市	○			○							○	-
大分県	姫島村	○		○		○							
大分県	日出町		-	-	-	○							
大分県	九重町	○		○		○		○	○				
大分県	玖珠町		-	-	-	○			○				
宮崎県	宮崎市		-	-	-	○			○				
宮崎県	都城市		-	-	-	○			○	○			
宮崎県	延岡市		-	-	-	○							
宮崎県	日南市		-	-	-	○							
宮崎県	小林市		-	-	-	○	○	○	○	○			
宮崎県	日向市		-	-	-	○	○			○			
宮崎県	串間市		-	-	-	○	○						
宮崎県	西都市		-	-	-	○							
宮崎県	えびの市		-	-	-	○			○	○			
宮崎県	三股町		-	-	-	○	○		○	○			
宮崎県	高原町		-	-	-	○							
宮崎県	国富町		-	-	-	○	○						
宮崎県	綾町		-	-	-						○		-
宮崎県	高鍋町		-	-	-	○							
宮崎県	新富町		-	-	-	○							
宮崎県	西米良村		-	-	-	○							
宮崎県	木城町		-	-	-	○	○						
宮崎県	川南町		-	-	-	○							
宮崎県	都農町		-	-	-	○							
宮崎県	門川町		-	-	-	○							
宮崎県	諸塚村		-	-	-	○							
宮崎県	椎葉村		-	-	-	○	○						
宮崎県	美郷町	○	○			○				○			
宮崎県	高千穂町		-	-	-	○	○						
宮崎県	日之影町		-	-	-	○				○			

		問1 学校における業務改善について											
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について											
都道府県名	市区町村名	A.業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ				B.事務職員の校務運営への参画の推進							(1)学校事務の共同実施を実施している。を選択した場合)B-1.地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく共同学校事務室を設置している。
		所管の学校の業務改善に関して、時間外勤務の短縮に向けた業務改善方針や計画を策定している。	③業務量の削減に関する数値目標(KPI)を決めるなど、明確な業務改善目標を定めている。	④学校における業務改善の取組の促進、フォローアップを実施しており、業務改善のPDCAサイクルを構築している。	⑤上記以外	①学校事務の共同実施を実施している。	②庶務事務システムを導入している。	③事務職員の標準職務例等を示している。	④標準職務等において、企画委員会等への参加等、校務運営へ主体的に参画するよう示している。	⑤校務運営への参画に向けた資質・能力や意欲の向上のための研修を実施している。	⑥その他	⑦特に取り組んでいない。	
宮崎県	五ヶ瀬町		-	-	-	○			○	○			
鹿児島県	鹿児島市		-	-	-	○							
鹿児島県	鹿屋市		-	-	-	○							
鹿児島県	枕崎市		-	-	-	○							
鹿児島県	阿久根市		-	-	-	○	○						
鹿児島県	出水市		-	-	-	○		○	○	○			
鹿児島県	指宿市		-	-	-	○							
鹿児島県	西之表市		-	-	-	○							
鹿児島県	垂水市		-	-	-	○				○			
鹿児島県	薩摩川内市		-	-	-	○							
鹿児島県	日置市		-	-	-	○	○	○				○	
鹿児島県	曾於市		-	-	-	○							
鹿児島県	霧島市		-	-	-	○				○			
鹿児島県	いちき串木野市		-	-	-	○	○						
鹿児島県	南さつま市		-	-	-	○	○			○			
鹿児島県	志布志市	○		○		○							
鹿児島県	奄美市		-	-	-	○							
鹿児島県	南九州市	○	○			○							
鹿児島県	伊佐市		-	-	-	○							
鹿児島県	始良市		-	-	-	○							
鹿児島県	三島村	○		○		○							
鹿児島県	十島村		-	-	-	○							
鹿児島県	さつま町		-	-	-	○				○			
鹿児島県	長島町		-	-	-	○							
鹿児島県	湧水町		-	-	-	○							
鹿児島県	大崎町	○		○		○		○					
鹿児島県	東串良町		-	-	-	○			○				
鹿児島県	錦江町		-	-	-	○							
鹿児島県	南大隅町		-	-	-	○				○			
鹿児島県	肝付町		-	-	-	○	○						
鹿児島県	中種子町		-	-	-	○							
鹿児島県	南種子町	○	○	○		○	○						
鹿児島県	屋久島町		-	-	-	○				○			
鹿児島県	大和村		-	-	-	○							
鹿児島県	宇検村	○		○					○	○		-	
鹿児島県	瀬戸内町	○	○	○		○				○			
鹿児島県	龍郷町		-	-	-	○							
鹿児島県	喜界町		-	-	-	○				○			
鹿児島県	徳之島町		-	-	-	○							
鹿児島県	天城町		-	-	-	○	○						
鹿児島県	伊仙町		-	-	-	○							
鹿児島県	和泊町	○		○		○			○	○		○	
鹿児島県	知名町		-	-	-	○							
鹿児島県	与論町		-	-	-	○							
沖縄県	那覇市		-	-	-	○		○					
沖縄県	宜野湾市	○		○		○	○			○			
沖縄県	石垣市		-	-	-	○		○		○			
沖縄県	浦添市		-	-	-	○		○	○	○			
沖縄県	名護市		-	-	-	○				○			
沖縄県	糸満市	○		○		○				○			
沖縄県	沖縄市	○		○		○				○		-	
沖縄県	豊見城市	○		○		○							
沖縄県	うるま市		-	-	-	○			○	○			
沖縄県	宮古島市		-	-	-	○			○				
沖縄県	南城市	○	○	○		○	○						
沖縄県	国頭村		-	-	-	○							
沖縄県	大宜味村		-	-	-						○	-	
沖縄県	東村		-	-	-	○							
沖縄県	今帰仁村		-	-	-	○							
沖縄県	本部町		-	-	-	○							

		問1 学校における業務改善について												
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について												
都道府県名	市区町村名	A.業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ					B.事務職員の校務運営への参画の推進							(1)学校事務の共同実施を実施している。を選択した場合)B-1.地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく共同学校事務室を設置している。
		所管の学校の業務改善に関して、時間外勤務の短縮に向けた業務改善方針や計画を策定している。	③業務量の削減に関する数値目標(KPI)を決めるなど、明確な業務改善目標を定めている。	④学校における業務改善の取組の促進、フォローアップを実施しており、業務改善のPDCAサイクルを構築している。	⑤上記以外	①学校事務の共同実施を実施している。	②庶務システムを導入している。	③事務職員の標準職務例等を示している。	④標準職務等において、企画委員会等への参加等、校務運営へ主体的に参画するよう示している。	⑤校務運営への参画に向けた資質・能力や意欲の向上のための研修を実施している。	⑥その他	⑦特に取り組んでいない。		
沖縄県	恩納村		—	—	—	○								
沖縄県	宜野座村		—	—	—	○								
沖縄県	金武町		—	—	—							○		—
沖縄県	伊江村		—	—	—							○		—
沖縄県	読谷村	○		○		○		○	○					
沖縄県	嘉手納町		—	—	—	○			○					
沖縄県	北谷町		—	—	—	○	○			○				
沖縄県	北中城村		—	—	—	○								
沖縄県	中城村		—	—	—	○								
沖縄県	西原町		—	—	—	○			○					
沖縄県	与那原町		—	—	—	○			○					
沖縄県	南風原町		—	—	—	○		○	○	○				
沖縄県	渡嘉敷村		—	—	—							○		—
沖縄県	座間味村		—	—	—	○			○	○				
沖縄県	粟国村		—	—	—							○		—
沖縄県	渡名喜村		—	—	—							○		—
沖縄県	南大東村		—	—	—							○		—
沖縄県	北大東村		—	—	—							○		—
沖縄県	伊平屋村		—	—	—					○				—
沖縄県	伊是名村		—	—	—							○		—
沖縄県	久米島町		—	—	—	○				○				
沖縄県	八重瀬町		—	—	—	○	○	○	○	○				
沖縄県	多良間村	○	○						○	○				—
沖縄県	竹富町		—	—	—							○		—
沖縄県	与那国町		—	—	—	○								
合計		358	159	241	68	1096	356	200	312	490	66	352	67	

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について								
		C.専門スタッフ(専門的な知見を持ち、児童生徒に効果的な指導や助言が行えるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等をいう。)との役割分担の明確化						D.業務の管理・調整を図る体制の構築		
		①「チームとしての学校」として、教員や事務職員等と専門スタッフとの役割分担を明確にしている。	②専門スタッフに対して、資質・能力や意欲の向上のための研修等を実施している。	③専門スタッフの人員が確保できるよう、学校に必要な支援をしている。	④教員や事務職員等と専門スタッフとの連携が進むよう、教職員の研修等の理解促進のための取組を実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①教育委員会において、学校の教職員の業務量を俯瞰する組織や体制を整備している。	②その他	③特に取り組んでいない。
北海道	函館市	○	○	○					○	
北海道	小樽市			○						○
北海道	旭川市			○					○	
北海道	室蘭市	○	○	○	○			○		
北海道	釧路市	○		○	○					○
北海道	帯広市	○								○
北海道	北見市	○	○							○
北海道	夕張市	○		○						○
北海道	岩見沢市		○		○					○
北海道	網走市						○			○
北海道	留萌市			○						○
北海道	苫小牧市		○	○						○
北海道	稚内市			○						○
北海道	美唄市			○				○		
北海道	芦別市						○			○
北海道	江別市	○	○	○	○					○
北海道	赤平市			○						○
北海道	紋別市	○								○
北海道	士別市			○						○
北海道	名寄市						○	○		
北海道	三笠市	○		○						○
北海道	根室市						○			○
北海道	千歳市	○		○						○
北海道	滝川市	○	○					○		
北海道	砂川市	○								○
北海道	歌志内市						○			○
北海道	深川市			○						○
北海道	富良野市			○						○
北海道	登別市	○		○						○
北海道	恵庭市				○					○
北海道	伊達市				○					○
北海道	北広島市			○				○		
北海道	石狩市		○	○	○					○
北海道	北斗市	○		○				○		
北海道	当別町		○	○	○			○		
北海道	新篠津村			○						○
北海道	松前町						○			○
北海道	福島町	○		○						○
北海道	知内町	○	○		○			○		
北海道	木古内町			○						○
北海道	七飯町			○						○
北海道	鹿部町			○						○
北海道	森町	○		○						○
北海道	八雲町	○	○	○	○					○
北海道	長万部町			○						○
北海道	江差町			○						○
北海道	上ノ国町	○		○						○
北海道	厚沢部町				○					○
北海道	乙部町						○			○
北海道	奥尻町						○			○
北海道	今金町						○	○		
北海道	せたな町			○				○		
北海道	島牧村	○		○						○
北海道	寿都町	○								○
北海道	黒松内町			○						○
北海道	蘭越町						○			○
北海道	二セコ町			○						○
北海道	真狩村			○				○		
北海道	留寿都村						○			○
北海道	喜茂別町			○			○			
北海道	京極町			○						○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について								
		C.専門スタッフ専門的な知見を持ち、児童生徒に効果的な指導や助言が行えるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等をいう。)との役割分担の明確化						D.業務の管理・調整を図る体制の構築		
		①「チームとしての学校」として、教員や事務職員等と専門スタッフとの役割分担を明確にしている。	②専門スタッフに対して、資質・能力や意欲の向上のための研修等を実施している。	③専門スタッフの人員が確保できるよう、学校に必要な支援をしている。	④教員や事務職員等と専門スタッフとの連携が進むよう、教職員の研修等の理解促進のための取組を実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①教育委員会において、学校の教職員の業務量を俯瞰する組織や体制を整備している。	②その他	③特に取り組んでいない。
北海道	倶知安町						○			○
北海道	共和町					○			○	
北海道	岩内町						○			○
北海道	泊村			○						○
北海道	神恵内村						○	○		
北海道	積丹町						○			○
北海道	古平町			○						○
北海道	仁木町			○					○	
北海道	余市町						○			○
北海道	赤井川村					○			○	
北海道	南幌町			○						○
北海道	奈井江町	○								○
北海道	上砂川町			○						○
北海道	由仁町						○			○
北海道	長沼町			○						○
北海道	栗山町	○								○
北海道	月形町			○						○
北海道	浦臼町						○			○
北海道	新十津川町			○						○
北海道	妹背牛町			○	○					○
北海道	秩父別町						○			○
北海道	雨竜町	○	○	○				○		
北海道	北竜町						○			○
北海道	沼田町			○				○		
北海道	鷹栖町			○						○
北海道	東神楽町	○	○	○	○					○
北海道	当麻町	○		○	○			○		
北海道	比布町						○			○
北海道	愛別町						○			○
北海道	上川町						○			○
北海道	東川町				○					○
北海道	美瑛町			○	○					○
北海道	上富良野町	○						○		
北海道	中富良野町						○			○
北海道	南富良野町			○						○
北海道	占冠村						○			○
北海道	和寒町						○			○
北海道	剣淵町			○						○
北海道	下川町			○				○		
北海道	美深町	○		○				○		
北海道	音威子府村						○			○
北海道	中川町						○	○		
北海道	幌加内町			○						○
北海道	増毛町			○						○
北海道	小平町		○					○		
北海道	苫前町						○			○
北海道	羽幌町	○		○						○
北海道	初山別村						○			○
北海道	遠別町						○			○
北海道	天塩町	○		○						○
北海道	猿払村	○		○						○
北海道	浜頓別町						○			○
北海道	中頓別町						○			○
北海道	枝幸町			○				○		
北海道	豊富町						○			○
北海道	礼文町						○			○
北海道	利尻町						○			○
北海道	利尻富士町						○			○
北海道	幌延町	○		○				○		
北海道	美幌町						○			○
北海道	津別町	○	○							○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について								
		C.専門スタッフ(専門的な知見を持ち、児童生徒に効果的な指導や助言が行えるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等をいう。)との役割分担の明確化						D.業務の管理・調整を図る体制の構築		
		①「チームとしての学校」として、教員や事務職員等と専門スタッフとの役割分担を明確にしている。	②専門スタッフに対して、資質・能力や意欲の向上のための研修等を実施している。	③専門スタッフの人員が確保できるよう、学校に必要な支援をしている。	④教員や事務職員等と専門スタッフとの連携が進むよう、教職員の研修等の理解促進のための取組を実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①教育委員会において、学校の教職員の業務量を俯瞰する組織や体制を整備している。	②その他	③特に取り組んでいない。
北海道	斜里町			○					○	
北海道	清里町					○			○	
北海道	小清水町	○					○			
北海道	訓子府町					○		○		
北海道	置戸町			○					○	
北海道	佐呂間町			○					○	
北海道	遠軽町					○			○	
北海道	湧別町					○			○	
北海道	滝上町					○			○	
北海道	興部町			○					○	
北海道	西興部村					○			○	
北海道	雄武町					○			○	
北海道	大空町					○			○	
北海道	豊浦町	○		○					○	
北海道	壮瞥町	○					○			
北海道	白老町	○					○			
北海道	厚真町					○			○	
北海道	洞爺湖町	○							○	
北海道	安平町			○					○	
北海道	むかわ町			○			○			
北海道	日高町			○					○	
北海道	平取町			○					○	
北海道	新冠町			○					○	
北海道	浦河町	○	○	○	○			○		
北海道	様似町			○					○	
北海道	えりも町					○			○	
北海道	新ひだか町					○	○			
北海道	音更町					○			○	
北海道	士幌町					○			○	
北海道	上士幌町	○	○						○	
北海道	鹿追町					○		○		
北海道	新得町	○				○		○		
北海道	清水町			○					○	
北海道	芽室町	○							○	
北海道	中札内村	○	○	○	○			○		
北海道	更別村	○	○	○	○			○		
北海道	大樹町	○		○				○		
北海道	広尾町	○							○	
北海道	幕別町	○							○	
北海道	池田町					○			○	
北海道	豊頃町	○		○					○	
北海道	本別町	○	○	○	○				○	
北海道	足寄町					○			○	
北海道	陸別町	○							○	
北海道	浦幌町	○		○				○		
北海道	釧路町	○	○	○					○	
北海道	厚岸町			○					○	
北海道	浜中町			○				○		
北海道	標茶町	○		○	○				○	
北海道	弟子屈町			○					○	
北海道	鶴居村					○			○	
北海道	白糠町			○			○			
北海道	別海町					○			○	
北海道	中標津町	○		○					○	
北海道	標津町				○				○	
北海道	羅臼町	○		○					○	
青森県	青森市	○						○		
青森県	弘前市	○	○						○	
青森県	八戸市		○		○		○			
青森県	黒石市					○			○	
青森県	五所川原市		○						○	



		問1 学校における業務改善について								
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について								
都道府県名	市区町村名	C.専門スタッフ専門的な知見を持ち、児童生徒に効果的な指導や助言が行えるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等をいう。)との役割分担の明確化					D.業務の管理・調整を図る体制の構築			
		①「チームとしての学校」として、教員や事務職員等と専門スタッフとの役割分担を明確にしている。	②専門スタッフに対して、資質・能力や意欲の向上のための研修等を実施している。	③専門スタッフの人員が確保できるよう、学校に必要な支援をしている。	④教員や事務職員等と専門スタッフとの連携が進むよう、教職員の研修等の理解促進のための取組を実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①教育委員会において、学校の教職員の業務量を俯瞰する組織や体制を整備している。	②その他	③特に取り組んでいない。
青森県	十和田市	○								○
青森県	三沢市	○	○	○						○
青森県	むつ市		○	○	○					○
青森県	つがる市				○					○
青森県	平川市						○			○
青森県	平内町	○		○						○
青森県	今別町			○						○
青森県	蓬田村							○		○
青森県	外ヶ浜町							○		○
青森県	鱒ヶ沢町		○		○					○
青森県	深浦町		○	○						○
青森県	西目屋村							○		○
青森県	藤崎町	○	○	○	○			○		○
青森県	大鰐町							○		○
青森県	田舎館村				○					○
青森県	板柳町			○				○		○
青森県	鶴田町							○		○
青森県	中泊町				○					○
青森県	野辺地町	○		○						○
青森県	七戸町			○						○
青森県	六戸町							○		○
青森県	横浜町							○		○
青森県	東北町			○						○
青森県	六ヶ所村			○						○
青森県	おいらせ町							○		○
青森県	大間町			○						○
青森県	東通村	○	○	○	○			○		○
青森県	風間浦村			○						○
青森県	佐井村							○		○
青森県	三戸町			○						○
青森県	五戸町							○		○
青森県	田子町			○						○
青森県	南部町							○		○
青森県	階上町			○						○
青森県	新郷村							○		○
岩手県	盛岡市	○	○							○
岩手県	宮古市			○	○			○		○
岩手県	大船渡市							○		○
岩手県	花巻市							○	○	
岩手県	北上市							○	○	
岩手県	久慈市	○	○		○			○		
岩手県	遠野市							○	○	
岩手県	一関市			○	○			○		
岩手県	陸前高田市				○					○
岩手県	釜石市	○		○	○			○		
岩手県	二戸市	○		○					○	
岩手県	八幡平市			○						○
岩手県	奥州市							○		○
岩手県	滝沢市	○		○					○	
岩手県	雫石町	○	○	○						○
岩手県	葛巻町			○						○
岩手県	岩手町	○		○						○
岩手県	紫波町	○							○	
岩手県	矢巾町	○		○	○			○		
岩手県	西和賀町	○							○	
岩手県	金ヶ崎町				○					○
岩手県	平泉町	○						○		
岩手県	住田町							○		○
岩手県	大槌町	○	○	○	○			○		
岩手県	山田町			○						○
岩手県	岩泉町							○		○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について								
		C.専門スタッフ専門的な知見を持ち、児童生徒に効果的な指導や助言が行えるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等をいう。)との役割分担の明確化						D.業務の管理・調整を図る体制の構築		
		①「チームとしての学校」として、教員や事務職員等と専門スタッフとの役割分担を明確にしている。	②専門スタッフに対して、資質・能力や意欲の向上のための研修等を実施している。	③専門スタッフの人員が確保できるよう、学校に必要な支援をしている。	④教員や事務職員等と専門スタッフとの連携が進むよう、教職員の研修等の理解促進のための取組を実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①教育委員会において、学校の教職員の業務量を俯瞰する組織や体制を整備している。	②その他	③特に取り組んでいない。
岩手県	田野畑村			○					○	
岩手県	普代村						○		○	
岩手県	軽米町			○					○	
岩手県	野田村			○					○	
岩手県	九戸村	○		○				○		
岩手県	洋野町	○		○					○	
岩手県	一戸町	○		○					○	
宮城県	石巻市	○		○					○	
宮城県	塩竈市	○	○	○				○		
宮城県	気仙沼市	○	○	○	○				○	
宮城県	白石市			○	○				○	
宮城県	名取市	○		○	○			○		
宮城県	角田市	○	○	○					○	
宮城県	多賀城市	○	○	○	○				○	
宮城県	岩沼市	○	○	○	○			○		
宮城県	登米市						○	○		
宮城県	栗原市	○		○					○	
宮城県	東松島市	○	○	○	○			○		
宮城県	大崎市	○						○		
宮城県	富谷市	○		○					○	
宮城県	蔵王町	○							○	
宮城県	七ヶ宿町	○		○					○	
宮城県	大河原町	○		○				○		
宮城県	村田町						○		○	
宮城県	柴田町				○				○	
宮城県	川崎町				○				○	
宮城県	丸森町						○		○	
宮城県	亘理町			○	○				○	
宮城県	山元町				○			○		
宮城県	松島町	○		○	○			○		
宮城県	七ヶ浜町						○		○	
宮城県	利府町	○	○	○					○	
宮城県	大和町	○	○	○	○			○		
宮城県	大郷町			○					○	
宮城県	大衡村			○				○		
宮城県	色麻町			○				○		
宮城県	加美町						○		○	
宮城県	涌谷町	○						○		
宮城県	美里町	○	○	○					○	
宮城県	女川町						○		○	
宮城県	南三陸町			○	○				○	
秋田県	秋田市				○				○	
秋田県	能代市		○					○		
秋田県	横手市	○						○		
秋田県	大館市	○	○	○	○			○		
秋田県	男鹿市			○					○	
秋田県	湯沢市			○				○		
秋田県	鹿角市						○		○	
秋田県	由利本荘市	○		○				○		
秋田県	潟上市	○	○	○	○			○		
秋田県	大仙市	○	○	○	○			○		
秋田県	北秋田市						○		○	
秋田県	にかほ市						○	○		
秋田県	仙北市						○		○	
秋田県	小坂町			○					○	
秋田県	上小阿仁村						○		○	
秋田県	藤里町			○					○	
秋田県	三種町	○	○		○				○	
秋田県	八峰町						○		○	
秋田県	五城目町						○		○	
秋田県	八郎潟町						○		○	

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について								
		C.専門スタッフ(専門的な知見を持ち、児童生徒に効果的な指導や助言が行えるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等をいう。)との役割分担の明確化						D.業務の管理・調整を図る体制の構築		
①「チームとしての学校」として、教員や事務職員等と専門スタッフとの役割分担を明確にしている。	②専門スタッフに対して、資質・能力や意欲の向上のための研修等を実施している。	③専門スタッフの人員が確保できるよう、学校に必要な支援をしている。	④教員や事務職員等と専門スタッフとの連携が進むよう、教職員の研修等の理解促進のための取組を実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①教育委員会において、学校の教職員の業務量を俯瞰する組織や体制を整備している。	②その他	③特に取り組んでいない。		
秋田県	井川町	○		○				○		
秋田県	大湯村							○		○
秋田県	美郷町	○								○
秋田県	羽後町	○	○	○	○				○	
秋田県	東成瀬村				○				○	
山形県	山形市	○	○	○	○				○	
山形県	米沢市	○	○		○					○
山形県	鶴岡市	○	○		○				○	
山形県	酒田市		○	○	○					○
山形県	新庄市	○		○						○
山形県	寒河江市	○		○	○					○
山形県	上山市			○				○		
山形県	村山市	○	○		○					○
山形県	長井市	○		○						○
山形県	天童市	○	○	○	○					○
山形県	東根市	○	○							○
山形県	尾花沢市	○		○						○
山形県	南陽市		○	○						○
山形県	山辺町							○		○
山形県	中山町	○	○							○
山形県	河北町	○	○							○
山形県	西川町							○		○
山形県	朝日町	○	○		○					○
山形県	大江町				○				○	
山形県	大石田町							○		○
山形県	金山町	○			○					○
山形県	最上町	○								○
山形県	舟形町			○						○
山形県	真室川町							○		○
山形県	大蔵村							○		○
山形県	鮭川村	○	○	○	○			○		
山形県	戸沢村	○	○	○	○					○
山形県	高島町	○		○	○					○
山形県	川西町			○						○
山形県	小国町	○	○	○	○					○
山形県	白鷹町	○		○						○
山形県	飯豊町	○								○
山形県	三川町			○						○
山形県	庄内町	○	○	○						○
山形県	遊佐町	○		○						○
福島県	福島市	○								○
福島県	会津若松市	○		○	○			○		
福島県	郡山市			○	○			○		
福島県	いわき市	○	○	○	○					○
福島県	白河市		○	○				○		
福島県	須賀川市		○	○						○
福島県	喜多方市			○	○			○		
福島県	相馬市	○								○
福島県	二本松市	○								○
福島県	田村市	○	○	○	○					○
福島県	南相馬市			○				○		
福島県	伊達市			○						○
福島県	本宮市		○					○		
福島県	桑折町			○						○
福島県	国見町	○						○		
福島県	川俣町	○								○
福島県	大玉村	○		○						○
福島県	鏡石町	○						○		
福島県	天栄村				○					○
福島県	下郷町	○								○
福島県	檜枝岐村							○		○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について								
		C.専門スタッフ専門的な知見を持ち、児童生徒に効果的な指導や助言が行えるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等をいう。)との役割分担の明確化						D.業務の管理・調整を図る体制の構築		
		①「チームとしての学校」として、教員や事務職員等と専門スタッフとの役割分担を明確にしている。	②専門スタッフに対して、資質・能力や意欲の向上のための研修等を実施している。	③専門スタッフの人員が確保できるよう、学校に必要な支援をしている。	④教員や事務職員等と専門スタッフとの連携が進むよう、教職員の研修等の理解促進のための取組を実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①教育委員会において、学校の教職員の業務量を俯瞰する組織や体制を整備している。	②その他	③特に取り組んでいない。
福島県	只見町						○		○	
福島県	南会津町	○	○	○	○					○
福島県	北塩原村			○						○
福島県	西会津町	○		○				○		
福島県	磐梯町				○					○
福島県	猪苗代町						○			○
福島県	会津坂下町	○		○						○
福島県	湯川村			○						○
福島県	柳津町						○			○
福島県	三島町	○								○
福島県	金山町			○	○					○
福島県	昭和村				○					○
福島県	会津美里町	○	○	○	○					○
福島県	西郷村	○	○	○	○					○
福島県	泉崎村			○						○
福島県	中島村						○			○
福島県	矢吹町	○	○	○	○			○		
福島県	棚倉町	○			○					○
福島県	矢祭町			○					○	
福島県	東白川郡塙町				○			○		
福島県	鮫川村				○					○
福島県	石川町			○						○
福島県	玉川村	○		○						○
福島県	平田村	○		○						○
福島県	浅川町						○			○
福島県	古殿町	○								○
福島県	三春町	○								○
福島県	小野町			○						○
福島県	広野町			○				○		
福島県	檜葉町			○						○
福島県	富岡町	○		○						○
福島県	川内村	○			○				○	
福島県	大熊町	○		○	○			○		
福島県	双葉町	○		○						○
福島県	浪江町			○						○
福島県	葛尾村	○		○						○
福島県	新地町	○		○				○		
福島県	飯館村	○			○			○		
茨城県	水戸市		○		○			○		
茨城県	日立市			○	○					○
茨城県	土浦市	○	○	○	○			○		
茨城県	古河市						○			○
茨城県	石岡市	○		○					○	
茨城県	結城市						○		○	
茨城県	龍ヶ崎市	○	○	○	○			○		
茨城県	下妻市	○	○	○	○					○
茨城県	常総市	○			○					○
茨城県	常陸太田市	○		○	○					○
茨城県	高萩市	○	○							○
茨城県	北茨城市				○					○
茨城県	笠間市	○	○					○		
茨城県	取手市			○				○		
茨城県	牛久市		○	○				○		
茨城県	つくば市		○					○		
茨城県	ひたちなか市	○	○	○	○			○		
茨城県	鹿嶋市			○				○		
茨城県	潮来市	○	○	○				○		
茨城県	守谷市			○						○
茨城県	常陸大宮市						○			○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について								
		C.専門スタッフ(専門的な知見を持ち、児童生徒に効果的な指導や助言が行えるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等をいう。)との役割分担の明確化						D.業務の管理・調整を図る体制の構築		
		①「チームとしての学校」として、教員や事務職員等と専門スタッフとの役割分担を明確にしている。	②専門スタッフに対して、資質・能力や意欲の向上のための研修等を実施している。	③専門スタッフの人員が確保できるよう、学校に必要な支援をしている。	④教員や事務職員等と専門スタッフとの連携が進むよう、教職員の研修等の理解促進のための取組を実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①教育委員会において、学校の教職員の業務量を俯瞰する組織や体制を整備している。	②その他	③特に取り組んでいない。
茨城県	那珂市	○	○						○	
茨城県	筑西市			○	○			○		
茨城県	坂東市	○		○					○	
茨城県	稲敷市			○					○	
茨城県	かすみがうら市			○					○	
茨城県	桜川市						○		○	
茨城県	神栖市	○							○	
茨城県	行方市			○	○			○		
茨城県	銚田市	○		○				○		
茨城県	つくばみらい市				○				○	
茨城県	小美玉市	○						○		
茨城県	茨城町	○							○	
茨城県	大洗町	○	○	○	○				○	
茨城県	城里町	○		○	○				○	
茨城県	東海村		○						○	
茨城県	大子町			○					○	
茨城県	美浦村					○			○	
茨城県	阿見町		○	○	○				○	
茨城県	河内町	○			○			○		
茨城県	八千代町	○			○				○	
茨城県	五霞町	○	○	○	○			○		
茨城県	境町	○		○	○			○		
茨城県	利根町			○					○	
栃木県	宇都宮市	○						○		
栃木県	足利市				○				○	
栃木県	栃木市			○					○	
栃木県	佐野市	○	○	○	○				○	
栃木県	鹿沼市						○	○		
栃木県	日光市	○	○	○					○	
栃木県	小山市						○	○		
栃木県	真岡市	○	○	○					○	
栃木県	大田原市		○		○				○	
栃木県	矢板市			○	○				○	
栃木県	那須塩原市	○	○	○	○				○	
栃木県	さくら市			○	○				○	
栃木県	那須烏山市						○	○		
栃木県	下野市						○		○	
栃木県	上三川町		○		○			○		
栃木県	益子町	○	○	○	○				○	
栃木県	茂木町						○		○	
栃木県	市貝町								○	
栃木県	芳賀町	○	○	○	○			○		
栃木県	壬生町	○	○	○					○	
栃木県	野木町	○	○	○	○				○	
栃木県	塩谷町	○		○	○				○	
栃木県	高根沢町		○	○				○		
栃木県	那須町	○	○	○	○			○		
栃木県	那珂川町					○			○	
群馬県	前橋市	○	○	○	○			○		
群馬県	高崎市	○	○	○				○		
群馬県	桐生市	○		○				○		
群馬県	伊勢崎市	○	○	○	○			○		
群馬県	太田市						○		○	
群馬県	沼田市	○	○	○	○			○		
群馬県	館林市	○	○						○	
群馬県	渋川市						○		○	
群馬県	藤岡市	○			○			○		
群馬県	富岡市	○	○	○	○			○		
群馬県	安中市						○		○	

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について								
		C.専門スタッフ専門的な知見を持ち、児童生徒に効果的な指導や助言が行えるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等をいう。)との役割分担の明確化						D.業務の管理・調整を図る体制の構築		
		①「チームとしての学校」として、教員や事務職員等と専門スタッフとの役割分担を明確にしている。	②専門スタッフに対して、資質・能力や意欲の向上のための研修等を実施している。	③専門スタッフの人員が確保できるよう、学校に必要な支援をしている。	④教員や事務職員等と専門スタッフとの連携が進むよう、教職員の研修等の理解促進のための取組を実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①教育委員会において、学校の教職員の業務量を俯瞰する組織や体制を整備している。	②その他	③特に取り組んでいない。
群馬県	みどり市	○		○				○		
群馬県	榛東村	○			○			○		
群馬県	吉岡町			○	○			○		
群馬県	上野村							○		○
群馬県	神流町							○		○
群馬県	下仁田町							○		○
群馬県	南牧村							○		○
群馬県	甘楽町							○		○
群馬県	中之条町				○					○
群馬県	長野原町	○		○						○
群馬県	嬭恋村			○				○		
群馬県	草津町	○								○
群馬県	高山村	○		○						○
群馬県	東吾妻町	○								○
群馬県	片品村			○						○
群馬県	川場村	○						○		
群馬県	昭和村	○		○	○			○		
群馬県	みなかみ町	○								○
群馬県	玉村町			○						○
群馬県	板倉町	○		○						○
群馬県	明和町	○		○				○		
群馬県	千代田町	○								○
群馬県	大泉町	○						○		
群馬県	邑楽町	○			○					○
埼玉県	川越市	○	○	○	○			○		
埼玉県	熊谷市	○	○	○	○			○		○
埼玉県	川口市	○	○	○	○			○		
埼玉県	行田市	○		○				○		
埼玉県	秩父市	○								○
埼玉県	所沢市	○	○	○	○			○		
埼玉県	飯能市	○	○						○	
埼玉県	加須市	○		○	○					○
埼玉県	本庄市							○		○
埼玉県	東松山市	○	○					○		
埼玉県	春日部市							○		
埼玉県	狭山市	○						○		
埼玉県	羽生市	○		○	○	○		○		
埼玉県	鴻巣市	○	○	○				○		
埼玉県	深谷市	○	○	○	○			○		
埼玉県	上尾市	○	○	○				○		
埼玉県	草加市	○	○	○	○			○		
埼玉県	越谷市		○	○				○		
埼玉県	蕨市	○		○	○			○		
埼玉県	戸田市	○	○	○						○
埼玉県	入間市	○	○	○	○					○
埼玉県	朝霞市	○	○	○	○			○		
埼玉県	志木市	○	○	○	○			○		
埼玉県	和光市	○	○	○	○			○		
埼玉県	新座市		○	○	○			○		
埼玉県	桶川市		○	○						○
埼玉県	久喜市	○		○				○		
埼玉県	北本市		○	○						○
埼玉県	八潮市	○	○	○	○			○		
埼玉県	富士見市	○	○	○				○		
埼玉県	三郷市	○		○				○		
埼玉県	蓮田市	○								○
埼玉県	坂戸市	○	○	○						○
埼玉県	幸手市							○		○
埼玉県	鶴ヶ島市	○						○		
埼玉県	日高市	○		○						○
埼玉県	吉川市	○		○				○		

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について								
		C.専門スタッフ(専門的な知見を持ち、児童生徒に効果的な指導や助言が行えるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等をいう。)との役割分担の明確化						D.業務の管理・調整を図る体制の構築		
		①「チームとしての学校」として、教員や事務職員等と専門スタッフとの役割分担を明確にしている。	②専門スタッフに対して、資質・能力や意欲の向上のための研修等を実施している。	③専門スタッフの人員が確保できるよう、学校に必要な支援をしている。	④教員や事務職員等と専門スタッフとの連携が進むよう、教職員の研修等の理解促進のための取組を実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①教育委員会において、学校の教職員の業務量を俯瞰する組織や体制を整備している。	②その他	③特に取り組んでいない。
埼玉県	ふじみ野市		○	○				○		
埼玉県	白岡市	○		○	○			○		
埼玉県	伊奈町	○	○	○	○			○		
埼玉県	三芳町								○	○
埼玉県	毛呂山町							○		
埼玉県	越生町	○	○	○	○			○		
埼玉県	滑川町	○			○			○		
埼玉県	嵐山町	○						○		
埼玉県	小川町	○		○				○		
埼玉県	川島町		○	○	○					○
埼玉県	吉見町	○	○	○	○			○		
埼玉県	鳩山町							○		
埼玉県	ときがわ町	○		○	○					○
埼玉県	横瀬町	○						○		
埼玉県	皆野町	○							○	
埼玉県	長瀨町			○	○				○	
埼玉県	小鹿野町			○	○			○		
埼玉県	東秩父村			○						○
埼玉県	美里町	○		○				○		
埼玉県	神川町	○		○				○		
埼玉県	上里町	○		○				○		
埼玉県	寄居町	○		○					○	
埼玉県	宮代町							○		○
埼玉県	杉戸町			○						○
埼玉県	松伏町				○			○		
千葉県	銚子市			○						○
千葉県	市川市	○	○	○				○		
千葉県	船橋市	○	○	○	○			○		
千葉県	館山市	○								○
千葉県	木更津市	○	○	○	○					○
千葉県	松戸市	○	○	○	○			○		
千葉県	野田市		○					○		
千葉県	茂原市	○						○		
千葉県	成田市		○	○	○					○
千葉県	佐倉市	○	○	○	○			○		
千葉県	東金市			○						○
千葉県	旭市			○	○			○		
千葉県	習志野市						○			○
千葉県	柏市	○	○	○	○					○
千葉県	勝浦市							○		○
千葉県	市原市	○	○							○
千葉県	流山市	○	○	○	○			○		
千葉県	八千代市							○		○
千葉県	我孫子市	○		○	○			○		
千葉県	鴨川市	○	○	○	○			○		
千葉県	鎌ヶ谷市			○	○					○
千葉県	君津市							○		○
千葉県	富津市	○			○			○		
千葉県	浦安市	○	○	○						○
千葉県	四街道市			○					○	
千葉県	袖ヶ浦市		○	○	○					○
千葉県	八街市				○					○
千葉県	印西市	○								○
千葉県	白井市	○	○		○			○		
千葉県	富里市	○	○	○						○
千葉県	南房総市	○	○	○	○			○		
千葉県	匝瑳市	○								○
千葉県	香取市							○		○
千葉県	山武市	○		○						○
千葉県	いすみ市	○	○	○						○
千葉県	大網白里市			○	○					○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について								
		C.専門スタッフ専門的な知見を持ち、児童生徒に効果的な指導や助言が行えるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等をいう。)との役割分担の明確化						D.業務の管理・調整を図る体制の構築		
		①「チームとしての学校」として、教員や事務職員等と専門スタッフとの役割分担を明確にしている。	②専門スタッフに対して、資質・能力や意欲の向上のための研修等を実施している。	③専門スタッフの人員が確保できるよう、学校に必要な支援をしている。	④教員や事務職員等と専門スタッフとの連携が進むよう、教職員の研修等の理解促進のための取組を実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①教育委員会において、学校の教職員の業務量を俯瞰する組織や体制を整備している。	②その他	③特に取り組んでいない。
千葉県	酒々井町	○		○	○			○		
千葉県	栄町							○		○
千葉県	神崎町	○								○
千葉県	多古町							○		○
千葉県	東庄町							○		○
千葉県	九十九里町	○						○		
千葉県	芝山町	○		○						○
千葉県	横芝光町	○		○				○		
千葉県	一宮町	○			○			○		
千葉県	睦沢町			○				○		
千葉県	長生村	○		○						○
千葉県	白子町	○			○			○		
千葉県	長柄町			○						○
千葉県	長南町							○		○
千葉県	大多喜町			○				○		
千葉県	御宿町							○		○
千葉県	鋸南町	○		○				○		
東京都	千代田区		○	○						○
東京都	中央区	○	○	○	○					○
東京都	港区	○	○	○				○		
東京都	新宿区	○	○	○	○			○		
東京都	文京区	○	○	○	○					○
東京都	台東区							○		○
東京都	墨田区	○		○						○
東京都	江東区	○	○		○					○
東京都	品川区	○	○	○	○			○		
東京都	目黒区		○	○						○
東京都	大田区	○	○	○				○		
東京都	世田谷区	○	○	○	○				○	
東京都	渋谷区	○		○						○
東京都	中野区		○	○						○
東京都	杉並区	○	○	○	○					○
東京都	豊島区	○	○							○
東京都	北区		○	○						○
東京都	荒川区	○	○	○	○					○
東京都	板橋区				○					○
東京都	練馬区		○	○				○		
東京都	足立区	○	○						○	
東京都	葛飾区	○	○	○				○		
東京都	江戸川区	○	○	○	○				○	
東京都	八王子市	○	○	○		○				○
東京都	立川市	○		○						○
東京都	武蔵野市	○		○						○
東京都	三鷹市	○	○	○	○			○		
東京都	青梅市	○								○
東京都	府中市		○	○	○			○		
東京都	昭島市	○								○
東京都	調布市		○	○				○		
東京都	町田市	○	○	○	○					○
東京都	小金井市	○	○		○					○
東京都	小平市	○	○	○	○				○	
東京都	日野市		○	○						○
東京都	東村山市	○			○					○
東京都	国分寺市	○		○						○
東京都	国立市	○	○	○	○					○
東京都	福生市	○								○
東京都	狛江市	○	○	○						○
東京都	東大和市	○	○	○	○					○
東京都	清瀬市	○		○	○					○
東京都	東久留米市							○		○
東京都	武蔵村山市	○		○	○					○



		問1 学校における業務改善について								
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について								
都道府県名	市区町村名	C.専門スタッフ(専門的な知見を持ち、児童生徒に効果的な指導や助言が行えるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等をいう。)との役割分担の明確化					D.業務の管理・調整を図る体制の構築			
		①「チームとしての学校」として、教員や事務職員等と専門スタッフとの役割分担を明確にしている。	②専門スタッフに対して、資質・能力や意欲の向上のための研修等を実施している。	③専門スタッフの人員が確保できるよう、学校に必要な支援をしている。	④教員や事務職員等と専門スタッフとの連携が進むよう、教職員の研修等の理解促進のための取組を実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①教育委員会において、学校の教職員の業務量を俯瞰する組織や体制を整備している。	②その他	③特に取り組んでいない。
東京都	多摩市	○		○						○
東京都	稲城市	○	○	○						○
東京都	羽村市			○						○
東京都	あきる野市	○	○		○					○
東京都	西東京市		○	○	○					○
東京都	瑞穂町		○	○				○		
東京都	日の出町	○	○	○				○		
東京都	檜原村							○		○
東京都	奥多摩町	○		○						○
東京都	大島町							○		○
東京都	利島村	○								○
東京都	新島村	○								○
東京都	神津島村				○					○
東京都	三宅村							○		○
東京都	御蔵島村							○		○
東京都	八丈町					○			○	
東京都	青ヶ島村							○		○
東京都	小笠原村			○						○
神奈川県	横須賀市			○						○
神奈川県	平塚市	○	○	○	○			○		
神奈川県	鎌倉市	○	○	○	○				○	
神奈川県	藤沢市	○	○	○	○					○
神奈川県	小田原市	○	○	○	○				○	
神奈川県	茅ヶ崎市							○		○
神奈川県	逗子市	○	○	○					○	
神奈川県	三浦市				○					○
神奈川県	秦野市	○		○				○		
神奈川県	厚木市	○	○	○	○					○
神奈川県	大和市		○	○	○				○	
神奈川県	伊勢原市			○						○
神奈川県	海老名市	○	○	○	○					○
神奈川県	座間市			○						○
神奈川県	南足柄市			○				○		
神奈川県	綾瀬市	○	○	○	○			○		
神奈川県	葉山町	○	○	○					○	
神奈川県	寒川町			○	○				○	
神奈川県	大磯町	○		○					○	
神奈川県	二宮町			○	○					○
神奈川県	中井町			○						○
神奈川県	大井町	○						○		
神奈川県	松田町			○						○
神奈川県	山北町			○						○
神奈川県	開成町	○		○					○	
神奈川県	箱根町	○		○						○
神奈川県	真鶴町	○		○						○
神奈川県	湯河原町	○		○	○				○	
神奈川県	愛川町		○	○						○
神奈川県	清川村			○				○		
新潟県	長岡市	○						○		
新潟県	三条市	○	○	○						○
新潟県	柏崎市	○			○					○
新潟県	新発田市							○		○
新潟県	小千谷市							○		○
新潟県	加茂市							○		○
新潟県	十日町市		○					○		
新潟県	見附市	○	○	○	○			○		
新潟県	村上市	○	○	○	○			○		
新潟県	燕市		○	○	○			○		
新潟県	糸魚川市	○							○	
新潟県	妙高市	○		○	○			○		
新潟県	五泉市			○						○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について								
		C.専門スタッフ専門的な知見を持ち、児童生徒に効果的な指導や助言が行えるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等をいう。)との役割分担の明確化						D.業務の管理・調整を図る体制の構築		
		①「チームとしての学校」として、教員や事務職員等と専門スタッフとの役割分担を明確にしている。	②専門スタッフに対して、資質・能力や意欲の向上のための研修等を実施している。	③専門スタッフの人員が確保できるよう、学校に必要な支援をしている。	④教員や事務職員等と専門スタッフとの連携が進むよう、教職員の研修等の理解促進のための取組を実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①教育委員会において、学校の教職員の業務量を俯瞰する組織や体制を整備している。	②その他	③特に取り組んでいない。
新潟県	上越市	○	○	○	○			○		
新潟県	阿賀野市							○		○
新潟県	佐渡市	○	○	○	○			○		
新潟県	魚沼市	○								○
新潟県	南魚沼市	○			○					○
新潟県	胎内市							○		
新潟県	聖籠町	○						○		
新潟県	弥彦村	○		○	○					○
新潟県	田上町							○		○
新潟県	阿賀町	○							○	
新潟県	出雲崎町	○		○				○		
新潟県	湯沢町			○					○	
新潟県	津南町			○				○		
新潟県	刈羽村			○						○
新潟県	関川村	○		○				○		
新潟県	粟島浦村			○	○			○		
富山県	富山市		○	○						○
富山県	高岡市	○		○	○					○
富山県	魚津市			○	○			○		
富山県	氷見市			○				○		
富山県	滑川市	○	○	○	○			○		
富山県	黒部市	○	○	○	○				○	
富山県	砺波市	○		○						○
富山県	小矢部市			○				○		
富山県	南砺市	○	○	○	○			○		
富山県	射水市	○	○	○				○		
富山県	舟橋村	○								○
富山県	上市町	○		○	○					○
富山県	立山町		○					○		
富山県	入善町			○						○
富山県	朝日町	○	○		○					○
石川県	金沢市	○		○	○			○		
石川県	七尾市	○								○
石川県	小松市	○	○	○				○		
石川県	輪島市			○				○		
石川県	珠洲市	○	○	○				○		
石川県	加賀市	○	○	○	○			○		
石川県	羽咋市							○		
石川県	かほく市	○		○						○
石川県	白山市			○				○		
石川県	能美市	○	○	○						○
石川県	野々市市			○	○		○	○		
石川県	川北町	○						○		
石川県	河北郡津幡町	○						○		
石川県	内灘町	○						○		
石川県	志賀町			○				○		
石川県	宝達志水町	○		○				○		
石川県	中能登町	○		○						○
石川県	穴水町			○						○
石川県	能登町							○		○
福井県	福井市		○	○	○			○		
福井県	敦賀市	○		○	○			○		
福井県	小浜市	○		○				○		
福井県	大野市	○	○	○				○		
福井県	勝山市		○	○					○	
福井県	鯖江市	○	○	○	○					○
福井県	あわら市			○						○
福井県	越前市	○	○	○				○		
福井県	坂井市	○	○	○	○					○
福井県	永平寺町			○	○					○

		問1 学校における業務改善について								
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について								
		C.専門スタッフ専門的な知見を持ち、児童生徒に効果的な指導や助言が行えるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等をいう。)との役割分担の明確化						D.業務の管理・調整を図る体制の構築		
都道府県名	市区町村名	①「チームとしての学校」として、教員や事務職員等と専門スタッフとの役割分担を明確にしている。	②専門スタッフに対して、資質・能力や意欲の向上のための研修等を実施している。	③専門スタッフの人員が確保できるよう、学校に必要な支援をしている。	④教員や事務職員等と専門スタッフとの連携が進むよう、教職員の研修等の理解促進のための取組を実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①教育委員会において、学校の教職員の業務量を俯瞰する組織や体制を整備している。	②その他	③特に取り組んでいない。
福井県	池田町			○						○
福井県	南越前町						○			○
福井県	越前町	○	○	○	○			○		
福井県	美浜町						○			○
福井県	高浜町	○								○
福井県	おおい町		○	○						○
福井県	若狭町				○					○
山梨県	甲府市	○		○				○		
山梨県	富士吉田市	○				○				○
山梨県	都留市			○	○			○		
山梨県	山梨市			○				○		
山梨県	大月市			○				○		
山梨県	韮崎市	○		○						○
山梨県	南アルプス市			○	○					○
山梨県	北杜市			○				○		
山梨県	甲斐市	○								○
山梨県	笛吹市	○		○				○		
山梨県	上野原市			○				○		
山梨県	甲州市	○								○
山梨県	中央市	○								○
山梨県	市川三郷町			○						○
山梨県	早川町						○			○
山梨県	身延町			○				○		
山梨県	南部町						○			○
山梨県	富士川町	○		○					○	
山梨県	昭和町	○		○				○		
山梨県	道志村						○	○		
山梨県	西桂町						○	○		
山梨県	忍野村						○	○		○
山梨県	山中湖村						○			○
山梨県	鳴沢村						○			○
山梨県	富士河口湖町				○					○
山梨県	小菅村				○					○
山梨県	丹波山村	○		○	○			○		
長野県	長野市	○	○	○					○	
長野県	松本市	○			○					○
長野県	上田市			○						○
長野県	岡谷市	○		○	○			○		
長野県	飯田市			○						○
長野県	諏訪市	○		○	○				○	
長野県	須坂市	○							○	○
長野県	小諸市	○						○		
長野県	伊那市	○		○						○
長野県	駒ヶ根市						○			○
長野県	中野市			○						○
長野県	大町市			○				○		
長野県	飯山市	○		○						○
長野県	茅野市	○		○				○		
長野県	塩尻市			○				○		
長野県	佐久市			○				○		
長野県	千曲市			○					○	
長野県	東御市						○			○
長野県	安曇野市	○		○						○
長野県	小海町				○			○		
長野県	川上村			○						○
長野県	南牧村						○			○
長野県	南相木村						○			○
長野県	北相木村						○			○
長野県	佐久穂町			○				○		

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について								
		C.専門スタッフ専門的な知見を持ち、児童生徒に効果的な指導や助言が行えるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等をいう。)との役割分担の明確化						D.業務の管理・調整を図る体制の構築		
①「チームとしての学校」として、教員や事務職員等と専門スタッフとの役割分担を明確にしている。	②専門スタッフに対して、資質・能力や意欲の向上のための研修等を実施している。	③専門スタッフの人員が確保できるよう、学校に必要な支援をしている。	④教員や事務職員等と専門スタッフとの連携が進むよう、教職員の研修等の理解促進のための取組を実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①教育委員会において、学校の教職員の業務量を俯瞰する組織や体制を整備している。	②その他	③特に取り組んでいない。		
長野県	軽井沢町		○						○	
長野県	御代田町			○	○					○
長野県	立科町			○						○
長野県	青木村	○		○						○
長野県	長和町				○					○
長野県	下諏訪町							○		○
長野県	富士見町			○						○
長野県	原村							○	○	
長野県	辰野町	○		○				○		
長野県	箕輪町							○		○
長野県	飯島町	○		○						○
長野県	南箕輪村	○		○						○
長野県	中川村	○								○
長野県	宮田村			○						○
長野県	松川町	○								○
長野県	高森町			○						○
長野県	阿南町							○		○
長野県	阿智村			○						○
長野県	平谷村							○		○
長野県	根羽村							○		○
長野県	下條村							○		○
長野県	売木村							○		○
長野県	天龍村			○				○		
長野県	泰阜村	○								○
長野県	喬木村				○					○
長野県	豊丘村			○						○
長野県	大鹿村							○		○
長野県	上松町	○								○
長野県	南木曾町			○						○
長野県	木祖村			○						○
長野県	王滝村	○		○	○			○		
長野県	大桑村			○						○
長野県	木曾町	○	○	○						○
長野県	麻績村				○					○
長野県	生坂村							○		○
長野県	山形村							○		○
長野県	朝日村							○		○
長野県	筑北村			○	○					○
長野県	池田町			○	○					○
長野県	松川村							○	○	
長野県	白馬村			○				○		
長野県	小谷村			○						○
長野県	坂城町	○	○	○	○					○
長野県	小布施町			○				○		
長野県	高山村		○					○		
長野県	山ノ内町	○								○
長野県	木島平村	○			○					○
長野県	野沢温泉村							○		○
長野県	信濃町	○	○	○	○			○		
長野県	小川村							○		○
長野県	飯綱町			○						○
長野県	栄村							○		○
岐阜県	岐阜市	○	○	○	○			○		
岐阜県	大垣市	○	○	○	○			○		
岐阜県	高山市		○				○		○	
岐阜県	多治見市	○	○	○						○
岐阜県	関市	○		○	○			○		
岐阜県	中津川市				○			○		
岐阜県	美濃市	○		○						○
岐阜県	瑞浪市							○		○
岐阜県	羽島市	○	○	○	○			○		

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について								
		C.専門スタッフ(専門的な知見を持ち、児童生徒に効果的な指導や助言が行えるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等をいう。)との役割分担の明確化						D.業務の管理・調整を図る体制の構築		
		①「チームとしての学校」として、教員や事務職員等と専門スタッフとの役割分担を明確にしている。	②専門スタッフに対して、資質・能力や意欲の向上のための研修等を実施している。	③専門スタッフの人員が確保できるよう、学校に必要な支援をしている。	④教員や事務職員等と専門スタッフとの連携が進むよう、教職員の研修等の理解促進のための取組を実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①教育委員会において、学校の教職員の業務量を俯瞰する組織や体制を整備している。	②その他	③特に取り組んでいない。
岐阜県	恵那市	○			○			○		
岐阜県	美濃加茂市	○	○		○			○		
岐阜県	土岐市		○		○				○	
岐阜県	各務原市	○	○	○	○			○		
岐阜県	可児市	○	○	○	○			○		
岐阜県	山県市	○						○		
岐阜県	瑞穂市	○	○	○	○			○		
岐阜県	飛騨市			○	○				○	
岐阜県	本巣市	○	○	○	○				○	
岐阜県	郡上市				○			○		
岐阜県	下呂市	○							○	
岐阜県	海津市	○	○	○	○			○		
岐阜県	養老町	○		○					○	
岐阜県	垂井町	○			○				○	
岐阜県	関ヶ原町				○				○	
岐阜県	神戸町	○	○	○				○		
岐阜県	輪之内町	○							○	
岐阜県	安八町	○	○	○	○				○	
岐阜県	揖斐川町			○	○			○		
岐阜県	大野町			○					○	
岐阜県	池田町	○	○	○				○		
岐阜県	北方町	○		○				○		
岐阜県	坂祝町	○		○					○	
岐阜県	富加町	○		○					○	
岐阜県	川辺町			○				○		
岐阜県	七宗町	○		○				○		
岐阜県	八百津町		○	○					○	
岐阜県	白川町							○	○	
岐阜県	東白川村	○			○				○	
岐阜県	御嵩町	○	○	○	○			○		
岐阜県	白川村	○			○				○	
岐阜県	羽島郡二町(岐南町、笠松町)			○	○			○		
静岡県	沼津市	○		○	○			○		
静岡県	熱海市	○	○		○			○		
静岡県	三島市	○	○	○	○			○		
静岡県	富士宮市						○		○	
静岡県	伊東市	○		○	○				○	
静岡県	島田市	○	○	○				○		
静岡県	富士市	○	○		○				○	
静岡県	磐田市	○	○		○				○	
静岡県	焼津市		○	○					○	
静岡県	掛川市	○		○	○			○		
静岡県	藤枝市	○	○	○	○				○	
静岡県	御殿場市	○	○	○				○		
静岡県	袋井市			○	○			○		
静岡県	下田市	○		○	○				○	
静岡県	裾野市	○							○	
静岡県	湖西市		○		○			○		
静岡県	伊豆市						○		○	
静岡県	御前崎市			○					○	
静岡県	菊川市	○						○		
静岡県	伊豆の国市			○				○		
静岡県	牧之原市	○	○						○	
静岡県	東伊豆町				○				○	
静岡県	河津町	○	○	○	○				○	
静岡県	南伊豆町						○		○	
静岡県	松崎町			○					○	
静岡県	西伊豆町			○				○		
静岡県	函南町	○	○	○					○	

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について								
		C.専門スタッフ(専門的な知見を持ち、児童生徒に効果的な指導や助言が行えるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等をいう。)との役割分担の明確化						D.業務の管理・調整を図る体制の構築		
		①「チームとしての学校」として、教員や事務職員等と専門スタッフとの役割分担を明確にしている。	②専門スタッフに対して、資質・能力や意欲の向上のための研修等を実施している。	③専門スタッフの人員が確保できるよう、学校に必要な支援をしている。	④教員や事務職員等と専門スタッフとの連携が進むよう、教職員の研修等の理解促進のための取組を実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①教育委員会において、学校の教職員の業務量を俯瞰する組織や体制を整備している。	②その他	③特に取り組んでいない。
静岡県	清水町	○	○	○	○			○		
静岡県	長泉町		○	○	○			○		
静岡県	小山町			○	○					○
静岡県	吉田町			○	○			○		
静岡県	川根本町	○		○	○					○
静岡県	森町							○		○
愛知県	豊橋市	○	○	○	○			○		
愛知県	岡崎市	○	○	○	○				○	
愛知県	一宮市	○	○	○	○			○		
愛知県	瀬戸市	○		○	○			○		
愛知県	半田市	○	○	○	○			○		
愛知県	春日井市	○	○	○	○			○		
愛知県	豊川市			○						○
愛知県	津島市				○			○		
愛知県	碧南市	○	○	○	○			○		
愛知県	刈谷市	○	○	○	○			○		
愛知県	豊田市	○	○	○	○					○
愛知県	安城市	○	○	○	○			○		
愛知県	西尾市	○	○	○	○			○		
愛知県	蒲郡市	○	○		○			○		
愛知県	犬山市	○			○			○		
愛知県	常滑市			○						○
愛知県	江南市	○						○		○
愛知県	小牧市		○	○						○
愛知県	稲沢市			○	○			○		
愛知県	新城市							○		○
愛知県	東海市			○					○	
愛知県	大府市			○				○		
愛知県	知多市	○								○
愛知県	知立市	○		○	○					○
愛知県	尾張旭市	○	○	○	○					○
愛知県	高浜市			○						○
愛知県	岩倉市	○		○						○
愛知県	豊明市			○	○			○		
愛知県	日進市	○								○
愛知県	田原市	○	○	○	○					○
愛知県	愛西市		○	○						○
愛知県	清須市							○		○
愛知県	北名古屋市	○	○	○				○		
愛知県	弥富市		○					○		
愛知県	みよし市	○		○	○			○		
愛知県	あま市			○	○					○
愛知県	長久手市		○	○	○			○		
愛知県	東郷町		○		○					○
愛知県	豊山町			○						○
愛知県	大口町							○		○
愛知県	扶桑町	○	○	○	○					○
愛知県	大治町		○	○						○
愛知県	蟹江町	○								○
愛知県	飛島村	○	○	○	○			○		
愛知県	阿久比町	○								○
愛知県	東浦町	○	○	○				○		
愛知県	南知多町			○						○
愛知県	美浜町							○		○
愛知県	武豊町			○				○		
愛知県	幸田町	○		○	○					○
愛知県	設楽町							○		○
愛知県	東栄町							○		○
愛知県	豊根村			○						○
三重県	津市				○			○		
三重県	四日市市	○	○	○	○			○		

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について								
		C.専門スタッフ(専門的な知見を持ち、児童生徒に効果的な指導や助言が行えるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等をいう。)との役割分担の明確化						D.業務の管理・調整を図る体制の構築		
		①「チームとしての学校」として、教員や事務職員等と専門スタッフとの役割分担を明確にしている。	②専門スタッフに対して、資質・能力や意欲の向上のための研修等を実施している。	③専門スタッフの人員が確保できるよう、学校に必要な支援をしている。	④教員や事務職員等と専門スタッフとの連携が進むよう、教職員の研修等の理解促進のための取組を実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①教育委員会において、学校の教職員の業務量を俯瞰する組織や体制を整備している。	②その他	③特に取り組んでいない。
三重県	伊勢市		○	○	○			○		
三重県	松阪市	○	○	○	○			○		
三重県	桑名市		○	○	○			○		
三重県	鈴鹿市		○	○					○	
三重県	名張市	○		○	○			○		
三重県	尾鷲市	○			○				○	
三重県	亀山市	○	○						○	
三重県	鳥羽市	○							○	
三重県	熊野市	○			○				○	
三重県	いなべ市						○		○	
三重県	志摩市		○					○		
三重県	伊賀市	○		○	○			○		
三重県	木曾岬町	○		○					○	
三重県	東員町						○	○		
三重県	菟野町	○			○			○		
三重県	朝日町	○	○	○	○				○	
三重県	川越町	○		○				○		
三重県	多気町	○							○	
三重県	明和町	○							○	
三重県	大台町						○		○	
三重県	玉城町	○						○		
三重県	度会町	○						○		
三重県	大紀町						○		○	
三重県	南伊勢町	○		○	○			○		
三重県	紀北町		○					○		
三重県	御浜町	○	○	○	○			○		
三重県	紀宝町						○	○		
滋賀県	大津市	○						○		
滋賀県	彦根市	○		○	○				○	
滋賀県	長浜市	○		○	○			○		
滋賀県	近江八幡市				○			○		
滋賀県	草津市	○		○				○		
滋賀県	守山市		○		○				○	
滋賀県	栗東市	○		○	○			○		
滋賀県	甲賀市	○	○	○	○				○	
滋賀県	野洲市	○						○		
滋賀県	湖南市	○		○				○		
滋賀県	高島市	○						○		
滋賀県	東近江市	○	○	○	○			○		
滋賀県	米原市	○		○					○	
滋賀県	日野町			○				○		
滋賀県	竜王町	○			○			○		
滋賀県	愛荘町	○						○		
滋賀県	豊郷町	○	○						○	
滋賀県	甲良町						○		○	
滋賀県	多賀町			○				○		
京都府	福知山市						○		○	
京都府	舞鶴市			○	○				○	
京都府	綾部市	○		○					○	
京都府	宇治市				○				○	
京都府	宮津市			○				○		
京都府	亀岡市	○							○	
京都府	城陽市		○	○					○	
京都府	向日市	○		○	○			○		
京都府	長岡京市						○		○	
京都府	八幡市		○		○				○	
京都府	京田辺市	○							○	
京都府	京丹後市	○		○				○		
京都府	南丹市						○	○		
京都府	木津川市	○		○	○			○		
京都府	大山崎町	○							○	

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について								
		C.専門スタッフ(専門的な知見を持ち、児童生徒に効果的な指導や助言が行えるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等をいう。)との役割分担の明確化						D.業務の管理・調整を図る体制の構築		
		①「チームとしての学校」として、教員や事務職員等と専門スタッフとの役割分担を明確にしている。	②専門スタッフに対して、資質・能力や意欲の向上のための研修等を実施している。	③専門スタッフの人員が確保できるよう、学校に必要な支援をしている。	④教員や事務職員等と専門スタッフとの連携が進むよう、教職員の研修等の理解促進のための取組を実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①教育委員会において、学校の教職員の業務量を俯瞰する組織や体制を整備している。	②その他	③特に取り組んでいない。
京都府	久御山町						○			○
京都府	井手町	○	○	○	○			○		
京都府	宇治田原町	○			○					○
京都府	精華町						○			○
京都府	京丹波町			○				○		
京都府	伊根町	○			○					○
京都府	与謝野町			○	○					○
京都府	相楽東部広域連合			○						○
大阪府	岸和田市	○		○	○			○		
大阪府	豊中市		○					○		
大阪府	池田市	○	○	○	○					○
大阪府	吹田市	○	○	○	○			○		
大阪府	泉大津市	○			○					○
大阪府	高槻市	○	○	○	○			○		
大阪府	貝塚市	○		○	○			○		
大阪府	守口市	○	○	○	○				○	
大阪府	枚方市	○	○	○	○				○	
大阪府	茨木市	○	○	○	○			○		
大阪府	八尾市	○	○	○	○			○		
大阪府	泉佐野市	○		○	○					○
大阪府	富田林市	○	○					○		
大阪府	寝屋川市	○	○		○				○	
大阪府	河内長野市	○	○	○	○					○
大阪府	松原市	○		○	○			○		
大阪府	大東市		○	○	○			○		
大阪府	和泉市	○	○	○	○			○		
大阪府	箕面市	○	○		○			○		
大阪府	柏原市	○			○			○		
大阪府	羽曳野市				○					○
大阪府	門真市	○	○	○						○
大阪府	摂津市	○	○	○	○			○		
大阪府	高石市	○		○	○			○		
大阪府	藤井寺市			○				○		
大阪府	東大阪市				○					○
大阪府	泉南市				○					○
大阪府	四條畷市	○	○	○					○	
大阪府	交野市	○	○	○	○			○		
大阪府	大阪狭山市	○			○		○		○	
大阪府	阪南市	○		○	○					○
大阪府	島本町		○	○	○			○		
大阪府	豊能町			○						○
大阪府	能勢町			○	○					○
大阪府	忠岡町	○			○					○
大阪府	熊取町	○	○	○						○
大阪府	田尻町			○						○
大阪府	岬町	○	○	○						○
大阪府	太子町	○	○	○	○					○
大阪府	河南町						○			○
大阪府	千早赤阪村			○	○					○
兵庫県	姫路市		○							○
兵庫県	尼崎市	○	○		○			○		
兵庫県	明石市	○	○	○	○			○		
兵庫県	西宮市	○	○	○				○		
兵庫県	洲本市		○		○			○		
兵庫県	芦屋市	○			○			○	○	
兵庫県	伊丹市	○	○	○	○			○		
兵庫県	相生市			○	○					○
兵庫県	豊岡市			○	○			○		
兵庫県	加古川市	○	○	○	○			○		
兵庫県	赤穂市	○	○	○	○			○		



都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について								
		C.専門スタッフ(専門的な知見を持ち、児童生徒に効果的な指導や助言が行えるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等をいう。)との役割分担の明確化						D.業務の管理・調整を図る体制の構築		
①「チームとしての学校」として、教員や事務職員等と専門スタッフとの役割分担を明確にしている。	②専門スタッフに対して、資質・能力や意欲の向上のための研修等を実施している。	③専門スタッフの人員が確保できるよう、学校に必要な支援をしている。	④教員や事務職員等と専門スタッフとの連携が進むよう、教職員の研修等の理解促進のための取組を実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①教育委員会において、学校の教職員の業務量を俯瞰する組織や体制を整備している。	②その他	③特に取り組んでいない。		
兵庫県	西脇市	○	○	○	○			○		
兵庫県	宝塚市	○		○	○			○		
兵庫県	三木市	○	○	○	○			○		
兵庫県	高砂市	○			○				○	
兵庫県	川西市			○				○		
兵庫県	小野市		○	○	○			○		
兵庫県	三田市	○	○	○	○			○		
兵庫県	加西市	○	○	○	○			○		
兵庫県	篠山市	○		○	○			○		
兵庫県	養父市	○		○	○			○		
兵庫県	丹波市								○	
兵庫県	南あわじ市	○			○			○		
兵庫県	朝来市		○	○					○	
兵庫県	淡路市	○			○		○			○
兵庫県	宍粟市	○	○	○	○			○		
兵庫県	加東市			○	○					○
兵庫県	たつの市			○	○			○		
兵庫県	猪名川町	○	○	○	○			○		
兵庫県	多可町	○		○	○					○
兵庫県	稲美町	○	○	○	○			○		
兵庫県	播磨町	○	○	○	○			○		
兵庫県	市川町							○		○
兵庫県	福崎町			○						○
兵庫県	神河町	○						○		
兵庫県	太子町							○		○
兵庫県	上郡町			○	○			○		
兵庫県	佐用町	○		○	○			○		
兵庫県	香美町	○		○	○			○		
兵庫県	新温泉町		○	○				○		
奈良県	奈良市							○		○
奈良県	大和高田市	○		○	○					○
奈良県	大和郡山市		○	○						○
奈良県	天理市			○	○					○
奈良県	橿原市							○		○
奈良県	桜井市			○						○
奈良県	五條市			○				○		
奈良県	御所市			○				○		
奈良県	生駒市	○	○	○	○					○
奈良県	香芝市		○		○					○
奈良県	葛城市							○		○
奈良県	宇陀市			○			○			○
奈良県	山添村			○						○
奈良県	平群町				○					○
奈良県	三郷町	○		○						○
奈良県	斑鳩町							○		○
奈良県	安堵町	○		○	○					○
奈良県	川西町			○				○		
奈良県	三宅町				○					○
奈良県	田原本町				○					○
奈良県	曽爾村							○		○
奈良県	御杖村							○		○
奈良県	高取町	○		○						○
奈良県	明日香村			○				○		
奈良県	上牧町	○		○						○
奈良県	王寺町				○					○
奈良県	広陵町	○								○
奈良県	河合町	○								○
奈良県	吉野町			○						○
奈良県	大淀町			○						○
奈良県	下市町	○								○
奈良県	黒滝村							○		○

		問1 学校における業務改善について								
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について								
都道府県名	市区町村名	C.専門スタッフ(専門的な知見を持ち、児童生徒に効果的な指導や助言が行えるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等をいう。)との役割分担の明確化					D.業務の管理・調整を図る体制の構築			
		①「チームとしての学校」として、教員や事務職員等と専門スタッフとの役割分担を明確にしている。	②専門スタッフに対して、資質・能力や意欲の向上のための研修等を実施している。	③専門スタッフの人員が確保できるよう、学校に必要な支援をしている。	④教員や事務職員等と専門スタッフとの連携が進むよう、教職員の研修等の理解促進のための取組を実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①教育委員会において、学校の教職員の業務量を俯瞰する組織や体制を整備している。	②その他	③特に取り組んでいない。
奈良県	天川村	○		○						○
奈良県	野迫川村	○								
奈良県	十津川村			○					○	
奈良県	下北山村				○					○
奈良県	上北山村			○	○					○
奈良県	川上村			○	○				○	
奈良県	東吉野村	○								○
奈良県	川西町・三宅町式下中学校組合				○					○
和歌山県	和歌山市		○							○
和歌山県	海南市	○	○	○						○
和歌山県	橋本市							○		○
和歌山県	有田市	○								○
和歌山県	御坊市	○		○						○
和歌山県	田辺市	○		○					○	
和歌山県	新宮市		○		○					○
和歌山県	紀の川市	○								○
和歌山県	岩出市	○	○		○				○	
和歌山県	紀美野町	○			○					○
和歌山県	かつらぎ町							○		○
和歌山県	九度山町	○		○					○	
和歌山県	高野町	○		○						○
和歌山県	湯浅町	○	○	○	○				○	
和歌山県	広川町	○							○	
和歌山県	有田川町	○			○					○
和歌山県	美浜町							○		○
和歌山県	日高町	○								○
和歌山県	由良町	○			○					○
和歌山県	印南町	○	○	○					○	
和歌山県	みなべ町	○		○	○					○
和歌山県	日高川町			○						○
和歌山県	白浜町	○								○
和歌山県	上富田町			○	○					○
和歌山県	すさみ町	○			○					○
和歌山県	那智勝浦町	○								○
和歌山県	太地町			○					○	
和歌山県	古座川町	○	○	○					○	
和歌山県	北山村	○								○
和歌山県	串本町	○		○						○
鳥取県	鳥取市	○		○						○
鳥取県	米子市		○		○				○	
鳥取県	倉吉市							○		○
鳥取県	境港市			○	○					○
鳥取県	岩美町	○								○
鳥取県	若桜町			○						○
鳥取県	智頭町				○					○
鳥取県	八頭町	○								○
鳥取県	三朝町	○		○	○					○
鳥取県	湯梨浜町	○		○					○	
鳥取県	琴浦町	○	○	○	○					○
鳥取県	北栄町	○		○						○
鳥取県	日吉津村	○			○					○
鳥取県	大山町	○		○						○
鳥取県	南部町	○	○	○	○				○	
鳥取県	伯耆町	○			○					○
鳥取県	日南町			○						○
鳥取県	日野町	○		○	○				○	
鳥取県	江府町	○			○				○	
島根県	松江市	○	○						○	
島根県	浜田市							○		○

		問1 学校における業務改善について							
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について							
都道府県名	市区町村名	C.専門スタッフ専門的な知見を持ち、児童生徒に効果的な指導や助言が行えるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等をいう。)との役割分担の明確化					D.業務の管理・調整を図る体制の構築		
		①「チームとしての学校」として、教員や事務職員等と専門スタッフとの役割分担を明確にしている。	②専門スタッフに対して、資質・能力や意欲の向上のための研修等を実施している。	③専門スタッフの人員が確保できるよう、学校に必要な支援をしている。	④教員や事務職員等と専門スタッフとの連携が進むよう、教職員の研修等の理解促進のための取組を実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①教育委員会において、学校の教職員の業務量を俯瞰する組織や体制を整備している。	②その他
島根県	出雲市	○	○		○			○	
島根県	益田市	○	○					○	
島根県	大田市	○	○		○			○	
島根県	安来市	○		○					○
島根県	江津市	○	○	○	○				○
島根県	雲南市	○		○	○				○
島根県	奥出雲町						○		○
島根県	飯南町			○					○
島根県	川本町		○	○	○				○
島根県	美郷町			○				○	
島根県	邑南町	○							○
島根県	津和野町		○	○	○				○
島根県	吉賀町		○						○
島根県	海士町	○			○				○
島根県	西ノ島町			○					○
島根県	知夫村			○					○
島根県	隠岐の島町						○		○
岡山県	倉敷市	○	○	○	○			○	
岡山県	津山市	○	○	○	○			○	
岡山県	玉野市		○	○	○				○
岡山県	笠岡市	○		○				○	
岡山県	井原市	○						○	
岡山県	総社市			○					○
岡山県	高梁市	○			○				○
岡山県	新見市	○		○					○
岡山県	備前市						○	○	
岡山県	瀬戸内市	○		○				○	
岡山県	赤磐市	○							○
岡山県	真庭市	○							○
岡山県	美作市			○					○
岡山県	浅口市				○			○	
岡山県	和気町		○	○					○
岡山県	早島町	○	○	○	○			○	
岡山県	里庄町	○							○
岡山県	矢掛町	○		○	○				○
岡山県	新庄村	○							○
岡山県	鏡野町	○	○	○	○				○
岡山県	勝央町	○		○				○	
岡山県	奈義町				○				○
岡山県	西粟倉村						○		○
岡山県	久米南町	○		○	○				○
岡山県	美咲町			○					○
岡山県	吉備中央町	○						○	
広島県	呉市	○	○	○	○			○	
広島県	竹原市	○							○
広島県	三原市	○						○	
広島県	尾道市			○					○
広島県	福山市	○	○	○	○			○	
広島県	府中市	○			○			○	
広島県	三次市	○	○	○				○	
広島県	庄原市	○		○	○			○	
広島県	大竹市	○		○					○
広島県	東広島市	○		○					○
広島県	廿日市市	○	○	○				○	
広島県	安芸高田市			○					○
広島県	江田島市				○			○	
広島県	府中町	○						○	
広島県	海田町	○		○					○
広島県	熊野町		○						○
広島県	坂町			○					○
広島県	安芸太田町	○	○	○	○				○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について								
		C.専門スタッフ(専門的な知見を持ち、児童生徒に効果的な指導や助言が行えるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等をいう。)との役割分担の明確化						D.業務の管理・調整を図る体制の構築		
		①「チームとしての学校」として、教員や事務職員等と専門スタッフとの役割分担を明確にしている。	②専門スタッフに対して、資質・能力や意欲の向上のための研修等を実施している。	③専門スタッフの人員が確保できるよう、学校に必要な支援をしている。	④教員や事務職員等と専門スタッフとの連携が進むよう、教職員の研修等の理解促進のための取組を実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①教育委員会において、学校の教職員の業務量を俯瞰する組織や体制を整備している。	②その他	③特に取り組んでいない。
広島県	北広島町			○					○	
広島県	大崎上島町	○						○		
広島県	世羅町	○		○	○			○		
広島県	神石高原町						○		○	
山口県	下関市		○	○					○	
山口県	宇部市	○	○	○	○			○		
山口県	山口市	○	○	○	○			○		
山口県	萩市	○	○	○	○			○		
山口県	防府市	○	○	○	○			○		
山口県	下松市	○	○	○	○			○		
山口県	岩国市	○	○	○	○			○		
山口県	光市	○	○	○	○			○		
山口県	長門市			○	○				○	
山口県	柳井市	○		○	○			○		
山口県	美祢市	○	○	○	○			○		
山口県	周南市	○	○	○	○			○		
山口県	山陽小野田市	○	○	○	○			○		
山口県	周防大島町	○		○	○			○		
山口県	和木町	○						○		
山口県	上関町	○	○	○					○	
山口県	田布施町		○		○				○	
山口県	平生町	○		○	○				○	
山口県	阿武町	○		○					○	
徳島県	徳島市	○		○	○			○		
徳島県	鳴門市			○					○	
徳島県	小松島市	○		○					○	
徳島県	阿南市	○	○	○	○			○		
徳島県	吉野川市			○	○			○		
徳島県	阿波市			○					○	
徳島県	美馬市	○	○	○	○			○		
徳島県	三好市			○				○		
徳島県	勝浦町				○				○	
徳島県	上勝町			○					○	
徳島県	佐那河内村						○		○	
徳島県	石井町		○	○					○	
徳島県	神山町	○		○				○		
徳島県	那賀町						○		○	
徳島県	牟岐町			○					○	
徳島県	美波町						○		○	
徳島県	海陽町	○		○	○				○	
徳島県	松茂町	○		○				○		
徳島県	北島町	○		○					○	
徳島県	藍住町						○		○	
徳島県	板野町			○					○	
徳島県	上板町	○							○	
徳島県	つるぎ町						○		○	
徳島県	東みよし町	○		○	○			○		
香川県	高松市	○	○	○					○	
香川県	丸亀市		○						○	
香川県	坂出市	○	○	○				○		
香川県	善通寺市	○	○	○					○	
香川県	観音寺市	○	○	○	○			○		
香川県	さぬき市	○	○	○	○				○	
香川県	東かがわ市	○	○	○					○	
香川県	三豊市	○	○	○	○			○		
香川県	土庄町	○	○	○					○	
香川県	小豆島町	○		○					○	
香川県	三木町						○		○	
香川県	直島町			○				○		
香川県	宇多津町	○	○	○					○	

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について								
		C.専門スタッフ(専門的な知見を持ち、児童生徒に効果的な指導や助言が行えるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等をいう。)との役割分担の明確化						D.業務の管理・調整を図る体制の構築		
		①「チームとしての学校」として、教員や事務職員等と専門スタッフとの役割分担を明確にしている。	②専門スタッフに対して、資質・能力や意欲の向上のための研修等を実施している。	③専門スタッフの人員が確保できるよう、学校に必要な支援をしている。	④教員や事務職員等と専門スタッフとの連携が進むよう、教職員の研修等の理解促進のための取組を実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①教育委員会において、学校の教職員の業務量を俯瞰する組織や体制を整備している。	②その他	③特に取り組んでいない。
香川県	綾川町	○		○					○	
香川県	琴平町	○	○	○						○
香川県	多度津町	○		○						○
香川県	まんのう町	○	○	○	○					○
愛媛県	松山市	○	○						○	
愛媛県	今治市							○		○
愛媛県	宇和島市	○	○					○		
愛媛県	八幡浜市	○	○	○	○			○		
愛媛県	新居浜市	○	○	○	○			○		
愛媛県	西条市							○		○
愛媛県	大洲市							○		○
愛媛県	伊予市			○						○
愛媛県	四国中央市	○	○	○	○				○	
愛媛県	西予市							○		○
愛媛県	東温市			○						○
愛媛県	上島町			○						○
愛媛県	久万高原町	○								○
愛媛県	松前町	○			○			○		○
愛媛県	砥部町							○		○
愛媛県	内子町	○						○		○
愛媛県	伊方町							○		○
愛媛県	松野町			○						○
愛媛県	鬼北町			○					○	○
愛媛県	愛南町	○		○						○
高知県	高知市	○	○	○					○	
高知県	室戸市			○						○
高知県	安芸市	○	○	○	○					○
高知県	南国市	○		○						○
高知県	土佐市	○	○	○						○
高知県	須崎市	○								○
高知県	宿毛市	○		○						○
高知県	土佐清水市		○	○	○					○
高知県	四万十市	○		○						○
高知県	香南市	○		○	○					○
高知県	香美市	○	○	○				○		
高知県	東洋町			○	○					○
高知県	奈半利町	○								○
高知県	田野町	○								○
高知県	安田町			○						○
高知県	北川村				○					○
高知県	馬路村							○		○
高知県	芸西村							○		○
高知県	本山町		○	○	○					○
高知県	大豊町	○								○
高知県	土佐町							○		○
高知県	大川村	○		○	○					○
高知県	いの町	○	○						○	
高知県	仁淀川町	○								○
高知県	中土佐町			○						○
高知県	佐川町				○					○
高知県	越知町	○		○						○
高知県	梶原町	○			○			○		
高知県	日高村	○						○		
高知県	津野町		○	○				○		
高知県	四万十町	○		○	○				○	
高知県	大月町	○		○					○	
高知県	三原村	○		○						○
高知県	黒潮町	○		○						○
福岡県	大牟田市	○		○				○		
福岡県	久留米市	○	○	○	○					○
福岡県	直方市	○	○	○	○			○		

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について								
		C.専門スタッフ(専門的な知見を持ち、児童生徒に効果的な指導や助言が行えるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等をいう。)との役割分担の明確化						D.業務の管理・調整を図る体制の構築		
	①「チームとしての学校」として、教員や事務職員等と専門スタッフとの役割分担を明確にしている。	②専門スタッフに対して、資質・能力や意欲の向上のための研修等を実施している。	③専門スタッフの人員が確保できるよう、学校に必要な支援をしている。	④教員や事務職員等と専門スタッフとの連携が進むよう、教職員の研修等の理解促進のための取組を実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①教育委員会において、学校の教職員の業務量を俯瞰する組織や体制を整備している。	②その他	③特に取り組んでいない。	
福岡県	飯塚市			○					○	
福岡県	田川市	○					○			
福岡県	柳川市	○			○		○			
福岡県	八女市	○	○	○	○		○			
福岡県	筑後市	○	○		○				○	
福岡県	大川市	○		○					○	
福岡県	行橋市	○			○				○	
福岡県	豊前市	○		○					○	
福岡県	中間市			○	○				○	
福岡県	小郡市		○	○			○			
福岡県	筑紫野市			○					○	
福岡県	春日市	○	○	○	○		○			
福岡県	大野城市			○					○	
福岡県	宗像市			○	○			○		
福岡県	太宰府市			○	○				○	
福岡県	古賀市	○	○	○	○				○	
福岡県	福津市					○			○	
福岡県	うきは市			○					○	
福岡県	宮若市			○	○		○			
福岡県	嘉麻市			○	○				○	
福岡県	朝倉市	○		○	○				○	
福岡県	みやま市	○		○					○	
福岡県	糸島市	○	○	○	○		○			
福岡県	那珂川町	○		○					○	
福岡県	宇美町	○							○	
福岡県	篠栗町	○		○					○	
福岡県	志免町	○	○	○	○		○			
福岡県	須恵町			○			○			
福岡県	新宮町	○	○	○	○			○		
福岡県	久山町	○		○			○			
福岡県	粕屋町		○	○	○		○			
福岡県	芦屋町			○			○			
福岡県	水巻町			○					○	
福岡県	岡垣町	○	○	○					○	
福岡県	遠賀町			○					○	
福岡県	小竹町	○					○			
福岡県	鞍手町					○			○	
福岡県	桂川町	○							○	
福岡県	筑前町	○	○	○	○				○	
福岡県	東峰村	○							○	
福岡県	大刀洗町	○		○					○	
福岡県	大木町			○					○	
福岡県	広川町				○		○			
福岡県	香春町					○			○	
福岡県	添田町					○			○	
福岡県	糸田町	○							○	
福岡県	川崎町	○							○	
福岡県	大任町					○			○	
福岡県	赤村			○	○				○	
福岡県	福智町	○							○	
福岡県	苅田町					○		○		
福岡県	みやこ町				○				○	
福岡県	吉富町					○			○	
福岡県	上毛町	○	○	○	○		○		○	
福岡県	築上町					○			○	
佐賀県	佐賀市	○	○	○	○		○		○	
佐賀県	唐津市		○	○			○			
佐賀県	鳥栖市	○			○				○	
佐賀県	多久市			○	○				○	
佐賀県	伊万里市	○	○	○			○			
佐賀県	武雄市	○			○				○	

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について								
		C.専門スタッフ専門的な知見を持ち、児童生徒に効果的な指導や助言が行えるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等をいう。)との役割分担の明確化						D.業務の管理・調整を図る体制の構築		
①「チームとしての学校」として、教員や事務職員等と専門スタッフとの役割分担を明確にしている。	②専門スタッフに対して、資質・能力や意欲の向上のための研修等を実施している。	③専門スタッフの人員が確保できるよう、学校に必要な支援をしている。	④教員や事務職員等と専門スタッフとの連携が進むよう、教職員の研修等の理解促進のための取組を実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①教育委員会において、学校の教職員の業務量を俯瞰する組織や体制を整備している。	②その他	③特に取り組んでいない。		
佐賀県	鹿島市	○	○	○	○			○		
佐賀県	小城市		○							○
佐賀県	嬉野市			○	○					○
佐賀県	神埼市	○		○	○			○		
佐賀県	吉野ヶ里町	○			○			○		
佐賀県	基山町			○				○		
佐賀県	上峰町	○		○						○
佐賀県	みやき町			○				○		
佐賀県	玄海町	○		○				○		
佐賀県	有田町	○		○						○
佐賀県	大町町	○	○	○	○			○		
佐賀県	江北町	○	○	○				○		
佐賀県	白石町	○		○	○			○		
佐賀県	太良町						○			○
長崎県	長崎市	○	○	○	○			○		
長崎県	佐世保市		○	○	○			○		
長崎県	島原市						○			○
長崎県	諫早市	○	○	○	○			○		
長崎県	大村市	○		○					○	
長崎県	平戸市	○	○	○	○			○		
長崎県	松浦市	○	○						○	
長崎県	対馬市	○						○		
長崎県	壱岐市	○							○	
長崎県	五島市	○	○	○				○		
長崎県	西海市	○	○	○	○			○		
長崎県	雲仙市	○			○					○
長崎県	南島原市				○			○		
長崎県	長与町	○	○	○	○			○		
長崎県	時津町	○	○							○
長崎県	東彼杵町	○	○							○
長崎県	川棚町	○								○
長崎県	波佐見町	○		○						○
長崎県	小値賀町						○			○
長崎県	佐々町	○		○	○					○
長崎県	新上五島町	○			○			○		
熊本県	八代市	○	○	○	○			○		
熊本県	人吉市	○		○				○		
熊本県	荒尾市			○				○		
熊本県	水俣市				○					○
熊本県	玉名市						○			○
熊本県	山鹿市	○			○			○		
熊本県	菊池市	○								○
熊本県	宇土市	○								○
熊本県	上天草市	○		○				○		
熊本県	宇城市	○	○	○						○
熊本県	阿蘇市	○							○	
熊本県	天草市	○		○	○			○		
熊本県	合志市				○					○
熊本県	美里町	○								○
熊本県	玉東町						○			○
熊本県	南関町						○			○
熊本県	長洲町						○			○
熊本県	和水町			○						○
熊本県	大津町	○		○	○					○
熊本県	菊陽町			○	○					○
熊本県	南小国町						○			○
熊本県	小国町	○		○						○
熊本県	産山村						○			○
熊本県	高森町	○	○	○	○					○
熊本県	西原村						○			○
熊本県	南阿蘇村						○			○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について								
		C.専門スタッフ専門的な知見を持ち、児童生徒に効果的な指導や助言が行えるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等をいう。)との役割分担の明確化						D.業務の管理・調整を図る体制の構築		
①「チームとしての学校」として、教員や事務職員等と専門スタッフとの役割分担を明確にしている。	②専門スタッフに対して、資質・能力や意欲の向上のための研修等を実施している。	③専門スタッフの人員が確保できるよう、学校に必要な支援をしている。	④教員や事務職員等と専門スタッフとの連携が進むよう、教職員の研修等の理解促進のための取組を実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①教育委員会において、学校の教職員の業務量を俯瞰する組織や体制を整備している。	②その他	③特に取り組んでいない。		
熊本県	御船町						○			○
熊本県	嘉島町			○						○
熊本県	益城町						○			○
熊本県	甲佐町						○			○
熊本県	山都町						○			○
熊本県	氷川町	○		○	○			○		
熊本県	芦北町						○			○
熊本県	津奈木町						○	○		
熊本県	錦町			○				○		
熊本県	多良木町						○			○
熊本県	湯前町						○			○
熊本県	水上村						○			○
熊本県	相良村	○		○					○	
熊本県	五木村						○			○
熊本県	山江村	○	○	○	○			○		
熊本県	球磨村						○			○
熊本県	あさぎり町			○						○
熊本県	苓北町						○			○
大分県	大分市	○	○		○				○	
大分県	別府市	○	○	○	○			○		
大分県	中津市	○	○	○	○			○		
大分県	日田市	○	○	○	○			○		
大分県	佐伯市	○								○
大分県	臼杵市	○		○				○		
大分県	津久見市	○		○						○
大分県	竹田市						○			○
大分県	豊後高田市	○	○	○	○			○		
大分県	杵築市	○			○			○		
大分県	宇佐市	○	○	○	○			○		
大分県	豊後大野市	○	○	○	○			○		
大分県	由布市	○	○	○	○					○
大分県	国東市		○							○
大分県	姫島村	○								○
大分県	日出町			○						○
大分県	九重町	○			○					○
大分県	玖珠町	○		○						○
宮崎県	宮崎市	○	○	○	○					○
宮崎県	都城市			○	○					○
宮崎県	延岡市						○			○
宮崎県	日南市	○	○							○
宮崎県	小林市				○					○
宮崎県	日向市	○								○
宮崎県	串間市						○			○
宮崎県	西都市				○					○
宮崎県	えびの市				○					○
宮崎県	三股町	○			○					○
宮崎県	高原町			○					○	
宮崎県	国富町			○						○
宮崎県	綾町	○						○		
宮崎県	高鍋町						○	○		
宮崎県	新富町	○		○				○		
宮崎県	西米良村			○						○
宮崎県	木城町	○								○
宮崎県	川南町				○			○		
宮崎県	都農町	○						○		
宮崎県	門川町						○			○
宮崎県	諸塚村				○			○		
宮崎県	椎葉村						○			○
宮崎県	美郷町						○			○
宮崎県	高千穂町						○			○
宮崎県	日之影町	○		○	○			○		



都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について								
		C.専門スタッフ(専門的な知見を持ち、児童生徒に効果的な指導や助言が行えるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等をいう。)との役割分担の明確化						D.業務の管理・調整を図る体制の構築		
		①「チームとしての学校」として、教員や事務職員等と専門スタッフとの役割分担を明確にしている。	②専門スタッフに対して、資質・能力や意欲の向上のための研修等を実施している。	③専門スタッフの人員が確保できるよう、学校に必要な支援をしている。	④教員や事務職員等と専門スタッフとの連携が進むよう、教職員の研修等の理解促進のための取組を実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①教育委員会において、学校の教職員の業務量を俯瞰する組織や体制を整備している。	②その他	③特に取り組んでいない。
宮崎県	五ヶ瀬町						○			○
鹿児島県	鹿児島市		○	○						○
鹿児島県	鹿屋市	○	○					○		
鹿児島県	枕崎市			○						○
鹿児島県	阿久根市			○					○	
鹿児島県	出水市	○	○	○	○					○
鹿児島県	指宿市	○	○							○
鹿児島県	西之表市	○								○
鹿児島県	垂水市	○		○				○		
鹿児島県	薩摩川内市	○						○		
鹿児島県	日置市	○	○	○	○			○		
鹿児島県	曾於市	○	○	○	○			○		
鹿児島県	霧島市	○	○	○	○			○		
鹿児島県	いちき串木野市	○	○	○						○
鹿児島県	南さつま市						○			○
鹿児島県	志布志市	○	○	○	○			○		
鹿児島県	奄美市	○	○	○	○			○		
鹿児島県	南九州市	○	○	○				○		
鹿児島県	伊佐市	○	○	○						○
鹿児島県	始良市	○								○
鹿児島県	三島村				○					○
鹿児島県	十島村						○			○
鹿児島県	さつま町	○	○		○					○
鹿児島県	長島町	○		○				○		
鹿児島県	湧水町			○						○
鹿児島県	大崎町	○	○	○				○		
鹿児島県	東串良町	○		○						○
鹿児島県	錦江町	○		○						○
鹿児島県	南大隅町	○		○						○
鹿児島県	肝付町			○				○		
鹿児島県	中種子町			○				○		
鹿児島県	南種子町			○				○		
鹿児島県	屋久島町						○			○
鹿児島県	大和村			○						○
鹿児島県	宇検村	○		○	○			○	○	
鹿児島県	瀬戸内町			○				○		
鹿児島県	龍郷町			○						○
鹿児島県	喜界町			○	○				○	
鹿児島県	徳之島町		○					○		
鹿児島県	天城町			○						○
鹿児島県	伊仙町						○			○
鹿児島県	和泊町	○			○			○		
鹿児島県	知名町			○						○
鹿児島県	与論町	○			○			○		
沖縄県	那覇市		○							○
沖縄県	宜野湾市	○	○	○	○			○		
沖縄県	石垣市	○						○		
沖縄県	浦添市	○						○		
沖縄県	名護市	○	○	○						○
沖縄県	糸満市				○					○
沖縄県	沖縄市	○		○				○		
沖縄県	豊見城市			○				○		
沖縄県	うるま市	○	○					○		
沖縄県	宮古島市				○	○				○
沖縄県	南城市			○				○		
沖縄県	国頭村				○	○		○		
沖縄県	大宜味村						○	○		
沖縄県	東村			○					○	
沖縄県	今帰仁村						○			○
沖縄県	本部町			○						○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について								
		C.専門スタッフ(専門的な知見を持ち、児童生徒に効果的な指導や助言が行えるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等をいう。)との役割分担の明確化						D.業務の管理・調整を図る体制の構築		
	①「チームとしての学校」として、教員や事務職員等と専門スタッフとの役割分担を明確にしている。	②専門スタッフに対して、資質・能力や意欲の向上のための研修等を実施している。	③専門スタッフの人員が確保できるよう、学校に必要な支援をしている。	④教員や事務職員等と専門スタッフとの連携が進むよう、教職員の研修等の理解促進のための取組を実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①教育委員会において、学校の教職員の業務量を俯瞰する組織や体制を整備している。	②その他	③特に取り組んでいない。	
沖縄県	恩納村		○	○						○
沖縄県	宜野座村						○			○
沖縄県	金武町				○					○
沖縄県	伊江村			○						○
沖縄県	読谷村	○			○			○		
沖縄県	嘉手納町	○	○	○						○
沖縄県	北谷町	○	○	○	○					○
沖縄県	北中城村						○	○		
沖縄県	中城村	○	○		○					○
沖縄県	西原町	○						○		
沖縄県	与那原町	○			○					○
沖縄県	南風原町	○	○							○
沖縄県	渡嘉敷村						○			○
沖縄県	座間味村	○	○		○				○	
沖縄県	粟国村						○			○
沖縄県	渡名喜村			○						○
沖縄県	南大東村						○	○		
沖縄県	北大東村						○			○
沖縄県	伊平屋村						○			○
沖縄県	伊是名村						○			○
沖縄県	久米島町		○	○	○					○
沖縄県	八重瀬町						○			○
沖縄県	多良間村			○	○					○
沖縄県	竹富町						○			○
沖縄県	与那国町						○			○
合計		893	487	993	601	32	286	562	122	1037

		問1 学校における業務改善について										
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について										
都道府県名	市区町村名	E.関係機関との連携・協力体制の構築					F.研修の適正化			G.各種研究事業等の適正化		
		①教育委員会において、福祉部局や警察等関係機関との連携体制を構築している。	②その他	③特に取り組んでいない。	①重複した研修内容を整理するなどし、精選した上で実施している。	②研修報告書の作成は、過度な負担とならないよう研修内容に応じて簡素化を図っている。	③研修の実施時期は、教職員の負担にならないよう、十分な調整や工夫を行っている。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①学校においては、研究テーマの精選や報告書の形式を含めた成果発表の在り方を見直している。	②その他	③特に取り組んでいない。
北海道	函館市	○			○		○			○		
北海道	小樽市			○	○		○					○
北海道	旭川市	○			○	○	○			○		
北海道	室蘭市	○			○	○	○			○		
北海道	釧路市	○							○			○
北海道	帯広市	○			○		○			○		
北海道	北見市	○			○	○				○		
北海道	夕張市	○					○					○
北海道	岩見沢市	○			○	○	○					○
北海道	網走市	○				○	○			○		
北海道	留萌市	○			○	○	○			○		
北海道	苫小牧市	○			○	○	○			○		
北海道	稚内市			○	○		○					○
北海道	美唄市			○	○		○					○
北海道	芦別市	○			○	○	○					○
北海道	江別市	○					○					○
北海道	赤平市	○							○			○
北海道	紋別市			○					○			○
北海道	士別市	○					○					○
北海道	名寄市	○							○			○
北海道	三笠市	○					○			○		
北海道	根室市	○				○	○					○
北海道	千歳市	○			○		○			○		
北海道	滝川市	○							○			
北海道	砂川市	○							○			○
北海道	歌志内市	○			○		○					○
北海道	深川市	○					○					○
北海道	富良野市	○			○	○	○					○
北海道	登別市	○			○		○					○
北海道	恵庭市	○					○					○
北海道	伊達市			○	○	○	○					○
北海道	北広島市	○					○			○		
北海道	石狩市	○			○	○	○					○
北海道	北斗市	○			○		○					○
北海道	当別町	○				○	○			○		
北海道	新篠津村	○					○					○
北海道	松前町	○							○			○
北海道	福島町	○							○			○
北海道	知内町	○					○			○		
北海道	木古内町	○					○			○		
北海道	七飯町	○					○			○		
北海道	鹿部町	○							○			○
北海道	森町	○					○					○
北海道	八雲町	○			○		○					○
北海道	長万部町	○				○				○		
北海道	江差町	○			○	○	○			○		
北海道	上ノ国町	○							○			○
北海道	厚沢部町	○					○					○
北海道	乙部町			○						○		○
北海道	奥尻町	○					○					○
北海道	今金町	○			○		○			○		
北海道	せたな町	○				○						○
北海道	島牧村	○					○					○
北海道	寿都町	○			○					○		
北海道	黒松内町	○							○			○
北海道	蘭越町	○							○			○
北海道	二セコ町	○							○			○
北海道	真狩村		○						○			○
北海道	留寿都村			○					○			○
北海道	喜茂別町	○			○		○			○		
北海道	京極町	○				○				○		

		問1 学校における業務改善について																			
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について																			
都道府県名	市区町村名	E.関係機関との連携・協力体制の構築					F.研修の適正化					G.各種研究事業等の適正化									
		①教育委員会において、福祉部局や警察等関係機関との連携体制を構築している。	②その他	③特に取り組んでいない。	①重複した研修内容を整理するなどし、精選した上で実施している。	②研修報告書の作成は、過度な負担とならないよう研修内容に応じて簡素化を図っている。	③研修の実施時期は、教職員の負担にならないよう、十分な調整や工夫を行っている。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①学校における研究事業については、研究テーマの精選や報告書の形式を含めた成果発表の在り方を見直している。	②その他	③特に取り組んでいない。									
北海道	倶知安町	○							○												○
北海道	共和町		○			○				○				○		○					○
北海道	岩内町	○					○														○
北海道	泊村	○												○							○
北海道	神恵内村	○												○							○
北海道	積丹町			○										○							○
北海道	古平町	○				○															○
北海道	仁木町	○								○											○
北海道	余市町			○										○							○
北海道	赤井川村	○					○			○					○						○
北海道	南幌町	○												○							○
北海道	奈井江町	○				○				○					○						○
北海道	上砂川町			○										○							○
北海道	由仁町			○										○							○
北海道	長沼町	○						○							○						○
北海道	栗山町	○								○											○
北海道	月形町	○												○							○
北海道	浦臼町	○												○							○
北海道	新十津川町	○						○													○
北海道	妹背牛町			○				○													○
北海道	秩父別町	○												○							○
北海道	雨竜町	○				○				○					○						○
北海道	北竜町	○												○							○
北海道	沼田町	○				○		○		○					○						○
北海道	鷹栖町	○								○					○						○
北海道	東神楽町	○				○		○		○					○						○
北海道	当麻町	○				○				○					○						○
北海道	比布町			○										○							○
北海道	愛別町	○								○											○
北海道	上川町	○												○							○
北海道	東川町	○								○											○
北海道	美瑛町	○				○		○		○					○						○
北海道	上富良野町	○						○							○						○
北海道	中富良野町	○				○				○					○						○
北海道	南富良野町	○												○							○
北海道	占冠村	○												○							○
北海道	和寒町	○				○				○					○						○
北海道	剣淵町	○								○											○
北海道	下川町	○												○							○
北海道	美深町	○				○				○					○						○
北海道	音威子府村	○								○											○
北海道	中川町	○				○															○
北海道	幌加内町			○						○											○
北海道	増毛町	○				○															○
北海道	小平町	○								○											○
北海道	苫前町	○				○				○											○
北海道	羽幌町	○												○							○
北海道	初山別村	○												○							○
北海道	遠別町			○										○							○
北海道	天塩町	○								○					○						○
北海道	猿払村			○										○							○
北海道	浜頓別町			○										○							○
北海道	中頓別町			○		○															○
北海道	枝幸町	○				○				○											○
北海道	豊富町	○								○											○
北海道	礼文町	○												○							○
北海道	利尻町			○										○							○
北海道	利尻富士町			○			○			○											○
北海道	幌延町			○							○								○		○
北海道	美幌町	○				○				○											○
北海道	津別町			○										○							○

		問1 学校における業務改善について												
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について												
都道府県名	市区町村名	E.関係機関との連携・協力体制の構築					F.研修の適正化			G.各種研究事業等の適正化				
		①教育委員会において、福祉部局や警察等関係機関との連携体制を構築している。	②その他	③特に取り組んでいない。	①重複した研修内容を整理するなどし、精選した上で実施している。	②研修報告書の作成は、過度な負担とならないよう研修内容に応じて簡素化を図っている。	③研修の実施時期は、教職員の負担にならないよう、十分な調整や工夫を行っている。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①学校においては、研究テーマの精選や報告書の形式を含めた成果発表の在り方を見直している。	②その他	③特に取り組んでいない。		
北海道	斜里町		○					○				○		
北海道	清里町		○			○						○		
北海道	小清水町			○										○
北海道	訓子府町	○						○						○
北海道	置戸町	○						○						○
北海道	佐呂間町			○								○		○
北海道	遠軽町		○									○		○
北海道	湧別町	○						○						○
北海道	滝上町	○										○		○
北海道	興部町	○										○		○
北海道	西興部村	○						○						○
北海道	雄武町	○										○		○
北海道	大空町	○										○		○
北海道	豊浦町	○						○						○
北海道	壮瞥町	○						○				○		
北海道	白老町	○				○		○				○		
北海道	厚真町			○				○						○
北海道	洞爺湖町			○		○								○
北海道	安平町			○								○		○
北海道	むかわ町	○				○		○				○		
北海道	日高町			○								○		○
北海道	平取町	○										○		○
北海道	新冠町	○				○		○				○		
北海道	浦河町	○				○		○				○		
北海道	様似町	○				○		○				○		
北海道	えりも町			○								○		○
北海道	新ひだか町	○						○						○
北海道	音更町	○						○						○
北海道	士幌町	○										○		○
北海道	上士幌町	○				○		○				○		
北海道	鹿追町	○				○		○				○		
北海道	新得町	○				○		○				○		
北海道	清水町	○										○		○
北海道	芽室町	○										○		○
北海道	中札内村	○				○		○				○		
北海道	更別村	○				○		○				○		
北海道	大樹町	○						○				○		
北海道	広尾町	○						○						○
北海道	幕別町	○						○						○
北海道	池田町	○										○		○
北海道	豊頃町			○		○						○		
北海道	本別町	○										○		○
北海道	足寄町	○										○		○
北海道	陸別町	○				○								○
北海道	浦幌町	○				○		○				○		
北海道	釧路町	○				○		○				○		
北海道	厚岸町	○				○		○				○		
北海道	浜中町	○				○		○				○		
北海道	標茶町	○				○		○				○		
北海道	弟子屈町	○						○						○
北海道	鶴居村			○								○		○
北海道	白糠町			○				○						○
北海道	別海町			○								○		○
北海道	中標津町	○						○						○
北海道	標津町	○				○						○		
北海道	羅臼町	○				○		○				○		
青森県	青森市	○				○		○				○		
青森県	弘前市	○				○		○						○
青森県	八戸市	○				○		○				○		
青森県	黒石市	○				○		○				○		
青森県	五所川原市	○						○				○		

		問1 学校における業務改善について										
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について										
都道府県名	市区町村名	E.関係機関との連携・協力体制の構築					F.研修の適正化			G.各種研究事業等の適正化		
		①教育委員会において、福祉部局や警察等関係機関との連携体制を構築している。	②その他	③特に取り組んでいない。	①重複した研修内容を整理するなどし、精選した上で実施している。	②研修報告書の作成は、過度な負担とならないよう研修内容に応じて簡素化を図っている。	③研修の実施時期は、教職員の負担にならないよう、十分な調整や工夫を行っている。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①学校における研究事業については、研究テーマの精選や報告書の形式を含めた成果発表の在り方を見直している。	②その他	③特に取り組んでいない。
青森県	十和田市	○			○	○	○			○		
青森県	三沢市	○			○	○	○			○		
青森県	むつ市	○					○			○		
青森県	つがる市			○	○		○			○		
青森県	平川市			○					○			○
青森県	平内町			○	○		○					○
青森県	今別町			○					○			○
青森県	蓬田村		○				○					○
青森県	外ヶ浜町	○				○	○					○
青森県	鱒ヶ沢町	○							○			○
青森県	深浦町	○					○					○
青森県	西目屋村	○					○					○
青森県	藤崎町	○			○		○					○
青森県	大鰐町	○							○			○
青森県	田舎館村	○					○			○		
青森県	板柳町			○					○			○
青森県	鶴田町			○					○			○
青森県	中泊町	○				○						○
青森県	野辺地町	○			○							○
青森県	七戸町	○					○			○		
青森県	六戸町		○		○					○		
青森県	横浜町			○					○			○
青森県	東北町	○							○			○
青森県	六ヶ所村			○	○	○	○					○
青森県	おいらせ町	○					○					○
青森県	大間町			○			○					○
青森県	東通村	○			○	○	○			○		
青森県	風間浦村	○					○			○		
青森県	佐井村			○					○			○
青森県	三戸町			○			○					○
青森県	五戸町			○					○			○
青森県	田子町	○					○					○
青森県	南部町			○					○			○
青森県	階上町		○						○			○
青森県	新郷村	○					○					○
岩手県	盛岡市	○			○		○					○
岩手県	宮古市	○					○			○		
岩手県	大船渡市	○			○		○			○		
岩手県	花巻市	○			○		○			○		
岩手県	北上市	○			○		○			○		
岩手県	久慈市	○			○	○	○			○		
岩手県	遠野市			○		○	○			○		
岩手県	一関市	○			○		○			○		○
岩手県	陸前高田市	○			○	○	○			○		
岩手県	釜石市	○			○	○	○			○		
岩手県	二戸市	○			○		○			○		
岩手県	八幡平市	○					○			○		
岩手県	奥州市	○			○		○			○		
岩手県	滝沢市	○			○		○				○	
岩手県	雫石町	○					○			○		
岩手県	葛巻町	○			○		○			○		
岩手県	岩手町	○	○		○		○			○		
岩手県	紫波町	○					○			○		
岩手県	矢巾町	○					○			○		
岩手県	西和賀町			○				○				○
岩手県	金ヶ崎町	○					○			○		
岩手県	平泉町	○						○				○
岩手県	住田町	○					○			○		
岩手県	大槌町	○			○	○	○			○		
岩手県	山田町	○			○		○			○		
岩手県	岩泉町	○					○					○

		問1 学校における業務改善について										
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について										
都道府県名	市区町村名	E.関係機関との連携・協力体制の構築			F.研修の適正化					G.各種研究事業等の適正化		
		①教育委員会において、福祉部局や警察等関係機関との連携体制を構築している。	②その他	③特に取り組んでいない。	①重複した研修内容を整理するなどし、精選した上で実施している。	②研修報告書の作成は、過度な負担とならないよう研修内容に応じて簡素化を図っている。	③研修の実施時期は、教職員の負担にならないよう、十分な調整や工夫を行っている。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①学校における研究事業については、研究テーマの精選や報告書の形式を含めた成果発表の在り方を見直している。	②その他	③特に取り組んでいない。
岩手県	田野畑村	○			○							○
岩手県	普代村	○					○					○
岩手県	軽米町	○			○						○	
岩手県	野田村	○					○			○		
岩手県	九戸村	○			○	○	○			○		
岩手県	洋野町	○			○	○				○		
岩手県	一戸町	○							○			○
宮城県	石巻市	○					○					○
宮城県	塩竈市	○			○	○	○			○		
宮城県	気仙沼市	○			○	○	○			○		
宮城県	白石市	○			○	○	○					○
宮城県	名取市	○			○	○	○			○		
宮城県	角田市	○			○	○	○					○
宮城県	多賀城市	○			○	○	○			○		
宮城県	岩沼市	○			○	○	○			○		
宮城県	登米市	○			○	○	○					○
宮城県	栗原市			○	○					○		
宮城県	東松島市	○			○	○	○			○		
宮城県	大崎市	○			○	○	○			○		
宮城県	富谷市	○			○	○	○			○		
宮城県	蔵王町			○			○					○
宮城県	七ヶ宿町			○	○	○	○					○
宮城県	大河原町	○			○	○	○			○		
宮城県	村田町	○			○							○
宮城県	柴田町			○			○					○
宮城県	川崎町	○					○					○
宮城県	丸森町			○					○			○
宮城県	亘理町	○					○			○		
宮城県	山元町	○					○					○
宮城県	松島町	○				○	○			○		
宮城県	七ヶ浜町	○							○			○
宮城県	利府町	○			○		○			○		
宮城県	大和町	○			○	○	○			○		
宮城県	大郷町	○							○			○
宮城県	大衡村	○							○			○
宮城県	色麻町	○							○			○
宮城県	加美町			○			○					○
宮城県	涌谷町	○			○		○			○		
宮城県	美里町	○					○					○
宮城県	女川町			○					○			○
宮城県	南三陸町	○					○			○		
秋田県	秋田市	○			○	○	○					○
秋田県	能代市	○			○							○
秋田県	横手市	○			○					○		
秋田県	大館市	○			○	○	○			○		
秋田県	男鹿市	○					○					○
秋田県	湯沢市	○			○	○	○			○		
秋田県	鹿角市	○			○	○	○					○
秋田県	由利本荘市	○				○	○			○		
秋田県	潟上市	○			○	○	○			○		
秋田県	大仙市	○			○	○	○			○		
秋田県	北秋田市	○			○	○	○					○
秋田県	にかほ市	○			○		○			○		
秋田県	仙北市	○			○	○	○			○		
秋田県	小坂町			○					○			○
秋田県	上小阿仁村	○							○			○
秋田県	藤里町	○							○			○
秋田県	三種町	○					○			○		
秋田県	八峰町	○	○						○			○
秋田県	五城目町	○							○			○
秋田県	八郎潟町	○			○					○		

		問1 学校における業務改善について										
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について										
都道府県名	市区町村名	E.関係機関との連携・協力体制の構築			F.研修の適正化					G.各種研究事業等の適正化		
		①教育委員会において、福祉部局や警察等関係機関との連携体制を構築している。	②その他	③特に取り組んでいない。	①重複した研修内容を整理するなどし、精選した上で実施している。	②研修報告書の作成は、過度な負担とならないよう研修内容に応じて簡素化を図っている。	③研修の実施時期は、教職員の負担にならないよう、十分な調整や工夫を行っている。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①学校における研究事業については、研究テーマの精選や報告書の形式を含めた成果発表の在り方を見直している。	②その他	③特に取り組んでいない。
秋田県	井川町		○		○		○					○
秋田県	大湯村			○						○		○
秋田県	美郷町	○			○	○	○			○		
秋田県	羽後町	○			○	○	○			○		
秋田県	東成瀬村	○				○	○					○
山形県	山形市	○			○	○	○			○		
山形県	米沢市	○				○	○			○		
山形県	鶴岡市	○			○	○	○			○		
山形県	酒田市	○					○					○
山形県	新庄市	○			○	○	○			○		
山形県	寒河江市	○			○	○	○			○		
山形県	上山市	○			○	○	○			○		
山形県	村山市	○					○					○
山形県	長井市	○			○	○	○			○		
山形県	天童市	○			○	○	○			○		
山形県	東根市	○			○	○	○			○		
山形県	尾花沢市	○			○	○	○			○		
山形県	南陽市	○			○	○	○			○		
山形県	山辺町	○			○	○	○					○
山形県	中山町	○			○	○	○					○
山形県	河北町	○			○	○	○			○		
山形県	西川町	○				○	○			○		
山形県	朝日町	○			○	○	○			○		
山形県	大江町	○			○	○	○			○		
山形県	大石田町		○				○					○
山形県	金山町	○			○	○	○			○		
山形県	最上町	○			○	○	○			○		
山形県	舟形町	○					○				○	
山形県	真室川町	○					○					○
山形県	大蔵村	○			○	○	○			○		
山形県	鮭川村	○			○	○	○			○		
山形県	戸沢村	○			○	○	○			○		
山形県	高島町	○			○	○	○			○		
山形県	川西町		○				○			○		
山形県	小国町	○			○	○	○			○		
山形県	白鷹町	○				○	○			○		
山形県	飯豊町	○			○	○	○			○		
山形県	三川町	○					○					○
山形県	庄内町	○			○	○	○			○		
山形県	遊佐町	○			○	○	○			○		
福島県	福島市	○			○	○	○					○
福島県	会津若松市	○			○	○	○			○		
福島県	郡山市	○			○	○	○			○		
福島県	いわき市	○			○	○	○			○		
福島県	白河市	○			○	○	○			○		
福島県	須賀川市	○			○	○	○			○		
福島県	喜多方市	○			○	○	○					○
福島県	相馬市	○			○	○	○					○
福島県	二本松市			○	○	○	○					○
福島県	田村市	○			○	○	○			○		
福島県	南相馬市	○			○	○	○					○
福島県	伊達市	○			○	○	○					○
福島県	本宮市	○			○	○	○					○
福島県	桑折町			○						○		○
福島県	国見町	○			○	○	○			○		
福島県	川俣町	○					○			○		
福島県	大玉村	○			○	○	○					○
福島県	鏡石町	○			○	○	○					○
福島県	天栄村	○				○	○			○		
福島県	下郷町			○						○		○
福島県	檜枝岐村	○								○		○



		問1 学校における業務改善について												
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について												
都道府県名	市区町村名	E.関係機関との連携・協力体制の構築					F.研修の適正化					G.各種研究事業等の適正化		
		①教育委員会において、福祉部局や警察等関係機関との連携体制を構築している。	②その他	③特に取り組んでいない。	①重複した研修内容を整理するなどし、精選した上で実施している。	②研修報告書の作成は、過度な負担とならないよう研修内容に応じて簡素化を図っている。	③研修の実施時期は、教職員の負担にならないよう、十分な調整や工夫を行っている。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①学校における研究事業については、研究テーマの精選や報告書の形式を含めた成果発表の在り方を見直している。	②その他	③特に取り組んでいない。		
福島県	只見町	○								○				○
福島県	南会津町	○			○	○		○				○		
福島県	北塩原村	○						○						○
福島県	西会津町	○						○						○
福島県	磐梯町	○						○				○		
福島県	猪苗代町			○				○				○		
福島県	会津坂下町	○			○			○						○
福島県	湯川村	○						○						○
福島県	柳津町			○							○			○
福島県	三島町			○	○							○		
福島県	金山町			○							○			○
福島県	昭和村	○			○			○						○
福島県	会津美里町	○						○						○
福島県	西郷村	○			○	○		○						○
福島県	泉崎村	○									○			○
福島県	中島村			○				○						○
福島県	矢吹町	○						○						○
福島県	棚倉町	○					○	○				○		
福島県	矢祭町	○			○			○					○	
福島県	東白川郡塙町	○			○							○		
福島県	鮫川村	○			○	○		○				○		
福島県	石川町	○			○	○		○				○		
福島県	玉川村	○			○	○						○		
福島県	平田村			○				○						○
福島県	浅川町	○									○			○
福島県	古殿町			○							○			○
福島県	三春町	○			○	○		○						○
福島県	小野町	○						○						○
福島県	広野町	○						○			○			
福島県	檜葉町	○									○			○
福島県	富岡町	○									○			○
福島県	川内村			○		○		○				○		
福島県	大熊町	○			○	○		○			○			
福島県	双葉町	○						○						○
福島県	浪江町	○						○						○
福島県	葛尾村	○					○				○			
福島県	新地町	○			○	○		○			○			
福島県	飯館村	○						○			○			
茨城県	水戸市	○			○	○		○			○			
茨城県	日立市	○						○						○
茨城県	土浦市	○			○	○		○			○			
茨城県	古河市	○									○			○
茨城県	石岡市	○			○						○			
茨城県	結城市	○			○	○								○
茨城県	龍ヶ崎市	○			○	○		○			○			
茨城県	下妻市	○						○			○			
茨城県	常総市	○				○		○			○			
茨城県	常陸太田市	○			○	○		○			○			
茨城県	高萩市	○			○	○		○						○
茨城県	北茨城市	○			○	○		○			○			
茨城県	笠間市	○						○			○			
茨城県	取手市	○			○	○		○			○			
茨城県	牛久市	○			○	○		○			○			
茨城県	つくば市	○			○	○		○			○			
茨城県	ひたちなか市	○			○	○		○			○			
茨城県	鹿嶋市	○			○	○					○			
茨城県	潮来市	○			○						○			
茨城県	守谷市			○		○					○			
茨城県	常陸大宮市	○			○	○		○			○			

		問1 学校における業務改善について												
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について												
都道府県名	市区町村名	E.関係機関との連携・協力体制の構築					F.研修の適正化					G.各種研究事業等の適正化		
		①教育委員会において、福祉部局や警察等関係機関との連携体制を構築している。	②その他	③特に取り組んでいない。	①重複した研修内容を整理するなどし、精選した上で実施している。	②研修報告書の作成は、過度な負担とならないよう研修内容に応じて簡素化を図っている。	③研修の実施時期は、教職員の負担にならないよう、十分な調整や工夫を行っている。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①学校における研究事業については、研究テーマの精選や報告書の形式を含めた成果発表の在り方を見直している。	②その他	③特に取り組んでいない。		
茨城県	那珂市	○			○	○	○							○
茨城県	筑西市	○			○	○	○			○				
茨城県	坂東市			○		○	○							○
茨城県	稲敷市	○			○	○	○							
茨城県	かすみがうら市	○			○		○							
茨城県	桜川市	○			○		○							
茨城県	神栖市	○				○	○							
茨城県	行方市	○				○	○							
茨城県	鉾田市	○			○		○							
茨城県	つくばみらい市	○			○									
茨城県	小美玉市	○			○	○	○							
茨城県	茨城町	○			○	○	○							○
茨城県	大洗町	○			○	○	○							
茨城県	城里町	○			○	○	○							
茨城県	東海村	○			○									○
茨城県	大子町	○			○		○							
茨城県	美浦村	○					○							
茨城県	阿見町	○			○		○							
茨城県	河内町	○				○	○							
茨城県	八千代町	○			○		○							
茨城県	五霞町	○			○	○	○							
茨城県	境町	○					○							
茨城県	利根町	○					○							○
栃木県	宇都宮市	○			○	○	○							
栃木県	足利市	○			○		○							
栃木県	栃木市	○			○	○	○							
栃木県	佐野市	○			○	○	○							
栃木県	鹿沼市			○	○	○	○							
栃木県	日光市	○			○	○	○							
栃木県	小山市	○			○	○	○							
栃木県	真岡市	○			○	○	○							
栃木県	大田原市	○			○	○	○							
栃木県	矢板市	○			○	○	○							
栃木県	那須塩原市	○			○	○	○							
栃木県	さくら市	○			○	○	○							○
栃木県	那須烏山市	○			○	○	○							
栃木県	下野市	○			○	○	○							
栃木県	上三川町	○			○	○	○							
栃木県	益子町	○			○	○	○							○
栃木県	茂木町	○			○	○	○							○
栃木県	市貝町			○			○							
栃木県	芳賀町	○			○	○	○							
栃木県	壬生町			○	○	○	○							○
栃木県	野木町	○			○	○	○							
栃木県	塩谷町	○			○	○	○							
栃木県	高根沢町	○			○	○	○							○
栃木県	那須町	○			○	○	○							
栃木県	那珂川町	○					○							
群馬県	前橋市	○			○	○	○							
群馬県	高崎市	○			○	○	○							
群馬県	桐生市	○			○	○	○							
群馬県	伊勢崎市	○			○	○	○							
群馬県	太田市			○	○	○	○							
群馬県	沼田市			○	○	○	○							
群馬県	館林市	○			○	○	○							
群馬県	渋川市			○	○	○	○							
群馬県	藤岡市	○			○	○	○							
群馬県	富岡市	○			○	○	○							
群馬県	安中市	○			○	○	○							○

		問1 学校における業務改善について										
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について										
都道府県名	市区町村名	E.関係機関との連携・協力体制の構築			F.研修の適正化					G.各種研究事業等の適正化		
		①教育委員会において、福祉部局や警察等関係機関との連携体制を構築している。	②その他	③特に取り組んでいない。	①重複した研修内容を整理するなどし、精選した上で実施している。	②研修報告書の作成は、過度な負担とならないよう研修内容に応じて簡素化を図っている。	③研修の実施時期は、教職員の負担にならないよう、十分な調整や工夫を行っている。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①学校における研究事業については、研究テーマの精選や報告書の形式を含めた成果発表の在り方を見直している。	②その他	③特に取り組んでいない。
群馬県	みどり市	○			○	○	○			○		
群馬県	榛東村	○			○	○	○			○		
群馬県	吉岡町	○			○	○	○			○		
群馬県	上野村	○				○						○
群馬県	神流町	○							○			○
群馬県	下仁田町		○				○					○
群馬県	南牧村	○							○			○
群馬県	甘楽町	○						○			○	
群馬県	中之条町	○				○	○			○		
群馬県	長野原町			○					○			○
群馬県	嬭恋村	○							○	○		
群馬県	草津町	○			○		○			○		
群馬県	高山村	○			○	○	○			○		
群馬県	東吾妻町	○			○	○	○			○		
群馬県	片品村			○					○			○
群馬県	川場村	○				○				○		
群馬県	昭和村	○			○							○
群馬県	みなかみ町	○			○	○	○			○		
群馬県	玉村町	○			○	○	○			○		
群馬県	板倉町	○			○	○	○			○		
群馬県	明和町	○			○	○	○			○		
群馬県	千代田町	○			○	○	○					○
群馬県	大泉町	○			○	○	○			○		
群馬県	邑楽町	○			○	○	○			○		
埼玉県	川越市	○			○	○	○			○		
埼玉県	熊谷市	○			○	○	○			○		
埼玉県	川口市	○			○	○	○			○		
埼玉県	行田市	○			○	○	○			○		
埼玉県	秩父市	○			○	○	○			○		
埼玉県	所沢市	○			○	○	○			○		
埼玉県	飯能市	○			○	○	○			○		
埼玉県	加須市	○			○	○	○			○		
埼玉県	本庄市	○			○	○	○					○
埼玉県	東松山市	○			○	○	○			○		
埼玉県	春日部市	○					○					○
埼玉県	狭山市	○			○	○	○					○
埼玉県	羽生市	○			○	○	○			○		
埼玉県	鴻巣市	○			○	○	○			○		
埼玉県	深谷市	○			○	○	○			○		
埼玉県	上尾市	○			○	○	○			○		
埼玉県	草加市	○			○	○	○			○		
埼玉県	越谷市			○	○	○	○			○		
埼玉県	蕨市	○			○	○	○			○		
埼玉県	戸田市	○			○	○	○			○		
埼玉県	入間市	○			○	○	○			○		
埼玉県	朝霞市	○			○	○	○			○		
埼玉県	志木市			○		○	○			○		
埼玉県	和光市	○			○	○	○			○		
埼玉県	新座市	○			○	○	○			○		
埼玉県	桶川市			○			○			○		
埼玉県	久喜市	○			○					○		
埼玉県	北本市	○			○	○	○			○		
埼玉県	八潮市	○			○	○	○			○		
埼玉県	富士見市	○			○	○	○			○		
埼玉県	三郷市	○			○	○	○			○		
埼玉県	蓮田市	○			○	○	○			○		
埼玉県	坂戸市	○			○	○	○			○		
埼玉県	幸手市	○					○			○		
埼玉県	鶴ヶ島市	○			○	○	○			○		
埼玉県	日高市	○			○	○	○			○		
埼玉県	吉川市	○			○	○	○			○		

		問1 学校における業務改善について												
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について												
都道府県名	市区町村名	E.関係機関との連携・協力体制の構築					F.研修の適正化					G.各種研究事業等の適正化		
		①教育委員会において、福祉部局や警察等関係機関との連携体制を構築している。	②その他	③特に取り組んでいない。	①重複した研修内容を整理するなどし、精選した上で実施している。	②研修報告書の作成は、過度な負担とならないよう研修内容に応じて簡素化を図っている。	③研修の実施時期は、教職員の負担にならないよう、十分な調整や工夫を行っている。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①学校における研究事業については、研究テーマの精選や報告書の形式を含めた成果発表の在り方を見直している。	②その他	③特に取り組んでいない。		
埼玉県	ふじみ野市	○			○	○	○			○				
埼玉県	白岡市	○			○	○	○					○		
埼玉県	伊奈町	○			○	○	○			○				
埼玉県	三芳町	○			○	○	○			○				
埼玉県	毛呂山町	○			○	○	○			○				
埼玉県	越生町	○			○	○	○			○				
埼玉県	滑川町	○			○	○	○			○				
埼玉県	嵐山町	○			○					○				
埼玉県	小川町	○			○		○				○			
埼玉県	川島町	○			○	○	○			○				
埼玉県	吉見町	○			○	○	○			○				
埼玉県	鳩山町	○			○	○	○			○				
埼玉県	ときがわ町	○			○	○	○			○				
埼玉県	横瀬町	○			○	○	○			○				
埼玉県	皆野町	○			○	○	○					○		
埼玉県	長瀬町	○			○	○	○			○				
埼玉県	小鹿野町	○			○	○	○					○		
埼玉県	東秩父村	○							○			○		
埼玉県	美里町	○			○	○	○			○				
埼玉県	神川町	○			○	○	○			○				
埼玉県	上里町	○			○	○	○			○				
埼玉県	寄居町			○	○	○	○			○				
埼玉県	宮代町			○		○	○					○		
埼玉県	杉戸町	○			○	○	○			○				
埼玉県	松伏町	○			○	○	○					○		
千葉県	銚子市	○				○	○				○			
千葉県	市川市	○			○	○	○			○				
千葉県	船橋市	○			○	○	○			○				
千葉県	館山市	○			○	○	○			○				
千葉県	木更津市	○			○	○	○			○				
千葉県	松戸市	○			○	○	○			○				
千葉県	野田市			○	○					○				
千葉県	茂原市	○			○	○	○				○			
千葉県	成田市	○			○	○	○					○		
千葉県	佐倉市	○			○	○	○					○		
千葉県	東金市	○			○	○	○					○		
千葉県	旭市	○			○	○	○			○				
千葉県	習志野市			○	○	○	○			○				
千葉県	柏市	○			○	○	○			○				
千葉県	勝浦市	○			○	○	○			○				
千葉県	市原市			○	○	○	○			○				
千葉県	流山市	○			○	○	○			○				
千葉県	八千代市	○			○	○	○			○				
千葉県	我孫子市	○			○	○	○			○				
千葉県	鴨川市	○			○	○	○			○				
千葉県	鎌ヶ谷市	○			○	○	○				○			
千葉県	君津市	○			○	○	○					○		
千葉県	富津市	○			○	○	○			○				
千葉県	浦安市	○			○	○	○			○				
千葉県	四街道市	○				○	○			○				
千葉県	袖ヶ浦市	○			○	○	○			○				
千葉県	八街市	○			○	○	○			○				
千葉県	印西市	○				○	○					○		
千葉県	白井市	○			○	○	○			○				
千葉県	富里市	○			○	○	○			○				
千葉県	南房総市	○			○	○	○			○				
千葉県	匝瑳市			○	○	○	○			○				
千葉県	香取市	○			○	○	○					○		
千葉県	山武市			○	○	○	○			○				
千葉県	いすみ市	○			○	○	○					○		
千葉県	大網白里市	○			○	○	○					○		

		問1 学校における業務改善について										
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について										
都道府県名	市区町村名	E.関係機関との連携・協力体制の構築			F.研修の適正化			G.各種研究事業等の適正化				
		①教育委員会において、福祉部局や警察等関係機関との連携体制を構築している。	②その他	③特に取り組んでいない。	①重複した研修内容を整理するなどし、精選した上で実施している。	②研修報告書の作成は、過度な負担とならないよう研修内容に応じて簡素化を図っている。	③研修の実施時期は、教職員の負担にならないよう、十分な調整や工夫を行っている。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①学校における研究事業については、研究テーマの精選や報告書の形式を含めた成果発表の在り方を見直している。	②その他	③特に取り組んでいない。
千葉県	酒々井町	○			○		○					○
千葉県	栄町	○			○	○	○					○
千葉県	神崎町	○			○							○
千葉県	多古町			○			○					○
千葉県	東庄町	○				○						○
千葉県	九十九里町	○							○			○
千葉県	芝山町	○							○			○
千葉県	横芝光町	○			○	○	○			○		
千葉県	一宮町	○			○	○	○			○		
千葉県	睦沢町	○					○					○
千葉県	長生村	○					○			○		
千葉県	白子町	○			○	○	○			○		
千葉県	長柄町	○					○			○		
千葉県	長南町			○					○			○
千葉県	大多喜町	○							○	○		
千葉県	御宿町	○			○		○					○
千葉県	鋸南町	○				○						○
東京都	千代田区	○			○	○	○			○		
東京都	中央区			○	○	○	○			○		
東京都	港区	○			○	○	○			○		
東京都	新宿区		○		○	○	○			○		
東京都	文京区			○	○	○	○			○		
東京都	台東区	○				○	○					○
東京都	墨田区	○			○	○	○			○		
東京都	江東区			○	○	○	○			○		
東京都	品川区	○			○	○	○			○		
東京都	目黒区	○			○	○	○					○
東京都	大田区	○			○	○	○			○		
東京都	世田谷区	○			○	○	○			○		
東京都	渋谷区			○	○	○	○					○
東京都	中野区	○			○	○	○			○		
東京都	杉並区	○			○	○	○			○		
東京都	豊島区	○	○						○			○
東京都	北区	○			○	○	○					○
東京都	荒川区	○			○	○	○			○		
東京都	板橋区	○			○	○	○			○		
東京都	練馬区	○	○		○	○	○			○		
東京都	足立区	○			○	○	○			○		
東京都	葛飾区	○			○	○	○					○
東京都	江戸川区	○			○	○	○			○		
東京都	八王子市	○			○	○	○			○		
東京都	立川市	○			○	○	○			○		
東京都	武蔵野市	○			○	○	○			○		
東京都	三鷹市	○			○	○	○					○
東京都	青梅市			○		○	○			○		
東京都	府中市	○			○	○	○			○		
東京都	昭島市			○	○	○	○			○		
東京都	調布市	○					○			○		
東京都	町田市	○			○	○	○			○		
東京都	小金井市	○			○	○	○			○		
東京都	小平市	○			○	○	○			○		
東京都	日野市	○			○	○	○			○		
東京都	東村山市	○			○	○	○			○		
東京都	国分寺市	○			○	○	○					○
東京都	国立市	○			○	○	○			○		
東京都	福生市	○			○	○	○			○		
東京都	狛江市	○			○	○	○			○		
東京都	東大和市	○			○	○	○			○		
東京都	清瀬市	○			○	○	○			○		
東京都	東久留米市			○	○	○	○			○		
東京都	武蔵村山市	○			○	○	○					○

		問1 学校における業務改善について										
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について										
都道府県名	市区町村名	E.関係機関との連携・協力体制の構築			F.研修の適正化					G.各種研究事業等の適正化		
		①教育委員会において、福祉部局や警察等関係機関との連携体制を構築している。	②その他	③特に取り組んでいない。	①重複した研修内容を整理するなどし、精選した上で実施している。	②研修報告書の作成は、過度な負担とならないよう研修内容に応じて簡素化を図っている。	③研修の実施時期は、教職員の負担にならないよう、十分な調整や工夫を行っている。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①学校における研究事業については、研究テーマの精選や報告書の形式を含めた成果発表の在り方を見直している。	②その他	③特に取り組んでいない。
東京都	多摩市	○			○	○	○			○		
東京都	稲城市	○			○	○	○			○		
東京都	羽村市		○		○	○	○			○		
東京都	あきる野市	○			○		○			○		
東京都	西東京市	○			○	○	○			○		
東京都	瑞穂町	○			○	○	○			○		
東京都	日の出町	○			○	○	○			○		
東京都	檜原村			○			○					○
東京都	奥多摩町	○				○						○
東京都	大島町	○					○					○
東京都	利島村	○							○			○
東京都	新島村			○			○					○
東京都	神津島村			○			○					○
東京都	三宅村			○					○			○
東京都	御蔵島村			○			○					○
東京都	八丈町		○						○	○		
東京都	青ヶ島村			○					○	○		○
東京都	小笠原村			○					○	○		○
神奈川県	横須賀市	○			○	○	○			○		
神奈川県	平塚市	○			○	○	○				○	
神奈川県	鎌倉市		○		○	○	○	○				○
神奈川県	藤沢市	○			○	○	○			○		
神奈川県	小田原市	○			○	○	○			○		
神奈川県	茅ヶ崎市			○	○	○	○			○		
神奈川県	逗子市	○			○	○	○			○		
神奈川県	三浦市	○			○	○	○			○		
神奈川県	秦野市	○			○	○	○			○		
神奈川県	厚木市	○			○	○	○			○		
神奈川県	大和市	○			○	○	○				○	
神奈川県	伊勢原市	○			○	○	○			○		
神奈川県	海老名市	○			○	○	○			○		
神奈川県	座間市	○			○	○	○			○		
神奈川県	南足柄市	○			○	○	○			○		
神奈川県	綾瀬市	○			○		○				○	
神奈川県	葉山町	○				○	○			○		
神奈川県	寒川町	○			○		○			○		
神奈川県	大磯町	○			○	○	○			○		
神奈川県	二宮町	○			○	○	○			○		
神奈川県	中井町	○			○	○	○			○		
神奈川県	大井町	○					○			○		
神奈川県	松田町	○			○	○	○			○		
神奈川県	山北町	○					○					○
神奈川県	開成町	○				○	○			○		
神奈川県	箱根町	○			○		○			○		
神奈川県	真鶴町	○			○		○			○		
神奈川県	湯河原町	○			○	○	○			○		
神奈川県	愛川町			○	○		○					○
神奈川県	清川村		○		○		○			○		
新潟県	長岡市	○			○	○	○			○		
新潟県	三条市	○			○	○	○			○		
新潟県	柏崎市	○			○		○			○		
新潟県	新発田市	○			○	○	○			○		
新潟県	小千谷市			○	○		○					○
新潟県	加茂市	○			○	○	○			○		
新潟県	十日町市	○			○	○	○					○
新潟県	見附市	○			○		○					○
新潟県	村上市	○			○	○	○			○		
新潟県	燕市	○			○	○	○			○		
新潟県	糸魚川市	○			○	○	○					○
新潟県	妙高市	○			○		○			○		
新潟県	五泉市	○			○	○						○

		問1 学校における業務改善について												
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について												
都道府県名	市区町村名	E.関係機関との連携・協力体制の構築					F.研修の適正化					G.各種研究事業等の適正化		
		①教育委員会において、福祉部局や警察等関係機関との連携体制を構築している。	②その他	③特に取り組んでいない。	①重複した研修内容を整理するなどし、精選した上で実施している。	②研修報告書の作成は、過度な負担とならないよう研修内容に応じて簡素化を図っている。	③研修の実施時期は、教職員の負担にならないよう、十分な調整や工夫を行っている。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①学校における研究事業については、研究テーマの精選や報告書の形式を含めた成果発表の在り方を見直している。	②その他	③特に取り組んでいない。		
新潟県	上越市	○			○	○	○			○				
新潟県	阿賀野市	○							○			○		
新潟県	佐渡市	○			○	○	○			○				
新潟県	魚沼市	○			○	○	○					○		
新潟県	南魚沼市	○			○	○	○			○				
新潟県	胎内市	○			○	○	○			○				
新潟県	聖籠町	○			○	○	○			○				
新潟県	弥彦村	○			○	○	○			○				
新潟県	田上町	○				○	○					○		
新潟県	阿賀町	○			○	○	○			○				
新潟県	出雲崎町	○					○			○				
新潟県	湯沢町	○				○		○		○				
新潟県	津南町	○			○	○	○			○				
新潟県	刈羽村	○				○	○					○		
新潟県	関川村	○					○			○				
新潟県	粟島浦村	○					○					○		
富山県	富山市	○			○	○	○			○				
富山県	高岡市	○			○	○	○			○				
富山県	魚津市	○			○	○	○					○		
富山県	氷見市	○			○	○	○			○				
富山県	滑川市	○			○	○	○			○				
富山県	黒部市	○			○	○	○			○				
富山県	砺波市	○			○	○	○			○				
富山県	小矢部市	○			○	○	○			○				
富山県	南砺市	○			○	○	○			○				
富山県	射水市	○			○	○	○			○				
富山県	舟橋村		○		○	○	○					○		
富山県	上市町	○			○	○	○			○				
富山県	立山町	○					○			○				
富山県	入善町	○					○					○		
富山県	朝日町			○	○	○	○					○		
石川県	金沢市	○			○	○	○			○				
石川県	七尾市	○			○	○	○			○				
石川県	小松市			○	○	○	○			○				
石川県	輪島市	○			○	○	○				○			
石川県	珠洲市	○			○	○	○			○				
石川県	加賀市	○			○	○	○			○				
石川県	羽咋市	○			○	○	○			○				
石川県	かほく市	○			○	○	○			○				
石川県	白山市	○			○	○	○			○				
石川県	能美市	○			○	○	○			○				
石川県	野々市市	○	○		○	○	○	○		○	○			
石川県	川北町	○			○	○	○			○				
石川県	河北郡津幡町	○			○	○	○			○				
石川県	内灘町	○			○	○	○			○				
石川県	志賀町			○	○	○	○			○				
石川県	宝達志水町	○			○	○	○			○				
石川県	中能登町	○			○	○	○			○				
石川県	穴水町			○	○	○	○					○		
石川県	能登町			○			○			○				
福井県	福井市	○			○	○	○			○				
福井県	敦賀市	○			○	○	○			○				
福井県	小浜市	○			○	○	○			○				
福井県	大野市			○	○	○	○					○		
福井県	勝山市	○								○				
福井県	鯖江市	○			○	○	○			○				
福井県	あわら市	○			○	○	○			○				
福井県	越前市	○			○	○	○			○				
福井県	坂井市	○			○	○	○			○				
福井県	永平寺町			○	○	○	○			○				

		問1 学校における業務改善について												
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について												
都道府県名	市区町村名	E.関係機関との連携・協力体制の構築					F.研修の適正化			G.各種研究事業等の適正化				
		①教育委員会において、福祉部局や警察等関係機関との連携体制を構築している。	②その他	③特に取り組んでいない。	①重複した研修内容を整理するなどし、精選した上で実施している。	②研修報告書の作成は、過度な負担とならないよう研修内容に応じて簡素化を図っている。	③研修の実施時期は、教職員の負担にならないよう、十分な調整や工夫を行っている。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①学校における研究事業については、研究テーマの精選や報告書の形式を含めた成果発表の在り方を見直している。	②その他	③特に取り組んでいない。		
福井県	池田町			○						○				○
福井県	南越前町	○			○			○						○
福井県	越前町	○			○	○		○				○		
福井県	美浜町			○				○						○
福井県	高浜町	○			○									○
福井県	おおい町	○						○				○		
福井県	若狭町			○				○						○
山梨県	甲府市	○			○	○		○				○		
山梨県	富士吉田市	○			○			○						○
山梨県	都留市	○				○		○				○		
山梨県	山梨市	○			○			○						○
山梨県	大月市	○								○				○
山梨県	韮崎市	○			○	○		○				○		
山梨県	南アルプス市	○			○	○		○				○		
山梨県	北杜市	○						○				○		
山梨県	甲斐市	○			○			○				○		
山梨県	笛吹市	○			○									○
山梨県	上野原市	○								○				○
山梨県	甲州市	○			○			○				○		
山梨県	中央市	○				○		○						○
山梨県	市川三郷町	○									○			○
山梨県	早川町			○						○				○
山梨県	身延町	○			○			○						○
山梨県	南部町	○						○						○
山梨県	富士川町	○			○	○		○				○		
山梨県	昭和町	○				○		○						○
山梨県	道志村	○			○									○
山梨県	西桂町	○								○				○
山梨県	忍野村	○				○		○						○
山梨県	山中湖村			○						○				○
山梨県	鳴沢村	○								○				○
山梨県	富士河口湖町	○						○				○		
山梨県	小菅村	○			○									○
山梨県	丹波山村	○			○	○		○				○		
長野県	長野市	○			○	○		○				○		
長野県	松本市	○			○			○						○
長野県	上田市	○			○	○		○						○
長野県	岡谷市	○			○	○		○				○		
長野県	飯田市	○			○									○
長野県	諏訪市			○	○			○				○		
長野県	須坂市	○						○						○
長野県	小諸市	○			○									○
長野県	伊那市	○			○									○
長野県	駒ヶ根市	○			○			○						○
長野県	中野市	○			○			○						○
長野県	大町市	○								○				○
長野県	飯山市			○						○				○
長野県	茅野市	○			○	○		○				○		
長野県	塩尻市	○			○			○						○
長野県	佐久市	○								○				○
長野県	千曲市	○			○			○				○		
長野県	東御市	○			○			○						○
長野県	安曇野市	○						○						○
長野県	小海町	○						○				○		
長野県	川上村	○								○				○
長野県	南牧村	○						○						○
長野県	南相木村	○			○	○		○						○
長野県	北相木村			○						○				○
長野県	佐久穂町	○						○				○		



		問1 学校における業務改善について												
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について												
都道府県名	市区町村名	E.関係機関との連携・協力体制の構築					F.研修の適正化					G.各種研究事業等の適正化		
		①教育委員会において、福祉部局や警察等関係機関との連携体制を構築している。	②その他	③特に取り組んでいない。	①重複した研修内容を整理するなどし、精選した上で実施している。	②研修報告書の作成は、過度な負担とならないよう研修内容に応じて簡素化を図っている。	③研修の実施時期は、教職員の負担にならないよう、十分な調整や工夫を行っている。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①学校における研究事業については、研究テーマの精選や報告書の形式を含めた成果発表の在り方を見直している。	②その他	③特に取り組んでいない。		
長野県	軽井沢町	○					○							○
長野県	御代田町	○			○	○	○				○			
長野県	立科町			○		○								○
長野県	青木村	○						○						○
長野県	長和町			○				○						○
長野県	下諏訪町	○						○						○
長野県	富士見町	○			○	○		○			○			
長野県	原村	○								○				○
長野県	辰野町	○			○			○			○			
長野県	箕輪町			○	○	○		○			○			
長野県	飯島町	○						○						○
長野県	南箕輪村	○								○				○
長野県	中川村	○						○						○
長野県	宮田村	○				○		○						○
長野県	松川町			○		○								○
長野県	高森町	○								○				○
長野県	阿南町			○						○				○
長野県	阿智村	○			○						○			
長野県	平谷村	○						○			○			
長野県	根羽村			○						○				○
長野県	下條村			○						○				○
長野県	売木村			○						○				○
長野県	天龍村	○						○			○			
長野県	泰阜村			○						○				○
長野県	喬木村	○				○		○		○		○		
長野県	豊丘村			○				○			○			
長野県	大鹿村			○						○				○
長野県	上松町	○			○			○						○
長野県	南木曾町	○			○	○		○						○
長野県	木祖村			○						○				○
長野県	王滝村	○						○			○			
長野県	大桑村	○								○				○
長野県	木曾町	○			○	○		○						○
長野県	麻績村	○						○						○
長野県	生坂村			○						○				○
長野県	山形村	○			○	○		○						○
長野県	朝日村	○						○						○
長野県	筑北村	○			○	○		○			○			
長野県	池田町	○						○					○	
長野県	松川村	○						○						○
長野県	白馬村	○						○						○
長野県	小谷村	○						○						○
長野県	坂城町	○						○						○
長野県	小布施町	○								○				○
長野県	高山村	○								○				○
長野県	山ノ内町	○						○			○			
長野県	木島平村	○			○			○			○			
長野県	野沢温泉村	○						○						○
長野県	信濃町	○						○						○
長野県	小川村			○						○				○
長野県	飯綱町	○								○				○
長野県	栄村	○								○				○
岐阜県	岐阜市	○			○	○		○			○			
岐阜県	大垣市	○			○	○		○			○			
岐阜県	高山市	○			○	○		○	○		○			
岐阜県	多治見市	○			○	○		○			○			
岐阜県	関市	○			○	○		○			○			
岐阜県	中津川市	○			○	○		○			○			
岐阜県	美濃市	○			○	○		○			○			
岐阜県	瑞浪市			○	○	○		○			○			
岐阜県	羽島市	○			○	○		○			○			

		問1 学校における業務改善について													
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について													
都道府県名	市区町村名	E.関係機関との連携・協力体制の構築					F.研修の適正化						G.各種研究事業等の適正化		
		①教育委員会において、福祉部局や警察等関係機関との連携体制を構築している。	②その他	③特に取り組んでいない。	①重複した研修内容を整理するなどし、精選した上で実施している。	②研修報告書の作成は、過度な負担とならないよう研修内容に応じて簡素化を図っている。	③研修の実施時期は、教職員の負担にならないよう、十分な調整や工夫を行っている。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①学校における研究事業については、研究テーマの精選や報告書の形式を含めた成果発表の在り方を見直している。	②その他	③特に取り組んでいない。			
岐阜県	恵那市	○			○	○	○			○					
岐阜県	美濃加茂市	○			○	○	○			○					
岐阜県	土岐市	○			○	○	○			○					
岐阜県	各務原市	○			○	○	○			○					
岐阜県	可児市	○			○	○	○			○					
岐阜県	山県市	○			○	○	○			○					
岐阜県	瑞穂市	○			○	○	○			○					
岐阜県	飛騨市	○			○	○	○			○					
岐阜県	本巣市	○			○	○	○			○					
岐阜県	郡上市	○			○	○	○			○					
岐阜県	下呂市	○			○	○	○			○					
岐阜県	海津市			○	○	○	○			○					
岐阜県	養老町	○			○	○	○			○					
岐阜県	垂井町	○				○				○					
岐阜県	関ヶ原町	○					○			○					
岐阜県	神戸町	○			○	○	○			○					
岐阜県	輪之内町	○				○						○			
岐阜県	安八町	○			○	○	○					○			
岐阜県	揖斐川町			○	○	○	○			○					
岐阜県	大野町	○			○	○	○			○					
岐阜県	池田町	○			○	○	○			○					
岐阜県	北方町	○			○	○	○			○					
岐阜県	坂祝町	○			○	○	○					○			
岐阜県	富加町	○										○			
岐阜県	川辺町	○			○	○	○					○			
岐阜県	七宗町	○			○	○	○			○					
岐阜県	八百津町	○			○	○	○			○					
岐阜県	白川町			○	○	○						○			
岐阜県	東白川村	○				○	○			○					
岐阜県	御嵩町	○			○	○	○			○					
岐阜県	白川村	○							○	○					
岐阜県	羽島郡二町 (岐南町、笠松町)	○			○	○	○			○					
静岡県	沼津市	○			○	○				○					
静岡県	熱海市	○			○	○	○			○					
静岡県	三島市	○			○	○	○			○					
静岡県	富士宮市	○			○	○	○			○					
静岡県	伊東市	○			○	○	○			○					
静岡県	島田市	○			○	○	○			○					
静岡県	富士市	○			○	○	○			○					
静岡県	磐田市	○			○	○	○			○					
静岡県	焼津市	○			○	○	○			○					
静岡県	掛川市	○			○	○	○			○					
静岡県	藤枝市	○			○	○	○			○					
静岡県	御殿場市	○			○	○	○			○					
静岡県	袋井市	○			○	○	○			○					
静岡県	下田市		○		○	○	○				○				
静岡県	裾野市	○			○	○	○			○					
静岡県	湖西市	○			○	○	○			○					
静岡県	伊豆市	○			○	○	○			○					
静岡県	御前崎市	○			○	○	○			○					
静岡県	菊川市			○	○	○	○			○					
静岡県	伊豆の国市	○			○	○	○					○			
静岡県	牧之原市	○					○					○			
静岡県	東伊豆町			○		○						○			
静岡県	河津町	○			○	○	○					○			
静岡県	南伊豆町	○							○			○			
静岡県	松崎町			○					○			○			
静岡県	西伊豆町	○				○					○				
静岡県	函南町	○			○	○	○			○					

		問1 学校における業務改善について										
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について										
都道府県名	市区町村名	E.関係機関との連携・協力体制の構築					F.研修の適正化			G.各種研究事業等の適正化		
		①教育委員会において、福祉部局や警察等関係機関との連携体制を構築している。	②その他	③特に取り組んでいない。	①重複した研修内容を整理するなどし、精選した上で実施している。	②研修報告書の作成は、過度な負担とならないよう研修内容に応じて簡素化を図っている。	③研修の実施時期は、教職員の負担にならないよう、十分な調整や工夫を行っている。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①学校における研究事業については、研究テーマの精選や報告書の形式を含めた成果発表の在り方を見直している。	②その他	③特に取り組んでいない。
静岡県	清水町	○			○	○	○			○		
静岡県	長泉町	○			○	○	○			○		
静岡県	小山町	○			○	○						○
静岡県	吉田町	○			○	○	○					○
静岡県	川根本町	○			○	○	○					○
静岡県	森町	○			○	○						○
愛知県	豊橋市	○			○	○	○			○		
愛知県	岡崎市	○			○	○	○			○		
愛知県	一宮市	○			○	○	○			○		
愛知県	瀬戸市	○			○	○	○			○		
愛知県	半田市	○			○	○	○			○		
愛知県	春日井市	○			○	○	○			○		
愛知県	豊川市	○				○	○					○
愛知県	津島市	○				○	○					○
愛知県	碧南市	○			○	○	○					○
愛知県	刈谷市	○			○	○	○					○
愛知県	豊田市	○			○	○	○			○		
愛知県	安城市	○			○	○	○					○
愛知県	西尾市	○			○	○	○			○		
愛知県	蒲郡市	○			○	○	○			○		
愛知県	犬山市	○			○	○	○			○		
愛知県	常滑市	○							○			○
愛知県	江南市			○	○	○	○			○		
愛知県	小牧市	○			○	○	○			○		
愛知県	稲沢市	○				○	○			○		
愛知県	新城市	○			○	○	○			○		
愛知県	東海市		○		○	○	○					○
愛知県	大府市	○			○	○	○			○		
愛知県	知多市	○			○	○	○			○		
愛知県	知立市	○			○	○	○			○		
愛知県	尾張旭市	○			○	○	○					○
愛知県	高浜市	○			○	○	○			○		
愛知県	岩倉市	○			○	○	○			○		
愛知県	豊明市			○	○	○	○					○
愛知県	日進市	○			○	○	○			○		
愛知県	田原市	○			○	○	○			○		
愛知県	愛西市	○					○					○
愛知県	清須市	○			○	○				○		
愛知県	北名古屋	○			○	○	○			○		
愛知県	弥富市	○			○	○	○			○		
愛知県	みよし市	○			○	○	○			○		
愛知県	あま市	○			○	○	○					○
愛知県	長久手市	○			○	○	○			○		
愛知県	東郷町	○			○	○	○			○		
愛知県	豊山町	○			○	○	○					○
愛知県	大口町	○			○	○	○			○		
愛知県	扶桑町	○			○	○	○			○		
愛知県	大治町	○			○	○	○			○		
愛知県	蟹江町	○					○					○
愛知県	飛島村	○			○	○	○			○		
愛知県	阿久比町	○			○	○	○			○		
愛知県	東浦町	○			○	○	○			○		
愛知県	南知多町	○					○			○		
愛知県	美浜町	○				○	○			○		
愛知県	武豊町	○			○	○				○		
愛知県	幸田町	○			○	○	○			○		
愛知県	設楽町	○							○			○
愛知県	東栄町			○					○			○
愛知県	豊根村	○							○			○
三重県	津市	○			○	○	○			○		
三重県	四日市市			○	○	○	○			○		

		問1 学校における業務改善について										
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について										
都道府県名	市区町村名	E.関係機関との連携・協力体制の構築			F.研修の適正化					G.各種研究事業等の適正化		
		①教育委員会において、福祉部局や警察等関係機関との連携体制を構築している。	②その他	③特に取り組んでいない。	①重複した研修内容を整理するなどし、精選した上で実施している。	②研修報告書の作成は、過度な負担とならないよう研修内容に応じて簡素化を図っている。	③研修の実施時期は、教職員の負担にならないよう、十分な調整や工夫を行っている。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①学校における研究事業については、研究テーマの精選や報告書の形式を含めた成果発表の在り方を見直している。	②その他	③特に取り組んでいない。
三重県	伊勢市	○			○	○	○			○		
三重県	松阪市	○			○	○	○					○
三重県	桑名市	○			○	○	○			○		
三重県	鈴鹿市	○			○	○	○			○		
三重県	名張市	○			○	○	○			○		
三重県	尾鷲市	○										○
三重県	亀山市	○			○		○			○		
三重県	鳥羽市	○			○		○			○		
三重県	熊野市	○					○					○
三重県	いなべ市	○			○	○	○			○		
三重県	志摩市	○			○					○		
三重県	伊賀市	○			○	○	○			○		
三重県	木曾岬町	○			○	○	○			○		
三重県	東員町	○			○	○	○			○		
三重県	菟野町	○				○						○
三重県	朝日町	○					○					○
三重県	川越町	○			○	○	○					○
三重県	多気町	○			○		○					○
三重県	明和町	○							○			○
三重県	大台町	○			○	○	○					○
三重県	玉城町	○					○					○
三重県	度会町	○					○			○		
三重県	大紀町	○							○	○		
三重県	南伊勢町	○			○	○	○			○		
三重県	紀北町	○			○	○	○					○
三重県	御浜町	○			○	○	○			○		
三重県	紀宝町	○			○	○	○			○		
滋賀県	大津市	○			○	○	○					○
滋賀県	彦根市	○			○	○	○					○
滋賀県	長浜市	○			○	○	○			○		
滋賀県	近江八幡市	○			○	○	○			○		
滋賀県	草津市	○			○	○	○			○		
滋賀県	守山市	○			○	○	○			○		
滋賀県	栗東市	○			○	○	○			○		
滋賀県	甲賀市	○				○	○					○
滋賀県	野洲市	○			○	○	○					○
滋賀県	湖南市	○			○	○	○					○
滋賀県	高島市	○			○	○	○			○		
滋賀県	東近江市	○			○	○	○					○
滋賀県	米原市			○	○		○			○		
滋賀県	日野町	○			○	○	○			○		
滋賀県	竜王町	○			○	○	○			○		
滋賀県	愛荘町	○			○	○	○			○		
滋賀県	豊郷町	○			○		○			○		
滋賀県	甲良町	○			○	○	○			○		
滋賀県	多賀町	○					○					○
京都府	福知山市	○			○	○	○					○
京都府	舞鶴市	○			○	○	○					○
京都府	綾部市	○			○	○	○					○
京都府	宇治市	○			○					○		
京都府	宮津市			○	○	○	○			○		
京都府	亀岡市	○			○		○			○		○
京都府	城陽市	○			○		○			○		
京都府	向日市	○			○	○	○			○		
京都府	長岡京市	○			○	○	○			○		
京都府	八幡市	○			○							○
京都府	京田辺市	○			○		○			○		
京都府	京丹後市	○			○		○					○
京都府	南丹市		○		○		○					○
京都府	木津川市	○			○	○	○					○
京都府	大山崎町	○			○	○	○			○		

		問1 学校における業務改善について													
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について													
都道府県名	市区町村名	E.関係機関との連携・協力体制の構築					F.研修の適正化			G.各種研究事業等の適正化					
		①教育委員会において、福祉部局や警察等関係機関との連携体制を構築している。	②その他	③特に取り組んでいない。	①重複した研修内容を整理するなどし、精選した上で実施している。	②研修報告書の作成は、過度な負担とならないよう研修内容に応じて簡素化を図っている。	③研修の実施時期は、教職員の負担にならないよう、十分な調整や工夫を行っている。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①学校における研究事業については、研究テーマの精選や報告書の形式を含めた成果発表の在り方を見直している。	②その他	③特に取り組んでいない。			
京都府	久御山町			○	○		○			○			○		
京都府	井手町	○			○	○							○		
京都府	宇治田原町	○			○	○				○					○
京都府	精華町	○			○					○			○		
京都府	京丹波町			○		○				○			○		
京都府	伊根町	○									○				○
京都府	与謝野町	○				○				○			○		
京都府	相楽東部広域連合			○	○										○
大阪府	岸和田市	○			○					○			○		
大阪府	豊中市	○			○					○			○		
大阪府	池田市	○			○	○				○					○
大阪府	吹田市	○			○	○				○			○		
大阪府	泉大津市	○			○	○				○			○		
大阪府	高槻市	○			○	○				○			○		
大阪府	貝塚市	○			○	○				○			○		
大阪府	守口市	○			○	○				○			○		
大阪府	枚方市	○			○	○				○			○		
大阪府	茨木市	○			○	○				○					○
大阪府	八尾市	○			○	○				○			○		
大阪府	泉佐野市	○			○	○				○					○
大阪府	富田林市	○			○	○				○			○		
大阪府	寝屋川市	○			○	○				○					○
大阪府	河内長野市	○			○	○				○			○		
大阪府	松原市	○			○	○				○			○		
大阪府	大東市	○			○	○				○			○		
大阪府	和泉市	○			○	○				○			○		
大阪府	箕面市	○			○	○				○			○		
大阪府	柏原市	○			○	○				○			○		
大阪府	羽曳野市	○			○	○				○			○		
大阪府	門真市	○			○	○				○			○		
大阪府	摂津市	○			○	○				○			○		
大阪府	高石市	○			○	○				○					○
大阪府	藤井寺市	○			○	○				○			○		
大阪府	東大阪市	○			○	○				○			○		
大阪府	泉南市	○			○	○				○					○
大阪府	四條畷市	○			○	○				○			○		
大阪府	交野市	○			○	○				○			○		
大阪府	大阪狭山市	○			○	○				○				○	
大阪府	阪南市	○			○	○				○					○
大阪府	島本町			○	○	○				○			○		
大阪府	豊能町	○			○					○			○		
大阪府	能勢町	○			○	○				○					○
大阪府	忠岡町	○			○	○				○			○		
大阪府	熊取町	○			○	○				○					○
大阪府	田尻町			○		○				○					○
大阪府	岬町	○				○				○			○		
大阪府	太子町	○			○	○				○			○		
大阪府	河南町	○			○	○				○			○		
大阪府	千早赤阪村	○			○	○				○					○
兵庫県	姫路市	○			○	○				○			○		○
兵庫県	尼崎市	○			○	○				○			○		
兵庫県	明石市	○			○	○				○			○		
兵庫県	西宮市	○			○	○				○			○		
兵庫県	洲本市	○			○	○				○			○		
兵庫県	芦屋市	○			○	○				○			○		
兵庫県	伊丹市	○			○	○				○			○		
兵庫県	相生市	○			○	○				○			○		
兵庫県	豊岡市	○			○	○				○			○		
兵庫県	加古川市	○			○	○				○			○		
兵庫県	赤穂市	○			○	○				○			○		

		問1 学校における業務改善について										
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について										
都道府県名	市区町村名	E.関係機関との連携・協力体制の構築					F.研修の適正化			G.各種研究事業等の適正化		
		①教育委員会において、福祉部局や警察等関係機関との連携体制を構築している。	②その他	③特に取り組んでいない。	①重複した研修内容を整理するなどし、精選した上で実施している。	②研修報告書の作成は、過度な負担とならないよう研修内容に応じて簡素化を図っている。	③研修の実施時期は、教職員の負担にならないよう、十分な調整や工夫を行っている。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①学校における研究事業については、研究テーマの精選や報告書の形式を含めた成果発表の在り方を見直している。	②その他	③特に取り組んでいない。
兵庫県	西脇市	○			○	○	○			○		
兵庫県	宝塚市	○			○	○	○					○
兵庫県	三木市	○			○	○	○					○
兵庫県	高砂市	○	○		○		○				○	
兵庫県	川西市	○					○			○		
兵庫県	小野市	○			○	○	○			○		
兵庫県	三田市	○			○	○	○			○		
兵庫県	加西市	○			○	○	○			○		
兵庫県	篠山市	○			○		○			○		
兵庫県	養父市	○			○	○	○			○		
兵庫県	丹波市			○	○		○			○		
兵庫県	南あわじ市	○			○		○			○		
兵庫県	朝来市	○					○			○		
兵庫県	淡路市	○			○	○	○			○		
兵庫県	宍粟市	○			○	○	○			○		
兵庫県	加東市	○			○	○	○			○		
兵庫県	たつの市	○			○	○	○			○		
兵庫県	猪名川町	○			○	○	○			○		
兵庫県	多可町	○			○	○	○			○		
兵庫県	稲美町	○			○	○	○			○		
兵庫県	播磨町	○			○	○	○			○		
兵庫県	市川町			○			○					○
兵庫県	福崎町	○			○	○				○		
兵庫県	神河町	○			○	○	○					○
兵庫県	太子町	○			○	○	○					○
兵庫県	上郡町	○			○	○	○			○		
兵庫県	佐用町	○			○	○	○			○		
兵庫県	香美町	○							○	○		
兵庫県	新温泉町	○			○	○	○			○		
奈良県	奈良市			○	○	○	○					○
奈良県	大和高田市	○			○	○	○			○		
奈良県	大和郡山市	○			○	○	○					○
奈良県	天理市	○			○	○	○					○
奈良県	橿原市			○	○	○	○					○
奈良県	桜井市	○			○	○	○				○	
奈良県	五條市			○			○			○		
奈良県	御所市	○			○		○					○
奈良県	生駒市	○			○		○					○
奈良県	香芝市	○			○	○	○			○		
奈良県	葛城市	○			○		○			○		
奈良県	宇陀市	○			○		○			○		
奈良県	山添村	○			○	○	○			○		
奈良県	平群町	○					○					○
奈良県	三郷町	○							○			○
奈良県	斑鳩町	○					○					○
奈良県	安堵町			○					○			○
奈良県	川西市	○					○					○
奈良県	三宅町			○			○					○
奈良県	田原本町	○			○		○					○
奈良県	曾爾村	○					○					○
奈良県	御杖村	○							○			○
奈良県	高取町	○							○			○
奈良県	明日香村	○							○			○
奈良県	上牧町	○				○	○		○			○
奈良県	王寺町	○							○			○
奈良県	広陵町	○			○							○
奈良県	河合町	○							○			○
奈良県	吉野町	○				○	○					○
奈良県	大淀町	○					○					○
奈良県	下市町	○							○			○
奈良県	黒滝村	○			○	○	○			○		○

		問1 学校における業務改善について										
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について										
都道府県名	市区町村名	E.関係機関との連携・協力体制の構築			F.研修の適正化			G.各種研究事業等の適正化				
		①教育委員会において、福祉部局や警察等関係機関との連携体制を構築している。	②その他	③特に取り組んでいない。	①重複した研修内容を整理するなどし、精選した上で実施している。	②研修報告書の作成は、過度な負担とならないよう研修内容に応じて簡素化を図っている。	③研修の実施時期は、教職員の負担にならないよう、十分な調整や工夫を行っている。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①学校における研究事業については、研究テーマの精選や報告書の形式を含めた成果発表の在り方を見直している。	②その他	③特に取り組んでいない。
奈良県	天川村	○							○	○		
奈良県	野迫川村	○										○
奈良県	十津川村	○			○	○	○	○		○		
奈良県	下北山村			○	○	○	○					○
奈良県	上北山村	○					○					○
奈良県	川上村	○			○	○	○			○		
奈良県	東吉野村	○							○			○
奈良県	川西町・三宅町式下中学校組合			○					○			○
和歌山県	和歌山市	○					○			○		
和歌山県	海南市	○			○	○	○			○		
和歌山県	橋本市	○			○		○					○
和歌山県	有田市	○					○					○
和歌山県	御坊市	○					○			○		
和歌山県	田辺市	○			○	○	○			○		
和歌山県	新宮市	○			○		○					○
和歌山県	紀の川市	○			○					○		
和歌山県	岩出市	○			○	○	○			○		
和歌山県	紀美野町	○					○					○
和歌山県	かつらぎ町			○					○			○
和歌山県	九度山町	○			○					○		
和歌山県	高野町	○			○		○					○
和歌山県	湯浅町	○			○	○	○			○		
和歌山県	広川町	○			○							○
和歌山県	有田川町	○					○					○
和歌山県	美浜町			○					○			○
和歌山県	日高町	○							○			○
和歌山県	由良町	○							○			○
和歌山県	印南町			○		○	○			○		
和歌山県	みなべ町	○					○					○
和歌山県	日高川町			○	○							○
和歌山県	白浜町	○			○	○	○			○		
和歌山県	上富田町	○			○	○	○			○		
和歌山県	すさみ町	○			○	○	○			○		
和歌山県	那智勝浦町	○			○		○			○		
和歌山県	太地町	○					○			○		
和歌山県	古座川町	○			○	○	○					○
和歌山県	北山村			○						○		○
和歌山県	串本町	○								○		○
鳥取県	鳥取市	○			○	○	○					○
鳥取県	米子市	○			○	○	○			○		
鳥取県	倉吉市	○			○	○	○					○
鳥取県	境港市	○			○	○	○					○
鳥取県	岩美町			○						○		○
鳥取県	若桜町	○					○					○
鳥取県	智頭町			○			○			○		
鳥取県	八頭町	○				○	○			○		
鳥取県	三朝町	○			○	○	○			○		
鳥取県	湯梨浜町	○			○	○	○			○		
鳥取県	琴浦町	○			○	○	○			○		
鳥取県	北栄町	○			○	○	○					○
鳥取県	日吉津村			○		○						○
鳥取県	大山町	○			○	○				○		
鳥取県	南部町	○			○	○	○			○		
鳥取県	伯耆町	○			○							○
鳥取県	日南町			○			○					○
鳥取県	日野町	○				○	○					○
鳥取県	江府町			○			○					○
島根県	松江市	○			○	○	○			○		
島根県	浜田市	○					○					○

		問1 学校における業務改善について										
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について										
都道府県名	市区町村名	E.関係機関との連携・協力体制の構築			F.研修の適正化					G.各種研究事業等の適正化		
		①教育委員会において、福祉部局や警察等関係機関との連携体制を構築している。	②その他	③特に取り組んでいない。	①重複した研修内容を整理するなどし、精選した上で実施している。	②研修報告書の作成は、過度な負担とならないよう研修内容に応じて簡素化を図っている。	③研修の実施時期は、教職員の負担にならないよう、十分な調整や工夫を行っている。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①学校においては、研究テーマの精選や報告書の形式を含めた成果発表の在り方を見直している。	②その他	③特に取り組んでいない。
島根県	出雲市	○			○	○						○
島根県	益田市	○			○	○		○			○	
島根県	大田市	○							○			○
島根県	安来市	○			○	○		○			○	
島根県	江津市	○			○	○		○				○
島根県	雲南市	○								○		○
島根県	奥出雲町	○								○		○
島根県	飯南町	○						○				○
島根県	川本町	○						○				○
島根県	美郷町	○						○				○
島根県	邑南町	○							○			○
島根県	津和野町	○			○			○				○
島根県	吉賀町	○							○			○
島根県	海士町	○							○			○
島根県	西ノ島町			○					○			○
島根県	知夫村	○						○			○	
島根県	隠岐の島町	○						○				○
岡山県	倉敷市	○			○	○		○			○	
岡山県	津山市	○				○		○			○	
岡山県	玉野市	○			○	○		○			○	
岡山県	笠岡市	○			○	○		○			○	
岡山県	井原市	○			○			○			○	
岡山県	総社市	○			○	○		○			○	
岡山県	高梁市	○			○	○		○			○	
岡山県	新見市	○			○	○		○			○	
岡山県	備前市	○			○	○		○			○	
岡山県	瀬戸内市	○			○	○		○			○	
岡山県	赤磐市	○			○			○			○	
岡山県	真庭市	○			○			○			○	
岡山県	美作市	○			○			○			○	
岡山県	浅口市	○			○			○			○	
岡山県	和気町	○			○	○		○			○	
岡山県	早島町	○			○	○		○			○	
岡山県	里庄町	○			○	○		○			○	
岡山県	矢掛町	○			○			○			○	
岡山県	新庄村			○					○			○
岡山県	鏡野町	○				○		○			○	
岡山県	勝央町	○			○			○			○	
岡山県	奈義町			○				○			○	
岡山県	西粟倉村	○				○			○			○
岡山県	久米南町	○			○	○		○			○	
岡山県	美咲町	○			○			○			○	
岡山県	吉備中央町	○						○			○	
広島県	呉市	○			○	○		○			○	
広島県	竹原市	○			○	○		○			○	
広島県	三原市	○			○	○		○			○	
広島県	尾道市	○			○	○		○			○	
広島県	福山市	○			○	○		○	○		○	
広島県	府中市	○			○	○		○			○	
広島県	三次市	○			○	○		○			○	
広島県	庄原市	○			○	○		○			○	
広島県	大竹市	○			○	○		○			○	
広島県	東広島市	○			○	○		○			○	
広島県	廿日市市	○			○			○			○	
広島県	安芸高田市	○			○	○		○			○	
広島県	江田島市			○	○	○		○			○	
広島県	府中町	○			○	○		○			○	
広島県	海田町	○			○	○		○			○	
広島県	熊野町	○			○			○			○	
広島県	坂町	○			○			○			○	
広島県	安芸太田町	○			○	○		○			○	



		問1 学校における業務改善について															
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について															
都道府県名	市区町村名	E.関係機関との連携・協力体制の構築					F.研修の適正化					G.各種研究事業等の適正化					
		①教育委員会において、福祉部局や警察等関係機関との連携体制を構築している。	②その他	③特に取り組んでいない。	①重複した研修内容を整理するなどし、精選した上で実施している。	②研修報告書の作成は、過度な負担とならないよう研修内容に応じて簡素化を図っている。	③研修の実施時期は、教職員の負担にならないよう、十分な調整や工夫を行っている。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①学校における研究事業については、研究テーマの精選や報告書の形式を含めた成果発表の在り方を見直している。	②その他	③特に取り組んでいない。					
広島県	北広島町	○					○										○
広島県	大崎上島町	○				○				○				○			
広島県	世羅町	○				○		○		○				○			
広島県	神石高原町			○						○							○
山口県	下関市	○				○		○		○				○			
山口県	宇部市	○				○		○		○				○			
山口県	山口市	○				○		○		○				○			
山口県	萩市	○				○		○		○				○			
山口県	防府市	○				○		○		○				○			
山口県	下松市	○				○		○		○				○			
山口県	岩国市	○				○		○		○				○			
山口県	光市	○				○		○		○				○			
山口県	長門市	○				○		○		○				○			
山口県	柳井市	○				○		○		○				○			
山口県	美祢市	○				○		○		○				○			
山口県	周南市	○				○		○		○				○			
山口県	山陽小野田市	○				○		○		○							○
山口県	周防大島町	○				○		○		○				○			
山口県	和木町	○								○				○			
山口県	上関町	○				○		○									○
山口県	田布施町	○				○		○						○			
山口県	平生町	○				○				○				○			
山口県	阿武町	○				○				○				○			
徳島県	徳島市	○				○		○		○				○			
徳島県	鳴門市	○								○							○
徳島県	小松島市	○						○		○				○			
徳島県	阿南市	○				○		○		○							○
徳島県	吉野川市	○				○		○		○				○			
徳島県	阿波市	○				○		○		○							○
徳島県	美馬市	○				○		○		○				○			
徳島県	三好市	○								○							○
徳島県	勝浦町	○															○
徳島県	上勝町			○										○			○
徳島県	佐那河内村	○												○			○
徳島県	石井町	○								○							○
徳島県	神山町	○															○
徳島県	那賀町			○						○				○			○
徳島県	牟岐町	○												○			○
徳島県	美波町	○									○						○
徳島県	海陽町	○				○		○		○				○			
徳島県	松茂町	○						○		○				○			
徳島県	北島町	○				○				○				○			
徳島県	藍住町			○													○
徳島県	板野町	○						○		○							○
徳島県	上板町	○						○						○			
徳島県	つるぎ町	○								○							○
徳島県	東みよし町	○				○		○		○				○			
香川県	高松市	○				○		○		○							○
香川県	丸亀市	○				○		○		○							○
香川県	坂出市	○				○		○		○				○			
香川県	善通寺市	○				○		○		○							○
香川県	観音寺市	○				○		○		○				○			
香川県	さぬき市	○				○		○		○							○
香川県	東かがわ市	○				○		○		○							○
香川県	三豊市	○				○		○		○				○			
香川県	土庄町	○				○		○		○				○			
香川県	小豆島町	○						○		○				○			
香川県	三木町	○				○											○
香川県	直島町	○								○				○			
香川県	宇多津町	○				○				○				○			

		問1 学校における業務改善について													
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について													
都道府県名	市区町村名	E.関係機関との連携・協力体制の構築					F.研修の適正化			G.各種研究事業等の適正化					
		①教育委員会において、福祉部局や警察等関係機関との連携体制を構築している。	②その他	③特に取り組んでいない。	①重複した研修内容を整理するなどし、精選した上で実施している。	②研修報告書の作成は、過度な負担とならないよう研修内容に応じて簡素化を図っている。	③研修の実施時期は、教職員の負担にならないよう、十分な調整や工夫を行っている。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①学校においては、研究テーマの精選や報告書の形式を含めた成果発表の在り方を見直している。	②その他	③特に取り組んでいない。			
香川県	綾川町			○	○		○			○			○		
香川県	琴平町	○								○					○
香川県	多度津町	○										○			○
香川県	まんのう町	○			○	○	○						○		
愛媛県	松山市	○			○	○	○						○		○
愛媛県	今治市	○			○	○	○						○		
愛媛県	宇和島市	○				○	○								○
愛媛県	八幡浜市	○			○	○	○						○		
愛媛県	新居浜市	○			○	○	○						○		
愛媛県	西条市	○										○			○
愛媛県	大洲市			○			○			○			○		
愛媛県	伊予市			○	○	○	○			○			○		
愛媛県	四国中央市	○			○	○	○							○	
愛媛県	西予市	○				○	○								○
愛媛県	東温市		○				○								○
愛媛県	上島町			○	○	○	○						○		
愛媛県	久万高原町	○					○								○
愛媛県	松前町	○			○	○	○						○		
愛媛県	砥部町			○								○			○
愛媛県	内子町	○								○				○	
愛媛県	伊方町			○			○			○					○
愛媛県	松野町	○					○			○					○
愛媛県	鬼北町			○	○	○	○			○			○		
愛媛県	愛南町	○					○			○			○		
高知県	高知市	○			○	○	○			○			○		○
高知県	室戸市	○					○			○			○		
高知県	安芸市	○			○	○	○			○			○		
高知県	南国市	○			○	○	○			○			○		○
高知県	土佐市	○					○			○			○		○
高知県	須崎市	○			○	○	○			○			○		
高知県	宿毛市	○					○			○					○
高知県	土佐清水市	○			○	○	○								○
高知県	四万十市	○										○			○
高知県	香南市	○					○			○			○		
高知県	香美市	○			○	○	○			○			○		
高知県	東洋町	○				○	○			○			○		
高知県	奈半利町	○					○			○					○
高知県	田野町	○								○			○		
高知県	安田町	○					○			○			○		
高知県	北川村			○		○	○								○
高知県	馬路村			○						○					○
高知県	芸西村	○								○					○
高知県	本山町	○			○	○	○			○			○		
高知県	大豊町			○	○	○	○								○
高知県	土佐町	○								○					○
高知県	大川村	○								○			○		
高知県	いの町	○								○			○		
高知県	仁淀川町	○					○			○					○
高知県	中土佐町	○				○	○			○			○		
高知県	佐川町	○			○	○	○			○			○		○
高知県	越知町	○			○	○	○			○			○		
高知県	梶原町	○			○	○	○			○			○		
高知県	日高村	○			○	○	○			○			○		
高知県	津野町	○					○			○			○		
高知県	四万十町	○			○	○	○			○			○		
高知県	大月町	○					○			○					○
高知県	三原村	○							○			○			
高知県	黒潮町	○					○			○					○
福岡県	大牟田市	○			○	○	○			○			○		
福岡県	久留米市	○			○	○	○			○			○		
福岡県	直方市	○			○	○	○			○			○		

		問1 学校における業務改善について										
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について										
都道府県名	市区町村名	E.関係機関との連携・協力体制の構築			F.研修の適正化					G.各種研究事業等の適正化		
		①教育委員会において、福祉部局や警察等関係機関との連携体制を構築している。	②その他	③特に取り組んでいない。	①重複した研修内容を整理するなどし、精選した上で実施している。	②研修報告書の作成は、過度な負担とならないよう研修内容に応じて簡素化を図っている。	③研修の実施時期は、教職員の負担にならないよう、十分な調整や工夫を行っている。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①学校における研究事業については、研究テーマの精選や報告書の形式を含めた成果発表の在り方を見直している。	②その他	③特に取り組んでいない。
福岡県	飯塚市	○			○	○	○			○		
福岡県	田川市	○			○	○	○			○		
福岡県	柳川市	○			○	○	○			○		
福岡県	八女市	○	○		○	○	○					○
福岡県	筑後市	○			○					○		
福岡県	大川市	○			○					○		
福岡県	行橋市	○			○	○	○			○		
福岡県	豊前市	○				○				○		
福岡県	中間市	○			○	○	○					○
福岡県	小郡市	○			○		○			○		
福岡県	筑紫野市	○			○		○					○
福岡県	春日市	○				○					○	
福岡県	大野城市	○			○							○
福岡県	宗像市	○			○	○				○		
福岡県	太宰府市	○		○	○	○	○			○		
福岡県	古賀市	○			○	○	○			○		
福岡県	福津市	○			○	○	○			○		
福岡県	うきは市	○					○					○
福岡県	宮若市	○					○			○		
福岡県	嘉麻市			○	○		○					○
福岡県	朝倉市	○			○	○	○			○		
福岡県	みやま市	○					○			○		
福岡県	糸島市	○			○	○	○			○		
福岡県	那珂川町	○			○		○			○		
福岡県	宇美町		○		○	○	○					○
福岡県	篠栗町	○			○	○	○			○		
福岡県	志免町	○			○	○	○			○		
福岡県	須恵町	○					○			○		
福岡県	新宮町	○			○	○	○			○		
福岡県	久山町			○	○	○				○		
福岡県	粕屋町	○			○		○					○
福岡県	芦屋町	○					○			○		
福岡県	水巻町	○							○	○		
福岡県	岡垣町	○			○		○					○
福岡県	遠賀町	○					○			○		
福岡県	小竹町	○						○				○
福岡県	鞍手町	○					○					○
福岡県	桂川町	○			○	○	○			○		
福岡県	筑前町	○			○	○	○			○		
福岡県	東峰村			○			○					○
福岡県	大刀洗町	○			○	○	○					○
福岡県	大木町			○	○	○	○					○
福岡県	広川町	○			○		○			○		
福岡県	香春町	○			○		○			○		
福岡県	添田町			○			○					○
福岡県	糸田町	○					○			○		
福岡県	川崎町	○							○			○
福岡県	大任町	○			○		○			○		
福岡県	赤村	○					○					○
福岡県	福智町	○							○			○
福岡県	苅田町		○				○					○
福岡県	みやこ町	○			○		○					○
福岡県	吉富町	○			○							○
福岡県	上毛町	○			○	○	○			○		
福岡県	築上町			○			○					○
佐賀県	佐賀市	○			○	○	○					○
佐賀県	唐津市	○			○	○				○		
佐賀県	鳥栖市	○			○	○	○			○		
佐賀県	多久市	○			○	○				○		
佐賀県	伊万里市	○			○	○	○			○		
佐賀県	武雄市	○			○	○	○					○

		問1 学校における業務改善について										
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について										
都道府県名	市区町村名	E.関係機関との連携・協力体制の構築					F.研修の適正化			G.各種研究事業等の適正化		
		①教育委員会において、福祉部局や警察等関係機関との連携体制を構築している。	②その他	③特に取り組んでいない。	①重複した研修内容を整理するなどし、精選した上で実施している。	②研修報告書の作成は、過度な負担とならないよう研修内容に応じて簡素化を図っている。	③研修の実施時期は、教職員の負担にならないよう、十分な調整や工夫を行っている。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①学校における研究事業については、研究テーマの精選や報告書の形式を含めた成果発表の在り方を見直している。	②その他	③特に取り組んでいない。
佐賀県	鹿島市	○			○	○	○			○		
佐賀県	小城市	○			○		○	○		○		
佐賀県	嬉野市	○				○	○	○				○
佐賀県	神埼市	○			○	○	○	○		○		
佐賀県	吉野ヶ里町	○			○	○	○	○		○		
佐賀県	基山町	○								○		
佐賀県	上峰町	○			○		○	○		○		
佐賀県	みやき町	○				○	○	○		○		
佐賀県	玄海町	○			○	○	○	○		○		
佐賀県	有田町	○				○	○	○				○
佐賀県	大町町	○			○	○	○	○				○
佐賀県	江北町	○			○	○	○	○				○
佐賀県	白石町	○			○	○	○	○		○		
佐賀県	太良町			○					○			○
長崎県	長崎市	○			○	○	○	○		○		
長崎県	佐世保市	○			○	○	○	○		○		
長崎県	島原市	○			○	○	○	○				○
長崎県	諫早市	○			○	○	○	○		○		
長崎県	大村市			○		○	○	○		○		
長崎県	平戸市	○			○	○	○	○		○		
長崎県	松浦市	○			○	○	○	○		○		
長崎県	対馬市	○						○				○
長崎県	壱岐市	○				○			○	○		
長崎県	五島市	○				○	○	○		○		
長崎県	西海市	○			○	○	○	○		○		
長崎県	雲仙市	○			○	○	○	○		○		
長崎県	南島原市	○			○	○	○	○		○		
長崎県	長与町	○			○	○	○	○		○		
長崎県	時津町	○			○			○				○
長崎県	東彼杵町	○						○		○		
長崎県	川棚町	○								○		○
長崎県	波佐見町	○								○		○
長崎県	小値賀町			○				○		○		
長崎県	佐々町	○			○	○	○	○		○		
長崎県	新上五島町	○			○	○	○	○		○		
熊本県	八代市	○			○	○	○	○		○		
熊本県	人吉市	○			○	○	○	○		○		
熊本県	荒尾市	○			○	○	○	○		○		
熊本県	水俣市			○	○	○	○	○		○		
熊本県	玉名市	○			○	○	○	○		○		
熊本県	山鹿市	○			○	○	○	○		○		
熊本県	菊池市	○			○	○	○	○				○
熊本県	宇土市	○			○	○	○	○		○		
熊本県	上天草市	○			○	○	○	○		○		
熊本県	宇城市	○			○	○	○	○		○		
熊本県	阿蘇市	○			○	○	○	○		○		
熊本県	天草市	○			○	○	○	○		○		
熊本県	合志市	○			○	○	○	○		○		
熊本県	美里町	○			○		○					○
熊本県	玉東町			○			○					○
熊本県	南関町			○					○			○
熊本県	長洲町	○			○		○					○
熊本県	和水町	○			○	○	○	○		○		
熊本県	大津町	○			○	○	○	○		○		
熊本県	菊陽町	○						○		○		
熊本県	南小国町	○									○	
熊本県	小国町	○			○	○	○	○				○
熊本県	産山村			○						○		○
熊本県	高森町			○				○		○		
熊本県	西原村	○								○		○
熊本県	南阿蘇村	○								○		○

		問1 学校における業務改善について												
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について												
都道府県名	市区町村名	E.関係機関との連携・協力体制の構築					F.研修の適正化					G.各種研究事業等の適正化		
		①教育委員会において、福祉部局や警察等関係機関との連携体制を構築している。	②その他	③特に取り組んでいない。	①重複した研修内容を整理するなどし、精選した上で実施している。	②研修報告書の作成は、過度な負担とならないよう研修内容に応じて簡素化を図っている。	③研修の実施時期は、教職員の負担にならないよう、十分な調整や工夫を行っている。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①学校における研究事業については、研究テーマの精選や報告書の形式を含めた成果発表の在り方を見直している。	②その他	③特に取り組んでいない。		
熊本県	御船町			○				○				○		
熊本県	嘉島町	○						○				○		
熊本県	益城町	○								○				○
熊本県	甲佐町	○						○						○
熊本県	山都町			○	○			○						○
熊本県	氷川町	○			○	○		○				○		
熊本県	芦北町	○								○		○		
熊本県	津奈木町	○			○			○						○
熊本県	錦町	○			○	○		○				○		
熊本県	多良木町	○						○						○
熊本県	湯前町			○				○						○
熊本県	水上村			○						○				○
熊本県	相良村			○	○			○						○
熊本県	五木村	○								○		○		
熊本県	山江村	○			○	○		○				○		
熊本県	球磨村	○						○						○
熊本県	あさぎり町	○			○	○		○						○
熊本県	苓北町	○						○						○
大分県	大分市		○		○	○		○				○		
大分県	別府市	○			○	○		○				○		
大分県	中津市	○			○	○		○				○		
大分県	日田市			○				○				○		
大分県	佐伯市	○			○	○		○				○		
大分県	臼杵市	○						○				○		
大分県	津久見市	○			○	○		○				○		
大分県	竹田市	○			○	○		○				○		
大分県	豊後高田市	○			○	○		○				○		
大分県	杵築市	○			○	○		○				○		
大分県	宇佐市	○			○	○		○				○		
大分県	豊後大野市	○			○	○		○				○		
大分県	由布市	○			○	○								○
大分県	国東市	○			○	○		○				○		
大分県	姫島村	○			○			○						○
大分県	日出町			○						○				○
大分県	九重町	○			○	○		○				○		
大分県	玖珠町	○			○	○		○				○		
宮崎県	宮崎市	○			○	○		○						○
宮崎県	都城市	○			○	○		○				○		
宮崎県	延岡市	○			○	○		○				○		
宮崎県	日南市			○	○	○		○				○		
宮崎県	小林市	○			○	○		○				○		
宮崎県	日向市			○	○	○		○				○		
宮崎県	串間市	○			○	○		○				○		
宮崎県	西都市	○			○	○		○				○		
宮崎県	えびの市	○			○	○		○				○		
宮崎県	三股町	○			○	○		○				○		
宮崎県	高原町			○				○				○		
宮崎県	国富町	○				○		○				○		
宮崎県	綾町	○				○		○				○		
宮崎県	高鍋町	○			○	○		○				○		
宮崎県	新富町	○			○	○		○				○		
宮崎県	西米良村	○								○		○		
宮崎県	木城町	○			○	○		○				○		
宮崎県	川南町	○			○	○		○				○		
宮崎県	都農町	○			○	○		○				○		
宮崎県	門川町	○			○	○		○				○		
宮崎県	諸塚村	○			○	○		○				○		
宮崎県	椎葉村			○	○	○		○				○		
宮崎県	美郷町	○			○	○		○						○
宮崎県	高千穂町	○			○	○		○				○		
宮崎県	日之影町	○			○	○		○				○		

		問1 学校における業務改善について												
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について												
都道府県名	市区町村名	E.関係機関との連携・協力体制の構築					F.研修の適正化					G.各種研究事業等の適正化		
		①教育委員会において、福祉部局や警察等関係機関との連携体制を構築している。	②その他	③特に取り組んでいない。	①重複した研修内容を整理するなどし、精選した上で実施している。	②研修報告書の作成は、過度な負担とならないよう研修内容に応じて簡素化を図っている。	③研修の実施時期は、教職員の負担にならないよう、十分な調整や工夫を行っている。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①学校における研究事業については、研究テーマの精選や報告書の形式を含めた成果発表の在り方を見直している。	②その他	③特に取り組んでいない。		
宮崎県	五ヶ瀬町	○			○	○	○			○				
鹿児島県	鹿児島市	○			○	○	○			○				
鹿児島県	鹿屋市	○			○	○	○			○				
鹿児島県	枕崎市	○			○							○		
鹿児島県	阿久根市	○				○	○			○				
鹿児島県	出水市	○			○	○	○			○				
鹿児島県	指宿市	○			○	○	○			○				
鹿児島県	西之表市			○	○							○		
鹿児島県	垂水市	○			○	○	○			○				
鹿児島県	薩摩川内市	○			○	○	○			○				
鹿児島県	日置市	○			○	○	○			○				
鹿児島県	曾於市	○			○	○	○			○				
鹿児島県	霧島市	○			○	○	○			○				
鹿児島県	いちき串木野市	○			○	○	○			○				
鹿児島県	南さつま市	○				○	○					○		
鹿児島県	志布志市	○			○		○			○				
鹿児島県	奄美市	○			○	○	○			○				
鹿児島県	南九州市	○			○	○	○			○				
鹿児島県	伊佐市	○			○	○	○			○				
鹿児島県	始良市	○				○	○					○		
鹿児島県	三島村	○			○	○	○			○				
鹿児島県	十島村			○		○	○			○				
鹿児島県	さつま町	○			○	○	○			○				
鹿児島県	長島町	○			○	○	○					○		
鹿児島県	湧水町			○	○		○					○		
鹿児島県	大崎町	○			○	○	○			○				
鹿児島県	東串良町			○	○	○	○			○				
鹿児島県	錦江町	○							○			○		
鹿児島県	南大隅町	○			○	○	○					○		
鹿児島県	肝付町	○			○	○	○			○				
鹿児島県	中種子町	○			○	○	○			○				
鹿児島県	南種子町	○			○	○	○					○		
鹿児島県	屋久島町	○			○	○	○					○		
鹿児島県	大和村	○							○			○		
鹿児島県	宇検村	○			○	○				○				
鹿児島県	瀬戸内町	○			○							○		
鹿児島県	龍郷町	○			○	○	○			○				
鹿児島県	喜界町	○			○	○	○			○				
鹿児島県	徳之島町	○			○	○	○			○				
鹿児島県	天城町	○							○			○		
鹿児島県	伊仙町	○			○	○	○			○				
鹿児島県	和泊町	○			○	○	○			○				
鹿児島県	知名町	○				○	○					○		
鹿児島県	与論町	○			○	○	○			○				
沖縄県	那覇市	○			○	○	○			○				
沖縄県	宜野湾市	○			○	○	○			○				
沖縄県	石垣市	○			○	○	○			○				
沖縄県	浦添市	○			○	○	○			○				
沖縄県	名護市	○			○	○	○			○				
沖縄県	糸満市	○			○	○	○			○				
沖縄県	沖縄市	○			○	○	○			○				
沖縄県	豊見城市	○					○			○				
沖縄県	うるま市	○			○	○	○					○		
沖縄県	宮古島市	○			○	○	○			○				
沖縄県	南城市			○	○	○	○			○				
沖縄県	国頭村	○			○	○	○			○				
沖縄県	大宜味村	○			○	○	○			○				
沖縄県	東村			○	○					○				
沖縄県	今帰仁村	○			○	○	○			○				
沖縄県	本部町	○							○			○		

		問1 学校における業務改善について										
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について										
都道府県名	市区町村名	E.関係機関との連携・協力体制の構築			F.研修の適正化					G.各種研究事業等の適正化		
		①教育委員会において、福祉部局や警察等関係機関との連携体制を構築している。	②その他	③特に取り組んでいない。	①重複した研修内容を整理するなどし、精選した上で実施している。	②研修報告書の作成は、過度な負担とならないよう研修内容に応じて簡素化を図っている。	③研修の実施時期は、教職員の負担にならないよう、十分な調整や工夫を行っている。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①学校における研究事業については、研究テーマの精選や報告書の形式を含めた成果発表の在り方を見直している。	②その他	③特に取り組んでいない。
沖縄県	恩納村	○				○	○			○		
沖縄県	宜野座村	○			○	○				○		
沖縄県	金武町	○					○					○
沖縄県	伊江村	○			○	○	○			○		
沖縄県	読谷村	○			○	○	○			○		
沖縄県	嘉手納町	○			○	○	○			○		
沖縄県	北谷町	○			○	○	○			○		
沖縄県	北中城村	○			○	○	○			○		
沖縄県	中城村	○			○	○				○		
沖縄県	西原町	○			○	○				○		
沖縄県	与那原町	○			○	○	○			○		
沖縄県	南風原町	○			○		○			○		
沖縄県	渡嘉敷村			○						○		○
沖縄県	座間味村	○			○		○			○		
沖縄県	粟国村			○						○		○
沖縄県	渡名喜村			○						○		○
沖縄県	南大東村	○					○					○
沖縄県	北大東村	○				○	○			○		
沖縄県	伊平屋村	○			○		○			○		
沖縄県	伊是名村	○			○							○
沖縄県	久米島町	○			○	○	○					○
沖縄県	八重瀬町	○					○			○		
沖縄県	多良間村			○			○			○		
沖縄県	竹富町	○			○	○	○			○		
沖縄県	与那国町			○			○			○		
合計		1466	34	226	1103	901	1348	19	214	1011	32	678

		問1 学校における業務改善について										
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について					(2)業務に係る負担軽減の取組					
		H.教育委員会事務局の体制整備について					A.登下校に関する対応			B.放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応について		
都道府県名	市区町村名	①教育委員会における業務の適正化を図るため、業務の精選等を積極的に実施している。	②業務の適正化を図るため、総合教育会議等を通じて、首長や首長部局等とも共通理解を深めている。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心的に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心的に担うこととしてはいいが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心的に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心的に担うこととしてはいいが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。	
北海道	函館市	○	○					○			○	
北海道	小樽市		○					○			○	
北海道	旭川市				○			○			○	
北海道	室蘭市	○	○				○		○			
北海道	釧路市	○					○			○		
北海道	帯広市				○		○			○		
北海道	北見市		○				○				○	
北海道	夕張市		○				○			○		
北海道	岩見沢市				○		○			○		
北海道	網走市	○	○				○		○			
北海道	留萌市	○	○				○				○	
北海道	苫小牧市	○						○			○	
北海道	稚内市	○				○			○			
北海道	美唄市		○					○			○	
北海道	芦別市			○			○				○	
北海道	江別市	○	○				○	○				
北海道	赤平市				○			○			○	
北海道	紋別市				○			○			○	
北海道	士別市		○				○			○		
北海道	名寄市			○			○		○			
北海道	三笠市	○	○					○			○	
北海道	根室市	○						○			○	
北海道	千歳市				○		○			○		
北海道	滝川市	○						○			○	
北海道	砂川市				○			○			○	
北海道	歌志内市		○				○				○	
北海道	深川市				○		○				○	
北海道	富良野市	○					○				○	
北海道	登別市	○	○				○		○			
北海道	恵庭市				○			○			○	
北海道	伊達市	○	○				○			○		
北海道	北広島市	○				○			○			
北海道	石狩市		○				○				○	
北海道	北斗市	○	○			○					○	
北海道	当別町				○		○		○			
北海道	新篠津村				○	○					○	
北海道	松前町				○			○			○	
北海道	福島町	○						○			○	
北海道	知内町	○	○					○			○	
北海道	木古内町	○				○					○	
北海道	七飯町	○						○			○	
北海道	鹿部町	○	○				○				○	
北海道	森町	○					○				○	
北海道	八雲町	○	○					○			○	
北海道	長万部町				○		○				○	
北海道	江差町	○						○			○	
北海道	上ノ国町				○			○			○	
北海道	厚沢部町	○	○					○			○	
北海道	乙部町				○		○				○	
北海道	奥尻町	○	○			○			○			
北海道	今金町	○	○				○			○		
北海道	せたな町		○					○			○	
北海道	島牧村	○	○					○			○	
北海道	寿都町	○						○			○	
北海道	黒松内町				○			○			○	
北海道	蘭越町				○			○			○	
北海道	二七〇町	○	○					○			○	
北海道	真狩村	○	○				○			○		
北海道	留寿都村		○					○			○	
北海道	喜茂別町	○	○					○			○	
北海道	京極町				○			○			○	



		問1 学校における業務改善について									
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について					(2)業務に係る負担軽減の取組				
		H.教育委員会事務局の体制整備について					A.登下校に関する対応				
		B.放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応について									
都道府県名	市区町村名	①教育委員会における業務の適正化を図るため、業務の精選等を積極的に実施している。	②業務の適正化を図るため、総合教育会議等を通じて、首長や首長部局等とも共通理解を深めている。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心に担うこととしてはいいが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心に担うこととしてはいいが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。
北海道	倶知安町		○				○			○	
北海道	共和町	○		○				○			○
北海道	岩内町		○					○		○	
北海道	泊村				○		○			○	
北海道	神恵内村				○			○			○
北海道	積丹町				○			○			○
北海道	古平町		○					○			○
北海道	仁木町	○					○				○
北海道	余市町				○			○			○
北海道	赤井川村	○						○			○
北海道	南幌町				○		○		○		
北海道	奈井江町				○			○	○		
北海道	上砂川町				○		○				○
北海道	由仁町		○					○			○
北海道	長沼町		○			○			○		
北海道	栗山町				○			○	○		
北海道	月形町		○					○			○
北海道	浦臼町		○					○			○
北海道	新十津川町				○		○			○	
北海道	妹背牛町		○				○				○
北海道	秩父別町	○	○					○			○
北海道	雨竜町	○	○			○		○			○
北海道	北竜町				○	○					○
北海道	沼田町	○					○				○
北海道	鷹栖町		○				○				○
北海道	東神楽町	○	○				○				○
北海道	当麻町		○					○			○
北海道	比布町		○					○			○
北海道	愛別町		○				○		○		
北海道	上川町	○	○					○			○
北海道	東川町	○						○			○
北海道	美瑛町	○	○					○			○
北海道	上富良野町	○					○			○	
北海道	中富良野町	○	○					○			○
北海道	南富良野町		○					○			○
北海道	占冠村				○			○			○
北海道	和寒町	○	○			○			○		
北海道	剣淵町	○						○	○		
北海道	下川町		○				○			○	
北海道	美深町	○	○				○			○	
北海道	音威子府村		○				○				○
北海道	中川町	○					○		○		
北海道	幌加内町				○			○			○
北海道	増毛町	○						○			○
北海道	小平町				○	○		○	○		
北海道	苫前町	○	○					○			○
北海道	羽幌町				○			○			○
北海道	初山別村	○					○				○
北海道	遠別町		○					○			○
北海道	天塩町	○	○					○			○
北海道	猿払村	○	○					○			○
北海道	浜頓別町	○						○			○
北海道	中頓別町				○			○		○	
北海道	枝幸町	○	○				○				○
北海道	豊富町				○		○				○
北海道	礼文町				○			○			○
北海道	利尻町				○			○			○
北海道	利尻富士町	○						○			○
北海道	幌延町		○				○		○		
北海道	美幌町	○						○			○
北海道	津別町	○	○				○		○		

		問1 学校における業務改善について									
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について				(2)業務に係る負担軽減の取組					
		H.教育委員会事務局の体制整備について				A.登下校に関する対応			B.放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応について		
都道府県名	市区町村名	①教育委員会における業務の適正化を図るため、業務の精選等を積極的に実施している。	②業務の適正化を図るため、総合教育会議等を通じて、首長や首長部局等とも共通理解を深めている。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心に担うことではないが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心に担うことではないが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。
北海道	斜里町	○	○				○				○
北海道	清里町				○			○			○
北海道	小清水町		○					○			○
北海道	訓子府町				○	○			○		
北海道	置戸町				○			○		○	
北海道	佐呂間町		○					○			○
北海道	遠軽町				○			○			○
北海道	湧別町				○		○				○
北海道	滝上町		○					○			○
北海道	興部町				○			○			○
北海道	西興部村	○					○			○	
北海道	雄武町	○						○			○
北海道	大空町	○				○					○
北海道	豊浦町	○					○				○
北海道	壮瞥町	○					○			○	
北海道	白老町	○					○		○		
北海道	厚真町				○			○			○
北海道	洞爺湖町				○			○			○
北海道	安平町	○						○			○
北海道	むかわ町		○				○			○	
北海道	日高町				○			○			○
北海道	平取町				○			○			○
北海道	新冠町	○	○					○			○
北海道	浦河町	○						○			○
北海道	様似町	○	○			○					○
北海道	えりも町				○			○			○
北海道	新ひだか町	○						○			○
北海道	音更町				○			○			○
北海道	士幌町		○				○				○
北海道	上士幌町		○			○					○
北海道	鹿追町		○			○					○
北海道	新得町	○				○					○
北海道	清水町	○					○				○
北海道	芽室町		○			○					○
北海道	中札内村	○	○				○				○
北海道	更別村	○	○				○			○	
北海道	大樹町		○				○				○
北海道	広尾町	○						○			○
北海道	幕別町		○					○			○
北海道	池田町		○			○					○
北海道	豊頃町	○					○				○
北海道	本別町				○		○			○	
北海道	足寄町				○			○			○
北海道	陸別町	○						○			○
北海道	浦幌町	○	○			○			○		
北海道	釧路町	○	○				○		○		
北海道	厚岸町	○	○					○			○
北海道	浜中町	○	○				○		○		
北海道	標茶町	○	○				○			○	
北海道	弟子屈町	○				○					○
北海道	鶴居村	○					○				○
北海道	白糠町	○				○		○			○
北海道	別海町				○			○			○
北海道	中標津町		○					○			○
北海道	標津町				○			○			○
北海道	羅臼町				○		○				○
青森県	青森市	○					○		○		
青森県	弘前市	○	○				○				○
青森県	八戸市	○						○		○	
青森県	黒石市				○			○			○
青森県	五所川原市	○						○	○		

		問1 学校における業務改善について									
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について				(2)業務に係る負担軽減の取組					
		H.教育委員会事務局の体制整備について				A.登下校に関する対応			B.放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応について		
都道府県名	市区町村名	①教育委員会における業務の適正化を図るため、業務の精選等を積極的に実施している。	②業務の適正化を図るため、総合教育会議等を通じて、首長や首長部局等とも共通理解を深めている。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心的に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心的に担うこととしてはいいが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心的に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心的に担うこととしてはいいが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。
青森県	十和田市	○						○		○	
青森県	三沢市				○	○				○	
青森県	むつ市				○		○				○
青森県	つがる市	○					○				○
青森県	平川市				○			○			○
青森県	平内町		○					○			○
青森県	今別町	○					○				○
青森県	蓬田村				○			○			○
青森県	外ヶ浜町				○			○			○
青森県	鱒ヶ沢町				○			○			○
青森県	深浦町		○					○			○
青森県	西目屋村	○	○					○			○
青森県	藤崎町	○					○				○
青森県	大鰐町				○			○			○
青森県	田舎館村		○					○			○
青森県	板柳町				○			○			○
青森県	鶴田町				○			○			○
青森県	中泊町		○			○			○		○
青森県	野辺地町	○	○				○				○
青森県	七戸町	○						○			○
青森県	六戸町		○					○			○
青森県	横浜町		○					○			○
青森県	東北町	○	○					○			○
青森県	六ヶ所村				○			○			○
青森県	おいらせ町				○			○			○
青森県	大間町	○				○			○		○
青森県	東通村	○	○				○			○	
青森県	風間浦村		○			○			○		○
青森県	佐井村				○			○			○
青森県	三戸町				○	○					○
青森県	五戸町				○			○			○
青森県	田子町		○					○			○
青森県	南部町		○		○			○			○
青森県	階上町	○	○					○			○
青森県	新郷村	○						○			○
岩手県	盛岡市		○					○			○
岩手県	宮古市	○					○				○
岩手県	大船渡市			○				○			○
岩手県	花巻市				○			○			○
岩手県	北上市	○	○					○			○
岩手県	久慈市	○						○			○
岩手県	遠野市		○					○			○
岩手県	一関市		○					○		○	
岩手県	陸前高田市	○						○			○
岩手県	釜石市	○						○			○
岩手県	二戸市	○	○					○			○
岩手県	八幡平市		○					○			○
岩手県	奥州市				○			○			○
岩手県	滝沢市		○					○			○
岩手県	雫石町	○						○			○
岩手県	葛巻町		○					○			○
岩手県	岩手町	○				○					○
岩手県	紫波町	○	○					○	○		
岩手県	矢巾町	○	○					○		○	
岩手県	西和賀町	○						○			○
岩手県	金ヶ崎町	○						○			○
岩手県	平泉町				○	○					○
岩手県	住田町		○					○			○
岩手県	大槌町	○	○			○			○		
岩手県	山田町		○					○			○
岩手県	岩泉町	○						○			○

		問1 学校における業務改善について								
都道府県名	市区町村名	(1)学校における業務改善の取り組み状況について				(2)業務に係る負担軽減の取組				
		H.教育委員会事務局の体制整備について				A.登下校に関する対応			B.放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応について	
		①教育委員会における業務の適正化を図るため、業務の精選等を積極的に実施している。	②業務の適正化を図るため、総合教育会議等を通じて、首長や首長部局等とも共通理解を深めている。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心的に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心的に担うこととしてはいいが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心的に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心的に担うこととしてはいいが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。
岩手県	田野畑村				○		○			○
岩手県	普代村				○			○		○
岩手県	軽米町		○				○		○	
岩手県	野田村		○				○			○
岩手県	九戸村	○	○				○			○
岩手県	洋野町	○	○				○			○
岩手県	一戸町				○			○		○
宮城県	石巻市				○			○		○
宮城県	塩竈市	○				○				○
宮城県	気仙沼市				○			○		○
宮城県	白石市			○				○		○
宮城県	名取市	○	○				○			○
宮城県	角田市				○			○		○
宮城県	多賀城市		○			○			○	
宮城県	岩沼市	○	○				○			○
宮城県	登米市				○		○			○
宮城県	栗原市				○			○		○
宮城県	東松島市	○	○				○		○	
宮城県	大崎市	○	○				○			○
宮城県	富谷市	○						○		○
宮城県	蔵王町		○					○		○
宮城県	七ヶ宿町		○					○		○
宮城県	大河原町		○				○		○	
宮城県	村田町				○			○		○
宮城県	柴田町				○		○			○
宮城県	川崎町				○			○		○
宮城県	丸森町				○			○		○
宮城県	亘理町				○			○		○
宮城県	山元町		○					○		○
宮城県	松島町	○	○				○	○		○
宮城県	七ヶ浜町				○		○			○
宮城県	利府町	○					○			○
宮城県	大和町		○			○			○	
宮城県	大郷町				○			○		○
宮城県	大衡村		○				○		○	
宮城県	色麻町		○				○		○	
宮城県	加美町				○			○		○
宮城県	涌谷町		○			○				○
宮城県	美里町		○					○		○
宮城県	女川町		○					○		○
宮城県	南三陸町		○				○			○
秋田県	秋田市	○						○		○
秋田県	能代市		○				○			○
秋田県	横手市	○					○		○	
秋田県	大館市	○	○			○			○	
秋田県	男鹿市	○					○			○
秋田県	湯沢市				○			○		○
秋田県	鹿角市		○					○		○
秋田県	由利本荘市		○					○		○
秋田県	潟上市	○	○				○			○
秋田県	大仙市	○	○				○		○	
秋田県	北秋田市				○			○		○
秋田県	にかほ市	○						○		○
秋田県	仙北市				○			○		○
秋田県	小坂町		○					○		○
秋田県	上小阿仁村		○			○			○	
秋田県	藤里町				○		○		○	
秋田県	三種町	○				○			○	
秋田県	八峰町		○				○			○
秋田県	五城目町				○			○		○
秋田県	八郎潟町				○			○		○

		問1 学校における業務改善について									
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について				(2)業務に係る負担軽減の取組					
		H.教育委員会事務局の体制整備について				A.登下校に関する対応			B.放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応について		
都道府県名	市区町村名	①教育委員会における業務の適正化を図るため、業務の精選等を積極的に実施している。	②業務の適正化を図るため、総合教育会議等を通じて、首長や首長部局等とも共通理解を深めている。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心に担うこととしてはいいが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心に担うこととしてはいいが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。
秋田県	井川町	○	○				○				○
秋田県	大湯村				○			○			○
秋田県	美郷町		○				○			○	
秋田県	羽後町	○	○					○			○
秋田県	東成瀬村		○			○					○
山形県	山形市	○	○					○			○
山形県	米沢市	○						○			○
山形県	鶴岡市	○	○			○					○
山形県	酒田市	○					○			○	
山形県	新庄市				○			○			○
山形県	寒河江市	○	○					○			○
山形県	上山市	○						○			○
山形県	村山市			○				○			○
山形県	長井市	○					○				○
山形県	天童市	○				○					○
山形県	東根市	○					○			○	
山形県	尾花沢市				○			○			○
山形県	南陽市	○	○				○				○
山形県	山辺町	○						○			○
山形県	中山町		○					○			○
山形県	河北町		○					○			○
山形県	西川町				○		○				○
山形県	朝日町	○						○			○
山形県	大江町	○	○				○			○	
山形県	大石田町				○	○			○		
山形県	金山町	○	○				○			○	
山形県	最上町	○	○					○			○
山形県	舟形町		○					○			○
山形県	真室川町	○						○			○
山形県	大蔵村	○	○				○				○
山形県	鮭川村	○	○					○			○
山形県	戸沢村				○		○				○
山形県	高島町	○	○				○				○
山形県	川西町	○	○					○			○
山形県	小国町		○				○				○
山形県	白鷹町	○				○			○		
山形県	飯豊町		○				○			○	
山形県	三川町	○						○			○
山形県	庄内町	○	○					○		○	
山形県	遊佐町				○		○			○	
福島県	福島市	○				○			○		
福島県	会津若松市	○	○				○			○	
福島県	郡山市	○	○				○			○	
福島県	いわき市	○	○					○		○	
福島県	白河市	○		○			○				○
福島県	須賀川市				○			○			○
福島県	喜多方市	○						○			○
福島県	相馬市				○		○			○	
福島県	二本松市	○						○			○
福島県	田村市	○					○				○
福島県	南相馬市		○					○			○
福島県	伊達市	○						○			○
福島県	本宮市				○			○			○
福島県	桑折町		○					○			○
福島県	国見町		○				○			○	
福島県	川俣町		○			○				○	
福島県	大玉村	○					○				○
福島県	鏡石町	○						○			○
福島県	天栄村		○			○			○		
福島県	下郷町				○		○				○
福島県	檜枝岐村	○				○					○

		問1 学校における業務改善について									
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について				(2)業務に係る負担軽減の取組					
		H.教育委員会事務局の体制整備について				A.登下校に関する対応			B.放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応について		
都道府県名	市区町村名	①教育委員会における業務の適正化を図るため、業務の精選等を積極的に実施している。	②業務の適正化を図るため、総合教育会議等を通じて、首長や首長部局等とも共通理解を深めている。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心に担うこととしてはいいが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心に担うこととしてはいいが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。
福島県	只見町		○					○			○
福島県	南会津町	○						○			○
福島県	北塩原村		○					○			○
福島県	西会津町		○				○		○		
福島県	磐梯町				○			○	○		
福島県	猪苗代町	○					○				○
福島県	会津坂下町				○			○			○
福島県	湯川村				○			○			○
福島県	柳津町				○		○			○	
福島県	三島町		○			○					○
福島県	金山町	○	○					○			○
福島県	昭和村	○				○					○
福島県	会津美里町		○				○				○
福島県	西郷村	○	○				○				○
福島県	泉崎村				○		○				○
福島県	中島村				○			○			○
福島県	矢吹町	○	○				○		○		
福島県	棚倉町	○						○			○
福島県	矢祭町		○					○			○
福島県	東白川郡塙町	○	○			○					○
福島県	鮫川村	○	○			○					○
福島県	石川町		○					○			○
福島県	玉川村	○					○				○
福島県	平田村	○					○				○
福島県	浅川町				○			○			○
福島県	古殿町	○				○					○
福島県	三春町	○						○			○
福島県	小野町	○						○			○
福島県	広野町	○						○	○		
福島県	檜葉町		○			○					○
福島県	富岡町				○	○					○
福島県	川内村	○				○					○
福島県	大熊町	○	○			○					○
福島県	双葉町				○	○					○
福島県	浪江町	○	○				○				○
福島県	葛尾村	○				○			○		
福島県	新地町	○						○			○
福島県	飯館村	○				○					○
茨城県	水戸市	○				○			○		
茨城県	日立市			○				○			○
茨城県	土浦市	○	○					○			○
茨城県	古河市				○			○		○	
茨城県	石岡市		○				○				○
茨城県	結城市				○		○				○
茨城県	龍ヶ崎市	○	○				○		○		
茨城県	下妻市	○					○			○	
茨城県	常総市	○						○			○
茨城県	常陸太田市				○		○		○		
茨城県	高萩市	○						○			○
茨城県	北茨城市	○					○				○
茨城県	笠間市		○					○			○
茨城県	取手市	○					○				○
茨城県	牛久市	○	○				○				○
茨城県	つくば市	○					○				○
茨城県	ひたちなか市	○	○				○		○		
茨城県	鹿嶋市	○					○			○	
茨城県	潮来市		○				○		○		
茨城県	守谷市		○						○		
茨城県	常陸大宮市	○				○		○			○

		問1 学校における業務改善について										
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について					(2)業務に係る負担軽減の取組					
		H.教育委員会事務局の体制整備について					A.登下校に関する対応			B.放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応について		
都道府県名	市区町村名	①教育委員会における業務の適正化を図るため、業務の精選等を積極的に実施している。	②業務の適正化を図るため、総合教育会議等を通じ、首長や首長部局等とも共通理解を深めている。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心に担うこととしてはいいが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心に担うこととしてはいいが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。	
茨城県	那珂市	○	○				○				○	
茨城県	筑西市	○					○			○		
茨城県	坂東市		○				○				○	
茨城県	稲敷市	○					○			○		
茨城県	かすみがうら市	○						○		○		
茨城県	桜川市		○					○			○	
茨城県	神栖市	○						○			○	
茨城県	行方市				○		○				○	
茨城県	銚田市	○					○				○	
茨城県	つくばみらい市	○						○			○	
茨城県	小美玉市	○	○				○				○	
茨城県	茨城町	○					○				○	
茨城県	大洗町	○	○				○				○	
茨城県	城里町		○			○					○	
茨城県	東海村	○	○				○				○	
茨城県	大子町	○						○			○	
茨城県	美浦村		○				○				○	
茨城県	阿見町	○						○			○	
茨城県	河内町		○				○				○	
茨城県	八千代町	○					○				○	
茨城県	五霞町	○	○				○			○		
茨城県	境町	○						○			○	
茨城県	利根町				○		○				○	
栃木県	宇都宮市	○				○			○			
栃木県	足利市		○					○	○			
栃木県	栃木市	○	○				○				○	
栃木県	佐野市	○	○				○		○			
栃木県	鹿沼市				○			○			○	
栃木県	日光市	○					○				○	
栃木県	小山市	○						○			○	
栃木県	真岡市				○		○				○	
栃木県	大田原市	○					○			○		
栃木県	矢板市	○					○				○	
栃木県	那須塩原市	○	○				○			○		
栃木県	さくら市		○			○					○	
栃木県	那須烏山市	○					○				○	
栃木県	下野市		○				○				○	
栃木県	上三川町	○	○				○				○	
栃木県	益子町				○		○			○		
栃木県	茂木町	○						○			○	
栃木県	市貝町				○		○				○	
栃木県	芳賀町	○	○				○				○	
栃木県	壬生町	○	○					○			○	
栃木県	野木町				○	○			○		○	
栃木県	塩谷町		○					○			○	
栃木県	高根沢町	○				○				○		
栃木県	那須町	○					○			○		
栃木県	那珂川町	○					○			○		
群馬県	前橋市	○	○				○		○			
群馬県	高崎市	○					○			○		
群馬県	桐生市	○						○	○			
群馬県	伊勢崎市	○	○			○					○	
群馬県	太田市	○					○				○	
群馬県	沼田市	○						○			○	
群馬県	館林市	○	○				○			○		
群馬県	渋川市	○					○		○			
群馬県	藤岡市	○						○			○	
群馬県	富岡市	○	○				○			○		
群馬県	安中市			○				○			○	

		問1 学校における業務改善について									
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について				(2)業務に係る負担軽減の取組					
		H.教育委員会事務局の体制整備について				A.登下校に関する対応			B.放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応について		
都道府県名	市区町村名	①教育委員会における業務の適正化を図るため、業務の精選等を積極的に実施している。	②業務の適正化を図るため、総合教育会議等を通じて、首長や首長部局等とも共通理解を深めている。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心に担うことではないが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心に担うことではないが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。
群馬県	みどり市				○			○			○
群馬県	榛東村	○	○			○					○
群馬県	吉岡町	○	○				○				○
群馬県	上野村				○			○	○		
群馬県	神流町		○				○				○
群馬県	下仁田町				○			○			○
群馬県	南牧村	○						○			○
群馬県	甘楽町				○		○				○
群馬県	中之条町	○	○				○				○
群馬県	長野原町		○					○			○
群馬県	嬭恋村		○					○			○
群馬県	草津町	○	○					○	○		
群馬県	高山村	○	○					○			○
群馬県	東吾妻町	○	○			○					○
群馬県	片品村		○					○			○
群馬県	川場村		○					○			○
群馬県	昭和村	○	○				○			○	
群馬県	みなかみ町	○					○				○
群馬県	玉村町	○						○			○
群馬県	板倉町		○					○			○
群馬県	明和町	○	○					○			○
群馬県	千代田町				○		○			○	
群馬県	大泉町		○				○				○
群馬県	邑楽町				○			○		○	
埼玉県	川越市	○						○	○		
埼玉県	熊谷市	○	○				○			○	
埼玉県	川口市	○						○			○
埼玉県	行田市	○	○			○			○		
埼玉県	秩父市	○	○				○				○
埼玉県	所沢市	○	○				○			○	
埼玉県	飯能市	○				○			○		
埼玉県	加須市	○						○			○
埼玉県	本庄市				○			○			○
埼玉県	東松山市	○	○				○			○	
埼玉県	春日部市	○					○			○	
埼玉県	狭山市	○					○		○		
埼玉県	羽生市	○	○				○			○	
埼玉県	鴻巣市	○				○					○
埼玉県	深谷市	○	○			○				○	
埼玉県	上尾市	○					○				○
埼玉県	草加市	○	○					○		○	
埼玉県	越谷市	○					○				○
埼玉県	蕨市	○	○				○		○		
埼玉県	戸田市	○	○				○				○
埼玉県	入間市	○	○				○				○
埼玉県	朝霞市	○						○			○
埼玉県	志木市	○						○			○
埼玉県	和光市	○	○				○			○	
埼玉県	新座市		○				○				○
埼玉県	桶川市				○		○				○
埼玉県	久喜市	○					○				○
埼玉県	北本市	○	○				○			○	
埼玉県	八潮市	○						○			○
埼玉県	富士見市	○	○			○					○
埼玉県	三郷市	○	○				○			○	
埼玉県	蓮田市	○					○				○
埼玉県	坂戸市	○	○				○				○
埼玉県	幸手市	○						○			○
埼玉県	鶴ヶ島市	○				○					○
埼玉県	日高市	○					○				○
埼玉県	吉川市	○	○			○		○			



		問1 学校における業務改善について									
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について				(2)業務に係る負担軽減の取組					
		H.教育委員会事務局の体制整備について				A.登下校に関する対応			B.放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応について		
都道府県名	市区町村名	①教育委員会における業務の適正化を図るため、業務の精選等を積極的に実施している。	②業務の適正化を図るため、総合教育会議等を通じて、首長や首長部局等とも共通理解を深めている。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心に担うこととしてはいいないが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心に担うこととしてはいいないが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。
埼玉県	ふじみ野市	○					○				○
埼玉県	白岡市	○					○			○	
埼玉県	伊奈町	○	○				○			○	
埼玉県	三芳町	○				○					○
埼玉県	毛呂山町	○				○					○
埼玉県	越生町	○	○				○			○	
埼玉県	滑川町	○					○				○
埼玉県	嵐山町	○					○				○
埼玉県	小川町	○	○	○		○					○
埼玉県	川島町		○				○			○	
埼玉県	吉見町	○	○					○			○
埼玉県	鳩山町				○			○			○
埼玉県	ときがわ町		○				○				○
埼玉県	横瀬町	○						○			○
埼玉県	皆野町		○					○			○
埼玉県	長瀨町	○					○				○
埼玉県	小鹿野町	○					○				○
埼玉県	東秩父村				○			○			○
埼玉県	美里町	○	○					○			○
埼玉県	神川町				○	○					○
埼玉県	上里町	○	○				○			○	
埼玉県	寄居町				○		○				○
埼玉県	宮代町	○						○			○
埼玉県	杉戸町				○		○				○
埼玉県	松伏町	○					○				○
千葉県	銚子市	○						○		○	
千葉県	市川市	○					○			○	
千葉県	船橋市			○			○				○
千葉県	館山市	○					○				○
千葉県	木更津市	○						○			○
千葉県	松戸市	○	○					○			○
千葉県	野田市	○					○				○
千葉県	茂原市	○					○			○	
千葉県	成田市				○		○				○
千葉県	佐倉市	○	○				○		○		○
千葉県	東金市				○	○					○
千葉県	旭市	○						○			○
千葉県	習志野市	○					○				○
千葉県	柏市	○	○					○	○		○
千葉県	勝浦市	○	○			○					○
千葉県	市原市	○					○				○
千葉県	流山市	○					○		○		○
千葉県	八千代市				○		○				○
千葉県	我孫子市	○					○			○	
千葉県	鴨川市	○	○				○				○
千葉県	鎌ヶ谷市	○					○		○		○
千葉県	君津市				○			○			○
千葉県	富津市	○					○				○
千葉県	浦安市	○					○				○
千葉県	四街道市	○					○			○	
千葉県	袖ヶ浦市	○					○				○
千葉県	八街市				○		○			○	
千葉県	印西市	○					○				○
千葉県	白井市	○	○				○				○
千葉県	富里市	○					○			○	
千葉県	南房総市	○	○				○			○	
千葉県	匝瑳市	○					○				○
千葉県	香取市	○						○			○
千葉県	山武市				○		○				○
千葉県	いすみ市		○					○		○	
千葉県	大網白里市				○		○				○

		問1 学校における業務改善について									
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について				(2)業務に係る負担軽減の取組					
		H.教育委員会事務局の体制整備について				A.登下校に関する対応			B.放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応について		
都道府県名	市区町村名	①教育委員会における業務の適正化を図るため、業務の精選等を積極的に実施している。	②業務の適正化を図るため、総合教育会議等を通じて、首長や首長部局等とも共通理解を深めている。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心に担うこととしてはいいが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心に担うこととしてはいいが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。
千葉県	酒々井町				○		○			○	
千葉県	栄町		○				○				○
千葉県	神崎町	○					○				○
千葉県	多古町		○					○			○
千葉県	東庄町		○					○			○
千葉県	九十九里町				○		○			○	
千葉県	芝山町		○			○					○
千葉県	横芝光町	○						○			○
千葉県	一宮町	○					○			○	
千葉県	睦沢町	○	○			○					○
千葉県	長生村	○	○					○			○
千葉県	白子町	○	○				○			○	
千葉県	長柄町				○		○				○
千葉県	長南町		○					○			○
千葉県	大多喜町	○					○			○	
千葉県	御宿町	○						○			○
千葉県	鋸南町		○				○				○
東京都	千代田区				○		○				○
東京都	中央区				○			○			○
東京都	港区	○	○			○					○
東京都	新宿区	○	○				○				○
東京都	文京区	○	○			○					○
東京都	台東区	○						○			○
東京都	墨田区			○				○			○
東京都	江東区		○				○			○	
東京都	品川区	○	○			○				○	
東京都	目黒区				○			○			○
東京都	大田区	○					○				○
東京都	世田谷区	○	○					○			○
東京都	渋谷区				○		○			○	
東京都	中野区			○				○			○
東京都	杉並区	○	○				○				○
東京都	豊島区				○	○					○
東京都	北区			○			○				○
東京都	荒川区				○		○				○
東京都	板橋区				○	○					○
東京都	練馬区	○				○					○
東京都	足立区	○					○				○
東京都	葛飾区		○					○			○
東京都	江戸川区	○	○			○					○
東京都	八王子市	○	○				○			○	
東京都	立川市	○	○				○				○
東京都	武蔵野市		○					○			○
東京都	三鷹市		○			○			○		
東京都	青梅市		○				○			○	
東京都	府中市	○				○					○
東京都	昭島市	○					○				○
東京都	調布市	○					○				○
東京都	町田市				○			○			○
東京都	小金井市				○			○			○
東京都	小平市	○					○				○
東京都	日野市		○				○				○
東京都	東村山市	○				○					○
東京都	国分寺市	○	○					○	○		
東京都	国立市				○		○				○
東京都	福生市				○		○				○
東京都	狛江市		○				○				○
東京都	東大和市	○						○			○
東京都	清瀬市	○	○				○		○		
東京都	東久留米市				○		○				○
東京都	武蔵村山市				○		○			○	

		問1 学校における業務改善について									
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について				(2)業務に係る負担軽減の取組					
		H.教育委員会事務局の体制整備について				A.登下校に関する対応			B.放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応について		
都道府県名	市区町村名	①教育委員会における業務の適正化を図るため、業務の精選等を積極的に実施している。	②業務の適正化を図るため、総合教育会議等を通じて、首長や首長部局等とも共通理解を深めている。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心に担うこととしてはいいが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心に担うこととしてはいいが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。
東京都	多摩市	○	○				○				○
東京都	稲城市	○						○			○
東京都	羽村市	○					○			○	
東京都	あきる野市				○		○			○	
東京都	西東京市	○					○				○
東京都	瑞穂町			○				○			○
東京都	日の出町	○	○			○					○
東京都	檜原村				○	○			○		
東京都	奥多摩町				○			○			○
東京都	大島町	○						○			○
東京都	利島村				○			○			○
東京都	新島村				○			○			○
東京都	神津島村	○					○				○
東京都	三宅村				○			○			○
東京都	御蔵島村				○			○			○
東京都	八丈町		○					○			○
東京都	青ヶ島村				○			○			○
東京都	小笠原村				○			○	○		
神奈川県	横須賀市		○				○				○
神奈川県	平塚市	○					○				○
神奈川県	鎌倉市				○			○	○		
神奈川県	藤沢市				○			○			○
神奈川県	小田原市				○			○			○
神奈川県	茅ヶ崎市	○						○			○
神奈川県	逗子市	○				○					○
神奈川県	三浦市	○	○			○					○
神奈川県	秦野市	○	○					○		○	
神奈川県	厚木市	○	○				○		○		
神奈川県	大和市			○				○		○	
神奈川県	伊勢原市	○						○		○	
神奈川県	海老名市	○	○					○		○	
神奈川県	座間市	○						○			○
神奈川県	南足柄市	○						○		○	
神奈川県	綾瀬市		○					○			○
神奈川県	葉山町		○					○			○
神奈川県	寒川町	○						○		○	
神奈川県	大磯町				○			○			○
神奈川県	二宮町		○					○			○
神奈川県	中井町	○	○					○			○
神奈川県	大井町	○	○				○		○		○
神奈川県	松田町	○	○				○				○
神奈川県	山北町		○					○			○
神奈川県	開成町	○	○				○			○	
神奈川県	箱根町	○					○			○	
神奈川県	真鶴町	○					○				○
神奈川県	湯河原町	○	○				○		○		○
神奈川県	愛川町				○			○			○
神奈川県	清川村		○				○		○		○
新潟県	長岡市	○					○			○	
新潟県	三条市	○					○			○	
新潟県	柏崎市	○					○				○
新潟県	新発田市				○		○				○
新潟県	小千谷市				○		○				○
新潟県	加茂市	○					○				○
新潟県	十日町市				○			○			○
新潟県	見附市	○	○				○			○	
新潟県	村上市	○	○			○		○			○
新潟県	燕市	○					○				○
新潟県	糸魚川市				○		○				○
新潟県	妙高市				○			○			○
新潟県	五泉市				○			○			○

		問1 学校における業務改善について									
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について					(2)業務に係る負担軽減の取組				
		H.教育委員会事務局の体制整備について					A.登下校に関する対応			B.放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応について	
都道府県名	市区町村名	①教育委員会における業務の適正化を図るため、業務の精選等を積極的に実施している。	②業務の適正化を図るため、総合教育会議等を通じて、首長や首長部局等とも共通理解を深めている。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心に担っている。	②学校以外の主体が中心に担うことではないが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心に担っている。	②学校以外の主体が中心に担うことではないが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。
新潟県	上越市	○						○			○
新潟県	阿賀野市				○			○			○
新潟県	佐渡市	○	○				○				○
新潟県	魚沼市	○	○					○			○
新潟県	南魚沼市		○					○			○
新潟県	胎内市		○				○			○	
新潟県	聖籠町		○			○			○		
新潟県	弥彦村	○				○					○
新潟県	田上町		○				○				○
新潟県	阿賀町		○				○				○
新潟県	出雲崎町	○				○					○
新潟県	湯沢町			○			○			○	
新潟県	津南町	○	○					○			○
新潟県	刈羽村				○			○			○
新潟県	関川村	○	○			○		○			○
新潟県	粟島浦村	○						○			○
富山県	富山市	○					○				○
富山県	高岡市	○				○					○
富山県	魚津市	○				○					○
富山県	氷見市	○	○				○				○
富山県	滑川市		○			○		○			
富山県	黒部市	○	○				○			○	
富山県	砺波市	○	○				○			○	
富山県	小矢部市	○					○				○
富山県	南砺市	○					○			○	
富山県	射水市	○					○			○	
富山県	舟橋村				○			○			○
富山県	上市町	○					○			○	
富山県	立山町	○	○					○			○
富山県	入善町				○			○			○
富山県	朝日町	○				○					○
石川県	金沢市	○	○				○				○
石川県	七尾市	○	○				○				○
石川県	小松市	○	○				○		○		
石川県	輪島市	○					○			○	
石川県	珠洲市	○					○				○
石川県	加賀市	○	○				○			○	
石川県	羽咋市				○			○			○
石川県	かほく市	○	○				○		○		
石川県	白山市	○	○					○			○
石川県	能美市	○					○				○
石川県	野々市市	○	○				○			○	
石川県	川北町	○					○				○
石川県	河北郡津幡町	○	○				○			○	
石川県	内灘町	○	○				○				○
石川県	志賀町		○					○			○
石川県	宝達志水町	○					○			○	
石川県	中能登町	○					○			○	
石川県	穴水町		○				○				○
石川県	能登町	○	○				○				○
福井県	福井市	○	○				○		○		
福井県	敦賀市		○				○			○	
福井県	小浜市		○					○	○		
福井県	大野市	○						○			○
福井県	勝山市			○			○			○	
福井県	鯖江市	○		○			○				○
福井県	あわら市	○					○		○		
福井県	越前市	○	○				○			○	
福井県	坂井市	○	○			○		○			
福井県	永平寺町	○	○				○				○

		問1 学校における業務改善について									
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について				(2)業務に係る負担軽減の取組					
		H.教育委員会事務局の体制整備について				A.登下校に関する対応			B.放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応について		
都道府県名	市区町村名	①教育委員会における業務の適正化を図るため、業務の精選等を積極的に実施している。	②業務の適正化を図るため、総合教育会議等を通じて、首長や首長部局等とも共通理解を深めている。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心に担うこととしてはいいが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心に担うこととしてはいいが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。
福井県	池田町		○					○	○		
福井県	南越前町		○					○			○
福井県	越前町	○				○				○	
福井県	美浜町				○			○			○
福井県	高浜町	○					○		○		
福井県	おおい町	○					○				○
福井県	若狭町				○		○				○
山梨県	甲府市	○	○				○			○	
山梨県	富士吉田市	○					○				○
山梨県	都留市	○				○					○
山梨県	山梨市	○	○				○			○	
山梨県	大月市	○					○		○		
山梨県	韮崎市	○					○				○
山梨県	南アルプス市	○					○			○	
山梨県	北杜市	○					○				○
山梨県	甲斐市	○						○			○
山梨県	笛吹市				○		○				○
山梨県	上野原市		○				○				○
山梨県	甲州市		○			○					○
山梨県	中央市	○	○				○			○	
山梨県	市川三郷町	○						○			○
山梨県	早川町				○			○			○
山梨県	身延町	○						○			○
山梨県	南部町				○			○			○
山梨県	富士川町	○	○				○		○		
山梨県	昭和町				○			○			○
山梨県	道志村	○					○		○		
山梨県	西桂町	○	○				○				○
山梨県	忍野村	○					○				○
山梨県	山中湖村				○			○			○
山梨県	鳴沢村				○			○			○
山梨県	富士河口湖町		○				○				○
山梨県	小菅村				○		○				○
山梨県	丹波山村	○	○					○		○	
長野県	長野市	○	○	○			○			○	
長野県	松本市		○				○				○
長野県	上田市				○		○				○
長野県	岡谷市	○	○				○				○
長野県	飯田市				○			○			○
長野県	諏訪市	○		○			○			○	
長野県	須坂市				○			○			○
長野県	小諸市		○					○			○
長野県	伊那市	○					○				○
長野県	駒ヶ根市	○					○				○
長野県	中野市		○					○			○
長野県	大町市	○	○					○			○
長野県	飯山市				○			○			○
長野県	茅野市		○					○		○	
長野県	塩尻市	○					○				○
長野県	佐久市				○		○				○
長野県	千曲市	○		○			○			○	
長野県	東御市	○	○				○				○
長野県	安曇野市			○				○		○	
長野県	小海町		○				○				○
長野県	川上村		○				○				○
長野県	南牧村		○				○				○
長野県	南相木村	○	○					○			○
長野県	北相木村		○					○	○		
長野県	佐久穂町		○			○			○		○

		問1 学校における業務改善について									
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について				(2)業務に係る負担軽減の取組					
		H.教育委員会事務局の体制整備について				A.登下校に関する対応			B.放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応について		
都道府県名	市区町村名	①教育委員会における業務の適正化を図るため、業務の精選等を積極的に実施している。	②業務の適正化を図るため、総合教育会議等を通じて、首長や首長部局等とも共通理解を深めている。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心に担うこととしてはいいが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心に担うこととしてはいいが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。
長野県	軽井沢町		○				○			○	
長野県	御代田町	○					○				○
長野県	立科町		○					○			○
長野県	青木村				○			○			○
長野県	長和町		○					○			○
長野県	下諏訪町				○	○			○		
長野県	富士見町	○	○				○			○	
長野県	原村	○	○				○			○	
長野県	辰野町		○					○			○
長野県	箕輪町	○					○				○
長野県	飯島町				○			○			○
長野県	南箕輪村	○	○				○			○	
長野県	中川村				○	○					○
長野県	宮田村	○	○					○	○		
長野県	松川町	○						○	○		
長野県	高森町		○					○			○
長野県	阿南町				○			○			○
長野県	阿智村		○					○			○
長野県	平谷村				○	○					○
長野県	根羽村		○				○				○
長野県	下條村	○	○					○			○
長野県	売木村		○					○			○
長野県	天龍村	○	○				○			○	
長野県	泰阜村				○		○			○	
長野県	喬木村	○	○			○			○		
長野県	豊丘村		○					○	○		
長野県	大鹿村				○			○			○
長野県	上松町				○		○				○
長野県	南木曾町	○						○	○		
長野県	木祖村	○	○					○			○
長野県	王滝村	○						○			○
長野県	大桑村		○			○					○
長野県	木曾町		○				○				○
長野県	麻績村	○						○		○	
長野県	生坂村				○			○			○
長野県	山形村	○	○					○			○
長野県	朝日村	○	○					○			○
長野県	筑北村	○						○			○
長野県	池田町				○		○			○	
長野県	松川村		○				○				○
長野県	白馬村	○	○					○			○
長野県	小谷村		○					○			○
長野県	坂城町				○			○			○
長野県	小布施町		○					○			○
長野県	高山村		○					○			○
長野県	山ノ内町		○					○			○
長野県	木島平村				○			○			○
長野県	野沢温泉村		○					○			○
長野県	信濃町				○		○				○
長野県	小川村				○			○			○
長野県	飯綱町		○			○					○
長野県	栄村	○	○			○					○
岐阜県	岐阜市	○	○				○			○	
岐阜県	大垣市	○	○			○					○
岐阜県	高山市	○	○				○			○	
岐阜県	多治見市	○	○				○			○	
岐阜県	関市	○	○				○			○	
岐阜県	中津川市	○					○			○	
岐阜県	美濃市	○	○				○				○
岐阜県	瑞浪市	○					○			○	
岐阜県	羽島市				○		○		○		

		問1 学校における業務改善について									
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について				(2)業務に係る負担軽減の取組					
		H.教育委員会事務局の体制整備について				A.登下校に関する対応			B.放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応について		
都道府県名	市区町村名	①教育委員会における業務の適正化を図るため、業務の精選等を積極的に実施している。	②業務の適正化を図るため、総合教育会議等を通じて、首長や首長部局等とも共通理解を深めている。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心に担うこととしてはいいが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心に担うこととしてはいいが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。
岐阜県	恵那市	○					○			○	
岐阜県	美濃加茂市	○	○				○			○	
岐阜県	土岐市	○						○			○
岐阜県	各務原市	○						○			○
岐阜県	可児市	○	○				○				○
岐阜県	山県市	○					○			○	
岐阜県	瑞穂市		○					○			○
岐阜県	飛騨市				○			○			○
岐阜県	本巣市	○	○				○			○	
岐阜県	郡上市	○						○			○
岐阜県	下呂市	○						○			○
岐阜県	海津市	○				○					○
岐阜県	養老町				○		○				○
岐阜県	垂井町	○					○				○
岐阜県	関ヶ原町	○					○				○
岐阜県	神戸町				○		○				○
岐阜県	輪之内町		○				○				○
岐阜県	安八町		○				○				○
岐阜県	揖斐川町	○					○				○
岐阜県	大野町				○	○					○
岐阜県	池田町	○	○				○				○
岐阜県	北方町	○	○				○				○
岐阜県	坂祝町		○				○				○
岐阜県	富加町	○	○			○					○
岐阜県	川辺町		○					○	○		
岐阜県	七宗町	○	○				○				○
岐阜県	八百津町	○	○			○					○
岐阜県	白川町				○				○		○
岐阜県	東白川村	○	○					○		○	
岐阜県	御嵩町	○	○				○			○	
岐阜県	白川村		○				○			○	
岐阜県	羽島郡二町 (岐南町、笠松町)		○				○				○
静岡県	沼津市	○					○		○		
静岡県	熱海市	○	○				○				○
静岡県	三島市		○				○			○	
静岡県	富士宮市	○	○				○				○
静岡県	伊東市	○						○		○	
静岡県	島田市	○	○			○		○			
静岡県	富士市	○						○			○
静岡県	磐田市		○				○				○
静岡県	焼津市	○	○				○			○	
静岡県	掛川市	○	○				○			○	
静岡県	藤枝市	○					○			○	
静岡県	御殿場市	○					○			○	
静岡県	袋井市	○					○				○
静岡県	下田市	○						○			○
静岡県	裾野市	○	○					○			○
静岡県	湖西市	○	○			○		○			
静岡県	伊豆市				○			○			○
静岡県	御前崎市				○	○					○
静岡県	菊川市	○				○					○
静岡県	伊豆の国市		○				○				○
静岡県	牧之原市	○					○			○	
静岡県	東伊豆町			○			○				○
静岡県	河津町				○			○			○
静岡県	南伊豆町	○						○			○
静岡県	松崎町				○		○		○		
静岡県	西伊豆町			○			○				○
静岡県	函南町	○	○					○			○

		問1 学校における業務改善について									
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について				(2)業務に係る負担軽減の取組					
		H.教育委員会事務局の体制整備について				A.登下校に関する対応			B.放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応について		
都道府県名	市区町村名	①教育委員会における業務の適正化を図るため、業務の精選等を積極的に実施している。	②業務の適正化を図るため、総合教育会議等を通じて、首長や首長部局等とも共通理解を深めている。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心に担うこととしてはいいが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心に担うこととしてはいいが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。
静岡県	清水町	○					○			○	
静岡県	長泉町	○	○				○		○		
静岡県	小山町	○	○				○				○
静岡県	吉田町	○	○					○			○
静岡県	川根本町	○	○				○				○
静岡県	森町		○					○			○
愛知県	豊橋市	○						○			○
愛知県	岡崎市	○						○			○
愛知県	一宮市	○	○				○				○
愛知県	瀬戸市	○					○			○	
愛知県	半田市	○					○				○
愛知県	春日井市	○	○				○			○	
愛知県	豊川市	○						○			○
愛知県	津島市				○		○				○
愛知県	碧南市	○						○	○		
愛知県	刈谷市	○					○				○
愛知県	豊田市	○	○					○			○
愛知県	安城市		○				○				○
愛知県	西尾市	○	○					○			○
愛知県	蒲郡市	○						○			○
愛知県	犬山市	○	○				○				○
愛知県	常滑市				○			○			○
愛知県	江南市	○					○		○		
愛知県	小牧市	○					○				○
愛知県	稲沢市	○						○			○
愛知県	新城市	○						○			○
愛知県	東海市				○			○		○	
愛知県	大府市	○	○					○			○
愛知県	知多市				○		○				○
愛知県	知立市	○						○			○
愛知県	尾張旭市	○	○				○				○
愛知県	高浜市				○		○			○	
愛知県	岩倉市		○					○			○
愛知県	豊明市	○					○			○	
愛知県	日進市	○	○				○				○
愛知県	田原市	○						○			○
愛知県	愛西市				○		○				○
愛知県	清須市	○	○					○			○
愛知県	北名古屋		○			○				○	
愛知県	弥富市	○					○				○
愛知県	みよし市	○	○				○			○	
愛知県	あま市		○				○				○
愛知県	長久手市	○	○					○			○
愛知県	東郷町		○				○				○
愛知県	豊山町	○	○					○			○
愛知県	大口町	○	○				○				○
愛知県	扶桑町	○	○				○				○
愛知県	大治町	○	○				○		○		
愛知県	蟹江町		○				○				○
愛知県	飛島村	○	○			○					○
愛知県	阿久比町		○					○			○
愛知県	東浦町	○	○					○			○
愛知県	南知多町	○					○				○
愛知県	美浜町	○						○			○
愛知県	武豊町		○				○				○
愛知県	幸田町	○	○				○				○
愛知県	設楽町				○			○			○
愛知県	東栄町				○			○			○
愛知県	豊根村				○			○			○
三重県	津市		○				○				○
三重県	四日市市	○	○			○		○			



		問1 学校における業務改善について									
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について				(2)業務に係る負担軽減の取組					
		H.教育委員会事務局の体制整備について				A.登下校に関する対応			B.放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応について		
都道府県名	市区町村名	①教育委員会における業務の適正化を図るため、業務の精選等を積極的に実施している。	②業務の適正化を図るため、総合教育会議等を通じて、首長や首長部局等とも共通理解を深めている。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心に担うこととしてはいいないが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心に担うこととしてはいいないが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。
三重県	伊勢市	○	○				○				○
三重県	松阪市	○	○					○			○
三重県	桑名市	○	○				○		○		
三重県	鈴鹿市	○				○			○		
三重県	名張市	○	○				○			○	
三重県	尾鷲市	○					○				○
三重県	亀山市	○					○			○	
三重県	鳥羽市	○	○				○			○	
三重県	熊野市	○						○			○
三重県	いなべ市	○						○			○
三重県	志摩市	○					○			○	
三重県	伊賀市	○					○			○	
三重県	木曾岬町	○					○		○		
三重県	東員町	○	○					○	○		
三重県	菰野町				○	○					○
三重県	朝日町				○			○			○
三重県	川越町	○	○				○				○
三重県	多気町		○					○			○
三重県	明和町	○						○			○
三重県	大台町	○	○					○			○
三重県	玉城町	○	○				○		○		
三重県	度会町	○					○		○		
三重県	大紀町	○						○			○
三重県	南伊勢町	○	○				○			○	
三重県	紀北町		○					○			○
三重県	御浜町	○	○				○			○	
三重県	紀宝町	○	○				○				○
滋賀県	大津市	○					○				○
滋賀県	彦根市	○					○				○
滋賀県	長浜市	○	○				○			○	
滋賀県	近江八幡市		○				○			○	
滋賀県	草津市	○	○				○			○	
滋賀県	守山市	○	○				○				○
滋賀県	栗東市	○						○			○
滋賀県	甲賀市		○			○					○
滋賀県	野洲市			○			○				○
滋賀県	湖南市	○	○				○				○
滋賀県	高島市	○					○				○
滋賀県	東近江市	○	○					○			○
滋賀県	米原市	○					○				○
滋賀県	日野町				○	○			○		
滋賀県	竜王町		○			○				○	
滋賀県	愛荘町	○					○				○
滋賀県	豊郷町				○		○				○
滋賀県	甲良町	○	○					○			○
滋賀県	多賀町		○					○			○
京都府	福知山市				○			○	○		
京都府	舞鶴市				○			○			○
京都府	綾部市	○					○				○
京都府	宇治市		○				○				○
京都府	宮津市	○	○					○			○
京都府	亀岡市			○			○				○
京都府	城陽市	○						○			○
京都府	向日市	○					○			○	
京都府	長岡京市	○						○			○
京都府	八幡市				○		○			○	
京都府	京田辺市				○		○				○
京都府	京丹後市	○					○				○
京都府	南丹市	○	○					○			○
京都府	木津川市	○	○				○				○
京都府	大山崎町	○					○		○		

		問1 学校における業務改善について									
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について				(2)業務に係る負担軽減の取組					
		H.教育委員会事務局の体制整備について				A.登下校に関する対応			B.放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応について		
都道府県名	市区町村名	①教育委員会における業務の適正化を図るため、業務の精選等を積極的に実施している。	②業務の適正化を図るため、総合教育会議等を通じて、首長や首長部局等とも共通理解を深めている。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心に担うこととしてはいいが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心に担うこととしてはいいが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。
京都府	久御山町				○	○					○
京都府	井手町	○	○				○			○	
京都府	宇治田原町	○					○				○
京都府	精華町		○					○			○
京都府	京丹波町				○		○			○	
京都府	伊根町				○			○			○
京都府	与謝野町		○				○			○	
京都府	相楽東部広域連合			○			○				○
大阪府	岸和田市	○					○		○		
大阪府	豊中市	○						○			○
大阪府	池田市				○		○			○	
大阪府	吹田市	○					○			○	
大阪府	泉大津市				○		○				○
大阪府	高槻市	○					○				○
大阪府	貝塚市	○					○			○	
大阪府	守口市	○				○			○		
大阪府	枚方市	○					○			○	
大阪府	茨木市	○	○				○				○
大阪府	八尾市	○	○				○			○	
大阪府	泉佐野市	○	○				○				○
大阪府	富田林市				○			○			○
大阪府	寝屋川市				○	○			○		
大阪府	河内長野市	○				○			○		
大阪府	松原市	○	○			○			○		
大阪府	大東市		○				○				○
大阪府	和泉市		○				○			○	
大阪府	箕面市	○	○					○			○
大阪府	柏原市	○	○			○			○		
大阪府	羽曳野市	○					○				○
大阪府	門真市	○						○			○
大阪府	摂津市	○						○	○		
大阪府	高石市	○						○			○
大阪府	藤井寺市	○					○			○	
大阪府	東大阪市	○					○				○
大阪府	泉南市			○				○			○
大阪府	四條畷市	○	○					○			○
大阪府	交野市	○	○				○			○	
大阪府	大阪狭山市	○					○				○
大阪府	阪南市	○	○				○				○
大阪府	島本町				○	○					○
大阪府	豊能町	○	○			○		○			○
大阪府	能勢町				○		○				○
大阪府	忠岡町	○					○				○
大阪府	熊取町	○				○					○
大阪府	田尻町				○	○			○		
大阪府	岬町		○			○					○
大阪府	太子町				○		○			○	
大阪府	河南町	○					○				○
大阪府	千早赤阪村		○				○				○
兵庫県	姫路市	○						○			○
兵庫県	尼崎市				○		○			○	
兵庫県	明石市	○		○			○			○	
兵庫県	西宮市	○					○			○	
兵庫県	洲本市	○					○			○	
兵庫県	芦屋市	○					○				○
兵庫県	伊丹市	○	○			○				○	
兵庫県	相生市	○	○				○			○	
兵庫県	豊岡市				○		○			○	
兵庫県	加古川市	○					○			○	
兵庫県	赤穂市	○	○			○				○	

		問1 学校における業務改善について									
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について				(2)業務に係る負担軽減の取組					
		H.教育委員会事務局の体制整備について				A.登下校に関する対応			B.放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応について		
都道府県名	市区町村名	①教育委員会における業務の適正化を図るため、業務の精選等を積極的に実施している。	②業務の適正化を図るため、総合教育会議等を通じて、首長や首長部局等とも共通理解を深めている。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心に担うこととしてはいいが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心に担うこととしてはいいが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。
兵庫県	西脇市	○	○				○			○	
兵庫県	宝塚市	○	○					○			○
兵庫県	三木市	○					○			○	
兵庫県	高砂市			○			○			○	
兵庫県	川西市	○					○				○
兵庫県	小野市	○	○				○				○
兵庫県	三田市	○					○				○
兵庫県	加西市	○	○				○			○	
兵庫県	篠山市	○					○		○		
兵庫県	養父市	○					○			○	
兵庫県	丹波市				○		○				○
兵庫県	南あわじ市	○	○				○				○
兵庫県	朝来市			○				○			○
兵庫県	淡路市	○	○				○				○
兵庫県	宍粟市	○					○			○	
兵庫県	加東市				○		○		○		
兵庫県	たつの市	○					○			○	
兵庫県	猪名川町	○					○				○
兵庫県	多可町	○	○			○				○	
兵庫県	稲美町	○	○				○				○
兵庫県	播磨町	○	○				○			○	
兵庫県	市川町		○					○			○
兵庫県	福崎町		○					○			○
兵庫県	神河町	○	○			○					○
兵庫県	太子町	○					○				○
兵庫県	上郡町	○						○			○
兵庫県	佐用町	○						○			○
兵庫県	香美町	○	○					○			○
兵庫県	新温泉町	○						○			○
奈良県	奈良市	○						○			○
奈良県	大和高田市	○	○					○			○
奈良県	大和郡山市	○	○					○			○
奈良県	天理市				○		○			○	
奈良県	橿原市		○				○				○
奈良県	桜井市				○		○			○	
奈良県	五條市		○				○			○	
奈良県	御所市			○				○			○
奈良県	生駒市		○			○			○		
奈良県	香芝市	○					○			○	
奈良県	葛城市		○			○					○
奈良県	宇陀市	○					○			○	
奈良県	山添村	○				○					○
奈良県	平群町				○			○			○
奈良県	三郷町				○		○		○		
奈良県	斑鳩町				○		○			○	
奈良県	安堵町				○			○			○
奈良県	川西町	○	○			○				○	
奈良県	三宅町		○				○				○
奈良県	田原本町				○		○				○
奈良県	曾爾村		○			○					○
奈良県	御杖村		○					○			○
奈良県	高取町				○	○			○		
奈良県	明日香村				○		○				○
奈良県	上牧町				○		○				○
奈良県	王寺町				○		○			○	
奈良県	広陵町	○	○				○			○	
奈良県	河合町				○		○				○
奈良県	吉野町	○	○				○				○
奈良県	大淀町				○			○			○
奈良県	下市町	○	○			○			○		
奈良県	黒滝村	○					○		○		

		問1 学校における業務改善について									
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について				(2)業務に係る負担軽減の取組					
		H.教育委員会事務局の体制整備について				A.登下校に関する対応			B.放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応について		
都道府県名	市区町村名	①教育委員会における業務の適正化を図るため、業務の精選等を積極的に実施している。	②業務の適正化を図るため、総合教育会議等を通じて、首長や首長部局等とも共通理解を深めている。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心的に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心的に担うこととしてはいいが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心的に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心的に担うこととしてはいいが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。
奈良県	天川村	○						○			○
奈良県	野迫川村		○				○				○
奈良県	十津川村	○	○				○				○
奈良県	下北山村	○						○			○
奈良県	上北山村		○				○				○
奈良県	川上村	○					○			○	
奈良県	東吉野村				○			○			○
奈良県	川西町・三宅町式下中学校組合		○					○			○
和歌山県	和歌山市	○				○			○		
和歌山県	海南市	○	○					○			○
和歌山県	橋本市	○					○				○
和歌山県	有田市	○	○				○			○	
和歌山県	御坊市				○		○				○
和歌山県	田辺市	○					○				○
和歌山県	新宮市				○			○			○
和歌山県	紀の川市		○				○				○
和歌山県	岩出市		○				○				○
和歌山県	紀美野町	○						○	○		
和歌山県	かつらぎ町				○			○			○
和歌山県	九度山町	○				○					○
和歌山県	高野町				○			○			○
和歌山県	湯浅町	○	○				○			○	
和歌山県	広川町				○		○			○	
和歌山県	有田川町	○					○				○
和歌山県	美浜町				○			○			○
和歌山県	日高町				○			○			○
和歌山県	由良町		○				○			○	
和歌山県	印南町	○						○			○
和歌山県	みなべ町				○			○			○
和歌山県	日高川町				○			○		○	
和歌山県	白浜町				○			○			○
和歌山県	上富田町		○				○				○
和歌山県	すさみ町	○	○				○				○
和歌山県	那智勝浦町		○					○			○
和歌山県	太地町		○			○			○		
和歌山県	古座川町				○		○				○
和歌山県	北山村				○	○					○
和歌山県	串本町		○					○			○
鳥取県	鳥取市				○			○			○
鳥取県	米子市	○						○			○
鳥取県	倉吉市		○				○				○
鳥取県	境港市				○		○				○
鳥取県	岩美町				○			○			○
鳥取県	若桜町	○						○			○
鳥取県	智頭町				○			○			○
鳥取県	八頭町	○	○					○			○
鳥取県	三朝町	○					○			○	
鳥取県	湯梨浜町	○	○				○			○	
鳥取県	琴浦町	○	○				○				○
鳥取県	北栄町	○				○			○		
鳥取県	日吉津村		○					○			○
鳥取県	大山町		○				○				○
鳥取県	南部町	○	○				○			○	
鳥取県	伯耆町	○						○			○
鳥取県	日南町	○					○				○
鳥取県	日野町				○			○			○
鳥取県	江府町				○		○				○
島根県	松江市	○	○					○			○
島根県	浜田市				○			○			○

		問1 学校における業務改善について								
都道府県名	市区町村名	(1)学校における業務改善の取り組み状況について				(2)業務に係る負担軽減の取組				
		H.教育委員会事務局の体制整備について				A.登下校に関する対応			B.放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応について	
		①教育委員会における業務の適正化を図るため、業務の精選等を積極的に実施している。	②業務の適正化を図るため、総合教育会議等を通じて、首長や首長部局等とも共通理解を深めている。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心に担うこととしてはいいが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心に担うこととしてはいいが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。
島根県	出雲市	○						○		○
島根県	益田市	○					○			○
島根県	大田市		○	○			○			○
島根県	安来市	○						○		○
島根県	江津市	○	○					○		○
島根県	雲南市	○					○			○
島根県	奥出雲町				○			○		○
島根県	飯南町		○					○		○
島根県	川本町		○					○		○
島根県	美郷町				○			○		○
島根県	邑南町				○			○		○
島根県	津和野町	○						○		○
島根県	吉賀町				○			○		○
島根県	海士町				○			○		○
島根県	西ノ島町				○			○		○
島根県	知夫村	○	○					○		○
島根県	隠岐の島町				○			○		○
岡山県	倉敷市				○			○		○
岡山県	津山市				○			○		○
岡山県	玉野市	○	○			○				○
岡山県	笠岡市	○					○		○	
岡山県	井原市	○						○		○
岡山県	総社市		○					○		○
岡山県	高梁市	○	○					○		○
岡山県	新見市	○						○		○
岡山県	備前市				○			○		○
岡山県	瀬戸内市				○			○		○
岡山県	赤磐市	○						○		○
岡山県	真庭市	○						○		○
岡山県	美作市				○			○		○
岡山県	浅口市	○	○					○	○	
岡山県	和気町				○			○		○
岡山県	早島町	○	○					○		○
岡山県	里庄町	○						○		○
岡山県	矢掛町				○			○		○
岡山県	新庄村				○			○		○
岡山県	鏡野町	○	○					○		○
岡山県	勝央町	○	○					○	○	
岡山県	奈義町	○						○	○	
岡山県	西粟倉村				○			○		○
岡山県	久米南町	○	○			○				○
岡山県	美咲町	○						○		○
岡山県	吉備中央町		○					○		○
広島県	呉市	○						○		○
広島県	竹原市	○						○		○
広島県	三原市	○						○		○
広島県	尾道市	○						○		○
広島県	福山市	○					○		○	
広島県	府中市	○	○					○		○
広島県	三次市	○	○			○		○		○
広島県	庄原市	○	○					○		○
広島県	大竹市	○						○		○
広島県	東広島市	○					○			○
広島県	廿日市市		○				○			○
広島県	安芸高田市	○						○		○
広島県	江田島市				○	○				○
広島県	府中町				○	○				○
広島県	海田町	○				○				○
広島県	熊野町	○				○				○
広島県	坂町	○						○		○
広島県	安芸太田町	○				○				○

		問1 学校における業務改善について									
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について					(2)業務に係る負担軽減の取組				
		H.教育委員会事務局の体制整備について					A.登下校に関する対応			B.放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応について	
都道府県名	市区町村名	①教育委員会における業務の適正化を図るため、業務の精選等を積極的に実施している。	②業務の適正化を図るため、総合教育会議等を通じて、首長や首長部局等とも共通理解を深めている。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心に担うこととしては、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心に担うこととしては、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。
広島県	北広島町		○					○			○
広島県	大崎上島町		○						○		
広島県	世羅町	○	○				○				○
広島県	神石高原町		○					○			○
山口県	下関市				○			○			○
山口県	宇部市	○	○					○			○
山口県	山口市	○	○				○				○
山口県	萩市	○						○			○
山口県	防府市	○					○		○		
山口県	下松市	○					○			○	
山口県	岩国市	○	○				○			○	
山口県	光市	○	○				○			○	
山口県	長門市				○		○			○	
山口県	柳井市	○	○				○				○
山口県	美祢市	○						○			○
山口県	周南市	○	○				○				○
山口県	山陽小野田市	○	○					○			○
山口県	周防大島町	○	○				○				○
山口県	和木町	○	○				○		○		
山口県	上関町				○			○			○
山口県	田布施町	○					○			○	
山口県	平生町				○		○			○	
山口県	阿武町	○	○				○				○
徳島県	徳島市	○	○				○			○	
徳島県	鳴門市				○			○	○		
徳島県	小松島市	○					○			○	
徳島県	阿南市		○				○			○	
徳島県	吉野川市	○	○				○				○
徳島県	阿波市				○			○			○
徳島県	美馬市	○	○				○		○		
徳島県	三好市	○	○			○			○		
徳島県	勝浦町		○				○		○		
徳島県	上勝町				○			○			○
徳島県	佐那河内村				○			○			○
徳島県	石井町				○	○			○		
徳島県	神山町	○						○			○
徳島県	那賀町		○					○	○		
徳島県	牟岐町				○			○			○
徳島県	美波町				○			○	○		
徳島県	海陽町	○	○					○			○
徳島県	松茂町		○				○		○		
徳島県	北島町	○	○				○				○
徳島県	藍住町				○			○			○
徳島県	板野町	○					○			○	
徳島県	上板町				○		○			○	
徳島県	つるぎ町		○				○			○	
徳島県	東みよし町	○					○				○
香川県	高松市		○				○			○	
香川県	丸亀市	○						○			○
香川県	坂出市				○			○			○
香川県	善通寺市		○				○				○
香川県	観音寺市	○	○				○		○		
香川県	さぬき市	○						○			○
香川県	東かがわ市		○					○			○
香川県	三豊市	○					○		○		
香川県	土庄町	○	○				○			○	
香川県	小豆島町	○						○			○
香川県	三木町				○		○				○
香川県	直島町		○				○			○	
香川県	宇多津町	○					○				○

		問1 学校における業務改善について									
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について				(2)業務に係る負担軽減の取組					
		H.教育委員会事務局の体制整備について				A.登下校に関する対応			B.放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応について		
都道府県名	市区町村名	①教育委員会における業務の適正化を図るため、業務の精選等を積極的に実施している。	②業務の適正化を図るため、総合教育会議等を通じて、首長や首長部局等とも共通理解を深めている。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心的に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心的に担うこととしてはいいが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心的に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心的に担うこととしてはいいが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。
香川県	綾川町	○	○				○			○	
香川県	琴平町	○	○					○			○
香川県	多度津町				○			○			○
香川県	まんのう町				○		○				○
愛媛県	松山市	○						○		○	
愛媛県	今治市	○					○		○		
愛媛県	宇和島市	○	○					○			○
愛媛県	八幡浜市	○	○				○			○	
愛媛県	新居浜市	○					○		○		
愛媛県	西条市				○			○			○
愛媛県	大洲市		○					○			○
愛媛県	伊予市	○						○			○
愛媛県	四国中央市	○	○				○			○	
愛媛県	西予市	○						○			○
愛媛県	東温市				○			○			○
愛媛県	上島町	○	○					○			○
愛媛県	久万高原町		○			○			○		
愛媛県	松前町	○					○		○		
愛媛県	砥部町		○					○			○
愛媛県	内子町		○					○			○
愛媛県	伊方町	○	○					○			○
愛媛県	松野町	○						○			○
愛媛県	鬼北町	○					○				○
愛媛県	愛南町		○			○			○		
高知県	高知市				○		○				○
高知県	室戸市		○					○		○	
高知県	安芸市		○					○	○		
高知県	南国市				○			○			○
高知県	土佐市				○	○			○		
高知県	須崎市	○					○				○
高知県	宿毛市				○			○			○
高知県	土佐清水市	○						○	○		
高知県	四万十市	○					○			○	
高知県	香南市	○	○				○				○
高知県	香美市	○					○			○	
高知県	東洋町		○				○		○		
高知県	奈半利町		○					○	○		
高知県	田野町				○			○			○
高知県	安田町		○				○				○
高知県	北川村				○	○			○		
高知県	馬路村				○			○			○
高知県	芸西村				○			○			
高知県	本山町		○			○			○		○
高知県	大豊町				○			○	○		
高知県	土佐町		○				○		○		
高知県	大川村		○			○					○
高知県	いの町	○	○	○				○	○		
高知県	仁淀川町	○						○			○
高知県	中土佐町				○			○	○		
高知県	佐川町				○			○	○		
高知県	越知町	○	○			○			○		
高知県	梶原町	○	○			○			○		
高知県	日高村	○				○				○	
高知県	津野町		○				○		○		
高知県	四万十町			○			○		○		
高知県	大月町		○			○			○		
高知県	三原村	○	○				○				○
高知県	黒潮町				○	○					○
福岡県	大牟田市	○					○				○
福岡県	久留米市		○				○				○
福岡県	直方市	○	○					○			○

		問1 学校における業務改善について										
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について					(2)業務に係る負担軽減の取組					
		H.教育委員会事務局の体制整備について					A.登下校に関する対応			B.放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応について		
都道府県名	市区町村名	①教育委員会における業務の適正化を図るため、業務の精選等を積極的に実施している。	②業務の適正化を図るため、総合教育会議等を通じて、首長や首長部局等とも共通理解を深めている。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心に担うこととしてはいいが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心に担うこととしてはいいが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。	
福岡県	飯塚市	○					○			○		
福岡県	田川市	○				○			○			
福岡県	柳川市	○					○			○		
福岡県	八女市	○	○					○			○	
福岡県	筑後市				○			○			○	
福岡県	大川市				○			○			○	
福岡県	行橋市	○	○					○			○	
福岡県	豊前市		○			○					○	
福岡県	中間市				○			○			○	
福岡県	小郡市		○					○		○		
福岡県	筑紫野市	○						○			○	
福岡県	春日市	○						○			○	
福岡県	大野城市	○	○					○			○	
福岡県	宗像市				○			○			○	
福岡県	太宰府市		○			○			○		○	
福岡県	古賀市	○	○					○			○	
福岡県	福津市				○			○			○	
福岡県	うきは市		○					○			○	
福岡県	宮若市	○						○			○	
福岡県	嘉麻市				○			○			○	
福岡県	朝倉市	○				○					○	
福岡県	みやま市	○						○			○	
福岡県	糸島市	○						○			○	
福岡県	那珂川町				○			○			○	
福岡県	宇美町	○	○			○					○	
福岡県	篠栗町	○						○			○	
福岡県	志免町	○	○					○			○	
福岡県	須恵町		○					○			○	
福岡県	新宮町		○					○			○	
福岡県	久山町	○	○			○					○	
福岡県	粕屋町	○						○			○	
福岡県	芦屋町	○	○					○			○	
福岡県	水巻町				○	○			○		○	
福岡県	岡垣町	○				○			○		○	
福岡県	遠賀町				○			○			○	
福岡県	小竹町	○	○					○			○	
福岡県	鞍手町	○						○			○	
福岡県	桂川町	○						○			○	
福岡県	筑前町	○	○					○			○	
福岡県	東峰村				○			○			○	
福岡県	大刀洗町	○	○					○	○		○	
福岡県	大木町	○						○			○	
福岡県	広川町	○						○			○	
福岡県	香春町	○						○			○	
福岡県	添田町	○						○			○	
福岡県	糸田町	○						○			○	
福岡県	川崎町	○						○			○	
福岡県	大任町	○	○					○			○	
福岡県	赤村		○					○			○	
福岡県	福智町				○			○			○	
福岡県	苅田町			○				○			○	
福岡県	みやこ町	○						○		○	○	
福岡県	吉富町		○					○			○	
福岡県	上毛町	○	○			○			○		○	
福岡県	築上町		○			○					○	
佐賀県	佐賀市	○	○					○			○	
佐賀県	唐津市				○			○		○	○	
佐賀県	鳥栖市				○			○			○	
佐賀県	多久市	○						○		○	○	
佐賀県	伊万里市	○	○					○			○	
佐賀県	武雄市	○	○					○			○	



		問1 学校における業務改善について									
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について				(2)業務に係る負担軽減の取組					
		H.教育委員会事務局の体制整備について				A.登下校に関する対応			B.放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応について		
都道府県名	市区町村名	①教育委員会における業務の適正化を図るため、業務の精選等を積極的に実施している。	②業務の適正化を図るため、総合教育会議等を通じて、首長や首長部局等とも共通理解を深めている。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心に担うことではないが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心に担うことではないが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。
佐賀県	鹿島市	○	○					○			○
佐賀県	小城市	○						○			○
佐賀県	嬉野市				○			○			○
佐賀県	神埼市	○	○				○			○	
佐賀県	吉野ヶ里町	○	○					○			○
佐賀県	基山町	○				○				○	
佐賀県	上峰町				○	○			○		
佐賀県	みやき町	○					○				○
佐賀県	玄海町	○	○			○					○
佐賀県	有田町		○			○					○
佐賀県	大町町	○						○			○
佐賀県	江北町				○			○		○	
佐賀県	白石町	○					○			○	
佐賀県	太良町				○		○				○
長崎県	長崎市	○	○			○				○	
長崎県	佐世保市	○	○				○			○	
長崎県	島原市				○		○		○		
長崎県	諫早市	○					○		○		
長崎県	大村市	○	○				○			○	
長崎県	平戸市	○	○				○			○	
長崎県	松浦市	○	○				○			○	
長崎県	対馬市	○						○			○
長崎県	壱岐市	○						○			○
長崎県	五島市		○				○			○	
長崎県	西海市		○				○			○	
長崎県	雲仙市	○						○			○
長崎県	南島原市	○	○				○				○
長崎県	長与町	○						○			○
長崎県	時津町				○		○				○
長崎県	東彼杵町		○				○			○	
長崎県	川棚町				○			○			○
長崎県	波佐見町	○	○					○			○
長崎県	小値賀町				○			○			○
長崎県	佐々町	○						○			○
長崎県	新上五島町	○	○					○			○
熊本県	八代市	○	○			○			○		
熊本県	人吉市	○					○			○	
熊本県	荒尾市	○					○				○
熊本県	水俣市	○						○			○
熊本県	玉名市	○						○			○
熊本県	山鹿市	○						○			○
熊本県	菊池市				○			○			○
熊本県	宇土市				○			○			○
熊本県	上天草市	○	○				○				○
熊本県	宇城市	○					○			○	
熊本県	阿蘇市	○	○				○			○	
熊本県	天草市	○						○			○
熊本県	合志市	○					○			○	
熊本県	美里町		○					○	○		
熊本県	玉東町	○	○					○			○
熊本県	南関町		○					○			○
熊本県	長洲町				○	○			○		
熊本県	和水町	○	○				○				○
熊本県	大津町	○					○			○	
熊本県	菊陽町	○				○					○
熊本県	南小国町				○			○			○
熊本県	小国町	○	○			○					○
熊本県	産山村				○			○			○
熊本県	高森町		○					○			○
熊本県	西原村		○			○			○		
熊本県	南阿蘇村	○						○			○

		問1 学校における業務改善について									
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について				(2)業務に係る負担軽減の取組					
		H.教育委員会事務局の体制整備について				A.登下校に関する対応			B.放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応について		
都道府県名	市区町村名	①教育委員会における業務の適正化を図るため、業務の精選等を積極的に実施している。	②業務の適正化を図るため、総合教育会議等を通じて、首長や首長部局等とも共通理解を深めている。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心に担うこととしてはいいが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心に担うこととしてはいいが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。
熊本県	御船町		○					○			○
熊本県	嘉島町		○				○			○	
熊本県	益城町				○			○			○
熊本県	甲佐町	○	○				○				○
熊本県	山都町				○			○			○
熊本県	氷川町	○	○			○				○	
熊本県	芦北町				○			○			○
熊本県	津奈木町		○					○			○
熊本県	錦町	○						○			○
熊本県	多良木町		○					○			○
熊本県	湯前町				○	○					○
熊本県	水上村				○			○			○
熊本県	相良村	○					○				○
熊本県	五木村	○						○			○
熊本県	山江村	○	○					○			○
熊本県	球磨村		○					○			○
熊本県	あさぎり町	○					○				○
熊本県	苓北町		○				○			○	
大分県	大分市		○	○			○			○	
大分県	別府市	○	○					○			○
大分県	中津市	○	○				○			○	
大分県	日田市	○				○					○
大分県	佐伯市				○			○			○
大分県	臼杵市	○	○					○			○
大分県	津久見市				○		○			○	
大分県	竹田市				○		○				○
大分県	豊後高田市	○	○				○			○	
大分県	杵築市	○	○					○			○
大分県	宇佐市	○	○			○			○		
大分県	豊後大野市		○				○				○
大分県	由布市				○			○			○
大分県	国東市	○					○				○
大分県	姫島村	○	○					○			○
大分県	日出町				○			○			○
大分県	九重町		○				○				○
大分県	玖珠町				○			○			○
宮崎県	宮崎市	○						○			○
宮崎県	都城市	○						○			○
宮崎県	延岡市	○						○			○
宮崎県	日南市	○	○					○			○
宮崎県	小林市				○		○			○	
宮崎県	日向市		○					○			○
宮崎県	串間市	○	○					○		○	
宮崎県	西都市	○				○			○		
宮崎県	えびの市	○					○				○
宮崎県	三股町	○	○			○					○
宮崎県	高原町		○					○			○
宮崎県	国富町	○	○					○			○
宮崎県	綾町	○					○				○
宮崎県	高鍋町	○	○					○			○
宮崎県	新富町	○	○			○					○
宮崎県	西米良村	○						○			○
宮崎県	木城町		○				○		○		
宮崎県	川南町	○					○			○	
宮崎県	都農町		○				○			○	
宮崎県	門川町	○						○			○
宮崎県	諸塚村		○					○			○
宮崎県	椎葉村	○	○					○			○
宮崎県	美郷町	○					○				○
宮崎県	高千穂町		○					○			○
宮崎県	日之影町	○	○			○			○		

		問1 学校における業務改善について									
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について				(2)業務に係る負担軽減の取組					
		H.教育委員会事務局の体制整備について				A.登下校に関する対応			B.放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応について		
都道府県名	市区町村名	①教育委員会における業務の適正化を図るため、業務の精選等を積極的に実施している。	②業務の適正化を図るため、総合教育会議等を通じて、首長や首長部局等とも共通理解を深めている。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心に担うことではないが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心に担うことではないが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。
宮崎県	五ヶ瀬町	○	○			○					○
鹿児島県	鹿児島市	○				○				○	
鹿児島県	鹿屋市	○					○		○		
鹿児島県	枕崎市				○	○					○
鹿児島県	阿久根市			○			○			○	
鹿児島県	出水市	○	○				○			○	
鹿児島県	指宿市	○					○				○
鹿児島県	西之表市				○	○			○		
鹿児島県	垂水市	○					○			○	
鹿児島県	薩摩川内市	○	○				○				○
鹿児島県	日置市	○	○				○			○	
鹿児島県	曾於市	○				○			○		
鹿児島県	霧島市	○						○			○
鹿児島県	いちき串木野市	○						○			○
鹿児島県	南さつま市				○			○			○
鹿児島県	志布志市	○	○			○					○
鹿児島県	奄美市	○						○			○
鹿児島県	南九州市	○						○			○
鹿児島県	伊佐市	○					○		○		
鹿児島県	始良市				○		○				○
鹿児島県	三島村	○						○			○
鹿児島県	十島村				○			○			○
鹿児島県	さつま町	○	○				○				○
鹿児島県	長島町				○			○			○
鹿児島県	湧水町				○			○			○
鹿児島県	大崎町	○	○				○			○	
鹿児島県	東串良町				○			○			○
鹿児島県	錦江町				○		○				○
鹿児島県	南大隅町	○	○					○			○
鹿児島県	肝付町	○					○				○
鹿児島県	中種子町	○	○				○			○	
鹿児島県	南種子町	○					○			○	
鹿児島県	屋久島町	○						○			○
鹿児島県	大和村				○			○			○
鹿児島県	宇検村	○					○		○		
鹿児島県	瀬戸内町	○						○			○
鹿児島県	龍郷町	○	○				○		○		
鹿児島県	喜界町	○	○				○				○
鹿児島県	徳之島町				○	○				○	
鹿児島県	天城町		○			○			○		
鹿児島県	伊仙町				○			○			○
鹿児島県	和泊町	○					○			○	
鹿児島県	知名町				○			○			○
鹿児島県	与論町	○						○			○
沖縄県	那覇市				○		○				○
沖縄県	宜野湾市		○				○			○	
沖縄県	石垣市	○						○			○
沖縄県	浦添市		○			○		○			○
沖縄県	名護市				○			○			○
沖縄県	糸満市	○	○					○		○	
沖縄県	沖縄市	○				○		○			○
沖縄県	豊見城市	○					○			○	
沖縄県	うるま市		○					○			○
沖縄県	宮古島市	○						○			○
沖縄県	南城市	○	○				○			○	
沖縄県	国頭村			○			○				○
沖縄県	大宜味村				○		○			○	
沖縄県	東村	○						○	○		
沖縄県	今帰仁村	○	○					○			○
沖縄県	本部町		○					○			○

		問1 学校における業務改善について									
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について				(2)業務に係る負担軽減の取組					
		H.教育委員会事務局の体制整備について				A.登下校に関する対応			B.放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応について		
都道府県名	市区町村名	①教育委員会における業務の適正化を図るため、業務の精選等を積極的に実施している。	②業務の適正化を図るため、総合教育会議等を通じて、首長や首長部局等とも共通理解を深めている。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心的に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心的に担うこととしてはいいないが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心的に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心的に担うこととしてはいいないが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。
沖縄県	恩納村		○					○			○
沖縄県	宜野座村				○			○			○
沖縄県	金武町	○				○			○		
沖縄県	伊江村		○			○				○	
沖縄県	読谷村	○					○				○
沖縄県	嘉手納町	○					○		○		
沖縄県	北谷町		○				○		○		
沖縄県	北中城村				○			○			○
沖縄県	中城村		○					○			○
沖縄県	西原町	○						○			○
沖縄県	与那原町	○						○			○
沖縄県	南風原町				○		○			○	
沖縄県	渡嘉敷村				○			○			○
沖縄県	座間味村	○	○			○					○
沖縄県	粟国村	○	○					○			○
沖縄県	渡名喜村				○			○			○
沖縄県	南大東村	○				○			○		
沖縄県	北大東村	○	○					○			○
沖縄県	伊平屋村	○	○				○				○
沖縄県	伊是名村				○			○			○
沖縄県	久米島町	○						○			○
沖縄県	八重瀬町	○	○					○	○		
沖縄県	多良間村		○			○			○		
沖縄県	竹富町	○						○			○
沖縄県	与那国町				○			○			○
合計		979	754	40	400	225	793	701	210	353	1156

		問1 学校における業務改善について																			
		(2)業務に係る負担軽減の取組																			
都道府県名	市区町村名	C.学校徴収金(学校給食費は除く。)の徴収・管理について					D.地域ボランティアとの連絡調整について														
		①公会計で処理している。(一部の徴収金を公会計に移行した場合を含む。)	②教育委員会事務局が徴収・管理業務を担っている。	③首長部局が徴収・管理業務を担っている。	④学校が徴収・管理業務を担っているが、教師以外の者が担当するよう、指導・助言や必要な支援を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①地域ボランティアとの連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員(社会教育法第9条の7)等の学校以外の主体が中心行的に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している。	②学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、校務分掌上へ位置付けるように学校に対して指導助言を行っている。	③学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、学校管理規則や標準職務例に規定している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。									
北海道	函館市						○														○
北海道	小樽市						○														○
北海道	旭川市						○														○
北海道	室蘭市					○						○									
北海道	釧路市									○											
北海道	帯広市											○									
北海道	北見市									○											○
北海道	夕張市									○											
北海道	岩見沢市									○			○								○
北海道	網走市					○							○								
北海道	留萌市									○											
北海道	苫小牧市									○											○
北海道	稚内市									○											○
北海道	美唄市									○											
北海道	芦別市									○											
北海道	江別市									○			○								
北海道	赤平市									○											○
北海道	紋別市									○											○
北海道	士別市									○											○
北海道	名寄市					○															○
北海道	三笠市					○															
北海道	根室市									○											○
北海道	千歳市					○						○									
北海道	滝川市		○							○											
北海道	砂川市									○											○
北海道	歌志内市									○											
北海道	深川市									○											
北海道	富良野市									○											○
北海道	登別市					○						○									
北海道	恵庭市									○											○
北海道	伊達市								○				○								
北海道	北広島市					○						○									
北海道	石狩市								○												○
北海道	北斗市					○															○
北海道	当別町					○						○									
北海道	新篠津村									○											○
北海道	松前町									○											○
北海道	福島町									○											○
北海道	知内町									○											○
北海道	木古内町									○			○								
北海道	七飯町									○											○
北海道	鹿部町	○										○									
北海道	森町		○																		○
北海道	八雲町									○											○
北海道	長万部町									○											
北海道	江差町					○						○									
北海道	上ノ国町									○											○
北海道	厚沢部町					○							○								
北海道	乙部町									○											○
北海道	奥尻町									○											○
北海道	今金町					○															○
北海道	せたな町								○			○									
北海道	島牧村		○			○							○								
北海道	寿都町		○									○									
北海道	黒松内町									○											○
北海道	蘭越町									○											○
北海道	二セコ町									○											○
北海道	真狩村					○						○									
北海道	留寿都村									○		○									
北海道	喜茂別町									○		○									
北海道	京極町									○											○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について									
		(2)業務に係る負担軽減の取組									
		C.学校徴収金(学校給食費は除く。)の徴収・管理について					D.地域ボランティアとの連絡調整について				
①公会計で処理している。(一部の徴収金を公会計に移行した場合を含む。)	②教育委員会事務局が徴収・管理業務を担っている。	③首長部局が徴収・管理業務を担っている。	④学校が徴収・管理業務を担っているが、教師以外の者が担当するよう、指導・助言や必要な支援を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①地域ボランティアとの連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員(社会教育法第9条の7)等の学校以外の主体が中心に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している。	②学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、校務分掌上へ位置付けるように学校に対して指導助言を行っている。	③学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、学校管理規則や標準職務例に規定している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	
北海道	倶知安町									○	
北海道	共和町									○	
北海道	岩内町					○					
北海道	泊村									○	
北海道	神恵内村				○					○	
北海道	積丹町									○	
北海道	古平町									○	
北海道	仁木町				○					○	
北海道	余市町									○	
北海道	赤井川村				○					○	
北海道	南幌町		○							○	
北海道	奈井江町						○		○		
北海道	上砂川町									○	
北海道	由仁町									○	
北海道	長沼町				○					○	
北海道	栗山町					○				○	
北海道	月形町									○	
北海道	浦臼町									○	
北海道	新十津川町				○					○	
北海道	妹背牛町									○	
北海道	秩父別町									○	
北海道	雨竜町									○	
北海道	北竜町									○	
北海道	沼田町									○	
北海道	鷹栖町									○	
北海道	東神楽町					○				○	
北海道	当麻町				○					○	
北海道	比布町					○				○	
北海道	愛別町				○					○	
北海道	上川町				○					○	
北海道	東川町									○	
北海道	美瑛町				○					○	
北海道	上富良野町				○					○	
北海道	中富良野町				○					○	
北海道	南富良野町				○					○	
北海道	占冠村				○					○	
北海道	和寒町									○	
北海道	剣淵町				○					○	
北海道	下川町									○	
北海道	美深町				○					○	
北海道	音威子府村				○					○	
北海道	中川町				○				○		
北海道	幌加内町				○					○	
北海道	増毛町				○					○	
北海道	小平町				○					○	
北海道	苫前町									○	
北海道	羽幌町				○					○	
北海道	初山別村									○	
北海道	遠別町									○	
北海道	天塩町									○	
北海道	猿払村									○	
北海道	浜頓別町									○	
北海道	中頓別町				○					○	
北海道	枝幸町				○					○	
北海道	豊富町									○	
北海道	礼文町				○					○	
北海道	利尻町									○	
北海道	利尻富士町				○					○	
北海道	幌延町									○	
北海道	美幌町									○	
北海道	津別町				○					○	

		問1 学校における業務改善について										
		(2)業務に係る負担軽減の取組										
都道府県名	市区町村名	C.学校徴収金(学校給食費は除く。)の徴収・管理について					D.地域ボランティアとの連絡調整について					
		①公会計で処理している。(一部の徴収金を公会計に移したを含む。)	②教育委員会事務局が徴収・管理業務を担っている。	③首長部局が徴収・管理業務を担っている。	④学校が徴収・管理業務を担っているが、教師以外の者が担当するよう、指導・助言や必要な支援を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①地域ボランティアとの連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員(社会教育法第9条の7)等の学校以外の主体が中心に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している。	②学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、校務分掌上へ位置付けるように学校に対して指導助言を行っている。	③学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、学校管理規則や標準職務例に規定している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
北海道	斜里町						○	○	○		○	
北海道	清里町						○				○	
北海道	小清水町		○									○
北海道	訓子府町		○					○				
北海道	置戸町						○					○
北海道	佐呂間町						○					○
北海道	遠軽町						○					○
北海道	湧別町						○					○
北海道	滝上町						○					○
北海道	興部町						○					○
北海道	西興部村		○					○				
北海道	雄武町						○	○				
北海道	大空町						○	○				
北海道	豊浦町						○	○				
北海道	壮瞥町						○	○				
北海道	白老町				○				○			
北海道	厚真町						○	○				
北海道	洞爺湖町				○			○				
北海道	安平町						○				○	
北海道	むかわ町											○
北海道	日高町						○					○
北海道	平取町				○							○
北海道	新冠町						○		○			
北海道	浦河町						○	○				
北海道	様似町							○				
北海道	えりも町						○					○
北海道	新ひだか町						○					○
北海道	音更町						○					○
北海道	士幌町	○					○				○	
北海道	上士幌町						○	○				
北海道	鹿追町				○			○	○			
北海道	新得町						○		○			
北海道	清水町						○	○				
北海道	芽室町				○							○
北海道	中札内村				○			○				
北海道	更別村				○			○				
北海道	大樹町				○			○				
北海道	広尾町						○					○
北海道	幕別町						○					○
北海道	池田町						○					○
北海道	豊頃町				○							○
北海道	本別町						○					○
北海道	足寄町					○						○
北海道	陸別町				○			○				
北海道	浦幌町				○				○			
北海道	釧路町				○							○
北海道	厚岸町						○					○
北海道	浜中町				○				○			
北海道	標茶町						○				○	
北海道	弟子屈町						○					○
北海道	鶴居村						○					○
北海道	白糠町				○			○				
北海道	別海町				○			○				
北海道	中標津町						○	○				
北海道	標津町				○				○			
北海道	羅臼町				○							○
青森県	青森市				○				○			
青森県	弘前市					○						○
青森県	八戸市						○		○			
青森県	黒石市						○					○
青森県	五所川原市				○							○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について																			
		(2)業務に係る負担軽減の取組																			
		C.学校徴収金(学校給食費は除く。)の徴収・管理について					D.地域ボランティアとの連絡調整について														
		①公会計で処理している。(一部の徴収金を公会計に移行した場合を含む。)	②教育委員会事務局が徴収・管理業務を担っている。	③首長部局が徴収・管理業務を担っている。	④学校が徴収・管理業務を担っているが、教師以外の者が担当するよう、指導・助言や必要な支援を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①地域ボランティアとの連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員(社会教育法第9条の7)等の学校以外の主体が中心に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している。	②学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、校務分掌上へ位置付けるように学校に対して指導助言を行っている。	③学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、学校管理規則や標準職務例に規定している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。									
青森県	十和田市				○															○	
青森県	三沢市				○						○										
青森県	むつ市									○									○		
青森県	つがる市				○																○
青森県	平川市				○																○
青森県	平内町									○											○
青森県	今別町									○											○
青森県	蓬田村									○		○									○
青森県	外ヶ浜町									○											○
青森県	鱒ヶ沢町				○						○										○
青森県	深浦町				○																○
青森県	西目屋村				○							○									○
青森県	藤崎町				○																○
青森県	大鰐町									○											○
青森県	田舎館村				○																○
青森県	板柳町				○																○
青森県	鶴田町				○																○
青森県	中泊町				○						○										○
青森県	野辺地町									○											○
青森県	七戸町				○																○
青森県	六戸町				○																○
青森県	横浜町									○											○
青森県	東北町									○											○
青森県	六ヶ所村				○																○
青森県	おいらせ町									○											○
青森県	大間町				○						○										○
青森県	東通村				○						○										○
青森県	風間浦村				○																○
青森県	佐井村									○											○
青森県	三戸町								○			○									○
青森県	五戸町								○											○	○
青森県	田子町				○																○
青森県	南部町									○		○									○
青森県	階上町									○											○
青森県	新郷村				○																○
岩手県	盛岡市									○											○
岩手県	宮古市				○							○									○
岩手県	大船渡市									○		○								○	○
岩手県	花巻市								○												○
岩手県	北上市									○											○
岩手県	久慈市									○											○
岩手県	遠野市				○																○
岩手県	一関市											○									○
岩手県	陸前高田市										○										○
岩手県	釜石市									○		○									○
岩手県	二戸市																				○
岩手県	八幡平市				○																○
岩手県	奥州市									○		○									○
岩手県	滝沢市									○											○
岩手県	雫石町				○																○
岩手県	葛巻町									○											○
岩手県	岩手町									○											○
岩手県	紫波町				○							○									○
岩手県	矢巾町				○															○	○
岩手県	西和賀町									○											○
岩手県	金ヶ崎町									○											○
岩手県	平泉町									○											○
岩手県	住田町									○											○
岩手県	大槌町				○						○										○
岩手県	山田町									○		○									○
岩手県	岩泉町									○											○



都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について										
		(2)業務に係る負担軽減の取組										
		C.学校徴収金(学校給食費は除く。)の徴収・管理について					D.地域ボランティアとの連絡調整について					
①公会計で処理している。(一部の徴収金を公会計に移行した場合を含む。)	②教育委員会事務局が徴収・管理業務を担っている。	③首長部局が徴収・管理業務を担っている。	④学校が徴収・管理業務を担っているが、教師以外の者が担当するよう、指導・助言や必要な支援を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①地域ボランティアとの連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員(社会教育法第9条の7)等の学校以外の主体が中心行的に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している。	②学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、校務分掌上へ位置付けるように学校に対して指導助言を行っている。	③学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、学校管理規則や標準職務例に規定している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。		
岩手県	田野畑村						○	○				
岩手県	普代村						○	○				
岩手県	軽米町		○									○
岩手県	野田村						○	○				
岩手県	九戸村				○				○			
岩手県	洋野町						○	○				
岩手県	一戸町						○					○
宮城県	石巻市				○							○
宮城県	塩竈市					○			○			
宮城県	気仙沼市				○				○			
宮城県	白石市						○					○
宮城県	名取市				○				○			
宮城県	角田市						○		○			
宮城県	多賀城市						○	○	○			
宮城県	岩沼市				○				○			
宮城県	登米市				○			○	○			
宮城県	栗原市				○				○			
宮城県	東松島市				○				○			
宮城県	大崎市						○		○			
宮城県	富谷市						○	○	○			
宮城県	蔵王町				○							○
宮城県	七ヶ宿町						○					○
宮城県	大河原町				○			○	○			
宮城県	村田町				○			○				
宮城県	柴田町				○				○			
宮城県	川崎町						○		○			
宮城県	丸森町				○							○
宮城県	亘理町				○						○	
宮城県	山元町						○					○
宮城県	松島町				○	○		○	○			
宮城県	七ヶ浜町						○	○				
宮城県	利府町				○				○			
宮城県	大和町				○			○	○	○		
宮城県	大郷町				○				○			
宮城県	大衡村				○			○	○			
宮城県	色麻町				○			○	○			
宮城県	加美町				○							○
宮城県	涌谷町				○				○			
宮城県	美里町				○							○
宮城県	女川町				○				○			
宮城県	南三陸町				○				○			
秋田県	秋田市						○					○
秋田県	能代市				○			○				○
秋田県	横手市						○	○				
秋田県	大館市				○				○			
秋田県	男鹿市				○			○				
秋田県	湯沢市						○	○				○
秋田県	鹿角市				○			○				
秋田県	由利本荘市				○			○				
秋田県	潟上市				○			○	○			
秋田県	大仙市					○		○				
秋田県	北秋田市				○							○
秋田県	にかほ市				○				○			
秋田県	仙北市						○	○				
秋田県	小坂町						○	○				○
秋田県	上小阿仁村				○						○	
秋田県	藤里町						○					○
秋田県	三種町				○			○				
秋田県	八峰町						○		○			
秋田県	五城目町				○				○			
秋田県	八郎潟町				○						○	

		問1 学校における業務改善について												
		(2)業務に係る負担軽減の取組												
都道府県名	市区町村名	C.学校徴収金(学校給食費は除く。)の徴収・管理について					D.地域ボランティアとの連絡調整について							
		①公会計で処理している。(一部の徴収金を公会計に移行した場合を含む。)	②教育委員会事務局が徴収・管理業務を担っている。	③首長部局が徴収・管理業務を担っている。	④学校が徴収・管理業務を担っているが、教師以外の者が担当するよう、指導・助言や必要な支援を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①地域ボランティアとの連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員(社会教育法第9条の7)等の学校以外の主体が中心に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している。	②学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、校務分掌上へ位置付けるように学校に対して指導助言を行っている。	③学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、学校管理規則や標準職務例に規定している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。		
秋田県	井川町				○			○	○					
秋田県	大湯村					○								○
秋田県	美郷町				○			○						
秋田県	羽後町				○				○					
秋田県	東成瀬村				○				○					
山形県	山形市				○									○
山形県	米沢市	○												○
山形県	鶴岡市				○				○					
山形県	酒田市				○				○					
山形県	新庄市							○	○					
山形県	寒河江市							○	○					
山形県	上山市							○	○					
山形県	村山市							○						○
山形県	長井市				○				○					
山形県	天童市							○	○					
山形県	東根市				○	○								○
山形県	尾花沢市							○						○
山形県	南陽市				○				○					
山形県	山辺町				○									○
山形県	中山町							○	○					
山形県	河北町				○				○					
山形県	西川町							○	○					
山形県	朝日町							○						○
山形県	大江町				○				○	○				
山形県	大石田町							○	○					○
山形県	金山町				○				○					
山形県	最上町				○				○					
山形県	舟形町	○	○	○										○
山形県	真室川町	○							○					
山形県	大蔵村				○									○
山形県	鮭川村				○				○					
山形県	戸沢村				○				○	○				
山形県	高畠町							○	○					
山形県	川西町					○			○					
山形県	小国町				○				○	○				
山形県	白鷹町				○				○					
山形県	飯豊町				○				○					
山形県	三川町					○			○					
山形県	庄内町				○				○					
山形県	遊佐町				○					○				
福島県	福島市				○					○				
福島県	会津若松市				○									○
福島県	郡山市					○			○					
福島県	いわき市							○	○					
福島県	白河市				○					○				
福島県	須賀川市							○						○
福島県	喜多方市									○				
福島県	相馬市							○	○					○
福島県	二本松市				○									○
福島県	田村市				○									○
福島県	南相馬市							○	○					○
福島県	伊達市							○	○					
福島県	本宮市							○	○					○
福島県	桑折町				○				○					
福島県	国見町							○	○					
福島県	川俣町				○									○
福島県	大玉村							○	○	○				
福島県	鏡石町							○	○					
福島県	天栄村				○				○					
福島県	下郷町							○	○					○
福島県	檜枝岐村	○												○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について									
		(2)業務に係る負担軽減の取組									
		C.学校徴収金(学校給食費は除く。)の徴収・管理について					D.地域ボランティアとの連絡調整について				
①公会計で処理している。(一部の徴収金を公会計に移行した場合を含む。)	②教育委員会事務局が徴収・管理業務を担っている。	③首長部局が徴収・管理業務を担っている。	④学校が徴収・管理業務を担っているが、教師以外の者が担当するよう、指導・助言や必要な支援を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①地域ボランティアとの連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員(社会教育法第9条の7)等の学校以外の主体が中心に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している。	②学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、校務分掌上へ位置付けるように学校に対して指導助言を行っている。	③学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、学校管理規則や標準職務例に規定している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	
福島県	只見町					○					○
福島県	南会津町				○			○			
福島県	北塩原村					○	○				
福島県	西会津町					○	○				
福島県	磐梯町				○		○				
福島県	猪苗代町						○				○
福島県	会津坂下町				○						○
福島県	湯川村		○								○
福島県	柳津町		○					○			
福島県	三島町					○	○				
福島県	金山町						○				○
福島県	昭和村				○			○			
福島県	会津美里町						○	○			
福島県	西郷村	○			○		○	○			
福島県	泉崎村						○			○	
福島県	中島村						○				○
福島県	矢吹町				○					○	
福島県	棚倉町				○						○
福島県	矢祭町						○				○
福島県	東白川郡塙町				○			○			
福島県	鮫川村				○		○				
福島県	石川町				○						○
福島県	玉川村						○				
福島県	平田村						○				○
福島県	浅川町						○				○
福島県	古殿町						○				○
福島県	三春町						○	○			
福島県	小野町						○				○
福島県	広野町				○		○				
福島県	檜葉町				○		○				
福島県	富岡町						○				
福島県	川内村				○			○			
福島県	大熊町				○		○				
福島県	双葉町				○		○	○			
福島県	浪江町										○
福島県	葛尾村						○				
福島県	新地町						○				○
福島県	飯館村				○		○				
茨城県	水戸市				○			○			
茨城県	日立市					○					○
茨城県	土浦市						○				
茨城県	古河市				○						○
茨城県	石岡市				○					○	
茨城県	結城市						○				○
茨城県	龍ヶ崎市					○					○
茨城県	下妻市				○						○
茨城県	常総市	○					○				
茨城県	常陸太田市				○						○
茨城県	高萩市						○				
茨城県	北茨城市				○					○	
茨城県	笠間市						○			○	
茨城県	取手市				○						○
茨城県	牛久市						○				○
茨城県	つくば市				○						○
茨城県	ひたちなか市				○						○
茨城県	鹿嶋市		○					○			
茨城県	潮来市				○			○			
茨城県	守谷市						○	○			
茨城県	常陸大宮市						○				

		問1 学校における業務改善について																			
		(2)業務に係る負担軽減の取組																			
都道府県名	市区町村名	C.学校徴収金(学校給食費は除く。)の徴収・管理について					D.地域ボランティアとの連絡調整について														
		①公会計で処理している。(一部の徴収金を公会計に移したを含む。)	②教育委員会事務局が徴収・管理業務を担っている。	③首長部局が徴収・管理業務を担っている。	④学校が徴収・管理業務を担っているが、教師以外の者が担当するよう、指導・助言や必要な支援を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①地域ボランティアとの連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員(社会教育法第9条の7)等の学校以外の主体が中心に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している。	②学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、校務分掌上へ位置付けるように学校に対して指導助言を行っている。	③学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、学校管理規則や標準職務例に規定している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。									
茨城県	那珂市					○															○
茨城県	筑西市					○															○
茨城県	坂東市					○															○
茨城県	稲敷市					○						○									
茨城県	かすみがうら市					○						○									
茨城県	桜川市										○										○
茨城県	神栖市					○															○
茨城県	行方市										○										
茨城県	鉾田市					○					○										
茨城県	つくばみらい市					○															○
茨城県	小美玉市										○										○
茨城県	茨城町					○						○									
茨城県	大洗町					○						○									
茨城県	城里町					○						○									
茨城県	東海村										○										○
茨城県	大子町										○										○
茨城県	美浦村					○															○
茨城県	阿見町					○						○									
茨城県	河内町	○	○								○										
茨城県	八千代町					○					○										
茨城県	五霞町					○															○
茨城県	境町					○					○										
茨城県	利根町										○										○
栃木県	宇都宮市									○		○		○							
栃木県	足利市					○						○		○							
栃木県	栃木市										○			○							
栃木県	佐野市					○						○									
栃木県	鹿沼市					○							○								
栃木県	日光市					○						○		○							
栃木県	小山市										○			○							
栃木県	真岡市										○									○	
栃木県	大田原市										○			○							
栃木県	矢板市					○						○		○							
栃木県	那須塩原市										○			○							
栃木県	さくら市										○			○							
栃木県	那須烏山市					○								○							
栃木県	下野市										○			○							
栃木県	上三川町										○			○						○	
栃木県	益子町										○			○							
栃木県	茂木町										○			○							
栃木県	市貝町										○			○							
栃木県	芳賀町					○								○							
栃木県	壬生町					○								○							
栃木県	野木町					○						○		○			○				
栃木県	塩谷町										○			○							
栃木県	高根沢町					○						○		○							
栃木県	那須町					○						○									
栃木県	那珂川町										○			○							
群馬県	前橋市													○							
群馬県	高崎市					○								○							
群馬県	桐生市					○								○							
群馬県	伊勢崎市										○			○							
群馬県	太田市										○										○
群馬県	沼田市										○										
群馬県	館林市					○								○							
群馬県	渋川市					○								○							
群馬県	藤岡市					○								○							
群馬県	富岡市					○								○							
群馬県	安中市										○										○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について																		
		(2)業務に係る負担軽減の取組																		
		C.学校徴収金(学校給食費は除く。)の徴収・管理について					D.地域ボランティアとの連絡調整について													
①公会計で処理している。(一部の徴収金を公会計に移行した場合を含む。)	②教育委員会事務局が徴収・管理業務を担っている。	③首長部局が徴収・管理業務を担っている。	④学校が徴収・管理業務を担っているが、教師以外の者が担当するよう、指導・助言や必要な支援を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①地域ボランティアとの連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員(社会教育法第9条の7)等の学校以外の主体が中心に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している。	②学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、校務分掌上へ位置付けるように学校に対して指導助言を行っている。	③学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、学校管理規則や標準職務例に規定している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。										
群馬県	みどり市					○														○
群馬県	榛東村		○										○							
群馬県	吉岡町				○	○														○
群馬県	上野村				○															○
群馬県	神流町								○											○
群馬県	下仁田町								○											○
群馬県	南牧村								○											○
群馬県	甘楽町				○							○								
群馬県	中之条町								○		○									
群馬県	長野原町								○											○
群馬県	嬭恋村								○											○
群馬県	草津町				○															○
群馬県	高山村				○						○									
群馬県	東吾妻町				○							○								
群馬県	片品村								○											○
群馬県	川場村		○								○									
群馬県	昭和村				○								○							
群馬県	みなかみ町								○				○							
群馬県	玉村町								○				○							
群馬県	板倉町								○				○							
群馬県	明和町				○								○							
群馬県	千代田町								○				○							
群馬県	大泉町								○										○	
群馬県	邑楽町								○				○							
埼玉県	川越市								○											○
埼玉県	熊谷市				○															○
埼玉県	川口市				○							○								
埼玉県	行田市				○							○								
埼玉県	秩父市				○							○								
埼玉県	所沢市				○						○		○							
埼玉県	飯能市				○														○	
埼玉県	加須市								○				○							
埼玉県	本庄市								○											○
埼玉県	東松山市				○								○							
埼玉県	春日部市								○										○	
埼玉県	狭山市								○		○									
埼玉県	羽生市							○											○	
埼玉県	鴻巣市				○															○
埼玉県	深谷市				○						○		○							
埼玉県	上尾市								○		○		○							
埼玉県	草加市								○		○									
埼玉県	越谷市				○								○							
埼玉県	蕨市				○								○							
埼玉県	戸田市								○											○
埼玉県	入間市								○		○									
埼玉県	朝霞市	○																		○
埼玉県	志木市								○											○
埼玉県	和光市								○				○							
埼玉県	新座市								○				○							
埼玉県	桶川市								○											○
埼玉県	久喜市								○				○							
埼玉県	北本市				○								○							
埼玉県	八潮市								○											○
埼玉県	富士見市				○								○							
埼玉県	三郷市				○								○							
埼玉県	蓮田市								○											○
埼玉県	坂戸市				○								○							
埼玉県	幸手市								○											○
埼玉県	鶴ヶ島市				○															○
埼玉県	日高市								○											○
埼玉県	吉川市				○								○							

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について									
		(2)業務に係る負担軽減の取組									
		C.学校徴収金(学校給食費は除く。)の徴収・管理について					D.地域ボランティアとの連絡調整について				
①公会計で処理している。(一部の徴収金を公会計に移行した場合を含む。)	②教育委員会事務局が徴収・管理業務を担っている。	③首長部局が徴収・管理業務を担っている。	④学校が徴収・管理業務を担っているが、教師以外の者が担当するよう、指導・助言や必要な支援を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①地域ボランティアとの連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員(社会教育法第9条の7)等の学校以外の主体が中心行的に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している。	②学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、校務分掌上へ位置付けるように学校に対して指導助言を行っている。	③学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、学校管理規則や標準職務例に規定している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	
埼玉県	ふじみ野市					○	○				
埼玉県	白岡市					○		○			
埼玉県	伊奈町			○				○			
埼玉県	三芳町			○						○	
埼玉県	毛呂山町					○				○	
埼玉県	越生町			○				○			
埼玉県	滑川町			○	○			○			
埼玉県	嵐山町			○				○			
埼玉県	小川町					○		○			
埼玉県	川島町					○		○			
埼玉県	吉見町				○			○			
埼玉県	鳩山町					○				○	
埼玉県	ときがわ町					○				○	
埼玉県	横瀬町					○	○				
埼玉県	皆野町				○					○	
埼玉県	長瀬町			○				○			
埼玉県	小鹿野町	○		○				○			
埼玉県	東秩父村					○				○	
埼玉県	美里町					○				○	
埼玉県	神川町					○				○	
埼玉県	上里町			○						○	
埼玉県	寄居町					○				○	
埼玉県	宮代町					○				○	
埼玉県	杉戸町					○				○	
埼玉県	松伏町					○				○	
千葉県	銚子市			○				○			
千葉県	市川市			○			○	○			
千葉県	船橋市			○						○	
千葉県	館山市				○			○			
千葉県	木更津市					○	○	○			
千葉県	松戸市					○				○	
千葉県	野田市			○			○				
千葉県	茂原市			○				○			
千葉県	成田市			○			○				
千葉県	佐倉市				○					○	
千葉県	東金市					○				○	
千葉県	旭市					○				○	
千葉県	習志野市					○	○				
千葉県	柏市			○			○				
千葉県	勝浦市					○				○	
千葉県	市原市			○			○	○			
千葉県	流山市			○			○	○			
千葉県	八千代市					○				○	
千葉県	我孫子市			○				○			
千葉県	鴨川市			○				○			
千葉県	鎌ヶ谷市					○	○	○			
千葉県	君津市					○				○	
千葉県	富津市					○				○	
千葉県	浦安市					○	○				
千葉県	四街道市			○				○			
千葉県	袖ヶ浦市					○		○			
千葉県	八街市			○				○			
千葉県	印西市					○				○	
千葉県	白井市				○					○	
千葉県	富里市				○					○	
千葉県	南房総市			○				○			
千葉県	匝瑳市				○					○	
千葉県	香取市		○							○	
千葉県	山武市					○				○	
千葉県	いすみ市	○								○	
千葉県	大網白里市					○				○	

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について									
		(2)業務に係る負担軽減の取組									
		C.学校徴収金(学校給食費は除く。)の徴収・管理について					D.地域ボランティアとの連絡調整について				
①公会計で処理している。(一部の徴収金を公会計に移行した場合を含む。)	②教育委員会事務局が徴収・管理業務を担っている。	③首長部局が徴収・管理業務を担っている。	④学校が徴収・管理業務を担っているが、教師以外の者が担当するよう、指導・助言や必要な支援を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①地域ボランティアとの連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員(社会教育法第9条の7)等の学校以外の主体が中心に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している。	②学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、校務分掌上へ位置付けるように学校に対して指導助言を行っている。	③学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、学校管理規則や標準職務例に規定している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	
千葉県	酒々井町				○		○				
千葉県	栄町				○					○	
千葉県	神崎町					○	○				
千葉県	多古町					○				○	
千葉県	東庄町					○				○	
千葉県	九十九里町				○		○	○			
千葉県	芝山町				○		○				
千葉県	横芝光町		○							○	
千葉県	一宮町				○		○				
千葉県	睦沢町					○	○				
千葉県	長生村				○					○	
千葉県	白子町				○			○			
千葉県	長柄町					○				○	
千葉県	長南町					○		○			
千葉県	大多喜町					○				○	
千葉県	御宿町				○			○			
千葉県	鋸南町				○		○				
東京都	千代田区					○	○				
東京都	中央区					○				○	
東京都	港区					○		○			
東京都	新宿区					○	○		○		
東京都	文京区				○		○				
東京都	台東区					○				○	
東京都	墨田区					○	○				
東京都	江東区					○	○			○	
東京都	品川区				○		○				
東京都	目黒区					○	○			○	
東京都	大田区					○	○				
東京都	世田谷区					○	○				
東京都	渋谷区					○	○			○	
東京都	中野区				○				○		
東京都	杉並区					○	○				
東京都	豊島区					○	○			○	
東京都	北区					○	○				
東京都	荒川区					○	○			○	
東京都	板橋区				○		○				
東京都	練馬区					○	○				
東京都	足立区					○	○			○	
東京都	葛飾区				○					○	
東京都	江戸川区					○		○			
東京都	八王子市				○		○				
東京都	立川市					○	○				
東京都	武蔵野市				○		○				
東京都	三鷹市				○		○	○			
東京都	青梅市				○					○	
東京都	府中市					○		○			
東京都	昭島市				○					○	
東京都	調布市				○		○				
東京都	町田市				○			○			
東京都	小金井市					○				○	
東京都	小平市					○	○				
東京都	日野市					○	○				
東京都	東村山市				○					○	
東京都	国分寺市				○		○	○			
東京都	国立市					○	○			○	
東京都	福生市				○		○	○			
東京都	狛江市					○	○				
東京都	東大和市					○				○	
東京都	清瀬市				○		○				
東京都	東久留米市					○				○	
東京都	武蔵村山市				○				○		

		問1 学校における業務改善について																			
		(2)業務に係る負担軽減の取組																			
都道府県名	市区町村名	C.学校徴収金(学校給食費は除く。)の徴収・管理について					D.地域ボランティアとの連絡調整について														
		①公会計で処理している。(一部の徴収金を公会計に移行した場合を含む。)	②教育委員会事務局が徴収・管理業務を担っている。	③首長部局が徴収・管理業務を担っている。	④学校が徴収・管理業務を担っているが、教師以外の者が担当するよう、指導・助言や必要な支援を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①地域ボランティアとの連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員(社会教育法第9条の7)等の学校以外の主体が中心行的に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している。	②学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、校務分掌上へ位置付けるように学校に対して指導助言を行っている。	③学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、学校管理規則や標準職務例に規定している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。									
東京都	多摩市				○			○													
東京都	稲城市		○		○																○
東京都	羽村市				○															○	
東京都	あきる野市									○											○
東京都	西東京市									○											○
東京都	瑞穂町				○																○
東京都	日の出町				○					○											○
東京都	檜原村									○											○
東京都	奥多摩町		○																		○
東京都	大島町				○							○									
東京都	利島村				○																○
東京都	新島村									○											○
東京都	神津島村				○																○
東京都	三宅村									○											○
東京都	御蔵島村									○											○
東京都	八丈町								○												○
東京都	青ヶ島村									○											○
東京都	小笠原村									○											○
神奈川県	横須賀市									○											○
神奈川県	平塚市											○									
神奈川県	鎌倉市									○											○
神奈川県	藤沢市									○											○
神奈川県	小田原市									○			○						○		
神奈川県	茅ヶ崎市									○			○								
神奈川県	逗子市									○			○								
神奈川県	三浦市									○											○
神奈川県	秦野市				○		○													○	
神奈川県	厚木市									○										○	
神奈川県	大和市									○											○
神奈川県	伊勢原市									○											○
神奈川県	海老名市									○			○								
神奈川県	座間市									○			○								
神奈川県	南足柄市									○											○
神奈川県	綾瀬市									○											○
神奈川県	葉山町									○											○
神奈川県	寒川町				○															○	
神奈川県	大磯町									○											○
神奈川県	二宮町									○											○
神奈川県	中井町				○							○									
神奈川県	大井町									○			○								
神奈川県	松田町									○										○	
神奈川県	山北町									○											○
神奈川県	開成町									○			○								
神奈川県	箱根町									○			○								
神奈川県	真鶴町									○			○								
神奈川県	湯河原町									○			○								
神奈川県	愛川町									○			○								○
神奈川県	清川村				○							○									
新潟県	長岡市									○			○								
新潟県	三条市				○		○				○										
新潟県	柏崎市									○			○								
新潟県	新発田市						○						○								
新潟県	小千谷市									○			○								
新潟県	加茂市				○								○								
新潟県	十日町市									○			○								
新潟県	見附市				○								○								
新潟県	村上市				○							○	○								
新潟県	燕市				○							○	○								
新潟県	糸魚川市				○							○	○								
新潟県	妙高市									○			○								
新潟県	五泉市									○											○



都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について										
		(2)業務に係る負担軽減の取組										
		C.学校徴収金(学校給食費は除く。)の徴収・管理について					D.地域ボランティアとの連絡調整について					
①公会計で処理している。(一部の徴収金を公会計に移行した場合を含む。)	②教育委員会事務局が徴収・管理業務を担っている。	③首長部局が徴収・管理業務を担っている。	④学校が徴収・管理業務を担っているが、教師以外の者が担当するよう、指導・助言や必要な支援を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①地域ボランティアとの連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員(社会教育法第9条の7)等の学校以外の主体が中心に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している。	②学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、校務分掌上へ位置付けるように学校に対して指導助言を行っている。	③学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、学校管理規則や標準職務例に規定している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。		
新潟県	上越市				○			○				
新潟県	阿賀野市					○		○				
新潟県	佐渡市				○			○				
新潟県	魚沼市				○			○				
新潟県	南魚沼市										○	
新潟県	胎内市							○				
新潟県	聖籠町							○				
新潟県	弥彦村				○			○				
新潟県	田上町							○				
新潟県	阿賀町				○			○				
新潟県	出雲崎町		○								○	
新潟県	湯沢町							○				
新潟県	津南町				○						○	
新潟県	刈羽村				○			○				
新潟県	関川村							○				
新潟県	粟島浦村				○						○	
富山県	富山市				○							
富山県	高岡市							○				
富山県	魚津市							○				
富山県	氷見市							○			○	
富山県	滑川市					○					○	
富山県	黒部市				○						○	
富山県	砺波市							○			○	
富山県	小矢部市							○				
富山県	南砺市							○			○	
富山県	射水市					○					○	
富山県	舟橋村							○			○	
富山県	上市町							○			○	
富山県	立山町							○				
富山県	入善町							○			○	
富山県	朝日町							○			○	
石川県	金沢市				○			○				
石川県	七尾市				○							
石川県	小松市				○						○	
石川県	輪島市				○						○	
石川県	珠洲市				○							
石川県	加賀市				○						○	
石川県	羽咋市		○								○	
石川県	かほく市							○			○	
石川県	白山市							○			○	
石川県	能美市							○				
石川県	野々市市				○						○	
石川県	川北町				○							
石川県	河北郡津幡町							○			○	
石川県	内灘町		○									
石川県	志賀町					○					○	
石川県	宝達志水町							○				
石川県	中能登町		○									
石川県	穴水町							○				
石川県	能登町							○			○	
福井県	福井市							○			○	
福井県	敦賀市				○							
福井県	小浜市							○			○	
福井県	大野市							○			○	
福井県	勝山市				○							
福井県	鯖江市							○			○	
福井県	あわら市				○							
福井県	越前市					○					○	
福井県	坂井市							○				
福井県	永平寺町				○						○	

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について									
		(2)業務に係る負担軽減の取組									
		C.学校徴収金(学校給食費は除く。)の徴収・管理について					D.地域ボランティアとの連絡調整について				
①公会計で処理している。(一部の徴収金を公会計に移したを含む。)	②教育委員会事務局が徴収・管理業務を担っている。	③首長部局が徴収・管理業務を担っている。	④学校が徴収・管理業務を担っているが、教師以外の者が担当するよう、指導・助言や必要な支援を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①地域ボランティアとの連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員(社会教育法第9条の7)等の学校以外の主体が中心に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している。	②学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、校務分掌上へ位置付けるように学校に対して指導助言を行っている。	③学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、学校管理規則や標準職務例に規定している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	
福井県	池田町				○						○
福井県	南越前町				○						○
福井県	越前町				○						○
福井県	美浜町					○					○
福井県	高浜町				○						○
福井県	おおい町				○						○
福井県	若狭町					○					○
山梨県	甲府市					○	○				
山梨県	富士吉田市						○				○
山梨県	都留市		○								
山梨県	山梨市				○						○
山梨県	大月市					○					○
山梨県	韮崎市					○					○
山梨県	南アルプス市					○		○			
山梨県	北杜市		○								○
山梨県	甲斐市					○				○	
山梨県	笛吹市					○					○
山梨県	上野原市					○					○
山梨県	甲州市					○	○				
山梨県	中央市				○						○
山梨県	市川三郷町					○					○
山梨県	早川町					○					○
山梨県	身延町					○					○
山梨県	南部町					○				○	
山梨県	富士川町				○					○	
山梨県	昭和町					○	○	○			
山梨県	道志村					○					○
山梨県	西桂町				○						○
山梨県	忍野村					○					○
山梨県	山中湖村					○					○
山梨県	鳴沢村					○					○
山梨県	富士河口湖町					○					○
山梨県	小菅村					○					○
山梨県	丹波山村					○		○			
長野県	長野市					○				○	
長野県	松本市						○				
長野県	上田市					○				○	
長野県	岡谷市				○						○
長野県	飯田市					○					○
長野県	諏訪市				○			○			
長野県	須坂市					○					○
長野県	小諸市					○					○
長野県	伊那市				○			○			
長野県	駒ヶ根市					○		○			
長野県	中野市					○		○			
長野県	大町市					○					○
長野県	飯山市					○					○
長野県	茅野市				○		○	○			
長野県	塩尻市					○				○	
長野県	佐久市					○					○
長野県	千曲市					○	○				
長野県	東御市					○		○			
長野県	安曇野市					○					○
長野県	小海町					○		○			
長野県	川上村					○					○
長野県	南牧村		○					○			
長野県	南相木村				○						○
長野県	北相木村					○					○
長野県	佐久穂町				○		○				

		問1 学校における業務改善について																			
		(2)業務に係る負担軽減の取組																			
都道府県名	市区町村名	C.学校徴収金(学校給食費は除く。)の徴収・管理について					D.地域ボランティアとの連絡調整について														
		①公会計で処理している。(一部の徴収金を公会計に移行した場合を含む。)	②教育委員会事務局が徴収・管理業務を担っている。	③首長部局が徴収・管理業務を担っている。	④学校が徴収・管理業務を担っているが、教師以外の者が担当するよう、指導・助言や必要な支援を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①地域ボランティアとの連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員(社会教育法第9条の7)等の学校以外の主体が中心行的に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している。	②学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、校務分掌上へ位置付けるように学校に対して指導助言を行っている。	③学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、学校管理規則や標準職務例に規定している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。									
長野県	軽井沢町				○			○													
長野県	御代田町				○																○
長野県	立科町									○											○
長野県	青木村									○											
長野県	長和町									○											
長野県	下諏訪町				○																○
長野県	富士見町									○			○								
長野県	原村									○											○
長野県	辰野町								○												
長野県	箕輪町				○																○
長野県	飯島町				○					○											
長野県	南箕輪村				○							○								○	
長野県	中川村				○					○											
長野県	宮田村				○					○											
長野県	松川町									○											○
長野県	高森町									○											
長野県	阿南町									○											○
長野県	阿智村		○							○											
長野県	平谷村								○										○		
長野県	根羽村									○											○
長野県	下條村									○											
長野県	売木村									○											○
長野県	天龍村				○					○											
長野県	泰阜村									○										○	
長野県	喬木村				○					○											
長野県	豊丘村									○											
長野県	大鹿村									○											
長野県	上松町									○											
長野県	南木曾町				○																○
長野県	木祖村				○					○			○								
長野県	王滝村									○			○								
長野県	大桑村									○			○								
長野県	木曾町									○											○
長野県	麻績村				○					○											
長野県	生坂村									○			○								
長野県	山形村									○			○								
長野県	朝日村				○					○											
長野県	筑北村									○											○
長野県	池田町									○			○								
長野県	松川村									○											○
長野県	白馬村									○			○								
長野県	小谷村									○			○								
長野県	坂城町									○											○
長野県	小布施町									○											○
長野県	高山村				○																○
長野県	山ノ内町				○								○								
長野県	木島平村									○											○
長野県	野沢温泉村									○			○								
長野県	信濃町								○												○
長野県	小川村									○											○
長野県	飯綱町									○			○								
長野県	栄村				○					○			○								
岐阜県	岐阜市								○				○								
岐阜県	大垣市									○			○							○	
岐阜県	高山市	○			○															○	
岐阜県	多治見市				○																○
岐阜県	関市									○			○								
岐阜県	中津川市									○											○
岐阜県	美濃市				○								○								
岐阜県	瑞浪市									○										○	
岐阜県	羽島市				○																○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について									
		(2)業務に係る負担軽減の取組									
		C.学校徴収金(学校給食費は除く。)の徴収・管理について					D.地域ボランティアとの連絡調整について				
①公会計で処理している。(一部徴収金を公会計に移行した場合を含む。)	②教育委員会事務局が徴収・管理業務を担っている。	③首長部局が徴収・管理業務を担っている。	④学校が徴収・管理業務を担っているが、教師以外の者が担当するよう、指導・助言や必要な支援を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①地域ボランティアとの連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員(社会教育法第9条の7)等の学校以外の主体が中心に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している。	②学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、校務分掌上へ位置付けるように学校に対して指導助言を行っている。	③学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、学校管理規則や標準職務例に規定している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	
岐阜県	恵那市					○		○			
岐阜県	美濃加茂市				○					○	
岐阜県	土岐市					○				○	
岐阜県	各務原市				○					○	
岐阜県	可児市				○					○	
岐阜県	山県市				○		○				
岐阜県	瑞穂市				○					○	
岐阜県	飛騨市				○					○	
岐阜県	本巣市				○		○			○	
岐阜県	郡上市				○			○			
岐阜県	下呂市					○				○	
岐阜県	海津市					○				○	
岐阜県	養老町					○				○	
岐阜県	垂井町					○				○	
岐阜県	関ヶ原町				○					○	
岐阜県	神戸町					○		○			
岐阜県	輪之内町					○				○	
岐阜県	安八町					○		○		○	
岐阜県	揖斐川町					○				○	
岐阜県	大野町					○				○	
岐阜県	池田町					○				○	
岐阜県	北方町				○			○			
岐阜県	坂祝町				○		○				
岐阜県	富加町					○				○	
岐阜県	川辺町					○				○	
岐阜県	七宗町				○		○				
岐阜県	八百津町					○				○	
岐阜県	白川町				○					○	
岐阜県	東白川村				○		○				
岐阜県	御嵩町				○				○		
岐阜県	白川村				○		○				
岐阜県	羽島郡二町(岐南町、笠松町)					○		○			
静岡県	沼津市				○					○	
静岡県	熱海市				○		○	○			
静岡県	三島市				○			○			
静岡県	富士宮市				○					○	
静岡県	伊東市				○		○				
静岡県	島田市				○					○	
静岡県	富士市					○	○	○			
静岡県	磐田市				○		○				
静岡県	焼津市				○					○	
静岡県	掛川市					○	○				
静岡県	藤枝市				○		○				
静岡県	御殿場市							○			
静岡県	袋井市				○		○	○			
静岡県	下田市				○					○	
静岡県	裾野市				○			○			
静岡県	湖西市				○		○	○		○	
静岡県	伊豆市				○					○	
静岡県	御前崎市				○		○				
静岡県	菊川市				○		○				
静岡県	伊豆の国市					○		○			
静岡県	牧之原市					○		○			
静岡県	東伊豆町					○				○	
静岡県	河津町					○				○	
静岡県	南伊豆町					○				○	
静岡県	松崎町				○		○				
静岡県	西伊豆町					○				○	
静岡県	函南町					○	○				

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について									
		(2)業務に係る負担軽減の取組									
		C.学校徴収金(学校給食費は除く。)の徴収・管理について					D.地域ボランティアとの連絡調整について				
①公会計で処理している。(一部の徴収金を公会計に移行した場合を含む。)	②教育委員会事務局が徴収・管理業務を担っている。	③首長部局が徴収・管理業務を担っている。	④学校が徴収・管理業務を担っているが、教師以外の者が担当するよう、指導・助言や必要な支援を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①地域ボランティアとの連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員(社会教育法第9条の7)等の学校以外の主体が中心行的に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している。	②学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、校務分掌上へ位置付けるように学校に対して指導助言を行っている。	③学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、学校管理規則や標準職務例に規定している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	
静岡県	清水町					○		○			
静岡県	長泉町				○			○			
静岡県	小山町				○			○			
静岡県	吉田町				○			○			
静岡県	川根本町				○					○	
静岡県	森町					○				○	
愛知県	豊橋市					○		○			
愛知県	岡崎市					○				○	
愛知県	一宮市									○	
愛知県	瀬戸市				○					○	
愛知県	半田市				○						
愛知県	春日井市				○					○	
愛知県	豊川市				○					○	
愛知県	津島市				○		○				
愛知県	碧南市					○				○	
愛知県	刈谷市				○					○	
愛知県	豊田市					○		○			
愛知県	安城市					○				○	
愛知県	西尾市					○				○	
愛知県	蒲郡市				○					○	
愛知県	犬山市				○		○	○			
愛知県	常滑市									○	
愛知県	江南市									○	
愛知県	小牧市	○						○			
愛知県	稲沢市				○					○	
愛知県	新城市					○				○	
愛知県	東海市					○		○			
愛知県	大府市					○				○	
愛知県	知多市					○	○				
愛知県	知立市					○		○			
愛知県	尾張旭市					○				○	
愛知県	高浜市					○				○	
愛知県	岩倉市				○			○			
愛知県	豊明市				○					○	
愛知県	日進市				○		○				
愛知県	田原市									○	
愛知県	愛西市									○	
愛知県	清須市				○					○	
愛知県	北名古屋	○					○				
愛知県	弥富市				○					○	
愛知県	みよし市				○		○	○			
愛知県	あま市									○	
愛知県	長久手市				○					○	
愛知県	東郷町				○			○			
愛知県	豊山町									○	
愛知県	大口町				○		○				
愛知県	扶桑町				○			○			
愛知県	大治町						○				
愛知県	蟹江町									○	
愛知県	飛島村				○					○	
愛知県	阿久比町					○				○	
愛知県	東浦町				○					○	
愛知県	南知多町						○			○	
愛知県	美浜町				○					○	
愛知県	武豊町									○	
愛知県	幸田町				○			○			
愛知県	設楽町									○	
愛知県	東栄町									○	
愛知県	豊根村									○	
三重県	津市					○		○			
三重県	四日市市				○			○			

		問1 学校における業務改善について												
		(2)業務に係る負担軽減の取組												
都道府県名	市区町村名	C.学校徴収金(学校給食費は除く。)の徴収・管理について					D.地域ボランティアとの連絡調整について							
		①公会計で処理している。(一部の徴収金を公会計に移行した場合を含む。)	②教育委員会事務局が徴収・管理業務を担っている。	③首長部局が徴収・管理業務を担っている。	④学校が徴収・管理業務を担っているが、教師以外の者が担当するよう、指導・助言や必要な支援を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①地域ボランティアとの連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員(社会教育法第9条の7)等の学校以外の主体が中心行的に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している。	②学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、校務分掌上へ位置付けるように学校に対して指導助言を行っている。	③学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、学校管理規則や標準職務例に規定している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。		
三重県	伊勢市				○									○
三重県	松阪市				○							○		
三重県	桑名市								○					○
三重県	鈴鹿市								○					
三重県	名張市				○						○			
三重県	尾鷲市								○					○
三重県	亀山市								○					
三重県	鳥羽市				○									○
三重県	熊野市								○					○
三重県	いなべ市								○					○
三重県	志摩市	○												○
三重県	伊賀市								○					
三重県	木曾岬町								○		○			
三重県	東員町				○				○					
三重県	菰野町								○					○
三重県	朝日町								○					○
三重県	川越町							○						○
三重県	多気町								○					○
三重県	明和町				○									○
三重県	大台町							○						○
三重県	玉城町				○				○					
三重県	度会町				○								○	
三重県	大紀町								○					○
三重県	南伊勢町				○				○		○			
三重県	紀北町				○				○					○
三重県	御浜町				○									○
三重県	紀宝町								○					○
滋賀県	大津市				○				○		○			
滋賀県	彦根市				○				○					
滋賀県	長浜市				○						○			
滋賀県	近江八幡市				○				○					
滋賀県	草津市				○						○			
滋賀県	守山市								○					
滋賀県	栗東市				○						○			
滋賀県	甲賀市		○								○			
滋賀県	野洲市				○				○					
滋賀県	湖南市				○				○		○			
滋賀県	高島市				○				○		○			
滋賀県	東近江市				○				○		○			
滋賀県	米原市								○		○			
滋賀県	日野町				○				○		○			
滋賀県	竜王町				○				○		○			
滋賀県	愛荘町				○				○		○			
滋賀県	豊郷町				○				○		○			
滋賀県	甲良町								○		○			
滋賀県	多賀町								○		○			
京都府	福知山市								○					○
京都府	舞鶴市								○					○
京都府	綾部市				○						○		○	
京都府	宇治市								○					○
京都府	宮津市								○					○
京都府	亀岡市								○					
京都府	城陽市								○					○
京都府	向日市				○				○					
京都府	長岡京市								○					○
京都府	八幡市								○		○			
京都府	京田辺市				○									○
京都府	京丹後市				○				○					
京都府	南丹市										○			
京都府	木津川市				○				○					
京都府	大山崎町								○					○

		問1 学校における業務改善について													
		(2)業務に係る負担軽減の取組													
都道府県名	市区町村名	C.学校徴収金(学校給食費は除く。)の徴収・管理について					D.地域ボランティアとの連絡調整について								
		①公会計で処理している。(一部の徴収金を公会計に移した場合を含む。)	②教育委員会事務局が徴収・管理業務を担っている。	③首長部局が徴収・管理業務を担っている。	④学校が徴収・管理業務を担っているが、教師以外の者が担当するよう、指導・助言や必要な支援を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①地域ボランティアとの連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員(社会教育法第9条の7)等の学校以外の主体が中心に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している。	②学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、校務分掌上へ位置付けるように学校に対して指導助言を行っている。	③学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、学校管理規則や標準職務例に規定している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。			
京都府	久御山町						○							○	
京都府	井手町				○							○			
京都府	宇治田原町							○							○
京都府	精華町							○							○
京都府	京丹波町								○						
京都府	伊根町					○			○						
京都府	与謝野町									○					
京都府	相楽東部広域連合									○					○
大阪府	岸和田市								○		○				
大阪府	豊中市						○			○					
大阪府	池田市								○						○
大阪府	吹田市				○									○	
大阪府	泉大津市									○					
大阪府	高槻市				○					○					
大阪府	貝塚市				○					○					
大阪府	守口市				○				○						
大阪府	枚方市				○					○					
大阪府	茨木市				○										○
大阪府	八尾市				○				○		○				
大阪府	泉佐野市									○					○
大阪府	富田林市				○										○
大阪府	寝屋川市				○					○					
大阪府	河内長野市				○				○						
大阪府	松原市				○				○		○				
大阪府	大東市									○		○			
大阪府	和泉市									○					○
大阪府	箕面市				○										○
大阪府	柏原市				○				○		○				
大阪府	羽曳野市								○						○
大阪府	門真市				○				○						
大阪府	摂津市				○										○
大阪府	高石市														○
大阪府	藤井寺市									○					○
大阪府	東大阪市									○				○	
大阪府	泉南市									○					○
大阪府	四條畷市				○						○				
大阪府	交野市													○	
大阪府	大阪狭山市							○							○
大阪府	阪南市									○					○
大阪府	島本町						○								○
大阪府	豊能町				○				○						
大阪府	能勢町				○				○		○				
大阪府	忠岡町								○		○				
大阪府	熊取町								○		○				
大阪府	田尻町				○					○					
大阪府	岬町								○		○				
大阪府	太子町				○										○
大阪府	河南町								○						○
大阪府	千早赤阪村	○									○				
兵庫県	姫路市														○
兵庫県	尼崎市							○						○	
兵庫県	明石市							○		○					
兵庫県	西宮市				○				○						
兵庫県	洲本市								○						
兵庫県	芦屋市									○					
兵庫県	伊丹市							○						○	
兵庫県	相生市				○										○
兵庫県	豊岡市				○										○
兵庫県	加古川市				○					○					
兵庫県	赤穂市						○		○						

		問1 学校における業務改善について																			
		(2)業務に係る負担軽減の取組																			
都道府県名	市区町村名	C.学校徴収金(学校給食費は除く。)の徴収・管理について					D.地域ボランティアとの連絡調整について														
		①公会計で処理している。(一部の徴収金を公会計に移したを含む。)	②教育委員会事務局が徴収・管理業務を担っている。	③首長部局が徴収・管理業務を担っている。	④学校が徴収・管理業務を担っているが、教師以外の者が担当するよう、指導・助言や必要な支援を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①地域ボランティアとの連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員(社会教育法第9条の7)等の学校以外の主体が中心に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している。	②学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、校務分掌上へ位置付けるように学校に対して指導助言を行っている。	③学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、学校管理規則や標準職務例に規定している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。									
兵庫県	西脇市						○		○												
兵庫県	宝塚市				○				○												
兵庫県	三木市								○												○
兵庫県	高砂市							○												○	
兵庫県	川西市							○												○	
兵庫県	小野市							○												○	
兵庫県	三田市								○				○								
兵庫県	加西市				○							○									
兵庫県	篠山市	○	○								○										
兵庫県	養父市								○												○
兵庫県	丹波市									○			○								
兵庫県	南あわじ市				○																○
兵庫県	朝来市									○											○
兵庫県	淡路市								○												○
兵庫県	宍粟市									○			○								
兵庫県	加東市									○											○
兵庫県	たつの市				○								○								
兵庫県	猪名川町									○			○								
兵庫県	多可町				○							○									
兵庫県	稲美町				○							○									
兵庫県	播磨町		○		○							○									
兵庫県	市川町				○																○
兵庫県	福崎町				○							○									
兵庫県	神河町									○			○								
兵庫県	太子町									○											○
兵庫県	上郡町				○							○									
兵庫県	佐用町									○											○
兵庫県	香美町									○											
兵庫県	新温泉町				○								○								○
奈良県	奈良市								○			○									
奈良県	大和高田市		○									○									
奈良県	大和郡山市									○											○
奈良県	天理市									○			○								
奈良県	橿原市									○											○
奈良県	桜井市									○			○								
奈良県	五條市									○											○
奈良県	御所市									○			○								
奈良県	生駒市				○															○	
奈良県	香芝市	○	○		○							○									
奈良県	葛城市									○			○								
奈良県	宇陀市				○																○
奈良県	山添村								○				○								
奈良県	平群町									○			○								
奈良県	三郷町									○			○								
奈良県	斑鳩町									○											○
奈良県	安堵町									○			○								
奈良県	川西町				○								○								
奈良県	三宅町									○										○	
奈良県	田原本町									○											○
奈良県	曾爾村									○											○
奈良県	御杖村				○							○									
奈良県	高取町									○											○
奈良県	明日香村									○				○							
奈良県	上牧町				○							○									
奈良県	王寺町									○			○								
奈良県	広陵町				○								○								
奈良県	河合町									○			○								
奈良県	吉野町				○							○									
奈良県	大淀町									○			○								
奈良県	下市町				○																○
奈良県	黒滝村				○								○								



		問1 学校における業務改善について																			
		(2)業務に係る負担軽減の取組																			
都道府県名	市区町村名	C.学校徴収金(学校給食費は除く。)の徴収・管理について					D.地域ボランティアとの連絡調整について														
		①公会計で処理している。(一部の徴収金を公会計に移したを含む。)	②教育委員会事務局が徴収・管理業務を担っている。	③首長部局が徴収・管理業務を担っている。	④学校が徴収・管理業務を担っているが、教師以外の者が担当するよう、指導・助言や必要な支援を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①地域ボランティアとの連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員(社会教育法第9条の7)等の学校以外の主体が中心行的に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している。	②学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、校務分掌上へ位置付けるように学校に対して指導助言を行っている。	③学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、学校管理規則や標準職務例に規定している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。									
奈良県	天川村						○														○
奈良県	野迫川村						○														○
奈良県	十津川村						○				○										
奈良県	下北山村						○														○
奈良県	上北山村						○														○
奈良県	川上村	○											○								
奈良県	東吉野村						○														○
奈良県	川西町・三宅町式下中学校組合						○														○
和歌山県	和歌山市						○				○										
和歌山県	海南市						○					○									
和歌山県	橋本市		○								○										
和歌山県	有田市						○					○									
和歌山県	御坊市						○														○
和歌山県	田辺市						○				○										
和歌山県	新宮市		○									○									
和歌山県	紀の川市						○					○									
和歌山県	岩出市						○					○									
和歌山県	紀美野町						○				○										
和歌山県	かつらぎ町						○				○										○
和歌山県	九度山町						○				○		○								
和歌山県	高野町						○				○		○								
和歌山県	湯浅町		○								○		○								
和歌山県	広川町						○				○										○
和歌山県	有田川町						○					○									
和歌山県	美浜町						○				○										○
和歌山県	日高町						○				○										○
和歌山県	由良町						○				○										
和歌山県	印南町						○				○										○
和歌山県	みなべ町						○				○										○
和歌山県	日高川町						○														○
和歌山県	白浜町						○				○		○								
和歌山県	上富田町						○				○		○								
和歌山県	すさみ町			○		○						○									
和歌山県	那智勝浦町						○														○
和歌山県	太地町						○				○										
和歌山県	古座川町						○				○										
和歌山県	北山村						○														○
和歌山県	串本町						○				○										○
鳥取県	鳥取市	○	○																		○
鳥取県	米子市						○				○										
鳥取県	倉吉市						○					○									
鳥取県	境港市						○				○										
鳥取県	岩美町						○														○
鳥取県	若桜町		○																		○
鳥取県	智頭町						○														○
鳥取県	八頭町						○														○
鳥取県	三朝町						○												○		
鳥取県	湯梨浜町						○				○										○
鳥取県	琴浦町						○				○										
鳥取県	北栄町						○				○										○
鳥取県	日吉津村						○														○
鳥取県	大山町						○				○										○
鳥取県	南部町	○					○				○		○								
鳥取県	伯耆町						○				○		○								
鳥取県	日南町						○				○										
鳥取県	日野町						○					○									
鳥取県	江府町						○				○										
島根県	松江市		○				○				○		○								
島根県	浜田市						○				○										○

		問1 学校における業務改善について																			
		(2)業務に係る負担軽減の取組																			
都道府県名	市区町村名	C.学校徴収金(学校給食費は除く。)の徴収・管理について					D.地域ボランティアとの連絡調整について														
		①公会計で処理している。(一部の徴収金を公会計に移行した場合を含む。)	②教育委員会事務局が徴収・管理業務を担っている。	③首長部局が徴収・管理業務を担っている。	④学校が徴収・管理業務を担っているが、教師以外の者が担当するよう、指導・助言や必要な支援を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①地域ボランティアとの連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員(社会教育法第9条の7)等の学校以外の主体が中心に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している。	②学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、校務分掌上へ位置付けるように学校に対して指導助言を行っている。	③学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、学校管理規則や標準職務例に規定している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。									
島根県	出雲市					○															○
島根県	益田市										○										○
島根県	大田市					○					○										○
島根県	安来市										○										○
島根県	江津市										○										
島根県	雲南市					○					○										
島根県	奥出雲町										○										○
島根県	飯南町										○										○
島根県	川本町					○															○
島根県	美郷町										○										
島根県	邑南町										○										○
島根県	津和野町					○					○										
島根県	吉賀町										○										
島根県	海士町										○										○
島根県	西ノ島町					○					○										
島根県	知夫村					○					○										
島根県	隠岐の島町										○										○
岡山県	倉敷市					○							○								
岡山県	津山市										○										
岡山県	玉野市										○										
岡山県	笠岡市					○							○								
岡山県	井原市										○										
岡山県	総社市					○							○								
岡山県	高梁市					○							○								
岡山県	新見市					○					○			○							
岡山県	備前市										○										○
岡山県	瀬戸内市					○							○								
岡山県	赤磐市										○			○							
岡山県	真庭市										○			○							
岡山県	美作市										○			○							
岡山県	浅口市										○			○							
岡山県	和気町					○							○								
岡山県	早島町					○					○			○							
岡山県	里庄町										○			○							
岡山県	矢掛町										○			○							
岡山県	新庄村										○			○							
岡山県	鏡野町										○			○							
岡山県	勝央町					○					○			○							
岡山県	奈義町	○									○			○							
岡山県	西粟倉村					○															○
岡山県	久米南町										○			○							
岡山県	美咲町										○			○							
岡山県	吉備中央町					○								○							
広島県	呉市										○										○
広島県	竹原市										○										○
広島県	三原市										○										○
広島県	尾道市					○					○										
広島県	福山市										○										○
広島県	府中市					○					○										
広島県	三次市					○															○
広島県	庄原市					○															○
広島県	大竹市										○										○
広島県	東広島市										○										○
広島県	廿日市市										○										
広島県	安芸高田市					○								○							
広島県	江田島市										○			○							
広島県	府中町										○										○
広島県	海田町					○								○							
広島県	熊野町																				○
広島県	坂町																				○
広島県	安芸太田町					○															○

		問1 学校における業務改善について																			
		(2)業務に係る負担軽減の取組																			
都道府県名	市区町村名	C.学校徴収金(学校給食費は除く。)の徴収・管理について					D.地域ボランティアとの連絡調整について														
		①公会計で処理している。(一部の徴収金を公会計に移行した場合を含む。)	②教育委員会事務局が徴収・管理業務を担っている。	③首長部局が徴収・管理業務を担っている。	④学校が徴収・管理業務を担っているが、教師以外の者が担当するよう、指導・助言や必要な支援を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①地域ボランティアとの連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員(社会教育法第9条の7)等の学校以外の主体が中心に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している。	②学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、校務分掌上へ位置付けるように学校に対して指導助言を行っている。	③学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、学校管理規則や標準職務例に規定している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。									
広島県	北広島町					○															○
広島県	大崎上島町						○														○
広島県	世羅町		○			○					○										
広島県	神石高原町										○										○
山口県	下関市					○							○								
山口県	宇部市					○							○								
山口県	山口市					○						○		○							
山口県	萩市					○						○		○							
山口県	防府市					○						○		○							
山口県	下松市					○						○		○							
山口県	岩国市					○						○		○							
山口県	光市					○						○		○							
山口県	長門市									○		○		○							
山口県	柳井市					○						○		○							
山口県	美祢市									○		○		○							
山口県	周南市					○						○		○							
山口県	山陽小野田市					○						○		○							
山口県	周防大島町										○		○								
山口県	和木町					○						○		○							
山口県	上関町									○		○		○							
山口県	田布施町					○						○		○							
山口県	平生町					○						○		○							
山口県	阿武町					○						○		○							○
徳島県	徳島市									○		○									
徳島県	鳴門市										○										○
徳島県	小松島市					○				○											○
徳島県	阿南市													○							
徳島県	吉野川市					○								○							
徳島県	阿波市					○															○
徳島県	美馬市					○								○							
徳島県	三好市										○										
徳島県	勝浦町					○						○									
徳島県	上勝町									○											○
徳島県	佐那河内村										○										○
徳島県	石井町					○															○
徳島県	神山町					○															○
徳島県	那賀町		○																		○
徳島県	牟岐町					○															○
徳島県	美波町											○									○
徳島県	海陽町										○		○								
徳島県	松茂町					○						○									
徳島県	北島町										○		○								
徳島県	藍住町										○										○
徳島県	板野町					○															○
徳島県	上板町											○									○
徳島県	つるぎ町					○															○
徳島県	東みよし町					○								○			○				
香川県	高松市										○										○
香川県	丸亀市										○										○
香川県	坂出市										○										
香川県	善通寺市									○											○
香川県	観音寺市					○															○
香川県	さぬき市										○		○								
香川県	東かがわ市					○															○
香川県	三豊市					○															○
香川県	土庄町					○															○
香川県	小豆島町										○										
香川県	三木町					○							○								
香川県	直島町										○										○
香川県	宇多津町					○						○									

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について									
		(2)業務に係る負担軽減の取組									
		C.学校徴収金(学校給食費は除く。)の徴収・管理について					D.地域ボランティアとの連絡調整について				
①公会計で処理している。(一部の徴収金を公会計に移行した場合を含む。)	②教育委員会事務局が徴収・管理業務を担っている。	③首長部局が徴収・管理業務を担っている。	④学校が徴収・管理業務を担っているが、教師以外の者が担当するよう、指導・助言や必要な支援を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①地域ボランティアとの連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員(社会教育法第9条の7)等の学校以外の主体が中心に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している。	②学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、校務分掌上へ位置付けるように学校に対して指導助言を行っている。	③学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、学校管理規則や標準職務例に規定している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	
香川県	綾川町				○	○		○			
香川県	琴平町				○			○			
香川県	多度津町						○			○	
香川県	まんのう町	○								○	
愛媛県	松山市					○				○	
愛媛県	今治市						○				
愛媛県	宇和島市						○			○	
愛媛県	八幡浜市				○			○			
愛媛県	新居浜市				○		○				
愛媛県	西条市						○			○	
愛媛県	大洲市						○				
愛媛県	伊予市				○					○	
愛媛県	四国中央市				○					○	
愛媛県	西予市				○					○	
愛媛県	東温市						○			○	
愛媛県	上島町				○						
愛媛県	久万高原町						○			○	
愛媛県	松前町						○			○	
愛媛県	砥部町						○				
愛媛県	内子町						○			○	
愛媛県	伊方町						○			○	
愛媛県	松野町						○			○	
愛媛県	鬼北町					○	○				
愛媛県	愛南町						○			○	
高知県	高知市				○			○			
高知県	室戸市					○	○				
高知県	安芸市						○				
高知県	南国市				○		○	○			
高知県	土佐市				○					○	
高知県	須崎市				○		○				
高知県	宿毛市						○			○	
高知県	土佐清水市				○			○			
高知県	四万十市						○			○	
高知県	香南市						○				
高知県	香美市					○	○				
高知県	東洋町				○		○				
高知県	奈半利町				○					○	
高知県	田野町				○		○				
高知県	安田町					○	○				
高知県	北川村						○				
高知県	馬路村						○				
高知県	芸西村				○		○				
高知県	本山町				○		○				
高知県	大豊町				○					○	
高知県	土佐町				○		○				
高知県	大川村				○		○				
高知県	いの町					○	○				
高知県	仁淀川町						○				
高知県	中土佐町						○			○	
高知県	佐川町					○	○				
高知県	越知町					○	○				
高知県	梶原町						○			○	
高知県	日高村						○	○			
高知県	津野町	○			○		○				
高知県	四万十町						○			○	
高知県	大月町						○	○			
高知県	三原村				○			○			
高知県	黒潮町				○					○	
福岡県	大牟田市				○					○	
福岡県	久留米市				○		○				
福岡県	直方市				○					○	

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について									
		(2)業務に係る負担軽減の取組									
		C.学校徴収金(学校給食費は除く。)の徴収・管理について					D.地域ボランティアとの連絡調整について				
①公会計で処理している。(一部の徴収金を公会計に移行した場合を含む。)	②教育委員会事務局が徴収・管理業務を担っている。	③首長部局が徴収・管理業務を担っている。	④学校が徴収・管理業務を担っているが、教師以外の者が担当するよう、指導・助言や必要な支援を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①地域ボランティアとの連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員(社会教育法第9条の7)等の学校以外の主体が中心に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している。	②学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、校務分掌上へ位置付けるように学校に対して指導助言を行っている。	③学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、学校管理規則や標準職務例に規定している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	
福岡県	飯塚市		○					○			
福岡県	田川市				○			○			
福岡県	柳川市				○					○	
福岡県	八女市				○					○	
福岡県	筑後市				○					○	
福岡県	大川市					○				○	
福岡県	行橋市					○	○				
福岡県	豊前市				○					○	
福岡県	中間市				○					○	
福岡県	小郡市					○	○				
福岡県	筑紫野市					○				○	
福岡県	春日市				○		○				
福岡県	大野城市					○		○			
福岡県	宗像市					○				○	
福岡県	太宰府市				○		○				
福岡県	古賀市					○		○			
福岡県	福津市						○	○			
福岡県	うきは市				○					○	
福岡県	宮若市				○					○	
福岡県	嘉麻市				○					○	
福岡県	朝倉市				○		○				
福岡県	みやま市				○		○				
福岡県	糸島市					○				○	
福岡県	那珂川町					○		○			
福岡県	宇美町				○			○			
福岡県	篠栗町						○			○	
福岡県	志免町				○			○			
福岡県	須恵町				○		○				
福岡県	新宮町				○			○			
福岡県	久山町				○			○			
福岡県	粕屋町				○		○				
福岡県	芦屋町						○			○	
福岡県	水巻町				○			○			
福岡県	岡垣町					○				○	
福岡県	遠賀町					○				○	
福岡県	小竹町				○					○	
福岡県	鞍手町						○			○	
福岡県	桂川町				○		○				
福岡県	筑前町					○	○				
福岡県	東峰村					○	○				
福岡県	大刀洗町					○	○				
福岡県	大木町						○			○	
福岡県	広川町				○					○	
福岡県	香春町						○				
福岡県	添田町						○			○	
福岡県	糸田町						○			○	
福岡県	川崎町						○			○	
福岡県	大任町				○					○	
福岡県	赤村		○							○	
福岡県	福智町				○					○	
福岡県	苅田町						○			○	
福岡県	みやこ町						○			○	
福岡県	吉富町						○			○	
福岡県	上毛町						○				
福岡県	築上町				○					○	
佐賀県	佐賀市				○			○			
佐賀県	唐津市					○				○	
佐賀県	鳥栖市				○					○	
佐賀県	多久市				○		○				
佐賀県	伊万里市					○				○	
佐賀県	武雄市				○		○				

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		C.学校徴収金(学校給食費は除く。)の徴収・管理について					D.地域ボランティアとの連絡調整について			
①公会計で処理している。(一部の徴収金を公会計に移行した場合を含む。)	②教育委員会事務局が徴収・管理業務を担っている。	③首長部局が徴収・管理業務を担っている。	④学校が徴収・管理業務を担っているが、教師以外の者が担当するよう、指導・助言や必要な支援を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①地域ボランティアとの連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員(社会教育法第9条の7)等の学校以外の主体が中心行的に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している。	②学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、校務分掌上へ位置付けるように学校に対して指導助言を行っている。	③学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、学校管理規則や標準職務例に規定している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
佐賀県	鹿島市				○					○
佐賀県	小城市				○				○	
佐賀県	嬉野市				○					○
佐賀県	神埼市				○				○	
佐賀県	吉野ヶ里町				○				○	
佐賀県	基山町				○				○	
佐賀県	上峰町					○				○
佐賀県	みやき町				○		○			
佐賀県	玄海町				○					○
佐賀県	有田町				○					○
佐賀県	大町町						○			
佐賀県	江北町				○					○
佐賀県	白石町				○		○		○	
佐賀県	太良町						○			
長崎県	長崎市				○		○		○	
長崎県	佐世保市				○			○		
長崎県	島原市						○			○
長崎県	諫早市					○		○		
長崎県	大村市					○		○		
長崎県	平戸市				○					○
長崎県	松浦市						○			○
長崎県	対馬市						○			○
長崎県	壱岐市						○			
長崎県	五島市				○			○		
長崎県	西海市				○					○
長崎県	雲仙市				○			○		
長崎県	南島原市				○			○		
長崎県	長与町						○			○
長崎県	時津町						○	○		
長崎県	東彼杵町				○		○	○		
長崎県	川棚町						○			○
長崎県	波佐見町						○			○
長崎県	小値賀町						○			○
長崎県	佐々町				○					○
長崎県	新上五島町						○			○
熊本県	八代市				○		○	○		
熊本県	人吉市						○			
熊本県	荒尾市				○			○		
熊本県	水俣市				○			○		
熊本県	玉名市				○			○		
熊本県	山鹿市				○			○		
熊本県	菊池市						○			
熊本県	宇土市						○	○		
熊本県	上天草市				○		○	○		
熊本県	宇城市				○		○	○		
熊本県	阿蘇市				○		○	○		
熊本県	天草市				○					○
熊本県	合志市						○			○
熊本県	美里町				○					○
熊本県	玉東町						○			○
熊本県	南関町						○			
熊本県	長洲町				○					○
熊本県	和水町						○			○
熊本県	大津町						○			
熊本県	菊陽町				○		○	○		
熊本県	南小国町						○			○
熊本県	小国町						○			○
熊本県	産山村						○			
熊本県	高森町				○					○
熊本県	西原村				○		○			
熊本県	南阿蘇村						○			○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について										
		(2)業務に係る負担軽減の取組										
		C.学校徴収金(学校給食費は除く。)の徴収・管理について					D.地域ボランティアとの連絡調整について					
		①公会計で処理している。(一部の徴収金を公会計に移行した場合を含む。)	②教育委員会事務局が徴収・管理業務を担っている。	③首長部局が徴収・管理業務を担っている。	④学校が徴収・管理業務を担っているが、教師以外の者が担当するよう、指導・助言や必要な支援を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①地域ボランティアとの連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員(社会教育法第9条の7)等の学校以外の主体が中心に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している。	②学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、校務分掌上へ位置付けるように学校に対して指導助言を行っている。	③学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、学校管理規則や標準職務例に規定している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
熊本県	御船町					○		○				
熊本県	嘉島町					○					○	
熊本県	益城町					○		○				
熊本県	甲佐町					○		○				
熊本県	山都町				○						○	
熊本県	氷川町				○		○	○		○		
熊本県	芦北町				○		○					
熊本県	津奈木町					○					○	
熊本県	錦町				○			○				
熊本県	多良木町					○					○	
熊本県	湯前町					○					○	
熊本県	水上村					○		○				
熊本県	相良村					○		○				
熊本県	五木村				○						○	
熊本県	山江村				○		○				○	
熊本県	球磨村				○						○	
熊本県	あさぎり町					○		○				
熊本県	苓北町					○					○	
大分県	大分市					○					○	
大分県	別府市					○		○				
大分県	中津市		○		○		○	○				
大分県	日田市				○						○	
大分県	佐伯市				○			○				
大分県	臼杵市				○			○				
大分県	津久見市					○					○	
大分県	竹田市				○			○				
大分県	豊後高田市				○			○				
大分県	杵築市				○						○	
大分県	宇佐市				○		○	○				
大分県	豊後大野市					○	○	○				
大分県	由布市					○		○				
大分県	国東市					○	○	○				
大分県	姫島村	○					○					
大分県	日出町					○					○	
大分県	九重町				○						○	
大分県	玖珠町					○		○				
宮崎県	宮崎市				○			○				
宮崎県	都城市				○						○	
宮崎県	延岡市					○					○	
宮崎県	日南市					○					○	
宮崎県	小林市				○		○	○				
宮崎県	日向市					○					○	
宮崎県	串間市					○					○	
宮崎県	西都市				○						○	
宮崎県	えびの市					○	○					
宮崎県	三股町				○		○					
宮崎県	高原町					○	○					
宮崎県	国富町				○		○					
宮崎県	綾町					○	○					
宮崎県	高鍋町					○	○					
宮崎県	新富町				○						○	
宮崎県	西米良村		○				○					
宮崎県	木城町				○		○					
宮崎県	川南町				○		○	○				
宮崎県	都農町				○		○					
宮崎県	門川町					○	○					
宮崎県	諸塚村					○					○	
宮崎県	椎葉村					○					○	
宮崎県	美郷町				○			○				
宮崎県	高千穂町					○					○	
宮崎県	日之影町				○			○				

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について																			
		(2)業務に係る負担軽減の取組																			
		C.学校徴収金(学校給食費は除く。)の徴収・管理について					D.地域ボランティアとの連絡調整について														
①公会計で処理している。(一部の徴収金を公会計に移行した場合を含む。)	②教育委員会事務局が徴収・管理業務を担っている。	③首長部局が徴収・管理業務を担っている。	④学校が徴収・管理業務を担っているが、教師以外の者が担当するよう、指導・助言や必要な支援を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①地域ボランティアとの連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員(社会教育法第9条の7)等の学校以外の主体が中心に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している。	②学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、校務分掌上へ位置付けるように学校に対して指導助言を行っている。	③学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、学校管理規則や標準職務例に規定している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。											
宮崎県	五ヶ瀬町					○														○	
鹿児島県	鹿児島市										○		○								
鹿児島県	鹿屋市				○								○								
鹿児島県	枕崎市				○							○									
鹿児島県	阿久根市									○										○	
鹿児島県	出水市				○							○									
鹿児島県	指宿市				○							○									
鹿児島県	西之表市										○										○
鹿児島県	垂水市				○							○									
鹿児島県	薩摩川内市				○							○									
鹿児島県	日置市										○										
鹿児島県	曾於市										○										
鹿児島県	霧島市				○							○									
鹿児島県	いちき串木野市											○									
鹿児島県	南さつま市											○								○	
鹿児島県	志布志市				○								○								
鹿児島県	奄美市				○																○
鹿児島県	南九州市										○										○
鹿児島県	伊佐市				○								○								
鹿児島県	始良市										○		○								
鹿児島県	三島村											○									○
鹿児島県	十島村											○									○
鹿児島県	さつま町											○									○
鹿児島県	長島町				○							○									
鹿児島県	湧水町											○									○
鹿児島県	大崎町				○								○								
鹿児島県	東串良町											○									
鹿児島県	錦江町											○									
鹿児島県	南大隅町				○								○								
鹿児島県	肝付町				○								○								
鹿児島県	中種子町											○									
鹿児島県	南種子町									○			○								
鹿児島県	屋久島町											○									
鹿児島県	大和村											○									○
鹿児島県	宇検村											○									○
鹿児島県	瀬戸内町											○									
鹿児島県	龍郷町				○							○									
鹿児島県	喜界町											○									○
鹿児島県	徳之島町				○								○								
鹿児島県	天城町											○									○
鹿児島県	伊仙町				○																
鹿児島県	和泊町		○																		○
鹿児島県	知名町											○									○
鹿児島県	与論町											○									○
沖縄県	那覇市											○									○
沖縄県	宜野湾市				○							○		○							
沖縄県	石垣市										○			○							
沖縄県	浦添市				○																○
沖縄県	名護市												○								
沖縄県	糸満市				○																○
沖縄県	沖縄市									○			○								
沖縄県	豊見城市				○								○								
沖縄県	うるま市				○								○								
沖縄県	宮古島市				○								○								
沖縄県	南城市				○							○									
沖縄県	国頭村										○										○
沖縄県	大宜味村											○									○
沖縄県	東村				○																○
沖縄県	今帰仁村				○							○									
沖縄県	本部町											○									○



都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について											
		(2)業務に係る負担軽減の取組											
		C.学校徴収金(学校給食費は除く。)の徴収・管理について					D.地域ボランティアとの連絡調整について						
①公会計で処理している。(一部の徴収金を公会計に移した場合を含む。)	②教育委員会事務局が徴収・管理業務を担っている。	③首長部局が徴収・管理業務を担っている。	④学校が徴収・管理業務を担っているが、教師以外の者が担当するよう、指導・助言や必要な支援を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①地域ボランティアとの連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員(社会教育法第9条の7)等の学校以外の主体が中心に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している。	②学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、校務分掌上へ位置付けるように学校に対して指導助言を行っている。	③学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、学校管理規則や標準職務例に規定している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。			
沖縄県	恩納村						○						○
沖縄県	宜野座村						○						○
沖縄県	金武町						○						○
沖縄県	伊江村						○			○			
沖縄県	読谷村						○		○	○			
沖縄県	嘉手納町				○				○	○			
沖縄県	北谷町				○					○			
沖縄県	北中城村						○		○	○			
沖縄県	中城村						○			○			
沖縄県	西原町				○				○	○			
沖縄県	与那原町				○				○				
沖縄県	南風原町					○			○				
沖縄県	渡嘉敷村		○										○
沖縄県	座間味村		○				○						○
沖縄県	粟国村				○	○			○			○	
沖縄県	渡名喜村					○							○
沖縄県	南大東村						○						
沖縄県	北大東村		○						○				
沖縄県	伊平屋村				○					○			
沖縄県	伊是名村				○								○
沖縄県	久米島町						○					○	
沖縄県	八重瀬町						○		○				
沖縄県	多良間村			○					○				
沖縄県	竹富町						○			○			
沖縄県	与那国町						○						○
合計		24	54	4	723	138	808	534	515	5	125	692	

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について									
		(2)業務に係る負担軽減の取組									
		E.調査・統計等への回答等について									
		①教育委員会による学校への調査・照会について、それぞれの調査の対象(悉皆/抽出)・頻度・時期・内容・様式等を精査している。	②教育委員会による学校への調査・照会について、調査の一元化等により回数を削減した。	③域内共通ネットワーク型の校務支援システムを構築し、当該システムから教育委員会が情報を取得することによって調査回数を削減している。	④首長部局に対して、学校を対象とした調査を行う場合は、調査項目の精査や負担軽減に向けた見直しを行うよう働きかけている。	⑤民間団体等からの、作文・絵画コンクール等への出展依頼や家庭向けの配布依頼等について、当該団体等に対して、教育委員会経由での連絡や学校によらない子供たちへの周知方法を検討などの協力を要請している。	⑥民間団体等からの依頼を学校宛てに連絡する際は、例えば、教育委員会が後援名義を出しているもの、所管団体が主催しているもの、学校課程との関連が図られるものであるなど、一定の基準を設けて、真に効果的で必要なものに精選している。	⑦学校における調査・統計等への回答は、例えば、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に深く関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答するよう促している(工夫している)。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない。	
北海道	函館市	○	○		○	○	○	○			
北海道	小樽市				○						
北海道	旭川市	○	○		○	○					
北海道	室蘭市	○			○	○	○	○			
北海道	釧路市	○									
北海道	帯広市	○			○						
北海道	北見市	○					○				
北海道	夕張市	○									
北海道	岩見沢市						○				
北海道	網走市	○			○	○					
北海道	留萌市	○	○		○						
北海道	苫小牧市	○	○	○							
北海道	稚内市	○			○			○			
北海道	美唄市	○									
北海道	芦別市	○	○				○	○			
北海道	江別市	○									
北海道	赤平市	○									
北海道	紋別市					○		○			
北海道	士別市				○						
北海道	名寄市	○			○	○		○			
北海道	三笠市	○					○				
北海道	根室市	○	○			○	○				
北海道	千歳市	○			○						
北海道	滝川市	○	○								
北海道	砂川市	○									
北海道	歌志内市	○			○		○				
北海道	深川市					○					
北海道	富良野市	○			○	○	○				
北海道	登別市	○			○			○			
北海道	恵庭市	○									
北海道	伊達市	○	○		○	○		○			
北海道	北広島市	○									
北海道	石狩市	○			○						
北海道	北斗市	○	○		○						
北海道	当別町	○		○	○	○	○	○			
北海道	新篠津村									○	
北海道	松前町	○	○		○	○	○				
北海道	福島町	○					○				
北海道	知内町				○						
北海道	木古内町	○									
北海道	七飯町	○									
北海道	鹿部町									○	
北海道	森町	○			○						
北海道	八雲町	○				○					
北海道	長万部町									○	
北海道	江差町	○	○				○				
北海道	上ノ国町	○									
北海道	厚沢部町				○						
北海道	乙部町									○	
北海道	奥尻町	○			○						
北海道	今金町	○	○		○			○			
北海道	せたな町		○								
北海道	島牧村	○	○		○						
北海道	寿都町	○			○						
北海道	黒松内町									○	
北海道	蘭越町									○	
北海道	二セコ町	○					○				
北海道	真狩村	○			○						
北海道	留寿都村	○									
北海道	喜茂別町	○	○		○	○					
北海道	京極町	○					○				

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について												
		(2)業務に係る負担軽減の取組												
		E.調査・統計等への回答等について												
		①教育委員会による学校への調査・照会について、それぞれの調査の対象(悉皆/抽出)・頻度・時期・内容・様式等を精査している。	②教育委員会による学校への調査・照会について、調査の一元化等により回数を削減した。	③域内共通ネットワーク型の校務支援システムを構築し、当該システムから教育委員会が情報を取得することによって調査回数を削減している。	④首長部局に対して、学校を対象とした調査を行う場合は、調査項目の精査や負担軽減に向けた見直しを行うよう働きかけている。	⑤民間団体等からの、作文・絵画コンクール等への出展依頼や家庭向けの配布依頼等について、当該団体等に対して、教育委員会経由での連絡や学校によらない子供たちへの周知方法を検討などの協力を要請している。	⑥民間団体等からの依頼を学校宛てに連絡する際は、例えば、教育委員会が後援名義を出しているもの、所管団体が主催しているもの、学校課程との関連が図られるものであるなど、一定の基準を設けて、真に効果的で必要なものに精選している。	⑦学校における調査・統計等への回答は、例えば、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に深く関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答するよう促している(工夫している)。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない。				
北海道	倶知安町	○	○											
北海道	共和町	○	○		○		○		○					
北海道	岩内町	○												
北海道	泊村													○
北海道	神恵内村	○												
北海道	積丹町													○
北海道	古平町	○												
北海道	仁木町	○												
北海道	余市町													○
北海道	赤井川村	○	○						○		○			
北海道	南幌町	○							○					
北海道	奈井江町													○
北海道	上砂川町													○
北海道	由仁町	○												
北海道	長沼町				○		○		○					
北海道	栗山町				○									
北海道	月形町				○									○
北海道	浦臼町													
北海道	新十津川町										○			
北海道	妹背牛町	○												
北海道	秩父別町	○												
北海道	雨竜町	○												
北海道	北竜町										○			
北海道	沼田町	○	○						○					
北海道	鷹栖町				○									
北海道	東神楽町	○											○	
北海道	当麻町	○												
北海道	比布町													○
北海道	愛別町													○
北海道	上川町													○
北海道	東川町			○							○			
北海道	美瑛町	○			○				○					
北海道	上富良野町	○			○									
北海道	中富良野町	○			○									
北海道	南富良野町				○									
北海道	占冠村													○
北海道	和寒町	○												
北海道	剣淵町	○												
北海道	下川町								○					
北海道	美深町	○												
北海道	音威子府村								○		○			
北海道	中川町	○			○				○					
北海道	幌加内町													○
北海道	増毛町	○									○			
北海道	小平町													○
北海道	苫前町	○						○						
北海道	羽幌町	○	○											
北海道	初山別村													○
北海道	遠別町													○
北海道	天塩町													○
北海道	猿払村	○	○						○		○			
北海道	浜頓別町													○
北海道	中頓別町		○											
北海道	枝幸町												○	
北海道	豊富町	○												
北海道	礼文町				○									○
北海道	利尻町													○
北海道	利尻富士町	○	○											
北海道	幌延町		○		○				○					
北海道	美幌町										○			
北海道	津別町				○									

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		E.調査・統計等への回答等について								
		①教育委員会による学校への調査・照会について、それぞれの調査の対象(悉皆/抽出)・頻度・時期・内容・様式等を精査している。	②教育委員会による学校への調査・照会について、調査の一元化等により回数を削減した。	③域内共通ネットワーク型の校務支援システムを構築し、当該システムから教育委員会が情報を取得することによって調査回数を削減している。	④首長部局に対して、学校を対象とした調査を行う場合は、調査項目の精査や負担軽減に向けた見直しを行うよう働きかけている。	⑤民間団体等からの、作文・絵画コンクール等への出展依頼や家庭向けの配布依頼等について、当該団体等に対して、教育委員会経由での連絡や学校によらない子供たちへの周知方法を検討などの協力を要請している。	⑥民間団体等からの依頼を学校宛てに連絡する際は、例えば、教育委員会が後援名義を出しているもの、所管団体が主催しているもの、学校課程との関連が図られるものであるなど、一定の基準を設けて、真に効果的で必要なものに精選している。	⑦学校における調査・統計等への回答は、例えば、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に深く関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答するよう促している(工夫している)。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない。
北海道	斜里町						○			
北海道	清里町	○								
北海道	小清水町							○		
北海道	訓子府町	○						○		
北海道	置戸町							○		
北海道	佐呂間町									○
北海道	遠軽町	○					○			
北海道	湧別町									○
北海道	滝上町									○
北海道	興部町									○
北海道	西興部村	○				○				
北海道	雄武町	○					○			
北海道	大空町							○		
北海道	豊浦町									○
北海道	壮瞥町	○								
北海道	白老町	○	○					○		
北海道	厚真町							○		
北海道	洞爺湖町	○								
北海道	安平町		○							
北海道	むかわ町	○			○					
北海道	日高町	○	○					○		
北海道	平取町	○						○		○
北海道	新冠町	○								
北海道	浦河町	○	○	○	○	○		○		
北海道	様似町	○			○	○				
北海道	えりも町									○
北海道	新ひだか町	○	○					○		
北海道	音更町								○	
北海道	士幌町									○
北海道	上士幌町	○			○			○		
北海道	鹿追町	○	○					○		
北海道	新得町	○								
北海道	清水町	○			○			○		
北海道	芽室町							○		
北海道	中札内村	○	○		○	○		○		
北海道	更別村	○	○					○		
北海道	大樹町									○
北海道	広尾町	○								
北海道	幕別町	○								
北海道	池田町									○
北海道	豊頃町	○			○			○		
北海道	本別町	○								
北海道	足寄町				○			○		
北海道	陸別町	○			○					
北海道	浦幌町	○	○		○					
北海道	釧路町	○	○							
北海道	厚岸町	○								
北海道	浜中町	○								
北海道	標茶町									○
北海道	弟子屈町	○			○					
北海道	鶴居村	○								
北海道	白糠町	○	○					○		
北海道	別海町	○						○		
北海道	中標津町	○						○		
北海道	標津町	○			○					
北海道	羅臼町	○								
青森県	青森市	○	○							
青森県	弘前市	○			○			○		
青森県	八戸市	○								
青森県	黒石市									○
青森県	五所川原市	○								

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について									
		(2)業務に係る負担軽減の取組									
		E.調査・統計等への回答等について									
		①教育委員会による学校への調査・照会について、それぞれの調査の対象(悉皆/抽出)・頻度・時期・内容・様式等を精査している。	②教育委員会による学校への調査・照会について、調査の一元化等により回数を削減した。	③域内共通ネットワーク型の校務支援システムを構築し、当該システムから教育委員会が情報を取得することによって調査回数を削減している。	④首長部局に対して、学校を対象とした調査を行う場合は、調査項目の精査や負担軽減に向けた見直しを行うよう働きかけている。	⑤民間団体等からの、作文・絵画コンクール等への出展依頼や家庭向けの配布依頼等について、当該団体等に対して、教育委員会経由での連絡や学校によらない子供たちへの周知方法の検討などの協力を要請している。	⑥民間団体等からの依頼を学校宛てに連絡する際は、例えば、教育委員会が後援名義を出しているもの、所管団体が主催しているもの、学校課程との関連が図られるものであるなど、一定の基準を設けて、真に効果的で必要なものに精選している。	⑦学校における調査・統計等への回答は、例えば、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に深く関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答するよう促している(工夫している)。	⑧その他	⑨特に取組んでいない。	
青森県	十和田市	○	○		○						
青森県	三沢市						○				
青森県	むつ市	○			○						
青森県	つがる市	○									
青森県	平川市							○			
青森県	平内町	○			○						
青森県	今別町									○	
青森県	蓬田村									○	
青森県	外ヶ浜町	○			○						
青森県	鱒ヶ沢町									○	
青森県	深浦町					○		○			
青森県	西目屋村						○				
青森県	藤崎町	○				○					
青森県	大鰐町				○					○	
青森県	田舎館村	○									
青森県	板柳町							○			
青森県	鶴田町									○	
青森県	中泊町							○			
青森県	野辺地町	○									
青森県	七戸町	○						○			
青森県	六戸町	○									
青森県	横浜町									○	
青森県	東北町	○									
青森県	六ヶ所村									○	
青森県	おいらせ町									○	
青森県	大間町	○									
青森県	東通村	○	○				○				
青森県	風間浦村									○	
青森県	佐井村	○									
青森県	三戸町									○	
青森県	五戸町	○									
青森県	田子町				○	○					
青森県	南部町									○	
青森県	階上町									○	
青森県	新郷村	○	○		○						
岩手県	盛岡市	○					○				
岩手県	宮古市	○				○					
岩手県	大船渡市	○									
岩手県	花巻市	○	○								
岩手県	北上市	○	○			○					
岩手県	久慈市	○					○				
岩手県	遠野市	○	○			○					
岩手県	一関市	○	○								
岩手県	陸前高田市	○									
岩手県	釜石市	○			○		○				
岩手県	二戸市			○			○				
岩手県	八幡平市	○	○					○			
岩手県	奥州市	○									
岩手県	滝沢市	○				○					
岩手県	雫石町	○									
岩手県	葛巻町									○	
岩手県	岩手町	○						○			
岩手県	紫波町				○		○				
岩手県	矢巾町									○	
岩手県	西和賀町	○									
岩手県	金ヶ崎町	○									
岩手県	平泉町									○	
岩手県	住田町									○	
岩手県	大槌町	○	○	○	○	○	○	○			
岩手県	山田町	○	○								
岩手県	岩泉町						○				

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		E.調査・統計等への回答等について								
		①教育委員会による学校への調査・照会について、それぞれの調査の対象(悉皆/抽出)・頻度・時期・内容・様式等を精査している。	②教育委員会による学校への調査・照会について、調査の一元化等により回数を削減した。	③域内共通ネットワーク型の校務支援システムを構築し、当該システムから教育委員会が情報を取得することによって調査回数を削減している。	④首長部局に対して、学校を対象とした調査を行う場合は、調査項目の精査や負担軽減に向けた見直しを行うよう働きかけている。	⑤民間団体等からの、作文・絵画コンクール等への出展依頼や家庭向けの配布依頼等について、当該団体等に対して、教育委員会経由での連絡や学校によらない子供たちへの周知方法の検討などの協力を要請している。	⑥民間団体等からの依頼を学校宛てに連絡する際は、例えば、教育委員会が後援名義を出しているもの、所管団体が主催しているもの、学校課程との関連が図られるものであるなど、一定の基準を設けて、真に効果的で必要なものに精選している。	⑦学校における調査・統計等への回答は、例えば、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に深く関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答するよう促している(工夫している)。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない。
岩手県	田野畑村									○
岩手県	普代村									○
岩手県	軽米町				○					
岩手県	野田村				○		○			
岩手県	九戸村	○			○		○	○		
岩手県	洋野町				○					
岩手県	一戸町						○			
宮城県	石巻市	○								
宮城県	塩竈市	○	○							
宮城県	気仙沼市	○					○			
宮城県	白石市									○
宮城県	名取市	○	○				○	○		
宮城県	角田市	○								
宮城県	多賀城市	○					○			
宮城県	岩沼市	○	○	○	○	○	○	○		
宮城県	登米市								○	
宮城県	栗原市						○			
宮城県	東松島市	○	○		○					
宮城県	大崎市	○					○			
宮城県	富谷市						○			
宮城県	蔵王町									○
宮城県	七ヶ宿町									○
宮城県	大河原町	○					○	○		
宮城県	村田町	○								○
宮城県	柴田町									○
宮城県	川崎町	○								
宮城県	丸森町									○
宮城県	亘理町				○		○			
宮城県	山元町									○
宮城県	松島町	○					○			
宮城県	七ヶ浜町									○
宮城県	利府町	○								
宮城県	大和町	○			○		○			
宮城県	大郷町				○	○				
宮城県	大衡村	○								
宮城県	色麻町	○								
宮城県	加美町									○
宮城県	涌谷町		○		○					
宮城県	美里町	○								
宮城県	女川町									○
宮城県	南三陸町	○								
秋田県	秋田市	○	○	○	○	○	○	○		
秋田県	能代市	○	○							
秋田県	横手市	○								
秋田県	大館市	○				○				
秋田県	男鹿市	○	○		○		○			
秋田県	湯沢市									○
秋田県	鹿角市	○								
秋田県	由利本荘市	○					○			
秋田県	潟上市	○	○	○	○		○	○		
秋田県	大仙市	○	○	○	○		○			
秋田県	北秋田市	○	○	○	○					
秋田県	にかほ市	○								
秋田県	仙北市	○			○					
秋田県	小坂町									○
秋田県	上小阿仁村	○								
秋田県	藤里町									○
秋田県	三種町		○							
秋田県	八峰町									○
秋田県	五城目町						○	○		
秋田県	八郎潟町								○	

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		E.調査・統計等への回答等について								
		①教育委員会による学校への調査・照会について、それぞれの調査の対象(悉皆/抽出)・頻度・時期・内容・様式等を精査している。	②教育委員会による学校への調査・照会について、調査の一元化等により回数を削減した。	③域内共通ネットワーク型の校務支援システムを構築し、当該システムから教育委員会が情報を取得することによって調査回数を削減している。	④首長部局に対して、学校を対象とした調査を行う場合は、調査項目の精査や負担軽減に向けた見直しを行うよう働きかけている。	⑤民間団体等からの、作文・絵画コンクール等への出展依頼や家庭向けの配布依頼等について、当該団体等に対して、教育委員会経由での連絡や学校によらない子供たちへの周知方法の検討などの協力を要請している。	⑥民間団体等からの依頼を学校宛てに連絡する際は、例えば、教育委員会が後援名義を出しているもの、所管団体が主催しているもの、学校の一環として教育課程との関連が図られるものであるなど、一定の基準を設けて、真に効果的で必要なものに精選している。	⑦学校における調査・統計等への回答は、例えば、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に深く関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答するよう促している(工夫している)。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない。
秋田県	井川町	○			○	○	○			
秋田県	大潟村								○	
秋田県	美郷町	○			○					
秋田県	羽後町	○		○						
秋田県	東成瀬村	○								
山形県	山形市	○			○	○	○			
山形県	米沢市	○								
山形県	鶴岡市	○			○		○			
山形県	酒田市	○	○		○		○			
山形県	新庄市									○
山形県	寒河江市	○					○			
山形県	上山市	○	○							
山形県	村山市	○			○		○			
山形県	長井市	○	○	○		○	○			
山形県	天童市	○								
山形県	東根市	○			○	○				
山形県	尾花沢市	○								
山形県	南陽市	○	○		○					
山形県	山辺町	○	○							
山形県	中山町								○	
山形県	河北町	○			○	○				
山形県	西川町						○			
山形県	朝日町	○			○	○	○			
山形県	大江町	○			○	○		○		
山形県	大石田町	○								
山形県	金山町					○				
山形県	最上町	○	○		○		○			
山形県	舟形町							○		
山形県	真室川町									○
山形県	大蔵村	○					○			
山形県	鮭川村	○			○					
山形県	戸沢村	○	○			○	○	○		
山形県	高畠町	○	○		○	○		○		
山形県	川西町	○								
山形県	小国町	○	○							
山形県	白鷹町	○	○							
山形県	飯豊町	○								
山形県	三川町									○
山形県	庄内町	○						○		
山形県	遊佐町	○			○	○	○			
福島県	福島市	○								
福島県	会津若松市	○					○			
福島県	郡山市	○	○				○			
福島県	いわき市	○			○					
福島県	白河市	○	○				○			
福島県	須賀川市	○	○							
福島県	喜多方市						○			
福島県	相馬市	○								
福島県	二本松市	○	○				○			
福島県	田村市	○			○	○				
福島県	南相馬市	○					○			
福島県	伊達市	○			○					
福島県	本宮市	○	○							
福島県	桑折町						○			
福島県	国見町	○								
福島県	川俣町						○			
福島県	大玉村	○			○	○	○			
福島県	鏡石町	○								
福島県	天栄村	○				○	○			
福島県	下郷町									○
福島県	檜枝岐村									○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		E.調査・統計等への回答等について								
		①教育委員会による学校への調査・照会について、それぞれの調査の対象(悉皆/抽出)・頻度・時期・内容・様式等を精査している。	②教育委員会による学校への調査・照会について、調査の一元化等により回数削減した。	③域内共通ネットワーク型の校務支援システムを構築し、当該システムから教育委員会が情報を取得することによって調査回数を削減している。	④首長部局に対して、学校を対象とした調査を行う場合は、調査項目の精査や負担軽減に向けた見直しを行うよう働きかけている。	⑤民間団体等からの、作文・絵画コンクール等への出展依頼や家庭向けの配布依頼等について、当該団体等に対して、教育委員会経由での連絡や学校によらない子供たちへの周知方法を検討などの協力を要請している。	⑥民間団体等からの依頼を学校宛てに連絡する際は、例えば、教育委員会が後援名義を出しているもの、所管団体が主催しているもの、学校課程との関連が図られるものであるなど、一定の基準を設けて、真に効果的で必要なものに精選している。	⑦学校における調査・統計等への回答は、例えば、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に深く関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答するよう促している(工夫している)。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない。
福島県	只見町									○
福島県	南会津町	○								
福島県	北塩原村									○
福島県	西会津町									○
福島県	磐梯町	○					○		○	
福島県	猪苗代町	○	○							
福島県	会津坂下町			○			○			
福島県	湯川村									○
福島県	柳津町									○
福島県	三島町									○
福島県	金山町	○								
福島県	昭和村	○								
福島県	会津美里町	○								
福島県	西郷村	○								
福島県	泉崎村									○
福島県	中島村									○
福島県	矢吹町				○			○		
福島県	棚倉町	○					○	○		○
福島県	矢祭町									○
福島県	東白川郡塙町	○								
福島県	鮫川村	○								
福島県	石川町	○								
福島県	玉川村	○	○		○			○		
福島県	平田村	○						○		
福島県	浅川町									○
福島県	古殿町	○								
福島県	三春町	○								
福島県	小野町	○						○		
福島県	広野町	○								
福島県	檜葉町	○					○	○		
福島県	富岡町							○		
福島県	川内村	○						○		
福島県	大熊町	○	○	○	○	○	○	○	○	
福島県	双葉町	○								
福島県	浪江町	○			○					
福島県	葛尾村	○								
福島県	新地町	○								
福島県	飯館村	○								
茨城県	水戸市	○		○	○			○	○	
茨城県	日立市	○		○	○					
茨城県	土浦市	○								
茨城県	古河市							○		
茨城県	石岡市	○			○					
茨城県	結城市									○
茨城県	龍ヶ崎市	○	○					○		
茨城県	下妻市	○		○		○		○		
茨城県	常総市	○								
茨城県	常陸太田市									○
茨城県	高萩市									○
茨城県	北茨城市	○								○
茨城県	笠間市	○								
茨城県	取手市	○		○				○		
茨城県	牛久市	○	○		○			○	○	
茨城県	つくば市	○						○		
茨城県	ひたちなか市	○	○		○			○		
茨城県	鹿嶋市	○								
茨城県	潮来市				○	○				
茨城県	守谷市	○	○		○			○		
茨城県	常陸大宮市	○								



都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		E.調査・統計等への回答等について								
		①教育委員会による学校への調査・照会について、それぞれの調査の対象(悉皆/抽出)・頻度・時期・内容・様式等を精査している。	②教育委員会による学校への調査・照会について、調査の一元化等により回数を削減した。	③域内共通ネットワーク型の校務支援システムを構築し、当該システムから教育委員会が情報を取得することによって調査回数を削減している。	④首長部局に対して、学校を対象とした調査を行う場合は、調査項目の精査や負担軽減に向けた見直しを行うよう働きかけている。	⑤民間団体等からの、作文・絵画コンクール等への出展依頼や家庭向けの配布依頼等について、当該団体等に対して、教育委員会経由での連絡や学校によらない子供たちへの周知方法を検討などの協力を要請している。	⑥民間団体等からの依頼を学校宛てに連絡する際は、例えば、教育委員会が後援名義を出しているもの、所管団体が主催しているもの、学校課程との関連が図られるものであるなど、一定の基準を設けて、真に効果的で必要なものに精選している。	⑦学校における調査・統計等への回答は、例えば、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に深く関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答するよう促している(工夫している)。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない。
茨城県	那珂市									○
茨城県	筑西市	○	○	○						
茨城県	坂東市									○
茨城県	稲敷市	○	○	○				○		○
茨城県	かすみがうら市	○								
茨城県	桜川市	○								
茨城県	神栖市	○								
茨城県	行方市									○
茨城県	鉾田市									○
茨城県	つくばみらい市							○		
茨城県	小美玉市			○			○			
茨城県	茨城町			○						
茨城県	大洗町	○					○		○	
茨城県	城里町	○			○			○	○	
茨城県	東海村							○		
茨城県	大子町	○						○		
茨城県	美浦村				○				○	
茨城県	阿見町	○	○	○	○		○			
茨城県	河内町	○					○		○	
茨城県	八千代町			○						
茨城県	五霞町	○					○			
茨城県	境町	○								
茨城県	利根町									○
栃木県	宇都宮市	○	○		○		○	○		
栃木県	足利市	○					○	○		
栃木県	栃木市						○	○		
栃木県	佐野市	○	○	○	○		○	○		
栃木県	鹿沼市	○								
栃木県	日光市	○					○			
栃木県	小山市				○		○			
栃木県	真岡市	○								
栃木県	大田原市	○	○							
栃木県	矢板市	○	○		○		○			
栃木県	那須塩原市	○		○					○	
栃木県	さくら市		○		○					
栃木県	那須烏山市	○						○	○	
栃木県	下野市	○	○	○	○		○			
栃木県	上三川町	○	○		○		○			
栃木県	益子町	○								
栃木県	茂木町	○								
栃木県	市貝町									○
栃木県	芳賀町	○					○			
栃木県	壬生町	○	○		○					
栃木県	野木町			○					○	
栃木県	塩谷町	○		○	○					
栃木県	高根沢町	○					○			
栃木県	那須町	○	○		○		○		○	
栃木県	那珂川町									○
群馬県	前橋市	○	○	○	○		○	○		
群馬県	高崎市	○	○	○			○			
群馬県	桐生市	○		○						
群馬県	伊勢崎市	○	○	○		○	○			
群馬県	太田市	○					○			
群馬県	沼田市			○						
群馬県	館林市	○		○						
群馬県	渋川市	○	○	○		○	○			
群馬県	藤岡市	○	○		○		○			
群馬県	富岡市	○	○		○		○		○	
群馬県	安中市									○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		E.調査・統計等への回答等について								
		①教育委員会による学校への調査・照会について、それぞれの調査の対象(悉皆/抽出)・頻度・時期・内容・様式等を精査している。	②教育委員会による学校への調査・照会について、調査の一元化等により回数を削減した。	③域内共通ネットワーク型の校務支援システムを構築し、当該システムから教育委員会が情報を取得することによって調査回数を削減している。	④首長部局に対して、学校を対象とした調査を行う場合は、調査項目の精査や負担軽減に向けた見直しを行うよう働きかけている。	⑤民間団体等からの、作文・絵画コンクール等への出展依頼や家庭向けの配布依頼等について、当該団体等に対して、教育委員会経由での連絡や学校によらない子供たちへの周知方法の検討などの協力を要請している。	⑥民間団体等からの依頼を学校宛てに連絡する際は、例えば、教育委員会が後援名義を出しているもの、所管団体が主催しているもの、学校課程との関連が図られるものであるなど、一定の基準を設けて、真に効果的で必要なものに精選している。	⑦学校における調査・統計等への回答は、例えば、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に深く関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答するよう促している(工夫している)。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない。
群馬県	みどり市	○								
群馬県	榛東村		○							
群馬県	吉岡町	○	○	○	○			○		
群馬県	上野村		○		○					
群馬県	神流町									○
群馬県	下仁田町									○
群馬県	南牧村									○
群馬県	甘楽町	○								
群馬県	中之条町									○
群馬県	長野原町									○
群馬県	嬭恋村								○	
群馬県	草津町							○	○	
群馬県	高山村	○						○		
群馬県	東吾妻町	○			○	○		○		
群馬県	片品村									○
群馬県	川場村	○								
群馬県	昭和村	○			○					
群馬県	みなかみ町	○			○	○		○		
群馬県	玉村町	○		○						
群馬県	板倉町	○								
群馬県	明和町	○						○		
群馬県	千代田町							○		
群馬県	大泉町	○								
群馬県	邑楽町	○	○					○		
埼玉県	川越市	○	○							
埼玉県	熊谷市	○	○							
埼玉県	川口市	○		○	○					
埼玉県	行田市	○	○		○	○		○		
埼玉県	秩父市	○	○		○	○		○		
埼玉県	所沢市	○	○	○	○	○		○		
埼玉県	飯能市	○						○		
埼玉県	加須市	○	○							
埼玉県	本庄市									○
埼玉県	東松山市	○	○			○		○		
埼玉県	春日部市	○								
埼玉県	狭山市							○		
埼玉県	羽生市	○			○	○		○		
埼玉県	鴻巣市	○	○	○	○	○		○		
埼玉県	深谷市	○	○	○	○	○		○		
埼玉県	上尾市	○	○	○	○	○		○		
埼玉県	草加市	○	○	○						
埼玉県	越谷市	○	○					○		
埼玉県	蕨市	○				○		○	○	
埼玉県	戸田市	○				○		○	○	
埼玉県	入間市	○			○	○				
埼玉県	朝霞市	○	○	○		○		○		
埼玉県	志木市	○						○		
埼玉県	和光市	○	○	○	○			○		
埼玉県	新座市							○		
埼玉県	桶川市	○								
埼玉県	久喜市	○								
埼玉県	北本市	○	○					○	○	
埼玉県	八潮市	○								
埼玉県	富士見市	○		○						
埼玉県	三郷市	○				○		○		
埼玉県	蓮田市							○		
埼玉県	坂戸市	○	○			○		○		
埼玉県	幸手市	○			○					
埼玉県	鶴ヶ島市	○								
埼玉県	日高市	○	○	○				○		
埼玉県	吉川市	○	○		○					

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		E.調査・統計等への回答等について								
		①教育委員会による学校への調査・照会について、それぞれの調査の対象(悉皆/抽出)・頻度・時期・内容・様式等を精査している。	②教育委員会による学校への調査・照会について、調査の一元化等により回数削減した。	③域内共通ネットワーク型の校務支援システムを構築し、当該システムから教育委員会が情報を取得することによって調査回数削減している。	④首長部局に対して、学校を対象とした調査を行う場合は、調査項目の精査や負担軽減に向けた見直しを行うよう働きかけている。	⑤民間団体等からの、作文・絵画コンクール等への出展依頼や家庭向けの配布依頼等について、当該団体等に対して、教育委員会経由での連絡や学校によらない子供たちへの周知方法を検討などの協力を要請している。	⑥民間団体等からの依頼を学校宛てに連絡する際は、例えば、教育委員会が後援名義を出しているもの、所管団体が主催しているもの、学校課程との関連が図られるものであるなど、一定の基準を設けて、真に効果的で必要なものに精選している。	⑦学校における調査・統計等への回答は、例えば、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に深く関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答するよう促している(工夫している)。	⑧その他	⑨特に取組んでいない。
埼玉県	ふじみ野市					○	○			
埼玉県	白岡市	○	○	○	○		○			
埼玉県	伊奈町	○	○			○				
埼玉県	三芳町	○	○				○			
埼玉県	毛呂山町	○	○	○						
埼玉県	越生町	○	○		○		○	○		
埼玉県	滑川町	○	○							
埼玉県	嵐山町	○	○	○	○	○	○	○		
埼玉県	小川町	○	○				○	○		
埼玉県	川島町	○								
埼玉県	吉見町	○			○	○	○			
埼玉県	鳩山町						○			
埼玉県	ときがわ町	○	○				○	○		
埼玉県	横瀬町	○	○							
埼玉県	皆野町				○		○			
埼玉県	長瀨町	○	○				○	○		
埼玉県	小鹿野町						○			
埼玉県	東秩父村	○								
埼玉県	美里町	○								
埼玉県	神川町	○	○							
埼玉県	上里町	○	○				○	○		
埼玉県	寄居町	○	○							
埼玉県	宮代町	○								
埼玉県	杉戸町	○								
埼玉県	松伏町	○			○	○				
千葉県	銚子市	○					○			
千葉県	市川市	○	○				○			
千葉県	船橋市	○	○	○		○	○			
千葉県	館山市				○					
千葉県	木更津市	○			○		○			
千葉県	松戸市	○		○	○	○	○			
千葉県	野田市			○	○					
千葉県	茂原市						○	○		
千葉県	成田市	○		○						
千葉県	佐倉市	○			○			○		
千葉県	東金市						○			
千葉県	旭市	○	○				○			
千葉県	習志野市	○								
千葉県	柏市	○	○	○		○	○	○		
千葉県	勝浦市	○			○					
千葉県	市原市	○				○				
千葉県	流山市	○	○		○	○	○	○		
千葉県	八千代市									
千葉県	我孫子市	○	○		○		○	○		
千葉県	鴨川市	○			○	○				
千葉県	鎌ヶ谷市	○			○		○	○		
千葉県	君津市	○		○						
千葉県	富津市	○	○		○	○	○			
千葉県	浦安市	○				○	○			
千葉県	四街道市	○								
千葉県	袖ヶ浦市	○								
千葉県	八街市								○	
千葉県	印西市			○						
千葉県	白井市	○	○	○	○					
千葉県	富里市	○		○						
千葉県	南房総市	○	○	○	○		○	○		
千葉県	匝瑳市	○	○				○			
千葉県	香取市	○	○				○			
千葉県	山武市			○						
千葉県	いすみ市	○	○	○	○					
千葉県	大網白里市	○	○	○	○		○			

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について									
		(2)業務に係る負担軽減の取組									
		E.調査・統計等への回答等について									
		①教育委員会による学校への調査・照会について、それぞれの調査の対象(悉皆/抽出)・頻度・時期・内容・様式等を精査している。	②教育委員会による学校への調査・照会について、調査の一元化等により回数を削減した。	③域内共通ネットワーク型の校務支援システムを構築し、当該システムから教育委員会が情報を取得することによって調査回数を削減している。	④首長部局に対して、学校を対象とした調査を行う場合は、調査項目の精査や負担軽減に向けた見直しを行うよう働きかけている。	⑤民間団体等からの、作文・絵画コンクール等への出展依頼や家庭向けの配布依頼等について、当該団体等に対して、教育委員会経由での連絡や学校によらない子供たちへの周知方法の検討などの協力を要請している。	⑥民間団体等からの依頼を学校宛てに連絡する際は、例えば、教育委員会が後援名義を出しているもの、所管団体が主催しているもの、学校課程との関連が図られるものであるなど、一定の基準を設けて、真に効果的で必要なものに精選している。	⑦学校における調査・統計等への回答は、例えば、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に深く関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答するよう促している(工夫している)。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない。	
千葉県	酒々井町				○	○	○				
千葉県	栄町									○	
千葉県	神崎町									○	
千葉県	多古町									○	
千葉県	東庄町									○	
千葉県	九十九里町				○						
千葉県	芝山町	○									
千葉県	横芝光町	○					○	○			
千葉県	一宮町	○			○		○				
千葉県	睦沢町									○	
千葉県	長生村	○	○		○			○			
千葉県	白子町	○			○		○	○			
千葉県	長柄町									○	
千葉県	長南町							○			
千葉県	大多喜町									○	
千葉県	御宿町	○									
千葉県	鋸南町	○									
東京都	千代田区	○									
東京都	中央区	○									
東京都	港区	○	○			○		○			
東京都	新宿区	○	○	○	○	○	○	○	○		
東京都	文京区							○			
東京都	台東区	○									
東京都	墨田区						○				
東京都	江東区									○	
東京都	品川区	○	○	○			○	○			
東京都	目黒区									○	
東京都	大田区	○	○	○	○	○	○	○	○		
東京都	世田谷区	○	○	○	○	○	○	○			
東京都	渋谷区									○	
東京都	中野区	○			○			○			
東京都	杉並区	○	○		○		○				
東京都	豊島区	○									
東京都	北区									○	
東京都	荒川区	○			○			○			
東京都	板橋区	○	○	○	○	○					
東京都	練馬区	○	○	○							
東京都	足立区				○			○			
東京都	葛飾区	○	○	○							
東京都	江戸川区	○						○			
東京都	八王子市	○			○			○			
東京都	立川市	○									
東京都	武蔵野市	○			○			○			
東京都	三鷹市	○						○			
東京都	青梅市					○		○			
東京都	府中市	○						○			
東京都	昭島市	○				○		○			
東京都	調布市				○			○			
東京都	町田市	○	○		○						
東京都	小金井市							○			
東京都	小平市	○									
東京都	日野市	○									
東京都	東村山市									○	
東京都	国分寺市	○									
東京都	国立市	○				○		○			
東京都	福生市	○				○		○			
東京都	狛江市	○	○		○						
東京都	東大和市									○	
東京都	清瀬市	○						○	○		
東京都	東久留米市									○	
東京都	武蔵村山市	○						○			

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		E.調査・統計等への回答等について								
		①教育委員会による学校への調査・照会について、それぞれの調査の対象(悉皆/抽出)・頻度・時期・内容・様式等を精査している。	②教育委員会による学校への調査・照会について、調査の一元化等により回数削減した。	③域内共通ネットワーク型の校務支援システムを構築し、当該システムから教育委員会が情報を取得することによって調査回数を削減している。	④首長部局に対して、学校を対象とした調査を行う場合は、調査項目の精査や負担軽減に向けた見直しを行うよう働きかけている。	⑤民間団体等からの、作文・絵画コンクール等への出展依頼や家庭向けの配布依頼等について、当該団体等に対して、教育委員会経由での連絡や学校によらない子供たちへの周知方法を検討などの協力を要請している。	⑥民間団体等からの依頼を学校宛てに連絡する際は、例えば、教育委員会が後援名義を出しているもの、所管団体が主催しているもの、学校課程との関連が図られるものであるなど、一定の基準を設けて、真に効果的で必要なものに精選している。	⑦学校における調査・統計等への回答は、例えば、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に深く関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答するよう促している(工夫している)。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない。
東京都	多摩市	○		○				○		
東京都	稲城市	○								
東京都	羽村市	○	○	○						○
東京都	あきる野市		○				○			
東京都	西東京市	○								
東京都	瑞穂町	○			○			○		
東京都	日の出町	○						○	○	
東京都	檜原村	○						○	○	
東京都	奥多摩町	○								
東京都	大島町	○	○							
東京都	利島村	○								
東京都	新島村				○		○			
東京都	神津島村	○			○					○
東京都	三宅村									○
東京都	御蔵島村									○
東京都	八丈町					○		○		
東京都	青ヶ島村	○	○						○	
東京都	小笠原村									○
神奈川県	横須賀市	○	○	○	○		○			
神奈川県	平塚市	○							○	
神奈川県	鎌倉市	○						○	○	
神奈川県	藤沢市	○	○			○		○		
神奈川県	小田原市	○	○	○	○			○		
神奈川県	茅ヶ崎市	○						○		
神奈川県	逗子市			○			○	○		
神奈川県	三浦市	○			○		○	○		
神奈川県	秦野市	○	○			○		○		
神奈川県	厚木市	○			○		○	○		
神奈川県	大和市	○						○		
神奈川県	伊勢原市		○	○						
神奈川県	海老名市	○						○		
神奈川県	座間市				○					
神奈川県	南足柄市	○			○		○	○		
神奈川県	綾瀬市	○		○			○	○		
神奈川県	葉山町				○		○	○		
神奈川県	寒川町	○			○		○	○		
神奈川県	大磯町							○		
神奈川県	二宮町	○			○			○		
神奈川県	中井町	○	○						○	
神奈川県	大井町						○			
神奈川県	松田町			○			○	○		
神奈川県	山北町	○								
神奈川県	開成町	○					○	○		
神奈川県	箱根町	○	○					○		
神奈川県	真鶴町	○						○		
神奈川県	湯河原町	○					○	○		
神奈川県	愛川町							○		
神奈川県	清川村									○
新潟県	長岡市			○				○		
新潟県	三条市	○			○		○	○		
新潟県	柏崎市	○					○			
新潟県	新発田市	○	○				○			
新潟県	小千谷市	○								
新潟県	加茂市	○						○		
新潟県	十日町市	○						○		
新潟県	見附市	○	○	○				○		
新潟県	村上市	○	○				○	○	○	
新潟県	燕市	○	○	○				○		
新潟県	糸魚川市									○
新潟県	妙高市	○		○	○		○	○		
新潟県	五泉市	○	○							

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		E.調査・統計等への回答等について								
		①教育委員会による学校への調査・照会について、それぞれの調査の対象(悉皆/抽出)・頻度・時期・内容・様式等を精査している。	②教育委員会による学校への調査・照会について、調査の一元化等により回数削減した。	③域内共通ネットワーク型の校務支援システムを構築し、当該システムから教育委員会が情報を取得することによって調査回数を削減している。	④首長部局に対して、学校を対象とした調査を行う場合は、調査項目の精査や負担軽減に向けた見直しを行うよう働きかけている。	⑤民間団体等からの、作文・絵画コンクール等への出展依頼や家庭向けの配布依頼等について、当該団体等に対して、教育委員会経由での連絡や学校によらない子供たちへの周知方法を検討などの協力を要請している。	⑥民間団体等からの依頼を学校宛てに連絡する際は、例えば、教育委員会が後援名義を出しているもの、所管団体が主催しているもの、学校課程との関連が図られるものであるなど、一定の基準を設けて、真に効果的で必要なものに精選している。	⑦学校における調査・統計等への回答は、例えば、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に深く関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答するよう促している(工夫している)。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない。
新潟県	上越市	○					○			
新潟県	阿賀野市									○
新潟県	佐渡市	○		○		○	○			
新潟県	魚沼市	○						○		
新潟県	南魚沼市	○	○	○	○	○	○			
新潟県	胎内市	○		○				○		
新潟県	聖籠町	○	○							
新潟県	弥彦村	○					○			
新潟県	田上町								○	
新潟県	阿賀町	○					○			
新潟県	出雲崎町									○
新潟県	湯沢町								○	
新潟県	津南町	○					○			
新潟県	刈羽村	○	○							
新潟県	関川村	○								
新潟県	粟島浦村	○								
富山県	富山市	○		○						
富山県	高岡市				○	○	○			
富山県	魚津市	○	○	○			○			
富山県	氷見市	○		○	○		○			
富山県	滑川市	○			○	○	○			
富山県	黒部市	○				○	○	○		
富山県	砺波市	○				○	○			
富山県	小矢部市	○			○	○	○			
富山県	南砺市	○	○	○	○	○	○	○		
富山県	射水市	○	○	○	○	○	○			
富山県	舟橋村					○				
富山県	上市町	○	○				○			
富山県	立山町	○			○					
富山県	入善町									○
富山県	朝日町					○	○			
石川県	金沢市	○	○				○	○		
石川県	七尾市	○	○			○	○			
石川県	小松市	○	○		○		○			
石川県	輪島市	○					○			
石川県	珠洲市	○	○	○	○			○		
石川県	加賀市	○	○		○	○	○			
石川県	羽咋市	○								
石川県	かほく市	○			○		○			
石川県	白山市	○	○	○						
石川県	能美市	○	○					○		
石川県	野々市市	○	○	○	○	○	○	○		
石川県	川北町	○					○	○		
石川県	河北郡津幡町	○	○	○	○		○			
石川県	内灘町				○					
石川県	志賀町	○					○			
石川県	宝達志水町	○								
石川県	中能登町			○		○				
石川県	穴水町	○								
石川県	能登町	○								
福井県	福井市	○			○	○	○			
福井県	敦賀市	○	○		○		○			
福井県	小浜市	○								
福井県	大野市	○								
福井県	勝山市			○	○			○		
福井県	鯖江市			○	○		○			
福井県	あわら市			○	○		○			
福井県	越前市	○	○	○	○		○			
福井県	坂井市	○					○			
福井県	永平寺町	○			○	○				

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		E.調査・統計等への回答等について								
		①教育委員会による学校への調査・照会について、それぞれの調査の対象(悉皆/抽出)・頻度・時期・内容・様式等を精査している。	②教育委員会による学校への調査・照会について、調査の一元化等により回数を削減した。	③域内共通ネットワーク型の校務支援システムを構築し、当該システムから教育委員会が情報を取得することによって調査回数を削減している。	④首長部局に対して、学校を対象とした調査を行う場合は、調査項目の精査や負担軽減に向けた見直しを行うよう働きかけている。	⑤民間団体等からの、作文・絵画コンクール等への出展依頼や家庭向けの配布依頼等について、当該団体等に対して、教育委員会経由での連絡や学校によらない子供たちへの周知方法の検討などの協力を要請している。	⑥民間団体等からの依頼を学校宛てに連絡する際は、例えば、教育委員会が後援名義を出しているもの、所管団体が主催しているもの、学校課程との関連が図られるものであるなど、一定の基準を設けて、真に効果的で必要なものに精選している。	⑦学校における調査・統計等への回答は、例えば、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に深く関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答するよう促している(工夫している)。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない。
福井県	池田町	○					○			
福井県	南越前町									○
福井県	越前町	○	○	○	○				○	
福井県	美浜町									○
福井県	高浜町									○
福井県	おおい町	○					○			
福井県	若狭町									○
山梨県	甲府市	○	○	○	○			○		
山梨県	富士吉田市	○					○			
山梨県	都留市	○	○	○	○		○			○
山梨県	山梨市	○	○				○			
山梨県	大月市									○
山梨県	韮崎市	○			○		○			
山梨県	南アルプス市	○	○	○						
山梨県	北杜市		○					○		
山梨県	甲斐市	○	○				○	○		
山梨県	笛吹市			○				○		
山梨県	上野原市		○							
山梨県	甲州市	○								
山梨県	中央市				○		○			
山梨県	市川三郷町	○								
山梨県	早川町									○
山梨県	身延町									○
山梨県	南部町									○
山梨県	富士川町	○	○		○			○	○	
山梨県	昭和町						○	○		
山梨県	道志村	○								
山梨県	西桂町									○
山梨県	忍野村	○					○	○		
山梨県	山中湖村									○
山梨県	鳴沢村									○
山梨県	富士河口湖町	○								
山梨県	小菅村									○
山梨県	丹波山村	○	○		○			○		
長野県	長野市	○	○	○	○		○	○		
長野県	松本市	○			○			○		
長野県	上田市	○								
長野県	岡谷市	○	○					○	○	
長野県	飯田市						○			
長野県	諏訪市	○	○		○			○	○	
長野県	須坂市	○								
長野県	小諸市							○		
長野県	伊那市	○						○		
長野県	駒ヶ根市	○								
長野県	中野市	○	○		○		○			
長野県	大町市				○					
長野県	飯山市									○
長野県	茅野市	○						○		
長野県	塩尻市	○			○			○		
長野県	佐久市		○							
長野県	千曲市	○	○				○	○		
長野県	東御市	○	○					○		
長野県	安曇野市				○			○		
長野県	小海町		○							
長野県	川上村							○		
長野県	南牧村				○		○	○		
長野県	南相木村									○
長野県	北相木村							○		
長野県	佐久穂町							○		

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について									
		(2)業務に係る負担軽減の取組									
		E.調査・統計等への回答等について									
		①教育委員会による学校への調査・照会について、それぞれの調査の対象(悉皆/抽出)・頻度・時期・内容・様式等を精査している。	②教育委員会による学校への調査・照会について、調査の一元化等により回数を削減した。	③域内共通ネットワーク型の校務支援システムを構築し、当該システムから教育委員会が情報を取得することによって調査回数を削減している。	④首長部局に対して、学校を対象とした調査を行う場合は、調査項目の精査や負担軽減に向けた見直しを行うよう働きかけている。	⑤民間団体等からの、作文・絵画コンクール等への出展依頼や家庭向けの配布依頼等について、当該団体等に対して、教育委員会経由での連絡や学校によらない子供たちへの周知方法の検討などの協力を要請している。	⑥民間団体等からの依頼を学校宛てに連絡する際は、例えば、教育委員会が後援名義を出しているもの、所管団体が主催しているもの、学校課程との関連が図られるものであるなど、一定の基準を設けて、真に効果的で必要なものに精選している。	⑦学校における調査・統計等への回答は、例えば、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に深く関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答するよう促している(工夫している)。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない。	
長野県	軽井沢町				○		○				
長野県	御代田町				○		○		○		
長野県	立科町				○						
長野県	青木村						○				
長野県	長和町									○	
長野県	下諏訪町							○			
長野県	富士見町	○	○				○				
長野県	原村						○				
長野県	辰野町	○	○	○	○	○	○				
長野県	箕輪町				○	○	○				
長野県	飯島町					○	○				
長野県	南箕輪村						○		○		
長野県	中川村						○				
長野県	宮田村					○	○				
長野県	松川町				○						
長野県	高森町						○		○		
長野県	阿南町				○	○					
長野県	阿智村	○		○		○	○				
長野県	平谷村							○			
長野県	根羽村									○	
長野県	下條村						○				
長野県	売木村									○	
長野県	天龍村						○		○		
長野県	泰阜村						○				
長野県	喬木村	○									
長野県	豊丘村	○					○		○		
長野県	大鹿村									○	
長野県	上松町					○					
長野県	南木曾町						○				
長野県	木祖村						○		○		
長野県	王滝村	○	○				○		○		
長野県	大桑村								○		
長野県	木曾町	○	○		○	○	○				
長野県	麻績村				○						
長野県	生坂村									○	
長野県	山形村		○		○						
長野県	朝日村						○				
長野県	筑北村	○			○						
長野県	池田町	○					○				
長野県	松川村							○			
長野県	白馬村				○						
長野県	小谷村									○	
長野県	坂城町	○									
長野県	小布施町					○	○				
長野県	高山村	○									
長野県	山ノ内町	○					○				
長野県	木島平村									○	
長野県	野沢温泉村		○		○		○				
長野県	信濃町				○						
長野県	小川村									○	
長野県	飯綱町				○						
長野県	栄村									○	
岐阜県	岐阜市	○	○		○	○	○				
岐阜県	大垣市			○	○		○				
岐阜県	高山市	○				○	○				
岐阜県	多治見市				○	○	○				
岐阜県	関市	○			○	○	○				
岐阜県	中津川市	○	○		○	○					
岐阜県	美濃市	○	○				○				
岐阜県	瑞浪市	○		○	○	○	○				
岐阜県	羽島市	○					○				



都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		E.調査・統計等への回答等について								
		①教育委員会による学校への調査・照会について、それぞれの調査の対象(悉皆/抽出)・頻度・時期・内容・様式等を精査している。	②教育委員会による学校への調査・照会について、調査の一元化等により回数を削減した。	③域内共通ネットワーク型の校務支援システムを構築し、当該システムから教育委員会が情報を取得することによって調査回数を削減している。	④首長部局に対して、学校を対象とした調査を行う場合は、調査項目の精査や負担軽減に向けた見直しを行うよう働きかけている。	⑤民間団体等からの、作文・絵画コンクール等への出展依頼や家庭向けの配布依頼等について、当該団体等に対して、教育委員会経由での連絡や学校によらない子供たちへの周知方法の検討などの協力を要請している。	⑥民間団体等からの依頼を学校宛てに連絡する際は、例えば、教育委員会が後援名義を出しているもの、所管団体が主催しているもの、学校課程との関連が図られるものであるなど、一定の基準を設けて、真に効果的で必要なものに精選している。	⑦学校における調査・統計等への回答は、例えば、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に深く関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答するよう促している(工夫している)。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない。
岐阜県	恵那市	○	○		○	○	○	○		
岐阜県	美濃加茂市	○	○		○	○	○	○		
岐阜県	土岐市				○	○	○	○		
岐阜県	各務原市	○	○			○	○	○		
岐阜県	可児市	○								
岐阜県	山県市	○	○		○		○	○		
岐阜県	瑞穂市	○				○				
岐阜県	飛騨市						○			
岐阜県	本巣市	○				○	○	○		
岐阜県	郡上市	○								
岐阜県	下呂市									○
岐阜県	海津市						○			
岐阜県	養老町	○					○	○		
岐阜県	垂井町	○	○				○	○		
岐阜県	関ヶ原町	○								
岐阜県	神戸町							○		
岐阜県	輪之内町									○
岐阜県	安八町	○							○	
岐阜県	揖斐川町	○				○	○	○		
岐阜県	大野町	○			○	○	○	○		
岐阜県	池田町	○								
岐阜県	北方町	○				○	○	○		
岐阜県	坂祝町	○	○	○	○		○	○		
岐阜県	富加町	○					○	○		
岐阜県	川辺町									○
岐阜県	七宗町									○
岐阜県	八百津町					○				
岐阜県	白川町	○	○		○					
岐阜県	東白川村	○	○		○					
岐阜県	御嵩町					○	○	○		
岐阜県	白川村					○				
岐阜県	羽島郡二町(岐南町、笠松町)	○			○		○	○		
静岡県	沼津市				○					
静岡県	熱海市	○	○	○		○	○	○		
静岡県	三島市	○	○	○	○	○	○	○	○	
静岡県	富士宮市	○					○	○		
静岡県	伊東市	○			○	○	○	○		
静岡県	島田市	○	○		○	○	○	○		
静岡県	富士市	○	○		○	○	○	○		
静岡県	磐田市	○		○	○	○	○	○	○	
静岡県	焼津市				○	○	○	○		
静岡県	掛川市	○		○		○	○	○		
静岡県	藤枝市	○		○	○	○	○	○		
静岡県	御殿場市	○	○		○	○	○	○		
静岡県	袋井市	○	○	○	○	○	○	○	○	
静岡県	下田市	○					○	○	○	
静岡県	裾野市	○		○			○	○	○	
静岡県	湖西市	○	○		○	○	○	○		
静岡県	伊豆市					○	○	○		
静岡県	御前崎市	○				○	○	○		
静岡県	菊川市	○					○	○	○	
静岡県	伊豆の国市			○		○	○	○		
静岡県	牧之原市	○								
静岡県	東伊豆町					○	○	○		
静岡県	河津町									○
静岡県	南伊豆町									○
静岡県	松崎町									○
静岡県	西伊豆町				○					
静岡県	函南町	○	○	○	○	○	○	○		

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について									
		(2)業務に係る負担軽減の取組									
		E.調査・統計等への回答等について									
		①教育委員会による学校への調査・照会について、それぞれの調査の対象(悉皆/抽出)・頻度・時期・内容・様式等を精査している。	②教育委員会による学校への調査・照会について、調査の一元化等により回数削減した。	③域内共通ネットワーク型の校務支援システムを構築し、当該システムから教育委員会が情報を取得することによって調査回数を削減している。	④首長部局に対して、学校を対象とした調査を行う場合は、調査項目の精査や負担軽減に向けた見直しを行うよう働きかけている。	⑤民間団体等からの、作文・絵画コンクール等への出展依頼や家庭向けの配布依頼等について、当該団体等に対して、教育委員会経由での連絡や学校によらない子供たちへの周知方法の検討などの協力を要請している。	⑥民間団体等からの依頼を学校宛てに連絡する際は、例えば、教育委員会が後援名義を出しているもの、所管団体が主催しているもの、学校課程との関連が図られるものであるなど、一定の基準を設けて、真に効果的で必要なものに精選している。	⑦学校における調査・統計等への回答は、例えば、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に深く関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答するよう促している(工夫している)。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない。	
静岡県	清水町	○	○		○	○	○				
静岡県	長泉町		○			○	○				
静岡県	小山町	○			○	○	○				
静岡県	吉田町					○	○				
静岡県	川根本町	○			○						
静岡県	森町						○				
愛知県	豊橋市	○	○	○	○		○	○			
愛知県	岡崎市	○	○	○	○	○	○				
愛知県	一宮市									○	
愛知県	瀬戸市	○	○	○			○				
愛知県	半田市	○									
愛知県	春日井市	○	○		○	○	○				
愛知県	豊川市	○			○	○					
愛知県	津島市			○			○				
愛知県	碧南市			○			○				
愛知県	刈谷市		○	○	○		○				
愛知県	豊田市	○	○	○		○	○				
愛知県	安城市	○	○	○		○	○		○		
愛知県	西尾市	○	○		○		○		○		
愛知県	蒲郡市			○	○		○		○		
愛知県	犬山市	○			○	○	○				
愛知県	常滑市					○	○				
愛知県	江南市	○					○		○		
愛知県	小牧市	○	○		○		○				
愛知県	稲沢市	○		○		○	○				
愛知県	新城市	○	○				○				
愛知県	東海市					○	○				
愛知県	大府市	○			○		○				
愛知県	知多市						○				
愛知県	知立市	○	○			○					
愛知県	尾張旭市	○				○	○				
愛知県	高浜市	○			○	○	○				
愛知県	岩倉市	○	○			○	○				
愛知県	豊明市	○			○	○	○				
愛知県	日進市	○	○			○	○				
愛知県	田原市	○	○	○	○		○				
愛知県	愛西市			○			○		○		
愛知県	清須市					○	○				
愛知県	北名古屋	○	○	○	○	○					
愛知県	弥富市	○									
愛知県	みよし市	○	○	○	○	○	○				
愛知県	あま市						○				
愛知県	長久手市	○	○		○	○					
愛知県	東郷町	○			○		○				
愛知県	豊山町	○				○	○				
愛知県	大口町	○	○	○	○	○	○		○		
愛知県	扶桑町	○	○	○	○	○	○		○		
愛知県	大治町	○	○				○				
愛知県	蟹江町	○				○	○				
愛知県	飛島村					○	○				
愛知県	阿久比町					○	○				
愛知県	東浦町	○	○	○	○	○	○				
愛知県	南知多町				○	○	○				
愛知県	美浜町						○				
愛知県	武豊町	○			○		○		○		
愛知県	幸田町	○		○		○					
愛知県	設楽町									○	
愛知県	東栄町									○	
愛知県	豊根村									○	
三重県	津市	○	○	○	○	○	○		○		
三重県	四日市市	○				○	○				

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について									
		(2)業務に係る負担軽減の取組									
		E.調査・統計等への回答等について									
		①教育委員会による学校への調査・照会について、それぞれの調査の対象(悉皆/抽出)・頻度・時期・内容・様式等を精査している。	②教育委員会による学校への調査・照会について、調査の一元化等により回数を削減した。	③域内共通ネットワーク型の校務支援システムを構築し、当該システムから教育委員会が情報を取得することによって調査回数を削減している。	④首長部局に対して、学校を対象とした調査を行う場合は、調査項目の精査や負担軽減に向けた見直しを行うよう働きかけている。	⑤民間団体等からの、作文・絵画コンクール等への出展依頼や家庭向けの配布依頼等について、当該団体等に対して、教育委員会経由での連絡や学校によらない子供たちへの周知方法を検討などの協力を要請している。	⑥民間団体等からの依頼を学校宛てに連絡する際は、例えば、教育委員会が後援名義を出しているもの、所管団体が主催しているもの、学校課程との関連が図られるものであるなど、一定の基準を設けて、真に効果的で必要なものに精選している。	⑦学校における調査・統計等への回答は、例えば、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に深く関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答するよう促している(工夫している)。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない。	
三重県	伊勢市	○	○		○	○	○				
三重県	松阪市	○									
三重県	桑名市	○	○								
三重県	鈴鹿市	○	○					○			
三重県	名張市	○	○		○			○			
三重県	尾鷲市	○									
三重県	亀山市					○		○			
三重県	鳥羽市	○	○		○			○			
三重県	熊野市	○				○					
三重県	いなべ市	○	○	○	○	○		○	○		
三重県	志摩市	○						○			
三重県	伊賀市	○	○					○			
三重県	木曾岬町	○						○			
三重県	東員町	○			○	○		○			
三重県	菰野町	○									
三重県	朝日町	○						○			
三重県	川越町	○			○			○			
三重県	多気町	○									
三重県	明和町	○									
三重県	大台町	○				○					
三重県	玉城町	○				○		○			
三重県	度会町	○							○		
三重県	大紀町	○				○		○			
三重県	南伊勢町	○	○		○			○			
三重県	紀北町					○					
三重県	御浜町	○	○	○	○	○		○	○		
三重県	紀宝町	○						○			
滋賀県	大津市	○	○	○	○	○		○			
滋賀県	彦根市	○				○		○			
滋賀県	長浜市	○	○		○			○			
滋賀県	近江八幡市	○									
滋賀県	草津市	○	○	○	○	○		○			
滋賀県	守山市		○		○	○		○			
滋賀県	栗東市	○	○		○						
滋賀県	甲賀市							○			
滋賀県	野洲市	○			○			○			
滋賀県	湖南市	○				○		○			
滋賀県	高島市	○	○	○				○			
滋賀県	東近江市	○									
滋賀県	米原市	○			○			○			
滋賀県	日野町	○							○		
滋賀県	竜王町	○	○		○			○	○		
滋賀県	愛荘町	○									
滋賀県	豊郷町	○						○			
滋賀県	甲良町	○									
滋賀県	多賀町	○						○			
京都府	福知山市									○	
京都府	舞鶴市								○		
京都府	綾部市				○	○		○			
京都府	宇治市	○		○							
京都府	宮津市	○				○		○			
京都府	亀岡市									○	
京都府	城陽市									○	
京都府	向日市	○	○	○	○	○		○			
京都府	長岡京市				○			○			
京都府	八幡市							○			
京都府	京田辺市									○	
京都府	京丹後市					○		○			
京都府	南丹市	○			○						
京都府	木津川市	○	○		○	○					
京都府	大山崎町	○						○			

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		E.調査・統計等への回答等について								
		①教育委員会による学校への調査・照会について、それぞれの調査の対象(悉皆/抽出)・頻度・時期・内容・様式等を精査している。	②教育委員会による学校への調査・照会について、調査の一元化等により回数を削減した。	③域内共通ネットワーク型の校務支援システムを構築し、当該システムから教育委員会が情報を取得することによって調査回数を削減している。	④首長部局に対して、学校を対象とした調査を行う場合は、調査項目の精査や負担軽減に向けた見直しを行うよう働きかけている。	⑤民間団体等からの、作文・絵画コンクール等への出展依頼や家庭向けの配布依頼等について、当該団体等に対して、教育委員会経由での連絡や学校によらない子供たちへの周知方法を検討などの協力を要請している。	⑥民間団体等からの依頼を学校宛てに連絡する際は、例えば、教育委員会が後援名義を出しているもの、所管団体が主催しているもの、学校課程との関連が図られるものであるなど、一定の基準を設けて、真に効果的で必要なものに精選している。	⑦学校における調査・統計等への回答は、例えば、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に深く関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答するよう促している(工夫している)。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない。
京都府	久御山町						○			
京都府	井手町	○	○			○	○	○		
京都府	宇治田原町	○	○	○			○			
京都府	精華町								○	
京都府	京丹波町	○								
京都府	伊根町								○	
京都府	与謝野町						○	○		
京都府	相楽東部広域連合	○						○		
大阪府	岸和田市	○		○		○	○	○		
大阪府	豊中市			○						
大阪府	池田市	○	○	○			○			
大阪府	吹田市	○		○	○		○			
大阪府	泉大津市								○	
大阪府	高槻市	○			○		○			
大阪府	貝塚市	○				○	○	○		
大阪府	守口市	○	○	○	○		○			
大阪府	枚方市	○	○	○				○		
大阪府	茨木市	○	○		○		○			
大阪府	八尾市	○	○	○	○		○			
大阪府	泉佐野市	○					○			
大阪府	富田林市	○	○							
大阪府	寝屋川市	○	○		○		○			
大阪府	河内長野市	○	○		○		○			
大阪府	松原市	○	○	○		○	○			
大阪府	大東市		○							
大阪府	和泉市	○					○			
大阪府	箕面市	○	○	○		○	○	○		
大阪府	柏原市	○	○	○	○		○			
大阪府	羽曳野市	○				○	○			
大阪府	門真市	○	○				○			
大阪府	摂津市	○					○			
大阪府	高石市	○	○	○			○			
大阪府	藤井寺市						○			
大阪府	東大阪市	○		○						
大阪府	泉南市								○	
大阪府	四條畷市	○	○		○		○	○		
大阪府	交野市	○	○				○			
大阪府	大阪狭山市	○								
大阪府	阪南市	○								
大阪府	島本町				○					
大阪府	豊能町				○		○			
大阪府	能勢町	○		○			○			
大阪府	忠岡町	○					○			
大阪府	熊取町						○			
大阪府	田尻町		○				○			
大阪府	岬町								○	
大阪府	太子町	○								
大阪府	河南町						○			
大阪府	千早赤阪村	○								
兵庫県	姫路市	○					○			
兵庫県	尼崎市	○		○	○					
兵庫県	明石市	○	○		○	○	○			
兵庫県	西宮市	○	○	○	○	○	○			
兵庫県	洲本市	○			○					
兵庫県	芦屋市	○			○	○	○	○		
兵庫県	伊丹市	○	○				○			
兵庫県	相生市	○			○	○	○	○		
兵庫県	豊岡市	○			○	○	○			
兵庫県	加古川市	○			○		○			
兵庫県	赤穂市	○			○	○	○			

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		E.調査・統計等への回答等について								
		①教育委員会による学校への調査・照会について、それぞれの調査の対象(悉皆/抽出)・頻度・時期・内容・様式等を精査している。	②教育委員会による学校への調査・照会について、調査の一元化等により回数削減した。	③域内共通ネットワーク型の校務支援システムを構築し、当該システムから教育委員会が情報を取得することによって調査回数を削減している。	④首長部局に対して、学校を対象とした調査を行う場合は、調査項目の精査や負担軽減に向けた見直しを行うよう働きかけている。	⑤民間団体等からの、作文・絵画コンクール等への出展依頼や家庭向けの配布依頼等について、当該団体等に対して、教育委員会経由での連絡や学校によらない子供たちへの周知方法を検討などの協力を要請している。	⑥民間団体等からの依頼を学校宛てに連絡する際は、例えば、教育委員会が後援名義を出しているもの、所管団体が主催しているもの、学校課程との関連が図られるものであるなど、一定の基準を設けて、真に効果的で必要なものに精選している。	⑦学校における調査・統計等への回答は、例えば、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に深く関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答するよう促している(工夫している)。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない。
兵庫県	西脇市	○	○	○	○	○	○	○		
兵庫県	宝塚市	○	○		○					
兵庫県	三木市	○	○		○			○	○	
兵庫県	高砂市							○		
兵庫県	川西市	○								
兵庫県	小野市	○	○	○	○			○		
兵庫県	三田市	○		○				○	○	
兵庫県	加西市	○	○	○	○		○	○		
兵庫県	篠山市	○					○		○	
兵庫県	養父市	○							○	
兵庫県	丹波市							○		
兵庫県	南あわじ市	○						○		
兵庫県	朝来市				○		○			
兵庫県	淡路市	○	○	○				○		
兵庫県	宍粟市	○		○			○	○		
兵庫県	加東市	○			○		○			
兵庫県	たつの市	○			○			○		
兵庫県	猪名川町	○	○		○			○		
兵庫県	多可町		○		○		○	○		
兵庫県	稲美町	○	○	○	○		○	○		
兵庫県	播磨町			○	○		○			
兵庫県	市川町			○				○		
兵庫県	福崎町	○	○	○	○					
兵庫県	神河町	○						○		
兵庫県	太子町		○							
兵庫県	上郡町						○			
兵庫県	佐用町	○					○	○		
兵庫県	香美町	○	○	○	○		○			
兵庫県	新温泉町	○	○	○	○					
奈良県	奈良市	○						○		
奈良県	大和高田市	○	○	○	○		○	○		
奈良県	大和郡山市	○						○		
奈良県	天理市	○						○		
奈良県	橿原市	○						○		
奈良県	桜井市	○			○		○	○		
奈良県	五條市				○		○	○		
奈良県	御所市	○	○		○			○		
奈良県	生駒市							○	○	
奈良県	香芝市		○					○		
奈良県	葛城市									○
奈良県	宇陀市		○					○		○
奈良県	山添村									○
奈良県	平群町							○		
奈良県	三郷町						○	○		
奈良県	斑鳩町	○	○						○	
奈良県	安堵町									○
奈良県	川西町						○			
奈良県	三宅町	○								
奈良県	田原本町							○		
奈良県	曾爾村	○								
奈良県	御杖村									○
奈良県	高取町						○	○		
奈良県	明日香村									○
奈良県	上牧町	○					○	○		
奈良県	王寺町							○	○	
奈良県	広陵町								○	
奈良県	河合町									○
奈良県	吉野町	○			○					
奈良県	大淀町							○		
奈良県	下市町									○
奈良県	黒滝村	○								

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		E.調査・統計等への回答等について								
		①教育委員会による学校への調査・照会について、それぞれの調査の対象(悉皆/抽出)・頻度・時期・内容・様式等を精査している。	②教育委員会による学校への調査・照会について、調査の一元化等により回数削減した。	③域内共通ネットワーク型の校務支援システムを構築し、当該システムから教育委員会が情報を取得することによって調査回数を削減している。	④首長部局に対して、学校を対象とした調査を行う場合は、調査項目の精査や負担軽減に向けた見直しを行うよう働きかけている。	⑤民間団体等からの、作文・絵画コンクール等への出展依頼や家庭向けの配布依頼等について、当該団体等に対して、教育委員会経由での連絡や学校によらない子供たちへの周知方法を検討などの協力を要請している。	⑥民間団体等からの依頼を学校宛てに連絡する際は、例えば、教育委員会が後援名義を出しているもの、所管団体が主催しているもの、学校課程との関連が図られるものであるなど、一定の基準を設けて、真に効果的で必要なものに精選している。	⑦学校における調査・統計等への回答は、例えば、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に深く関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答するよう促している(工夫している)。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない。
奈良県	天川村									○
奈良県	野迫川村	○								
奈良県	十津川村	○	○		○		○			
奈良県	下北山村	○								
奈良県	上北山村									○
奈良県	川上村						○			
奈良県	東吉野村									○
奈良県	川西町・三宅町式下中学校組合	○								
和歌山県	和歌山市	○		○						
和歌山県	海南市		○					○		
和歌山県	橋本市									○
和歌山県	有田市	○						○		
和歌山県	御坊市	○						○		
和歌山県	田辺市	○						○		
和歌山県	新宮市	○	○							
和歌山県	紀の川市	○					○			
和歌山県	岩出市	○						○		
和歌山県	紀美野町		○					○		
和歌山県	かつらぎ町									○
和歌山県	九度山町	○						○	○	
和歌山県	高野町	○						○		
和歌山県	湯浅町	○	○	○	○			○	○	
和歌山県	広川町									○
和歌山県	有田川町			○						
和歌山県	美浜町									○
和歌山県	日高町									○
和歌山県	由良町									○
和歌山県	印南町									○
和歌山県	みなべ町							○		
和歌山県	日高川町	○								
和歌山県	白浜町	○						○		
和歌山県	上富田町	○						○		
和歌山県	すさみ町									○
和歌山県	那智勝浦町	○	○							
和歌山県	太地町						○	○		
和歌山県	古座川町	○							○	
和歌山県	北山村									○
和歌山県	串本町									○
鳥取県	鳥取市	○		○				○		
鳥取県	米子市	○						○		
鳥取県	倉吉市	○			○			○		
鳥取県	境港市	○						○		
鳥取県	岩美町							○		
鳥取県	若桜町									○
鳥取県	智頭町	○					○			
鳥取県	八頭町						○			
鳥取県	三朝町	○			○			○		
鳥取県	湯梨浜町									○
鳥取県	琴浦町	○		○						
鳥取県	北栄町									○
鳥取県	日吉津村									○
鳥取県	大山町	○		○	○					
鳥取県	南部町	○	○	○	○		○	○		
鳥取県	伯耆町	○						○	○	
鳥取県	日南町			○					○	
鳥取県	日野町	○		○				○		
鳥取県	江府町									○
島根県	松江市			○	○					
島根県	浜田市				○		○			

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について									
		(2)業務に係る負担軽減の取組									
		E.調査・統計等への回答等について									
		①教育委員会による学校への調査・照会について、それぞれの調査の対象(悉皆/抽出)・頻度・時期・内容・様式等を精査している。	②教育委員会による学校への調査・照会について、調査の一元化等により回数削減した。	③域内共通ネットワーク型の校務支援システムを構築し、当該システムから教育委員会が情報を取得することによって調査回数を削減している。	④首長部局に対して、学校を対象とした調査を行う場合は、調査項目の精査や負担軽減に向けた見直しを行うよう働きかけている。	⑤民間団体等からの、作文・絵画コンクール等への出展依頼や家庭向けの配布依頼等について、当該団体等に対して、教育委員会経由での連絡や学校によらない子供たちへの周知方法の検討などの協力を要請している。	⑥民間団体等からの依頼を学校宛てに連絡する際は、例えば、教育委員会が後援名義を出しているもの、所管団体が主催しているもの、学校の教育の一環として教育課程との関連が図られるものであるなど、一定の基準を設けて、真に効果的で必要なものに精選している。	⑦学校における調査・統計等への回答は、例えば、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に深く関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答するよう促している(工夫している)。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない。	
島根県	出雲市						○				
島根県	益田市	○			○		○	○			
島根県	大田市						○				
島根県	安来市						○				
島根県	江津市	○			○	○					
島根県	雲南市		○				○				
島根県	奥出雲町									○	
島根県	飯南町	○						○			
島根県	川本町									○	
島根県	美郷町									○	
島根県	邑南町									○	
島根県	津和野町		○				○				
島根県	吉賀町									○	
島根県	海士町									○	
島根県	西ノ島町									○	
島根県	知夫村	○					○		○		
島根県	隠岐の島町									○	
岡山県	倉敷市	○	○	○	○			○	○		
岡山県	津山市						○				
岡山県	玉野市	○						○	○		
岡山県	笠岡市	○	○	○	○			○			
岡山県	井原市	○		○							
岡山県	総社市			○				○			
岡山県	高梁市	○	○					○			
岡山県	新見市	○	○		○						
岡山県	備前市	○	○								
岡山県	瀬戸内市	○									
岡山県	赤磐市	○			○			○			
岡山県	真庭市	○									
岡山県	美作市									○	
岡山県	浅口市	○									
岡山県	和気町		○					○			
岡山県	早島町								○		
岡山県	里庄町	○									
岡山県	矢掛町	○									
岡山県	新庄村								○		
岡山県	鏡野町	○						○			
岡山県	勝央町	○			○						
岡山県	奈義町	○		○							
岡山県	西粟倉村									○	
岡山県	久米南町	○			○				○		
岡山県	美咲町			○							
岡山県	吉備中央町	○									
広島県	呉市	○	○					○			
広島県	竹原市	○						○			
広島県	三原市	○									
広島県	尾道市	○						○			
広島県	福山市	○	○		○						
広島県	府中市	○			○		○	○			
広島県	三次市	○	○		○	○					
広島県	庄原市	○						○	○		
広島県	大竹市	○	○					○			
広島県	東広島市	○	○		○						
広島県	廿日市市	○	○	○	○			○			
広島県	安芸高田市	○	○					○	○		
広島県	江田島市	○		○		○		○			
広島県	府中町				○						
広島県	海田町							○			
広島県	熊野町									○	
広島県	坂町									○	
広島県	安芸太田町	○									

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		E.調査・統計等への回答等について								
①教育委員会による学校への調査・照会について、それぞれの調査の対象(悉皆/抽出)・頻度・時期・内容・様式等を精査している。	②教育委員会による学校への調査・照会について、調査の一元化等により回数を削減した。	③域内共通ネットワーク型の校務支援システムを構築し、当該システムから教育委員会が情報を取得することによって調査回数を削減している。	④首長部局に対して、学校を対象とした調査を行う場合は、調査項目の精査や負担軽減に向けた見直しを行うよう働きかけている。	⑤民間団体等からの、作文・絵画コンクール等への出展依頼や家庭向けの配布依頼等について、当該団体等に対して、教育委員会経由での連絡や学校によらない子供たちへの周知方法の検討などの協力を要請している。	⑥民間団体等からの依頼を学校宛てに連絡する際は、例えば、教育委員会が後援名義を出しているもの、所管団体が主催しているもの、学校課程との関連が図られるものであるなど、一定の基準を設けて、真に効果的で必要なものに精選している。	⑦学校における調査・統計等への回答は、例えば、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に深く関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答するよう促している(工夫している)。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない。		
広島県	北広島町									○
広島県	大崎上島町									○
広島県	世羅町	○					○		○	
広島県	神石高原町									○
山口県	下関市	○						○		
山口県	宇部市	○	○		○		○	○		
山口県	山口市	○	○		○			○		
山口県	萩市	○						○		
山口県	防府市	○	○					○		
山口県	下松市	○	○							
山口県	岩国市	○	○	○		○	○	○		
山口県	光市	○	○		○		○	○	○	
山口県	長門市	○					○	○		
山口県	柳井市		○					○		
山口県	美祢市	○						○		
山口県	周南市	○			○			○		
山口県	山陽小野田市	○	○	○		○				
山口県	周防大島町	○	○		○			○		
山口県	和木町	○						○		
山口県	上関町									○
山口県	田布施町									○
山口県	平生町	○								
山口県	阿武町	○	○	○		○		○		
徳島県	徳島市	○				○		○		
徳島県	鳴門市					○		○		
徳島県	小松島市						○	○	○	
徳島県	阿南市		○			○	○	○		
徳島県	吉野川市	○				○		○		
徳島県	阿波市							○		
徳島県	美馬市	○	○	○	○					
徳島県	三好市						○			
徳島県	勝浦町									○
徳島県	上勝町									○
徳島県	佐那河内村									○
徳島県	石井町							○	○	
徳島県	神山町	○						○	○	
徳島県	那賀町	○								
徳島県	牟岐町									○
徳島県	美波町	○								
徳島県	海陽町	○			○	○		○		
徳島県	松茂町		○			○		○		
徳島県	北島町				○	○		○		
徳島県	藍住町									○
徳島県	板野町	○								○
徳島県	上板町							○		
徳島県	つるぎ町				○	○		○		
徳島県	東みよし町							○		
香川県	高松市	○	○	○		○		○		
香川県	丸亀市		○					○		
香川県	坂出市	○								
香川県	善通寺市					○		○		
香川県	観音寺市	○				○		○		
香川県	さぬき市	○		○		○		○		
香川県	東かがわ市	○				○				
香川県	三豊市	○	○					○		
香川県	土庄町	○				○		○		
香川県	小豆島町	○	○	○	○	○		○		
香川県	三木町									○
香川県	直島町									○
香川県	宇多津町					○		○		



都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について									
		(2)業務に係る負担軽減の取組									
		E.調査・統計等への回答等について									
		①教育委員会による学校への調査・照会について、それぞれの調査の対象(悉皆/抽出)・頻度・時期・内容・様式等を精査している。	②教育委員会による学校への調査・照会について、調査の一元化等により回数を削減した。	③域内共通ネットワーク型の校務支援システムを構築し、当該システムから教育委員会が情報を取得することによって調査回数を削減している。	④首長部局に対して、学校を対象とした調査を行う場合は、調査項目の精査や負担軽減に向けた見直しを行うよう働きかけている。	⑤民間団体等からの、作文・絵画コンクール等への出展依頼や家庭向けの配布依頼等について、当該団体等に対して、教育委員会経由での連絡や学校によらない子供たちへの周知方法の検討などの協力を要請している。	⑥民間団体等からの依頼を学校宛てに連絡する際は、例えば、教育委員会が後援名義を出しているもの、所管団体が主催しているもの、学校の専任として教育課程との関連が図られるものであるなど、一定の基準を設けて、真に効果的で必要なものに精選している。	⑦学校における調査・統計等への回答は、例えば、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に深く関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答するよう促している(工夫している)。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない。	
香川県	綾川町			○		○					
香川県	琴平町	○				○					
香川県	多度津町	○									
香川県	まんのう町									○	
愛媛県	松山市	○		○		○					
愛媛県	今治市	○	○	○	○			○			
愛媛県	宇和島市			○				○			
愛媛県	八幡浜市	○	○	○	○	○		○	○		
愛媛県	新居浜市	○	○		○	○		○			
愛媛県	西条市			○							
愛媛県	大洲市							○			
愛媛県	伊予市	○	○					○	○		
愛媛県	四国中央市		○					○			
愛媛県	西予市							○			
愛媛県	東温市							○			
愛媛県	上島町	○			○	○		○	○		
愛媛県	久万高原町				○	○					
愛媛県	松前町	○	○		○			○			
愛媛県	砥部町					○					
愛媛県	内子町									○	
愛媛県	伊方町									○	
愛媛県	松野町							○			
愛媛県	鬼北町							○			
愛媛県	愛南町							○			
高知県	高知市	○						○			
高知県	室戸市	○			○						
高知県	安芸市	○			○	○		○			
高知県	南国市	○	○					○			
高知県	土佐市	○									
高知県	須崎市	○						○			
高知県	宿毛市									○	
高知県	土佐清水市									○	
高知県	四万十市							○			
高知県	香南市									○	
高知県	香美市	○	○		○	○					
高知県	東洋町				○						
高知県	奈半利町									○	
高知県	田野町									○	
高知県	安田町	○			○			○			
高知県	北川村		○								
高知県	馬路村									○	
高知県	芸西村									○	
高知県	本山町	○				○		○			
高知県	大豊町							○			
高知県	土佐町	○									
高知県	大川村	○									
高知県	いの町	○				○		○	○		
高知県	仁淀川町									○	
高知県	中土佐町							○	○		
高知県	佐川町									○	
高知県	越知町									○	
高知県	梶原町	○	○	○	○	○		○			
高知県	日高村									○	
高知県	津野町									○	
高知県	四万十町	○	○		○			○			
高知県	大月町									○	
高知県	三原村	○				○		○	○		
高知県	黒潮町							○			
福岡県	大牟田市							○			
福岡県	久留米市	○			○			○			
福岡県	直方市	○	○					○			

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について									
		(2)業務に係る負担軽減の取組									
		E.調査・統計等への回答等について									
		①教育委員会による学校への調査・照会について、それぞれの調査の対象(悉皆/抽出)・頻度・時期・内容・様式等を精査している。	②教育委員会による学校への調査・照会について、調査の一元化等により回数を削減した。	③域内共通ネットワーク型の校務支援システムを構築し、当該システムから情報が取得することによって調査回数を削減している。	④首長部局に対して、学校を対象とした調査を行う場合は、調査項目の精査や負担軽減に向けた見直しを行うよう働きかけている。	⑤民間団体等からの、作文・絵画コンクール等への出展依頼や家庭向けの配布依頼等について、当該団体等に対して、教育委員会経由での連絡や学校によらない子供たちへの周知方法の検討などの協力を要請している。	⑥民間団体等からの依頼を学校宛てに連絡する際は、例えば、教育委員会が後援名義を出しているもの、所管団体が主催しているもの、学校課程との関連が図られるものであるなど、一定の基準を設けて、真に効果的で必要なものに精選している。	⑦学校における調査・統計等への回答は、例えば、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に深く関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答するよう促している(工夫している)。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない。	
福岡県	飯塚市				○	○	○				
福岡県	田川市	○	○		○						
福岡県	柳川市	○	○								
福岡県	八女市	○	○	○	○			○	○		
福岡県	筑後市							○	○		
福岡県	大川市	○									
福岡県	行橋市	○	○			○		○			
福岡県	豊前市				○				○		
福岡県	中間市							○			
福岡県	小郡市	○									
福岡県	筑紫野市	○	○								
福岡県	春日市							○			
福岡県	大野城市	○						○			
福岡県	宗像市									○	
福岡県	太宰府市	○						○			
福岡県	古賀市	○	○	○	○	○		○	○		
福岡県	福津市	○						○			
福岡県	うきは市									○	
福岡県	宮若市	○						○	○		
福岡県	嘉麻市									○	
福岡県	朝倉市	○		○				○			
福岡県	みやま市							○			
福岡県	糸島市		○		○	○		○			
福岡県	那珂川町	○							○		
福岡県	宇美町	○						○	○		
福岡県	篠栗町	○						○			
福岡県	志免町		○					○			
福岡県	須恵町	○						○			
福岡県	新宮町		○		○			○	○		
福岡県	久山町	○							○		
福岡県	粕屋町	○							○		
福岡県	芦屋町	○	○					○			
福岡県	水巻町								○		
福岡県	岡垣町	○				○					
福岡県	遠賀町	○									
福岡県	小竹町	○									
福岡県	鞍手町							○			
福岡県	桂川町	○	○					○			
福岡県	筑前町	○		○	○			○			
福岡県	東峰村	○									
福岡県	大刀洗町									○	
福岡県	大木町							○			
福岡県	広川町									○	
福岡県	香春町	○									
福岡県	添田町									○	
福岡県	糸田町								○		
福岡県	川崎町							○	○		
福岡県	大任町	○			○	○		○			
福岡県	赤村	○			○			○			
福岡県	福智町									○	
福岡県	苅田町									○	
福岡県	みやこ町	○						○			
福岡県	吉富町									○	
福岡県	上毛町				○	○		○			
福岡県	築上町									○	
佐賀県	佐賀市	○	○			○		○	○		
佐賀県	唐津市	○		○							
佐賀県	鳥栖市							○			
佐賀県	多久市	○		○					○		
佐賀県	伊万里市	○	○					○			
佐賀県	武雄市	○									

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		E.調査・統計等への回答等について								
		①教育委員会による学校への調査・照会について、それぞれの調査の対象(悉皆/抽出)・頻度・時期・内容・様式等を精査している。	②教育委員会による学校への調査・照会について、調査の一元化等により回数削減した。	③域内共通ネットワーク型の校務支援システムを構築し、当該システムから教育委員会が情報を取得することによって調査回数を削減している。	④首長部局に対して、学校を対象とした調査を行う場合は、調査項目の精査や負担軽減に向けた見直しを行うよう働きかけている。	⑤民間団体等からの、作文・絵画コンクール等への出展依頼や家庭向けの配布依頼等について、当該団体等に対して、教育委員会経由での連絡や学校によらない子供たちへの周知方法を検討などの協力を要請している。	⑥民間団体等からの依頼を学校宛てに連絡する際は、例えば、教育委員会が後援名義を出しているもの、所管団体が主催しているもの、学校課程との関連が図られるものであるなど、一定の基準を設けて、真に効果的で必要なものに精選している。	⑦学校における調査・統計等への回答は、例えば、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に深く関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答するよう促している(工夫している)。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない。
佐賀県	鹿島市	○			○					
佐賀県	小城市	○								
佐賀県	嬉野市	○			○					
佐賀県	神埼市	○			○		○	○		
佐賀県	吉野ヶ里町	○			○			○		
佐賀県	基山町	○								
佐賀県	上峰町	○	○					○		
佐賀県	みやき町	○		○						
佐賀県	玄海町	○								
佐賀県	有田町	○	○	○	○			○		
佐賀県	大町町	○	○	○	○					
佐賀県	江北町	○								
佐賀県	白石町	○	○	○	○	○		○		
佐賀県	太良町									○
長崎県	長崎市	○	○	○	○			○		
長崎県	佐世保市	○	○	○				○		
長崎県	島原市	○						○		
長崎県	諫早市	○			○			○		
長崎県	大村市				○	○		○		
長崎県	平戸市	○	○		○			○		
長崎県	松浦市	○	○		○					
長崎県	対馬市	○								
長崎県	壱岐市	○								
長崎県	五島市	○			○		○			
長崎県	西海市	○	○		○		○	○		
長崎県	雲仙市	○			○	○		○		
長崎県	南島原市	○								
長崎県	長与町	○						○		
長崎県	時津町	○						○		
長崎県	東彼杵町	○								
長崎県	川棚町									○
長崎県	波佐見町	○			○	○		○		
長崎県	小値賀町									○
長崎県	佐々町	○					○	○		
長崎県	新上五島町	○								
熊本県	八代市	○	○		○			○		
熊本県	人吉市	○	○		○					
熊本県	荒尾市	○								
熊本県	水俣市									○
熊本県	玉名市	○						○		
熊本県	山鹿市					○		○		
熊本県	菊池市			○						
熊本県	宇土市	○								
熊本県	上天草市	○	○							
熊本県	宇城市	○	○	○	○	○				
熊本県	阿蘇市	○	○	○						
熊本県	天草市	○	○							
熊本県	合志市									○
熊本県	美里町	○						○		
熊本県	玉東町	○			○	○				
熊本県	南関町			○				○	○	
熊本県	長洲町		○							
熊本県	和水町	○		○						
熊本県	大津町			○						
熊本県	菊陽町					○		○		
熊本県	南小国町									○
熊本県	小国町	○								
熊本県	産山村									○
熊本県	高森町	○						○		
熊本県	西原村	○	○							
熊本県	南阿蘇村									○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について									
		(2)業務に係る負担軽減の取組									
		E.調査・統計等への回答等について									
		①教育委員会による学校への調査・照会について、それぞれの調査の対象(悉皆/抽出)・頻度・時期・内容・様式等を精査している。	②教育委員会による学校への調査・照会について、調査の一元化等により回数を削減した。	③域内共通ネットワーク型の校務支援システムを構築し、当該システムから情報が取得することによって調査回数を削減している。	④首長部局に対して、学校を対象とした調査を行う場合は、調査項目の精査や負担軽減に向けた見直しを行うよう働きかけている。	⑤民間団体等からの、作文・絵画コンクール等への出展依頼や家庭向けの配布依頼等について、当該団体等に対して、教育委員会経由での連絡や学校によらない子供たちへの周知方法を検討などの協力を要請している。	⑥民間団体等からの依頼を学校宛てに連絡する際は、例えば、教育委員会が後援名義を出しているもの、所管団体が主催しているもの、学校課程との関連が図られるものであるなど、一定の基準を設けて、真に効果的で必要なものに精選している。	⑦学校における調査・統計等への回答は、例えば、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に深く関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答するよう促している(工夫している)。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない。	
熊本県	御船町				○						
熊本県	嘉島町						○				
熊本県	益城町									○	
熊本県	甲佐町									○	
熊本県	山都町						○				
熊本県	氷川町	○	○	○	○						
熊本県	芦北町	○						○			
熊本県	津奈木町									○	
熊本県	錦町	○					○	○			
熊本県	多良木町									○	
熊本県	湯前町							○			
熊本県	水上村						○	○			
熊本県	相良村	○									
熊本県	五木村									○	
熊本県	山江村							○	○		
熊本県	球磨村			○							
熊本県	あさぎり町	○	○								
熊本県	苓北町			○				○			
大分県	大分市	○			○	○		○			
大分県	別府市	○		○	○						
大分県	中津市	○						○			
大分県	日田市		○					○			
大分県	佐伯市	○	○					○			
大分県	臼杵市	○	○		○				○		
大分県	津久見市									○	
大分県	竹田市							○	○		
大分県	豊後高田市	○			○	○		○			
大分県	杵築市	○			○			○			
大分県	宇佐市	○			○	○		○			
大分県	豊後大野市	○		○				○			
大分県	由布市									○	
大分県	国東市	○									
大分県	姫島村	○									
大分県	日出町									○	
大分県	九重町									○	
大分県	玖珠町							○	○		
宮崎県	宮崎市	○	○								
宮崎県	都城市	○			○	○		○			
宮崎県	延岡市	○									
宮崎県	日南市	○			○						
宮崎県	小林市	○	○	○		○		○	○		
宮崎県	日向市									○	
宮崎県	串間市	○									
宮崎県	西都市									○	
宮崎県	えびの市	○		○	○						
宮崎県	三股町			○				○	○		
宮崎県	高原町	○	○		○						
宮崎県	国富町	○	○								
宮崎県	綾町	○									
宮崎県	高鍋町	○									
宮崎県	新富町									○	
宮崎県	西米良村	○			○						
宮崎県	木城町	○	○		○			○			
宮崎県	川南町							○			
宮崎県	都農町						○				
宮崎県	門川町	○		○							
宮崎県	諸塚村				○						
宮崎県	椎葉村	○	○		○	○					
宮崎県	美郷町	○	○								
宮崎県	高千穂町				○	○					
宮崎県	日之影町	○						○			

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について									
		(2)業務に係る負担軽減の取組									
		E.調査・統計等への回答等について									
		①教育委員会による学校への調査・照会について、それぞれの調査の対象(悉皆/抽出)・頻度・時期・内容・様式等を精査している。	②教育委員会による学校への調査・照会について、調査の一元化等により回数削減した。	③域内共通ネットワーク型の校務支援システムを構築し、当該システムから教育委員会が情報を取得することによって調査回数を削減している。	④首長部局に対して、学校を対象とした調査を行う場合は、調査項目の精査や負担軽減に向けた見直しを行うよう働きかけている。	⑤民間団体等からの、作文・絵画コンクール等への出展依頼や家庭向けの配布依頼等について、当該団体等に対して、教育委員会経由での連絡や学校によらない子供たちへの周知方法を検討などの協力を要請している。	⑥民間団体等からの依頼を学校宛てに連絡する際は、例えば、教育委員会が後援名義を出しているもの、所管団体が主催しているもの、学校課程との関連が図られるものであるなど、一定の基準を設けて、真に効果的で必要なものに精選している。	⑦学校における調査・統計等への回答は、例えば、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に深く関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答するよう促している(工夫している)。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない。	
宮崎県	五ヶ瀬町							○			
鹿児島県	鹿児島市	○									
鹿児島県	鹿屋市	○									
鹿児島県	枕崎市									○	
鹿児島県	阿久根市	○						○			
鹿児島県	出水市	○	○								
鹿児島県	指宿市	○									
鹿児島県	西之表市	○			○			○			
鹿児島県	垂水市	○	○	○	○			○			
鹿児島県	薩摩川内市	○	○								
鹿児島県	日置市	○	○	○	○	○		○			
鹿児島県	曾於市	○						○			
鹿児島県	霧島市	○	○					○			
鹿児島県	いちき串木野市	○			○						
鹿児島県	南さつま市	○		○							
鹿児島県	志布志市	○			○						
鹿児島県	奄美市	○									
鹿児島県	南九州市	○									
鹿児島県	伊佐市									○	
鹿児島県	始良市	○						○			
鹿児島県	三島村	○									
鹿児島県	十島村									○	
鹿児島県	さつま町	○	○		○	○		○	○		
鹿児島県	長島町	○									
鹿児島県	湧水町									○	
鹿児島県	大崎町	○	○		○	○					
鹿児島県	東串良町	○									
鹿児島県	錦江町							○	○		
鹿児島県	南大隅町	○						○			
鹿児島県	肝付町			○				○			
鹿児島県	中種子町	○	○					○			
鹿児島県	南種子町	○									
鹿児島県	屋久島町	○						○			
鹿児島県	大和村									○	
鹿児島県	宇検村	○	○								
鹿児島県	瀬戸内町	○									
鹿児島県	龍郷町	○	○		○			○			
鹿児島県	喜界町	○	○		○	○		○	○		
鹿児島県	徳之島町	○	○								
鹿児島県	天城町				○	○		○			
鹿児島県	伊仙町	○	○		○			○	○		
鹿児島県	和泊町	○							○		
鹿児島県	知名町		○	○	○						
鹿児島県	与論町	○									
沖縄県	那覇市									○	
沖縄県	宜野湾市	○	○	○	○	○					
沖縄県	石垣市	○						○			
沖縄県	浦添市							○			
沖縄県	名護市									○	
沖縄県	糸満市	○			○						
沖縄県	沖縄市					○					
沖縄県	豊見城市		○	○	○			○			
沖縄県	うるま市	○						○			
沖縄県	宮古島市	○	○		○						
沖縄県	南城市							○			
沖縄県	国頭村	○									
沖縄県	大宜味村									○	
沖縄県	東村									○	
沖縄県	今帰仁村	○						○			
沖縄県	本部町					○		○			

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		E.調査・統計等への回答等について								
		①教育委員会による学校への調査・照会について、それぞれの調査の対象(悉皆/抽出)・頻度・時期・内容・様式等を精査している。	②教育委員会による学校への調査・照会について、調査の一元化等により回数を削減した。	③域内共通ネットワーク型の校務支援システムを構築し、当該システムから教育委員会が情報を取得することによって調査回数を削減している。	④首長部局に対して、学校を対象とした調査を行う場合は、調査項目の精査や負担軽減に向けた見直しを行うよう働きかけている。	⑤民間団体等からの、作文・絵画コンクール等への出展依頼や家庭向けの配布依頼等について、当該団体等に対して、教育委員会経由での連絡や学校によらない子供たちへの周知方法の検討などの協力を要請している。	⑥民間団体等からの依頼を学校宛てに連絡する際は、例えば、教育委員会が後援名義を出しているもの、所管団体が主催しているもの、学校課程との関連が図られるものであるなど、一定の基準を設けて、真に効果的で必要なものに精選している。	⑦学校における調査・統計等への回答は、例えば、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に深く関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答するよう促している(工夫している)。	⑧その他	⑨特に取組んでいない。
沖縄県	恩納村									○
沖縄県	宜野座村									○
沖縄県	金武町									○
沖縄県	伊江村				○	○		○		
沖縄県	読谷村	○	○		○	○		○		
沖縄県	嘉手納町	○								
沖縄県	北谷町	○								
沖縄県	北中城村	○	○				○	○		
沖縄県	中城村							○		
沖縄県	西原町		○							
沖縄県	与那原町	○								
沖縄県	南風原町		○							
沖縄県	渡嘉敷村									○
沖縄県	座間味村	○				○				
沖縄県	粟国村	○				○			○	
沖縄県	渡名喜村									○
沖縄県	南大東村	○			○					
沖縄県	北大東村	○					○			
沖縄県	伊平屋村				○					
沖縄県	伊是名村								○	
沖縄県	久米島町				○					○
沖縄県	八重瀬町	○	○	○	○	○		○		
沖縄県	多良間村	○				○		○	○	
沖縄県	竹富町	○								
沖縄県	与那国町	○	○						○	
合計		1088	431	241	490	394	760	248	27	269

		問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
都道府県名	市区町村名	F.児童生徒の休み時間における対応について				G.校内清掃について				
		①地域人材等の協力を得ている。	②輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③清掃指導について、輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
北海道	函館市				○				○	
北海道	小樽市				○					○
北海道	旭川市				○					○
北海道	室蘭市				○					○
北海道	釧路市				○					○
北海道	帯広市				○					○
北海道	北見市				○					○
北海道	夕張市				○				○	
北海道	岩見沢市				○					○
北海道	網走市				○					○
北海道	留萌市				○					○
北海道	苫小牧市				○	○				
北海道	稚内市				○					○
北海道	美唄市	○								○
北海道	芦別市				○					○
北海道	江別市				○					○
北海道	赤平市				○					○
北海道	紋別市				○					○
北海道	士別市				○					○
北海道	名寄市				○					○
北海道	三笠市				○					○
北海道	根室市				○					○
北海道	千歳市				○				○	
北海道	滝川市				○					○
北海道	砂川市				○					○
北海道	歌志内市				○		○			○
北海道	深川市				○	○			○	
北海道	富良野市				○					○
北海道	登別市			○						○
北海道	恵庭市				○					○
北海道	伊達市				○				○	
北海道	北広島市	○						○		
北海道	石狩市				○					○
北海道	北斗市				○					○
北海道	当別町				○					○
北海道	新篠津村				○					○
北海道	松前町				○					○
北海道	福島町				○					○
北海道	知内町				○					○
北海道	木古内町				○					○
北海道	七飯町				○					○
北海道	鹿部町				○		○			
北海道	森町				○					○
北海道	八雲町				○					○
北海道	長万部町				○				○	
北海道	江差町				○					○
北海道	上ノ国町				○					○
北海道	厚沢部町		○					○		
北海道	乙部町				○					○
北海道	奥尻町		○							○
北海道	今金町			○			○			
北海道	せたな町				○					○
北海道	島牧村	○								○
北海道	寿都町				○					○
北海道	黒松内町				○					○
北海道	蘭越町				○					○
北海道	二セコ町				○					○
北海道	真狩村				○					○
北海道	留寿都村				○					○
北海道	喜茂別町				○					○
北海道	京極町				○					○

		問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
都道府県名	市区町村名	F.児童生徒の休み時間における対応について				G.校内清掃について				
		①地域人材等の協力を得ている。	②輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③清掃指導について、輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
北海道	倶知安町				○					○
北海道	共和町				○					○
北海道	岩内町				○					○
北海道	泊村				○					○
北海道	神恵内村				○					○
北海道	積丹町				○					○
北海道	古平町				○					○
北海道	仁木町				○					○
北海道	余市町				○					○
北海道	赤井川村				○					○
北海道	南幌町				○					○
北海道	奈井江町				○					○
北海道	上砂川町				○				○	
北海道	由仁町				○					○
北海道	長沼町				○					○
北海道	栗山町				○					○
北海道	月形町				○					○
北海道	浦臼町				○					○
北海道	新十津川町				○		○			
北海道	妹背牛町				○		○			
北海道	秩父別町				○				○	
北海道	雨竜町		○					○		
北海道	北竜町				○		○			
北海道	沼田町				○					○
北海道	鷹栖町				○					○
北海道	東神楽町		○					○	○	
北海道	当麻町				○					○
北海道	比布町				○					○
北海道	愛別町				○					○
北海道	上川町				○					○
北海道	東川町	○								○
北海道	美瑛町				○					○
北海道	上富良野町				○					○
北海道	中富良野町				○					○
北海道	南富良野町				○					○
北海道	占冠村				○					○
北海道	和寒町				○		○			
北海道	剣淵町				○					○
北海道	下川町				○					○
北海道	美深町				○				○	
北海道	音威子府村				○					○
北海道	中川町				○					○
北海道	幌加内町				○					○
北海道	増毛町				○					○
北海道	小平町				○					○
北海道	苫前町				○					○
北海道	羽幌町				○					○
北海道	初山別村				○					○
北海道	遠別町				○					○
北海道	天塩町				○					○
北海道	猿払村				○					○
北海道	浜頓別町				○	○				
北海道	中頓別町				○					○
北海道	枝幸町				○					○
北海道	豊富町				○					○
北海道	礼文町				○				○	
北海道	利尻町				○					○
北海道	利尻富士町				○					○
北海道	幌延町			○					○	
北海道	美幌町				○					○
北海道	津別町				○					○



		問1 学校における業務改善について							
		(2)業務に係る負担軽減の取組							
都道府県名	市区町村名	F.児童生徒の休み時間における対応について				G.校内清掃について			
		①地域人材等の協力を得ている。	②輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③清掃指導について、輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	④その他
北海道	斜里町			○					○
北海道	清里町			○					○
北海道	小清水町				○				○
北海道	訓子府町				○		○		
北海道	置戸町				○				○
北海道	佐呂間町				○				○
北海道	遠軽町				○				○
北海道	湧別町				○				○
北海道	滝上町				○				○
北海道	興部町				○				○
北海道	西興部村				○				○
北海道	雄武町				○				○
北海道	大空町				○				○
北海道	豊浦町				○				○
北海道	壮瞥町				○				○
北海道	白老町		○						○
北海道	厚真町				○				○
北海道	洞爺湖町				○				○
北海道	安平町				○				○
北海道	むかわ町				○				○
北海道	日高町				○				○
北海道	平取町				○				○
北海道	新冠町				○				○
北海道	浦河町		○						○
北海道	様似町				○				○
北海道	えりも町				○				○
北海道	新ひだか町				○				○
北海道	音更町				○		○		
北海道	士幌町				○				○
北海道	上士幌町				○				○
北海道	鹿追町				○				○
北海道	新得町				○				○
北海道	清水町				○				○
北海道	芽室町				○			○	
北海道	中札内村				○				○
北海道	更別村				○		○		
北海道	大樹町				○				○
北海道	広尾町				○				○
北海道	幕別町				○		○		
北海道	池田町				○		○		
北海道	豊頃町				○				○
北海道	本別町				○				○
北海道	足寄町				○				○
北海道	陸別町				○				○
北海道	浦幌町		○				○	○	
北海道	釧路町				○				○
北海道	厚岸町				○				○
北海道	浜中町		○				○		
北海道	標茶町				○				○
北海道	弟子屈町				○				○
北海道	鶴居村				○				○
北海道	白糠町				○				○
北海道	別海町				○				○
北海道	中標津町				○				○
北海道	標津町				○				○
北海道	羅臼町				○		○		
青森県	青森市		○				○		
青森県	弘前市				○				○
青森県	八戸市		○						○
青森県	黒石市				○				○
青森県	五所川原市				○				○

		問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
都道府県名	市区町村名	F.児童生徒の休み時間における対応について				G.校内清掃について				
		①地域人材等の協力を得ている。	②輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③清掃指導について、輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
青森県	十和田市				○					○
青森県	三沢市				○			○		
青森県	むつ市				○					○
青森県	つがる市				○		○			
青森県	平川市				○					○
青森県	平内町				○					○
青森県	今別町				○					○
青森県	蓬田村	○							○	
青森県	外ヶ浜町				○				○	
青森県	鱒ヶ沢町				○					○
青森県	深浦町				○					○
青森県	西目屋村				○		○			
青森県	藤崎町				○				○	
青森県	大鰐町				○					○
青森県	田舎館村				○			○		
青森県	板柳町				○			○		
青森県	鶴田町				○					○
青森県	中泊町				○			○		
青森県	野辺地町				○	○				
青森県	七戸町				○					○
青森県	六戸町				○					○
青森県	横浜町				○					○
青森県	東北町				○					○
青森県	六ヶ所村				○					○
青森県	おいらせ町				○					○
青森県	大間町				○					○
青森県	東通村		○					○		
青森県	風間浦村				○					○
青森県	佐井村				○					○
青森県	三戸町				○					○
青森県	五戸町				○					○
青森県	田子町				○					○
青森県	南部町				○					○
青森県	階上町				○					○
青森県	新郷村		○							○
岩手県	盛岡市				○					○
岩手県	宮古市				○					○
岩手県	大船渡市				○					○
岩手県	花巻市				○					○
岩手県	北上市				○					○
岩手県	久慈市				○					○
岩手県	遠野市				○					○
岩手県	一関市				○					○
岩手県	陸前高田市				○					○
岩手県	釜石市				○					○
岩手県	二戸市		○					○		
岩手県	八幡平市				○					○
岩手県	奥州市				○					○
岩手県	滝沢市				○					○
岩手県	雫石町				○					○
岩手県	葛巻町				○					○
岩手県	岩手町				○					○
岩手県	紫波町		○							○
岩手県	矢巾町				○				○	
岩手県	西和賀町				○					○
岩手県	金ヶ崎町				○					○
岩手県	平泉町				○					○
岩手県	住田町				○					○
岩手県	大槌町				○					○
岩手県	山田町				○					○
岩手県	岩泉町				○					○

		問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
都道府県名	市区町村名	F.児童生徒の休み時間における対応について				G.校内清掃について				
		①地域人材等の協力を得ている。	②輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③清掃指導について、輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
岩手県	田野畑村				○					○
岩手県	普代村				○	○	○			
岩手県	軽米町				○					○
岩手県	野田村				○	○				
岩手県	九戸村				○					○
岩手県	洋野町				○					○
岩手県	一戸町				○					○
宮城県	石巻市				○					○
宮城県	塩竈市				○					○
宮城県	気仙沼市				○					○
宮城県	白石市				○					○
宮城県	名取市				○					○
宮城県	角田市				○					○
宮城県	多賀城市			○					○	
宮城県	岩沼市		○							○
宮城県	登米市				○					○
宮城県	栗原市				○					○
宮城県	東松島市			○		○			○	
宮城県	大崎市				○					○
宮城県	富谷市				○					○
宮城県	蔵王町				○		○			
宮城県	七ヶ宿町				○					○
宮城県	大河原町		○							○
宮城県	村田町				○				○	
宮城県	柴田町				○					○
宮城県	川崎町				○					○
宮城県	丸森町				○					○
宮城県	亘理町				○				○	
宮城県	山元町				○					○
宮城県	松島町				○					○
宮城県	七ヶ浜町				○					○
宮城県	利府町				○				○	
宮城県	大和町				○					○
宮城県	大郷町				○					○
宮城県	大衡村			○						○
宮城県	色麻町			○						○
宮城県	加美町				○					○
宮城県	涌谷町				○					○
宮城県	美里町				○					○
宮城県	女川町				○					○
宮城県	南三陸町				○					○
秋田県	秋田市				○					○
秋田県	能代市				○					○
秋田県	横手市				○					○
秋田県	大館市	○				○	○			
秋田県	男鹿市				○					○
秋田県	湯沢市				○					○
秋田県	鹿角市		○							○
秋田県	由利本荘市				○					○
秋田県	潟上市	○	○							○
秋田県	大仙市				○					○
秋田県	北秋田市				○					○
秋田県	にかほ市				○					○
秋田県	仙北市				○					○
秋田県	小坂町				○		○			
秋田県	上小阿仁村				○		○			
秋田県	藤里町				○		○			
秋田県	三種町				○		○			
秋田県	八峰町				○					○
秋田県	五城目町		○					○		
秋田県	八郎潟町			○						○



		問1 学校における業務改善について									
		(2)業務に係る負担軽減の取組									
都道府県名	市区町村名	F.児童生徒の休み時間における対応について					G.校内清掃について				
		①地域人材等の協力を得ている。	②輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③清掃指導について、輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	
福島県	只見町				○						○
福島県	南会津町				○						○
福島県	北塩原村				○						○
福島県	西会津町				○						○
福島県	磐梯町				○						○
福島県	猪苗代町				○						○
福島県	会津坂下町				○						○
福島県	湯川村				○	○	○				
福島県	柳津町				○						○
福島県	三島町				○						○
福島県	金山町				○		○				
福島県	昭和村				○						○
福島県	会津美里町				○						○
福島県	西郷村				○		○				
福島県	泉崎村				○					○	
福島県	中島村				○						○
福島県	矢吹町			○							○
福島県	棚倉町				○						○
福島県	矢祭町				○					○	
福島県	東白川郡塙町				○						○
福島県	鮫川村				○						○
福島県	石川町				○						○
福島県	玉川村				○						○
福島県	平田村				○						○
福島県	浅川町				○						○
福島県	古殿町				○						○
福島県	三春町				○						○
福島県	小野町				○						○
福島県	広野町				○						○
福島県	檜葉町				○						○
福島県	富岡町				○		○				
福島県	川内村				○					○	
福島県	大熊町		○						○		
福島県	双葉町		○								○
福島県	浪江町				○						○
福島県	葛尾村				○	○					
福島県	新地町				○						○
福島県	飯館村				○						○
茨城県	水戸市		○								○
茨城県	日立市				○						○
茨城県	土浦市				○						○
茨城県	古河市				○						○
茨城県	石岡市		○			○					
茨城県	結城市		○								○
茨城県	龍ヶ崎市				○						○
茨城県	下妻市		○						○		
茨城県	常総市				○						○
茨城県	常陸太田市				○						○
茨城県	高萩市				○						○
茨城県	北茨城市				○						○
茨城県	笠間市			○							○
茨城県	取手市				○						○
茨城県	牛久市				○						○
茨城県	つくば市		○								○
茨城県	ひたちなか市		○								○
茨城県	鹿嶋市		○								○
茨城県	潮来市		○								○
茨城県	守谷市				○						○
茨城県	常陸大宮市				○						○

		問1 学校における業務改善について									
		(2)業務に係る負担軽減の取組									
都道府県名	市区町村名	F.児童生徒の休み時間における対応について					G.校内清掃について				
		①地域人材等の協力を得ている。	②輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③清掃指導について、輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	
茨城県	那珂市				○						○
茨城県	筑西市		○					○			
茨城県	坂東市				○						○
茨城県	稲敷市		○								○
茨城県	かすみがうら市		○					○			
茨城県	桜川市		○								○
茨城県	神栖市				○						○
茨城県	行方市				○						○
茨城県	銚田市		○								○
茨城県	つくばみらい市				○						○
茨城県	小美玉市		○					○			
茨城県	茨城町				○						○
茨城県	大洗町		○								○
茨城県	城里町				○						○
茨城県	東海村				○	○	○			○	
茨城県	大子町				○						○
茨城県	美浦村				○	○					
茨城県	阿見町				○						○
茨城県	河内町		○								○
茨城県	八千代町		○								○
茨城県	五霞町		○					○			
茨城県	境町				○						○
茨城県	利根町				○						○
栃木県	宇都宮市		○				○				
栃木県	足利市	○					○				
栃木県	栃木市				○						○
栃木県	佐野市				○						○
栃木県	鹿沼市				○						○
栃木県	日光市				○						○
栃木県	小山市				○						○
栃木県	真岡市				○						○
栃木県	大田原市	○									○
栃木県	矢板市		○					○			
栃木県	那須塩原市				○						○
栃木県	さくら市				○	○	○				
栃木県	那須烏山市				○						○
栃木県	下野市				○						○
栃木県	上三川町				○						○
栃木県	益子町				○						○
栃木県	茂木町				○						○
栃木県	市貝町				○						○
栃木県	芳賀町		○								○
栃木県	壬生町				○						○
栃木県	野木町				○						○
栃木県	塩谷町				○					○	
栃木県	高根沢町				○						○
栃木県	那須町				○						○
栃木県	那珂川町		○								○
群馬県	前橋市				○						○
群馬県	高崎市				○						○
群馬県	桐生市				○						○
群馬県	伊勢崎市				○	○					
群馬県	太田市				○						○
群馬県	沼田市				○						○
群馬県	館林市				○						○
群馬県	渋川市				○						○
群馬県	藤岡市				○						○
群馬県	富岡市				○	○	○				
群馬県	安中市				○						○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について							
		(2)業務に係る負担軽減の取組							
		F.児童生徒の休み時間における対応について				G.校内清掃について			
①地域人材等の協力を得ている。	②輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③清掃指導について、輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	
群馬県	みどり市				○				○
群馬県	榛東村				○				○
群馬県	吉岡町				○			○	
群馬県	上野村		○			○	○		
群馬県	神流町				○			○	
群馬県	下仁田町				○				○
群馬県	南牧村				○				○
群馬県	甘楽町				○				○
群馬県	中之条町				○				○
群馬県	長野原町				○				○
群馬県	嬭恋村				○				○
群馬県	草津町	○				○	○		
群馬県	高山村				○				○
群馬県	東吾妻町		○				○		
群馬県	片品村				○				○
群馬県	川場村				○				○
群馬県	昭和村				○				○
群馬県	みなかみ町				○				○
群馬県	玉村町				○				○
群馬県	板倉町				○				○
群馬県	明和町		○				○		
群馬県	千代田町				○	○			
群馬県	大泉町				○				○
群馬県	邑楽町				○				○
埼玉県	川越市				○				○
埼玉県	熊谷市				○				○
埼玉県	川口市				○				○
埼玉県	行田市		○				○		
埼玉県	秩父市				○				○
埼玉県	所沢市				○	○			
埼玉県	飯能市				○				○
埼玉県	加須市				○				○
埼玉県	本庄市				○				○
埼玉県	東松山市	○				○			
埼玉県	春日部市				○				○
埼玉県	狭山市	○				○			
埼玉県	羽生市				○				○
埼玉県	鴻巣市				○				○
埼玉県	深谷市				○				○
埼玉県	上尾市				○				○
埼玉県	草加市				○				○
埼玉県	越谷市				○	○			○
埼玉県	蕨市	○	○			○	○		
埼玉県	戸田市				○				○
埼玉県	入間市				○			○	
埼玉県	朝霞市	○	○	○		○	○		
埼玉県	志木市				○				○
埼玉県	和光市				○				○
埼玉県	新座市	○				○			
埼玉県	桶川市				○				○
埼玉県	久喜市				○				○
埼玉県	北本市				○				○
埼玉県	八潮市				○				○
埼玉県	富士見市				○				○
埼玉県	三郷市				○	○			
埼玉県	蓮田市				○				○
埼玉県	坂戸市				○				○
埼玉県	幸手市				○				○
埼玉県	鶴ヶ島市				○				○
埼玉県	日高市				○				○
埼玉県	吉川市				○				○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について							
		(2)業務に係る負担軽減の取組							
		F.児童生徒の休み時間における対応について				G.校内清掃について			
①地域人材等の協力を得ている。	②輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③清掃指導について、輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	
埼玉県	ふじみ野市				○				○
埼玉県	白岡市				○				○
埼玉県	伊奈町	○			○				○
埼玉県	三芳町				○				○
埼玉県	毛呂山町				○				○
埼玉県	越生町				○				○
埼玉県	滑川町				○				○
埼玉県	嵐山町		○			○			
埼玉県	小川町				○				○
埼玉県	川島町				○				○
埼玉県	吉見町				○				○
埼玉県	鳩山町				○				○
埼玉県	ときがわ町				○				○
埼玉県	横瀬町				○				○
埼玉県	皆野町				○				○
埼玉県	長瀨町				○				○
埼玉県	小鹿野町				○				○
埼玉県	東秩父村				○				○
埼玉県	美里町	○	○						○
埼玉県	神川町				○				○
埼玉県	上里町				○				○
埼玉県	寄居町				○				○
埼玉県	宮代町				○				○
埼玉県	杉戸町				○				○
埼玉県	松伏町				○				○
千葉県	銚子市		○						○
千葉県	市川市				○				○
千葉県	船橋市				○				○
千葉県	館山市				○				○
千葉県	木更津市				○				○
千葉県	松戸市				○				○
千葉県	野田市				○				○
千葉県	茂原市				○				○
千葉県	成田市				○				○
千葉県	佐倉市				○				○
千葉県	東金市				○				○
千葉県	旭市				○				○
千葉県	習志野市				○				○
千葉県	柏市				○				○
千葉県	勝浦市				○			○	
千葉県	市原市				○				○
千葉県	流山市				○				○
千葉県	八千代市				○				○
千葉県	我孫子市				○				○
千葉県	鴨川市				○				○
千葉県	鎌ヶ谷市				○				○
千葉県	君津市				○				○
千葉県	富津市				○				○
千葉県	浦安市				○	○	○		
千葉県	四街道市		○						○
千葉県	袖ヶ浦市				○				○
千葉県	八街市				○				○
千葉県	印西市				○				○
千葉県	白井市	○							○
千葉県	富里市				○	○			
千葉県	南房総市				○				○
千葉県	匝瑳市				○			○	
千葉県	香取市				○				○
千葉県	山武市				○				○
千葉県	いすみ市				○				○
千葉県	大網白里市				○				○



		問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
都道府県名	市区町村名	F.児童生徒の休み時間における対応について				G.校内清掃について				
		①地域人材等の協力を得ている。	②輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③清掃指導について、輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
千葉県	酒々井町				○			○		
千葉県	栄町				○					○
千葉県	神崎町				○					○
千葉県	多古町				○					○
千葉県	東庄町				○					○
千葉県	九十九里町				○	○				
千葉県	芝山町				○				○	
千葉県	横芝光町				○					○
千葉県	一宮町				○	○	○			
千葉県	睦沢町				○	○				
千葉県	長生村				○					○
千葉県	白子町			○		○	○		○	
千葉県	長柄町				○					○
千葉県	長南町				○					○
千葉県	大多喜町				○					○
千葉県	御宿町				○					○
千葉県	鋸南町				○					○
東京都	千代田区		○							○
東京都	中央区		○							○
東京都	港区				○					○
東京都	新宿区	○	○	○		○			○	
東京都	文京区				○					○
東京都	台東区				○					○
東京都	墨田区				○					○
東京都	江東区				○					○
東京都	品川区		○				○		○	
東京都	目黒区				○					○
東京都	大田区				○		○		○	
東京都	世田谷区				○				○	
東京都	渋谷区				○				○	
東京都	中野区		○							○
東京都	杉並区				○		○		○	
東京都	豊島区				○		○		○	
東京都	北区				○					○
東京都	荒川区				○					○
東京都	板橋区				○		○			
東京都	練馬区				○		○			
東京都	足立区		○					○		
東京都	葛飾区	○								○
東京都	江戸川区				○					○
東京都	八王子市				○		○			
東京都	立川市				○				○	
東京都	武蔵野市				○		○			
東京都	三鷹市		○						○	
東京都	青梅市				○		○			
東京都	府中市				○				○	
東京都	昭島市				○					○
東京都	調布市	○				○				
東京都	町田市				○					○
東京都	小金井市				○					○
東京都	小平市				○				○	
東京都	日野市				○					○
東京都	東村山市				○	○	○			
東京都	国分寺市				○					○
東京都	国立市				○				○	
東京都	福生市				○					○
東京都	狛江市				○				○	
東京都	東大和市				○					○
東京都	清瀬市			○		○	○		○	
東京都	東久留米市				○				○	
東京都	武蔵村山市			○						○

		問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
都道府県名	市区町村名	F.児童生徒の休み時間における対応について				G.校内清掃について				
		①地域人材等の協力を得ている。	②輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③清掃指導について、輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
東京都	多摩市				○	○	○			
東京都	稲城市				○					○
東京都	羽村市				○					○
東京都	あきる野市				○				○	
東京都	西東京市				○		○			
東京都	瑞穂町		○							○
東京都	日の出町				○		○	○		
東京都	檜原村				○		○			
東京都	奥多摩町				○					○
東京都	大島町				○			○		
東京都	利島村				○					○
東京都	新島村				○					○
東京都	神津島村				○					○
東京都	三宅村				○					○
東京都	御蔵島村				○					○
東京都	八丈町				○				○	
東京都	青ヶ島村	○								○
東京都	小笠原村				○		○			
神奈川県	横須賀市				○				○	
神奈川県	平塚市		○						○	
神奈川県	鎌倉市				○		○			
神奈川県	藤沢市	○							○	
神奈川県	小田原市				○					○
神奈川県	茅ヶ崎市	○								○
神奈川県	逗子市				○		○			
神奈川県	三浦市				○	○				
神奈川県	秦野市	○	○							○
神奈川県	厚木市				○				○	
神奈川県	大和市				○					○
神奈川県	伊勢原市				○				○	
神奈川県	海老名市				○	○				
神奈川県	座間市				○					○
神奈川県	南足柄市				○					○
神奈川県	綾瀬市				○					○
神奈川県	葉山町				○				○	
神奈川県	寒川町				○					○
神奈川県	大磯町				○				○	
神奈川県	二宮町				○	○				
神奈川県	中井町				○	○	○			
神奈川県	大井町				○	○	○			
神奈川県	松田町			○		○				
神奈川県	山北町				○		○			
神奈川県	開成町				○					○
神奈川県	箱根町			○		○				
神奈川県	真鶴町				○	○				
神奈川県	湯河原町				○				○	
神奈川県	愛川町				○					○
神奈川県	清川村				○		○	○		
新潟県	長岡市		○						○	
新潟県	三条市		○			○	○	○		
新潟県	柏崎市				○					○
新潟県	新発田市				○					○
新潟県	小千谷市				○					○
新潟県	加茂市		○							○
新潟県	十日町市				○					○
新潟県	見附市				○					○
新潟県	村上市				○					○
新潟県	燕市			○						○
新潟県	糸魚川市				○					○
新潟県	妙高市				○					○
新潟県	五泉市				○					○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について							
		(2)業務に係る負担軽減の取組							
		F.児童生徒の休み時間における対応について				G.校内清掃について			
①地域人材等の協力を得ている。	②輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③清掃指導について、輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	
新潟県	上越市				○				○
新潟県	阿賀野市				○				○
新潟県	佐渡市				○				○
新潟県	魚沼市			○			○		
新潟県	南魚沼市				○				○
新潟県	胎内市				○				○
新潟県	聖籠町		○						○
新潟県	弥彦村				○				○
新潟県	田上町				○				○
新潟県	阿賀町				○				○
新潟県	出雲崎町				○				○
新潟県	湯沢町				○			○	
新潟県	津南町				○				○
新潟県	刈羽村				○				○
新潟県	関川村				○				○
新潟県	粟島浦村				○				○
富山県	富山市				○		○		
富山県	高岡市		○						○
富山県	魚津市		○						○
富山県	氷見市				○				○
富山県	滑川市				○				○
富山県	黒部市		○						○
富山県	砺波市				○				○
富山県	小矢部市	○							○
富山県	南砺市		○						○
富山県	射水市				○				○
富山県	舟橋村				○				○
富山県	上市町				○				○
富山県	立山町				○				○
富山県	入善町				○				○
富山県	朝日町				○				○
石川県	金沢市				○		○		
石川県	七尾市				○				○
石川県	小松市			○					○
石川県	輪島市				○				○
石川県	珠洲市				○				○
石川県	加賀市		○						○
石川県	羽咋市		○						○
石川県	かほく市				○				○
石川県	白山市				○				○
石川県	能美市	○							○
石川県	野々市市				○				○
石川県	川北町				○	○			
石川県	河北郡津幡町				○				○
石川県	内灘町				○				○
石川県	志賀町				○				○
石川県	宝達志水町				○				○
石川県	中能登町				○				○
石川県	穴水町			○					○
石川県	能登町				○				○
福井県	福井市				○				○
福井県	敦賀市		○				○		
福井県	小浜市				○				○
福井県	大野市				○				○
福井県	勝山市		○				○		
福井県	鯖江市				○				○
福井県	あわら市		○					○	
福井県	越前市			○					○
福井県	坂井市				○				○
福井県	永平寺町		○						○

		問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
都道府県名	市区町村名	F.児童生徒の休み時間における対応について				G.校内清掃について				
		①地域人材等の協力を得ている。	②輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③清掃指導について、輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
福井県	池田町				○					○
福井県	南越前町	○				○				
福井県	越前町	○	○			○				
福井県	美浜町			○						○
福井県	高浜町				○					○
福井県	おおい町				○		○			
福井県	若狭町				○					○
山梨県	甲府市				○					○
山梨県	富士吉田市				○					○
山梨県	都留市				○					○
山梨県	山梨市				○				○	
山梨県	大月市				○					○
山梨県	韮崎市			○						○
山梨県	南アルプス市				○					○
山梨県	北杜市				○					○
山梨県	甲斐市				○				○	
山梨県	笛吹市			○					○	
山梨県	上野原市				○					○
山梨県	甲州市				○		○			
山梨県	中央市				○					○
山梨県	市川三郷町				○				○	
山梨県	早川町				○					○
山梨県	身延町			○						○
山梨県	南部町				○					○
山梨県	富士川町		○				○			
山梨県	昭和町				○	○	○			
山梨県	道志村				○					○
山梨県	西桂町				○					○
山梨県	忍野村				○				○	
山梨県	山中湖村				○					○
山梨県	鳴沢村				○		○			
山梨県	富士河口湖町				○					○
山梨県	小菅村	○								○
山梨県	丹波山村				○					○
長野県	長野市				○				○	
長野県	松本市				○					○
長野県	上田市				○					○
長野県	岡谷市				○					○
長野県	飯田市				○					○
長野県	諏訪市				○					○
長野県	須坂市				○	○				
長野県	小諸市			○						○
長野県	伊那市				○					○
長野県	駒ヶ根市				○					○
長野県	中野市				○					○
長野県	大町市				○					○
長野県	飯山市				○					○
長野県	茅野市				○					○
長野県	塩尻市				○					○
長野県	佐久市				○					○
長野県	千曲市	○		○		○				
長野県	東御市	○								○
長野県	安曇野市				○					○
長野県	小海町				○					○
長野県	川上村				○					○
長野県	南牧村				○					○
長野県	南相木村				○					○
長野県	北相木村				○					○
長野県	佐久穂町				○					○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について							
		(2)業務に係る負担軽減の取組							
		F.児童生徒の休み時間における対応について				G.校内清掃について			
①地域人材等の協力を得ている。	②輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③清掃指導について、輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	
長野県	軽井沢町				○				○
長野県	御代田町				○				○
長野県	立科町				○				○
長野県	青木村				○				○
長野県	長和町				○				○
長野県	下諏訪町				○				○
長野県	富士見町	○				○			
長野県	原村				○				○
長野県	辰野町				○				○
長野県	箕輪町				○				○
長野県	飯島町				○				○
長野県	南箕輪村				○				○
長野県	中川村				○				○
長野県	宮田村				○				○
長野県	松川町				○				○
長野県	高森町				○				○
長野県	阿南町				○				○
長野県	阿智村				○				○
長野県	平谷村				○			○	
長野県	根羽村				○				○
長野県	下條村				○				○
長野県	売木村				○			○	
長野県	天龍村				○	○	○		
長野県	泰阜村				○				○
長野県	喬木村				○				○
長野県	豊丘村	○							○
長野県	大鹿村				○				○
長野県	上松町				○				○
長野県	南木曾町				○	○			
長野県	木祖村				○				○
長野県	王滝村				○				○
長野県	大桑村			○		○	○		○
長野県	木曾町				○				○
長野県	麻績村	○							○
長野県	生坂村				○				○
長野県	山形村				○				○
長野県	朝日村				○				○
長野県	筑北村				○				○
長野県	池田町				○				○
長野県	松川村				○				○
長野県	白馬村				○				○
長野県	小谷村				○				○
長野県	坂城町				○				○
長野県	小布施町				○				○
長野県	高山村				○				○
長野県	山ノ内町				○				○
長野県	木島平村				○			○	
長野県	野沢温泉村				○				○
長野県	信濃町				○				○
長野県	小川村				○	○			
長野県	飯綱町				○	○			
長野県	栄村				○				○
岐阜県	岐阜市				○	○			
岐阜県	大垣市				○			○	
岐阜県	高山市				○				○
岐阜県	多治見市				○				○
岐阜県	関市	○		○				○	
岐阜県	中津川市				○				○
岐阜県	美濃市				○				○
岐阜県	瑞浪市				○			○	
岐阜県	羽島市				○				○

		問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
都道府県名	市区町村名	F.児童生徒の休み時間における対応について				G.校内清掃について				
		①地域人材等の協力を得ている。	②輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③清掃指導について、輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
岐阜県	恵那市				○		○		○	
岐阜県	美濃加茂市				○					○
岐阜県	土岐市				○					○
岐阜県	各務原市				○					○
岐阜県	可児市				○					○
岐阜県	山県市				○					○
岐阜県	瑞穂市				○					○
岐阜県	飛騨市				○					○
岐阜県	本巣市				○					○
岐阜県	郡上市				○					○
岐阜県	下呂市				○					○
岐阜県	海津市				○					○
岐阜県	養老町				○					○
岐阜県	垂井町				○					○
岐阜県	関ヶ原町				○		○			
岐阜県	神戸町				○					○
岐阜県	輪之内町				○				○	
岐阜県	安八町				○					○
岐阜県	揖斐川町				○					○
岐阜県	大野町				○					○
岐阜県	池田町				○				○	
岐阜県	北方町				○					○
岐阜県	坂祝町				○					○
岐阜県	富加町				○					○
岐阜県	川辺町				○					○
岐阜県	七宗町		○							○
岐阜県	八百津町				○					○
岐阜県	白川町				○					○
岐阜県	東白川村				○				○	
岐阜県	御嵩町				○					○
岐阜県	白川村				○					○
岐阜県	羽島郡二町 (岐南町、笠松町)				○					○
静岡県	沼津市				○					○
静岡県	熱海市				○				○	
静岡県	三島市		○							○
静岡県	富士宮市	○		○		○			○	
静岡県	伊東市				○	○				
静岡県	島田市		○				○			
静岡県	富士市				○					○
静岡県	磐田市				○					○
静岡県	焼津市				○				○	
静岡県	掛川市		○							○
静岡県	藤枝市				○					○
静岡県	御殿場市		○							○
静岡県	袋井市	○								○
静岡県	下田市				○					○
静岡県	裾野市				○					○
静岡県	湖西市				○					○
静岡県	伊豆市			○						○
静岡県	御前崎市				○	○				
静岡県	菊川市				○					○
静岡県	伊豆の国市				○					○
静岡県	牧之原市				○					○
静岡県	東伊豆町				○					○
静岡県	河津町				○					○
静岡県	南伊豆町				○					○
静岡県	松崎町				○	○				
静岡県	西伊豆町				○					○
静岡県	函南町				○					○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について							
		(2)業務に係る負担軽減の取組							
		F.児童生徒の休み時間における対応について				G.校内清掃について			
①地域人材等の協力を得ている。	②輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③清掃指導について、輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	
静岡県	清水町			○					○
静岡県	長泉町								○
静岡県	小山町								○
静岡県	吉田町		○						○
静岡県	川根本町								○
静岡県	森町								○
愛知県	豊橋市								○
愛知県	岡崎市								○
愛知県	一宮市								○
愛知県	瀬戸市								○
愛知県	半田市								○
愛知県	春日井市	○	○						○
愛知県	豊川市								○
愛知県	津島市			○					○
愛知県	碧南市								○
愛知県	刈谷市								○
愛知県	豊田市								○
愛知県	安城市								○
愛知県	西尾市								○
愛知県	蒲郡市								○
愛知県	犬山市								○
愛知県	常滑市								○
愛知県	江南市								○
愛知県	小牧市								○
愛知県	稲沢市		○						○
愛知県	新城市								○
愛知県	東海市								○
愛知県	大府市								○
愛知県	知多市								○
愛知県	知立市								○
愛知県	尾張旭市								○
愛知県	高浜市								○
愛知県	岩倉市								○
愛知県	豊明市								○
愛知県	日進市								○
愛知県	田原市								○
愛知県	愛西市								○
愛知県	清須市								○
愛知県	北名古屋市								○
愛知県	弥富市					○			○
愛知県	みよし市	○							○
愛知県	あま市								○
愛知県	長久手市								○
愛知県	東郷町								○
愛知県	豊山町								○
愛知県	大口町								○
愛知県	扶桑町								○
愛知県	大治町								○
愛知県	蟹江町								○
愛知県	飛島村						○		○
愛知県	阿久比町								○
愛知県	東浦町								○
愛知県	南知多町						○		○
愛知県	美浜町								○
愛知県	武豊町								○
愛知県	幸田町								○
愛知県	設楽町								○
愛知県	東栄町								○
愛知県	豊根村								○
三重県	津市								○
三重県	四日市市		○						○

		問1 学校における業務改善について									
		(2)業務に係る負担軽減の取組									
都道府県名	市区町村名	F.児童生徒の休み時間における対応について					G.校内清掃について				
		①地域人材等の協力を得ている。	②輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③清掃指導について、輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	
三重県	伊勢市				○						○
三重県	松阪市				○						○
三重県	桑名市				○						○
三重県	鈴鹿市				○						○
三重県	名張市	○	○								○
三重県	尾鷲市				○						○
三重県	亀山市				○						○
三重県	鳥羽市				○						○
三重県	熊野市				○						○
三重県	いなべ市				○						○
三重県	志摩市				○						○
三重県	伊賀市				○						○
三重県	木曾岬町				○						○
三重県	東員町				○						○
三重県	菰野町				○						○
三重県	朝日町				○						○
三重県	川越町				○						○
三重県	多気町				○						○
三重県	明和町				○						○
三重県	大台町	○				○					
三重県	玉城町		○			○					
三重県	度会町				○		○		○		
三重県	大紀町				○						○
三重県	南伊勢町		○					○			
三重県	紀北町				○						○
三重県	御浜町		○							○	
三重県	紀宝町				○						○
滋賀県	大津市	○									○
滋賀県	彦根市				○						○
滋賀県	長浜市				○						○
滋賀県	近江八幡市				○						○
滋賀県	草津市				○			○			
滋賀県	守山市				○						○
滋賀県	栗東市				○						○
滋賀県	甲賀市				○						○
滋賀県	野洲市				○						○
滋賀県	湖南市	○									○
滋賀県	高島市	○									○
滋賀県	東近江市		○								○
滋賀県	米原市				○						○
滋賀県	日野町	○									○
滋賀県	竜王町				○						○
滋賀県	愛荘町		○					○			
滋賀県	豊郷町				○						○
滋賀県	甲良町				○						○
滋賀県	多賀町				○						○
京都府	福知山市				○						○
京都府	舞鶴市				○	○		○			
京都府	綾部市				○					○	
京都府	宇治市				○						○
京都府	宮津市				○						○
京都府	亀岡市				○						○
京都府	城陽市				○						○
京都府	向日市	○				○					
京都府	長岡京市				○						○
京都府	八幡市				○						○
京都府	京田辺市				○						○
京都府	京丹後市				○						○
京都府	南丹市				○						○
京都府	木津川市				○						○
京都府	大山崎町				○		○				



		問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
都道府県名	市区町村名	F.児童生徒の休み時間における対応について				G.校内清掃について				
		①地域人材等の協力を得ている。	②輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③清掃指導について、輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
京都府	久御山町				○				○	
京都府	井手町				○					○
京都府	宇治田原町	○								○
京都府	精華町				○					○
京都府	京丹波町			○						○
京都府	伊根町		○						○	
京都府	与謝野町				○					○
京都府	相楽東部広域連合				○				○	
大阪府	岸和田市				○					○
大阪府	豊中市				○					○
大阪府	池田市				○					○
大阪府	吹田市		○						○	
大阪府	泉大津市				○					○
大阪府	高槻市				○		○			
大阪府	貝塚市				○					○
大阪府	守口市			○						○
大阪府	枚方市				○					○
大阪府	茨木市				○					○
大阪府	八尾市		○					○		
大阪府	泉佐野市				○					○
大阪府	富田林市				○					○
大阪府	寝屋川市				○					○
大阪府	河内長野市				○					○
大阪府	松原市				○					○
大阪府	大東市				○					○
大阪府	和泉市				○					○
大阪府	箕面市		○							○
大阪府	柏原市				○					○
大阪府	羽曳野市				○					○
大阪府	門真市				○					○
大阪府	摂津市				○					○
大阪府	高石市				○					○
大阪府	藤井寺市				○					○
大阪府	東大阪市				○					○
大阪府	泉南市				○					○
大阪府	四條畷市			○						○
大阪府	交野市				○					○
大阪府	大阪狭山市				○					○
大阪府	阪南市				○					○
大阪府	島本町				○					○
大阪府	豊能町		○			○		○		
大阪府	能勢町				○		○			
大阪府	忠岡町				○					○
大阪府	熊取町				○					○
大阪府	田尻町				○					○
大阪府	岬町				○					○
大阪府	太子町				○					○
大阪府	河南町				○				○	
大阪府	千早赤阪村				○					○
兵庫県	姫路市				○					○
兵庫県	尼崎市		○					○		
兵庫県	明石市				○					○
兵庫県	西宮市	○				○				
兵庫県	洲本市				○					○
兵庫県	芦屋市				○					○
兵庫県	伊丹市			○						○
兵庫県	相生市	○							○	
兵庫県	豊岡市				○					○
兵庫県	加古川市		○							○
兵庫県	赤穂市			○		○				

		問1 学校における業務改善について									
		(2)業務に係る負担軽減の取組									
都道府県名	市区町村名	F.児童生徒の休み時間における対応について					G.校内清掃について				
		①地域人材等の協力を得ている。	②輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③清掃指導について、輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	
兵庫県	西脇市	○									○
兵庫県	宝塚市		○							○	
兵庫県	三木市				○						○
兵庫県	高砂市				○						○
兵庫県	川西市				○						○
兵庫県	小野市				○						○
兵庫県	三田市	○	○								○
兵庫県	加西市	○									○
兵庫県	篠山市				○						○
兵庫県	養父市				○	○					
兵庫県	丹波市				○						○
兵庫県	南あわじ市				○						○
兵庫県	朝来市				○						○
兵庫県	淡路市				○						○
兵庫県	宍粟市				○	○					
兵庫県	加東市				○						○
兵庫県	たつの市				○						○
兵庫県	猪名川町				○	○					
兵庫県	多可町	○	○			○					
兵庫県	稲美町				○						○
兵庫県	播磨町				○						○
兵庫県	市川町				○						○
兵庫県	福崎町				○						○
兵庫県	神河町				○						○
兵庫県	太子町				○						○
兵庫県	上郡町				○						○
兵庫県	佐用町				○				○		
兵庫県	香美町				○						○
兵庫県	新温泉町				○						○
奈良県	奈良市				○	○					
奈良県	大和高田市				○						○
奈良県	大和郡山市				○						○
奈良県	天理市				○						○
奈良県	橿原市				○						○
奈良県	桜井市				○						○
奈良県	五條市		○								○
奈良県	御所市				○						○
奈良県	生駒市				○						○
奈良県	香芝市				○						○
奈良県	葛城市				○						○
奈良県	宇陀市				○						○
奈良県	山添村				○	○	○				
奈良県	平群町				○						○
奈良県	三郷町				○						○
奈良県	斑鳩町				○						○
奈良県	安堵町				○						○
奈良県	川西町				○						○
奈良県	三宅町			○					○		
奈良県	田原本町				○						○
奈良県	曾爾村				○						○
奈良県	御杖村				○		○				
奈良県	高取町				○						○
奈良県	明日香村				○						○
奈良県	上牧町				○				○		
奈良県	王寺町	○					○		○		
奈良県	広陵町				○		○				
奈良県	河合町				○						○
奈良県	吉野町				○						○
奈良県	大淀町				○				○		
奈良県	下市町				○						○
奈良県	黒滝村				○						○

		問1 学校における業務改善について									
		(2)業務に係る負担軽減の取組									
都道府県名	市区町村名	F.児童生徒の休み時間における対応について					G.校内清掃について				
		①地域人材等の協力を得ている。	②輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③清掃指導について、輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	
奈良県	天川村				○						○
奈良県	野迫川村				○						○
奈良県	十津川村				○						○
奈良県	下北山村				○						○
奈良県	上北山村				○	○					
奈良県	川上村				○					○	
奈良県	東吉野村				○						○
奈良県	川西町・三宅町式下中学校組合			○			○				
和歌山県	和歌山市				○						○
和歌山県	海南市				○						○
和歌山県	橋本市				○						○
和歌山県	有田市				○						○
和歌山県	御坊市				○	○					
和歌山県	田辺市				○						○
和歌山県	新宮市				○						○
和歌山県	紀の川市	○									○
和歌山県	岩出市				○						○
和歌山県	紀美野町			○							
和歌山県	かつらぎ町				○						○
和歌山県	九度山町		○								○
和歌山県	高野町				○						○
和歌山県	湯浅町		○					○			
和歌山県	広川町				○						○
和歌山県	有田川町				○	○					
和歌山県	美浜町				○						○
和歌山県	日高町				○						○
和歌山県	由良町				○						○
和歌山県	印南町				○						○
和歌山県	みなべ町				○						○
和歌山県	日高川町				○						○
和歌山県	白浜町				○						○
和歌山県	上富田町				○						○
和歌山県	すさみ町				○						○
和歌山県	那智勝浦町				○						○
和歌山県	太地町				○						○
和歌山県	古座川町				○						○
和歌山県	北山村				○						○
和歌山県	串本町				○						○
鳥取県	鳥取市				○						○
鳥取県	米子市				○						○
鳥取県	倉吉市				○						○
鳥取県	境港市				○					○	
鳥取県	岩美町				○						○
鳥取県	若桜町				○						○
鳥取県	智頭町				○						○
鳥取県	八頭町				○						○
鳥取県	三朝町		○							○	
鳥取県	湯梨浜町				○						○
鳥取県	琴浦町				○						○
鳥取県	北栄町	○					○				
鳥取県	日吉津村				○						○
鳥取県	大山町				○						○
鳥取県	南部町	○				○					
鳥取県	伯耆町				○						○
鳥取県	日南町				○						○
鳥取県	日野町				○						○
鳥取県	江府町				○						○
島根県	松江市				○					○	
島根県	浜田市				○						○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		F.児童生徒の休み時間における対応について				G.校内清掃について				
		①地域人材等の協力を得ている。	②輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③清掃指導について、輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
島根県	出雲市				○					○
島根県	益田市				○				○	
島根県	大田市				○					○
島根県	安来市	○								○
島根県	江津市				○					○
島根県	雲南市				○					○
島根県	奥出雲町				○					○
島根県	飯南町			○						○
島根県	川本町				○					○
島根県	美郷町				○					○
島根県	邑南町				○					○
島根県	津和野町				○					○
島根県	吉賀町				○					○
島根県	海士町				○					○
島根県	西ノ島町				○					○
島根県	知夫村				○					○
島根県	隠岐の島町				○					○
岡山県	倉敷市				○					○
岡山県	津山市	○								○
岡山県	玉野市				○					○
岡山県	笠岡市		○							○
岡山県	井原市				○					○
岡山県	総社市				○					○
岡山県	高梁市				○					○
岡山県	新見市				○					○
岡山県	備前市				○					○
岡山県	瀬戸内市				○	○				○
岡山県	赤磐市				○					○
岡山県	真庭市				○	○				○
岡山県	美作市				○					○
岡山県	浅口市				○					○
岡山県	和気町				○					○
岡山県	早島町				○					○
岡山県	里庄町				○					○
岡山県	矢掛町				○	○				○
岡山県	新庄村				○					○
岡山県	鏡野町				○			○		○
岡山県	勝央町				○					○
岡山県	奈義町		○					○		○
岡山県	西粟倉村				○	○	○	○		○
岡山県	久米南町				○					○
岡山県	美咲町				○	○				○
岡山県	吉備中央町				○					○
広島県	呉市				○					○
広島県	竹原市				○					○
広島県	三原市			○			○			○
広島県	尾道市				○					○
広島県	福山市				○					○
広島県	府中市				○	○				○
広島県	三次市				○					○
広島県	庄原市				○					○
広島県	大竹市				○					○
広島県	東広島市				○					○
広島県	廿日市市				○					○
広島県	安芸高田市				○					○
広島県	江田島市				○	○				○
広島県	府中町				○					○
広島県	海田町		○							○
広島県	熊野町				○					○
広島県	坂町				○					○
広島県	安芸太田町				○					○

		問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
都道府県名	市区町村名	F.児童生徒の休み時間における対応について				G.校内清掃について				
		①地域人材等の協力を得ている。	②輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③清掃指導について、輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
広島県	北広島町				○					○
広島県	大崎上島町				○				○	
広島県	世羅町				○		○		○	
広島県	神石高原町				○		○			
山口県	下関市				○					○
山口県	宇部市	○								○
山口県	山口市				○					○
山口県	萩市				○	○			○	
山口県	防府市				○					○
山口県	下松市		○							○
山口県	岩国市	○								○
山口県	光市	○	○			○				
山口県	長門市				○					○
山口県	柳井市				○					○
山口県	美祢市				○					○
山口県	周南市	○	○			○		○		
山口県	山陽小野田市		○							○
山口県	周防大島町				○					○
山口県	和木町				○					○
山口県	上関町				○					○
山口県	田布施町				○					○
山口県	平生町				○					○
山口県	阿武町		○							○
徳島県	徳島市		○			○				
徳島県	鳴門市				○					○
徳島県	小松島市				○					○
徳島県	阿南市				○					○
徳島県	吉野川市		○							○
徳島県	阿波市				○					○
徳島県	美馬市				○					○
徳島県	三好市				○					○
徳島県	勝浦町				○					○
徳島県	上勝町				○					○
徳島県	佐那河内村				○					○
徳島県	石井町			○						○
徳島県	神山町				○				○	
徳島県	那賀町				○					○
徳島県	牟岐町				○					○
徳島県	美波町				○					○
徳島県	海陽町				○					○
徳島県	松茂町				○					○
徳島県	北島町				○				○	
徳島県	藍住町				○					○
徳島県	板野町		○							○
徳島県	上板町				○				○	
徳島県	つるぎ町				○					○
徳島県	東みよし町	○				○				
香川県	高松市				○					○
香川県	丸亀市				○					○
香川県	坂出市				○					○
香川県	善通寺市				○					○
香川県	観音寺市				○					○
香川県	さぬき市				○	○				
香川県	東かがわ市				○					○
香川県	三豊市	○	○			○	○			
香川県	土庄町				○					○
香川県	小豆島町				○	○				
香川県	三木町				○					○
香川県	直島町		○							○
香川県	宇多津町	○								○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について							
		(2)業務に係る負担軽減の取組							
		F.児童生徒の休み時間における対応について				G.校内清掃について			
①地域人材等の協力を得ている。	②輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③清掃指導について、輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	
香川県	綾川町	○							○
香川県	琴平町				○				○
香川県	多度津町				○				○
香川県	まんのう町				○				○
愛媛県	松山市				○				○
愛媛県	今治市				○				○
愛媛県	宇和島市				○				○
愛媛県	八幡浜市		○			○			
愛媛県	新居浜市				○				○
愛媛県	西条市				○				○
愛媛県	大洲市				○				○
愛媛県	伊予市				○				○
愛媛県	四国中央市		○					○	
愛媛県	西予市				○				○
愛媛県	東温市				○				○
愛媛県	上島町				○				○
愛媛県	久万高原町				○				○
愛媛県	松前町				○				○
愛媛県	砥部町				○				○
愛媛県	内子町				○				○
愛媛県	伊方町				○				○
愛媛県	松野町				○	○			
愛媛県	鬼北町		○						○
愛媛県	愛南町				○		○		
高知県	高知市				○				○
高知県	室戸市				○				○
高知県	安芸市		○			○		○	
高知県	南国市				○				○
高知県	土佐市				○				○
高知県	須崎市			○					○
高知県	宿毛市				○				○
高知県	土佐清水市				○		○		
高知県	四万十市				○				○
高知県	香南市				○	○	○		
高知県	香美市				○				○
高知県	東洋町				○				○
高知県	奈半利町				○		○		
高知県	田野町				○				○
高知県	安田町				○				○
高知県	北川村				○				○
高知県	馬路村				○		○		
高知県	芸西村				○				○
高知県	本山町				○				○
高知県	大豊町				○			○	
高知県	土佐町				○			○	
高知県	大川村				○	○			
高知県	いの町				○				○
高知県	仁淀川町				○				○
高知県	中土佐町				○				○
高知県	佐川町				○				○
高知県	越知町				○				○
高知県	梶原町				○				○
高知県	日高村				○				○
高知県	津野町				○				○
高知県	四万十町				○				○
高知県	大月町				○	○			
高知県	三原村				○			○	
高知県	黒潮町				○				○
福岡県	大牟田市		○						○
福岡県	久留米市				○				○
福岡県	直方市				○				○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について							
		(2)業務に係る負担軽減の取組							
		F.児童生徒の休み時間における対応について				G.校内清掃について			
		①地域人材等の協力を得ている。	②輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③清掃指導について、輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	④その他
福岡県	飯塚市		○						○
福岡県	田川市		○					○	
福岡県	柳川市				○				○
福岡県	八女市				○				○
福岡県	筑後市				○				○
福岡県	大川市				○				○
福岡県	行橋市				○				○
福岡県	豊前市				○				○
福岡県	中間市				○				○
福岡県	小郡市				○				○
福岡県	筑紫野市				○				○
福岡県	春日市			○					○
福岡県	大野城市	○	○					○	
福岡県	宗像市				○				○
福岡県	太宰府市			○	○				
福岡県	古賀市				○				○
福岡県	福津市				○				○
福岡県	うきは市				○				○
福岡県	宮若市		○					○	
福岡県	嘉麻市				○	○			
福岡県	朝倉市		○				○		
福岡県	みやま市				○				○
福岡県	糸島市				○			○	
福岡県	那珂川町				○				○
福岡県	宇美町			○		○			
福岡県	篠栗町				○				○
福岡県	志免町				○	○			
福岡県	須恵町				○	○			
福岡県	新宮町	○						○	
福岡県	久山町				○				○
福岡県	粕屋町				○				○
福岡県	芦屋町				○				○
福岡県	水巻町				○				○
福岡県	岡垣町				○				○
福岡県	遠賀町				○				○
福岡県	小竹町				○			○	
福岡県	鞍手町				○		○		
福岡県	桂川町				○				○
福岡県	筑前町				○				○
福岡県	東峰村				○				○
福岡県	大刀洗町				○	○			
福岡県	大木町				○				○
福岡県	広川町				○				○
福岡県	香春町				○				○
福岡県	添田町				○				○
福岡県	糸田町				○				○
福岡県	川崎町				○				○
福岡県	大任町				○				○
福岡県	赤村				○				○
福岡県	福智町				○				○
福岡県	苅田町				○				○
福岡県	みやこ町				○				○
福岡県	吉富町				○				○
福岡県	上毛町				○				○
福岡県	築上町				○		○		
佐賀県	佐賀市				○	○			
佐賀県	唐津市				○				○
佐賀県	鳥栖市				○				○
佐賀県	多久市				○				○
佐賀県	伊万里市				○				○
佐賀県	武雄市		○						○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		F.児童生徒の休み時間における対応について				G.校内清掃について				
①地域人材等の協力を得ている。	②輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③清掃指導について、輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。		
佐賀県	鹿島市				○					○
佐賀県	小城市				○					○
佐賀県	嬉野市				○					○
佐賀県	神埼市				○					○
佐賀県	吉野ヶ里町				○					○
佐賀県	基山町		○							○
佐賀県	上峰町				○					○
佐賀県	みやき町				○					○
佐賀県	玄海町				○		○			
佐賀県	有田町				○	○				
佐賀県	大町町	○								○
佐賀県	江北町				○	○	○			
佐賀県	白石町				○	○	○	○		
佐賀県	太良町				○					○
長崎県	長崎市	○	○							○
長崎県	佐世保市				○					○
長崎県	島原市				○					○
長崎県	諫早市				○					○
長崎県	大村市				○					○
長崎県	平戸市				○					○
長崎県	松浦市			○						○
長崎県	対馬市				○					○
長崎県	壱岐市	○								○
長崎県	五島市				○					○
長崎県	西海市				○					○
長崎県	雲仙市				○					○
長崎県	南島原市				○					○
長崎県	長与町				○					○
長崎県	時津町				○					○
長崎県	東彼杵町				○	○			○	
長崎県	川棚町				○					○
長崎県	波佐見町				○					○
長崎県	小値賀町				○					○
長崎県	佐々町				○					○
長崎県	新上五島町				○					○
熊本県	八代市				○					○
熊本県	人吉市				○					○
熊本県	荒尾市				○					○
熊本県	水俣市				○					○
熊本県	玉名市				○					○
熊本県	山鹿市				○					○
熊本県	菊池市				○					○
熊本県	宇土市				○					○
熊本県	上天草市				○					○
熊本県	宇城市				○	○				
熊本県	阿蘇市		○							○
熊本県	天草市				○					○
熊本県	合志市				○					○
熊本県	美里町				○					○
熊本県	玉東町				○		○			
熊本県	南関町				○					○
熊本県	長洲町				○					○
熊本県	和水町				○					○
熊本県	大津町				○	○				
熊本県	菊陽町				○		○			
熊本県	南小国町				○					○
熊本県	小国町				○					○
熊本県	産山村				○					○
熊本県	高森町				○					○
熊本県	西原村	○								○
熊本県	南阿蘇村				○					○



都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について							
		(2)業務に係る負担軽減の取組							
		F.児童生徒の休み時間における対応について				G.校内清掃について			
①地域人材等の協力を得ている。	②輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③清掃指導について、輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	
熊本県	御船町				○				○
熊本県	嘉島町				○			○	
熊本県	益城町				○				○
熊本県	甲佐町				○				○
熊本県	山都町				○				○
熊本県	氷川町				○				○
熊本県	芦北町				○			○	
熊本県	津奈木町				○				○
熊本県	錦町				○				○
熊本県	多良木町				○				○
熊本県	湯前町				○				○
熊本県	水上村				○				○
熊本県	相良村				○		○		
熊本県	五木村				○				○
熊本県	山江村				○				○
熊本県	球磨村				○	○		○	
熊本県	あさぎり町				○				○
熊本県	苓北町				○			○	
大分県	大分市				○				○
大分県	別府市				○				○
大分県	中津市			○		○		○	
大分県	日田市				○				○
大分県	佐伯市				○				○
大分県	臼杵市		○				○		
大分県	津久見市				○				○
大分県	竹田市				○				○
大分県	豊後高田市		○				○		
大分県	杵築市				○				○
大分県	宇佐市				○				○
大分県	豊後大野市				○	○	○		
大分県	由布市				○				○
大分県	国東市				○		○		
大分県	姫島村				○		○		
大分県	日出町				○				○
大分県	九重町				○				○
大分県	玖珠町				○				○
宮崎県	宮崎市				○				○
宮崎県	都城市				○				○
宮崎県	延岡市				○				○
宮崎県	日南市	○							○
宮崎県	小林市				○				○
宮崎県	日向市				○				○
宮崎県	串間市				○				○
宮崎県	西都市				○				○
宮崎県	えびの市				○				○
宮崎県	三股町		○						○
宮崎県	高原町	○							○
宮崎県	国富町				○				○
宮崎県	綾町				○				○
宮崎県	高鍋町				○				○
宮崎県	新富町				○				○
宮崎県	西米良村				○	○			○
宮崎県	木城町				○				○
宮崎県	川南町		○						○
宮崎県	都農町				○				○
宮崎県	門川町				○				○
宮崎県	諸塚村				○				○
宮崎県	椎葉村				○				○
宮崎県	美郷町				○				○
宮崎県	高千穂町				○				○
宮崎県	日之影町				○	○			○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		F.児童生徒の休み時間における対応について				G.校内清掃について				
		①地域人材等の協力を得ている。	②輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③清掃指導について、輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
宮崎県	五ヶ瀬町				○					○
鹿児島県	鹿児島市				○					○
鹿児島県	鹿屋市				○					○
鹿児島県	枕崎市				○					○
鹿児島県	阿久根市				○					○
鹿児島県	出水市				○					○
鹿児島県	指宿市				○					○
鹿児島県	西之表市				○	○				
鹿児島県	垂水市				○					○
鹿児島県	薩摩川内市		○					○		
鹿児島県	日置市				○					○
鹿児島県	曾於市				○					○
鹿児島県	霧島市				○					○
鹿児島県	いちき串木野市				○					○
鹿児島県	南さつま市				○					○
鹿児島県	志布志市				○					○
鹿児島県	奄美市				○					○
鹿児島県	南九州市				○					○
鹿児島県	伊佐市				○	○				
鹿児島県	始良市				○					○
鹿児島県	三島村				○					○
鹿児島県	十島村				○					○
鹿児島県	さつま町				○					○
鹿児島県	長島町				○	○				
鹿児島県	湧水町				○					○
鹿児島県	大崎町				○					○
鹿児島県	東串良町				○					○
鹿児島県	錦江町				○					○
鹿児島県	南大隅町				○					○
鹿児島県	肝付町				○					○
鹿児島県	中種子町				○					○
鹿児島県	南種子町			○		○				
鹿児島県	屋久島町				○					○
鹿児島県	大和村				○					○
鹿児島県	宇検村				○					○
鹿児島県	瀬戸内町				○					○
鹿児島県	龍郷町				○					○
鹿児島県	喜界町		○							○
鹿児島県	徳之島町				○					○
鹿児島県	天城町				○					○
鹿児島県	伊仙町				○					○
鹿児島県	和泊町				○					○
鹿児島県	知名町				○					○
鹿児島県	与論町				○					○
沖縄県	那覇市				○					○
沖縄県	宜野湾市				○					○
沖縄県	石垣市		○					○		
沖縄県	浦添市		○					○		
沖縄県	名護市				○					○
沖縄県	糸満市				○	○				
沖縄県	沖縄市			○					○	
沖縄県	豊見城市		○						○	
沖縄県	うるま市				○					○
沖縄県	宮古島市				○				○	
沖縄県	南城市				○					○
沖縄県	国頭村				○					○
沖縄県	大宜味村				○					○
沖縄県	東村				○					○
沖縄県	今帰仁村				○					○
沖縄県	本部町				○					○

		問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
都道府県名	市区町村名	F.児童生徒の休み時間における対応について				G.校内清掃について				
		①地域人材等の協力を得ている。	②輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③清掃指導について、輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
沖縄県	恩納村				○					○
沖縄県	宜野座村				○					○
沖縄県	金武町				○	○	○			
沖縄県	伊江村				○					○
沖縄県	読谷村		○							○
沖縄県	嘉手納町				○					○
沖縄県	北谷町				○				○	
沖縄県	北中城村				○					○
沖縄県	中城村				○					○
沖縄県	西原町				○					○
沖縄県	与那原町				○					○
沖縄県	南風原町				○				○	
沖縄県	渡嘉敷村				○					○
沖縄県	座間味村				○			○		
沖縄県	粟国村				○				○	
沖縄県	渡名喜村				○					○
沖縄県	南大東村				○		○			
沖縄県	北大東村				○					○
沖縄県	伊平屋村				○					○
沖縄県	伊是名村				○					○
沖縄県	久米島町				○					○
沖縄県	八重瀬町		○							○
沖縄県	多良間村				○	○				
沖縄県	竹富町				○					○
沖縄県	与那国町				○					○
合計		79	155	60	1448	127	107	72	140	1337

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		H.部活動について								
		①部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている。	②規模が縮小している学校における部活動数の適正化について、学校に対して指導・助言を行っている。	③複数の学校による合同部活動を実施している。	④スポーツや文化活動を行う地域クラブと連携している。	⑤部活動の適切な活動時間や休養日について、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月・スポーツ庁)」に則った基準を設定している。	⑥所管の高等学校において、保護者による部活動への過度の期待等の認識を変え、入試における部活動に対する評価の在り方の見直しや加点基準の明確化等を行った。	⑦教師の意識改革のため、採用や人事配置等の段階において、教師における部活動の指導力を過度に評価しないよう見直しを行った。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない
北海道	函館市	○		○		○				
北海道	小樽市									○
北海道	旭川市	○								
北海道	室蘭市	○	○	○		○				
北海道	釧路市	○		○	○					
北海道	帯広市			○						
北海道	北見市									○
北海道	夕張市	○		○		○				
北海道	岩見沢市		○	○	○	○				
北海道	網走市		○	○					○	
北海道	留萌市								○	
北海道	苫小牧市			○		○				
北海道	稚内市	○		○						
北海道	美唄市			○						
北海道	芦別市	○			○	○				
北海道	江別市	○								
北海道	赤平市									○
北海道	紋別市			○						
北海道	士別市	○								
北海道	名寄市		○			○				
北海道	三笠市	○		○	○					
北海道	根室市			○			○			
北海道	千歳市	○								
北海道	滝川市	○			○	○				
北海道	砂川市									○
北海道	歌志内市									○
北海道	深川市									
北海道	富良野市			○	○	○				
北海道	登別市	○				○				
北海道	恵庭市									○
北海道	伊達市					○				
北海道	北広島市	○	○	○						
北海道	石狩市	○		○						
北海道	北斗市					○				
北海道	当別町		○	○	○	○				
北海道	新篠津村									○
北海道	松前町									○
北海道	福島町									
北海道	知内町									○
北海道	木古内町		○			○				
北海道	七飯町	○				○				
北海道	鹿部町	○		○						
北海道	森町	○			○	○				
北海道	八雲町	○	○	○		○				
北海道	長万部町				○					
北海道	江差町			○		○				
北海道	上ノ国町									
北海道	厚沢部町		○		○	○				
北海道	乙部町									○
北海道	奥尻町			○	○					
北海道	今金町		○	○		○				
北海道	せたな町				○					
北海道	島牧村		○	○	○	○				
北海道	寿都町			○						
北海道	黒松内町			○						
北海道	蘭越町	○								
北海道	二セコ町					○				
北海道	真狩村								○	
北海道	留寿都村	○		○						
北海道	喜茂別町					○	○			
北海道	京極町	○								

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		H.部活動について								
		①部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている。	②規模が縮小している学校における部活動数の適正化について、学校に対して指導・助言を行っている。	③複数の学校による合同部活動を実施している。	④スポーツや文化活動を行う地域クラブと連携している。	⑤部活動の適切な活動時間や休養日について、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月・スポーツ庁)」に則った基準を設定している。	⑥所管の高等学校において、保護者による部活動への過度の期待等の認識を変え、入試における部活動に対する評価の在り方の見直しや加点基準の明確化等を行った。	⑦教師の意識改革のため、採用や人事配置等の段階において、教師における部活動の指導力を過度に評価しないよう見直しを行った。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない
北海道	倶知安町								○	
北海道	共和町	○	○	○	○					
北海道	岩内町									○
北海道	泊村									○
北海道	神恵内村					○				
北海道	積丹町									○
北海道	古平町									
北海道	仁木町								○	
北海道	余市町					○				
北海道	赤井川村									
北海道	南幌町	○		○	○	○				
北海道	奈井江町		○	○		○				
北海道	上砂川町								○	
北海道	由仁町									○
北海道	長沼町	○								
北海道	栗山町					○				
北海道	月形町									○
北海道	浦臼町			○		○				
北海道	新十津川町									○
北海道	妹背牛町		○							
北海道	秩父別町			○						
北海道	雨竜町			○		○				
北海道	北竜町								○	
北海道	沼田町	○	○							
北海道	鷹栖町	○								
北海道	東神楽町	○	○	○	○	○				
北海道	当麻町	○			○	○				
北海道	比布町					○				
北海道	愛別町					○				
北海道	上川町									○
北海道	東川町	○				○				
北海道	美瑛町				○					
北海道	上富良野町	○								
北海道	中富良野町					○				
北海道	南富良野町									○
北海道	占冠村		○							
北海道	和寒町					○				
北海道	剣淵町			○	○					
北海道	下川町									
北海道	美深町				○					
北海道	音威子府村									○
北海道	中川町									
北海道	幌加内町									○
北海道	増毛町									
北海道	小平町	○								
北海道	苫前町			○		○				
北海道	羽幌町					○				
北海道	初山別村									○
北海道	遠別町									○
北海道	天塩町	○								
北海道	猿払村	○	○							
北海道	浜頓別町				○					
北海道	中頓別町									○
北海道	枝幸町		○							
北海道	豊富町				○					
北海道	礼文町			○						
北海道	利尻町									
北海道	利尻富士町									○
北海道	幌延町								○	
北海道	美幌町				○					
北海道	津別町	○								

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		H.部活動について								
		①部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている。	②規模が縮小している学校における部活動数の適正化について、学校に対して指導・助言を行っている。	③複数の学校による合同部活動を実施している。	④スポーツや文化活動を行う地域クラブと連携している。	⑤部活動の適切な活動時間や休養日について、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月・スポーツ庁)」に則った基準を設定している。	⑥所管の高等学校において、保護者による部活動への過度の期待等の認識を変え、入試における部活動に対する評価の在り方の見直しや加点基準の明確化等を行った。	⑦教師の意識改革のため、採用や人事配置等の段階において、教師における部活動の指導力を過度に評価しないよう見直しを行った。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない
北海道	斜里町	○							○	
北海道	清里町	○				○				
北海道	小清水町	○								
北海道	訓子府町		○						○	
北海道	置戸町			○						
北海道	佐呂間町									○
北海道	遠軽町			○						
北海道	湧別町	○	○	○						
北海道	滝上町									○
北海道	興部町								○	
北海道	西興部村									
北海道	雄武町					○				
北海道	大空町									○
北海道	豊浦町									○
北海道	壮瞥町				○		○			
北海道	白老町			○			○			
北海道	厚真町						○			
北海道	洞爺湖町	○		○			○			
北海道	安平町	○								
北海道	むかわ町	○			○					
北海道	日高町									○
北海道	平取町			○	○		○			
北海道	新冠町			○			○			
北海道	浦河町	○		○	○		○			
北海道	様似町	○		○			○			
北海道	えりも町	○		○						
北海道	新ひだか町	○	○				○			
北海道	音更町								○	
北海道	士幌町						○			
北海道	上士幌町		○	○						
北海道	鹿追町		○	○	○			○		
北海道	新得町	○		○			○			
北海道	清水町	○	○	○	○					
北海道	芽室町									○
北海道	中札内村						○			
北海道	更別村			○	○					
北海道	大樹町									○
北海道	広尾町									
北海道	幕別町						○			
北海道	池田町						○			
北海道	豊頃町									
北海道	本別町			○						
北海道	足寄町	○			○					
北海道	陸別町		○							
北海道	浦幌町	○	○	○			○			
北海道	釧路町	○		○						
北海道	厚岸町			○						
北海道	浜中町		○							
北海道	標茶町	○		○	○		○			
北海道	弟子屈町									○
北海道	鶴居村	○		○						
北海道	白糠町			○	○				○	
北海道	別海町			○						
北海道	中標津町			○			○			
北海道	標津町								○	
北海道	羅臼町						○			
青森県	青森市		○	○	○		○			
青森県	弘前市	○			○				○	
青森県	八戸市			○						
青森県	黒石市						○			
青森県	五所川原市									○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		H.部活動について								
		①部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている。	②規模が縮小している学校における部活動数の適正化について、学校に対して指導・助言を行っている。	③複数の学校による合同部活動を実施している。	④スポーツや文化活動を行う地域クラブと連携している。	⑤部活動の適切な活動時間や休養日について、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月・スポーツ庁)」に則った基準を設定している。	⑥所管の高等学校において、保護者による部活動への過度の期待等の認識を変え、入試における部活動に対する評価の在り方の見直しや加点基準の明確化等を行った。	⑦教師の意識改革のため、採用や人事配置等の段階において、教師における部活動の指導力を過度に評価しないよう見直しを行った。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない
青森県	十和田市									○
青森県	三沢市					○				
青森県	むつ市					○				
青森県	つがる市									
青森県	平川市			○						
青森県	平内町									○
青森県	今別町	○			○					
青森県	蓬田村								○	
青森県	外ヶ浜町	○	○	○						
青森県	鱒ヶ沢町									○
青森県	深浦町				○					
青森県	西目屋村									○
青森県	藤崎町	○			○					
青森県	大鰐町									○
青森県	田舎館村				○					
青森県	板柳町									○
青森県	鶴田町	○								
青森県	中泊町									○
青森県	野辺地町	○			○					
青森県	七戸町	○								
青森県	六戸町	○								
青森県	横浜町									○
青森県	東北町	○			○					
青森県	六ヶ所村	○		○						
青森県	おいらせ町									○
青森県	大間町	○								
青森県	東通村	○	○		○	○				
青森県	風間浦村	○				○				
青森県	佐井村									○
青森県	三戸町									
青森県	五戸町					○				
青森県	田子町		○	○						
青森県	南部町				○					
青森県	階上町									○
青森県	新郷村		○	○		○				
岩手県	盛岡市									○
岩手県	宮古市								○	
岩手県	大船渡市	○		○				○		
岩手県	花巻市	○				○				
岩手県	北上市					○				
岩手県	久慈市					○				
岩手県	遠野市									○
岩手県	一関市					○				
岩手県	陸前高田市					○				
岩手県	釜石市			○		○				
岩手県	二戸市				○	○	○			
岩手県	八幡平市									○
岩手県	奥州市					○				
岩手県	滝沢市					○			○	
岩手県	雫石町	○				○				
岩手県	葛巻町			○	○	○				
岩手県	岩手町					○				
岩手県	紫波町	○				○				
岩手県	矢巾町					○				
岩手県	西和賀町								○	
岩手県	金ヶ崎町					○				
岩手県	平泉町									○
岩手県	住田町	○								
岩手県	大槌町			○		○				
岩手県	山田町					○	○			
岩手県	岩泉町					○				

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		H.部活動について								
		①部活動指導員をはじめとした外部人材を図っている。	②規模が縮小している学校における部活動数の適正化について、学校に対して指導・助言を行っている。	③複数の学校による合同部活動を実施している。	④スポーツや文化活動を行う地域クラブと連携している。	⑤部活動の適切な活動時間や休養日について、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月・スポーツ庁)」に則った基準を設定している。	⑥所管の高等学校において、保護者による部活動への過度の期待等の認識を変え、入試における部活動に対する評価の在り方の見直しや加点基準の明確化等を行った。	⑦教師の意識改革のため、採用や人事配置等の段階において、教師における部活動の指導力を過度に評価しないよう見直しを行った。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない
岩手県	田野畑村									
岩手県	普代村			○	○	○				
岩手県	軽米町								○	
岩手県	野田村	○								
岩手県	九戸村	○			○	○				
岩手県	洋野町									○
岩手県	一戸町									○
宮城県	石巻市			○						
宮城県	塩竈市	○	○			○				
宮城県	気仙沼市	○			○	○				
宮城県	白石市									○
宮城県	名取市	○	○			○				
宮城県	角田市				○					
宮城県	多賀城市	○				○				
宮城県	岩沼市	○	○			○		○		
宮城県	登米市	○							○	
宮城県	栗原市	○		○		○				
宮城県	東松島市	○	○	○		○			○	
宮城県	大崎市			○		○				
宮城県	富谷市	○				○				
宮城県	蔵王町			○	○					
宮城県	七ヶ宿町	○			○	○				
宮城県	大河原町	○				○				
宮城県	村田町					○				
宮城県	柴田町	○				○				
宮城県	川崎町					○				
宮城県	丸森町	○				○				
宮城県	亘理町								○	
宮城県	山元町	○								
宮城県	松島町	○			○	○				
宮城県	七ヶ浜町									○
宮城県	利府町	○				○				
宮城県	大和町	○	○			○				
宮城県	大郷町									
宮城県	大衡村	○				○				
宮城県	色麻町	○				○				
宮城県	加美町	○			○					
宮城県	涌谷町	○				○				
宮城県	美里町	○		○						
宮城県	女川町									
宮城県	南三陸町	○				○				
秋田県	秋田市	○		○	○					
秋田県	能代市	○		○						
秋田県	横手市					○				
秋田県	大館市	○		○		○				
秋田県	男鹿市			○		○				
秋田県	湯沢市					○				
秋田県	鹿角市			○		○				
秋田県	由利本荘市			○		○				
秋田県	潟上市	○				○				
秋田県	大仙市		○	○	○	○				
秋田県	北秋田市	○		○	○	○				
秋田県	にかほ市	○				○				
秋田県	仙北市			○						
秋田県	小坂町	○			○					
秋田県	上小阿仁村									○
秋田県	藤里町									
秋田県	三種町	○		○						
秋田県	八峰町					○				
秋田県	五城目町	○				○				
秋田県	八郎潟町					○			○	



都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		H.部活動について								
		①部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている。	②規模が縮小している学校における部活動数の適正化について、学校に対して指導・助言を行っている。	③複数の学校による合同部活動を実施している。	④スポーツや文化活動を行う地域クラブと連携している。	⑤部活動の適切な活動時間や休養日について、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月・スポーツ庁)」に則った基準を設定している。	⑥所管の高等学校において、保護者による部活動への過度の期待等の認識を変え、入試における部活動に対する評価の在り方の見直しや加点基準の明確化等を行った。	⑦教師の意識改革のため、採用や人事配置等の段階において、教師における部活動の指導力を過度に評価しないよう見直しを行った。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない
秋田県	井川町	○	○			○				
秋田県	大潟村									
秋田県	美郷町					○				
秋田県	羽後町	○				○				
秋田県	東成瀬村	○								
山形県	山形市	○	○		○	○		○		
山形県	米沢市	○				○				
山形県	鶴岡市	○	○	○	○	○				
山形県	酒田市	○			○					
山形県	新庄市	○				○				
山形県	寒河江市	○			○	○				
山形県	上山市									○
山形県	村山市	○				○				
山形県	長井市	○			○	○				
山形県	天童市	○								
山形県	東根市	○								
山形県	尾花沢市	○		○	○					
山形県	南陽市		○							
山形県	山辺町									○
山形県	中山町	○								
山形県	河北町				○					
山形県	西川町	○			○					
山形県	朝日町	○	○							
山形県	大江町	○						○		
山形県	大石田町									○
山形県	金山町		○	○	○	○				
山形県	最上町	○				○				
山形県	舟形町	○	○		○					
山形県	真室川町	○			○	○				
山形県	大蔵村									○
山形県	鮭川村		○		○					
山形県	戸沢村	○	○							
山形県	高畠町	○								
山形県	川西町	○								
山形県	小国町	○	○	○	○	○				
山形県	白鷹町	○				○				
山形県	飯豊町	○				○				
山形県	三川町	○								
山形県	庄内町	○		○	○					
山形県	遊佐町	○			○					
福島県	福島市					○				
福島県	会津若松市	○								
福島県	郡山市		○	○		○				
福島県	いわき市	○		○		○				
福島県	白河市	○				○				
福島県	須賀川市	○				○				
福島県	喜多方市	○				○				
福島県	相馬市	○		○		○				
福島県	二本松市					○				
福島県	田村市		○	○						
福島県	南相馬市	○	○	○		○				
福島県	伊達市	○				○				
福島県	本宮市									○
福島県	桑折町	○						○		
福島県	国見町	○	○							
福島県	川俣町	○								
福島県	大玉村	○								
福島県	鏡石町					○				
福島県	天栄村	○				○				
福島県	下郷町									○
福島県	檜枝岐村					○				

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		H.部活動について								
		①部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている。	②規模が縮小している学校における部活動数の適正化について、学校に対して指導・助言を行っている。	③複数の学校による合同部活動を実施している。	④スポーツや文化活動を行う地域クラブと連携している。	⑤部活動の適切な活動時間や休養日について、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月・スポーツ庁)」に則った基準を設定している。	⑥所管の高等学校において、保護者による部活動への過度の期待等の認識を変え、入試における部活動に対する評価の在り方の見直しや加点基準の明確化等を行った。	⑦教師の意識改革のため、採用や人事配置等の段階において、教師における部活動の指導力を過度に評価しないよう見直しを行った。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない
福島県	只見町					○				
福島県	南会津町				○	○				
福島県	北塩原村	○								
福島県	西会津町	○				○				
福島県	磐梯町	○			○	○				
福島県	猪苗代町	○								
福島県	会津坂下町	○			○					
福島県	湯川村	○								
福島県	柳津町		○							
福島県	三島町					○				
福島県	金山町					○				
福島県	昭和村	○			○					
福島県	会津美里町	○								
福島県	西郷村	○			○	○	○			
福島県	泉崎村	○				○				
福島県	中島村									○
福島県	矢吹町	○			○	○				
福島県	棚倉町					○				
福島県	矢祭町	○	○							
福島県	東白川郡塙町				○					
福島県	鮫川村	○			○	○				
福島県	石川町					○				
福島県	玉川村	○	○			○				
福島県	平田村					○				
福島県	浅川町									○
福島県	古殿町									○
福島県	三春町	○				○				
福島県	小野町									○
福島県	広野町		○							
福島県	檜葉町					○				
福島県	富岡町									○
福島県	川内村		○			○				
福島県	大熊町		○			○		○		
福島県	双葉町					○				
福島県	浪江町			○						
福島県	葛尾村	○								
福島県	新地町	○								
福島県	飯館村									○
茨城県	水戸市	○	○	○	○			○		
茨城県	日立市	○		○	○	○				
茨城県	土浦市	○				○				
茨城県	古河市			○						
茨城県	石岡市	○				○				
茨城県	結城市	○				○				
茨城県	龍ヶ崎市	○								
茨城県	下妻市	○	○			○				
茨城県	常総市					○				
茨城県	常陸太田市			○						
茨城県	高萩市									○
茨城県	北茨城市	○								
茨城県	笠間市					○				
茨城県	取手市					○				
茨城県	牛久市	○								
茨城県	つくば市		○			○				
茨城県	ひたちなか市	○				○				
茨城県	鹿嶋市		○							
茨城県	潮来市	○	○	○						
茨城県	守谷市	○	○			○		○		
茨城県	常陸大宮市								○	

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		H.部活動について								
		①部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている。	②規模が縮小している学校における部活動数の適正化について、学校に対して指導・助言を行っている。	③複数の学校による合同部活動を実施している。	④スポーツや文化活動を行う地域クラブと連携している。	⑤部活動の適切な活動時間や休養日について、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月・スポーツ庁）」に則った基準を設定している。	⑥所管の高等学校において、保護者による部活動への過度の期待等の認識を変え、入試における部活動に対する評価の在り方の見直しや加点基準の明確化等を行った。	⑦教師の意識改革のため、採用や人事配置等の段階において、教師における部活動の指導力を過度に評価しないよう見直しを行った。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない
茨城県	那珂市	○								
茨城県	筑西市					○				
茨城県	坂東市							○		
茨城県	稲敷市	○	○							
茨城県	かすみがうら市		○							
茨城県	桜川市									○
茨城県	神栖市			○		○				
茨城県	行方市					○				
茨城県	鉾田市					○				
茨城県	つくばみらい市					○				
茨城県	小美玉市	○				○				
茨城県	茨城町	○								
茨城県	大洗町	○		○						
茨城県	城里町	○	○		○	○		○		
茨城県	東海村					○				
茨城県	大子町	○		○						
茨城県	美浦村					○				
茨城県	阿見町					○				
茨城県	河内町	○				○				
茨城県	八千代町	○	○			○				
茨城県	五霞町		○	○		○				
茨城県	境町					○				
茨城県	利根町									○
栃木県	宇都宮市	○	○	○		○				
栃木県	足利市	○		○		○				
栃木県	栃木市	○		○						
栃木県	佐野市	○		○		○		○		
栃木県	鹿沼市	○								
栃木県	日光市	○		○						
栃木県	小山市					○				
栃木県	真岡市			○						
栃木県	大田原市	○			○	○				
栃木県	矢板市	○	○	○						○
栃木県	那須塩原市	○				○				
栃木県	さくら市	○				○				
栃木県	那須烏山市				○					
栃木県	下野市	○						○	○	
栃木県	上三川町	○				○				
栃木県	益子町	○		○	○	○				
栃木県	茂木町									○
栃木県	市貝町					○				
栃木県	芳賀町				○	○				
栃木県	壬生町					○				
栃木県	野木町	○								
栃木県	塩谷町	○				○				
栃木県	高根沢町	○	○		○					
栃木県	那須町	○	○	○	○	○		○		
栃木県	那珂川町	○								
群馬県	前橋市	○	○	○	○	○				
群馬県	高崎市	○		○	○	○				
群馬県	桐生市	○	○	○	○					
群馬県	伊勢崎市	○		○	○	○				
群馬県	太田市	○	○	○		○				
群馬県	沼田市	○		○						
群馬県	館林市	○		○		○				
群馬県	渋川市	○	○			○				
群馬県	藤岡市		○			○				
群馬県	富岡市	○				○				
群馬県	安中市					○				

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		H.部活動について								
		①部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている。	②規模が縮小している学校における部活動数の適正化について、学校に対して指導・助言を行っている。	③複数の学校による合同部活動を実施している。	④スポーツや文化活動を行う地域クラブと連携している。	⑤部活動の適切な活動時間や休養日について、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月・スポーツ庁)」に則った基準を設定している。	⑥所管の高等学校において、保護者による部活動への過度の期待等の認識を変え、入試における部活動に対する評価の在り方の見直しや加点基準の明確化等を行った。	⑦教師の意識改革のため、採用や人事配置等の段階において、教師における部活動の指導力を過度に評価しないよう見直しを行った。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない
群馬県	みどり市	○							○	
群馬県	榛東村	○				○				
群馬県	吉岡町	○				○		○		
群馬県	上野村					○				
群馬県	神流町								○	
群馬県	下仁田町	○				○				
群馬県	南牧村					○				
群馬県	甘楽町	○				○				
群馬県	中之条町	○	○			○				
群馬県	長野原町									○
群馬県	嬭恋村								○	
群馬県	草津町	○			○	○				
群馬県	高山村	○	○			○				
群馬県	東吾妻町				○	○				
群馬県	片品村					○				
群馬県	川場村					○				
群馬県	昭和村	○				○				
群馬県	みなかみ町			○		○				
群馬県	玉村町	○	○			○				
群馬県	板倉町	○	○			○				
群馬県	明和町	○	○			○				
群馬県	千代田町	○				○				
群馬県	大泉町	○				○				
群馬県	邑楽町	○								
埼玉県	川越市	○		○	○	○				
埼玉県	熊谷市	○		○	○	○				
埼玉県	川口市	○				○				
埼玉県	行田市	○	○					○		
埼玉県	秩父市	○		○		○				
埼玉県	所沢市	○		○	○	○				
埼玉県	飯能市	○								
埼玉県	加須市	○				○				
埼玉県	本庄市									○
埼玉県	東松山市	○	○							
埼玉県	春日部市	○		○						
埼玉県	狭山市	○				○				
埼玉県	羽生市	○								
埼玉県	鴻巣市	○								
埼玉県	深谷市			○	○					
埼玉県	上尾市	○	○	○						
埼玉県	草加市	○		○		○				
埼玉県	越谷市					○				
埼玉県	蕨市	○	○							
埼玉県	戸田市	○	○	○	○	○		○		
埼玉県	入間市	○	○			○				
埼玉県	朝霞市	○				○				
埼玉県	志木市	○				○				
埼玉県	和光市	○	○							
埼玉県	新座市	○								
埼玉県	桶川市	○								
埼玉県	久喜市		○			○				
埼玉県	北本市	○	○	○		○				
埼玉県	八潮市	○								
埼玉県	富士見市	○		○						
埼玉県	三郷市	○								
埼玉県	蓮田市	○				○				
埼玉県	坂戸市	○		○						
埼玉県	幸手市					○				
埼玉県	鶴ヶ島市	○								
埼玉県	日高市	○	○							
埼玉県	吉川市	○				○				

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		H.部活動について								
		①部活動指導員をはじめとした外部人材を図っている。	②規模が縮小している学校における部活動数の適正化について、学校に対して指導・助言を行っている。	③複数の学校による合同部活動を実施している。	④スポーツや文化活動を行う地域クラブと連携している。	⑤部活動の適切な活動時間や休養日について、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月・スポーツ庁）」に則った基準を設定している。	⑥所管の高等学校において、保護者による部活動への過度の期待等の認識を変え、入試における部活動に対する評価の在り方の見直しや加点基準の明確化等を行った。	⑦教師の意識改革のため、採用や人事配置等の段階において、教師における部活動の指導力を過度に評価しないよう見直しを行った。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない
埼玉県	ふじみ野市	○				○				
埼玉県	白岡市	○		○	○	○				
埼玉県	伊奈町	○		○		○				
埼玉県	三芳町	○								
埼玉県	毛呂山町					○		○		
埼玉県	越生町	○	○			○		○		
埼玉県	滑川町	○				○				
埼玉県	嵐山町	○	○			○	○	○		
埼玉県	小川町	○	○					○		
埼玉県	川島町	○	○	○	○	○				
埼玉県	吉見町	○	○			○		○		
埼玉県	鳩山町	○	○							
埼玉県	ときがわ町	○	○							
埼玉県	横瀬町	○		○						
埼玉県	皆野町									
埼玉県	長瀨町	○	○							
埼玉県	小鹿野町	○								
埼玉県	東秩父村		○							
埼玉県	美里町	○				○				
埼玉県	神川町	○								
埼玉県	上里町	○				○				
埼玉県	寄居町	○		○				○		
埼玉県	宮代町	○								
埼玉県	杉戸町	○								
埼玉県	松伏町	○	○							
千葉県	銚子市			○	○					
千葉県	市川市									
千葉県	船橋市	○		○	○					
千葉県	館山市	○		○						
千葉県	木更津市								○	
千葉県	松戸市	○								
千葉県	野田市	○				○				
千葉県	茂原市	○				○				
千葉県	成田市	○	○	○						
千葉県	佐倉市	○		○		○				
千葉県	東金市								○	
千葉県	旭市	○		○				○		
千葉県	習志野市	○								
千葉県	柏市	○	○			○				
千葉県	勝浦市	○	○							
千葉県	市原市	○								
千葉県	流山市	○					○			
千葉県	八千代市					○				
千葉県	我孫子市	○	○							
千葉県	鴨川市	○	○		○					
千葉県	鎌ヶ谷市	○								
千葉県	君津市	○		○	○					
千葉県	富津市		○	○	○					
千葉県	浦安市	○				○				
千葉県	四街道市	○								
千葉県	袖ヶ浦市									
千葉県	八街市		○	○						
千葉県	印西市	○								
千葉県	白井市	○		○						
千葉県	富里市	○		○						
千葉県	南房総市	○			○	○				
千葉県	匝瑳市			○						
千葉県	香取市	○		○						
千葉県	山武市	○		○		○				
千葉県	いすみ市	○		○	○					
千葉県	大網白里市	○				○				

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		H.部活動について								
		①部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている。	②規模が縮小している学校における部活動数の適正化について、学校に対して指導・助言を行っている。	③複数の学校による合同部活動を実施している。	④スポーツや文化活動を行う地域クラブと連携している。	⑤部活動の適切な活動時間や休養日について、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月・スポーツ庁)」に則った基準を設定している。	⑥所管の高等学校において、保護者による部活動への過度の期待等の認識を変え、入試における部活動に対する評価の在り方の見直しや加点基準の明確化等を行った。	⑦教師の意識改革のため、採用や人事配置等の段階において、教師における部活動の指導力を過度に評価しないよう見直しを行った。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない
千葉県	酒々井町	○				○				
千葉県	栄町								○	
千葉県	神崎町	○								
千葉県	多古町									○
千葉県	東庄町									
千葉県	九十九里町	○		○		○				
千葉県	芝山町	○		○						
千葉県	横芝光町					○				
千葉県	一宮町					○				
千葉県	睦沢町									○
千葉県	長生村					○				
千葉県	白子町	○	○	○						
千葉県	長柄町					○				
千葉県	長南町	○				○				
千葉県	大多喜町	○				○				
千葉県	御宿町	○				○				
千葉県	鋸南町		○			○				
東京都	千代田区	○		○	○					
東京都	中央区	○								
東京都	港区	○	○							
東京都	新宿区	○							○	
東京都	文京区			○						
東京都	台東区	○								
東京都	墨田区	○				○				
東京都	江東区					○				
東京都	品川区	○	○	○					○	
東京都	目黒区	○		○						
東京都	大田区	○		○		○				
東京都	世田谷区	○		○	○	○				
東京都	渋谷区	○								
東京都	中野区	○								
東京都	杉並区	○	○		○					
東京都	豊島区	○								
東京都	北区			○						
東京都	荒川区	○				○				
東京都	板橋区	○				○				
東京都	練馬区	○		○	○					
東京都	足立区	○		○		○				
東京都	葛飾区	○		○						
東京都	江戸川区	○							○	
東京都	八王子市	○		○		○				
東京都	立川市	○		○		○				
東京都	武蔵野市			○						
東京都	三鷹市					○			○	
東京都	青梅市	○		○						
東京都	府中市	○								
東京都	昭島市	○		○		○				
東京都	調布市	○								
東京都	町田市	○		○						
東京都	小金井市	○								
東京都	小平市								○	
東京都	日野市	○								
東京都	東村山市								○	
東京都	国分寺市	○								
東京都	国立市	○		○		○				
東京都	福生市									○
東京都	狛江市	○				○				
東京都	東大和市	○								
東京都	清瀬市	○								
東京都	東久留米市	○								
東京都	武蔵村山市	○		○		○				

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		H.部活動について								
		①部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている。	②規模が縮小している学校における部活動数の適正化について、学校に対して指導・助言を行っている。	③複数の学校による合同部活動を実施している。	④スポーツや文化活動を行う地域クラブと連携している。	⑤部活動の適切な活動時間や休養日について、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月・スポーツ庁)」に則った基準を設定している。	⑥所管の高等学校において、保護者による部活動への過度の期待等の認識を変え、入試における部活動に対する評価の在り方の見直しや加点基準の明確化等を行った。	⑦教師の意識改革のため、採用や人事配置等の段階において、教師における部活動の指導力を過度に評価しないよう見直しを行った。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない
東京都	多摩市	○	○			○				
東京都	稲城市	○								
東京都	羽村市	○	○							
東京都	あきる野市	○		○		○				
東京都	西東京市	○		○						
東京都	瑞穂町	○				○				
東京都	日の出町	○	○							
東京都	檜原村	○								
東京都	奥多摩町									○
東京都	大島町	○								
東京都	利島村	○			○					
東京都	新島村									○
東京都	神津島村									○
東京都	三宅村									○
東京都	御蔵島村									
東京都	八丈町			○	○					
東京都	青ヶ島村									
東京都	小笠原村									○
神奈川県	横須賀市	○		○						
神奈川県	平塚市	○								
神奈川県	鎌倉市								○	
神奈川県	藤沢市	○								
神奈川県	小田原市	○		○						
神奈川県	茅ヶ崎市	○								
神奈川県	逗子市	○								
神奈川県	三浦市	○		○		○				
神奈川県	秦野市	○	○	○	○	○		○		
神奈川県	厚木市	○				○				
神奈川県	大和市	○						○	○	
神奈川県	伊勢原市	○								
神奈川県	海老名市	○		○		○				
神奈川県	座間市							○		
神奈川県	南足柄市									○
神奈川県	綾瀬市	○		○					○	
神奈川県	葉山町	○							○	
神奈川県	寒川町	○				○			○	
神奈川県	大磯町	○								
神奈川県	二宮町	○								
神奈川県	中井町	○	○							
神奈川県	大井町	○	○							
神奈川県	松田町	○		○						
神奈川県	山北町		○							
神奈川県	開成町	○			○					
神奈川県	箱根町	○								
神奈川県	真鶴町		○							
神奈川県	湯河原町								○	
神奈川県	愛川町	○								
神奈川県	清川村	○								
新潟県	長岡市	○		○		○				
新潟県	三条市	○	○	○	○					
新潟県	柏崎市					○				
新潟県	新発田市	○		○		○				
新潟県	小千谷市		○	○						
新潟県	加茂市			○	○					
新潟県	十日町市	○		○						
新潟県	見附市	○								
新潟県	村上市	○	○	○	○	○				
新潟県	燕市	○							○	
新潟県	糸魚川市					○				
新潟県	妙高市	○				○				
新潟県	五泉市					○	○			

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		H.部活動について								
		①部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている。	②規模が縮小している学校における部活動数の適正化について、学校に対して指導・助言を行っている。	③複数の学校による合同部活動を実施している。	④スポーツや文化活動を行う地域クラブと連携している。	⑤部活動の適切な活動時間や休養日について、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月・スポーツ庁)」に則った基準を設定している。	⑥所管の高等学校において、保護者による部活動への過度の期待等の認識を変え、入試における部活動に対する評価の在り方の見直しや加点基準の明確化等を行った。	⑦教師の意識改革のため、採用や人事配置等の段階において、教師における部活動の指導力を過度に評価しないよう見直しを行った。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない
新潟県	上越市			○		○				
新潟県	阿賀野市	○								
新潟県	佐渡市	○		○				○		
新潟県	魚沼市	○	○		○	○				
新潟県	南魚沼市	○	○			○				
新潟県	胎内市	○	○					○		
新潟県	聖籠町	○			○					
新潟県	弥彦村	○		○						
新潟県	田上町									○
新潟県	阿賀町		○	○	○	○				
新潟県	出雲崎町									
新潟県	湯沢町				○	○				
新潟県	津南町	○			○	○				
新潟県	刈羽村	○								
新潟県	関川村	○	○	○		○				
新潟県	粟島浦村									○
富山県	富山市	○		○	○	○				
富山県	高岡市	○		○						
富山県	魚津市	○			○	○				
富山県	氷見市	○			○	○				
富山県	滑川市	○			○	○				
富山県	黒部市	○	○	○	○	○		○		
富山県	砺波市	○								
富山県	小矢部市	○		○						
富山県	南砺市	○		○	○	○		○		
富山県	射水市	○		○	○	○				
富山県	舟橋村	○				○				
富山県	上市町	○				○				
富山県	立山町	○								
富山県	入善町	○				○				
富山県	朝日町	○	○			○				
石川県	金沢市	○				○				
石川県	七尾市	○				○				
石川県	小松市	○				○				
石川県	輪島市	○				○				
石川県	珠洲市	○	○			○				
石川県	加賀市	○	○			○				
石川県	羽咋市	○								
石川県	かほく市	○	○		○	○				
石川県	白山市					○				
石川県	能美市	○				○				
石川県	野々市市	○	○			○				
石川県	川北町	○			○	○				
石川県	河北郡津幡町	○				○				
石川県	内灘町	○				○				
石川県	志賀町	○	○			○				
石川県	宝達志水町	○				○				
石川県	中能登町	○				○				
石川県	穴水町	○				○				
石川県	能登町	○				○				
福井県	福井市	○		○		○				
福井県	敦賀市	○				○				
福井県	小浜市	○		○		○				
福井県	大野市	○		○		○				
福井県	勝山市	○	○			○		○		
福井県	鯖江市	○			○	○				
福井県	あわら市	○			○					
福井県	越前市	○		○		○				
福井県	坂井市	○	○	○	○	○				
福井県	永平寺町	○				○				



都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		H.部活動について								
		①部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている。	②規模が縮小している学校における部活動数の適正化について、学校に対して指導・助言を行っている。	③複数の学校による合同部活動を実施している。	④スポーツや文化活動を行う地域クラブと連携している。	⑤部活動の適切な活動時間や休養日について、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月・スポーツ庁)」に則った基準を設定している。	⑥所管の高等学校において、保護者による部活動への過度の期待等の認識を変え、入試における部活動に対する評価の在り方の見直しや加点基準の明確化等を行った。	⑦教師の意識改革のため、採用や人事配置等の段階において、教師における部活動の指導力を過度に評価しないよう見直しを行った。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない
福井県	池田町	○				○				
福井県	南越前町									○
福井県	越前町	○			○	○				
福井県	美浜町	○				○				
福井県	高浜町	○			○	○				
福井県	おおい町					○				
福井県	若狭町	○				○				
山梨県	甲府市	○	○	○		○				
山梨県	富士吉田市									
山梨県	都留市	○				○				
山梨県	山梨市	○				○				
山梨県	大月市									○
山梨県	韮崎市	○		○		○				
山梨県	南アルプス市	○		○		○				
山梨県	北杜市	○		○		○				
山梨県	甲斐市	○				○				
山梨県	笛吹市	○		○		○				
山梨県	上野原市	○	○	○						
山梨県	甲州市	○		○		○				
山梨県	中央市	○				○				
山梨県	市川三郷町	○				○				
山梨県	早川町									○
山梨県	身延町	○								
山梨県	南部町					○				
山梨県	富士川町		○	○		○				
山梨県	昭和町	○				○				
山梨県	道志村		○	○		○				
山梨県	西桂町									
山梨県	忍野村	○								
山梨県	山中湖村			○						
山梨県	鳴沢村									
山梨県	富士河口湖町	○	○							
山梨県	小菅村									○
山梨県	丹波山村									
長野県	長野市	○			○	○				
長野県	松本市				○	○				
長野県	上田市					○				
長野県	岡谷市	○		○						
長野県	飯田市		○							
長野県	諏訪市	○	○		○	○			○	
長野県	須坂市	○								
長野県	小諸市	○								
長野県	伊那市	○				○				
長野県	駒ヶ根市	○			○	○				
長野県	中野市	○		○	○	○				
長野県	大町市	○				○				
長野県	飯山市	○				○				
長野県	茅野市	○	○			○				
長野県	塩尻市	○				○				
長野県	佐久市	○				○				
長野県	千曲市			○	○	○		○		
長野県	東御市	○			○	○				
長野県	安曇野市			○		○				
長野県	小海町					○		○		
長野県	川上村	○	○	○						
長野県	南牧村		○	○						
長野県	南相木村									○
長野県	北相木村									
長野県	佐久穂町	○								

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		H.部活動について								
		①部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている。	②規模が縮小している学校における部活動数の適正化について、学校に対して指導・助言を行っている。	③複数の学校による合同部活動を実施している。	④スポーツや文化活動を行う地域クラブと連携している。	⑤部活動の適切な活動時間や休養日について、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月・スポーツ庁)」に則った基準を設定している。	⑥所管の高等学校において、保護者による部活動への過度の期待等の認識を変え、入試における部活動に対する評価の在り方の見直しや加点基準の明確化等を行った。	⑦教師の意識改革のため、採用や人事配置等の段階において、教師における部活動の指導力を過度に評価しないよう見直しを行った。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない
長野県	軽井沢町	○				○				
長野県	御代田町		○							
長野県	立科町			○	○	○				
長野県	青木村	○	○	○		○				
長野県	長和町									○
長野県	下諏訪町				○					
長野県	富士見町	○		○	○					
長野県	原村				○					
長野県	辰野町	○	○			○				
長野県	箕輪町					○				
長野県	飯島町				○					
長野県	南箕輪村	○			○	○				
長野県	中川村		○							
長野県	宮田村	○				○				
長野県	松川町	○				○				
長野県	高森町	○								
長野県	阿南町				○	○				
長野県	阿智村	○			○	○				
長野県	平谷村									○
長野県	根羽村									○
長野県	下條村	○								
長野県	売木村									○
長野県	天龍村		○	○						
長野県	泰阜村	○		○						
長野県	喬木村	○				○				
長野県	豊丘村	○				○				
長野県	大鹿村					○				
長野県	上松町	○				○				
長野県	南木曾町		○			○	○			
長野県	木祖村	○	○				○			
長野県	王滝村	○	○			○	○			
長野県	大桑村	○								
長野県	木曾町	○		○						
長野県	麻績村		○		○					
長野県	生坂村									○
長野県	山形村									○
長野県	朝日村									○
長野県	筑北村	○				○				
長野県	池田町	○								
長野県	松川村					○				
長野県	白馬村	○								
長野県	小谷村	○				○	○			
長野県	坂城町					○				
長野県	小布施町	○	○							
長野県	高山村	○		○						
長野県	山ノ内町		○			○	○			
長野県	木島平村	○			○					
長野県	野沢温泉村	○								
長野県	信濃町	○	○	○						
長野県	小川村									
長野県	飯綱町					○				
長野県	栄村									○
岐阜県	岐阜市	○	○	○	○	○	○			
岐阜県	大垣市	○	○	○	○	○	○			
岐阜県	高山市			○			○			
岐阜県	多治見市				○				○	
岐阜県	関市	○	○	○	○	○	○			
岐阜県	中津川市		○		○	○	○			
岐阜県	美濃市		○	○	○	○	○			
岐阜県	瑞浪市		○		○	○	○			
岐阜県	羽島市	○		○	○	○	○			

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		H.部活動について								
		①部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている。	②規模が縮小している学校における部活動数の適正化について、学校に対して指導・助言を行っている。	③複数の学校による合同部活動を実施している。	④スポーツや文化活動を行う地域クラブと連携している。	⑤部活動の適切な活動時間や休養日について、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月・スポーツ庁)」に則った基準を設定している。	⑥所管の高等学校において、保護者による部活動への過度の期待等の認識を変え、入試における部活動に対する評価の在り方の見直しや加点基準の明確化等を行った。	⑦教師の意識改革のため、採用や人事配置等の段階において、教師における部活動の指導力を過度に評価しないよう見直しを行った。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない
岐阜県	恵那市		○	○	○	○				
岐阜県	美濃加茂市	○				○				
岐阜県	土岐市			○	○					
岐阜県	各務原市	○		○		○				
岐阜県	可児市	○				○				
岐阜県	山県市		○	○	○	○				
岐阜県	瑞穂市	○				○				
岐阜県	飛騨市	○				○				
岐阜県	本巣市	○	○			○				
岐阜県	郡上市	○		○	○	○				
岐阜県	下呂市			○						
岐阜県	海津市	○	○							
岐阜県	養老町	○		○						
岐阜県	垂井町					○				
岐阜県	関ヶ原町	○				○				
岐阜県	神戸町	○				○				
岐阜県	輪之内町					○				
岐阜県	安八町	○				○				
岐阜県	揖斐川町	○		○		○				
岐阜県	大野町	○								
岐阜県	池田町	○				○				
岐阜県	北方町	○				○				
岐阜県	坂祝町					○		○		
岐阜県	富加町									
岐阜県	川辺町	○				○				
岐阜県	七宗町	○	○			○				
岐阜県	八百津町	○				○				
岐阜県	白川町	○	○			○				
岐阜県	東白川村		○			○				
岐阜県	御嵩町	○	○			○				
岐阜県	白川村	○				○				
岐阜県	羽島郡二町(岐南町、笠松町)	○				○				
静岡県	沼津市					○				
静岡県	熱海市	○				○				
静岡県	三島市									
静岡県	富士宮市	○		○						
静岡県	伊東市	○		○	○					
静岡県	島田市	○	○	○	○	○		○	○	
静岡県	富士市	○	○	○						
静岡県	磐田市	○		○	○					
静岡県	焼津市	○		○						
静岡県	掛川市	○			○	○				
静岡県	藤枝市	○		○						
静岡県	御殿場市	○				○				
静岡県	袋井市	○				○				
静岡県	下田市	○								○
静岡県	裾野市					○				
静岡県	湖西市	○		○	○				○	
静岡県	伊豆市	○		○						
静岡県	御前崎市								○	
静岡県	菊川市					○				
静岡県	伊豆の国市	○								
静岡県	牧之原市			○				○		
静岡県	東伊豆町	○								
静岡県	河津町	○				○				
静岡県	南伊豆町								○	
静岡県	松崎町	○								
静岡県	西伊豆町								○	
静岡県	函南町	○				○				

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		H.部活動について								
		①部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている。	②規模が縮小している学校における部活動数の適正化について、学校に対して指導・助言を行っている。	③複数の学校による合同部活動を実施している。	④スポーツや文化活動を行う地域クラブと連携している。	⑤部活動の適切な活動時間や休養日について、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月・スポーツ庁)」に則った基準を設定している。	⑥所管の高等学校において、保護者による部活動への過度の期待等の認識を変え、入試における部活動に対する評価の在り方の見直しや加点基準の明確化等を行った。	⑦教師の意識改革のため、採用や人事配置等の段階において、教師における部活動の指導力を過度に評価しないよう見直しを行った。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない
静岡県	清水町	○		○						
静岡県	長泉町	○								
静岡県	小山町	○								
静岡県	吉田町								○	
静岡県	川根本町	○		○						
静岡県	森町			○						
愛知県	豊橋市	○		○			○			
愛知県	岡崎市	○					○			
愛知県	一宮市	○					○			
愛知県	瀬戸市	○		○	○		○			
愛知県	半田市				○		○			
愛知県	春日井市	○	○				○			
愛知県	豊川市	○								
愛知県	津島市						○			
愛知県	碧南市	○								
愛知県	刈谷市	○	○				○	○		
愛知県	豊田市	○					○			
愛知県	安城市	○	○		○		○			
愛知県	西尾市		○		○		○	○		
愛知県	蒲郡市		○		○		○			
愛知県	犬山市	○	○		○		○			
愛知県	常滑市	○								
愛知県	江南市	○					○			
愛知県	小牧市	○		○	○		○			
愛知県	稲沢市	○	○							
愛知県	新城市	○					○			
愛知県	東海市	○					○			
愛知県	大府市	○								
愛知県	知多市						○			
愛知県	知立市	○	○				○			
愛知県	尾張旭市	○					○			
愛知県	高浜市	○			○		○			
愛知県	岩倉市	○								
愛知県	豊明市	○					○			
愛知県	日進市						○			
愛知県	田原市	○					○			
愛知県	愛西市						○			
愛知県	清須市						○			
愛知県	北名古屋	○					○			
愛知県	弥富市	○					○			
愛知県	みよし市	○	○				○	○		
愛知県	あま市								○	
愛知県	長久手市								○	
愛知県	東郷町						○		○	
愛知県	豊山町	○			○		○			
愛知県	大口町	○	○		○		○			
愛知県	扶桑町	○	○		○					
愛知県	大治町	○	○		○					
愛知県	蟹江町						○			
愛知県	飛島村						○			
愛知県	阿久比町	○					○		○	
愛知県	東浦町	○	○				○			
愛知県	南知多町		○				○			
愛知県	美浜町						○			
愛知県	武豊町						○			
愛知県	幸田町						○			
愛知県	設楽町						○			
愛知県	東栄町									○
愛知県	豊根村									○
三重県	津市	○		○			○			
三重県	四日市市	○	○	○			○			

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		H.部活動について								
		①部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている。	②規模が縮小している学校における部活動数の適正化について、学校に対して指導・助言を行っている。	③複数の学校による合同部活動を実施している。	④スポーツや文化活動を行う地域クラブと連携している。	⑤部活動の適切な活動時間や休養日について、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月・スポーツ庁）」に則った基準を設定している。	⑥所管の高等学校において、保護者による部活動への過度の期待等の認識を変え、入試における部活動に対する評価の在り方の見直しや加点基準の明確化等を行った。	⑦教師の意識改革のため、採用や人事配置等の段階において、教師における部活動の指導力を過度に評価しないよう見直しを行った。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない
三重県	伊勢市		○			○			○	
三重県	松阪市	○		○		○				
三重県	桑名市	○		○		○		○		
三重県	鈴鹿市					○				
三重県	名張市	○		○	○	○				
三重県	尾鷲市		○			○				
三重県	亀山市	○				○				
三重県	鳥羽市		○		○	○				
三重県	熊野市		○			○				
三重県	いなべ市	○				○				
三重県	志摩市	○			○	○				
三重県	伊賀市	○	○	○		○				
三重県	木曾岬町	○	○	○		○				
三重県	東員町	○	○			○				
三重県	菟野町					○				
三重県	朝日町	○				○				
三重県	川越町					○				
三重県	多気町	○				○				
三重県	明和町								○	
三重県	大台町	○	○	○	○	○				
三重県	玉城町	○								
三重県	度会町	○		○		○				
三重県	大紀町	○		○	○	○				
三重県	南伊勢町		○			○				
三重県	紀北町			○	○					
三重県	御浜町	○	○	○	○	○				
三重県	紀宝町	○		○		○				
滋賀県	大津市	○		○		○				
滋賀県	彦根市	○				○				
滋賀県	長浜市	○		○		○				
滋賀県	近江八幡市	○								
滋賀県	草津市	○	○					○		
滋賀県	守山市									○
滋賀県	栗東市					○				
滋賀県	甲賀市	○		○		○				
滋賀県	野洲市	○		○		○				
滋賀県	湖南市	○	○			○				
滋賀県	高島市	○			○	○				
滋賀県	東近江市	○	○			○				
滋賀県	米原市	○	○	○		○				
滋賀県	日野町	○				○				
滋賀県	竜王町	○			○	○				
滋賀県	愛荘町	○		○						
滋賀県	豊郷町					○				
滋賀県	甲良町									○
滋賀県	多賀町								○	
京都府	福知山市	○		○		○				
京都府	舞鶴市	○	○	○	○	○				
京都府	綾部市	○		○						
京都府	宇治市					○				
京都府	宮津市	○				○				
京都府	亀岡市	○				○				
京都府	城陽市					○				
京都府	向日市	○								
京都府	長岡京市	○								
京都府	八幡市	○				○				
京都府	京田辺市	○								
京都府	京丹後市	○			○	○				
京都府	南丹市	○								
京都府	木津川市	○		○		○				
京都府	大山崎町	○			○					

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		H.部活動について								
		①部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている。	②規模が縮小している学校における部活動数の適正化について、学校に対して指導・助言を行っている。	③複数の学校による合同部活動を実施している。	④スポーツや文化活動を行う地域クラブと連携している。	⑤部活動の適切な活動時間や休養日について、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月・スポーツ庁）」に則った基準を設定している。	⑥所管の高等学校において、保護者による部活動への過度の期待等の認識を変え、入試における部活動に対する評価の在り方の見直しや加点基準の明確化等を行った。	⑦教師の意識改革のため、採用や人事配置等の段階において、教師における部活動の指導力を過度に評価しないよう見直しを行った。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない
京都府	久御山町	○				○				
京都府	井手町	○	○			○		○		
京都府	宇治田原町	○		○		○				
京都府	精華町					○				
京都府	京丹波町	○	○	○						
京都府	伊根町					○				
京都府	与謝野町									
京都府	相楽東部広域連合	○				○				
大阪府	岸和田市					○				
大阪府	豊中市	○								
大阪府	池田市	○	○	○	○					
大阪府	吹田市	○	○	○		○				
大阪府	泉大津市			○		○				
大阪府	高槻市	○		○						
大阪府	貝塚市	○								
大阪府	守口市	○	○	○	○					
大阪府	枚方市	○				○				
大阪府	茨木市	○		○						
大阪府	八尾市	○		○				○		
大阪府	泉佐野市	○				○				
大阪府	富田林市			○		○				
大阪府	寝屋川市					○	○			
大阪府	河内長野市	○				○				
大阪府	松原市	○				○				
大阪府	大東市	○				○				
大阪府	和泉市	○		○						
大阪府	箕面市	○				○				
大阪府	柏原市	○	○							
大阪府	羽曳野市									
大阪府	門真市									○
大阪府	摂津市	○	○							
大阪府	高石市									
大阪府	藤井寺市	○								
大阪府	東大阪市	○		○						
大阪府	泉南市					○				
大阪府	四條畷市						○			
大阪府	交野市				○	○				
大阪府	大阪狭山市	○								
大阪府	阪南市	○							○	
大阪府	島本町	○								
大阪府	豊能町	○	○	○	○	○				
大阪府	能勢町	○	○			○		○		
大阪府	忠岡町	○								
大阪府	熊取町	○								
大阪府	田尻町									○
大阪府	岬町		○							
大阪府	太子町							○		
大阪府	河南町									○
大阪府	千早赤阪村								○	
兵庫県	姫路市	○	○	○		○				
兵庫県	尼崎市	○	○	○		○				
兵庫県	明石市	○		○		○	○	○		
兵庫県	西宮市	○		○						
兵庫県	洲本市	○				○				
兵庫県	芦屋市	○				○				
兵庫県	伊丹市	○	○	○	○	○	○			
兵庫県	相生市	○	○	○		○		○		
兵庫県	豊岡市					○				
兵庫県	加古川市	○	○	○		○				
兵庫県	赤穂市	○		○	○	○				

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		H.部活動について								
		①部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている。	②規模が縮小している学校における部活動数の適正化について、学校に対して指導・助言を行っている。	③複数の学校による合同部活動を実施している。	④スポーツや文化活動を行う地域クラブと連携している。	⑤部活動の適切な活動時間や休養日について、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月・スポーツ庁)」に則った基準を設定している。	⑥所管の高等学校において、保護者による部活動への過度の期待等の認識を変え、入試における部活動に対する評価の在り方の見直しや加点基準の明確化等を行った。	⑦教師の意識改革のため、採用や人事配置等の段階において、教師における部活動の指導力を過度に評価しないよう見直しを行った。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない
兵庫県	西脇市	○	○	○	○	○				
兵庫県	宝塚市	○		○		○				
兵庫県	三木市	○	○	○	○	○				
兵庫県	高砂市	○							○	
兵庫県	川西市	○								
兵庫県	小野市	○				○				
兵庫県	三田市	○	○	○				○		
兵庫県	加西市	○	○	○	○	○		○	○	
兵庫県	篠山市	○	○	○						
兵庫県	養父市					○				
兵庫県	丹波市	○								
兵庫県	南あわじ市							○		
兵庫県	朝来市	○	○					○		
兵庫県	淡路市		○							
兵庫県	宍粟市	○	○	○		○				
兵庫県	加東市	○								
兵庫県	たつの市	○				○				
兵庫県	猪名川町	○		○		○				
兵庫県	多可町	○	○	○						
兵庫県	稲美町	○	○			○		○		
兵庫県	播磨町	○				○				
兵庫県	市川町					○				
兵庫県	福崎町					○				
兵庫県	神河町		○			○				
兵庫県	太子町	○								
兵庫県	上郡町		○			○				
兵庫県	佐用町		○	○						
兵庫県	香美町							○		
兵庫県	新温泉町	○	○	○	○					
奈良県	奈良市	○				○				
奈良県	大和高田市		○			○		○		
奈良県	大和郡山市	○	○	○	○					
奈良県	天理市	○		○		○				
奈良県	橿原市	○								
奈良県	桜井市		○	○					○	
奈良県	五條市	○	○	○		○				
奈良県	御所市	○		○		○				
奈良県	生駒市	○		○		○				
奈良県	香芝市									○
奈良県	葛城市					○				
奈良県	宇陀市	○				○				
奈良県	山添村	○				○				
奈良県	平群町	○				○				
奈良県	三郷町									
奈良県	斑鳩町	○	○			○		○		
奈良県	安堵町	○	○							
奈良県	川西市									
奈良県	三宅町									
奈良県	田原本町	○								
奈良県	曾爾村			○		○				
奈良県	御杖村									○
奈良県	高取町									○
奈良県	明日香村	○		○	○					
奈良県	上牧町	○		○						
奈良県	王寺町							○		
奈良県	広陵町	○				○				
奈良県	河合町		○							
奈良県	吉野町					○				
奈良県	大淀町	○		○		○				
奈良県	下市町			○						
奈良県	黒滝村					○				

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		H.部活動について								
		①部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている。	②規模が縮小している学校における部活動数の適正化について、学校に対して指導・助言を行っている。	③複数の学校による合同部活動を実施している。	④スポーツや文化活動を行う地域クラブと連携している。	⑤部活動の適切な活動時間や休養日について、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月・スポーツ庁)」に則った基準を設定している。	⑥所管の高等学校において、保護者による部活動への過度の期待等の認識を変え、入試における部活動に対する評価の在り方の見直しや加点基準の明確化等を行った。	⑦教師の意識改革のため、採用や人事配置等の段階において、教師における部活動の指導力を過度に評価しないよう見直しを行った。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない
奈良県	天川村					○				
奈良県	野迫川村									○
奈良県	十津川村		○			○				
奈良県	下北山村									
奈良県	上北山村									○
奈良県	川上村	○	○							
奈良県	東吉野村									○
奈良県	川西町・三宅町式下中学校組合					○				
和歌山県	和歌山市	○		○		○				
和歌山県	海南市	○		○		○				
和歌山県	橋本市	○	○	○		○				
和歌山県	有田市	○				○				
和歌山県	御坊市			○						
和歌山県	田辺市	○	○	○						
和歌山県	新宮市	○		○		○				
和歌山県	紀の川市	○				○		○		
和歌山県	岩出市			○		○				
和歌山県	紀美野町		○							
和歌山県	かつらぎ町									○
和歌山県	九度山町	○	○			○				
和歌山県	高野町								○	
和歌山県	湯浅町	○	○	○		○				
和歌山県	広川町					○				
和歌山県	有田川町	○		○		○				
和歌山県	美浜町	○				○				
和歌山県	日高町									○
和歌山県	由良町		○			○				
和歌山県	印南町	○				○				
和歌山県	みなべ町	○				○				
和歌山県	日高川町	○		○		○				
和歌山県	白浜町			○		○				
和歌山県	上富田町	○			○					
和歌山県	すさみ町			○		○				
和歌山県	那智勝浦町	○								
和歌山県	太地町	○				○				
和歌山県	古座川町	○	○	○		○				
和歌山県	北山村									○
和歌山県	串本町		○	○						
鳥取県	鳥取市	○				○				
鳥取県	米子市	○								
鳥取県	倉吉市	○		○						
鳥取県	境港市			○		○				
鳥取県	岩美町	○								
鳥取県	若桜町					○				
鳥取県	智頭町	○								
鳥取県	八頭町	○								
鳥取県	三朝町	○								
鳥取県	湯梨浜町	○				○				
鳥取県	琴浦町	○				○				
鳥取県	北栄町	○								
鳥取県	日吉津村									
鳥取県	大山町			○		○				
鳥取県	南部町	○	○	○	○	○		○		
鳥取県	伯耆町	○		○						
鳥取県	日南町			○		○				
鳥取県	日野町	○		○		○				
鳥取県	江府町	○	○							
島根県	松江市	○		○	○					
島根県	浜田市	○								



都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		H.部活動について								
		①部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている。	②規模が縮小している学校における部活動数の適正化について、学校に対して指導・助言を行っている。	③複数の学校による合同部活動を実施している。	④スポーツや文化活動を行う地域クラブと連携している。	⑤部活動の適切な活動時間や休養日について、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月・スポーツ庁)」に則った基準を設定している。	⑥所管の高等学校において、保護者による部活動への過度の期待等の認識を変え、入試における部活動に対する評価の在り方の見直しや加点基準の明確化等を行った。	⑦教師の意識改革のため、採用や人事配置等の段階において、教師における部活動の指導力を過度に評価しないよう見直しを行った。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない
島根県	出雲市	○				○				
島根県	益田市	○	○	○	○					
島根県	大田市	○								
島根県	安来市	○								
島根県	江津市	○	○	○	○					
島根県	雲南市	○		○	○					
島根県	奥出雲町	○								
島根県	飯南町	○								
島根県	川本町									
島根県	美郷町									
島根県	邑南町									
島根県	津和野町	○		○						
島根県	吉賀町									○
島根県	海士町									○
島根県	西ノ島町									○
島根県	知夫村					○				
島根県	隠岐の島町									
岡山県	倉敷市	○		○		○				
岡山県	津山市	○				○				
岡山県	玉野市	○	○	○		○		○		
岡山県	笠岡市	○		○	○	○				
岡山県	井原市	○				○				
岡山県	総社市	○				○				
岡山県	高梁市	○	○			○				
岡山県	新見市	○				○				
岡山県	備前市	○				○				
岡山県	瀬戸内市	○	○			○				
岡山県	赤磐市	○								
岡山県	真庭市	○								
岡山県	美作市	○	○	○						
岡山県	浅口市	○				○				
岡山県	和気町	○		○		○				
岡山県	早島町	○				○				
岡山県	里庄町	○	○			○				
岡山県	矢掛町									○
岡山県	新庄村					○				
岡山県	鏡野町	○				○				
岡山県	勝央町					○				
岡山県	奈義町				○					
岡山県	西粟倉村	○								
岡山県	久米南町					○			○	
岡山県	美咲町	○								
岡山県	吉備中央町	○								
広島県	呉市	○								
広島県	竹原市	○								
広島県	三原市			○		○				
広島県	尾道市			○		○		○		
広島県	福山市	○				○				
広島県	府中市	○			○	○				
広島県	三次市	○	○	○	○	○		○		
広島県	庄原市	○	○	○	○			○		
広島県	大竹市	○		○						
広島県	東広島市	○		○						
広島県	廿日市市	○		○		○				
広島県	安芸高田市	○	○	○	○	○				
広島県	江田島市			○		○				
広島県	府中町	○								
広島県	海田町	○								
広島県	熊野町	○				○				
広島県	坂町	○								
広島県	安芸太田町					○				

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		H.部活動について								
		①部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている。	②規模が縮小している学校における部活動数の適正化について、学校に対して指導・助言を行っている。	③複数の学校による合同部活動を実施している。	④スポーツや文化活動を行う地域クラブと連携している。	⑤部活動の適切な活動時間や休養日について、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月・スポーツ庁)」に則った基準を設定している。	⑥所管の高等学校において、保護者による部活動への過度の期待等の認識を変え、入試における部活動に対する評価の在り方の見直しや加点基準の明確化等を行った。	⑦教師の意識改革のため、採用や人事配置等の段階において、教師における部活動の指導力を過度に評価しないよう見直しを行った。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない
広島県	北広島町			○		○				
広島県	大崎上島町	○								
広島県	世羅町	○		○	○	○				
広島県	神石高原町	○								
山口県	下関市								○	
山口県	宇部市	○	○			○		○		
山口県	山口市	○	○	○		○				
山口県	萩市	○	○	○						
山口県	防府市	○		○		○		○		
山口県	下松市					○				
山口県	岩国市		○	○	○					
山口県	光市	○	○	○		○		○		
山口県	長門市	○				○				
山口県	柳井市		○	○		○				
山口県	美祢市	○		○		○				
山口県	周南市	○	○	○		○				
山口県	山陽小野田市	○		○	○	○				
山口県	周防大島町	○		○		○		○		
山口県	和木町	○			○					
山口県	上関町	○								
山口県	田布施町				○	○				
山口県	平生町					○				
山口県	阿武町			○		○				
徳島県	徳島市	○		○						
徳島県	鳴門市	○		○						
徳島県	小松島市	○								
徳島県	阿南市	○	○	○				○		
徳島県	吉野川市			○		○		○		
徳島県	阿波市	○		○	○					
徳島県	美馬市	○		○		○				
徳島県	三好市					○				
徳島県	勝浦町			○						
徳島県	上勝町			○						
徳島県	佐那河内村									○
徳島県	石井町					○				
徳島県	神山町		○			○				
徳島県	那賀町		○							
徳島県	牟岐町		○							
徳島県	美波町			○	○					
徳島県	海陽町		○	○		○		○		
徳島県	松茂町	○				○				
徳島県	北島町	○				○				
徳島県	藍住町									○
徳島県	板野町	○							○	
徳島県	上板町	○				○				
徳島県	つるぎ町			○					○	
徳島県	東みよし町	○	○		○	○		○		
香川県	高松市			○						
香川県	丸亀市	○		○						
香川県	坂出市								○	
香川県	善通寺市	○		○		○				
香川県	観音寺市								○	
香川県	さぬき市			○						
香川県	東かがわ市	○								
香川県	三豊市	○			○	○				
香川県	土庄町	○		○						
香川県	小豆島町	○		○						
香川県	三木町									○
香川県	直島町	○			○	○			○	
香川県	宇多津町	○								

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		H.部活動について								
		①部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている。	②規模が縮小している学校における部活動数の適正化について、学校に対して指導・助言を行っている。	③複数の学校による合同部活動を実施している。	④スポーツや文化活動を行う地域クラブと連携している。	⑤部活動の適切な活動時間や休養日について、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月・スポーツ庁)」に則った基準を設定している。	⑥所管の高等学校において、保護者による部活動への過度の期待等の認識を変え、入試における部活動に対する評価の在り方の見直しや加点基準の明確化等を行った。	⑦教師の意識改革のため、採用や人事配置等の段階において、教師における部活動の指導力を過度に評価しないよう見直しを行った。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない
香川県	綾川町	○		○						
香川県	琴平町	○		○						
香川県	多度津町	○					○			
香川県	まんのう町	○					○			
愛媛県	松山市	○		○						
愛媛県	今治市		○	○						
愛媛県	宇和島市	○	○	○		○				
愛媛県	八幡浜市	○	○	○	○			○		
愛媛県	新居浜市	○		○	○	○				
愛媛県	西条市					○				
愛媛県	大洲市	○	○	○		○				
愛媛県	伊予市					○				
愛媛県	四国中央市	○		○	○	○				
愛媛県	西予市	○		○						
愛媛県	東温市								○	
愛媛県	上島町		○							
愛媛県	久万高原町	○			○					
愛媛県	松前町	○								
愛媛県	砥部町									○
愛媛県	内子町									○
愛媛県	伊方町		○							
愛媛県	松野町	○					○			
愛媛県	鬼北町		○				○			
愛媛県	愛南町									○
高知県	高知市	○								
高知県	室戸市		○	○			○			
高知県	安芸市	○		○						
高知県	南国市	○								
高知県	土佐市	○		○	○					
高知県	須崎市	○	○				○			
高知県	宿毛市	○								
高知県	土佐清水市	○		○	○		○			
高知県	四万十市	○								
高知県	香南市						○			
高知県	香美市						○			
高知県	東洋町	○								
高知県	奈半利町									
高知県	田野町			○						
高知県	安田町			○						
高知県	北川村									○
高知県	馬路村			○						○
高知県	芸西村									
高知県	本山町		○	○			○			
高知県	大豊町	○		○			○			
高知県	土佐町						○			
高知県	大川村	○								
高知県	いの町	○								
高知県	仁淀川町	○	○	○						
高知県	中土佐町								○	
高知県	佐川町			○	○					
高知県	越知町	○		○			○			
高知県	梶原町	○	○	○	○		○			
高知県	日高村						○			
高知県	津野町	○								
高知県	四万十町	○		○						
高知県	大月町	○			○		○			
高知県	三原村	○		○			○			
高知県	黒潮町			○						
福岡県	大牟田市	○	○					○		
福岡県	久留米市	○							○	
福岡県	直方市	○								

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		H.部活動について								
		①部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている。	②規模が縮小している学校における部活動数の適正化について、学校に対して指導・助言を行っている。	③複数の学校による合同部活動を実施している。	④スポーツや文化活動を行う地域クラブと連携している。	⑤部活動の適切な活動時間や休養日について、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月・スポーツ庁)」に則った基準を設定している。	⑥所管の高等学校において、保護者による部活動への過度の期待等の認識を変え、入試における部活動に対する評価の在り方の見直しや加点基準の明確化等を行った。	⑦教師の意識改革のため、採用や人事配置等の段階において、教師における部活動の指導力を過度に評価しないよう見直しを行った。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない
福岡県	飯塚市	○		○						
福岡県	田川市	○	○	○			○			
福岡県	柳川市						○		○	
福岡県	八女市	○	○	○	○		○			
福岡県	筑後市	○					○			
福岡県	大川市	○	○							
福岡県	行橋市	○					○			
福岡県	豊前市									○
福岡県	中間市	○		○			○			
福岡県	小郡市	○					○			
福岡県	筑紫野市									○
福岡県	春日市	○								
福岡県	大野城市		○	○						
福岡県	宗像市			○						
福岡県	太宰府市	○		○			○			
福岡県	古賀市	○					○			
福岡県	福津市									○
福岡県	うきは市	○								
福岡県	宮若市	○								
福岡県	嘉麻市	○		○						
福岡県	朝倉市	○			○		○			
福岡県	みやま市								○	
福岡県	糸島市	○	○				○			
福岡県	那珂川町	○								
福岡県	宇美町	○								
福岡県	篠栗町						○			
福岡県	志免町	○					○			
福岡県	須恵町	○								
福岡県	新宮町	○							○	
福岡県	久山町	○					○			
福岡県	粕屋町	○					○			
福岡県	芦屋町	○								
福岡県	水巻町	○	○	○						
福岡県	岡垣町	○					○			
福岡県	遠賀町	○								
福岡県	小竹町									
福岡県	鞍手町	○								
福岡県	桂川町						○			
福岡県	筑前町						○			
福岡県	東峰村							○		○
福岡県	大刀洗町						○			
福岡県	大木町									
福岡県	広川町	○								
福岡県	香春町	○								
福岡県	添田町	○		○						
福岡県	糸田町	○			○		○			
福岡県	川崎町	○								
福岡県	大任町	○		○			○			
福岡県	赤村	○								
福岡県	福智町	○								
福岡県	苅田町	○								
福岡県	みやこ町	○		○			○			
福岡県	吉富町									
福岡県	上毛町	○		○			○			
福岡県	築上町	○		○			○			
佐賀県	佐賀市	○		○				○		
佐賀県	唐津市	○		○						
佐賀県	鳥栖市						○			
佐賀県	多久市		○	○	○		○			
佐賀県	伊万里市	○					○			
佐賀県	武雄市	○	○	○						

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		H.部活動について								
		①部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている。	②規模が縮小している学校における部活動数の適正化について、学校に対して指導・助言を行っている。	③複数の学校による合同部活動を実施している。	④スポーツや文化活動を行う地域クラブと連携している。	⑤部活動の適切な活動時間や休養日について、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月・スポーツ庁)」に則った基準を設定している。	⑥所管の高等学校において、保護者による部活動への過度の期待等の認識を変え、入試における部活動に対する評価の在り方の見直しや加点基準の明確化等を行った。	⑦教師の意識改革のため、採用や人事配置等の段階において、教師における部活動の指導力を過度に評価しないよう見直しを行った。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない
佐賀県	鹿島市	○								
佐賀県	小城市	○								
佐賀県	嬉野市						○			
佐賀県	神埼市	○					○			
佐賀県	吉野ヶ里町	○			○	○				
佐賀県	基山町	○	○		○					
佐賀県	上峰町	○				○				
佐賀県	みやき町	○					○			
佐賀県	玄海町		○	○	○	○	○			
佐賀県	有田町		○	○			○			
佐賀県	大町町	○	○	○	○	○				
佐賀県	江北町	○	○	○						
佐賀県	白石町	○	○	○	○	○				
佐賀県	太良町	○							○	
長崎県	長崎市	○	○	○	○	○				
長崎県	佐世保市	○	○	○		○				
長崎県	島原市									○
長崎県	諫早市		○				○			
長崎県	大村市						○			
長崎県	平戸市	○	○	○	○	○				
長崎県	松浦市		○	○					○	
長崎県	対馬市						○			
長崎県	壱岐市	○					○			
長崎県	五島市		○	○	○					
長崎県	西海市	○					○			
長崎県	雲仙市	○	○				○			
長崎県	南島原市			○	○					
長崎県	長与町	○		○						
長崎県	時津町						○			
長崎県	東彼杵町	○		○	○	○				
長崎県	川棚町									○
長崎県	波佐見町	○					○			
長崎県	小値賀町	○	○	○	○					
長崎県	佐々町	○					○			
長崎県	新上五島町	○	○	○						
熊本県	八代市	○	○	○						
熊本県	人吉市	○								
熊本県	荒尾市		○	○						
熊本県	水俣市	○	○	○	○	○				
熊本県	玉名市						○			
熊本県	山鹿市	○		○			○			
熊本県	菊池市	○			○		○			
熊本県	宇土市				○		○			
熊本県	上天草市						○			
熊本県	宇城市	○		○			○			
熊本県	阿蘇市								○	
熊本県	天草市			○			○			
熊本県	合志市						○			
熊本県	美里町	○					○			
熊本県	玉東町	○					○			
熊本県	南関町	○					○			
熊本県	長洲町			○						
熊本県	和水町	○	○		○					
熊本県	大津町	○					○			
熊本県	菊陽町						○			
熊本県	南小国町						○		○	
熊本県	小国町	○					○			
熊本県	産山村						○			
熊本県	高森町				○		○			
熊本県	西原村						○			
熊本県	南阿蘇村									○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		H.部活動について								
		①部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている。	②規模が縮小している学校における部活動数の適正化について、学校に対して指導・助言を行っている。	③複数の学校による合同部活動を実施している。	④スポーツや文化活動を行う地域クラブと連携している。	⑤部活動の適切な活動時間や休養日について、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月・スポーツ庁)」に則った基準を設定している。	⑥所管の高等学校において、保護者による部活動への過度の期待等の認識を変え、入試における部活動に対する評価の在り方の見直しや加点基準の明確化等を行った。	⑦教師の意識改革のため、採用や人事配置等の段階において、教師における部活動の指導力を過度に評価しないよう見直しを行った。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない
熊本県	御船町					○				
熊本県	嘉島町	○				○				
熊本県	益城町									○
熊本県	甲佐町	○						○		
熊本県	山都町	○		○		○				
熊本県	氷川町	○			○	○				
熊本県	芦北町									
熊本県	津奈木町									
熊本県	錦町	○								
熊本県	多良木町	○								
熊本県	湯前町	○								
熊本県	水上村									○
熊本県	相良村	○						○		
熊本県	五木村	○						○		
熊本県	山江村				○					
熊本県	球磨村	○								
熊本県	あさぎり町				○					
熊本県	苓北町	○			○					
大分県	大分市	○	○		○	○				
大分県	別府市	○		○		○				
大分県	中津市	○		○		○				
大分県	日田市	○	○	○		○				
大分県	佐伯市	○				○				
大分県	臼杵市			○		○				
大分県	津久見市									○
大分県	竹田市			○						
大分県	豊後高田市	○	○	○	○	○				
大分県	杵築市	○				○				
大分県	宇佐市	○				○				
大分県	豊後大野市		○	○				○		
大分県	由布市	○				○				
大分県	国東市	○				○				
大分県	姫島村		○	○	○	○				
大分県	日出町					○				
大分県	九重町	○				○				
大分県	玖珠町	○		○						
宮崎県	宮崎市			○		○				
宮崎県	都城市	○	○	○	○	○				
宮崎県	延岡市					○				
宮崎県	日南市					○				
宮崎県	小林市		○							
宮崎県	日向市									
宮崎県	串間市	○								
宮崎県	西都市									○
宮崎県	えびの市		○		○					
宮崎県	三股町	○		○		○				
宮崎県	高原町	○				○				
宮崎県	国富町	○				○				
宮崎県	綾町					○				
宮崎県	高鍋町	○								
宮崎県	新富町	○				○				
宮崎県	西米良村	○				○				
宮崎県	木城町	○							○	
宮崎県	川南町	○								
宮崎県	都農町									○
宮崎県	門川町	○			○	○				
宮崎県	諸塚村			○						
宮崎県	椎葉村					○				
宮崎県	美郷町		○							
宮崎県	高千穂町									○
宮崎県	日之影町	○				○				

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		H.部活動について								
		①部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている。	②規模が縮小している学校における部活動数の適正化について、学校に対して指導・助言を行っている。	③複数の学校による合同部活動を実施している。	④スポーツや文化活動を行う地域クラブと連携している。	⑤部活動の適切な活動時間や休養日について、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月・スポーツ庁)」に則った基準を設定している。	⑥所管の高等学校において、保護者による部活動への過度の期待等の認識を変え、入試における部活動に対する評価の在り方の見直しや加点基準の明確化等を行った。	⑦教師の意識改革のため、採用や人事配置等の段階において、教師における部活動の指導力を過度に評価しないよう見直しを行った。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない
宮崎県	五ヶ瀬町									
鹿児島県	鹿児島市	○				○				
鹿児島県	鹿屋市	○				○				
鹿児島県	枕崎市	○				○				
鹿児島県	阿久根市								○	
鹿児島県	出水市	○	○			○				
鹿児島県	指宿市					○				
鹿児島県	西之表市				○	○				
鹿児島県	垂水市					○				
鹿児島県	薩摩川内市	○		○						
鹿児島県	日置市	○		○	○	○				
鹿児島県	曾於市	○	○							
鹿児島県	霧島市					○				
鹿児島県	いちき串木野市	○		○		○				
鹿児島県	南さつま市									○
鹿児島県	志布志市			○	○	○				
鹿児島県	奄美市					○				
鹿児島県	南九州市					○				
鹿児島県	伊佐市	○		○	○	○		○		
鹿児島県	始良市					○				
鹿児島県	三島村	○								
鹿児島県	十島村					○				
鹿児島県	さつま町	○	○	○						
鹿児島県	長島町	○		○	○	○				
鹿児島県	湧水町		○							
鹿児島県	大崎町	○	○			○				
鹿児島県	東串良町	○	○	○		○				
鹿児島県	錦江町									○
鹿児島県	南大隅町		○	○						
鹿児島県	肝付町	○		○	○	○				
鹿児島県	中種子町					○	○			
鹿児島県	南種子町						○			
鹿児島県	屋久島町	○	○	○						
鹿児島県	大和村	○								
鹿児島県	宇検村									
鹿児島県	瀬戸内町	○				○				
鹿児島県	龍郷町		○	○	○					
鹿児島県	喜界町					○		○		
鹿児島県	徳之島町		○			○				
鹿児島県	天城町	○				○				
鹿児島県	伊仙町		○	○		○				
鹿児島県	和泊町	○		○		○				
鹿児島県	知名町					○				
鹿児島県	与論町	○	○			○				
沖縄県	那覇市									○
沖縄県	宜野湾市					○				
沖縄県	石垣市					○				
沖縄県	浦添市	○				○				
沖縄県	名護市	○		○						
沖縄県	糸満市	○				○				
沖縄県	沖縄市					○				
沖縄県	豊見城市					○				
沖縄県	うるま市	○								
沖縄県	宮古島市	○	○	○						
沖縄県	南城市					○				
沖縄県	国頭村			○						
沖縄県	大宜味村	○				○				
沖縄県	東村	○	○							
沖縄県	今帰仁村		○							
沖縄県	本部町					○				

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組 H.部活動について								
		①部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている。	②規模が縮小している学校における部活動数の適正化について、学校に対して指導・助言を行っている。	③複数の学校による合同部活動を実施している。	④スポーツや文化活動を行う地域クラブと連携している。	⑤部活動の適切な活動時間や休養日について、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月・スポーツ庁）」に則った基準を設定している。	⑥所管の高等学校において、保護者による部活動への過度の期待等の認識を変え、入試における部活動に対する評価の在り方の見直しや加点基準の明確化等を行った。	⑦教師の意識改革のため、採用や人事配置等の段階において、教師における部活動の指導力を過度に評価しないよう見直しを行った。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない
沖縄県	恩納村									○
沖縄県	宜野座村	○			○					
沖縄県	金武町	○					○			
沖縄県	伊江村		○				○			
沖縄県	読谷村			○	○		○			
沖縄県	嘉手納町	○		○			○			
沖縄県	北谷町	○			○					
沖縄県	北中城村	○	○				○			
沖縄県	中城村	○					○			
沖縄県	西原町						○			
沖縄県	与那原町	○								
沖縄県	南風原町	○							○	
沖縄県	渡嘉敷村									○
沖縄県	座間味村	○		○			○			
沖縄県	粟国村									
沖縄県	渡名喜村									
沖縄県	南大東村	○	○							
沖縄県	北大東村	○			○					
沖縄県	伊平屋村									
沖縄県	伊是名村	○								
沖縄県	久米島町	○		○			○			
沖縄県	八重瀬町	○			○		○			
沖縄県	多良間村	○								
沖縄県	竹富町									○
沖縄県	与那国町				○					
合計		1026	346	504	301	865	24	69	84	145



		問1 学校における業務改善について													
		(2)業務に係る負担軽減の取組													
都道府県名	市区町村名	I.給食時の対応				J.授業準備						K.学習評価や成績処理			
		①学級担当と栄養教諭等との連携により対応している。	②ランチルームの整備等、複数学級・学年が一斉に給食をとることのできる環境を整備している。	③地域人材等の協力を得ている。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①サポートスタッフの参画を図っている。	②理科の観察補助員の参画を図っている。	③ICTを活用して、教材や指導案の共有化を図っている。	④教育委員会の教育センターにおける教材や指導案の共有化に取り組んでいる。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①補助的業務について、サポートスタッフ等の参画を図っている。	②ICTを活用して、学習評価や成績処理に係る事務作業の負担軽減を図っている。	③その他
北海道	函館市	○	○					○	○					○	
北海道	小樽市				○		○	○	○				○		
北海道	旭川市	○	○				○		○				○		
北海道	室蘭市	○					○		○				○		
北海道	釧路市				○						○				○
北海道	帯広市				○				○						○
北海道	北見市	○						○					○		
北海道	夕張市	○						○						○	
北海道	岩見沢市				○				○				○		
北海道	網走市				○						○		○		
北海道	留萌市		○							○			○		
北海道	苫小牧市	○						○	○				○		
北海道	稚内市				○			○							○
北海道	美唄市	○									○		○		
北海道	芦別市				○						○				○
北海道	江別市				○						○				○
北海道	赤平市				○						○				○
北海道	紋別市	○	○								○				○
北海道	士別市				○			○							○
北海道	名寄市	○					○								○
北海道	三笠市	○									○				○
北海道	根室市				○			○					○		
北海道	千歳市	○						○	○			○	○		
北海道	滝川市	○						○							○
北海道	砂川市				○						○				○
北海道	歌志内市	○					○		○				○		
北海道	深川市	○									○				○
北海道	富良野市	○						○							○
北海道	登別市	○						○					○		
北海道	恵庭市				○			○					○		
北海道	伊達市				○						○		○		
北海道	北広島市	○						○					○		
北海道	石狩市	○					○				○		○		
北海道	北斗市				○			○					○		
北海道	当別町	○					○	○	○			○	○		
北海道	新篠津村	○	○				○		○				○		
北海道	松前町				○						○				○
北海道	福島町				○						○		○		
北海道	知内町				○						○				○
北海道	木古内町	○									○				○
北海道	七飯町	○					○						○		
北海道	鹿部町	○									○				○
北海道	森町	○	○								○				○
北海道	八雲町	○						○					○		
北海道	長万部町	○	○					○			○				○
北海道	江差町				○						○		○		
北海道	上ノ国町				○						○			○	
北海道	厚沢部町	○						○					○		
北海道	乙部町	○	○								○				○
北海道	奥尻町				○			○					○		○
北海道	今金町	○						○			○		○		
北海道	せたな町	○						○			○		○		
北海道	島牧村	○	○					○					○		○
北海道	寿都町				○			○					○		
北海道	黒松内町	○									○		○		○
北海道	蘭越町				○						○		○		
北海道	二セコ町	○						○							○
北海道	真狩村				○						○				○
北海道	留寿都村	○									○		○		
北海道	喜茂別町		○					○					○		
北海道	京極町				○			○							○

		問1 学校における業務改善について															
		(2)業務に係る負担軽減の取組															
都道府県名	市区町村名	I.給食時の対応				J.授業準備				K.学習評価や成績処理							
		①学級 担当と 栄養教 諭等と の連携 により 対応し ている。	②ランチ ルームの 整備等、 複数学 級・学年 が一斉に 給食をと ること のできる 環境を整 備してい る。	③地域 人材等 の協力を 得てい る。	④そ の他	⑤特 に取 り組 んで ない。	①サ ポート スタッ フの 参画を 図って いる。	②理科 の観察 補助員 の参画 を図っ ている。	③ICT を活用 して、 教材や 指導案 の共有 化を図 っている。	④教育 委員 会の教 育セン ターに おける 教材や 指導案 の共有 化に取 組んで いる。	⑤そ の他	⑥特 に取 り組 んで ない。	①補助 的業務 につい て、サ ポート スタッ フ等の 参画を 図って いる。	②ICTを 活用し て、学 習評価 や成績 処理に 係る事 務作業 の負担 軽減を 図って いる。	③そ の他	④特 に取 り組 んで ない。	
北海道	倶知安町					○						○					○
北海道	共和町	○							○							○	
北海道	岩内町					○						○					○
北海道	泊村		○						○				○				
北海道	神恵内村	○		○					○								○
北海道	積丹町					○						○					○
北海道	古平町	○										○					○
北海道	仁木町					○					○						○
北海道	余市町					○						○					○
北海道	赤井川村					○			○					○			
北海道	南幌町	○										○					
北海道	奈井江町	○										○					
北海道	上砂川町					○						○					○
北海道	由仁町					○						○					
北海道	長沼町	○		○			○					○					
北海道	栗山町					○						○					○
北海道	月形町	○					○										○
北海道	浦臼町					○						○					○
北海道	新十津川町					○	○										○
北海道	妹背牛町					○			○					○			
北海道	秩父別町	○	○									○					○
北海道	雨竜町	○							○				○				
北海道	北竜町	○										○					○
北海道	沼田町					○			○				○				
北海道	鷹栖町					○	○		○			○	○				
北海道	東神楽町	○	○				○		○				○				
北海道	当麻町	○	○				○		○			○	○				
北海道	比布町	○							○								○
北海道	愛別町					○							○				
北海道	上川町					○						○					○
北海道	東川町	○	○						○								○
北海道	美瑛町	○	○				○		○								○
北海道	上富良野町	○									○			○			
北海道	中富良野町		○									○		○			
北海道	南富良野町	○										○					○
北海道	占冠村					○						○					○
北海道	和寒町					○						○					○
北海道	剣淵町	○							○								○
北海道	下川町	○							○								○
北海道	美深町	○	○									○		○			
北海道	音威子府村					○						○					○
北海道	中川町					○						○					○
北海道	幌加内町					○						○					○
北海道	増毛町	○					○		○								○
北海道	小平町	○										○					○
北海道	苫前町	○							○								○
北海道	羽幌町	○	○									○					○
北海道	初山別村			○					○								○
北海道	遠別町		○									○					○
北海道	天塩町	○										○					○
北海道	猿払村	○	○						○				○				○
北海道	浜頓別町	○	○	○								○					○
北海道	中頓別町					○						○		○			
北海道	枝幸町	○	○									○					○
北海道	豊富町		○				○					○					
北海道	礼文町	○	○				○						○				
北海道	利尻町					○			○								○
北海道	利尻富士町	○	○									○					○
北海道	幌延町	○					○						○				
北海道	美幌町					○						○					○
北海道	津別町					○	○										○

		問1 学校における業務改善について														
		(2)業務に係る負担軽減の取組														
都道府県名	市区町村名	I.給食時の対応				J.授業準備						K.学習評価や成績処理				
		①学級 担当と 栄養教 諭等と の連携 により 対応し ている。	②ランチ ルームの 整備等、 複数学 級・学年 が一斉に 給食をと ること のできる 環境を整 備してい る。	③地域 人材等 の協力を 得てい る。	④そ の他	⑤特 に取 り組 んで ない。	①サ ポート スタッ プの 参画 を図っ ている。	②理科 の観察 補助員 の参画 を図っ ている。	③ICT を活用 して、 教材や 指導案 の共有 化を図 っている。	④教育 委員 会の教 育セン ター等 における 教材や 指導案 の共有 化に取 り組ん でいる。	⑤そ の他	⑥特 に取 り組 んで ない。	①補助 的業務 につい て、サ ポート スタッ プ等の 参画を 図って いる。	②ICTを 活用し て、学 習評価 や成績 処理に 係る事 務作業 の負担 軽減を 図って いる。	③そ の他	④特 に取 り組 んで ない。
北海道	斜里町	○				○		○					○			
北海道	清里町	○	○					○							○	
北海道	小清水町	○									○		○			
北海道	訓子府町	○	○			○							○			
北海道	置戸町					○		○								○
北海道	佐呂間町	○				○		○					○			
北海道	遠軽町					○					○					○
北海道	湧別町		○					○								○
北海道	滝上町					○					○					○
北海道	興部町		○								○					○
北海道	西興部村	○	○					○								○
北海道	雄武町	○	○								○					○
北海道	大空町					○					○					○
北海道	豊浦町	○	○			○										○
北海道	壮瞥町	○	○					○					○			
北海道	白老町	○				○							○			
北海道	厚真町					○					○					○
北海道	洞爺湖町					○					○					○
北海道	安平町					○		○					○			
北海道	むかわ町	○									○					○
北海道	日高町					○	○									○
北海道	平取町	○	○					○								○
北海道	新冠町	○						○								○
北海道	浦河町					○		○								○
北海道	様似町					○		○					○			
北海道	えりも町		○		○	○				○		○		○		
北海道	新ひだか町	○	○					○					○			
北海道	音更町					○					○					○
北海道	士幌町					○					○					○
北海道	上士幌町					○	○					○				
北海道	鹿追町	○	○					○	○				○			
北海道	新得町		○					○				○	○			
北海道	清水町	○						○					○			
北海道	芽室町	○									○					○
北海道	中札内村	○						○					○			
北海道	更別村	○									○		○			
北海道	大樹町	○									○		○			
北海道	広尾町	○				○						○				
北海道	幕別町					○					○					○
北海道	池田町					○					○					○
北海道	豊頃町	○				○		○					○			
北海道	本別町	○						○					○			
北海道	足寄町	○	○								○					○
北海道	陸別町	○									○					○
北海道	浦幌町	○				○			○				○			
北海道	釧路町	○							○							○
北海道	厚岸町					○										○
北海道	浜中町	○									○					○
北海道	標茶町	○	○					○					○			
北海道	弟子屈町					○		○					○			
北海道	鶴居村	○	○	○				○					○			○
北海道	白糠町	○				○		○					○			
北海道	別海町	○	○					○					○			
北海道	中標津町					○					○					○
北海道	標津町					○		○					○			
北海道	羅臼町	○						○					○			○
青森県	青森市	○	○			○		○	○				○			
青森県	弘前市					○	○	○	○				○			
青森県	八戸市	○	○				○	○	○				○			
青森県	黒石市		○	○							○					○
青森県	五所川原市					○		○					○			

		問1 学校における業務改善について														
		(2)業務に係る負担軽減の取組														
都道府県名	市区町村名	I.給食時の対応					J.授業準備					K.学習評価や成績処理				
		①学級 担当と 栄養教 諭等と の連携 により 対応し ている。	②ランチ ルームの 整備等、 複数学 級・学年 が一斉に 給食をと ること のできる 環境を整 備してい る。	③地域 人材等 の協力を 得てい る。	④そ の 他	⑤特 に取 り組 んで ない。	①サ ポート スタッ プの 参画を 図って いる。	②理科 の観察 補助員 の参画 を図っ ている。	③ICT を活用 して、 教材や 指導案 の共有 化を図 っている。	④教育 委員 会の教 育セン ター等 における 教材や 指導案 の共有 化に取 組んで いる。	⑤そ の 他	⑥特 に取 り組 んで ない。	①補助 的業務 につい て、サ ポート スタッ プ等の 参画を 図って いる。	②ICTを 活用し て、学 習評価 や成績 処理に 係る事 務作業 の負担 軽減を 図って いる。	③そ の 他	④特 に取 り組 んで ない。
		青森県	十和田市	○						○	○					○
青森県	三沢市					○							○			
青森県	むつ市					○		○							○	
青森県	つがる市	○						○							○	○
青森県	平川市		○									○		○		
青森県	平内町					○						○				○
青森県	今別町	○										○				○
青森県	蓬田村		○					○					○			
青森県	外ヶ浜町	○	○					○					○			
青森県	鱒ヶ沢町					○						○				○
青森県	深浦町		○									○				○
青森県	西目屋村	○	○					○					○			
青森県	藤崎町	○	○	○			○	○					○			
青森県	大鰐町					○							○			○
青森県	田舎館村	○					○									○
青森県	板柳町					○							○		○	
青森県	鶴田町					○							○			○
青森県	中泊町	○											○			○
青森県	野辺地町	○											○			○
青森県	七戸町					○							○			○
青森県	六戸町					○							○			○
青森県	横浜町					○							○			○
青森県	東北町					○		○								○
青森県	六ヶ所村		○					○					○			
青森県	おいらせ町					○						○				○
青森県	大間町					○						○	○			
青森県	東通村	○						○	○				○			
青森県	風間浦村					○							○			○
青森県	佐井村					○							○			○
青森県	三戸町		○				○						○			
青森県	五戸町					○		○								○
青森県	田子町	○	○										○			○
青森県	南部町		○				○						○			○
青森県	階上町					○							○			○
青森県	新郷村	○						○								○
岩手県	盛岡市					○							○			○
岩手県	宮古市	○						○					○			○
岩手県	大船渡市		○	○				○					○			○
岩手県	花巻市		○									○				○
岩手県	北上市					○	○									○
岩手県	久慈市	○					○		○			○				○
岩手県	遠野市					○	○									○
岩手県	一関市					○		○								○
岩手県	陸前高田市					○							○			○
岩手県	釜石市	○										○		○		
岩手県	二戸市					○			○			○	○			
岩手県	八幡平市					○							○			○
岩手県	奥州市	○											○			○
岩手県	滝沢市					○							○		○	
岩手県	雫石町		○				○						○			○
岩手県	葛巻町		○					○								○
岩手県	岩手町	○											○			○
岩手県	紫波町	○	○							○			○			○
岩手県	矢巾町					○							○			○
岩手県	西和賀町	○											○			○
岩手県	金ヶ崎町	○											○			○
岩手県	平泉町	○	○				○									○
岩手県	住田町					○							○			○
岩手県	大槌町	○	○	○			○					○	○			○
岩手県	山田町					○							○			○
岩手県	岩泉町		○					○	○							○

		問1 学校における業務改善について															
		(2)業務に係る負担軽減の取組															
都道府県名	市区町村名	I.給食時の対応					J.授業準備					K.学習評価や成績処理					
		①学級 担当と 栄養教 諭等と の連携 により 対応し ている。	②ランチ ルームの 整備等、 複数学 級・学年 が一斉に 給食をと ること のできる 環境を整 備してい る。	③地域 人材等 の協力を 得てい る。	④そ の他	⑤特 に取 り組 んで ない。	①サ ポート スタッ プの 参画を 図って いる。	②理科 の観察 補助員 の参画 を図っ ている。	③ICT を活用 して、 教材や 指導案 の共有 化を図 っている。	④教育 委員 会の教 育セン ター等 における 教材や 指導案 の共有 化に取 組んで いる。	⑤そ の他	⑥特 に取 り組 んで ない。	①補助 的業務 につい て、サ ポート スタッ プ等の 参画を 図って いる。	②ICTを 活用し て、学 習評価 や成績 処理に 係る事 務作業 の負担 軽減を 図って いる。	③そ の他	④特 に取 り組 んで ない。	
		岩手県	田野畑村					○			○					○	
岩手県	普代村					○						○					○
岩手県	軽米町	○					○		○				○	○			
岩手県	野田村					○						○					○
岩手県	九戸村	○					○		○								○
岩手県	洋野町		○									○					○
岩手県	一戸町					○	○										○
宮城県	石巻市	○										○		○			
宮城県	塩竈市					○						○		○			
宮城県	気仙沼市	○	○						○					○			
宮城県	白石市					○			○					○			
宮城県	名取市					○			○					○			
宮城県	角田市					○							○				○
宮城県	多賀城市	○					○							○			
宮城県	岩沼市	○	○					○				○	○	○		○	
宮城県	登米市	○										○	○	○			
宮城県	栗原市					○			○					○			
宮城県	東松島市	○				○						○		○		○	
宮城県	大崎市	○	○	○								○		○			
宮城県	富谷市					○		○						○			
宮城県	蔵王町	○							○								○
宮城県	七ヶ宿町		○									○					○
宮城県	大河原町					○			○					○			
宮城県	村田町	○										○		○			○
宮城県	柴田町	○										○		○			○
宮城県	川崎町					○						○				○	
宮城県	丸森町					○						○					○
宮城県	亘理町					○						○					○
宮城県	山元町					○	○										○
宮城県	松島町	○					○		○				○	○			
宮城県	七ヶ浜町					○						○					○
宮城県	利府町					○											○
宮城県	大和町	○							○					○			
宮城県	大郷町					○			○					○			
宮城県	大衡村								○					○			
宮城県	色麻町					○			○					○			
宮城県	加美町	○	○						○								○
宮城県	涌谷町					○							○				○
宮城県	美里町	○											○				○
宮城県	女川町	○											○				○
宮城県	南三陸町		○									○					○
秋田県	秋田市	○	○				○		○				○	○			
秋田県	能代市					○						○			○		
秋田県	横手市	○					○		○				○	○			
秋田県	大館市	○					○		○				○	○			
秋田県	男鹿市	○	○									○					○
秋田県	湯沢市					○	○						○				
秋田県	鹿角市					○	○					○	○				
秋田県	由利本荘市	○	○				○						○				
秋田県	潟上市	○	○	○			○		○				○	○			
秋田県	大仙市					○			○				○	○			
秋田県	北秋田市		○									○					○
秋田県	にかほ市		○						○					○			
秋田県	仙北市		○					○	○		○						○
秋田県	小坂町					○	○							○			
秋田県	上小阿仁村	○										○					○
秋田県	藤里町					○	○										○
秋田県	三種町	○										○					○
秋田県	八峰町		○						○								○
秋田県	五城目町	○							○								○
秋田県	八郎潟町	○					○							○			

		問1 学校における業務改善について														
		(2)業務に係る負担軽減の取組														
都道府県名	市区町村名	I.給食時の対応					J.授業準備					K.学習評価や成績処理				
		①学級 担当と 栄養教 諭等と の連携 により 対応し ている。	②ランチ ルームの 整備等、 複数学 級・学年 が一斉に 給食をと ること のできる 環境を整 備してい る。	③地域 人材等 の協力を 得てい る。	④そ の他	⑤特 に組み 組んで いない。	①サ ポート スタッ プの参 画を図 ってい る。	②理科 の観察 補助員 の参画 を図っ ている。	③ICT を活用 して、 教材や 指導案 の共有 化を図 ってい る。	④教育 委員 会の教 育セン ター等 におけ る教材 や指導 案の共 有化に 取り組 んでいる。	⑤そ の他	⑥特 に組み 組んで いない。	①補助 的業務 につい て、サ ポート スタッ プ等の 参画を 図って いる。	②ICTを 活用し て、学 習評価 や成績 処理に 係る事 務作業 の負担 軽減を 図って いる。	③そ の他	④特 に組み 組んで いない。
秋田県	井川町	○	○				○		○					○		
秋田県	大湯村					○										○
秋田県	美郷町	○										○		○		
秋田県	羽後町	○	○	○			○					○	○			
秋田県	東成瀬村		○				○	○				○	○			
山形県	山形市	○					○		○			○	○			
山形県	米沢市	○										○	○			
山形県	鶴岡市					○	○		○	○			○			
山形県	酒田市	○	○				○						○			
山形県	新庄市	○										○				○
山形県	寒河江市	○	○					○					○			
山形県	上山市	○					○						○			
山形県	村山市	○	○				○						○			○
山形県	長井市					○	○		○			○	○			○
山形県	天童市					○		○			○		○			○
山形県	東根市	○					○		○			○	○			
山形県	尾花沢市	○	○					○				○	○			
山形県	南陽市		○				○		○			○	○			
山形県	山辺町		○									○	○			
山形県	中山町	○					○		○				○			
山形県	河北町		○						○				○			
山形県	西川町	○	○									○				○
山形県	朝日町	○										○	○			
山形県	大江町	○	○					○		○			○			
山形県	大石田町					○						○				○
山形県	金山町	○				○						○	○			
山形県	最上町	○	○	○					○	○			○	○		
山形県	舟形町	○		○								○				○
山形県	真室川町		○									○				○
山形県	大蔵村	○	○				○					○	○			
山形県	鮭川村	○	○					○				○	○			
山形県	戸沢村	○	○					○				○	○			
山形県	高島町	○	○						○			○	○			
山形県	川西町	○									○		○			
山形県	小国町	○	○						○				○			
山形県	白鷹町					○						○	○			
山形県	飯豊町					○						○	○			
山形県	三川町		○				○		○				○			
山形県	庄内町					○	○						○			
山形県	遊佐町	○	○					○				○	○			
福島県	福島市					○						○	○			
福島県	会津若松市	○					○	○	○			○	○			
福島県	郡山市	○	○				○	○	○	○		○	○	○		
福島県	いわき市					○		○	○				○			
福島県	白河市		○				○	○					○			○
福島県	須賀川市					○		○					○			
福島県	喜多方市	○					○		○			○	○			
福島県	相馬市					○						○	○			
福島県	二本松市					○		○					○			
福島県	田村市	○	○				○	○					○			○
福島県	南相馬市	○					○	○					○			
福島県	伊達市	○	○				○						○			
福島県	本宮市	○	○					○					○			
福島県	桑折町					○		○					○			○
福島県	国見町	○										○				○
福島県	川俣町		○									○	○			
福島県	大玉村					○						○	○			
福島県	鏡石町	○										○				○
福島県	天栄村		○					○					○			
福島県	下郷町		○									○				○
福島県	檜枝岐村		○				○					○				

		問1 学校における業務改善について																
		(2)業務に係る負担軽減の取組																
都道府県名	市区町村名	I.給食時の対応					J.授業準備					K.学習評価や成績処理						
		①学級 担当と 栄養教 諭等と の連携 により 対応し ている。	②ランチ ルームの 整備等、 複数学 級・学年 が一斉に 給食をと ること のできる 環境を整 備してい る。	③地域 人材等 の協力を 得てい る。	④そ の他	⑤特 に取 り組 んで ない。	①サ ポート スタッ プの 参画を 図って いる。	②理科 の観察 補助員 の参画 を図っ ている。	③ICT を活用 して、 教材や 指導案 の共有 化を図 っている。	④教育 委員 会の教 育セン ター等 における 教材や 指導案 の共有 化に取 り組ん でいる。	⑤そ の他	⑥特 に取 り組 んで ない。	①補助 的業務 につい て、サ ポート スタッ プ等の 参画を 図って いる。	②ICTを 活用し て、学 習評価 や成績 処理に 係る事 務作業 の負担 軽減を 図って いる。	③そ の他	④特 に取 り組 んで ない。		
		福島県	只見町	○	○													
福島県	南会津町	○	○															○
福島県	北塩原村		○															○
福島県	西会津町	○	○															○
福島県	磐梯町	○	○															○
福島県	猪苗代町									○								○
福島県	会津坂下町	○								○								○
福島県	湯川村																	○
福島県	柳津町																	○
福島県	三島町		○							○								○
福島県	金山町		○							○								○
福島県	昭和村	○								○								○
福島県	会津美里町	○																○
福島県	西郷村									○								○
福島県	泉崎村																	○
福島県	中島村																	○
福島県	矢吹町	○	○	○														○
福島県	棚倉町	○	○															○
福島県	矢祭町		○															○
福島県	東白川郡塙町	○	○							○								○
福島県	鮫川村	○																○
福島県	石川町	○																○
福島県	玉川村		○															○
福島県	平田村																	○
福島県	浅川町																	○
福島県	古殿町																	○
福島県	三春町		○							○								○
福島県	小野町	○																○
福島県	広野町	○																○
福島県	檜葉町		○															○
福島県	富岡町	○	○															○
福島県	川内村	○	○															○
福島県	大熊町	○	○															○
福島県	双葉町	○																○
福島県	浪江町		○															○
福島県	葛尾村		○															○
福島県	新地町	○																○
福島県	飯館村	○	○															○
茨城県	水戸市	○	○							○	○	○	○					○
茨城県	日立市	○																○
茨城県	土浦市	○																○
茨城県	古河市	○																○
茨城県	石岡市	○																○
茨城県	結城市	○																○
茨城県	龍ヶ崎市	○																○
茨城県	下妻市	○																○
茨城県	常総市																	○
茨城県	常陸太田市	○																○
茨城県	高萩市	○																○
茨城県	北茨城市	○	○															○
茨城県	笠間市	○																○
茨城県	取手市																	○
茨城県	牛久市	○																○
茨城県	つくば市	○																○
茨城県	ひたちなか市	○																○
茨城県	鹿嶋市	○																○
茨城県	潮来市	○	○															○
茨城県	守谷市	○																○
茨城県	常陸大宮市	○																○

		問1 学校における業務改善について														
		(2)業務に係る負担軽減の取組														
都道府県名	市区町村名	I.給食時の対応				J.授業準備						K.学習評価や成績処理				
		①学級 担当と 栄養教 諭等と の連携 により 対応し ている。	②ランチ ルームの 整備等、 複数学 級・学年 が一斉に 給食をと ること のできる 環境を整 備してい る。	③地域 人材等 の協力を 得てい る。	④そ の他	⑤特 に取 り組 んで ない。	①サ ポート スタッ プの 参画を 図って いる。	②理科 の観察 補助員 の参画 を 図って いる。	③ICT を活用 して、 教材や 指導案 の共有 化を 図って いる。	④教育 委員 会の 教育 セン ター 等に おける 教材 や指 導案 の共有 化に 取り 組んで いる。	⑤そ の他	⑥特 に取 り組 んで ない。	①補助 的業務 につい て、サ ポート スタッ プ等 の参 画を 図って いる。	②ICT を 活用 して、 学習 評価 や成 績処 理に 係る 事務 作業 の負 担軽 減を 図って いる。	③そ の他	④特 に取 り組 んで ない。
茨城県	那珂市		○					○	○							○
茨城県	筑西市	○					○	○					○			
茨城県	坂東市					○		○					○			
茨城県	稲敷市	○	○					○					○			
茨城県	かすみがうら市	○						○		○			○			
茨城県	桜川市	○							○				○			
茨城県	神栖市	○									○					○
茨城県	行方市	○							○				○			
茨城県	鉾田市	○	○				○	○					○			
茨城県	つくばみらい市	○						○			○		○			
茨城県	小美玉市	○							○				○			
茨城県	茨城町					○			○				○			
茨城県	大洗町	○	○	○			○	○	○			○	○			
茨城県	城里町	○						○	○				○			
茨城県	東海村	○	○				○	○	○							○
茨城県	大子町	○									○					○
茨城県	美浦村	○					○	○					○			
茨城県	阿見町	○									○		○			
茨城県	河内町		○								○		○			
茨城県	八千代町	○							○				○			
茨城県	五霞町			○				○	○				○			
茨城県	境町	○					○	○								○
茨城県	利根町					○					○					○
栃木県	宇都宮市	○	○	○					○	○		○	○			
栃木県	足利市	○	○						○	○			○			
栃木県	栃木市	○		○					○	○			○			
栃木県	佐野市	○	○						○	○			○			
栃木県	鹿沼市	○	○	○							○		○			
栃木県	日光市	○	○				○					○				
栃木県	小山市	○					○		○				○			
栃木県	真岡市	○	○				○		○				○			
栃木県	大田原市	○	○				○	○	○	○		○	○			
栃木県	矢板市	○	○						○	○			○			
栃木県	那須塩原市	○						○	○	○			○			
栃木県	さくら市	○	○					○					○			
栃木県	那須烏山市					○	○						○			
栃木県	下野市	○	○						○	○			○			
栃木県	上三川町		○								○		○			
栃木県	益子町					○	○			○		○	○			
栃木県	茂木町					○					○					○
栃木県	市貝町	○									○					○
栃木県	芳賀町	○	○					○	○			○	○			
栃木県	壬生町					○					○		○			
栃木県	野木町	○											○			
栃木県	塩谷町	○	○				○		○	○		○	○			
栃木県	高根沢町		○						○	○			○			
栃木県	那須町	○	○					○	○	○			○			
栃木県	那珂川町	○	○						○	○			○			
群馬県	前橋市					○	○		○	○			○			
群馬県	高崎市					○	○		○	○		○	○			
群馬県	桐生市	○					○		○	○			○			
群馬県	伊勢崎市		○				○		○	○			○			
群馬県	太田市	○					○			○			○			
群馬県	沼田市	○	○				○					○	○			
群馬県	館林市	○					○						○			
群馬県	渋川市					○					○		○			
群馬県	藤岡市					○	○		○	○			○			
群馬県	富岡市	○		○			○		○	○		○	○			
群馬県	安中市	○							○				○			



		問1 学校における業務改善について														
		(2)業務に係る負担軽減の取組														
都道府県名	市区町村名	I.給食時の対応					J.授業準備					K.学習評価や成績処理				
		①学級 担当と 栄養教 諭等と の連携 により 対応し ている。	②ランチ ルームの 整備等、 複数学 級・学年 が一斉に 給食をと ること のできる 環境を整 備してい る。	③地域 人材等 の協力を 得てい る。	④そ の他	⑤特 に取 り組 んで ない。	①サ ポート スタッ プの 参画を 図って いる。	②理科 の観察 補助員 の参画 を図っ ている。	③ICT を活用 して、 教材や 指導案 の共有 化を図 っている。	④教育 委員 会の教 育セン ター等 における 教材や 指導案 の共有 化に取 組んで いる。	⑤そ の他	⑥特 に取 り組 んで ない。	①補助 的業務 につい て、サ ポート スタッ プ等の 参画を 図って いる。	②ICTを 活用し て、学 習評価 や成績 処理に 係る事 務作業 の負担 軽減を 図って いる。	③そ の他	④特 に取 り組 んで ない。
群馬県	みどり市					○	○	○				○	○			
群馬県	榛東村	○					○	○					○			
群馬県	吉岡町	○					○	○	○				○			
群馬県	上野村		○								○					○
群馬県	神流町	○									○					○
群馬県	下仁田町					○					○		○			
群馬県	南牧村		○								○					○
群馬県	甘楽町				○		○					○				
群馬県	中之条町	○	○				○					○				
群馬県	長野原町					○					○					○
群馬県	嬭恋村		○								○					○
群馬県	草津町	○	○				○		○							○
群馬県	高山村					○			○							○
群馬県	東吾妻町	○	○				○		○							○
群馬県	片品村					○					○					○
群馬県	川場村		○						○							○
群馬県	昭和村	○	○								○					○
群馬県	みなかみ町	○									○					○
群馬県	玉村町	○						○	○				○			
群馬県	板倉町	○									○			○		
群馬県	明和町	○						○						○		
群馬県	千代田町	○						○						○		
群馬県	大泉町					○		○						○		
群馬県	邑楽町	○					○		○					○		
埼玉県	川越市					○		○	○	○			○			
埼玉県	熊谷市	○	○				○	○				○	○			
埼玉県	川口市	○						○	○				○			
埼玉県	行田市	○					○	○					○			
埼玉県	秩父市	○					○	○					○			
埼玉県	所沢市	○	○				○	○	○				○			
埼玉県	飯能市	○	○								○					○
埼玉県	加須市	○						○	○				○			
埼玉県	本庄市					○					○					○
埼玉県	東松山市	○	○	○				○					○			
埼玉県	春日部市		○				○		○				○			
埼玉県	狭山市					○	○		○	○			○	○		
埼玉県	羽生市	○					○	○					○		○	
埼玉県	鴻巣市	○	○				○	○	○				○			
埼玉県	深谷市	○	○	○			○	○	○			○				
埼玉県	上尾市	○	○		○			○					○			
埼玉県	草加市	○						○					○			
埼玉県	越谷市	○						○	○				○			
埼玉県	蕨市					○		○	○				○			
埼玉県	戸田市					○	○	○	○	○			○			
埼玉県	入間市	○						○					○			
埼玉県	朝霞市	○	○				○	○	○				○			
埼玉県	志木市	○					○						○			
埼玉県	和光市	○	○					○	○				○			
埼玉県	新座市	○		○			○	○					○			
埼玉県	桶川市					○		○	○				○			
埼玉県	久喜市	○	○				○	○	○				○			
埼玉県	北本市	○	○				○	○	○	○			○		○	
埼玉県	八潮市					○		○					○			
埼玉県	富士見市	○	○					○	○				○			
埼玉県	三郷市	○	○					○	○				○			
埼玉県	蓮田市					○					○					○
埼玉県	坂戸市	○					○						○			
埼玉県	幸手市					○					○					○
埼玉県	鶴ヶ島市					○					○					○
埼玉県	日高市					○	○	○	○			○	○			
埼玉県	吉川市					○	○					○	○			

		問1 学校における業務改善について																	
		(2)業務に係る負担軽減の取組																	
都道府県名	市区町村名	I.給食時の対応				J.授業準備						K.学習評価や成績処理							
		①学級 担当と 栄養教 諭等と の連携 により 対応し ている。	②ランチ ルームの 整備等、 複数学 級・学年 が一緒に 給食をと ること のできる 環境を整 備してい る。	③地域 人材等 の協力を 得てい る。	④そ の他	⑤特 に取 り組 んで ない。	①サ ポート スタッ プの 参画を 図って いる。	②理科 の観察 補助員 の参画 を図っ ている。	③ICT を活用 して、 教材や 指導案 の共有 化を図 っている。	④教育 委員 会の教 育セン ター等 における 教材や 指導案 の共有 化に取 り組ん でいる。	⑤そ の他	⑥特 に取 り組 んで ない。	①補助 的業務 につい て、サ ポート スタッ プ等の 参画を 図って いる。	②ICTを 活用し て、学 習評価 や成績 処理に 係る事 務作業 の負担 軽減を 図って いる。	③そ の他	④特 に取 り組 んで ない。			
埼玉県	ふじみ野市					○			○								○		
埼玉県	白岡市	○					○	○	○								○	○	
埼玉県	伊奈町	○	○				○	○	○		○						○	○	
埼玉県	三芳町	○						○									○	○	
埼玉県	毛呂山町					○		○									○	○	
埼玉県	越生町	○	○						○								○	○	
埼玉県	滑川町					○			○								○	○	
埼玉県	嵐山町	○		○			○	○	○							○	○	○	
埼玉県	小川町	○							○		○						○	○	
埼玉県	川島町					○			○								○	○	
埼玉県	吉見町	○							○								○	○	
埼玉県	鳩山町					○			○								○	○	
埼玉県	ときがわ町		○													○	○	○	
埼玉県	横瀬町	○							○										○
埼玉県	皆野町	○					○											○	
埼玉県	長瀨町					○			○								○	○	
埼玉県	小鹿野町					○	○		○								○	○	
埼玉県	東秩父村		○														○	○	
埼玉県	美里町	○					○									○	○	○	
埼玉県	神川町		○						○								○	○	
埼玉県	上里町	○							○	○							○	○	
埼玉県	寄居町					○			○								○	○	
埼玉県	宮代町					○											○	○	
埼玉県	杉戸町	○															○	○	
埼玉県	松伏町	○	○						○								○	○	
千葉県	銚子市					○											○	○	
千葉県	市川市	○					○		○		○					○	○	○	
千葉県	船橋市	○	○	○			○	○	○	○	○					○	○	○	
千葉県	館山市	○	○						○	○	○						○	○	
千葉県	木更津市					○			○	○	○						○	○	
千葉県	松戸市	○					○	○	○	○	○					○	○	○	
千葉県	野田市	○							○	○	○						○	○	
千葉県	茂原市					○			○	○	○						○	○	
千葉県	成田市					○			○	○	○						○	○	
千葉県	佐倉市	○							○	○	○						○	○	
千葉県	東金市	○					○		○	○	○						○	○	
千葉県	旭市	○	○						○	○	○						○	○	
千葉県	習志野市	○							○	○	○						○	○	
千葉県	柏市	○					○	○	○	○	○						○	○	
千葉県	勝浦市	○														○	○	○	
千葉県	市原市					○			○	○	○						○	○	
千葉県	流山市	○					○		○	○	○					○	○	○	
千葉県	八千代市	○					○	○	○	○	○						○	○	
千葉県	我孫子市	○	○				○	○	○	○	○					○	○	○	
千葉県	鴨川市	○							○	○	○						○	○	
千葉県	鎌ヶ谷市					○	○	○	○	○	○					○	○	○	
千葉県	君津市					○	○		○	○	○					○	○	○	
千葉県	富津市	○							○	○	○						○	○	
千葉県	浦安市					○			○	○	○						○	○	
千葉県	四街道市	○							○	○	○						○	○	
千葉県	袖ヶ浦市					○			○	○	○						○	○	
千葉県	八街市	○				○										○	○	○	
千葉県	印西市					○					○						○	○	
千葉県	白井市	○					○		○	○	○					○	○	○	
千葉県	富里市	○						○	○	○	○						○	○	
千葉県	南房総市	○	○						○	○	○						○	○	
千葉県	匝瑳市					○			○	○	○						○	○	
千葉県	香取市					○										○	○	○	
千葉県	山武市					○			○	○	○						○	○	
千葉県	いすみ市	○														○	○	○	
千葉県	大網白里市	○	○						○	○	○						○	○	

		問1 学校における業務改善について														
		(2)業務に係る負担軽減の取組														
		I.給食時の対応					J.授業準備					K.学習評価や成績処理				
都道府県名	市区町村名	①学級 担当と 栄養教 諭等と の連携 により 対応し ている。	②ランチ ルームの 整備等、 複数学 級・学年 が一斉に 給食をと ること のできる 環境を整 備してい る。	③地 域人 材等 の協 力を 得て い	④そ の 他	⑤特 に取 り組 んで ない。	①サ ポート スタッ プの 参画 を図っ ている。	②理科 の観 察補 助員 の参 画を 図っ ている。	③ICT を活 用し て、 教材 や指 導案 の共 有化 を図 って いる。	④教育 委員 会の 教育 セン ター 等に おけ る教 材や 指導 案の 共有 化に 取り 組ん でい る。	⑤そ の 他	⑥特 に取 り組 んで ない。	①補 助的 業務 につ いて 、サ ポート スタッ プ等 の参 画を 図っ ている。	②ICT を活 用し て、 学習 評価 や成 績処 理に 係る 事務 作業 の負 担軽 減を 図っ ている。	③そ の 他	④特 に取 り組 んで ない。
千葉県	酒々井町	○					○	○	○				○			
千葉県	栄町					○	○									○
千葉県	神崎町	○										○		○		
千葉県	多古町		○				○						○			
千葉県	東庄町					○						○				○
千葉県	九十九里町					○			○					○		
千葉県	芝山町					○	○		○					○		
千葉県	横芝光町	○	○						○					○		
千葉県	一宮町	○					○		○					○		
千葉県	睦沢町		○									○				○
千葉県	長生村	○	○						○					○		
千葉県	白子町	○					○						○	○		
千葉県	長柄町					○						○		○		
千葉県	長南町	○							○					○		
千葉県	大多喜町					○						○				○
千葉県	御宿町					○			○					○		
千葉県	鋸南町	○					○		○							○
東京都	千代田区					○		○	○				○	○		
東京都	中央区					○	○	○					○	○		
東京都	港区	○	○				○	○	○				○			
東京都	新宿区	○					○	○	○	○			○	○		
東京都	文京区	○	○				○	○	○	○			○	○		
東京都	台東区					○		○					○	○		
東京都	墨田区	○					○		○				○	○		
東京都	江東区	○	○				○	○	○	○			○	○		
東京都	品川区	○	○	○			○	○	○	○			○	○		
東京都	目黒区					○	○	○	○	○			○	○		
東京都	大田区	○	○				○	○	○	○			○	○		
東京都	世田谷区		○	○			○	○	○	○			○	○		
東京都	渋谷区					○			○				○	○		
東京都	中野区	○					○	○	○				○	○		
東京都	杉並区	○					○	○	○	○			○	○		
東京都	豊島区	○	○		○		○	○	○				○	○		
東京都	北区	○					○	○								○
東京都	荒川区	○	○				○	○	○				○	○		
東京都	板橋区		○					○	○				○	○		
東京都	練馬区			○			○	○	○		○		○	○		
東京都	足立区	○	○				○	○	○				○	○		
東京都	葛飾区	○	○				○	○					○	○		
東京都	江戸川区	○					○	○	○	○			○	○		
東京都	八王子市	○					○	○	○	○			○	○		
東京都	立川市	○		○			○	○	○	○					○	
東京都	武蔵野市		○				○	○	○	○	○		○	○		
東京都	三鷹市		○				○						○	○		
東京都	青梅市	○					○	○						○		○
東京都	府中市		○					○	○				○	○		
東京都	昭島市					○		○	○				○	○		
東京都	調布市	○						○	○							○
東京都	町田市					○			○							○
東京都	小金井市	○						○								○
東京都	小平市	○	○	○	○		○	○	○			○	○			
東京都	日野市	○	○				○	○	○	○				○		
東京都	東村山市	○	○	○			○	○	○							○
東京都	国分寺市					○	○	○					○	○		
東京都	国立市					○	○	○					○	○		
東京都	福生市					○					○		○	○		
東京都	狛江市	○					○		○	○			○	○		
東京都	東大和市					○		○								○
東京都	清瀬市	○	○	○			○		○	○			○	○		
東京都	東久留米市	○	○				○			○			○	○		
東京都	武蔵村山市					○	○	○	○				○	○		

		問1 学校における業務改善について														
		(2)業務に係る負担軽減の取組														
都道府県名	市区町村名	I.給食時の対応					J.授業準備					K.学習評価や成績処理				
		①学級 担当と 栄養教 諭等と の連携 により 対応し ている。	②ランチ ルームの 整備等、 複数学 級・学年 が一斉に 給食をと ること のできる 環境を整 備してい る。	③地域 人材等 の協力を 得てい る。	④そ の他	⑤特 に組み 込んで いない。	①サ ポート スタッ プの参 画を図 っている。	②理科 の観察 補助員 の参画 を図っ ている。	③ICT を活用 して、 教材や 指導案 の共有 化を図 っている。	④教育 委員 会の教 育セン ター等 における 教材や 指導案 の共有 化に取 組んで いる。	⑤そ の他	⑥特 に組み 込んで いない。	①補助 的業務 につい て、サ ポート スタッ プ等の 参画を 図って いる。	②ICTを 活用し て、学 習評価 や成績 処理に 係る事 務作業 の負担 軽減を 図って いる。	③そ の他	④特 に組み 込んで いない。
		東京都	多摩市	○	○				○	○				○	○	
東京都	稲城市					○		○					○			
東京都	羽村市	○		○				○					○			
東京都	あきる野市					○	○					○				
東京都	西東京市					○	○					○				
東京都	瑞穂町					○		○			○					○
東京都	日の出町	○	○					○								○
東京都	檜原村	○	○					○								○
東京都	奥多摩町					○	○	○							○	
東京都	大島町	○				○	○						○			
東京都	利島村	○									○					○
東京都	新島村					○	○									○
東京都	神津島村					○						○				
東京都	三宅村					○					○					○
東京都	御蔵島村		○					○								○
東京都	八丈町		○					○								○
東京都	青ヶ島村	○	○				○	○					○			
東京都	小笠原村					○	○									○
神奈川県	横須賀市	○	○					○	○				○			
神奈川県	平塚市	○	○					○					○			
神奈川県	鎌倉市	○							○				○			
神奈川県	藤沢市	○		○			○	○	○				○			
神奈川県	小田原市	○	○	○			○	○	○				○			
神奈川県	茅ヶ崎市	○	○				○	○	○				○			
神奈川県	逗子市	○					○	○	○				○			
神奈川県	三浦市	○					○	○	○				○			
神奈川県	秦野市					○			○	○			○			
神奈川県	厚木市	○	○				○	○	○	○			○			
神奈川県	大和市	○	○					○	○	○			○			
神奈川県	伊勢原市	○						○	○	○			○			
神奈川県	海老名市	○	○	○			○	○	○	○			○			
神奈川県	座間市	○						○	○	○			○			
神奈川県	南足柄市	○					○	○	○	○			○			
神奈川県	綾瀬市	○						○	○	○			○			
神奈川県	葉山町	○						○		○						○
神奈川県	寒川町	○							○				○			
神奈川県	大磯町					○						○				○
神奈川県	二宮町					○						○				○
神奈川県	中井町	○	○	○						○		○	○			
神奈川県	大井町		○				○	○	○			○	○			
神奈川県	松田町	○	○				○	○				○	○			
神奈川県	山北町	○	○							○			○			
神奈川県	開成町	○						○					○			
神奈川県	箱根町	○				○	○						○			
神奈川県	真鶴町	○	○							○			○		○	
神奈川県	湯河原町	○	○				○		○				○			
神奈川県	愛川町					○		○	○							○
神奈川県	清川村		○							○						○
新潟県	長岡市	○					○	○	○			○	○			
新潟県	三条市	○	○	○			○	○	○			○	○			
新潟県	柏崎市	○	○				○	○	○			○	○			
新潟県	新発田市	○						○	○			○	○			
新潟県	小千谷市	○					○						○			○
新潟県	加茂市	○	○					○					○			
新潟県	十日町市					○			○				○			○
新潟県	見附市	○	○					○	○				○			
新潟県	村上市	○	○					○	○				○			
新潟県	燕市	○	○	○				○	○	○			○			
新潟県	糸魚川市	○								○			○			
新潟県	妙高市		○							○			○			
新潟県	五泉市					○	○									○

		問1 学校における業務改善について														
		(2)業務に係る負担軽減の取組														
都道府県名	市区町村名	I.給食時の対応				J.授業準備						K.学習評価や成績処理				
		①学級 担当と 栄養教 諭等と の連携 により 対応し ている。	②ランチ ルームの 整備等、 複数 学級・学 年が一 斉に給 食をと ること のでき る環境 を整備 している。	③地域 人材等 の協力 を得て いる。	④そ の他	⑤特 に取 り組 んで ない。	①サ ポート スタッ フの 参画 を図 って いる。	②理科 の観察 補助員 の参画 を図 って いる。	③ICT を活用 して、 教材や 指導案 の共有 化を図 って いる。	④教育 委員 会の教 育セン ターに おける 教材や 指導案 の共有 化に取 組んで いる。	⑤そ の他	⑥特 に取 り組 んで ない。	①補助 的業務 につい て、サ ポート スタッ フ等の 参画を 図って いる。	②ICTを 活用し て、学 習評価 や成績 処理に 係る事 務作業 の負担 軽減を 図って いる。	③そ の他	④特 に取 り組 んで ない。
		新潟県	上越市	○	○			○		○	○			○	○	
新潟県	阿賀野市	○	○								○				○	
新潟県	佐渡市	○	○			○		○					○			
新潟県	魚沼市		○					○					○			
新潟県	南魚沼市				○			○					○			
新潟県	胎内市		○							○					○	
新潟県	聖籠町		○					○					○			
新潟県	弥彦村	○	○			○		○					○			
新潟県	田上町		○			○	○								○	
新潟県	阿賀町	○	○			○						○	○			
新潟県	出雲崎町	○								○					○	
新潟県	湯沢町				○					○					○	
新潟県	津南町	○								○			○			
新潟県	刈羽村				○					○					○	
新潟県	関川村		○			○		○				○	○			
新潟県	粟島浦村				○					○					○	
富山県	富山市	○	○			○			○			○	○			
富山県	高岡市	○				○	○	○	○			○	○			
富山県	魚津市				○	○	○	○	○			○	○			
富山県	氷見市	○	○			○	○	○	○			○	○			
富山県	滑川市	○	○			○	○	○	○			○	○			
富山県	黒部市	○	○			○		○	○			○	○			
富山県	砺波市	○	○			○	○	○	○			○	○			
富山県	小矢部市	○	○			○	○					○	○			
富山県	南砺市	○	○			○		○	○			○	○			
富山県	射水市	○	○			○	○	○	○			○	○			
富山県	舟橋村	○	○			○	○	○							○	
富山県	上市町				○				○				○			
富山県	立山町		○			○						○				
富山県	入善町		○				○								○	
富山県	朝日町	○	○	○		○	○	○	○						○	
石川県	金沢市		○			○		○	○				○			
石川県	七尾市	○				○		○	○			○	○			
石川県	小松市	○				○	○	○	○						○	
石川県	輪島市	○	○							○					○	
石川県	珠洲市	○	○			○		○				○	○			
石川県	加賀市				○	○			○			○	○			
石川県	羽咋市				○			○					○			
石川県	かほく市				○	○		○				○				
石川県	白山市				○	○		○					○			
石川県	能美市	○				○		○	○				○			
石川県	野々市市				○	○		○				○	○			
石川県	川北町		○			○	○	○	○			○				
石川県	河北郡津幡町	○	○							○				○		
石川県	内灘町				○			○					○			
石川県	志賀町	○	○			○		○					○			
石川県	宝達志水町	○	○						○				○			
石川県	中能登町	○	○	○		○	○	○					○			
石川県	穴水町	○				○		○		○					○	
石川県	能登町		○			○		○					○			
福井県	福井市				○		○						○			
福井県	敦賀市	○				○		○	○			○	○			
福井県	小浜市	○	○					○	○				○			
福井県	大野市				○			○					○		○	
福井県	勝山市	○				○	○	○					○			
福井県	鯖江市				○	○	○	○				○	○			
福井県	あわら市		○			○		○	○						○	
福井県	越前市	○	○			○	○	○	○			○	○			
福井県	坂井市	○	○			○	○	○	○			○	○			
福井県	永平寺町				○	○	○	○				○	○			

		問1 学校における業務改善について															
		(2)業務に係る負担軽減の取組															
都道府県名	市区町村名	I.給食時の対応				J.授業準備				K.学習評価や成績処理							
		①学級 担当と 栄養教 諭等と の連携 により 対応し ている。	②ランチ ルームの 整備等、 複数学 級・学年 が一斉に 給食をと ること のできる 環境を整 備してい る。	③地域 人材等 の協力を 得てい る。	④そ の他	⑤特 に取 り組 んで ない。	①サ ポート スタッ プの 参画を 図って いる。	②理科 の観察 補助員 の参画 を図っ ている。	③ICT を活用 して、 教材や 指導案 の共有 化を図 っている。	④教育 委員 会の教 育セン ター等 における 教材や 指導案 の共有 化に取 組んで いる。	⑤そ の他	⑥特 に取 り組 んで ない。	①補助 的業務 につい て、サ ポート スタッ プ等の 参画を 図って いる。	②ICTを 活用し て、学 習評価 や成績 処理に 係る事 務作業 の負担 軽減を 図って いる。	③そ の他	④特 に取 り組 んで ない。	
福井県	池田町	○	○	○					○								○
福井県	南越前町	○	○	○				○	○								○
福井県	越前町	○	○				○	○						○			
福井県	美浜町					○	○	○					○				
福井県	高浜町	○						○									○
福井県	おおい町		○					○					○				○
福井県	若狭町					○						○					○
山梨県	甲府市	○					○	○					○				
山梨県	富士吉田市					○							○			○	
山梨県	都留市	○					○	○					○				
山梨県	山梨市	○			○			○							○		
山梨県	大月市					○						○					○
山梨県	韮崎市	○					○	○					○	○			
山梨県	南アルプス市		○				○	○					○	○			
山梨県	北杜市					○		○					○	○			
山梨県	甲斐市					○	○	○					○	○			
山梨県	笛吹市	○	○									○					○
山梨県	上野原市		○				○										○
山梨県	甲州市		○	○				○					○				
山梨県	中央市	○	○				○	○					○				
山梨県	市川三郷町	○						○									○
山梨県	早川町					○							○				○
山梨県	身延町					○		○									○
山梨県	南部町	○						○					○				○
山梨県	富士川町	○					○	○					○		○		
山梨県	昭和町	○	○					○					○				
山梨県	道志村	○										○					○
山梨県	西桂町	○	○				○						○				
山梨県	忍野村	○					○	○	○				○	○	○		
山梨県	山中湖村					○	○						○				
山梨県	鳴沢村		○					○									○
山梨県	富士河口湖町	○	○					○	○				○				
山梨県	小菅村	○	○					○					○				
山梨県	丹波山村		○					○					○				
長野県	長野市	○			○		○	○	○				○	○			
長野県	松本市				○	○	○	○	○				○	○			
長野県	上田市				○			○									○
長野県	岡谷市				○	○							○				
長野県	飯田市				○	○							○				
長野県	諏訪市	○			○		○	○	○				○	○			
長野県	須坂市	○										○	○				
長野県	小諸市	○							○								○
長野県	伊那市	○		○			○	○									○
長野県	駒ヶ根市	○					○	○					○				
長野県	中野市				○			○									○
長野県	大町市				○								○				○
長野県	飯山市		○										○				○
長野県	茅野市	○					○						○				
長野県	塩尻市	○	○				○	○	○				○				
長野県	佐久市				○		○	○	○				○				
長野県	千曲市			○	○			○	○	○			○	○			
長野県	東御市	○	○						○				○	○			
長野県	安曇野市				○			○							○		
長野県	小海町		○					○					○				
長野県	川上村	○	○														○
長野県	南牧村	○	○	○							○						○
長野県	南相木村		○	○									○				○
長野県	北相木村		○										○				○
長野県	佐久穂町	○					○										○

		問1 学校における業務改善について														
		(2)業務に係る負担軽減の取組														
都道府県名	市区町村名	I.給食時の対応					J.授業準備					K.学習評価や成績処理				
		①学級 担当と 栄養教 諭等と の連携 により 対応し ている。	②ランチ ルームの 整備等、 複数学 級・学年 が一斉に 給食をと ること のできる 環境を整 備してい る。	③地域 人材等 の協力を 得てい る。	④そ の他	⑤特 に取 り組 んで ない。	①サ ポート スタッ プの 参画を 図って いる。	②理科 の観察 補助員 の参画 を図っ ている。	③ICT を活用 して、 教材や 指導案 の共有 化を図 っている。	④教育 委員 会の教 育セン ター等 における 教材や 指導案 の共有 化に取 組んで いる。	⑤そ の他	⑥特 に取 り組 んで ない。	①補助 的業務 につい て、サ ポート スタッ プ等の 参画を 図って いる。	②ICTを 活用し て、学 習評価 や成績 処理に 係る事 務作業 の負担 軽減を 図って いる。	③そ の他	④特 に取 り組 んで ない。
長野県	軽井沢町	○	○				○							○		
長野県	御代田町					○	○		○				○	○		
長野県	立科町	○									○		○			○
長野県	青木村	○	○						○				○	○		
長野県	長和町		○								○					○
長野県	下諏訪町	○									○					○
長野県	富士見町	○	○						○							○
長野県	原村	○							○				○			○
長野県	辰野町			○						○						○
長野県	箕輪町	○	○				○	○	○	○		○	○			○
長野県	飯島町	○					○				○					○
長野県	南箕輪村		○				○			○		○				○
長野県	中川村		○								○					○
長野県	宮田村		○				○					○				○
長野県	松川町	○					○		○			○				○
長野県	高森町	○					○		○							○
長野県	阿南町		○								○					○
長野県	阿智村	○	○				○	○	○				○			○
長野県	平谷村	○	○						○							○
長野県	根羽村					○					○					○
長野県	下條村					○					○					○
長野県	売木村		○								○					○
長野県	天龍村	○	○				○		○				○			○
長野県	泰阜村	○	○								○					○
長野県	喬木村					○			○				○			○
長野県	豊丘村	○									○					○
長野県	大鹿村		○						○							○
長野県	上松町		○						○							○
長野県	南木曾町	○	○						○							○
長野県	木祖村	○	○								○					○
長野県	王滝村	○	○						○							○
長野県	大桑村	○	○								○					○
長野県	木曾町	○	○						○							○
長野県	麻績村		○				○									○
長野県	生坂村					○			○							○
長野県	山形村					○						○				○
長野県	朝日村					○	○						○			○
長野県	筑北村	○							○							○
長野県	池田町					○					○			○		○
長野県	松川村					○					○					○
長野県	白馬村	○							○							○
長野県	小谷村	○	○								○					○
長野県	坂城町					○		○					○			○
長野県	小布施町	○	○				○		○							○
長野県	高山村					○					○					○
長野県	山ノ内町					○			○				○			○
長野県	木島平村	○									○					○
長野県	野沢温泉村		○								○					○
長野県	信濃町					○			○				○			○
長野県	小川村					○					○					○
長野県	飯綱町					○		○								○
長野県	栄村	○	○					○								○
岐阜県	岐阜市	○						○	○	○			○			○
岐阜県	大垣市	○		○				○	○				○			○
岐阜県	高山市	○							○							○
岐阜県	多治見市	○							○				○		○	○
岐阜県	関市	○	○					○	○						○	○
岐阜県	中津川市					○			○							○
岐阜県	美濃市	○						○	○				○			○
岐阜県	瑞浪市	○						○	○				○			○
岐阜県	羽島市	○	○					○	○				○			○

		問1 学校における業務改善について														
		(2)業務に係る負担軽減の取組														
都道府県名	市区町村名	I.給食時の対応				J.授業準備						K.学習評価や成績処理				
		①学級 担当と 栄養教 諭等と の連携 により 対応し ている。	②ランチ ルームの 整備等、 複数学 級・学年 が一斉に 給食をと ること のできる 環境を整 備してい る。	③地域 人材等 の協力を 得てい る。	④そ の他	⑤特 に取 り組 んで ない。	①サ ポート スタッ プの 参画 を 図 っ て い る。	②理 科の 観察 補助 員の 参画 を 図 っ て い る。	③ICT を活用 して、 教材や 指導案 の共有 化を 図 っ て い る。	④教育 委員 会の 教育 セン ター 等に おける 教材 や指 導案 の共有 化に 取り 組ん でい る。	⑤そ の他	⑥特 に取 り組 んで ない。	①補助 的業務 につい て、サ ポート スタッ プ等 の参 画を 図 っ て い る。	②ICT を活用 して、 学習 評価 や成 績処理 に係る 事務 作業 の負担 軽減 を 図 っ て い る。	③そ の他	④特 に取 り組 んで ない。
		岐阜県	恵那市	○	○		○			○	○				○	
岐阜県	美濃加茂市	○						○	○			○	○			
岐阜県	土岐市	○									○					○
岐阜県	各務原市	○					○	○					○			
岐阜県	可児市	○					○	○					○			
岐阜県	山県市	○	○				○	○					○			
岐阜県	瑞穂市				○		○	○	○				○			○
岐阜県	飛騨市				○						○		○			
岐阜県	本巣市	○	○				○	○	○			○	○			
岐阜県	郡上市	○						○	○				○			
岐阜県	下呂市	○							○				○			
岐阜県	海津市		○								○		○			
岐阜県	養老町	○	○					○	○				○			
岐阜県	垂井町	○					○					○				
岐阜県	関ヶ原町		○					○								○
岐阜県	神戸町	○						○					○			
岐阜県	輪之内町				○			○					○			
岐阜県	安八町	○						○							○	
岐阜県	揖斐川町	○	○					○	○							○
岐阜県	大野町	○	○					○	○			○	○			
岐阜県	池田町	○	○					○					○			
岐阜県	北方町	○						○			○		○			
岐阜県	坂祝町	○	○					○								○
岐阜県	富加町				○			○					○			
岐阜県	川辺町				○			○					○			
岐阜県	七宗町	○	○					○					○			○
岐阜県	八百津町	○	○					○					○			
岐阜県	白川町	○						○					○			
岐阜県	東白川村		○					○								○
岐阜県	御嵩町	○					○		○			○	○			
岐阜県	白川村	○	○					○					○			
岐阜県	羽島郡二町 (岐南町、笠 松町)	○						○					○			
静岡県	沼津市				○	○							○			
静岡県	熱海市	○	○			○		○				○	○			
静岡県	三島市		○					○					○			
静岡県	富士宮市	○						○					○			
静岡県	伊東市	○	○			○		○				○	○			
静岡県	島田市	○			○			○					○			
静岡県	富士市	○	○					○					○			
静岡県	磐田市				○			○	○				○			
静岡県	焼津市	○			○	○		○	○			○	○			
静岡県	掛川市	○				○		○				○	○			
静岡県	藤枝市				○		○	○					○			
静岡県	御殿場市	○	○			○		○				○	○			
静岡県	袋井市	○				○		○				○	○			
静岡県	下田市	○				○	○	○				○	○			
静岡県	裾野市	○				○		○				○	○			
静岡県	湖西市	○	○		○			○	○	○		○	○			
静岡県	伊豆市				○	○							○			
静岡県	御前崎市	○						○					○			
静岡県	菊川市				○	○		○				○	○			
静岡県	伊豆の国市				○						○		○			
静岡県	牧之原市	○	○			○	○	○				○	○			
静岡県	東伊豆町	○				○		○				○	○			○
静岡県	河津町				○	○						○				
静岡県	南伊豆町				○	○										○
静岡県	松崎町			○		○						○				
静岡県	西伊豆町		○								○			○		
静岡県	函南町	○				○		○				○	○			



		問1 学校における業務改善について														
		(2)業務に係る負担軽減の取組														
		I.給食時の対応					J.授業準備					K.学習評価や成績処理				
都道府県名	市区町村名	①学級 担当と 栄養教 諭等と の連携 により 対応し ている。	②ランチ ルームの 整備等、 複数学 級・学年 が一斉に 給食をと ることの できる環 境を整備 している。	③地域 人材等 の協力を 得ている。	④その他	⑤特に 取り組ん でいない。	①サポ ートスタ ッフの参 画を図っ ている。	②理科 の観察補 助員の参 画を図っ ている。	③ICTを 活用して、 教材や指 導案の共 有化を図 っている。	④教育委 員会の教 育センタ ー等にお ける教材 や指導案 の共有化 に取り組 んでいる。	⑤その他	⑥特に 取り組ん でいない。	①補助 的業務に ついて、サ ポートスタ ッフ等の参 画を図っ ている。	②ICTを活 用して、学 習評価や 成績処理 に係る事 務作業の 負担軽減 を図ってい る。	③その他	④特に 取り組ん でいない。
静岡県	清水町				○		○		○	○			○	○		
静岡県	長泉町					○	○	○					○	○		
静岡県	小山町	○	○				○						○	○		
静岡県	吉田町				○		○	○						○		
静岡県	川根本町	○	○				○		○					○		
静岡県	森町	○	○				○							○		
愛知県	豊橋市	○						○	○					○		
愛知県	岡崎市					○	○	○	○					○		
愛知県	一宮市	○						○	○					○		
愛知県	瀬戸市	○					○		○					○		
愛知県	半田市					○			○					○		
愛知県	春日井市	○							○	○				○		
愛知県	豊川市	○					○	○						○		
愛知県	津島市	○							○					○		
愛知県	碧南市	○							○					○		
愛知県	刈谷市			○				○	○		○			○		
愛知県	豊田市					○			○					○		
愛知県	安城市					○		○	○					○		
愛知県	西尾市	○	○				○	○						○		
愛知県	蒲郡市					○			○					○		
愛知県	犬山市	○							○					○		
愛知県	常滑市					○			○					○		
愛知県	江南市	○							○					○		
愛知県	小牧市					○			○					○		
愛知県	稲沢市	○							○					○		
愛知県	新城市	○	○						○	○				○		
愛知県	東海市	○								○				○		
愛知県	大府市	○					○		○	○				○		
愛知県	知多市					○						○				○
愛知県	知立市	○							○	○				○		
愛知県	尾張旭市					○			○					○		
愛知県	高浜市	○							○	○				○		
愛知県	岩倉市	○							○					○		
愛知県	豊明市					○	○		○					○		
愛知県	日進市	○							○		○			○		
愛知県	田原市					○			○					○		
愛知県	愛西市		○						○					○		
愛知県	清須市	○										○				○
愛知県	北名古屋					○								○		
愛知県	弥富市	○	○				○							○		
愛知県	みよし市	○						○	○	○				○		
愛知県	あま市	○					○		○					○		
愛知県	長久手市	○							○			○		○		
愛知県	東郷町					○						○		○		
愛知県	豊山町	○										○		○		
愛知県	大口町	○	○									○		○		
愛知県	扶桑町	○					○							○		
愛知県	大治町	○							○	○				○		
愛知県	蟹江町					○	○							○		
愛知県	飛島村		○						○					○		
愛知県	阿久比町	○										○		○		
愛知県	東浦町	○								○				○		
愛知県	南知多町					○						○				○
愛知県	美浜町	○								○				○		
愛知県	武豊町					○		○						○		
愛知県	幸田町	○						○						○		
愛知県	設楽町	○									○					○
愛知県	東栄町	○	○								○					○
愛知県	豊根村	○	○								○					○
三重県	津市	○	○				○		○				○	○		
三重県	四日市市	○					○		○	○			○	○		

		問1 学校における業務改善について														
		(2)業務に係る負担軽減の取組														
都道府県名	市区町村名	I.給食時の対応					J.授業準備					K.学習評価や成績処理				
		①学級 担当と 栄養教 諭等と の連携 により 対応し ている。	②ランチ ルームの 整備等、 複数学 級・学年 が一斉に 給食をと ること のできる 環境を整 備してい る。	③地域 人材等 の協力を 得てい る。	④そ の他	⑤特 に取 り組 んで ない。	①サ ポート スタッ プの 参画を 図って いる。	②理科 の観察 補助員 の参画 を図っ ている。	③ICT を活用 して、 教材や 指導案 の共有 化を図 っている。	④教育 委員 会の教 育セン ター等 における 教材や 指導案 の共有 化に取 組んで いる。	⑤そ の他	⑥特 に取 り組 んで ない。	①補助 的業務 につい て、サ ポート スタッ プ等の 参画を 図って いる。	②ICTを 活用し て、学 習評価 や成績 処理に 係る事 務作業 の負担 軽減を 図って いる。	③そ の他	④特 に取 り組 んで ない。
三重県	伊勢市	○	○					○	○			○	○			
三重県	松阪市					○		○				○	○			
三重県	桑名市	○	○	○				○	○			○	○			
三重県	鈴鹿市	○					○	○				○	○			
三重県	名張市	○					○	○	○			○	○			
三重県	尾鷲市	○									○	○	○			
三重県	亀山市	○	○					○	○			○	○			
三重県	鳥羽市	○	○								○	○	○			○
三重県	熊野市	○									○	○	○			
三重県	いなべ市					○		○				○	○			
三重県	志摩市					○					○	○	○			
三重県	伊賀市	○					○					○	○			○
三重県	木曾岬町	○						○				○	○			
三重県	東員町	○	○					○	○			○	○			
三重県	菰野町	○									○	○	○			
三重県	朝日町	○						○	○			○	○			
三重県	川越町	○				○		○			○	○	○			
三重県	多気町						○					○	○			○
三重県	明和町	○									○	○	○			○
三重県	大台町	○	○	○				○	○			○	○			
三重県	玉城町	○					○	○	○			○	○			
三重県	度会町	○									○	○	○			
三重県	大紀町	○	○								○	○	○			○
三重県	南伊勢町	○					○	○	○			○	○			
三重県	紀北町	○	○	○							○	○	○			○
三重県	御浜町	○	○					○	○			○	○			
三重県	紀宝町		○								○	○	○			○
滋賀県	大津市	○						○	○	○		○	○			
滋賀県	彦根市					○		○	○			○	○			
滋賀県	長浜市	○					○					○	○			
滋賀県	近江八幡市	○						○				○	○			
滋賀県	草津市					○	○	○	○			○	○			
滋賀県	守山市					○	○	○	○			○	○			
滋賀県	栗東市					○	○	○	○			○	○			
滋賀県	甲賀市	○					○	○	○			○	○			
滋賀県	野洲市					○	○	○	○			○	○			
滋賀県	湖南市					○					○	○	○			○
滋賀県	高島市	○						○	○			○	○			
滋賀県	東近江市	○					○	○	○	○		○	○			
滋賀県	米原市		○				○	○	○			○	○			
滋賀県	日野町	○	○				○	○	○			○	○			
滋賀県	竜王町					○		○	○			○	○			
滋賀県	愛荘町	○	○									○	○			
滋賀県	豊郷町		○					○	○			○	○			
滋賀県	甲良町	○						○	○			○	○			
滋賀県	多賀町	○	○					○	○			○	○			
京都府	福知山市					○						○	○			○
京都府	舞鶴市	○									○	○	○			
京都府	綾部市	○	○					○	○			○	○			
京都府	宇治市	○	○				○	○	○			○	○			
京都府	宮津市	○									○	○	○			○
京都府	亀岡市					○		○	○			○	○			○
京都府	城陽市					○					○	○	○			○
京都府	向日市	○	○				○	○	○			○	○			
京都府	長岡京市	○						○	○			○	○			
京都府	八幡市	○						○	○			○	○			
京都府	京田辺市					○	○	○	○			○	○			
京都府	京丹後市					○		○	○			○	○			
京都府	南丹市					○		○	○			○	○			○
京都府	木津川市					○		○	○			○	○			
京都府	大山崎町	○	○					○	○			○	○			

		問1 学校における業務改善について														
		(2)業務に係る負担軽減の取組														
都道府県名	市区町村名	I.給食時の対応				J.授業準備				K.学習評価や成績処理						
		①学級 担当と 栄養教 諭等と の連携 により 対応し ている。	②ランチ ルームの 整備等、 複数学 級・学年 が一斉に 給食をと ること のできる 環境を整 備してい る。	③地域 人材等 の協力を 得てい る。	④そ の他	⑤特 に組み 込んで いない。	①サ ポート スタッ プの参 画を図 ってい る。	②理科 の観察 補助員 の参画 を図っ ている。	③ICT を活用 して、 教材や 指導案 の共有 化を図 ってい る。	④教育 委員 会の教 育セン ター等 における 教材や 指導案 の共有 化に取 組んで いる。	⑤そ の他	⑥特 に組み 込んで いない。	①補助 的業務 につい て、サ ポート スタッ プ等の 参画を 図って いる。	②ICTを 活用し て、学 習評価 や成績 処理に 係る事 務作業 の負担 軽減を 図って いる。	③そ の他	④特 に組み 込んで いない。
京都府	久御山町	○	○				○	○					○			
京都府	井手町	○						○	○		○		○	○		
京都府	宇治田原町	○		○			○	○				○	○			
京都府	精華町	○										○	○			
京都府	京丹波町	○	○				○	○				○	○			
京都府	伊根町		○					○					○			
京都府	与謝野町		○				○	○				○				
京都府	相楽東部広 域連合	○	○									○				○
大阪府	岸和田市	○		○				○	○				○			
大阪府	豊中市	○						○	○	○					○	
大阪府	池田市	○						○					○			
大阪府	吹田市	○						○	○				○			
大阪府	泉大津市	○						○					○			
大阪府	高槻市	○	○					○	○				○			
大阪府	貝塚市	○	○					○	○				○			
大阪府	守口市	○	○				○	○					○			
大阪府	枚方市	○					○						○			
大阪府	茨木市	○					○	○	○							○
大阪府	八尾市	○	○					○	○				○			
大阪府	泉佐野市	○										○	○			
大阪府	富田林市	○										○	○			
大阪府	寝屋川市	○						○								○
大阪府	河内長野市	○					○	○	○				○			
大阪府	松原市	○	○					○					○			
大阪府	大東市	○					○						○			
大阪府	和泉市	○						○	○	○			○			
大阪府	箕面市	○					○	○	○				○			
大阪府	柏原市	○	○					○					○			
大阪府	羽曳野市					○							○			○
大阪府	門真市					○	○						○			
大阪府	摂津市	○	○				○	○	○				○	○		
大阪府	高石市					○							○			○
大阪府	藤井寺市	○						○					○			
大阪府	東大阪市	○						○					○			
大阪府	泉南市					○							○			○
大阪府	四條畷市	○					○	○	○				○	○		
大阪府	交野市	○	○	○												○
大阪府	大阪狭山市	○					○	○	○							○
大阪府	阪南市	○						○					○			
大阪府	島本町	○										○				○
大阪府	豊能町	○						○	○							○
大阪府	能勢町	○	○					○	○				○			
大阪府	忠岡町	○						○								○
大阪府	熊取町	○										○				○
大阪府	田尻町	○					○	○					○	○		
大阪府	岬町	○	○									○				○
大阪府	太子町	○						○					○			
大阪府	河南町	○										○				○
大阪府	千早赤阪村					○						○				○
兵庫県	姫路市	○	○					○	○	○			○	○		
兵庫県	尼崎市	○					○	○	○	○			○	○		
兵庫県	明石市	○							○	○	○				○	
兵庫県	西宮市	○	○				○	○	○	○			○	○		
兵庫県	洲本市	○	○					○	○	○			○	○		
兵庫県	芦屋市	○					○	○	○	○			○	○		
兵庫県	伊丹市					○	○	○	○	○			○	○		
兵庫県	相生市	○		○			○	○	○				○	○		
兵庫県	豊岡市					○						○				○
兵庫県	加古川市	○						○	○				○	○		
兵庫県	赤穂市	○					○	○	○				○	○		

		問1 学校における業務改善について														
		(2)業務に係る負担軽減の取組														
都道府県名	市区町村名	I.給食時の対応					J.授業準備					K.学習評価や成績処理				
		①学級 担当と 栄養教 諭等と の連携 により 対応し ている。	②ランチ ルームの 整備等、 複数学 級・学年 が一斉に 給食をと ること のできる 環境を整 備してい る。	③地域 人材等 の協力を 得てい る。	④そ の他	⑤特 に取 り組 んで ない。	①サ ポート スタッ プの 参画を 図って いる。	②理科 の観察 補助員 の参画 を図っ ている。	③ICT を活用 して、 教材や 指導案 の共有 化を図 っている。	④教育 委員 会の 教育 セン ター 等に おける 教材 や指 導案 の共有 化に 取り 組んで いる。	⑤そ の他	⑥特 に取 り組 んで ない。	①補助 的業務 につ いて、 サポ ート スタッ プ等 の参 画を 図っ ている。	②ICT を活 用し て、 学 習評 価や 成績 処理 に係 る事 務作 業の 負担 軽減 を図 って いる。	③そ の他	④特 に取 り組 んで ない。
		兵庫県	西脇市	○					○	○	○	○			○	○
兵庫県	宝塚市	○					○		○	○			○			
兵庫県	三木市	○					○		○	○			○			
兵庫県	高砂市	○	○						○					○		
兵庫県	川西市	○	○						○					○		
兵庫県	小野市		○				○		○					○		
兵庫県	三田市	○							○		○			○		
兵庫県	加西市	○	○				○	○	○	○				○		
兵庫県	篠山市	○	○						○					○		
兵庫県	養父市	○	○				○		○					○		
兵庫県	丹波市	○	○	○			○		○					○		
兵庫県	南あわじ市	○	○	○			○	○	○		○		○	○		
兵庫県	朝来市				○				○					○		
兵庫県	淡路市	○					○		○	○			○	○		
兵庫県	宍粟市	○		○			○		○	○				○		
兵庫県	加東市	○					○		○	○				○		
兵庫県	たつの市	○					○		○					○		
兵庫県	猪名川町					○	○		○	○				○		
兵庫県	多可町	○	○				○		○					○		
兵庫県	稲美町	○					○	○						○		
兵庫県	播磨町	○					○		○				○	○		
兵庫県	市川町					○	○		○					○		
兵庫県	福崎町	○					○		○					○		
兵庫県	神河町	○					○		○					○		
兵庫県	太子町					○	○		○					○		
兵庫県	上郡町	○					○		○					○		
兵庫県	佐用町	○	○				○		○	○				○		
兵庫県	香美町	○	○				○		○					○		
兵庫県	新温泉町	○					○					○	○			
奈良県	奈良市	○							○	○						○
奈良県	大和高田市	○							○					○		
奈良県	大和郡山市	○	○											○		
奈良県	天理市	○					○		○					○		
奈良県	橿原市				○	○									○	
奈良県	桜井市	○	○						○					○		
奈良県	五條市	○	○				○	○	○					○		
奈良県	御所市	○	○						○							○
奈良県	生駒市	○							○					○		
奈良県	香芝市	○					○									○
奈良県	葛城市					○							○	○		
奈良県	宇陀市	○	○										○	○		
奈良県	山添村	○	○						○							○
奈良県	平群町					○			○					○		
奈良県	三郷町	○									○					○
奈良県	斑鳩町	○	○						○					○		
奈良県	安堵町	○	○										○			○
奈良県	川西町	○												○		○
奈良県	三宅町	○												○		○
奈良県	田原本町					○	○	○	○					○		
奈良県	曾爾村	○	○						○							○
奈良県	御杖村		○						○							○
奈良県	高取町	○							○							○
奈良県	明日香村		○											○		○
奈良県	上牧町	○												○		○
奈良県	王寺町	○												○		○
奈良県	広陵町	○												○		○
奈良県	河合町	○							○							○
奈良県	吉野町					○			○							○
奈良県	大淀町	○							○							○
奈良県	下市町					○								○		○
奈良県	黒滝村	○												○		○

		問1 学校における業務改善について														
		(2)業務に係る負担軽減の取組														
都道府県名	市区町村名	I.給食時の対応				J.授業準備				K.学習評価や成績処理						
		①学級 担当と 栄養教 諭等と の連携 により 対応し ている。	②ランチ ルームの 整備等、 複数学 級・学年 が一斉に 給食をと ること のできる 環境を整 備してい る。	③地域 人材等 の協力を 得てい る。	④そ の他	⑤特 に取 り組 んで ない。	①サ ポート スタッ プの 参画を 図って いる。	②理科 の観察 補助員 の参画 を図っ ている。	③ICT を活用 して、 教材や 指導案 の共有 化を図 っている。	④教育 委員 会の 教育 セン ター 等に おける 教材 や指 導案 の共有 化に 取り 組んで いる。	⑤そ の他	⑥特 に取 り組 んで ない。	①補助 的業務 につ いて、 サポ ート スタッ プ等 の参 画を 図っ ている。	②ICT を活 用し て、 学 習評 価や 成績 処理 に係 る事 務作 業の 負担 軽減 を図 ってい る。	③そ の他	④特 に取 り組 んで ない。
奈良県	天川村	○	○									○				○
奈良県	野迫川村	○	○									○				○
奈良県	十津川村	○	○									○	○			
奈良県	下北山村	○	○									○				○
奈良県	上北山村		○									○				○
奈良県	川上村	○	○	○			○	○					○			○
奈良県	東吉野村		○					○								○
奈良県	川西町・三 宅町式下中 学校組合	○										○	○			
和歌山県	和歌山市	○					○		○					○		
和歌山県	海南市	○					○									○
和歌山県	橋本市					○		○					○			
和歌山県	有田市					○	○	○				○				
和歌山県	御坊市	○	○				○	○					○			
和歌山県	田辺市	○	○				○					○	○			
和歌山県	新宮市	○	○				○					○	○			
和歌山県	紀の川市	○					○					○				
和歌山県	岩出市	○					○		○			○	○			
和歌山県	紀美野町	○	○									○	○			
和歌山県	かつらぎ町					○						○				○
和歌山県	九度山町	○										○	○			
和歌山県	高野町					○						○	○			
和歌山県	湯浅町	○					○		○				○			
和歌山県	広川町					○						○			○	
和歌山県	有田川町		○				○					○	○			
和歌山県	美浜町					○						○				○
和歌山県	日高町					○		○								○
和歌山県	由良町		○									○				○
和歌山県	印南町	○	○									○	○			
和歌山県	みなべ町					○	○		○							○
和歌山県	日高川町	○										○				○
和歌山県	白浜町	○						○					○			
和歌山県	上富田町	○		○			○	○				○	○			
和歌山県	すさみ町	○						○					○			
和歌山県	那智勝浦町	○	○					○					○			
和歌山県	太地町	○					○	○								○
和歌山県	古座川町	○	○									○	○			
和歌山県	北山村		○					○								○
和歌山県	串本町	○										○				○
鳥取県	鳥取市					○						○	○			
鳥取県	米子市					○	○	○				○	○			
鳥取県	倉吉市	○										○	○			
鳥取県	境港市	○	○				○					○				
鳥取県	岩美町					○		○					○			
鳥取県	若桜町	○						○								○
鳥取県	智頭町					○	○	○					○			
鳥取県	八頭町	○						○				○	○			
鳥取県	三朝町					○		○		○			○	○		
鳥取県	湯梨浜町		○					○				○	○			
鳥取県	琴浦町		○					○				○	○			
鳥取県	北栄町	○					○						○			
鳥取県	日吉津村					○						○				○
鳥取県	大山町	○	○				○	○					○			
鳥取県	南部町	○				○	○	○	○			○	○			
鳥取県	伯耆町	○										○	○			
鳥取県	日南町		○									○	○			
鳥取県	日野町					○						○				○
鳥取県	江府町		○				○						○			
島根県	松江市	○	○					○					○			
島根県	浜田市		○									○				○

		問1 学校における業務改善について														
		(2)業務に係る負担軽減の取組														
都道府県名	市区町村名	I.給食時の対応				J.授業準備				K.学習評価や成績処理						
		①学級 担当と 栄養教 諭等と の連携 により 対応し ている。	②ランチ ルームの 整備等、 複数学 級・学年 が一斉に 給食をと ること のできる 環境を整 備してい る。	③地域 人材等 の協力を 得てい る。	④そ の他	⑤特 に取 り組 んで ない。	①サ ポート スタッ プの 参画を 図って いる。	②理科 の観察 補助員 の参画 を図っ ている。	③ICT を活用 して、 教材や 指導案 の共有 化を図 っている。	④教育 委員 会の教 育セン ター等 における 教材や 指導案 の共有 化に取 組んで いる。	⑤そ の他	⑥特 に取 り組 んで ない。	①補助 的業務 につい て、サ ポート スタッ プ等の 参画を 図って いる。	②ICTを 活用し て、学 習評価 や成績 処理に 係る事 務作業 の負担 軽減を 図って いる。	③そ の他	④特 に取 り組 んで ない。
島根県	出雲市	○						○					○			
島根県	益田市		○					○	○				○			
島根県	大田市	○	○					○	○				○			
島根県	安来市	○	○				○		○							○
島根県	江津市	○			○							○				○
島根県	雲南市	○	○									○				○
島根県	奥出雲町	○	○									○				○
島根県	飯南町	○	○					○					○			
島根県	川本町	○						○								○
島根県	美郷町	○						○								○
島根県	邑南町					○						○				○
島根県	津和野町	○	○					○								○
島根県	吉賀町					○						○				○
島根県	海士町		○					○								○
島根県	西ノ島町					○						○				○
島根県	知夫村		○				○		○							○
島根県	隠岐の島町		○									○				○
岡山県	倉敷市	○						○	○	○			○			
岡山県	津山市		○					○	○				○			
岡山県	玉野市				○		○					○				
岡山県	笠岡市	○					○	○	○	○			○			
岡山県	井原市	○	○					○	○				○			
岡山県	総社市	○	○					○	○	○			○	○		
岡山県	高梁市		○					○	○	○			○	○		
岡山県	新見市	○	○					○	○	○			○	○		
岡山県	備前市				○			○	○				○	○		
岡山県	瀬戸内市	○	○					○	○	○			○	○		
岡山県	赤磐市	○						○	○				○			○
岡山県	真庭市		○					○	○				○	○		
岡山県	美作市				○							○		○		
岡山県	浅口市	○						○	○				○	○		
岡山県	和気町		○					○	○				○	○		
岡山県	早島町	○	○					○	○				○	○		
岡山県	里庄町	○	○					○	○				○	○		
岡山県	矢掛町				○		○	○	○				○	○		
岡山県	新庄村		○									○				○
岡山県	鏡野町	○	○					○					○			
岡山県	勝央町	○						○		○			○			
岡山県	奈義町	○						○					○			
岡山県	西粟倉村		○									○			○	
岡山県	久米南町		○									○				○
岡山県	美咲町		○									○				
岡山県	吉備中央町		○					○				○				
広島県	呉市				○							○		○		
広島県	竹原市	○						○	○				○			
広島県	三原市		○		○							○				○
広島県	尾道市	○						○	○	○			○	○		
広島県	福山市	○	○					○	○				○	○		
広島県	府中市	○						○					○			
広島県	三次市	○	○					○	○				○	○		
広島県	庄原市	○	○					○	○				○	○		
広島県	大竹市	○	○					○					○	○		
広島県	東広島市	○						○	○				○	○		
広島県	廿日市市				○		○	○	○				○	○		
広島県	安芸高田市	○	○					○	○				○	○		
広島県	江田島市	○						○	○				○	○		
広島県	府中町				○		○						○			
広島県	海田町	○							○				○			
広島県	熊野町	○						○					○			
広島県	坂町	○						○					○			
広島県	安芸太田町		○					○	○				○	○		

		問1 学校における業務改善について														
		(2)業務に係る負担軽減の取組														
都道府県名	市区町村名	I.給食時の対応				J.授業準備				K.学習評価や成績処理						
		①学級 担当と 栄養教 諭等と の連携 により 対応し ている。	②ランチ ルームの 整備等、 複数学 級・学年 が一斉に 給食をと ること のできる 環境を整 備してい る。	③地域 人材等 の協力を 得てい る。	④そ の他	⑤特 に組み 組んで いない。	①サ ポート スタッ プの参 画を図 ってい る。	②理科 の観察 補助員 の参画 を図っ ている。	③ICT を活用 して、 教材や 指導案 の共有 化を図 ってい る。	④教育 委員 会の教 育セン ターに おける 教材や 指導案 の共有 化に取 組んで いる。	⑤そ の他	⑥特 に組み 組んで いない。	①補助 的業務 につい て、サ ポート スタッ プ等の 参画を 図って いる。	②ICTを 活用し て、学 習評価 や成績 処理に 係る事 務作業 の負担 軽減を 図って いる。	③そ の他	④特 に組み 組んで いない。
広島県	北広島町	○				○		○					○			
広島県	大崎上島町	○	○			○		○					○			
広島県	世羅町	○				○		○				○	○			
広島県	神石高原町	○	○									○				○
山口県	下関市	○										○	○			
山口県	宇部市	○				○		○				○	○			
山口県	山口市	○					○	○				○	○			
山口県	萩市	○				○						○	○			
山口県	防府市	○						○				○	○			
山口県	下松市	○						○				○	○			
山口県	岩国市	○	○			○	○	○	○			○	○			
山口県	光市	○	○	○		○	○	○	○			○	○			
山口県	長門市	○	○			○		○								○
山口県	柳井市	○						○					○			
山口県	美祢市	○				○						○	○			
山口県	周南市	○	○			○						○	○			
山口県	山陽小野田 市	○	○			○	○	○	○				○			
山口県	周防大島町	○	○					○	○				○			
山口県	和木町	○						○					○			
山口県	上関町	○	○	○				○					○			
山口県	田布施町	○				○			○			○	○			
山口県	平生町	○	○			○							○			
山口県	阿武町	○	○	○				○					○			
徳島県	徳島市	○				○		○	○				○			
徳島県	鳴門市	○				○		○				○	○			
徳島県	小松島市	○				○		○					○			
徳島県	阿南市		○					○					○			
徳島県	吉野川市	○						○			○		○			
徳島県	阿波市	○						○					○			
徳島県	美馬市	○						○					○			
徳島県	三好市	○	○										○			
徳島県	勝浦町	○										○	○			
徳島県	上勝町				○							○	○			○
徳島県	佐那河内村				○							○	○			○
徳島県	石井町	○		○				○					○			
徳島県	神山町	○								○					○	
徳島県	那賀町	○									○					○
徳島県	牟岐町	○				○						○	○			
徳島県	美波町	○	○									○	○			○
徳島県	海陽町	○										○	○			
徳島県	松茂町	○				○						○	○			
徳島県	北島町	○						○								○
徳島県	藍住町				○							○	○			
徳島県	板野町	○						○					○			
徳島県	上板町	○						○					○			
徳島県	つるぎ町	○	○					○					○			○
徳島県	東みよし町	○				○		○	○			○	○			
香川県	高松市	○						○					○			
香川県	丸亀市				○	○		○	○			○	○			
香川県	坂出市	○				○	○						○			
香川県	善通寺市				○							○	○			○
香川県	観音寺市	○										○	○			
香川県	さぬき市	○			○	○							○			
香川県	東かがわ市				○							○				○
香川県	三豊市	○	○			○	○	○	○				○			
香川県	土庄町	○	○					○					○			
香川県	小豆島町	○				○		○					○			○
香川県	三木町	○						○					○			
香川県	直島町	○						○					○			
香川県	宇多津町	○				○	○						○			

		問1 学校における業務改善について														
		(2)業務に係る負担軽減の取組														
都道府県名	市区町村名	I.給食時の対応				J.授業準備						K.学習評価や成績処理				
		①学級 担当と 栄養教 諭等と の連携 により 対応し ている。	②ランチ ルームの 整備等、 複数学 級・学年 が一斉に 給食をと ること のできる 環境を整 備してい る。	③地域 人材等 の協力を 得てい る。	④そ の他	⑤特 に取 り組 んで ない。	①サ ポート スタッ プの 参画 を図っ ている。	②理科 の観察 補助員 の参画 を図っ ている。	③ICT を活用 して、 教材や 指導案 の共有 化を図 っている。	④教育 委員 会の教 育セン ター等 における 教材や 指導案 の共有 化に取 組んで いる。	⑤そ の他	⑥特 に取 り組 んで ない。	①補助 的業務 につい て、サ ポート スタッ プ等の 参画を 図って いる。	②ICTを 活用し て、学 習評価 や成績 処理に 係る事 務作業 の負担 軽減を 図って いる。	③そ の他	④特 に取 り組 んで ない。
		香川県	綾川町	○	○			○		○				○	○	
香川県	琴平町	○						○					○			
香川県	多度津町					○					○				○	
香川県	まんのう町	○	○								○			○		
愛媛県	松山市	○				○		○	○			○	○			
愛媛県	今治市	○				○						○	○			
愛媛県	宇和島市					○			○				○			
愛媛県	八幡浜市	○						○					○			
愛媛県	新居浜市	○				○		○							○	
愛媛県	西条市					○		○					○			
愛媛県	大洲市	○	○								○		○			
愛媛県	伊予市	○	○					○					○			
愛媛県	四国中央市	○	○			○		○					○			
愛媛県	西予市	○						○					○			
愛媛県	東温市				○			○					○			
愛媛県	上島町	○				○		○							○	
愛媛県	久万高原町	○				○				○					○	
愛媛県	松前町	○						○	○				○			
愛媛県	砥部町					○					○				○	
愛媛県	内子町					○					○		○			
愛媛県	伊方町		○					○							○	
愛媛県	松野町	○				○									○	
愛媛県	鬼北町		○					○					○			
愛媛県	愛南町					○		○				○	○			
高知県	高知市	○				○		○				○	○			
高知県	室戸市	○				○							○			
高知県	安芸市	○				○		○					○			
高知県	南国市	○				○	○	○	○			○	○			
高知県	土佐市					○	○	○							○	
高知県	須崎市	○				○		○							○	
高知県	宿毛市					○					○				○	
高知県	土佐清水市				○			○					○			
高知県	四万十市	○	○			○							○			
高知県	香南市	○						○					○			
高知県	香美市	○		○		○							○			
高知県	東洋町	○				○						○				
高知県	奈半利町	○										○			○	
高知県	田野町	○				○						○				
高知県	安田町					○					○				○	
高知県	北川村		○								○				○	
高知県	馬路村	○	○								○				○	
高知県	芸西村		○			○					○					
高知県	本山町					○		○					○			
高知県	大豊町					○	○								○	
高知県	土佐町		○						○				○			
高知県	大川村		○					○							○	
高知県	いの町	○				○					○	○				
高知県	仁淀川町					○		○							○	
高知県	中土佐町	○	○								○				○	
高知県	佐川町					○					○				○	
高知県	越知町	○			○	○					○		○			
高知県	梶原町	○	○					○				○				
高知県	日高村	○	○								○				○	
高知県	津野町	○	○			○						○				
高知県	四万十町	○	○	○				○							○	
高知県	大月町		○			○		○				○				
高知県	三原村	○	○	○		○		○							○	
高知県	黒潮町		○			○									○	
福岡県	大牟田市	○	○					○	○				○			
福岡県	久留米市	○	○					○	○				○			
福岡県	直方市					○					○				○	



		問1 学校における業務改善について														
		(2)業務に係る負担軽減の取組														
都道府県名	市区町村名	I.給食時の対応				J.授業準備				K.学習評価や成績処理						
		①学級 担当と 栄養教 諭等と の連携 により 対応し ている。	②ランチ ルームの 整備等、 複数学 級・学年 が一斉に 給食をと ること のできる 環境を整 備してい る。	③地域 人材等 の協力を 得てい る。	④そ の他	⑤特 に取 り組 んで ない。	①サ ポート スタッ プの 参画を 図って いる。	②理科 の観察 補助員 の参画 を図っ ている。	③ICT を活用 して、 教材や 指導案 の共有 化を図 っている。	④教育 委員 会の教 育セン ター等 における 教材や 指導案 の共有 化に取 組んで いる。	⑤そ の他	⑥特 に取 り組 んで ない。	①補助 的業務 につい て、サ ポート スタッ プ等の 参画を 図って いる。	②ICTを 活用し て、学 習評価 や成績 処理に 係る事 務作業 の負担 軽減を 図って いる。	③そ の他	④特 に取 り組 んで ない。
福岡県	飯塚市	○	○					○	○				○			
福岡県	田川市	○	○					○	○				○			
福岡県	柳川市	○						○					○			
福岡県	八女市	○	○	○			○	○	○				○			
福岡県	筑後市	○		○				○					○			
福岡県	大川市	○	○					○							○	
福岡県	行橋市	○						○					○			
福岡県	豊前市	○	○					○					○			
福岡県	中間市	○										○				○
福岡県	小郡市					○			○				○			
福岡県	筑紫野市					○						○				
福岡県	春日市	○						○					○			
福岡県	大野城市	○						○					○			
福岡県	宗像市	○	○					○	○			○	○			
福岡県	太宰府市	○						○					○			
福岡県	古賀市	○						○	○				○			
福岡県	福津市					○						○				
福岡県	うきは市	○	○					○	○				○			
福岡県	宮若市	○	○									○				
福岡県	嘉麻市	○						○	○			○				
福岡県	朝倉市	○						○	○				○			
福岡県	みやま市	○	○					○					○			
福岡県	糸島市	○	○					○	○				○			
福岡県	那珂川町							○								○
福岡県	宇美町	○	○	○								○				○
福岡県	篠栗町	○	○					○					○			
福岡県	志免町	○	○					○					○			
福岡県	須恵町	○										○				
福岡県	新宮町	○						○	○				○			
福岡県	久山町	○										○				
福岡県	粕屋町					○		○					○			
福岡県	芦屋町					○						○				○
福岡県	水巻町	○	○					○					○			
福岡県	岡垣町	○										○				○
福岡県	遠賀町		○									○				○
福岡県	小竹町	○						○					○			
福岡県	鞍手町	○										○				
福岡県	桂川町	○										○				○
福岡県	筑前町	○	○					○					○			
福岡県	東峰村	○	○									○				
福岡県	大刀洗町	○						○								○
福岡県	大木町					○	○					○				
福岡県	広川町	○										○				○
福岡県	香春町					○	○						○			
福岡県	添田町	○						○					○			○
福岡県	糸田町	○						○					○			
福岡県	川崎町					○						○				○
福岡県	大任町		○					○					○			
福岡県	赤村	○										○				○
福岡県	福智町					○						○				○
福岡県	苅田町		○			○		○					○			
福岡県	みやこ町		○					○					○			
福岡県	吉富町					○						○				○
福岡県	上毛町	○						○					○			
福岡県	築上町	○						○				○				
佐賀県	佐賀市		○					○	○				○			
佐賀県	唐津市	○						○					○			
佐賀県	鳥栖市					○	○	○					○			
佐賀県	多久市	○						○	○				○			
佐賀県	伊万里市	○	○					○					○			
佐賀県	武雄市	○						○					○			

		問1 学校における業務改善について														
		(2)業務に係る負担軽減の取組														
都道府県名	市区町村名	I.給食時の対応				J.授業準備				K.学習評価や成績処理						
		①学級 担当と 栄養教 諭等と の連携 により 対応し ている。	②ランチ ルームの 整備等、 複数学 級・学年 が一斉に 給食をと ること のできる 環境を整 備してい る。	③地域 人材等 の協力を 得てい る。	④そ の他	⑤特 に取 り組 んで ない。	①サ ポート スタッ プの 参画 を 図 っ て い る。	②理科 の観察 補助員 の参画 を 図 っ て い る。	③ICT を活用 して、 教材や 指導案 の共有 化を 図 っ て い る。	④教育 委員 会の 教育 セン ター 等に おける 教材 や指 導案 の共有 化に 取り 組ん で い る。	⑤そ の他	⑥特 に取 り組 んで ない。	①補助 的業務 につ いて、 サポ ート スタッ プ等 の参 画を 図 っ て い る。	②ICT を活 用し て、 学習 評価 や成 績処 理に 係る 事務 作業 の負 担軽 減を 図 っ て い る。	③そ の他	④特 に取 り組 んで ない。
佐賀県	鹿島市	○						○					○			
佐賀県	小城市	○						○	○				○			
佐賀県	嬉野市	○					○	○					○			
佐賀県	神埼市	○						○	○				○			
佐賀県	吉野ヶ里町					○		○					○			
佐賀県	基山町	○						○					○			
佐賀県	上峰町	○					○	○					○			
佐賀県	みやき町	○						○								○
佐賀県	玄海町	○						○					○			
佐賀県	有田町	○	○					○					○			
佐賀県	大町町	○		○				○					○			
佐賀県	江北町	○					○	○					○			
佐賀県	白石町	○					○	○	○			○	○			
佐賀県	太良町	○						○					○			
長崎県	長崎市	○		○	○			○	○			○	○			
長崎県	佐世保市	○						○	○				○			
長崎県	島原市					○						○				○
長崎県	諫早市	○	○					○					○			
長崎県	大村市					○		○	○				○			
長崎県	平戸市	○	○					○					○			
長崎県	松浦市					○		○	○				○			
長崎県	対馬市					○		○					○			
長崎県	壱岐市	○	○					○					○			
長崎県	五島市	○	○					○	○				○			
長崎県	西海市					○		○					○			
長崎県	雲仙市		○					○					○			○
長崎県	南島原市	○						○					○			
長崎県	長与町	○						○					○			
長崎県	時津町	○						○					○			
長崎県	東彼杵町	○		○				○	○				○			
長崎県	川棚町					○		○					○			
長崎県	波佐見町	○	○									○				○
長崎県	小値賀町	○						○								○
長崎県	佐々町					○		○	○				○			
長崎県	新上五島町	○										○				
熊本県	八代市	○						○		○			○			
熊本県	人吉市	○						○					○			
熊本県	荒尾市	○						○					○			
熊本県	水俣市	○	○									○				○
熊本県	玉名市	○										○				○
熊本県	山鹿市	○						○					○			
熊本県	菊池市	○						○					○			
熊本県	宇土市	○						○					○			
熊本県	上天草市	○						○					○			
熊本県	宇城市	○	○					○					○			
熊本県	阿蘇市	○	○					○					○			
熊本県	天草市					○						○				
熊本県	合志市	○						○					○			
熊本県	美里町	○										○				○
熊本県	玉東町	○						○				○				
熊本県	南関町	○	○					○					○			
熊本県	長洲町					○						○				
熊本県	和水町	○	○					○	○				○			○
熊本県	大津町	○						○					○			
熊本県	菊陽町	○						○				○	○			
熊本県	南小国町					○						○				○
熊本県	小国町	○	○					○					○			
熊本県	産山村	○	○					○					○			
熊本県	高森町	○	○					○				○				
熊本県	西原村	○	○					○					○			
熊本県	南阿蘇村	○										○				○

		問1 学校における業務改善について														
		(2)業務に係る負担軽減の取組														
都道府県名	市区町村名	I.給食時の対応				J.授業準備						K.学習評価や成績処理				
		①学級 担当と 栄養教 諭等と の連携 により 対応し ている。	②ランチ ルームの 整備等、 複数学 級・学年 が一斉に 給食をと ること のできる 環境を整 備してい る。	③地域 人材等 の協力を 得てい る。	④そ の他	⑤特 に取 り組 んで ない。	①サ ポート スタッ プの 参画を 図って いる。	②理科 の観察 補助員 の参画 を図っ ている。	③ICT を活用 して、 教材や 指導案 の共有 を図っ ている。	④教育 委員 会の 教育 セン ター 等に おける 教材 や指 導案 の共有 化に 取り 組んで いる。	⑤そ の他	⑥特 に取 り組 んで ない。	①補助 的業務 につい て、サ ポート スタッ プ等 の参 画を 図って いる。	②ICT を 活用 して、 学習 評価 や成 績処 理に 係る 事務 作業 の負 担軽 減を 図っ ている。	③そ の他	④特 に取 り組 んで ない。
		熊本県	御船町	○						○					○	
熊本県	嘉島町	○					○	○					○			
熊本県	益城町	○										○				
熊本県	甲佐町	○										○				
熊本県	山都町		○					○								○
熊本県	氷川町	○					○	○					○			
熊本県	芦北町	○						○					○			
熊本県	津奈木町					○						○				
熊本県	錦町	○						○					○			
熊本県	多良木町					○						○				○
熊本県	湯前町	○										○				
熊本県	水上村	○	○					○					○			
熊本県	相良村	○	○				○	○	○				○			
熊本県	五木村	○	○				○	○	○							○
熊本県	山江村	○	○				○	○	○			○	○			
熊本県	球磨村	○	○					○	○				○			
熊本県	あさぎり町	○						○	○				○			
熊本県	苓北町	○						○	○							○
大分県	大分市					○		○				○				
大分県	別府市	○					○	○					○			
大分県	中津市	○	○				○	○	○				○			
大分県	日田市	○	○				○						○			
大分県	佐伯市	○	○					○					○			
大分県	臼杵市	○	○					○					○			
大分県	津久見市					○						○				○
大分県	竹田市	○	○					○	○				○			
大分県	豊後高田市	○						○	○				○			
大分県	杵築市	○						○	○				○			
大分県	宇佐市	○					○	○	○			○	○			
大分県	豊後大野市		○					○	○				○			
大分県	由布市					○	○	○					○			
大分県	国東市	○						○								○
大分県	姫島村					○						○				○
大分県	日出町	○	○				○	○								○
大分県	九重町					○	○					○				
大分県	玖珠町					○		○	○			○	○			
宮崎県	宮崎市					○	○	○				○	○			
宮崎県	都城市	○	○				○	○				○				
宮崎県	延岡市					○						○				○
宮崎県	日南市					○		○								○
宮崎県	小林市	○	○					○	○				○			
宮崎県	日向市					○		○					○			
宮崎県	串間市	○	○									○				
宮崎県	西都市					○						○				○
宮崎県	えびの市	○						○					○			
宮崎県	三股町	○	○				○	○	○			○	○			
宮崎県	高原町	○						○					○			
宮崎県	国富町					○		○								○
宮崎県	綾町	○										○				○
宮崎県	高鍋町	○										○				
宮崎県	新富町					○						○				
宮崎県	西米良村	○						○								○
宮崎県	木城町	○										○				○
宮崎県	川南町					○		○					○			
宮崎県	都農町	○						○	○				○			
宮崎県	門川町	○										○				
宮崎県	諸塚村	○	○									○				○
宮崎県	椎葉村	○	○					○								○
宮崎県	美郷町	○	○				○									○
宮崎県	高千穂町		○									○				○
宮崎県	日之影町	○	○				○	○	○			○	○			

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について													
		(2)業務に係る負担軽減の取組													
		I.給食時の対応				J.授業準備				K.学習評価や成績処理					
		①学級 担当と 栄養教 諭等と の連携 により 対応し ている。	②ラン チの整 備等、 複数 学級・ 学年 が一 斉に給 食をと ること のでき る環境 を整備 している。	③地 域人 材等 の協力 を得て いる。	④そ の他	⑤特 に取 り組 んで ない。	①サ ポート スタッ プの 参画 を図 っている。	②理 科の 観察 補助 員の 参画 を図 っている。	③ICT を活用 して、 教材 や指 導案 の共有 化を図 っている。	④教育 委員 会の 教育 セン ター 等に おける 教材 や指 導案 の共有 化に取 り組 んでいる。	⑤そ の他	⑥特 に取 り組 んで ない。	①補 助的 業務 につ いて、 サポ ート スタッ プ等 の参 画を 図っ ている。	②ICT を活用 して、 学習 評価 や成 績処 理に 係る 事務 作業 の負 担軽 減を 図っ ている。	③そ の他
宮崎県	五ヶ瀬町	○	○					○							○
鹿児島県	鹿児島市	○	○					○					○		
鹿児島県	鹿屋市		○							○		○			
鹿児島県	枕崎市	○								○					○
鹿児島県	阿久根市	○					○	○				○			
鹿児島県	出水市	○	○					○	○			○			
鹿児島県	指宿市					○									○
鹿児島県	西之表市	○	○	○						○					○
鹿児島県	垂水市		○			○		○				○	○		
鹿児島県	薩摩川内市	○	○					○	○			○	○		
鹿児島県	日置市	○						○	○			○	○		
鹿児島県	曾於市		○					○	○						○
鹿児島県	霧島市					○			○			○			
鹿児島県	いちき串木野市	○	○					○	○						○
鹿児島県	南さつま市					○				○					○
鹿児島県	志布志市	○						○	○			○			
鹿児島県	奄美市	○						○				○			
鹿児島県	南九州市					○				○					○
鹿児島県	伊佐市	○	○					○	○	○		○			
鹿児島県	始良市					○				○					○
鹿児島県	三島村		○						○			○			
鹿児島県	十島村	○							○			○			
鹿児島県	さつま町					○		○	○			○			
鹿児島県	長島町	○						○							○
鹿児島県	湧水町	○	○							○		○			
鹿児島県	大崎町	○							○						○
鹿児島県	東串良町	○							○						○
鹿児島県	錦江町		○							○					○
鹿児島県	南大隅町					○				○					○
鹿児島県	肝付町	○	○						○			○			
鹿児島県	中種子町					○				○		○			
鹿児島県	南種子町	○							○			○			
鹿児島県	屋久島町	○	○						○			○			
鹿児島県	大和村		○							○					○
鹿児島県	宇検村	○	○							○					○
鹿児島県	瀬戸内町					○			○			○			
鹿児島県	龍郷町		○							○		○			
鹿児島県	喜界町					○		○				○			
鹿児島県	徳之島町	○	○						○	○		○			
鹿児島県	天城町	○	○							○					○
鹿児島県	伊仙町					○				○				○	
鹿児島県	和泊町	○							○			○			
鹿児島県	知名町					○				○					○
鹿児島県	与論町					○		○				○			
沖縄県	那覇市					○				○					○
沖縄県	宜野湾市	○								○		○			
沖縄県	石垣市		○						○			○			
沖縄県	浦添市					○			○			○			
沖縄県	名護市					○	○		○			○	○		
沖縄県	糸満市					○			○			○	○		
沖縄県	沖縄市	○							○			○	○		
沖縄県	豊見城市	○						○				○	○		
沖縄県	うるま市	○							○			○	○		
沖縄県	宮古島市	○	○						○			○	○		
沖縄県	南城市					○						○	○		
沖縄県	国頭村		○						○			○	○		
沖縄県	大宜味村					○				○					○
沖縄県	東村	○	○						○						○
沖縄県	今帰仁村					○				○		○			
沖縄県	本部町					○				○					○

		問1 学校における業務改善について															
		(2)業務に係る負担軽減の取組															
都道府県名	市区町村名	I.給食時の対応					J.授業準備					K.学習評価や成績処理					
		①学級 担当と 栄養教 諭等と の連携 により 対応し ている。	②ランチ ルームの 整備等、 複数 学級・学 年 が一 斉に給 食をと ること のでき る環境 を整備 している。	③地 域 人 材 等 の 協 力 を 得 て い る。	④そ の 他	⑤特 に 取 り 組 ん で い ない。	①サ ポ ー ト ス タ フ の 参 画 を 図 っ て い る。	②理 科 の 観 察 実 験 補 助 員 の 参 画 を 図 っ て い る。	③ICT を 活 用 し て、 教 材 や 指 導 案 の 共 有 化 を 図 っ て い る。	④教 育 委 員 会 の 教 育 セ ン ター 等 に お け る 教 材 や 指 導 案 の 共 有 化 に 取 り 組 ん で い る。	⑤そ の 他	⑥特 に 取 り 組 ん で い ない。	①補 助 的 業 務 に つ い て、 サ ポ ー ト ス タ フ 等 の 参 画 を 図 っ て い る。	②ICT を 活 用 し て、 学 習 評 価 や 成 績 処 理 に 係 る 事 務 作 業 の 負 担 軽 減 を 図 っ て い る。	③そ の 他	④特 に 取 り 組 ん で い ない。	
沖縄県	恩納村					○			○								○
沖縄県	宜野座村					○						○		○			
沖縄県	金武町	○	○								○		○				
沖縄県	伊江村	○					○		○	○				○			
沖縄県	読谷村	○										○				○	
沖縄県	嘉手納町	○	○						○					○			
沖縄県	北谷町					○	○						○	○			
沖縄県	北中城村	○					○	○					○	○			
沖縄県	中城村					○		○						○			
沖縄県	西原町	○						○	○					○			
沖縄県	与那原町					○	○							○			
沖縄県	南風原町	○					○	○	○					○			
沖縄県	渡嘉敷村	○					○										○
沖縄県	座間味村	○	○	○			○		○				○				
沖縄県	粟国村		○						○								○
沖縄県	渡名喜村		○									○					○
沖縄県	南大東村	○	○						○								○
沖縄県	北大東村		○						○					○			
沖縄県	伊平屋村	○	○						○					○			
沖縄県	伊是名村		○										○				○
沖縄県	久米島町					○			○			○		○			
沖縄県	八重瀬町	○	○				○		○								○
沖縄県	多良間村	○	○						○					○			
沖縄県	竹富町		○								○						○
沖縄県	与那国町	○	○									○					○
合計		1068	614	83	48	442	564	219	964	349	58	444	277	1067	46	539	

		問1 学校における業務改善について											
		(2)業務に係る負担軽減の取組											
都道府県名	市区町村名	L.学校行事等の準備・運営					M.進路指導						
		①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③学校行事の精選や内容の見直し、準備の簡素化を実施している。	④地域が主催する行事と学校行事を合同開催するなど、効果的・効率的に実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①企業等の情報収集等について、民間企業経験者などの外部人材等の参画・協力を進めている。	②検定試験や模擬試験の実施における監督等の業務について、民間委託をしている。	③作成が必要な書類について、校務支援システムの利用や様式の簡素化・統一化を図っている。	④集中処理期間の設定等、作業をより効果的に進められるように学校に対して指導・助言を行っている	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。
北海道	函館市			○	○								○
北海道	小樽市												○
北海道	旭川市												○
北海道	室蘭市	○		○						○			
北海道	釧路市	○			○								○
北海道	帯広市			○									○
北海道	北見市			○			○			○			
北海道	夕張市	○										○	
北海道	岩見沢市	○		○									○
北海道	網走市			○						○			
北海道	留萌市	○		○				○					
北海道	苫小牧市			○	○					○			
北海道	稚内市											○	
北海道	美唄市											○	
北海道	芦別市	○		○								○	
北海道	江別市											○	
北海道	赤平市											○	
北海道	紋別市											○	
北海道	士別市	○			○							○	
北海道	名寄市			○	○							○	
北海道	三笠市	○			○							○	
北海道	根室市	○		○	○							○	
北海道	千歳市	○		○					○				
北海道	滝川市	○		○					○				
北海道	砂川市											○	
北海道	歌志内市	○		○						○			
北海道	深川市	○										○	
北海道	富良野市				○							○	
北海道	登別市	○		○	○							○	
北海道	恵庭市											○	
北海道	伊達市	○		○								○	
北海道	北広島市	○		○	○				○			○	
北海道	石狩市			○	○							○	
北海道	北斗市	○		○	○				○			○	
北海道	当別町	○		○	○				○			○	
北海道	新篠津村	○			○				○			○	
北海道	松前町											○	
北海道	福島町											○	
北海道	知内町											○	
北海道	木古内町			○								○	
北海道	七飯町			○					○			○	
北海道	鹿部町	○		○								○	
北海道	森町			○								○	
北海道	八雲町			○								○	
北海道	長万部町	○			○							○	
北海道	江差町											○	
北海道	上ノ国町											○	
北海道	厚沢部町	○									○		
北海道	乙部町	○										○	
北海道	奥尻町								○			○	
北海道	今金町			○								○	
北海道	せたな町	○									○		
北海道	島牧村			○							○		
北海道	寿都町			○					○			○	
北海道	黒松内町											○	
北海道	蘭越町											○	
北海道	二七〇町	○										○	
北海道	真狩村	○										○	
北海道	留寿都村	○			○				○			○	
北海道	喜茂別町			○					○			○	
北海道	京極町			○								○	



		問1 学校における業務改善について																			
		(2)業務に係る負担軽減の取組																			
都道府県名	市区町村名	L.学校行事等の準備・運営						M.進路指導													
		①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③学校行事の精選や内容の見直し、準備の簡素化を実施している。	④地域が主催する行事と学校行事を合同開催するなど、効果的・効率的に実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①企業等の就職先の情報収集等について、民間企業経験者などの外部人材等の参画・協力を進めている。	②検定試験や模擬試験の実施における監督等の業務について、民間委託をしている。	③作成が必要な書類について、校務支援システムの利用や様式の簡素化・統一化を図っている。	④集中処理期間の設定等、作業をより効果的に進められるように学校に対して指導・助言を行っている	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。								
北海道	斜里町	○			○																○
北海道	清里町	○		○	○																○
北海道	小清水町								○												
北海道	訓子府町			○																	○
北海道	置戸町			○																	○
北海道	佐呂間町								○												○
北海道	遠軽町								○												○
北海道	湧別町				○																○
北海道	滝上町								○												○
北海道	興部町			○																	○
北海道	西興部村	○		○	○														○		
北海道	雄武町								○												○
北海道	大空町								○												○
北海道	豊浦町								○												○
北海道	壮瞥町	○			○				○												
北海道	白老町			○	○								○				○				
北海道	厚真町								○												○
北海道	洞爺湖町								○												○
北海道	安平町	○			○				○												
北海道	むかわ町	○																			○
北海道	日高町								○												○
北海道	平取町								○												○
北海道	新冠町	○								○											
北海道	浦河町			○																	○
北海道	様似町								○												○
北海道	えりも町	○			○	○															○
北海道	新ひだか町								○												○
北海道	音更町								○												○
北海道	士幌町			○																	○
北海道	上士幌町	○			○																○
北海道	鹿追町	○		○	○																○
北海道	新得町	○		○						○											
北海道	清水町	○																			○
北海道	芽室町	○			○																○
北海道	中札内村	○		○	○					○			○			○					
北海道	更別村	○		○	○					○			○			○					
北海道	大樹町			○									○								
北海道	広尾町								○												○
北海道	幕別町	○																			○
北海道	池田町								○												○
北海道	豊頃町	○			○																○
北海道	本別町	○																			○
北海道	足寄町				○																○
北海道	陸別町								○												○
北海道	浦幌町	○		○						○									○		
北海道	釧路町								○												○
北海道	厚岸町				○															○	
北海道	浜中町				○															○	
北海道	標茶町	○			○																○
北海道	弟子屈町								○												○
北海道	鶴居村	○		○	○																○
北海道	白糠町								○												○
北海道	別海町			○	○																○
北海道	中標津町	○		○	○																○
北海道	標津町								○				○								
北海道	羅臼町			○																	○
青森県	青森市	○		○	○								○			○					
青森県	弘前市	○		○																	○
青森県	八戸市	○		○	○								○								
青森県	黒石市				○					○											
青森県	五所川原市			○																	○



		問1 学校における業務改善について												
		(2)業務に係る負担軽減の取組												
都道府県名	市区町村名	L.学校行事等の準備・運営					M.進路指導							
		①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③学校行事の精選や内容の見直し、準備の簡素化を実施している。	④地域が主催する行事と学校行事を合同開催するなど、効果的・効率的に実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①企業等の就職先の情報収集等について、民間企業経験者などの外部人材等の参画・協力を進めている。	②検定試験や模擬試験の実施における監督等の業務について、民間委託をしている。	③作成が必要な書類について、校務支援システムの利用や様式の簡素化・統一化を図っている。	④集中処理期間の設定等、作業をより効果的に進められるように学校に対して指導・助言を行っている	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	
青森県	十和田市			○										○
青森県	三沢市	○		○										○
青森県	むつ市	○												○
青森県	つがる市			○										○
青森県	平川市	○												○
青森県	平内町							○						○
青森県	今別町				○									○
青森県	蓬田村	○												○
青森県	外ヶ浜町	○		○										○
青森県	鱒ヶ沢町	○												○
青森県	深浦町							○						○
青森県	西目屋村	○			○									○
青森県	藤崎町	○		○					○					○
青森県	大鰐町							○						○
青森県	田舎館村	○		○										○
青森県	板柳町							○						○
青森県	鶴田町							○						○
青森県	中泊町							○						○
青森県	野辺地町	○		○										○
青森県	七戸町	○												○
青森県	六戸町							○						○
青森県	横浜町							○						○
青森県	東北町	○												○
青森県	六ヶ所村							○			○			○
青森県	おいらせ町							○						○
青森県	大間町	○												○
青森県	東通村	○		○					○					○
青森県	風間浦村	○		○										○
青森県	佐井村							○						○
青森県	三戸町			○										○
青森県	五戸町							○						○
青森県	田子町	○		○	○									○
青森県	南部町							○						○
青森県	階上町							○						○
青森県	新郷村	○		○										○
岩手県	盛岡市			○										○
岩手県	宮古市			○										○
岩手県	大船渡市			○										○
岩手県	花巻市			○				○						○
岩手県	北上市			○										○
岩手県	久慈市							○						○
岩手県	遠野市	○			○									○
岩手県	一関市							○						○
岩手県	陸前高田市			○										○
岩手県	釜石市			○				○						○
岩手県	二戸市	○							○					○
岩手県	八幡平市							○						○
岩手県	奥州市							○						○
岩手県	滝沢市			○									○	○
岩手県	雫石町							○						○
岩手県	葛巻町	○		○										○
岩手県	岩手町	○		○										○
岩手県	紫波町	○		○					○					○
岩手県	矢巾町							○						○
岩手県	西和賀町							○						○
岩手県	金ヶ崎町							○						○
岩手県	平泉町							○						○
岩手県	住田町							○						○
岩手県	大槌町	○		○				○		○	○			○
岩手県	山田町							○						○
岩手県	岩泉町	○			○			○						○

		問1 学校における業務改善について													
		(2)業務に係る負担軽減の取組													
都道府県名	市区町村名	L.学校行事等の準備・運営						M.進路指導							
		①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③学校行事の精選や内容の見直し、準備の簡素化を実施している。	④地域が主催する行事と学校行事を合同開催するなど、効果的・効率的に実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①企業等の就職先の情報収集等について、民間企業経験者などの外部人材等の参画・協力を進めている。	②検定試験や模擬試験の実施における監督等の業務について、民間委託をしている。	③作成が必要な書類について、校務支援システムの利用や様式の簡素化・統一化を図っている。	④集中処理期間の設定等、作業をより効果的に進められるように学校に対して指導・助言を行っている	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。		
岩手県	田野畑村						○								○
岩手県	普代村	○													○
岩手県	軽米町	○		○											○
岩手県	野田村	○													○
岩手県	九戸村	○		○											○
岩手県	洋野町	○													○
岩手県	一戸町						○								○
宮城県	石巻市	○													○
宮城県	塩竈市			○											○
宮城県	気仙沼市	○		○	○					○	○				
宮城県	白石市	○								○					
宮城県	名取市	○		○	○										○
宮城県	角田市						○								○
宮城県	多賀城市	○								○					
宮城県	岩沼市	○		○	○					○	○				
宮城県	登米市	○			○					○					
宮城県	栗原市			○											○
宮城県	東松島市	○		○	○	○		○				○	○		
宮城県	大崎市	○		○	○					○					
宮城県	富谷市						○								○
宮城県	蔵王町						○								○
宮城県	七ヶ宿町	○		○	○										○
宮城県	大河原町			○								○			
宮城県	村田町	○													○
宮城県	柴田町				○										○
宮城県	川崎町	○		○	○										○
宮城県	丸森町				○										○
宮城県	亘理町	○													○
宮城県	山元町						○								○
宮城県	松島町	○		○								○			
宮城県	七ヶ浜町						○								○
宮城県	利府町						○								○
宮城県	大和町	○		○	○										○
宮城県	大郷町						○								○
宮城県	大衡村				○					○					
宮城県	色麻町				○					○					
宮城県	加美町						○				○				
宮城県	涌谷町						○					○			○
宮城県	美里町						○								○
宮城県	女川町						○								○
宮城県	南三陸町						○								○
秋田県	秋田市	○		○	○					○					
秋田県	能代市	○		○											○
秋田県	横手市			○						○					
秋田県	大館市	○		○	○					○	○				
秋田県	男鹿市	○		○	○										○
秋田県	湯沢市						○								○
秋田県	鹿角市	○		○	○					○					
秋田県	由利本荘市	○		○	○										○
秋田県	潟上市	○		○						○					
秋田県	大仙市	○		○	○			○		○					
秋田県	北秋田市			○	○					○					
秋田県	にかほ市			○								○			
秋田県	仙北市			○	○										○
秋田県	小坂町	○			○					○					
秋田県	上小阿仁村	○						○							
秋田県	藤里町						○								○
秋田県	三種町	○													○
秋田県	八峰町	○		○	○										○
秋田県	五城目町	○		○				○							
秋田県	八郎潟町	○										○			

		問1 学校における業務改善について											
		(2)業務に係る負担軽減の取組											
都道府県名	市区町村名	L.学校行事等の準備・運営						M.進路指導					
		①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③学校行事の精選や内容の見直し、準備の簡素化を実施している。	④地域が主催する行事と学校行事を合同開催するなど、効果的・効率的に実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①企業等の就職先の情報収集等について、民間企業経験者などの外部人材等の参画・協力を進めている。	②検定試験や模擬試験の実施における監督等の業務について、民間委託をしている。	③作成が必要な書類について、校務支援システムの利用や様式の簡素化・統一化を図っている。	④集中処理期間の設定等、作業をより効果的に進められるように学校に対して指導・助言を行っている	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。
秋田県	井川町			○							○		
秋田県	大湯村							○					○
秋田県	美郷町	○										○	
秋田県	羽後町	○		○	○			○		○			
秋田県	東成瀬村	○			○			○		○			
山形県	山形市	○		○				○					
山形県	米沢市	○						○					
山形県	鶴岡市			○	○						○		
山形県	酒田市	○	○	○									○
山形県	新庄市							○					○
山形県	寒河江市			○	○								○
山形県	上山市	○		○									○
山形県	村山市	○		○	○			○					
山形県	長井市	○		○	○			○		○			
山形県	天童市	○		○						○		○	
山形県	東根市	○		○	○			○					
山形県	尾花沢市	○			○					○			
山形県	南陽市			○	○			○					
山形県	山辺町			○	○					○			
山形県	中山町							○					○
山形県	河北町	○						○		○			
山形県	西川町	○											○
山形県	朝日町	○		○									○
山形県	大江町	○		○	○			○			○		
山形県	大石田町							○					○
山形県	金山町	○		○	○			○		○			○
山形県	最上町			○	○								○
山形県	舟形町							○					○
山形県	真室川町	○		○									○
山形県	大蔵村	○											○
山形県	鮭川村	○											○
山形県	戸沢村	○								○			
山形県	高島町	○		○	○					○	○		
山形県	川西町	○		○	○								○
山形県	小国町			○	○					○			
山形県	白鷹町			○						○			
山形県	飯豊町			○						○	○		
山形県	三川町	○			○								○
山形県	庄内町	○		○	○								○
山形県	遊佐町	○		○	○								○
福島県	福島市							○					○
福島県	会津若松市	○		○	○						○		
福島県	郡山市	○		○	○								○
福島県	いわき市			○	○								○
福島県	白河市			○	○					○			
福島県	須賀川市							○					○
福島県	喜多方市	○											○
福島県	相馬市	○		○									○
福島県	二本松市			○	○			○					
福島県	田村市			○	○						○		
福島県	南相馬市	○		○	○								○
福島県	伊達市							○		○			
福島県	本宮市	○											○
福島県	桑折町	○											○
福島県	国見町	○		○							○		
福島県	川俣町	○											○
福島県	大玉村	○											○
福島県	鏡石町	○											○
福島県	天栄村			○	○								○
福島県	下郷町							○					○
福島県	檜枝岐村	○			○								○

		問1 学校における業務改善について																			
		(2)業務に係る負担軽減の取組																			
都道府県名	市区町村名	L.学校行事等の準備・運営					M.進路指導														
		①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③学校行事の精選や内容の見直し、準備の簡素化を実施している。	④地域が主催する行事と学校行事を合同開催するなど、効果的・効率的に実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①企業等の就職先の情報収集等について、民間企業経験者などの外部人材等の参画・協力を進めている。	②検定試験や模擬試験の実施における監督等の業務について、民間委託をしている。	③作成が必要な書類について、校務支援システムの利用や様式の簡素化・統一化を図っている。	④集中処理期間の設定等、作業をより効果的に進められるように学校に対して指導・助言を行っている	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。								
福島県	只見町	○																			○
福島県	南会津町			○	○																○
福島県	北塩原村	○			○																○
福島県	西会津町	○								○											
福島県	磐梯町			○	○							○									
福島県	猪苗代町									○											○
福島県	会津坂下町									○			○								
福島県	湯川村	○																			○
福島県	柳津町									○											○
福島県	三島町									○										○	
福島県	金山町				○																○
福島県	昭和村	○			○					○											
福島県	会津美里町									○											○
福島県	西郷村	○		○																	○
福島県	泉崎村									○											○
福島県	中島村				○																○
福島県	矢吹町	○																		○	
福島県	棚倉町									○											○
福島県	矢祭町	○																			○
福島県	東白川郡塙町	○											○								
福島県	鮫川村									○											
福島県	石川町									○											○
福島県	玉川村	○		○								○									
福島県	平田村									○											○
福島県	浅川町									○											○
福島県	古殿町									○											○
福島県	三春町			○																	○
福島県	小野町									○											○
福島県	広野町				○												○				
福島県	檜葉町	○										○									
福島県	富岡町	○																			○
福島県	川内村	○		○	○							○									
福島県	大熊町	○		○	○							○		○							
福島県	双葉町	○																			○
福島県	浪江町									○											○
福島県	葛尾村				○																○
福島県	新地町									○											○
福島県	飯館村				○																○
茨城県	水戸市	○		○	○								○		○						
茨城県	日立市	○		○	○								○								
茨城県	土浦市	○		○	○								○								
茨城県	古河市	○		○	○								○								
茨城県	石岡市	○		○	○																○
茨城県	結城市	○		○									○								
茨城県	龍ヶ崎市	○			○					○											
茨城県	下妻市	○		○	○					○				○							
茨城県	常総市			○									○								
茨城県	常陸太田市			○																	○
茨城県	高萩市									○											○
茨城県	北茨城市	○		○																	○
茨城県	笠間市			○																	○
茨城県	取手市			○									○								
茨城県	牛久市	○		○																	○
茨城県	つくば市	○		○																	○
茨城県	ひたちなか市			○						○					○						
茨城県	鹿嶋市			○	○					○											
茨城県	潮来市	○											○								
茨城県	守谷市	○		○									○								
茨城県	常陸大宮市	○		○																	○

		問1 学校における業務改善について													
		(2)業務に係る負担軽減の取組													
都道府県名	市区町村名	L.学校行事等の準備・運営						M.進路指導							
		①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③学校行事の精選や内容の見直し、準備の簡素化を実施している。	④地域が主催する行事と学校行事を合同開催するなど、効果的・効率的に実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①企業等の就職先の情報収集等について、民間企業経験者などの外部人材等の参画・協力を進めている。	②検定試験や模擬試験の実施における監督等の業務について、民間委託をしている。	③作成が必要な書類について、校務支援システムの利用や様式の簡素化・統一化を図っている。	④集中処理期間の設定等、作業をより効果的に進められるように学校に対して指導・助言を行っている	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。		
茨城県	那珂市	○			○										○
茨城県	筑西市	○		○							○				
茨城県	坂東市			○	○										○
茨城県	稲敷市	○		○							○		○		
茨城県	かすみがうら市	○			○								○		
茨城県	桜川市	○		○											○
茨城県	神栖市	○		○											○
茨城県	行方市			○											○
茨城県	鉾田市	○		○											○
茨城県	つくばみらい市								○						○
茨城県	小美玉市	○		○							○				
茨城県	茨城町	○													○
茨城県	大洗町	○		○	○						○				
茨城県	城里町	○		○	○								○		
茨城県	東海村	○													○
茨城県	大子町	○		○											○
茨城県	美浦村	○													○
茨城県	阿見町			○							○				
茨城県	河内町			○	○				○				○		
茨城県	八千代町	○		○							○				
茨城県	五霞町			○					○						
茨城県	境町			○					○						
茨城県	利根町									○					○
栃木県	宇都宮市	○		○	○						○				
栃木県	足利市	○		○	○						○		○		
栃木県	栃木市	○		○					○						
栃木県	佐野市	○		○	○				○		○				
栃木県	鹿沼市	○		○	○										○
栃木県	日光市	○		○	○										○
栃木県	小山市	○		○							○				
栃木県	真岡市	○		○							○				
栃木県	大田原市	○		○	○				○		○				
栃木県	矢板市	○		○	○				○		○				
栃木県	那須塩原市	○		○	○						○				
栃木県	さくら市	○									○				
栃木県	那須烏山市										○				
栃木県	下野市	○		○							○				
栃木県	上三川町													○	
栃木県	益子町	○		○											○
栃木県	茂木町													○	
栃木県	市貝町													○	
栃木県	芳賀町	○		○											○
栃木県	壬生町			○	○										○
栃木県	野木町	○		○							○		○		
栃木県	塩谷町	○		○	○				○						
栃木県	高根沢町			○										○	
栃木県	那須町	○		○	○						○				
栃木県	那珂川町			○											○
群馬県	前橋市	○		○					○		○		○		
群馬県	高崎市				○						○		○		
群馬県	桐生市	○		○	○						○		○		
群馬県	伊勢崎市	○		○	○				○		○		○		
群馬県	太田市			○							○				
群馬県	沼田市			○	○								○		
群馬県	館林市	○		○							○				
群馬県	渋川市	○		○							○		○		
群馬県	藤岡市	○		○							○		○		
群馬県	富岡市	○		○	○				○		○		○		
群馬県	安中市			○											○

		問1 学校における業務改善について											
		(2)業務に係る負担軽減の取組											
都道府県名	市区町村名	L.学校行事等の準備・運営						M.進路指導					
		①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③学校行事の精選や内容の見直し、準備の簡素化を実施している。	④地域が主催する行事と学校行事を合同開催するなど、効果的・効率的に実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①企業等の情報収集等について、民間企業経験者などの外部人材等の参画・協力を進めている。	②検定試験や模擬試験の実施における監督等の業務について、民間委託をしている。	③作成が必要な書類について、校務支援システムの利用や様式の簡素化・統一化を図っている。	④集中処理期間の設定等、作業をより効果的に進められるように学校に対して指導・助言を行っている	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。
群馬県	みどり市	○		○						○	○		
群馬県	榛東村			○						○			
群馬県	吉岡町							○		○			
群馬県	上野村			○	○								○
群馬県	神流町							○					○
群馬県	下仁田町	○											○
群馬県	南牧村	○											○
群馬県	甘楽町							○					○
群馬県	中之条町	○		○	○			○					
群馬県	長野原町							○					○
群馬県	嬭恋村			○				○					
群馬県	草津町	○		○									○
群馬県	高山村							○					○
群馬県	東吾妻町			○							○		
群馬県	片品村							○					○
群馬県	川場村	○											○
群馬県	昭和村	○		○									○
群馬県	みなかみ町							○					○
群馬県	玉村町	○		○						○	○		
群馬県	板倉町			○						○			
群馬県	明和町			○							○		
群馬県	千代田町			○						○	○		
群馬県	大泉町	○		○						○			
群馬県	邑楽町	○		○						○	○		
埼玉県	川越市	○		○	○			○		○			○
埼玉県	熊谷市	○		○	○				○	○			
埼玉県	川口市	○		○					○	○	○		
埼玉県	行田市	○		○	○			○			○		
埼玉県	秩父市			○									○
埼玉県	所沢市	○		○	○					○	○		
埼玉県	飯能市				○								○
埼玉県	加須市	○		○	○					○	○		○
埼玉県	本庄市							○					○
埼玉県	東松山市	○		○	○					○	○		
埼玉県	春日部市	○											○
埼玉県	狭山市	○		○	○					○			
埼玉県	羽生市	○								○	○		
埼玉県	鴻巣市	○		○						○			
埼玉県	深谷市	○		○	○					○	○		
埼玉県	上尾市	○		○							○		
埼玉県	草加市	○		○						○			
埼玉県	越谷市	○		○						○			
埼玉県	蕨市	○		○						○	○		
埼玉県	戸田市	○		○						○	○		
埼玉県	入間市			○						○	○		
埼玉県	朝霞市	○		○	○						○		
埼玉県	志木市	○		○									○
埼玉県	和光市	○		○	○				○				
埼玉県	新座市	○		○	○								○
埼玉県	桶川市			○									○
埼玉県	久喜市	○		○				○		○			
埼玉県	北本市	○		○	○					○	○		
埼玉県	八潮市			○									○
埼玉県	富士見市	○		○						○			
埼玉県	三郷市	○						○					
埼玉県	蓮田市	○		○						○			
埼玉県	坂戸市							○					○
埼玉県	幸手市	○			○						○		
埼玉県	鶴ヶ島市			○	○					○			
埼玉県	日高市	○		○	○					○			
埼玉県	吉川市			○							○		

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について										
		(2)業務に係る負担軽減の取組										
		L.学校行事等の準備・運営						M.進路指導				
①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③学校行事の精選や内容の見直し、準備の簡素化を実施している。	④地域が主催する行事と学校行事を合同開催するなど、効果的・効率的に実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでない。	①企業等の情報収集等について、民間企業経験者などの外部人材等の参画・協力を進めている。	②検定試験や模擬試験の実施における監督等の業務について、民間委託をしている。	③作成が必要な書類について、校務支援システムの利用や様式の簡素化・統一化を図っている。	④集中処理期間の設定等、作業をより効果的に進められるように学校に対して指導・助言を行っている	⑤その他	⑥特に取り組んでない。	
埼玉県	ふじみ野市	○		○					○			
埼玉県	白岡市	○										○
埼玉県	伊奈町	○		○					○	○		
埼玉県	三芳町			○								○
埼玉県	毛呂山町						○		○			
埼玉県	越生町	○		○				○		○		
埼玉県	滑川町			○					○			
埼玉県	嵐山町	○		○				○		○		
埼玉県	小川町	○		○					○	○		
埼玉県	川島町			○	○					○		
埼玉県	吉見町	○		○					○			
埼玉県	鳩山町						○		○			
埼玉県	ときがわ町	○		○								○
埼玉県	横瀬町			○								○
埼玉県	皆野町					○						○
埼玉県	長瀨町			○						○		
埼玉県	小鹿野町	○		○								○
埼玉県	東秩父村						○					○
埼玉県	美里町	○								○		
埼玉県	神川町	○		○								○
埼玉県	上里町			○					○			
埼玉県	寄居町			○					○			
埼玉県	宮代町						○					○
埼玉県	杉戸町	○		○						○		
埼玉県	松伏町	○		○						○		
千葉県	銚子市			○								○
千葉県	市川市	○		○					○			
千葉県	船橋市			○					○			
千葉県	館山市	○		○						○		
千葉県	木更津市	○		○					○			
千葉県	松戸市			○	○				○			
千葉県	野田市	○		○					○			
千葉県	茂原市			○						○		
千葉県	成田市	○		○					○			
千葉県	佐倉市	○		○	○				○			
千葉県	東金市	○		○					○			
千葉県	旭市			○	○	○			○	○		
千葉県	習志野市	○		○					○			
千葉県	柏市	○		○	○		○		○	○		
千葉県	勝浦市			○								○
千葉県	市原市			○					○			
千葉県	流山市	○		○	○				○	○		
千葉県	八千代市	○		○					○			
千葉県	我孫子市	○		○					○	○		
千葉県	鴨川市	○		○						○		
千葉県	鎌ヶ谷市	○			○				○			
千葉県	君津市	○										○
千葉県	富津市			○					○			
千葉県	浦安市	○		○					○			
千葉県	四街道市	○		○					○			
千葉県	袖ヶ浦市			○					○			
千葉県	八街市						○					○
千葉県	印西市						○		○			
千葉県	白井市			○					○			
千葉県	富里市	○		○								○
千葉県	南房総市	○		○	○				○			
千葉県	匝瑳市			○	○				○			
千葉県	香取市			○								○
千葉県	山武市			○			○		○			
千葉県	いすみ市	○		○					○			
千葉県	大網白里市	○		○			○		○			

		問1 学校における業務改善について													
		(2)業務に係る負担軽減の取組													
都道府県名	市区町村名	L.学校行事等の準備・運営						M.進路指導							
		①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③学校行事の精選や内容の見直し、準備の簡素化を実施している。	④地域が主催する行事と学校行事を合同開催するなど、効果的・効率的に実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①企業等の就職先の情報収集等について、民間企業経験者などの外部人材等の参画・協力を進めている。	②検定試験や模擬試験の実施における監督等の業務について、民間委託をしている。	③作成が必要な書類について、校務支援システムの利用や様式の簡素化・統一化を図っている。	④集中処理期間の設定等、作業をより効果的に進められるように学校に対して指導・助言を行っている	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。		
千葉県	酒々井町	○		○											○
千葉県	栄町	○		○	○							○			
千葉県	神崎町	○													○
千葉県	多古町								○						○
千葉県	東庄町								○						○
千葉県	九十九里町			○											○
千葉県	芝山町	○									○	○			
千葉県	横芝光町			○											○
千葉県	一宮町	○		○	○				○						
千葉県	睦沢町	○													○
千葉県	長生村	○		○									○		
千葉県	白子町	○		○	○				○						
千葉県	長柄町			○											○
千葉県	長南町	○		○											○
千葉県	大多喜町	○		○											○
千葉県	御宿町			○											○
千葉県	鋸南町	○													○
東京都	千代田区	○		○								○			
東京都	中央区								○						○
東京都	港区	○		○	○						○		○		
東京都	新宿区	○			○						○				
東京都	文京区	○		○							○				
東京都	台東区								○						○
東京都	墨田区	○		○	○				○						
東京都	江東区	○		○	○										○
東京都	品川区	○		○		○					○		○		
東京都	目黒区			○							○				
東京都	大田区	○		○	○				○		○				
東京都	世田谷区	○		○	○						○				
東京都	渋谷区			○							○				
東京都	中野区			○							○				
東京都	杉並区	○		○							○			○	
東京都	豊島区														○
東京都	北区														○
東京都	荒川区			○											○
東京都	板橋区	○													○
東京都	練馬区	○		○	○						○				
東京都	足立区	○		○	○						○				
東京都	葛飾区	○		○					○						
東京都	江戸川区	○									○				
東京都	八王子市	○		○					○		○				
東京都	立川市	○		○											○
東京都	武蔵野市	○									○				
東京都	三鷹市	○			○						○				
東京都	青梅市													○	
東京都	府中市	○									○				
東京都	昭島市			○							○				
東京都	調布市	○													○
東京都	町田市	○		○											○
東京都	小金井市	○													○
東京都	小平市			○											○
東京都	日野市										○				
東京都	東村山市	○		○											○
東京都	国分寺市										○				
東京都	国立市	○		○							○				
東京都	福生市				○										○
東京都	狛江市										○				
東京都	東大和市														○
東京都	清瀬市	○													○
東京都	東久留米市	○		○											○
東京都	武蔵村山市	○		○					○		○				



		問1 学校における業務改善について												
		(2)業務に係る負担軽減の取組												
都道府県名	市区町村名	L.学校行事等の準備・運営						M.進路指導						
		①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③学校行事の精選や内容の見直し、準備の簡素化を実施している。	④地域が主催する行事と学校行事を合同開催するなど、効果的・効率的に実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①企業等の就職先の情報収集等について、民間企業経験者などの外部人材等の参画・協力を進めている。	②検定試験や模擬試験の実施における監督等の業務について、民間委託をしている。	③作成が必要な書類について、校務支援システムの利用や様式の簡素化・統一化を図っている。	④集中処理期間の設定等、作業をより効果的に進められるように学校に対して指導・助言を行っている	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	
東京都	多摩市	○		○						○				
東京都	稲城市	○		○						○				
東京都	羽村市			○									○	
東京都	あきる野市	○		○										○
東京都	西東京市			○									○	
東京都	瑞穂町	○			○							○		
東京都	日の出町			○										○
東京都	檜原村												○	○
東京都	奥多摩町												○	○
東京都	大島町			○								○		
東京都	利島村	○												○
東京都	新島村	○			○									○
東京都	神津島村				○									○
東京都	三宅村												○	○
東京都	御蔵島村	○												○
東京都	八丈町	○												○
東京都	青ヶ島村	○											○	
東京都	小笠原村												○	○
神奈川県	横須賀市	○		○						○		○		
神奈川県	平塚市			○						○		○		
神奈川県	鎌倉市			○						○				
神奈川県	藤沢市	○												○
神奈川県	小田原市	○		○	○					○				
神奈川県	茅ヶ崎市			○	○					○				
神奈川県	逗子市	○		○						○				
神奈川県	三浦市	○		○						○				
神奈川県	秦野市	○		○				○						
神奈川県	厚木市	○		○	○							○		
神奈川県	大和市	○		○						○		○		
神奈川県	伊勢原市	○		○										○
神奈川県	海老名市	○		○						○				
神奈川県	座間市			○						○				
神奈川県	南足柄市	○		○						○				
神奈川県	綾瀬市	○		○						○				
神奈川県	葉山町	○												○
神奈川県	寒川町							○						
神奈川県	大磯町			○										○
神奈川県	二宮町	○		○										○
神奈川県	中井町	○		○						○				
神奈川県	大井町	○		○						○		○		
神奈川県	松田町	○		○										○
神奈川県	山北町									○				
神奈川県	開成町	○		○	○					○				
神奈川県	箱根町			○						○				
神奈川県	真鶴町							○						○
神奈川県	湯河原町									○				
神奈川県	愛川町			○										○
神奈川県	清川村			○	○									○
新潟県	長岡市	○		○	○					○				
新潟県	三条市	○		○	○			○		○				
新潟県	柏崎市	○		○						○				
新潟県	新発田市			○										○
新潟県	小千谷市	○		○	○									○
新潟県	加茂市	○		○										○
新潟県	十日町市	○												○
新潟県	見附市	○		○	○					○				
新潟県	村上市	○		○	○							○		
新潟県	燕市	○		○	○			○		○				
新潟県	糸魚川市			○						○				
新潟県	妙高市									○				
新潟県	五泉市	○		○										○



		問1 学校における業務改善について													
		(2)業務に係る負担軽減の取組													
都道府県名	市区町村名	L.学校行事等の準備・運営						M.進路指導							
		①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③学校行事の精選や内容の見直し、準備の簡素化を実施している。	④地域が主催する行事と学校行事を合同開催するなど、効果的・効率的に実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①企業等の就職先の情報収集等について、民間企業経験者などの外部人材等の参画・協力を進めている。	②検定試験や模擬試験の実施における監督等の業務について、民間委託をしている。	③作成が必要な書類について、校務支援システムの利用や様式の簡素化・統一化を図っている。	④集中処理期間の設定等、作業をより効果的に進められるように学校に対して指導・助言を行っている	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。		
福井県	池田町	○		○											○
福井県	南越前町	○		○	○										○
福井県	越前町	○		○	○						○				
福井県	美浜町								○						○
福井県	高浜町				○										○
福井県	おおい町								○						○
福井県	若狭町								○						○
山梨県	甲府市	○		○							○				
山梨県	富士吉田市								○						○
山梨県	都留市								○						
山梨県	山梨市								○					○	
山梨県	大月市			○											○
山梨県	韮崎市			○	○				○						
山梨県	南アルプス市	○									○				
山梨県	北杜市			○	○										○
山梨県	甲斐市			○							○				
山梨県	笛吹市								○						○
山梨県	上野原市	○		○	○										○
山梨県	甲州市	○			○										○
山梨県	中央市	○									○				
山梨県	市川三郷町			○											○
山梨県	早川町								○						○
山梨県	身延町								○						○
山梨県	南部町			○											○
山梨県	富士川町	○		○	○									○	
山梨県	昭和町	○													○
山梨県	道志村			○									○		
山梨県	西桂町			○	○										○
山梨県	忍野村			○					○		○	○			
山梨県	山中湖村								○						○
山梨県	鳴沢村	○													○
山梨県	富士河口湖町	○		○	○										○
山梨県	小菅村	○													○
山梨県	丹波山村	○		○	○				○						
長野県	長野市			○							○		○		
長野県	松本市	○		○											○
長野県	上田市	○		○											○
長野県	岡谷市								○						○
長野県	飯田市								○						○
長野県	諏訪市	○		○	○										○
長野県	須坂市	○													○
長野県	小諸市								○						○
長野県	伊那市	○							○						
長野県	駒ヶ根市	○													○
長野県	中野市			○											○
長野県	大町市	○		○											○
長野県	飯山市	○													○
長野県	茅野市	○									○				
長野県	塩尻市			○											○
長野県	佐久市			○											○
長野県	千曲市	○		○	○						○				
長野県	東御市	○		○							○				
長野県	安曇野市	○		○										○	
長野県	小海町	○		○											○
長野県	川上村								○						○
長野県	南牧村	○		○											○
長野県	南相木村	○		○											○
長野県	北相木村	○													○
長野県	佐久穂町	○									○				

		問1 学校における業務改善について													
		(2)業務に係る負担軽減の取組													
都道府県名	市区町村名	L.学校行事等の準備・運営						M.進路指導							
		①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③学校行事の精選や内容の見直し、準備の簡素化を実施している。	④地域が主催する行事と学校行事を合同開催するなど、効果的・効率的に実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①企業等の情報収集等について、民間企業経験者などの外部人材等の参画・協力を進めている。	②検定試験や模擬試験の実施における監督等の業務について、民間委託をしている。	③作成が必要な書類について、校務支援システムの利用や様式の簡素化・統一化を図っている。	④集中処理期間の設定等、作業をより効果的に進められるように学校に対して指導・助言を行っている	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。		
長野県	軽井沢町						○								○
長野県	御代田町			○											○
長野県	立科町							○							○
長野県	青木村	○		○				○							
長野県	長和町	○													○
長野県	下諏訪町	○													○
長野県	富士見町	○		○						○		○			
長野県	原村			○											○
長野県	辰野町	○		○											○
長野県	箕輪町	○		○											○
長野県	飯島町	○													○
長野県	南箕輪村	○		○				○							
長野県	中川村			○											○
長野県	宮田村	○		○				○							
長野県	松川町			○											○
長野県	高森町	○													○
長野県	阿南町			○	○										○
長野県	阿智村	○		○	○										○
長野県	平谷村	○		○	○										○
長野県	根羽村	○			○										○
長野県	下條村														○
長野県	売木村			○	○										○
長野県	天龍村	○		○	○										○
長野県	泰阜村	○		○				○							
長野県	喬木村	○													○
長野県	豊丘村	○													○
長野県	大鹿村														○
長野県	上松町			○											○
長野県	南木曾町	○			○			○							
長野県	木祖村	○		○											○
長野県	王滝村	○		○	○							○			
長野県	大桑村	○													○
長野県	木曾町	○			○										○
長野県	麻績村			○											○
長野県	生坂村														○
長野県	山形村	○													○
長野県	朝日村			○	○										○
長野県	筑北村	○													○
長野県	池田町			○											○
長野県	松川村														○
長野県	白馬村			○	○										○
長野県	小谷村														○
長野県	坂城町			○						○					
長野県	小布施町														○
長野県	高山村	○													○
長野県	山ノ内町	○		○											○
長野県	木島平村							○							○
長野県	野沢温泉村														○
長野県	信濃町			○											○
長野県	小川村	○													○
長野県	飯綱町														○
長野県	栄村	○													○
岐阜県	岐阜市	○		○	○							○			
岐阜県	大垣市	○		○	○			○		○					
岐阜県	高山市	○		○	○									○	
岐阜県	多治見市	○		○	○										○
岐阜県	関市	○		○	○			○		○					
岐阜県	中津川市			○											○
岐阜県	美濃市	○		○				○		○		○			
岐阜県	瑞浪市			○											○
岐阜県	羽島市	○		○	○					○		○			

		問1 学校における業務改善について											
		(2)業務に係る負担軽減の取組											
都道府県名	市区町村名	L.学校行事等の準備・運営						M.進路指導					
		①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③学校行事の精選や内容の見直し、準備の簡素化を実施している。	④地域が主催する行事と学校行事を合同開催するなど、効果的・効率的に実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①企業等の就職先の情報収集等について、民間企業経験者などの外部人材等の参画・協力を進めている。	②検定試験や模擬試験の実施における監督等の業務について、民間委託をしている。	③作成が必要な書類について、校務支援システムの利用や様式の簡素化・統一化を図っている。	④集中処理期間の設定等、作業をより効果的に進められるように学校に対して指導・助言を行っている	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。
岐阜県	恵那市	○		○	○			○		○	○		
岐阜県	美濃加茂市	○		○	○					○			
岐阜県	土岐市	○		○									○
岐阜県	各務原市	○		○	○			○					
岐阜県	可児市	○		○				○		○			
岐阜県	山県市	○		○	○			○					
岐阜県	瑞穂市			○							○		
岐阜県	飛騨市			○	○								○
岐阜県	本巣市	○		○	○					○			
岐阜県	郡上市	○		○	○			○					
岐阜県	下呂市	○		○									○
岐阜県	海津市	○		○	○					○			
岐阜県	養老町	○		○	○			○		○			
岐阜県	垂井町	○											○
岐阜県	関ヶ原町			○	○						○		
岐阜県	神戸町	○		○									○
岐阜県	輪之内町			○	○					○			
岐阜県	安八町	○		○	○						○		
岐阜県	揖斐川町	○		○	○								○
岐阜県	大野町	○		○							○		
岐阜県	池田町	○		○	○					○			
岐阜県	北方町	○		○									○
岐阜県	坂祝町	○		○									○
岐阜県	富加町	○		○									○
岐阜県	川辺町									○			
岐阜県	七宗町	○		○	○								○
岐阜県	八百津町	○		○	○								○
岐阜県	白川町			○									○
岐阜県	東白川村			○	○								○
岐阜県	御嵩町	○		○				○		○	○		
岐阜県	白川村	○		○	○						○		
岐阜県	羽島郡二町 (岐南町、笠松町)			○							○		
静岡県	沼津市			○							○		
静岡県	熱海市	○		○						○	○		
静岡県	三島市	○											○
静岡県	富士宮市	○		○	○			○					
静岡県	伊東市	○		○	○					○	○		
静岡県	島田市	○		○	○	○				○			
静岡県	富士市			○						○			
静岡県	磐田市	○											○
静岡県	焼津市	○		○	○					○			
静岡県	掛川市									○			
静岡県	藤枝市	○		○						○			
静岡県	御殿場市			○	○			○		○	○		
静岡県	袋井市	○		○						○	○		
静岡県	下田市	○		○	○								○
静岡県	裾野市				○								○
静岡県	湖西市	○		○	○					○			
静岡県	伊豆市			○									○
静岡県	御前崎市			○						○			
静岡県	菊川市	○		○						○			
静岡県	伊豆の国市	○		○						○			
静岡県	牧之原市	○			○					○			
静岡県	東伊豆町			○									○
静岡県	河津町	○								○			
静岡県	南伊豆町	○			○								○
静岡県	松崎町			○	○								○
静岡県	西伊豆町					○						○	
静岡県	函南町	○		○						○			

		問1 学校における業務改善について											
		(2)業務に係る負担軽減の取組											
都道府県名	市区町村名	L.学校行事等の準備・運営					M.進路指導						
		①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③学校行事の精選や内容の見直し、準備の簡素化を実施している。	④地域が主催する行事と学校行事を合同開催するなど、効果的・効率的に実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①企業等の就職先の情報収集等について、民間企業経験者などの外部人材等の参画・協力を進めている。	②検定試験や模擬試験の実施における監督等の業務について、民間委託をしている。	③作成が必要な書類について、校務支援システムの利用や様式の簡素化・統一化を図っている。	④集中処理期間の設定等、作業をより効果的に進められるように学校に対して指導・助言を行っている	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。
静岡県	清水町	○		○	○			○		○	○		
静岡県	長泉町			○						○	○		
静岡県	小山町				○					○	○		
静岡県	吉田町			○						○	○		
静岡県	川根本町	○								○			
静岡県	森町									○			
愛知県	豊橋市	○		○						○	○		
愛知県	岡崎市			○	○					○			
愛知県	一宮市	○		○	○								○
愛知県	瀬戸市	○		○	○			○					
愛知県	半田市	○		○						○			
愛知県	春日井市	○		○	○					○			
愛知県	豊川市			○						○			
愛知県	津島市	○								○			
愛知県	碧南市									○			
愛知県	刈谷市			○						○			
愛知県	豊田市			○						○			○
愛知県	安城市	○		○				○		○			
愛知県	西尾市	○		○	○					○			
愛知県	蒲郡市			○						○			
愛知県	犬山市	○								○			
愛知県	常滑市									○			
愛知県	江南市	○		○				○					
愛知県	小牧市	○		○						○			
愛知県	稲沢市			○	○					○	○		
愛知県	新城市	○		○	○								○
愛知県	東海市			○									○
愛知県	大府市			○						○			
愛知県	知多市	○			○								○
愛知県	知立市	○		○						○			
愛知県	尾張旭市			○									○
愛知県	高浜市			○						○			
愛知県	岩倉市	○								○			
愛知県	豊明市			○						○			
愛知県	日進市			○						○	○		
愛知県	田原市	○		○	○					○			
愛知県	愛西市			○	○					○			
愛知県	清須市												○
愛知県	北名古屋	○			○			○					
愛知県	弥富市	○		○							○		
愛知県	みよし市	○		○						○	○		
愛知県	あま市	○		○									○
愛知県	長久手市			○						○			
愛知県	東郷町			○						○			
愛知県	豊山町			○									○
愛知県	大口町	○		○						○			
愛知県	扶桑町	○		○						○			
愛知県	大治町	○		○				○		○			
愛知県	蟹江町	○											○
愛知県	飛島村	○	○	○				○		○			
愛知県	阿久比町	○		○	○					○			
愛知県	東浦町			○	○					○			
愛知県	南知多町			○									○
愛知県	美浜町	○		○	○					○			
愛知県	武豊町			○						○			
愛知県	幸田町	○		○	○					○			
愛知県	設楽町												○
愛知県	東栄町												○
愛知県	豊根村			○									○
三重県	津市				○			○		○			
三重県	四日市市	○		○	○					○			

		問1 学校における業務改善について										
		(2)業務に係る負担軽減の取組										
都道府県名	市区町村名	L.学校行事等の準備・運営						M.進路指導				
		①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③学校行事の精選や内容の見直し、準備の簡素化を実施している。	④地域が主催する行事と学校行事を合同開催するなど、効果的・効率的に実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①企業等の就職先の情報収集等について、民間企業経験者などの外部人材等の参画・協力を進めている。	②検定試験や模擬試験の実施における監督等の業務について、民間委託をしている。	③作成が必要な書類について、校務支援システムの利用や様式の簡素化・統一化を図っている。	④集中処理期間の設定等、作業をより効果的に進められるように学校に対して指導・助言を行っている	⑤その他
三重県	伊勢市	○		○	○						○	
三重県	松阪市			○	○						○	
三重県	桑名市						○					○
三重県	鈴鹿市			○						○		
三重県	名張市	○		○	○					○		
三重県	尾鷲市	○		○	○							○
三重県	亀山市			○								○
三重県	鳥羽市	○		○	○			○				
三重県	熊野市	○		○	○							○
三重県	いなべ市	○		○								○
三重県	志摩市	○		○					○			
三重県	伊賀市			○							○	
三重県	木曾岬町	○		○								○
三重県	東員町	○		○						○		
三重県	菰野町			○				○				
三重県	朝日町			○								○
三重県	川越町	○		○								○
三重県	多気町				○							○
三重県	明和町			○								○
三重県	大台町	○		○	○			○		○		
三重県	玉城町	○								○		
三重県	度会町			○						○		
三重県	大紀町	○		○								○
三重県	南伊勢町	○		○	○					○		○
三重県	紀北町	○		○	○							○
三重県	御浜町	○		○	○			○				
三重県	紀宝町			○	○							○
滋賀県	大津市	○		○					○	○		
滋賀県	彦根市	○		○								○
滋賀県	長浜市	○		○								○
滋賀県	近江八幡市	○		○								○
滋賀県	草津市	○		○						○		
滋賀県	守山市	○		○							○	
滋賀県	栗東市			○								○
滋賀県	甲賀市	○		○	○					○		
滋賀県	野洲市	○										○
滋賀県	湖南市	○		○						○		
滋賀県	高島市	○		○	○			○				
滋賀県	東近江市	○		○								○
滋賀県	米原市	○		○	○					○		
滋賀県	日野町	○		○								○
滋賀県	竜王町			○						○		
滋賀県	愛荘町			○							○	
滋賀県	豊郷町			○						○		
滋賀県	甲良町	○		○								○
滋賀県	多賀町	○		○								○
京都府	福知山市			○	○						○	
京都府	舞鶴市			○	○				○			
京都府	綾部市	○		○	○						○	
京都府	宇治市			○	○							○
京都府	宮津市			○								○
京都府	亀岡市										○	○
京都府	城陽市										○	○
京都府	向日市	○		○				○		○		
京都府	長岡京市			○						○		
京都府	八幡市	○		○								○
京都府	京田辺市	○		○								○
京都府	京丹後市	○		○						○		
京都府	南丹市			○								○
京都府	木津川市	○		○						○		
京都府	大山崎町										○	○

		問1 学校における業務改善について										
		(2)業務に係る負担軽減の取組										
都道府県名	市区町村名	L.学校行事等の準備・運営						M.進路指導				
		①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③学校行事の精選や内容の見直し、準備の簡素化を実施している。	④地域が主催する行事と学校行事を合同開催するなど、効果的・効率的に実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①企業等の就職先の情報収集等について、民間企業経験者などの外部人材等の参画・協力を進めている。	②検定試験や模擬試験の実施における監督等の業務について、民間委託をしている。	③作成が必要な書類について、校務支援システムの利用や様式の簡素化・統一化を図っている。	④集中処理期間の設定等、作業をより効果的に進められるように学校に対して指導・助言を行っている	⑤その他
京都府	久御山町	○		○					○			
京都府	井手町	○		○	○			○				
京都府	宇治田原町	○		○					○			
京都府	精華町			○								○
京都府	京丹波町	○		○	○				○			
京都府	伊根町	○		○	○			○				
京都府	与謝野町	○		○	○			○				
京都府	相楽東部広域連合	○										○
大阪府	岸和田市	○		○						○		
大阪府	豊中市			○					○			
大阪府	池田市			○					○			
大阪府	吹田市			○	○				○			
大阪府	泉大津市			○								○
大阪府	高槻市	○		○	○				○		○	
大阪府	貝塚市	○		○	○						○	
大阪府	守口市			○								○
大阪府	枚方市								○			
大阪府	茨木市			○		○						○
大阪府	八尾市	○		○	○				○		○	
大阪府	泉佐野市			○								○
大阪府	富田林市			○							○	
大阪府	寝屋川市			○								○
大阪府	河内長野市	○		○					○		○	
大阪府	松原市	○		○	○				○			
大阪府	大東市			○								○
大阪府	和泉市	○		○	○				○			
大阪府	箕面市	○							○			
大阪府	柏原市	○		○	○				○		○	
大阪府	羽曳野市	○		○								○
大阪府	門真市			○								○
大阪府	摂津市	○		○					○			
大阪府	高石市			○								○
大阪府	藤井寺市	○		○								○
大阪府	東大阪市	○		○					○			
大阪府	泉南市			○							○	
大阪府	四條畷市	○		○	○				○			
大阪府	交野市			○	○							○
大阪府	大阪狭山市	○		○								○
大阪府	阪南市			○								○
大阪府	島本町			○								○
大阪府	豊能町	○		○							○	
大阪府	能勢町	○							○			
大阪府	忠岡町										○	
大阪府	熊取町	○										○
大阪府	田尻町								○			
大阪府	岬町	○										○
大阪府	太子町								○			
大阪府	河南町			○								○
大阪府	千早赤阪村	○		○							○	
兵庫県	姫路市			○					○			
兵庫県	尼崎市			○					○			
兵庫県	明石市			○		○			○		○	
兵庫県	西宮市			○	○				○			
兵庫県	洲本市			○					○			
兵庫県	芦屋市			○					○			
兵庫県	伊丹市	○		○				○	○			
兵庫県	相生市	○		○	○				○			
兵庫県	豊岡市										○	
兵庫県	加古川市	○		○					○		○	
兵庫県	赤穂市	○		○	○				○			



		問1 学校における業務改善について											
		(2)業務に係る負担軽減の取組											
都道府県名	市区町村名	L.学校行事等の準備・運営						M.進路指導					
		①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③学校行事の精選や内容の見直し、準備の簡素化を実施している。	④地域が主催する行事と学校行事を合同開催するなど、効果的・効率的に実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①企業等の就職先の情報収集等について、民間企業経験者などの外部人材等の参画・協力を進めている。	②検定試験や模擬試験の実施における監督等の業務について、民間委託をしている。	③作成が必要な書類について、校務支援システムの利用や様式の簡素化・統一化を図っている。	④集中処理期間の設定等、作業をより効果的に進められるように学校に対して指導・助言を行っている	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。
兵庫県	西脇市	○		○	○					○	○		
兵庫県	宝塚市				○					○			
兵庫県	三木市	○		○	○					○			
兵庫県	高砂市			○		○				○			
兵庫県	川西市			○						○			
兵庫県	小野市			○						○			
兵庫県	三田市	○		○						○			
兵庫県	加西市			○						○			
兵庫県	篠山市			○	○					○	○		
兵庫県	養父市	○		○	○					○			
兵庫県	丹波市	○		○	○					○			
兵庫県	南あわじ市	○		○	○					○	○		
兵庫県	朝来市				○	○						○	
兵庫県	淡路市			○	○					○			
兵庫県	宍粟市	○		○	○					○			
兵庫県	加東市	○		○	○					○			
兵庫県	たつの市			○						○			
兵庫県	猪名川町	○		○						○			
兵庫県	多可町	○		○						○			
兵庫県	稲美町	○		○						○			
兵庫県	播磨町			○						○			
兵庫県	市川町	○								○			
兵庫県	福崎町			○						○			
兵庫県	神河町	○		○						○	○		
兵庫県	太子町	○		○									○
兵庫県	上郡町			○						○			
兵庫県	佐用町	○		○	○					○			
兵庫県	香美町	○			○					○			
兵庫県	新温泉町	○		○	○					○			
奈良県	奈良市	○		○									○
奈良県	大和高田市	○		○						○	○		
奈良県	大和郡山市	○		○	○								○
奈良県	天理市	○		○	○			○					
奈良県	橿原市	○											○
奈良県	桜井市			○									○
奈良県	五條市	○		○						○			
奈良県	御所市	○		○									○
奈良県	生駒市	○		○				○		○			
奈良県	香芝市	○		○									○
奈良県	葛城市									○			
奈良県	宇陀市												○
奈良県	山添村	○										○	
奈良県	平群町												○
奈良県	三郷町	○											○
奈良県	斑鳩町			○									○
奈良県	安堵町	○											○
奈良県	川西町												○
奈良県	三宅町											○	
奈良県	田原本町									○			
奈良県	曾爾村				○								○
奈良県	御杖村											○	
奈良県	高取町	○		○						○			
奈良県	明日香村												○
奈良県	上牧町	○											○
奈良県	王寺町					○							○
奈良県	広陵町			○							○		
奈良県	河合町											○	
奈良県	吉野町											○	
奈良県	大淀町			○									○
奈良県	下市町	○											○
奈良県	黒滝村			○									○

		問1 学校における業務改善について													
		(2)業務に係る負担軽減の取組													
都道府県名	市区町村名	L.学校行事等の準備・運営						M.進路指導							
		①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③学校行事の精選や内容の見直し、準備の簡素化を実施している。	④地域が主催する行事と学校行事を合同開催するなど、効果的・効率的に実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①企業等の就職先の情報収集等について、民間企業経験者などの外部人材等の参画・協力を進めている。	②検定試験や模擬試験の実施における監督等の業務について、民間委託をしている。	③作成が必要な書類について、校務支援システムの利用や様式の簡素化・統一化を図っている。	④集中処理期間の設定等、作業をより効果的に進められるように学校に対して指導・助言を行っている	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。		
奈良県	天川村	○		○	○										○
奈良県	野迫川村				○										○
奈良県	十津川村	○			○										○
奈良県	下北山村			○	○										○
奈良県	上北山村	○													○
奈良県	川上村			○	○			○							
奈良県	東吉野村							○							○
奈良県	川西町・三宅町式下中学校組合									○					
和歌山県	和歌山市			○						○					
和歌山県	海南市			○											○
和歌山県	橋本市	○								○					
和歌山県	有田市							○							○
和歌山県	御坊市	○			○			○		○					
和歌山県	田辺市	○								○					○
和歌山県	新宮市	○		○	○					○					
和歌山県	紀の川市	○										○			
和歌山県	岩出市	○		○						○					
和歌山県	紀美野町	○		○	○										○
和歌山県	かつらぎ町							○							○
和歌山県	九度山町			○						○					
和歌山県	高野町							○							○
和歌山県	湯浅町	○		○	○					○		○			
和歌山県	広川町							○							○
和歌山県	有田川町	○		○											○
和歌山県	美浜町							○							○
和歌山県	日高町				○										○
和歌山県	由良町							○							○
和歌山県	印南町	○								○					
和歌山県	みなべ町							○							○
和歌山県	日高川町	○		○	○										○
和歌山県	白浜町	○		○											○
和歌山県	上富田町	○		○	○										○
和歌山県	すさみ町			○	○										○
和歌山県	那智勝浦町	○			○										○
和歌山県	太地町				○							○			
和歌山県	古座川町	○		○	○										○
和歌山県	北山村	○			○							○			
和歌山県	串本町							○							○
鳥取県	鳥取市	○		○	○					○					
鳥取県	米子市	○		○	○					○					
鳥取県	倉吉市	○		○	○					○					
鳥取県	境港市							○		○					
鳥取県	岩美町	○													○
鳥取県	若桜町							○							○
鳥取県	智頭町			○						○					
鳥取県	八頭町			○											○
鳥取県	三朝町	○		○	○					○					
鳥取県	湯梨浜町							○		○					
鳥取県	琴浦町	○		○	○			○							
鳥取県	北栄町							○							○
鳥取県	日吉津村							○					○		
鳥取県	大山町	○		○						○					
鳥取県	南部町	○		○	○			○		○		○			
鳥取県	伯耆町	○		○						○					
鳥取県	日南町			○	○										○
鳥取県	日野町	○		○											○
鳥取県	江府町	○													○
島根県	松江市	○		○	○					○					
島根県	浜田市							○							○

		問1 学校における業務改善について												
		(2)業務に係る負担軽減の取組												
都道府県名	市区町村名	L.学校行事等の準備・運営						M.進路指導						
		①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③学校行事の精選や内容の見直し、準備の簡素化を実施している。	④地域が主催する行事と学校行事を合同開催するなど、効果的・効率的に実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①企業等の就職先の情報収集等について、民間企業経験者などの外部人材等の参画・協力を進めている。	②検定試験や模擬試験の実施における監督等の業務について、民間委託をしている。	③作成が必要な書類について、校務支援システムの利用や様式の簡素化・統一化を図っている。	④集中処理期間の設定等、作業をより効果的に進められるように学校に対して指導・助言を行っている	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	
島根県	出雲市			○	○									○
島根県	益田市	○		○	○			○						
島根県	大田市							○						○
島根県	安来市	○			○									○
島根県	江津市							○						
島根県	雲南市	○			○			○						
島根県	奥出雲町				○									○
島根県	飯南町	○			○									○
島根県	川本町							○						○
島根県	美郷町							○						○
島根県	邑南町							○						○
島根県	津和野町	○												○
島根県	吉賀町	○			○									○
島根県	海士町	○												○
島根県	西ノ島町				○									○
島根県	知夫村	○			○									○
島根県	隠岐の島町							○						○
岡山県	倉敷市	○		○										○
岡山県	津山市	○		○								○		
岡山県	玉野市	○		○										○
岡山県	笠岡市	○		○	○					○				
岡山県	井原市			○						○				
岡山県	総社市	○		○	○					○				
岡山県	高梁市			○										○
岡山県	新見市			○	○									○
岡山県	備前市							○						○
岡山県	瀬戸内市			○						○				
岡山県	赤磐市							○						○
岡山県	真庭市				○					○				
岡山県	美作市			○										○
岡山県	浅口市	○		○						○				
岡山県	和気町			○						○				
岡山県	早島町	○		○						○				
岡山県	里庄町			○								○		
岡山県	矢掛町	○		○						○				
岡山県	新庄村	○												○
岡山県	鏡野町	○		○	○							○		
岡山県	勝央町	○						○						
岡山県	奈義町			○	○					○				○
岡山県	西粟倉村	○		○									○	
岡山県	久米南町	○		○										○
岡山県	美咲町							○						
岡山県	吉備中央町	○			○									○
広島県	呉市	○		○						○				
広島県	竹原市	○												○
広島県	三原市	○		○	○									○
広島県	尾道市			○										○
広島県	福山市			○	○					○				
広島県	府中市	○		○	○									○
広島県	三次市	○		○	○			○		○		○		
広島県	庄原市	○		○	○			○		○		○		
広島県	大竹市	○		○	○									○
広島県	東広島市	○		○	○									○
広島県	廿日市市	○		○						○				
広島県	安芸高田市	○		○	○									○
広島県	江田島市			○				○		○				
広島県	府中町							○						○
広島県	海田町							○						○
広島県	熊野町	○												○
広島県	坂町							○						○
広島県	安芸太田町			○										○





		問1 学校における業務改善について											
		(2)業務に係る負担軽減の取組											
都道府県名	市区町村名	L.学校行事等の準備・運営						M.進路指導					
		①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③学校行事の精選や内容の見直し、準備の簡素化を実施している。	④地域が主催する行事と学校行事を合同開催するなど、効果的・効率的に実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①企業等の就職先の情報収集等について、民間企業経験者などの外部人材等の参画・協力を進めている。	②検定試験や模擬試験の実施における監督等の業務について、民間委託をしている。	③作成が必要な書類について、校務支援システムの利用や様式の簡素化・統一化を図っている。	④集中処理期間の設定等、作業をより効果的に進められるように学校に対して指導・助言を行っている	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。
福岡県	飯塚市	○		○						○			
福岡県	田川市			○						○			
福岡県	柳川市	○		○						○			
福岡県	八女市	○		○	○					○	○		
福岡県	筑後市	○		○	○					○			
福岡県	大川市							○				○	
福岡県	行橋市	○		○	○					○			
福岡県	豊前市			○	○						○		
福岡県	中間市	○											○
福岡県	小郡市	○		○									○
福岡県	筑紫野市							○					○
福岡県	春日市	○		○	○					○			
福岡県	大野城市	○		○						○			
福岡県	宗像市	○		○	○					○			
福岡県	太宰府市	○		○	○								○
福岡県	古賀市	○		○						○	○		
福岡県	福津市				○					○			
福岡県	うきは市			○									○
福岡県	宮若市	○								○			
福岡県	嘉麻市	○								○			
福岡県	朝倉市	○		○						○			
福岡県	みやま市	○			○					○			
福岡県	糸島市			○	○			○					
福岡県	那珂川町	○								○			
福岡県	宇美町	○		○	○						○		
福岡県	篠栗町	○		○	○								○
福岡県	志免町			○						○			
福岡県	須恵町	○			○			○					
福岡県	新宮町	○		○						○			
福岡県	久山町			○									○
福岡県	粕屋町			○						○			
福岡県	芦屋町	○											○
福岡県	水巻町	○											○
福岡県	岡垣町	○			○					○			
福岡県	遠賀町	○											○
福岡県	小竹町												○
福岡県	鞍手町			○	○								○
福岡県	桂川町			○									○
福岡県	筑前町	○		○						○			
福岡県	東峰村	○											○
福岡県	大刀洗町	○											○
福岡県	大木町				○								○
福岡県	広川町									○			
福岡県	香春町			○									○
福岡県	添田町				○								○
福岡県	糸田町			○							○		
福岡県	川崎町												○
福岡県	大任町			○									○
福岡県	赤村	○											○
福岡県	福智町												○
福岡県	苅田町	○											○
福岡県	みやこ町												○
福岡県	吉富町												○
福岡県	上毛町			○									○
福岡県	築上町	○		○									○
佐賀県	佐賀市	○		○	○			○			○		
佐賀県	唐津市			○	○								○
佐賀県	鳥栖市			○						○			
佐賀県	多久市			○				○		○			
佐賀県	伊万里市	○		○	○					○			
佐賀県	武雄市	○		○	○			○			○		

		問1 学校における業務改善について											
		(2)業務に係る負担軽減の取組											
都道府県名	市区町村名	L.学校行事等の準備・運営						M.進路指導					
		①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③学校行事の精選や内容の見直し、準備の簡素化を実施している。	④地域が主催する行事と学校行事を合同開催するなど、効果的・効率的に実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①企業等の就職先の情報収集等について、民間企業経験者などの外部人材等の参画・協力を進めている。	②検定試験や模擬試験の実施における監督等の業務について、民間委託をしている。	③作成が必要な書類について、校務支援システムの利用や様式の簡素化・統一化を図っている。	④集中処理期間の設定等、作業をより効果的に進められるように学校に対して指導・助言を行っている	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。
佐賀県	鹿島市				○					○			
佐賀県	小城市	○		○	○					○			
佐賀県	嬉野市	○		○	○								○
佐賀県	神埼市	○		○	○					○		○	
佐賀県	吉野ヶ里町			○								○	
佐賀県	基山町			○								○	
佐賀県	上峰町	○		○						○			
佐賀県	みやき町							○				○	
佐賀県	玄海町			○						○		○	
佐賀県	有田町	○		○						○		○	
佐賀県	大町町	○		○						○			
佐賀県	江北町	○		○									○
佐賀県	白石町	○		○	○			○		○		○	
佐賀県	太良町							○		○			
長崎県	長崎市	○		○				○		○			
長崎県	佐世保市	○		○	○					○			
長崎県	島原市							○					○
長崎県	諫早市	○		○						○		○	
長崎県	大村市			○						○		○	
長崎県	平戸市			○	○					○			
長崎県	松浦市	○		○						○			
長崎県	対馬市							○		○			
長崎県	壱岐市	○		○				○		○			
長崎県	五島市	○		○	○			○		○		○	
長崎県	西海市			○	○					○			
長崎県	雲仙市	○		○	○					○			
長崎県	南島原市	○								○			
長崎県	長与町	○		○						○			
長崎県	時津町	○		○	○					○			
長崎県	東彼杵町	○		○				○					
長崎県	川棚町									○			
長崎県	波佐見町							○					○
長崎県	小値賀町			○									○
長崎県	佐々町			○						○			
長崎県	新上五島町	○		○	○								○
熊本県	八代市	○		○	○			○					
熊本県	人吉市	○								○		○	
熊本県	荒尾市			○	○								○
熊本県	水俣市			○	○							○	
熊本県	玉名市			○									○
熊本県	山鹿市	○		○	○					○			
熊本県	菊池市	○										○	
熊本県	宇土市			○	○					○			
熊本県	上天草市	○		○	○							○	
熊本県	宇城市			○									○
熊本県	阿蘇市	○		○						○			
熊本県	天草市							○				○	
熊本県	合志市									○			
熊本県	美里町	○											○
熊本県	玉東町	○											○
熊本県	南関町							○					
熊本県	長洲町	○											○
熊本県	和水町			○									○
熊本県	大津町	○								○		○	
熊本県	菊陽町	○		○	○			○					
熊本県	南小国町							○					○
熊本県	小国町							○					○
熊本県	産山村	○											○
熊本県	高森町				○								○
熊本県	西原村	○											○
熊本県	南阿蘇村	○											○

		問1 学校における業務改善について										
		(2)業務に係る負担軽減の取組										
都道府県名	市区町村名	L.学校行事等の準備・運営						M.進路指導				
		①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③学校行事の精選や内容の見直し、準備の簡素化を実施している。	④地域が主催する行事と学校行事を合同開催するなど、効果的・効率的に実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①企業等の就職先の情報収集等について、民間企業経験者などの外部人材等の参画・協力を進めている。	②検定試験や模擬試験の実施における監督等の業務について、民間委託をしている。	③作成が必要な書類について、校務支援システムの利用や様式の簡素化・統一化を図っている。	④集中処理期間の設定等、作業をより効果的に進められるように学校に対して指導・助言を行っている	⑤その他
熊本県	御船町			○						○		
熊本県	嘉島町	○								○		
熊本県	益城町							○				○
熊本県	甲佐町							○				○
熊本県	山都町			○	○							○
熊本県	氷川町			○	○						○	
熊本県	芦北町	○										○
熊本県	津奈木町							○				○
熊本県	錦町			○						○		
熊本県	多良木町							○				○
熊本県	湯前町							○				○
熊本県	水上村	○										○
熊本県	相良村	○		○	○					○		
熊本県	五木村				○							○
熊本県	山江村	○						○				
熊本県	球磨村							○			○	
熊本県	あさぎり町			○						○		
熊本県	苓北町	○									○	
大分県	大分市			○				○				
大分県	別府市	○										○
大分県	中津市	○		○	○					○		
大分県	日田市	○		○	○			○		○		
大分県	佐伯市	○		○	○			○		○		
大分県	臼杵市			○	○					○		
大分県	津久見市	○		○								○
大分県	竹田市				○					○		
大分県	豊後高田市	○		○	○						○	
大分県	杵築市	○		○	○					○		
大分県	宇佐市	○		○	○					○		
大分県	豊後大野市	○		○								○
大分県	由布市			○								○
大分県	国東市	○		○								○
大分県	姫島村			○	○							○
大分県	日出町	○										○
大分県	九重町										○	○
大分県	玖珠町	○										○
宮崎県	宮崎市	○		○				○			○	
宮崎県	都城市	○		○	○			○		○		
宮崎県	延岡市	○										○
宮崎県	日南市	○		○	○							○
宮崎県	小林市	○		○	○							○
宮崎県	日向市									○		
宮崎県	串間市									○		○
宮崎県	西都市											○
宮崎県	えびの市	○		○								○
宮崎県	三股町	○		○	○			○		○		
宮崎県	高原町	○		○	○			○				
宮崎県	国富町	○		○								○
宮崎県	綾町	○										○
宮崎県	高鍋町			○						○		
宮崎県	新富町			○								○
宮崎県	西米良村	○			○							○
宮崎県	木城町			○	○							○
宮崎県	川南町	○						○				
宮崎県	都農町										○	○
宮崎県	門川町			○								○
宮崎県	諸塚村										○	○
宮崎県	椎葉村			○								○
宮崎県	美郷町	○		○	○							○
宮崎県	高千穂町										○	○
宮崎県	日之影町	○		○	○							○



		問1 学校における業務改善について																					
		(2)業務に係る負担軽減の取組																					
都道府県名	市区町村名	L.学校行事等の準備・運営						M.進路指導															
		①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③学校行事の精選や内容の見直し、準備の簡素化を実施している。	④地域が主催する行事と学校行事を合同開催するなど、効果的・効率的に実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①企業等の就職先の情報収集等について、民間企業経験者などの外部人材等の参画・協力を進めている。	②検定試験や模擬試験の実施における監督等の業務について、民間委託をしている。	③作成が必要な書類について、校務支援システムの利用や様式の簡素化・統一化を図っている。	④集中処理期間の設定等、作業をより効果的に進められるように学校に対して指導・助言を行っている	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。										
宮崎県	五ヶ瀬町	○																				○	
鹿児島県	鹿児島市	○				○					○												
鹿児島県	鹿屋市					○						○											
鹿児島県	枕崎市					○																	○
鹿児島県	阿久根市	○				○																	○
鹿児島県	出水市	○				○																	
鹿児島県	指宿市					○																	○
鹿児島県	西之表市	○				○								○			○						
鹿児島県	垂水市	○				○								○									
鹿児島県	薩摩川内市	○				○																	○
鹿児島県	日置市	○				○																	○
鹿児島県	曾於市	○				○																	○
鹿児島県	霧島市	○				○											○						
鹿児島県	いちき串木野市	○				○																	○
鹿児島県	南さつま市																						○
鹿児島県	志布志市	○				○																	○
鹿児島県	奄美市					○																	
鹿児島県	南九州市					○																	○
鹿児島県	伊佐市	○	○			○																	○
鹿児島県	始良市					○																	○
鹿児島県	三島村	○				○																	○
鹿児島県	十島村					○																	○
鹿児島県	さつま町					○																	○
鹿児島県	長島町	○				○											○						
鹿児島県	湧水町					○																	○
鹿児島県	大崎町	○				○																	
鹿児島県	東串良町	○				○																	
鹿児島県	錦江町	○				○																	○
鹿児島県	南大隅町	○				○											○						
鹿児島県	肝付町	○				○																	
鹿児島県	中種子町					○																	○
鹿児島県	南種子町					○																	○
鹿児島県	屋久島町					○																	○
鹿児島県	大和村	○																					○
鹿児島県	宇検村					○																	○
鹿児島県	瀬戸内町	○				○																	○
鹿児島県	龍郷町	○				○											○						
鹿児島県	喜界町					○																	○
鹿児島県	徳之島町	○				○																	○
鹿児島県	天城町	○				○																	○
鹿児島県	伊仙町					○																	○
鹿児島県	和泊町	○				○											○						
鹿児島県	知名町																						○
鹿児島県	与論町	○				○																	○
沖縄県	那覇市					○																	○
沖縄県	宜野湾市	○				○											○						
沖縄県	石垣市	○				○																	○
沖縄県	浦添市	○																					○
沖縄県	名護市					○																	○
沖縄県	糸満市					○																	○
沖縄県	沖縄市					○											○						○
沖縄県	豊見城市					○											○						○
沖縄県	うるま市	○				○											○						
沖縄県	宮古島市	○				○											○						
沖縄県	南城市					○																	○
沖縄県	国頭村					○																	○
沖縄県	大宜味村	○																					○
沖縄県	東村					○																	○
沖縄県	今帰仁村	○				○																	○
沖縄県	本部町																						○

		問1 学校における業務改善について												
		(2)業務に係る負担軽減の取組												
都道府県名	市区町村名	L.学校行事等の準備・運営						M.進路指導						
		①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③学校行事の精選や内容の見直し、準備の簡素化を実施している。	④地域が主催する行事と学校行事を合同開催するなど、効果的・効率的に実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①企業等の就職先の情報収集等について、民間企業経験者などの外部人材等の参画・協力を進めている。	②検定試験や模擬試験の実施における監督等の業務について、民間委託をしている。	③作成が必要な書類について、校務支援システムの利用や様式の簡素化・統一化を図っている。	④集中処理期間の設定等、作業をより効果的に進められるように学校に対して指導・助言を行っている	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	
沖縄県	恩納村	○												○
沖縄県	宜野座村	○								○				
沖縄県	金武町			○				○						
沖縄県	伊江村	○		○				○						
沖縄県	読谷村	○									○			
沖縄県	嘉手納町			○						○				
沖縄県	北谷町	○		○						○				
沖縄県	北中城村	○		○				○		○				
沖縄県	中城村	○		○				○						
沖縄県	西原町	○		○				○						
沖縄県	与那原町	○		○				○						
沖縄県	南風原町	○		○						○				
沖縄県	渡嘉敷村	○												○
沖縄県	座間味村	○		○	○						○			
沖縄県	粟国村	○					○							○
沖縄県	渡名喜村	○			○									○
沖縄県	南大東村			○										○
沖縄県	北大東村	○		○	○					○				
沖縄県	伊平屋村	○		○									○	
沖縄県	伊是名村	○												○
沖縄県	久米島町	○		○	○								○	
沖縄県	八重瀬町	○		○				○		○				
沖縄県	多良間村	○		○				○						
沖縄県	竹富町	○		○	○									○
沖縄県	与那国町	○			○									○
合計		952	5	1058	559	19	304	185	6	587	230	35	880	

		問1 学校における業務改善について							
		(2)業務に係る負担軽減の取組							
都道府県名	市区町村名	N.支援が必要な児童生徒・家庭への対応				O.各学校や地域の置かれた状況等に 応じて発生する業務			
		①スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育の支援ができる専門的な人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている。	②保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応について、学校が組織として対応できるよう、教育委員会において支援体制を構築している。	③法的観点から学校に対して指導・助言を行うスクールロイヤー等の専門家を配置している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①中心となる担い手を学校・教師以外の者に積極的に移行していくという視点に立って検討している。	②中心となる担い手を学校・教師以外の者に移行する場合の、受皿の整備・確保に努めている。	③その他
北海道	函館市	○	○				○		
北海道	小樽市	○							○
北海道	旭川市	○							○
北海道	室蘭市	○	○			○	○		
北海道	釧路市	○							○
北海道	帯広市	○	○						○
北海道	北見市	○	○						○
北海道	夕張市	○	○						○
北海道	岩見沢市	○	○						○
北海道	網走市	○		○					○
北海道	留萌市	○							○
北海道	苫小牧市	○	○						○
北海道	稚内市	○							○
北海道	美唄市	○	○						○
北海道	芦別市	○	○						○
北海道	江別市	○					○		
北海道	赤平市							○	○
北海道	紋別市	○							○
北海道	士別市	○	○						○
北海道	名寄市	○					○		
北海道	三笠市	○							○
北海道	根室市	○							○
北海道	千歳市	○	○				○		
北海道	滝川市	○	○						○
北海道	砂川市	○							○
北海道	歌志内市	○							○
北海道	深川市	○							○
北海道	富良野市	○	○						○
北海道	登別市	○	○				○		
北海道	恵庭市	○							○
北海道	伊達市	○							○
北海道	北広島市	○				○			
北海道	石狩市	○	○			○			
北海道	北斗市	○	○						○
北海道	当別町	○	○				○		
北海道	新篠津村	○							○
北海道	松前町	○	○						○
北海道	福島町	○							○
北海道	知内町	○							○
北海道	木古内町	○	○						○
北海道	七飯町	○					○		
北海道	鹿部町	○	○				○		
北海道	森町	○	○						○
北海道	八雲町	○	○						○
北海道	長万部町	○					○		
北海道	江差町	○	○						○
北海道	上ノ国町	○							○
北海道	厚沢部町	○					○		
北海道	乙部町	○	○						○
北海道	奥尻町	○							○
北海道	今金町	○	○						○
北海道	せたな町	○	○						○
北海道	島牧村	○							○
北海道	寿都町	○				○			
北海道	黒松内町					○			○
北海道	蘭越町	○							○
北海道	二セコ町	○					○		
北海道	真狩村	○							○
北海道	留寿都村	○							○
北海道	喜茂別町	○							○
北海道	京極町	○							○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について							
		(2)業務に係る負担軽減の取組							
		N.支援が必要な児童生徒・家庭への対応				O.各学校や地域の置かれた状況等に 応じて発生する業務			
		①スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育の支援ができる専門的な人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている。	②保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応について、学校が組織として対応できるよう、教育委員会において支援体制を構築している。	③法的観点から学校に対して指導・助言を行うスクールロイヤー等の専門家を配置している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①中心となる担い手を学校・教師以外の者に積極的に移行していくという視点に立って検討している。	②中心となる担い手を学校・教師以外の者に移行する場合の、受皿の整備・確保に努めている。	③その他
北海道	倶知安町	○							○
北海道	共和町				○				○
北海道	岩内町	○							○
北海道	泊村	○	○						○
北海道	神恵内村					○			○
北海道	積丹町					○			○
北海道	古平町	○					○		
北海道	仁木町	○						○	
北海道	余市町	○							○
北海道	赤井川村				○				○
北海道	南幌町	○							○
北海道	奈井江町	○							○
北海道	上砂川町				○				○
北海道	由仁町	○							○
北海道	長沼町	○					○		
北海道	栗山町	○							○
北海道	月形町	○							○
北海道	浦臼町	○							○
北海道	新十津川町	○							○
北海道	妹背牛町					○			
北海道	秩父別町	○	○						○
北海道	雨竜町	○					○		
北海道	北竜町	○							○
北海道	沼田町	○					○		
北海道	鷹栖町	○					○		
北海道	東神楽町	○	○	○			○	○	
北海道	当麻町	○	○						○
北海道	比布町	○							○
北海道	愛別町	○							○
北海道	上川町					○			○
北海道	東川町	○					○		
北海道	美瑛町	○					○		
北海道	上富良野町	○							○
北海道	中富良野町	○							○
北海道	南富良野町	○							○
北海道	占冠村	○							○
北海道	和寒町	○	○						○
北海道	剣淵町	○							○
北海道	下川町	○	○						○
北海道	美深町	○					○		
北海道	音威子府村		○						○
北海道	中川町					○			○
北海道	幌加内町		○						○
北海道	増毛町	○	○						○
北海道	小平町	○					○		
北海道	苫前町	○							○
北海道	羽幌町	○	○						○
北海道	初山別村					○			○
北海道	遠別町					○			○
北海道	天塩町	○	○				○	○	
北海道	猿払村	○							○
北海道	浜頓別町					○			○
北海道	中頓別町				○				○
北海道	枝幸町	○	○						○
北海道	豊富町					○		○	
北海道	礼文町	○							○
北海道	利尻町					○			○
北海道	利尻富士町					○			○
北海道	幌延町	○	○				○		
北海道	美幌町		○						○
北海道	津別町	○	○				○		

		問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
都道府県名	市区町村名	N.支援が必要な児童生徒・家庭への対応				O.各学校や地域の置かれた状況等に 応じて発生する業務				
		①スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育の支援ができる専門的な人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている。	②保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応について、学校が組織として対応できるよう、教育委員会において支援体制を構築している。	③法的観点から学校に対して指導・助言を行うスクールロイヤー等の専門家を配置している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①中心となる担い手を学校・教師以外の者に積極的に移行していくという視点に立って検討している。	②中心となる担い手を学校・教師以外の者に移行する場合の、受皿の整備・確保に努めている。	③その他	④特に取り組んでいない。
北海道	斜里町	○								○
北海道	清里町	○	○							○
北海道	小清水町	○								○
北海道	訓子府町	○								○
北海道	置戸町	○								○
北海道	佐呂間町		○							○
北海道	遠軽町	○	○							○
北海道	湧別町	○								○
北海道	滝上町	○								○
北海道	興部町	○								○
北海道	西興部村		○				○		○	
北海道	雄武町		○							○
北海道	大空町	○								○
北海道	豊浦町	○								○
北海道	壮瞥町	○	○					○		
北海道	白老町	○						○		
北海道	厚真町							○		○
北海道	洞爺湖町							○		○
北海道	安平町		○							○
北海道	むかわ町		○					○		
北海道	日高町	○	○							○
北海道	平取町	○								○
北海道	新冠町	○								○
北海道	浦河町	○	○							○
北海道	様似町	○	○					○		
北海道	えりも町		○			○				○
北海道	新ひだか町	○								○
北海道	音更町					○				○
北海道	士幌町	○	○							○
北海道	上士幌町	○					○			
北海道	鹿追町	○	○					○		
北海道	新得町	○	○					○		
北海道	清水町	○								○
北海道	芽室町	○								○
北海道	中札内村	○	○				○			
北海道	更別村	○	○				○			
北海道	大樹町	○					○			
北海道	広尾町	○	○							○
北海道	幕別町	○								○
北海道	池田町							○		○
北海道	豊頃町	○								○
北海道	本別町	○	○							○
北海道	足寄町	○								○
北海道	陸別町	○								○
北海道	浦幌町	○					○			
北海道	釧路町	○	○				○			
北海道	厚岸町	○								○
北海道	浜中町	○								○
北海道	標茶町	○	○							○
北海道	弟子屈町	○								○
北海道	鶴居村	○								○
北海道	白糠町	○						○		
北海道	別海町	○	○				○			
北海道	中標津町	○	○							○
北海道	標津町	○								○
北海道	羅臼町	○	○					○		
青森県	青森市	○	○					○		
青森県	弘前市	○	○							○
青森県	八戸市	○	○							○
青森県	黒石市							○		○
青森県	五所川原市	○								○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について																
		(2)業務に係る負担軽減の取組																
		N.支援が必要な児童生徒・家庭への対応					O.各学校や地域の置かれた状況等に 応じて発生する業務											
		①スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育の支援ができる専門的な人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている。	②保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応について、学校が組織として対応できるよう、教育委員会において支援体制を構築している。	③法的観点から学校に対して指導・助言を行うスクールロイヤー等の専門家を配置している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①中心となる担い手を学校・教師以外の者に積極的に移行していくという視点に立って検討している。	②中心となる担い手を学校・教師以外の者に移行する場合の、受皿の整備・確保に努めている。	③その他	④特に取り組んでいない。								
青森県	十和田市							○										○
青森県	三沢市	○								○								
青森県	むつ市	○								○	○							
青森県	つがる市	○	○															○
青森県	平川市																	○
青森県	平内町	○	○							○								○
青森県	今別町	○																○
青森県	蓬田村	○																○
青森県	外ヶ浜町	○																○
青森県	鱒ヶ沢町	○																○
青森県	深浦町	○									○							○
青森県	西目屋村		○															○
青森県	藤崎町	○																○
青森県	大鰐町	○																○
青森県	田舎館村										○							○
青森県	板柳町										○							○
青森県	鶴田町	○																○
青森県	中泊町					○						○						
青森県	野辺地町	○										○						
青森県	七戸町	○																○
青森県	六戸町		○															○
青森県	横浜町	○																○
青森県	東北町								○									○
青森県	六ヶ所村	○																○
青森県	おいらせ町										○							○
青森県	大間町	○										○						○
青森県	東通村	○									○							
青森県	風間浦村	○	○															○
青森県	佐井村	○																○
青森県	三戸町	○										○						
青森県	五戸町	○																○
青森県	田子町	○																○
青森県	南部町										○							○
青森県	階上町	○																○
青森県	新郷村	○																○
岩手県	盛岡市	○																○
岩手県	宮古市	○																○
岩手県	大船渡市	○																○
岩手県	花巻市	○	○															○
岩手県	北上市	○																○
岩手県	久慈市	○																○
岩手県	遠野市	○																○
岩手県	一関市	○	○															○
岩手県	陸前高田市	○	○															○
岩手県	釜石市	○																○
岩手県	二戸市	○																○
岩手県	八幡平市	○	○															○
岩手県	奥州市	○																○
岩手県	滝沢市	○	○															○
岩手県	雫石町	○	○															○
岩手県	葛巻町	○																○
岩手県	岩手町	○									○							
岩手県	紫波町	○	○								○							
岩手県	矢巾町	○																○
岩手県	西和賀町	○														○		
岩手県	金ヶ崎町	○																○
岩手県	平泉町	○																○
岩手県	住田町	○																○
岩手県	大槌町	○	○									○						
岩手県	山田町	○																○
岩手県	岩泉町	○																○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について							
		(2)業務に係る負担軽減の取組							
		N.支援が必要な児童生徒・家庭への対応					O.各学校や地域の置かれた状況等に 応じて発生する業務		
①スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育の支援ができる専門的な人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている。	②保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応について、学校が組織として対応できるよう、教育委員会において支援体制を構築している。	③法的観点から学校に対して指導・助言を行うスクールロイヤー等の専門家を配置している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①中心となる担い手を学校・教師以外の者に積極的に移行していくという視点に立って検討している。	②中心となる担い手を学校・教師以外の者に移行する場合の、受皿の整備・確保に努めている。	③その他	④特に取り組んでいない。	
岩手県	田野畑村	○							○
岩手県	普代村							○	○
岩手県	軽米町	○							○
岩手県	野田村	○							○
岩手県	九戸村	○							○
岩手県	洋野町	○							○
岩手県	一戸町	○	○						○
宮城県	石巻市	○	○						○
宮城県	塩竈市	○	○					○	○
宮城県	気仙沼市	○							○
宮城県	白石市	○							○
宮城県	名取市	○	○						○
宮城県	角田市	○	○						○
宮城県	多賀城市	○	○				○		○
宮城県	岩沼市	○	○	○		○			○
宮城県	登米市	○	○						○
宮城県	栗原市	○							○
宮城県	東松島市	○	○				○		○
宮城県	大崎市	○							○
宮城県	富谷市	○							○
宮城県	蔵王町	○							○
宮城県	七ヶ宿町	○							○
宮城県	大河原町	○					○		○
宮城県	村田町	○							○
宮城県	柴田町	○	○						○
宮城県	川崎町	○	○				○		○
宮城県	丸森町	○							○
宮城県	亘理町	○							○
宮城県	山元町	○							○
宮城県	松島町	○					○		○
宮城県	七ヶ浜町	○							○
宮城県	利府町	○	○						○
宮城県	大和町	○	○						○
宮城県	大郷町	○							○
宮城県	大衡村	○					○		○
宮城県	色麻町	○					○		○
宮城県	加美町	○							○
宮城県	涌谷町	○	○						○
宮城県	美里町	○	○						○
宮城県	女川町	○							○
宮城県	南三陸町	○	○						○
秋田県	秋田市	○	○						○
秋田県	能代市	○	○					○	○
秋田県	横手市	○							○
秋田県	大館市	○	○				○	○	○
秋田県	男鹿市	○							○
秋田県	湯沢市	○							○
秋田県	鹿角市	○					○		○
秋田県	由利本荘市	○	○				○		○
秋田県	潟上市	○	○						○
秋田県	大仙市	○	○						○
秋田県	北秋田市	○	○						○
秋田県	にかほ市							○	○
秋田県	仙北市	○							○
秋田県	小坂町	○							○
秋田県	上小阿仁村							○	○
秋田県	藤里町	○							○
秋田県	三種町	○							○
秋田県	八峰町	○							○
秋田県	五城目町	○	○				○		○
秋田県	八郎潟町	○							○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について							
		(2)業務に係る負担軽減の取組							
		N.支援が必要な児童生徒・家庭への対応				O.各学校や地域の置かれた状況等に 応じて発生する業務			
		①スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育の支援ができる専門的な人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている。	②保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応について、学校が組織として対応できるよう、教育委員会において支援体制を構築している。	③法的観点から学校に対して指導・助言を行うスクールロイヤー等の専門家を配置している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①中心となる担い手を学校・教師以外の者に積極的に移行していくという視点に立って検討している。	②中心となる担い手を学校・教師以外の者に移行する場合の、受皿の整備・確保に努めている。	③その他
秋田県	井川町	○	○						○
秋田県	大潟村	○	○						○
秋田県	美郷町	○					○		
秋田県	羽後町	○				○			
秋田県	東成瀬村		○				○		
山形県	山形市	○	○				○		
山形県	米沢市	○							○
山形県	鶴岡市	○	○			○			
山形県	酒田市		○						○
山形県	新庄市	○							○
山形県	寒河江市	○	○						○
山形県	上山市	○				○			
山形県	村山市	○	○			○			
山形県	長井市	○	○			○			
山形県	天童市	○	○			○		○	
山形県	東根市	○	○					○	
山形県	尾花沢市	○							○
山形県	南陽市	○	○				○		
山形県	山辺町	○							○
山形県	中山町	○							○
山形県	河北町	○					○		
山形県	西川町	○							○
山形県	朝日町	○					○		
山形県	大江町	○				○	○		
山形県	大石田町	○	○						○
山形県	金山町	○	○			○			
山形県	最上町	○	○						○
山形県	舟形町	○							○
山形県	真室川町	○	○						○
山形県	大蔵村	○	○						○
山形県	鮭川村	○	○				○		
山形県	戸沢村	○	○						○
山形県	高畠町	○	○						○
山形県	川西町	○					○		
山形県	小国町	○	○				○		
山形県	白鷹町	○	○						○
山形県	飯豊町	○					○		
山形県	三川町	○						○	
山形県	庄内町	○	○						○
山形県	遊佐町	○					○		
福島県	福島市	○							○
福島県	会津若松市	○							○
福島県	郡山市	○	○					○	
福島県	いわき市	○	○						○
福島県	白河市	○	○						○
福島県	須賀川市	○					○		
福島県	喜多方市	○	○						○
福島県	相馬市	○							○
福島県	二本松市	○							○
福島県	田村市	○					○		
福島県	南相馬市	○				○			
福島県	伊達市	○	○						○
福島県	本宮市	○							○
福島県	桑折町	○							○
福島県	国見町	○							○
福島県	川俣町	○				○			
福島県	大玉村	○	○			○			
福島県	鏡石町	○							○
福島県	天栄村	○					○		
福島県	下郷町	○							○
福島県	檜枝岐村	○							○



都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について							
		(2)業務に係る負担軽減の取組							
		N.支援が必要な児童生徒・家庭への対応					O.各学校や地域の置かれた状況等に 応じて発生する業務		
①スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育の支援ができる専門的な人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている。	②保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応について、学校が組織として対応できるよう、教育委員会において支援体制を構築している。	③法的観点から学校に対して指導・助言を行うスクールロイヤー等の専門家を配置している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①中心となる担い手を学校・教師以外の者に積極的に移行していくという視点に立って検討している。	②中心となる担い手を学校・教師以外の者に移行する場合の、受皿の整備・確保に努めている。	③その他	④特に取り組んでいない。	
福島県	只見町	○							○
福島県	南会津町	○							○
福島県	北塩原村	○							○
福島県	西会津町	○							○
福島県	磐梯町	○					○		
福島県	猪苗代町	○							○
福島県	会津坂下町	○	○						○
福島県	湯川村	○							○
福島県	柳津町					○			○
福島県	三島町	○				○			
福島県	金山町	○							○
福島県	昭和村	○				○			
福島県	会津美里町	○				○			
福島県	西郷村	○				○			
福島県	泉崎村	○							○
福島県	中島村	○	○						○
福島県	矢吹町	○	○		○	○			
福島県	棚倉町	○	○						○
福島県	矢祭町	○							○
福島県	東白川郡塙町	○	○				○		
福島県	鮫川村	○							○
福島県	石川町	○							○
福島県	玉川村	○	○						○
福島県	平田村	○	○			○			
福島県	浅川町					○			○
福島県	古殿町	○							○
福島県	三春町	○							○
福島県	小野町	○							○
福島県	広野町	○					○		
福島県	檜葉町	○				○			
福島県	富岡町	○							○
福島県	川内村	○					○		
福島県	大熊町	○	○			○			
福島県	双葉町	○	○						○
福島県	浪江町	○							○
福島県	葛尾村	○							○
福島県	新地町	○	○						○
福島県	飯館村	○							○
茨城県	水戸市	○	○						○
茨城県	日立市	○							○
茨城県	土浦市	○	○	○		○			
茨城県	古河市	○							○
茨城県	石岡市	○	○						○
茨城県	結城市	○							○
茨城県	龍ヶ崎市	○	○			○			
茨城県	下妻市	○	○				○		
茨城県	常総市	○							○
茨城県	常陸太田市	○	○						○
茨城県	高萩市					○			○
茨城県	北茨城市	○							○
茨城県	笠間市	○				○			
茨城県	取手市	○							○
茨城県	牛久市	○	○						○
茨城県	つくば市	○	○						○
茨城県	ひたちなか市	○	○						○
茨城県	鹿嶋市	○				○			
茨城県	潮来市	○	○						○
茨城県	守谷市	○	○		○			○	
茨城県	常陸大宮市	○					○		

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について							
		(2)業務に係る負担軽減の取組							
		N.支援が必要な児童生徒・家庭への対応					O.各学校や地域の置かれた状況等に 応じて発生する業務		
①スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育の支援ができる専門的な人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている。	②保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応について、学校が組織として対応できるよう、教育委員会において支援体制を構築している。	③法的観点から学校に対して指導・助言を行うスクールロイヤー等の専門家を配置している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①中心となる担い手を学校・教師以外の者に積極的に移行していくという視点に立って検討している。	②中心となる担い手を学校・教師以外の者に移行する場合の、受皿の整備・確保に努めている。	③その他	④特に取り組んでいない。	
茨城県	那珂市	○							○
茨城県	筑西市	○	○				○		
茨城県	坂東市	○							○
茨城県	稲敷市	○			○			○	
茨城県	かすみがうら市	○	○						○
茨城県	桜川市	○							○
茨城県	神栖市	○					○		
茨城県	行方市	○						○	
茨城県	銚田市	○							○
茨城県	つくばみらい市	○			○				○
茨城県	小美玉市	○	○	○				○	
茨城県	茨城町	○	○						○
茨城県	大洗町	○	○	○				○	
茨城県	城里町	○	○						○
茨城県	東海村	○							○
茨城県	大子町	○	○						○
茨城県	美浦村	○	○						○
茨城県	阿見町	○	○				○	○	
茨城県	河内町	○							○
茨城県	八千代町	○	○						○
茨城県	五霞町	○	○					○	
茨城県	境町	○	○						○
茨城県	利根町	○							○
栃木県	宇都宮市	○	○		○				○
栃木県	足利市	○							○
栃木県	栃木市	○	○						○
栃木県	佐野市	○	○	○				○	
栃木県	鹿沼市	○							○
栃木県	日光市	○							○
栃木県	小山市	○					○		
栃木県	真岡市	○							○
栃木県	大田原市	○	○				○		
栃木県	矢板市	○					○		
栃木県	那須塩原市	○	○						○
栃木県	さくら市	○					○		
栃木県	那須烏山市	○	○					○	
栃木県	下野市	○	○					○	
栃木県	上三川町	○	○						○
栃木県	益子町	○	○						○
栃木県	茂木町	○							○
栃木県	市貝町	○	○						○
栃木県	芳賀町	○	○					○	
栃木県	壬生町	○						○	
栃木県	野木町	○	○						○
栃木県	塩谷町	○	○						○
栃木県	高根沢町	○							○
栃木県	那須町	○	○					○	
栃木県	那珂川町	○	○						○
群馬県	前橋市	○	○					○	
群馬県	高崎市	○	○					○	
群馬県	桐生市	○	○						○
群馬県	伊勢崎市	○	○	○			○	○	
群馬県	太田市	○							○
群馬県	沼田市	○	○						○
群馬県	館林市	○							○
群馬県	渋川市	○							○
群馬県	藤岡市	○							○
群馬県	富岡市	○	○						○
群馬県	安中市	○							○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について							
		(2)業務に係る負担軽減の取組							
		N.支援が必要な児童生徒・家庭への対応				O.各学校や地域の置かれた状況等に 応じて発生する業務			
①スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育の支援ができる専門的な人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている。	②保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応について、学校が組織として対応できるよう、教育委員会において支援体制を構築している。	③法的観点から学校に対して指導・助言を行うスクールロイヤー等の専門家を配置している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①中心となる担い手を学校・教師以外の者に積極的に移行していくという視点に立って検討している。	②中心となる担い手を学校・教師以外の者に移行する場合の、受皿の整備・確保に努めている。	③その他	④特に取り組んでいない。	
群馬県	みどり市	○							○
群馬県	榛東村	○	○						○
群馬県	吉岡町	○					○		
群馬県	上野村	○							○
群馬県	神流町					○			○
群馬県	下仁田町	○							○
群馬県	南牧村	○							○
群馬県	甘楽町	○						○	
群馬県	中之条町	○							○
群馬県	長野原町	○							○
群馬県	嬭恋村	○							○
群馬県	草津町	○	○		○				○
群馬県	高山村	○	○				○		
群馬県	東吾妻町	○	○			○			
群馬県	片品村	○							○
群馬県	川場村	○							○
群馬県	昭和村	○	○						○
群馬県	みなかみ町	○							○
群馬県	玉村町	○	○				○		
群馬県	板倉町	○							○
群馬県	明和町	○	○						○
群馬県	千代田町	○							○
群馬県	大泉町	○							○
群馬県	邑楽町	○							○
埼玉県	川越市					○			○
埼玉県	熊谷市	○	○	○		○			
埼玉県	川口市	○	○				○		
埼玉県	行田市	○	○				○		
埼玉県	秩父市	○						○	
埼玉県	所沢市	○	○		○				○
埼玉県	飯能市	○	○						○
埼玉県	加須市	○	○						○
埼玉県	本庄市	○							○
埼玉県	東松山市	○	○				○		
埼玉県	春日部市	○							○
埼玉県	狭山市	○	○						○
埼玉県	羽生市	○	○		○		○		
埼玉県	鴻巣市	○	○						○
埼玉県	深谷市	○	○	○		○	○		
埼玉県	上尾市	○	○				○		
埼玉県	草加市	○							○
埼玉県	越谷市	○	○			○			
埼玉県	蕨市	○	○			○			
埼玉県	戸田市	○				○			
埼玉県	入間市	○	○						○
埼玉県	朝霞市	○	○				○		
埼玉県	志木市	○							○
埼玉県	和光市	○	○				○		
埼玉県	新座市	○							○
埼玉県	桶川市	○							○
埼玉県	久喜市	○	○						○
埼玉県	北本市	○					○		
埼玉県	八潮市	○	○						○
埼玉県	富士見市	○	○						○
埼玉県	三郷市	○	○				○		
埼玉県	蓮田市	○							○
埼玉県	坂戸市	○	○						○
埼玉県	幸手市	○							○
埼玉県	鶴ヶ島市	○							○
埼玉県	日高市	○							○
埼玉県	吉川市	○	○						○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について									
		(2)業務に係る負担軽減の取組									
		N.支援が必要な児童生徒・家庭への対応					O.各学校や地域の置かれた状況等に 応じて発生する業務				
		①スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育の支援ができる専門的な人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている。	②保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応について、学校が組織として対応できるよう、教育委員会において支援体制を構築している。	③法的観点から学校に対して指導・助言を行うスクールロイヤー等の専門家を配置している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①中心となる担い手を学校・教師以外の者に積極的に移行していくという視点に立って検討している。	②中心となる担い手を学校・教師以外の者に移行する場合の、受皿の整備・確保に努めている。	③その他	④特に取り組んでいない。	
埼玉県	ふじみ野市	○	○					○			
埼玉県	白岡市	○	○							○	
埼玉県	伊奈町	○	○				○	○			
埼玉県	三芳町	○	○				○				
埼玉県	毛呂山町	○	○							○	
埼玉県	越生町	○						○			
埼玉県	滑川町	○	○					○			
埼玉県	嵐山町	○	○					○			
埼玉県	小川町	○	○				○				
埼玉県	川島町	○	○							○	
埼玉県	吉見町	○	○					○			
埼玉県	鳩山町	○								○	
埼玉県	ときがわ町	○	○					○			
埼玉県	横瀬町	○				○				○	
埼玉県	皆野町	○								○	
埼玉県	長瀨町	○	○				○				
埼玉県	小鹿野町	○	○					○			
埼玉県	東秩父村	○								○	
埼玉県	美里町	○								○	
埼玉県	神川町	○								○	
埼玉県	上里町	○	○							○	
埼玉県	寄居町	○								○	
埼玉県	宮代町	○								○	
埼玉県	杉戸町	○	○				○				
埼玉県	松伏町	○	○				○				
千葉県	銚子市	○				○				○	
千葉県	市川市	○	○	○				○			
千葉県	船橋市	○	○							○	
千葉県	館山市	○								○	
千葉県	木更津市	○	○							○	
千葉県	松戸市	○	○	○					○		
千葉県	野田市	○								○	
千葉県	茂原市	○	○							○	
千葉県	成田市	○	○					○			
千葉県	佐倉市	○	○							○	
千葉県	東金市	○	○					○			
千葉県	旭市	○	○							○	
千葉県	習志野市	○								○	
千葉県	柏市	○	○	○			○				
千葉県	勝浦市	○	○							○	
千葉県	市原市	○								○	
千葉県	流山市	○	○					○	○		
千葉県	八千代市	○								○	
千葉県	我孫子市	○	○							○	
千葉県	鴨川市	○					○				
千葉県	鎌ヶ谷市	○						○			
千葉県	君津市	○								○	
千葉県	富津市	○								○	
千葉県	浦安市	○	○	○						○	
千葉県	四街道市	○	○							○	
千葉県	袖ヶ浦市	○								○	
千葉県	八街市	○								○	
千葉県	印西市	○	○							○	
千葉県	白井市	○	○							○	
千葉県	富里市	○	○							○	
千葉県	南房総市	○	○							○	
千葉県	匝瑳市	○	○							○	
千葉県	香取市	○	○							○	
千葉県	山武市	○		○				○			
千葉県	いすみ市	○	○					○			
千葉県	大網白里市	○	○							○	

		問1 学校における業務改善について							
		(2)業務に係る負担軽減の取組							
都道府県名	市区町村名	N.支援が必要な児童生徒・家庭への対応					O.各学校や地域の置かれた状況等に 応じて発生する業務		
		①スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育の支援ができる専門的な人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている。	②保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応について、学校が組織として対応できるよう、教育委員会において支援体制を構築している。	③法的観点から学校に対して指導・助言を行うスクールロイヤー等の専門家を配置している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①中心となる担い手を学校・教師以外の者に積極的に移行していくという視点に立って検討している。	②中心となる担い手を学校・教師以外の者に移行する場合の、受皿の整備・確保に努めている。	③その他
千葉県	酒々井町	○	○				○		
千葉県	栄町	○							○
千葉県	神崎町	○							○
千葉県	多古町	○							○
千葉県	東庄町	○	○						○
千葉県	九十九里町	○	○						○
千葉県	芝山町	○							○
千葉県	横芝光町	○	○						○
千葉県	一宮町	○	○						○
千葉県	睦沢町		○						○
千葉県	長生村	○	○	○					○
千葉県	白子町	○	○				○		
千葉県	長柄町						○		
千葉県	長南町	○						○	
千葉県	大多喜町	○						○	
千葉県	御宿町	○	○						○
千葉県	鋸南町	○					○		
東京都	千代田区	○	○	○			○		
東京都	中央区	○							○
東京都	港区	○	○	○			○	○	
東京都	新宿区	○	○				○	○	
東京都	文京区	○					○	○	
東京都	台東区	○							○
東京都	墨田区	○	○						○
東京都	江東区	○	○						○
東京都	品川区	○	○	○			○		
東京都	目黒区	○							○
東京都	大田区	○							○
東京都	世田谷区	○	○	○					○
東京都	渋谷区	○	○						○
東京都	中野区	○						○	
東京都	杉並区	○	○	○			○		
東京都	豊島区	○							○
東京都	北区	○			○			○	
東京都	荒川区	○	○	○					○
東京都	板橋区	○	○	○				○	
東京都	練馬区	○	○					○	
東京都	足立区	○			○		○		
東京都	葛飾区	○							○
東京都	江戸川区	○							○
東京都	八王子市	○	○		○		○	○	
東京都	立川市	○					○		
東京都	武蔵野市	○			○				○
東京都	三鷹市	○	○						○
東京都	青梅市	○	○						○
東京都	府中市	○							○
東京都	昭島市	○							○
東京都	調布市	○	○					○	
東京都	町田市	○	○					○	
東京都	小金井市	○						○	
東京都	小平市	○							○
東京都	日野市	○					○		
東京都	東村山市	○							○
東京都	国分寺市	○							○
東京都	国立市	○							○
東京都	福生市	○	○						○
東京都	狛江市	○	○						○
東京都	東大和市	○							○
東京都	清瀬市	○	○				○	○	
東京都	東久留米市	○							○
東京都	武蔵村山市	○					○		

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について							
		(2)業務に係る負担軽減の取組							
		N.支援が必要な児童生徒・家庭への対応					O.各学校や地域の置かれた状況等に 応じて発生する業務		
		①スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育の支援ができる専門的な人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている。	②保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応について、学校が組織として対応できるよう、教育委員会において支援体制を構築している。	③法的観点から学校に対して指導・助言を行うスクールロイヤー等の専門家を配置している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①中心となる担い手を学校・教師以外の者に積極的に移行していくという視点に立って検討している。	②中心となる担い手を学校・教師以外の者に移行する場合の、受皿の整備・確保に努めている。	③その他
東京都	多摩市	○	○				○		
東京都	稲城市	○							○
東京都	羽村市	○				○			
東京都	あきる野市	○							○
東京都	西東京市	○					○		
東京都	瑞穂町	○							○
東京都	日の出町	○	○				○		
東京都	檜原村	○							○
東京都	奥多摩町	○							○
東京都	大島町	○							○
東京都	利島村							○	
東京都	新島村	○	○						○
東京都	神津島村	○							○
東京都	三宅村	○							○
東京都	御蔵島村	○					○		
東京都	八丈町	○	○						○
東京都	青ヶ島村				○			○	
東京都	小笠原村	○							○
神奈川県	横須賀市	○	○						○
神奈川県	平塚市	○							○
神奈川県	鎌倉市	○				○			
神奈川県	藤沢市	○	○						○
神奈川県	小田原市	○							○
神奈川県	茅ヶ崎市	○		○					○
神奈川県	逗子市	○							○
神奈川県	三浦市	○	○						○
神奈川県	秦野市	○	○				○		
神奈川県	厚木市	○	○	○					○
神奈川県	大和市	○	○						○
神奈川県	伊勢原市	○	○						○
神奈川県	海老名市	○	○				○		
神奈川県	座間市	○							○
神奈川県	南足柄市	○	○				○		
神奈川県	綾瀬市	○						○	
神奈川県	葉山町	○					○		
神奈川県	寒川町	○	○				○		
神奈川県	大磯町	○							○
神奈川県	二宮町	○				○			
神奈川県	中井町	○				○			
神奈川県	大井町	○	○			○	○		
神奈川県	松田町	○	○				○		
神奈川県	山北町	○							○
神奈川県	開成町	○	○					○	
神奈川県	箱根町	○	○						○
神奈川県	真鶴町	○	○						○
神奈川県	湯河原町	○	○						○
神奈川県	愛川町	○							○
神奈川県	清川村	○	○						○
新潟県	長岡市	○							○
新潟県	三条市	○	○				○		
新潟県	柏崎市	○							○
新潟県	新発田市	○	○						○
新潟県	小千谷市	○							○
新潟県	加茂市	○	○						○
新潟県	十日町市	○	○						○
新潟県	見附市	○	○						○
新潟県	村上市	○	○						○
新潟県	燕市	○	○					○	
新潟県	糸魚川市	○	○	○					○
新潟県	妙高市	○							○
新潟県	五泉市	○							○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について							
		(2)業務に係る負担軽減の取組							
		N.支援が必要な児童生徒・家庭への対応					O.各学校や地域の置かれた状況等に 応じて発生する業務		
		①スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育の支援ができる専門的な人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている。	②保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応について、学校が組織として対応できるよう、教育委員会において支援体制を構築している。	③法的観点から学校に対して指導・助言を行うスクールロイヤー等の専門家を配置している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①中心となる担い手を学校・教師以外の者に積極的に移行していくという視点に立って検討している。	②中心となる担い手を学校・教師以外の者に移行する場合の、受皿の整備・確保に努めている。	③その他
新潟県	上越市	○	○				○		
新潟県	阿賀野市	○							○
新潟県	佐渡市	○	○				○		
新潟県	魚沼市	○	○				○		
新潟県	南魚沼市	○	○						○
新潟県	胎内市					○			○
新潟県	聖籠町	○					○		
新潟県	弥彦村	○					○		
新潟県	田上町	○	○						○
新潟県	阿賀町	○	○					○	
新潟県	出雲崎町	○						○	
新潟県	湯沢町	○			○				○
新潟県	津南町	○	○						○
新潟県	刈羽村	○	○				○	○	
新潟県	関川村		○						○
新潟県	粟島浦村	○							○
富山県	富山市	○	○	○					○
富山県	高岡市	○	○					○	
富山県	魚津市	○						○	
富山県	氷見市	○		○			○		
富山県	滑川市	○	○					○	
富山県	黒部市	○	○	○			○	○	
富山県	砺波市	○							○
富山県	小矢部市	○	○					○	
富山県	南砺市	○	○				○	○	
富山県	射水市	○	○						○
富山県	舟橋村	○							○
富山県	上市町	○	○						○
富山県	立山町	○							○
富山県	入善町	○	○						○
富山県	朝日町	○						○	
石川県	金沢市	○	○						○
石川県	七尾市	○							○
石川県	小松市	○	○						○
石川県	輪島市	○	○						○
石川県	珠洲市	○	○						○
石川県	加賀市	○	○						○
石川県	羽咋市	○							○
石川県	かほく市	○							○
石川県	白山市	○							○
石川県	能美市	○						○	
石川県	野々市市	○	○						○
石川県	川北町	○	○					○	
石川県	河北郡津幡町	○	○						○
石川県	内灘町	○							○
石川県	志賀町	○							○
石川県	宝達志水町	○							○
石川県	中能登町	○	○				○		
石川県	穴水町	○					○		
石川県	能登町					○			○
福井県	福井市	○	○	○					○
福井県	敦賀市	○	○						○
福井県	小浜市	○							○
福井県	大野市	○							○
福井県	勝山市	○	○					○	
福井県	鯖江市	○							○
福井県	あわら市	○			○				○
福井県	越前市	○							○
福井県	坂井市		○						○
福井県	永平寺町					○		○	

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について							
		(2)業務に係る負担軽減の取組							
		N.支援が必要な児童生徒・家庭への対応				O.各学校や地域の置かれた状況等に 応じて発生する業務			
①スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育の支援ができる専門的な人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている。	②保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応について、学校が組織として対応できるよう、教育委員会において支援体制を構築している。	③法的観点から学校に対して指導・助言を行うスクールロイヤー等の専門家を配置している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①中心となる担い手を学校・教師以外の者に積極的に移行していくという視点に立って検討している。	②中心となる担い手を学校・教師以外の者に移行する場合の、受身の整備・確保に努めている。	③その他	④特に取り組んでいない。	
福井県	池田町	○							○
福井県	南越前町					○			○
福井県	越前町	○	○				○		○
福井県	美浜町	○							○
福井県	高浜町	○	○						○
福井県	おおい町	○					○		○
福井県	若狭町	○							○
山梨県	甲府市	○	○				○		○
山梨県	富士吉田市	○	○						○
山梨県	都留市	○	○				○		○
山梨県	山梨市	○							○
山梨県	大月市	○	○				○		○
山梨県	韮崎市	○	○				○		○
山梨県	南アルプス市	○	○	○					○
山梨県	北杜市	○							○
山梨県	甲斐市	○				○			○
山梨県	笛吹市	○			○				○
山梨県	上野原市					○			○
山梨県	甲州市	○	○				○		○
山梨県	中央市	○							○
山梨県	市川三郷町	○					○		○
山梨県	早川町					○			○
山梨県	身延町	○							○
山梨県	南部町	○							○
山梨県	富士川町	○				○			○
山梨県	昭和町	○							○
山梨県	道志村	○							○
山梨県	西桂町	○							○
山梨県	忍野村	○							○
山梨県	山中湖村	○							○
山梨県	鳴沢村	○							○
山梨県	富士河口湖町	○				○			○
山梨県	小菅村	○							○
山梨県	丹波山村	○	○						○
長野県	長野市	○	○						○
長野県	松本市	○				○			○
長野県	上田市	○							○
長野県	岡谷市	○	○			○			○
長野県	飯田市					○			○
長野県	諏訪市	○	○			○			○
長野県	須坂市	○	○						○
長野県	小諸市	○	○						○
長野県	伊那市	○	○	○					○
長野県	駒ヶ根市	○	○						○
長野県	中野市	○					○		○
長野県	大町市	○	○			○	○		○
長野県	飯山市	○	○						○
長野県	茅野市	○	○						○
長野県	塩尻市	○	○				○		○
長野県	佐久市	○	○						○
長野県	千曲市	○	○			○	○		○
長野県	東御市	○	○				○		○
長野県	安曇野市	○	○						○
長野県	小海町	○	○						○
長野県	川上村	○							○
長野県	南牧村	○	○						○
長野県	南相木村	○							○
長野県	北相木村	○	○						○
長野県	佐久穂町	○				○			○



		問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
都道府県名	市区町村名	N.支援が必要な児童生徒・家庭への対応					O.各学校や地域の置かれた状況等に 応じて発生する業務			
		①スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育の支援ができる専門的な人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている。	②保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応について、学校が組織として対応できるよう、教育委員会において支援体制を構築している。	③法的観点から学校に対して指導・助言を行うスクールロイヤー等の専門家を配置している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①中心となる担い手を学校・教師以外の者に積極的に移行していくという視点に立って検討している。	②中心となる担い手を学校・教師以外の者に移行する場合の、受皿の整備・確保に努めている。	③その他	④特に取り組んでいない。
長野県	軽井沢町	○	○							○
長野県	御代田町	○	○							○
長野県	立科町	○								○
長野県	青木村	○	○							○
長野県	長和町	○					○			
長野県	下諏訪町	○								○
長野県	富士見町	○	○							○
長野県	原村	○	○							○
長野県	辰野町	○	○							○
長野県	箕輪町	○	○							○
長野県	飯島町	○								○
長野県	南箕輪村	○								○
長野県	中川村	○						○		
長野県	宮田村		○					○		
長野県	松川町	○					○			
長野県	高森町	○	○							○
長野県	阿南町	○								○
長野県	阿智村	○	○							○
長野県	平谷村						○		○	
長野県	根羽村								○	○
長野県	下條村	○								○
長野県	売木村	○								○
長野県	天龍村	○	○				○			
長野県	泰阜村	○								○
長野県	喬木村	○	○					○		
長野県	豊丘村	○	○					○		
長野県	大鹿村	○								○
長野県	上松町						○			○
長野県	南木曾町	○	○					○		
長野県	木祖村	○	○					○		
長野県	王滝村	○	○							○
長野県	大桑村	○								○
長野県	木曾町	○								○
長野県	麻績村	○	○					○		
長野県	生坂村	○	○							○
長野県	山形村	○						○		
長野県	朝日村	○								○
長野県	筑北村	○	○							○
長野県	池田町	○						○		
長野県	松川村	○								○
長野県	白馬村	○					○			
長野県	小谷村	○								○
長野県	坂城町	○	○							○
長野県	小布施町	○								○
長野県	高山村	○								○
長野県	山ノ内町	○								○
長野県	木島平村	○						○		
長野県	野沢温泉村	○								○
長野県	信濃町	○	○							○
長野県	小川村	○								○
長野県	飯綱町	○	○					○		
長野県	栄村	○								○
岐阜県	岐阜市	○	○		○			○		
岐阜県	大垣市	○	○	○						○
岐阜県	高山市	○	○							○
岐阜県	多治見市	○	○		○					○
岐阜県	関市	○	○	○					○	
岐阜県	中津川市	○	○							○
岐阜県	美濃市	○	○					○		
岐阜県	瑞浪市	○								○
岐阜県	羽島市	○	○	○				○		

		問1 学校における業務改善について							
		(2)業務に係る負担軽減の取組							
都道府県名	市区町村名	N.支援が必要な児童生徒・家庭への対応				O.各学校や地域の置かれた状況等に 応じて発生する業務			
		①スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育の支援ができる専門的な人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている。	②保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応について、学校が組織として対応できるよう、教育委員会において支援体制を構築している。	③法的観点から学校に対して指導・助言を行うスクールロイヤー等の専門家を配置している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①中心となる担い手を学校・教師以外の者に積極的に移行していくという視点に立って検討している。	②中心となる担い手を学校・教師以外の者に移行する場合の、受皿の整備・確保に努めている。	③その他
岐阜県	恵那市	○	○				○		
岐阜県	美濃加茂市	○							○
岐阜県	土岐市	○							○
岐阜県	各務原市	○	○			○	○		
岐阜県	可児市	○	○	○					○
岐阜県	山県市	○					○		
岐阜県	瑞穂市	○	○			○			
岐阜県	飛騨市	○							○
岐阜県	本巣市	○	○	○			○		
岐阜県	郡上市	○	○				○		
岐阜県	下呂市	○					○		
岐阜県	海津市	○	○						○
岐阜県	養老町	○	○						○
岐阜県	垂井町	○	○						○
岐阜県	関ヶ原町	○					○		
岐阜県	神戸町	○	○			○			
岐阜県	輪之内町	○				○	○		
岐阜県	安八町	○	○						○
岐阜県	揖斐川町	○	○			○			
岐阜県	大野町	○	○				○		
岐阜県	池田町	○	○						○
岐阜県	北方町	○	○				○		
岐阜県	坂祝町	○					○		
岐阜県	富加町	○							○
岐阜県	川辺町	○							○
岐阜県	七宗町	○	○						○
岐阜県	八百津町	○	○						○
岐阜県	白川町	○	○						○
岐阜県	東白川村	○					○		
岐阜県	御嵩町	○	○						○
岐阜県	白川村	○	○				○		
岐阜県	羽島郡二町 (岐南町、笠松町)	○							○
静岡県	沼津市	○							○
静岡県	熱海市	○	○						○
静岡県	三島市	○					○		
静岡県	富士宮市	○	○						○
静岡県	伊東市	○					○		
静岡県	島田市	○	○	○		○			
静岡県	富士市	○	○				○		
静岡県	磐田市	○	○						○
静岡県	焼津市	○	○	○			○		
静岡県	掛川市	○	○				○		
静岡県	藤枝市	○	○				○		
静岡県	御殿場市	○	○				○		
静岡県	袋井市	○	○			○	○		
静岡県	下田市	○							○
静岡県	裾野市	○							○
静岡県	湖西市	○	○			○	○		
静岡県	伊豆市	○							○
静岡県	御前崎市	○							○
静岡県	菊川市	○					○		
静岡県	伊豆の国市	○	○						○
静岡県	牧之原市	○	○				○		
静岡県	東伊豆町	○							○
静岡県	河津町	○							○
静岡県	南伊豆町	○							○
静岡県	松崎町	○					○		
静岡県	西伊豆町	○	○					○	
静岡県	函南町	○	○			○			

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について							
		(2)業務に係る負担軽減の取組							
		N.支援が必要な児童生徒・家庭への対応					O.各学校や地域の置かれた状況等に 応じて発生する業務		
		①スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育の支援ができる専門的な人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている。	②保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応について、学校が組織として対応できるよう、教育委員会において支援体制を構築している。	③法的観点から学校に対して指導・助言を行うスクールロイヤー等の専門家を配置している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①中心となる担い手を学校・教師以外の者に積極的に移行していくという視点に立って検討している。	②中心となる担い手を学校・教師以外の者に移行する場合の、受皿の整備・確保に努めている。	③その他
静岡県	清水町	○	○				○		
静岡県	長泉町	○							○
静岡県	小山町	○	○				○		
静岡県	吉田町	○					○		
静岡県	川根本町	○							○
静岡県	森町					○			○
愛知県	豊橋市	○	○	○			○		
愛知県	岡崎市	○	○						○
愛知県	一宮市	○	○						○
愛知県	瀬戸市	○	○				○		
愛知県	半田市	○	○	○			○	○	
愛知県	春日井市	○	○				○	○	
愛知県	豊川市	○	○						○
愛知県	津島市	○							○
愛知県	碧南市	○					○		
愛知県	刈谷市	○	○						○
愛知県	豊田市	○	○						○
愛知県	安城市	○	○					○	
愛知県	西尾市	○	○				○	○	
愛知県	蒲郡市	○	○				○	○	
愛知県	犬山市	○	○					○	
愛知県	常滑市	○	○						○
愛知県	江南市	○						○	
愛知県	小牧市	○	○					○	
愛知県	稲沢市	○							○
愛知県	新城市	○							○
愛知県	東海市	○						○	
愛知県	大府市	○							○
愛知県	知多市	○	○						○
愛知県	知立市	○							○
愛知県	尾張旭市	○					○		
愛知県	高浜市	○							○
愛知県	岩倉市	○		○					○
愛知県	豊明市	○	○				○		
愛知県	日進市	○						○	
愛知県	田原市	○							○
愛知県	愛西市	○	○						○
愛知県	清須市	○							○
愛知県	北名古屋市	○	○						○
愛知県	弥富市	○						○	
愛知県	みよし市	○	○				○	○	
愛知県	あま市	○	○						○
愛知県	長久手市	○	○						○
愛知県	東郷町	○	○						○
愛知県	豊山町	○							○
愛知県	大口町		○					○	
愛知県	扶桑町	○	○					○	
愛知県	大治町	○					○	○	
愛知県	蟹江町	○							○
愛知県	飛島村	○						○	
愛知県	阿久比町	○				○			○
愛知県	東浦町	○	○						○
愛知県	南知多町	○	○					○	
愛知県	美浜町	○							○
愛知県	武豊町	○				○			○
愛知県	幸田町	○					○		
愛知県	設楽町				○				○
愛知県	東栄町					○			○
愛知県	豊根村	○							○
三重県	津市	○	○				○	○	
三重県	四日市市	○	○				○	○	

		問1 学校における業務改善について							
		(2)業務に係る負担軽減の取組							
都道府県名	市区町村名	N.支援が必要な児童生徒・家庭への対応				O.各学校や地域の置かれた状況等に 応じて発生する業務			
		①スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育の支援ができる専門的な人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている。	②保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応について、学校が組織として対応できるよう、教育委員会において支援体制を構築している。	③法的観点から学校に対して指導・助言を行うスクールロイヤー等の専門家を配置している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①中心となる担い手を学校・教師以外の者に積極的に移行していくという視点に立って検討している。	②中心となる担い手を学校・教師以外の者に移行する場合の、受皿の整備・確保に努めている。	③その他
三重県	伊勢市	○	○				○		
三重県	松阪市	○	○						○
三重県	桑名市	○	○						○
三重県	鈴鹿市	○	○						○
三重県	名張市	○	○	○			○		
三重県	尾鷲市	○							○
三重県	亀山市	○	○			○			
三重県	鳥羽市	○							○
三重県	熊野市	○							○
三重県	いなべ市	○	○				○		
三重県	志摩市	○			○				○
三重県	伊賀市	○	○			○			
三重県	木曾岬町	○					○		
三重県	東員町	○	○						○
三重県	菰野町	○							○
三重県	朝日町	○	○						○
三重県	川越町	○	○						○
三重県	多気町	○							○
三重県	明和町		○						○
三重県	大台町	○	○						○
三重県	玉城町	○				○			
三重県	度会町	○						○	
三重県	大紀町	○	○						○
三重県	南伊勢町	○	○			○			
三重県	紀北町	○	○						○
三重県	御浜町	○	○				○		
三重県	紀宝町	○							○
滋賀県	大津市	○	○	○		○			
滋賀県	彦根市	○	○						○
滋賀県	長浜市	○	○	○		○			
滋賀県	近江八幡市	○					○		
滋賀県	草津市	○	○	○					○
滋賀県	守山市	○	○	○		○			
滋賀県	栗東市	○	○						○
滋賀県	甲賀市	○	○				○		
滋賀県	野洲市	○							○
滋賀県	湖南市	○					○		
滋賀県	高島市	○	○				○		
滋賀県	東近江市	○	○						○
滋賀県	米原市	○				○			
滋賀県	日野町	○				○			
滋賀県	竜王町	○					○		
滋賀県	愛荘町	○	○				○		
滋賀県	豊郷町	○							○
滋賀県	甲良町	○	○						○
滋賀県	多賀町	○	○						○
京都府	福知山市	○	○			○	○		
京都府	舞鶴市	○	○			○			
京都府	綾部市	○	○						○
京都府	宇治市	○	○	○					○
京都府	宮津市	○							○
京都府	亀岡市	○							○
京都府	城陽市	○							○
京都府	向日市	○	○				○		
京都府	長岡京市	○							○
京都府	八幡市	○							○
京都府	京田辺市	○							○
京都府	京丹後市	○							○
京都府	南丹市	○							○
京都府	木津川市	○	○						○
京都府	大山崎町	○							○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について							
		(2)業務に係る負担軽減の取組							
		N.支援が必要な児童生徒・家庭への対応					O.各学校や地域の置かれた状況等に 応じて発生する業務		
		①スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援専門の支援ができる専門的な人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている。	②保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応について、学校が組織として対応できるよう、教育委員会において支援体制を構築している。	③法的観点から学校に対して指導・助言を行うスクールロイヤー等の専門家を配置している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①中心となる担い手を学校・教師以外の者に積極的に移行していくという視点に立って検討している。	②中心となる担い手を学校・教師以外の者に移行する場合の、受皿の整備・確保に努めている。	③その他
京都府	久御山町	○							○
京都府	井手町	○	○						○
京都府	宇治田原町	○							○
京都府	精華町	○	○						○
京都府	京丹波町	○	○			○	○		○
京都府	伊根町	○							○
京都府	与謝野町	○	○						○
京都府	相楽東部広域連合	○							○
大阪府	岸和田市	○	○	○			○		
大阪府	豊中市	○	○			○	○		
大阪府	池田市	○	○	○					○
大阪府	吹田市	○	○	○					○
大阪府	泉大津市	○							○
大阪府	高槻市	○	○	○		○			
大阪府	貝塚市	○	○			○			
大阪府	守口市	○	○			○			
大阪府	枚方市	○	○	○	○				○
大阪府	茨木市	○	○	○					○
大阪府	八尾市	○	○				○		
大阪府	泉佐野市	○		○					○
大阪府	富田林市	○	○						○
大阪府	寝屋川市	○	○						○
大阪府	河内長野市	○	○			○			
大阪府	松原市	○	○						○
大阪府	大東市	○							○
大阪府	和泉市	○	○			○			
大阪府	箕面市	○					○		
大阪府	柏原市	○	○				○		
大阪府	羽曳野市	○	○						○
大阪府	門真市	○	○						○
大阪府	摂津市	○	○				○		
大阪府	高石市	○	○						○
大阪府	藤井寺市	○							○
大阪府	東大阪市	○	○	○					○
大阪府	泉南市	○							○
大阪府	四條畷市	○	○						○
大阪府	交野市	○	○				○		
大阪府	大阪狭山市	○				○			
大阪府	阪南市	○					○		
大阪府	島本町	○							○
大阪府	豊能町	○	○	○			○		
大阪府	能勢町	○				○			
大阪府	忠岡町	○	○						○
大阪府	熊取町	○	○						○
大阪府	田尻町	○							○
大阪府	岬町	○	○						○
大阪府	太子町	○		○					○
大阪府	河南町	○							○
大阪府	千早赤阪村	○					○		
兵庫県	姫路市	○	○						○
兵庫県	尼崎市	○	○	○			○		
兵庫県	明石市	○	○	○		○			
兵庫県	西宮市	○	○				○		
兵庫県	洲本市	○	○			○			
兵庫県	芦屋市	○	○					○	
兵庫県	伊丹市	○	○	○			○		
兵庫県	相生市	○	○			○			
兵庫県	豊岡市	○	○						○
兵庫県	加古川市	○	○			○			
兵庫県	赤穂市	○					○		

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		N.支援が必要な児童生徒・家庭への対応					O.各学校や地域の置かれた状況等に 応じて発生する業務			
		①スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育の支援ができる専門的な人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている。	②保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応について、学校が組織として対応できるよう、教育委員会において支援体制を構築している。	③法的観点から学校に対して指導・助言を行うスクールロイヤー等の専門家を配置している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①中心となる担い手を学校・教師以外の者に積極的に移行していくという視点に立って検討している。	②中心となる担い手を学校・教師以外の者に移行する場合の、受皿の整備・確保に努めている。	③その他	④特に取り組んでいない。
兵庫県	西脇市	○	○	○				○		
兵庫県	宝塚市	○	○				○			
兵庫県	三木市	○	○							○
兵庫県	高砂市	○				○				○
兵庫県	川西市	○					○			
兵庫県	小野市	○	○					○		
兵庫県	三田市	○	○					○		
兵庫県	加西市	○	○					○		
兵庫県	篠山市	○	○					○		
兵庫県	養父市	○	○					○		
兵庫県	丹波市	○	○							○
兵庫県	南あわじ市	○	○							○
兵庫県	朝来市	○				○		○		
兵庫県	淡路市	○	○				○			
兵庫県	宍粟市	○	○					○		
兵庫県	加東市	○	○							○
兵庫県	たつの市	○						○		
兵庫県	猪名川町	○	○				○			
兵庫県	多可町	○	○					○		
兵庫県	稲美町	○	○					○		
兵庫県	播磨町	○	○							○
兵庫県	市川町	○								○
兵庫県	福崎町	○						○		
兵庫県	神河町	○						○		
兵庫県	太子町	○								○
兵庫県	上郡町	○								○
兵庫県	佐用町	○								○
兵庫県	香美町	○								○
兵庫県	新温泉町	○	○					○		
奈良県	奈良市	○	○							○
奈良県	大和高田市	○	○							○
奈良県	大和郡山市	○	○							○
奈良県	天理市	○	○	○				○		
奈良県	橿原市	○	○	○	○			○		
奈良県	桜井市	○	○				○			
奈良県	五條市	○	○							○
奈良県	御所市	○								○
奈良県	生駒市	○	○	○						○
奈良県	香芝市	○	○					○		
奈良県	葛城市	○								○
奈良県	宇陀市	○					○			
奈良県	山添村	○								○
奈良県	平群町	○								○
奈良県	三郷町	○								○
奈良県	斑鳩町	○	○							○
奈良県	安堵町	○								○
奈良県	川西町	○						○		
奈良県	三宅町			○						○
奈良県	田原本町	○	○							○
奈良県	曾爾村	○								○
奈良県	御杖村					○				○
奈良県	高取町	○								○
奈良県	明日香村				○					○
奈良県	上牧町	○	○							○
奈良県	王寺町	○								○
奈良県	広陵町	○	○							○
奈良県	河合町	○	○							○
奈良県	吉野町	○	○				○			
奈良県	大淀町	○								○
奈良県	下市町	○								○
奈良県	黒滝村	○	○							○

		問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
都道府県名	市区町村名	N.支援が必要な児童生徒・家庭への対応				O.各学校や地域の置かれた状況等に 応じて発生する業務				
		①スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育の支援ができる専門的な人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている。	②保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応について、学校が組織として対応できるよう、教育委員会において支援体制を構築している。	③法的観点から学校に対して指導・助言を行うスクールロイヤー等の専門家を配置している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①中心となる担い手を学校・教師以外の者に積極的に移行していくという視点に立って検討している。	②中心となる担い手を学校・教師以外の者に移行する場合の、受皿の整備・確保に努めている。	③その他	④特に取り組んでいない。
奈良県	天川村	○								○
奈良県	野迫川村	○								○
奈良県	十津川村	○	○							○
奈良県	下北山村	○								○
奈良県	上北山村	○								○
奈良県	川上村	○								○
奈良県	東吉野村	○								○
奈良県	川西町・三宅町式下中学校組合	○		○						○
和歌山県	和歌山市	○	○				○			
和歌山県	海南市	○								○
和歌山県	橋本市	○					○			
和歌山県	有田市	○								○
和歌山県	御坊市	○	○							○
和歌山県	田辺市	○	○					○		
和歌山県	新宮市	○								○
和歌山県	紀の川市	○					○			
和歌山県	岩出市	○	○							○
和歌山県	紀美野町	○								○
和歌山県	かつらぎ町							○		○
和歌山県	九度山町	○								○
和歌山県	高野町	○								○
和歌山県	湯浅町	○	○					○		
和歌山県	広川町	○								○
和歌山県	有田川町	○	○							○
和歌山県	美浜町	○								○
和歌山県	日高町	○	○							○
和歌山県	由良町	○	○							○
和歌山県	印南町	○								○
和歌山県	みなべ町	○	○							○
和歌山県	日高川町	○								○
和歌山県	白浜町	○	○							○
和歌山県	上富田町	○	○							○
和歌山県	すさみ町	○						○		
和歌山県	那智勝浦町	○						○		
和歌山県	太地町	○								○
和歌山県	古座川町	○								○
和歌山県	北山村	○								○
和歌山県	串本町	○								○
鳥取県	鳥取市	○	○							○
鳥取県	米子市	○								○
鳥取県	倉吉市	○	○							○
鳥取県	境港市	○								○
鳥取県	岩美町	○								○
鳥取県	若桜町	○								○
鳥取県	智頭町	○								○
鳥取県	八頭町	○	○						○	
鳥取県	三朝町	○							○	
鳥取県	湯梨浜町	○						○		
鳥取県	琴浦町	○	○							○
鳥取県	北栄町	○								○
鳥取県	日吉津村	○								○
鳥取県	大山町	○	○							○
鳥取県	南部町	○	○			○		○		
鳥取県	伯耆町	○					○			
鳥取県	日南町	○								○
鳥取県	日野町	○								○
鳥取県	江府町	○								○
島根県	松江市	○		○						○
島根県	浜田市	○								○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について							
		(2)業務に係る負担軽減の取組							
		N.支援が必要な児童生徒・家庭への対応					O.各学校や地域の置かれた状況等に 応じて発生する業務		
①スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育の支援ができる専門的な人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている。	②保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応について、学校が組織として対応できるよう、教育委員会において支援体制を構築している。	③法的観点から学校に対して指導・助言を行うスクールロイヤー等の専門家を配置している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①中心となる担い手を学校・教師以外の者に積極的に移行していくという視点に立って検討している。	②中心となる担い手を学校・教師以外の者に移行する場合の、受皿の整備・確保に努めている。	③その他	④特に取り組んでいない。	
島根県	出雲市	○							○
島根県	益田市	○	○				○		
島根県	大田市	○	○						○
島根県	安来市	○							○
島根県	江津市	○							○
島根県	雲南市	○	○					○	
島根県	奥出雲町	○				○			
島根県	飯南町	○	○						○
島根県	川本町	○							○
島根県	美郷町	○							○
島根県	邑南町	○							○
島根県	津和野町	○							○
島根県	吉賀町	○		○					○
島根県	海士町	○							○
島根県	西ノ島町	○	○						○
島根県	知夫村	○	○						○
島根県	隠岐の島町	○							○
岡山県	倉敷市	○	○						○
岡山県	津山市	○					○		
岡山県	玉野市	○							○
岡山県	笠岡市	○	○						○
岡山県	井原市	○	○				○		
岡山県	総社市	○							○
岡山県	高梁市	○				○	○		
岡山県	新見市	○							○
岡山県	備前市	○							○
岡山県	瀬戸内市	○	○						○
岡山県	赤磐市	○							○
岡山県	真庭市							○	
岡山県	美作市	○							○
岡山県	浅口市	○	○			○			
岡山県	和気町	○							○
岡山県	早島町	○					○		
岡山県	里庄町	○							○
岡山県	矢掛町	○							○
岡山県	新庄村	○					○		
岡山県	鏡野町	○					○		
岡山県	勝央町	○	○	○		○			
岡山県	奈義町		○				○		
岡山県	西粟倉村	○			○	○			
岡山県	久米南町	○	○						○
岡山県	美咲町	○							○
岡山県	吉備中央町	○							○
広島県	呉市	○	○	○					○
広島県	竹原市	○							○
広島県	三原市	○	○						○
広島県	尾道市	○	○			○			
広島県	福山市	○	○						○
広島県	府中市	○	○						○
広島県	三次市	○	○			○	○		
広島県	庄原市	○	○			○			
広島県	大竹市	○	○			○			
広島県	東広島市	○	○						○
広島県	廿日市市	○	○						○
広島県	安芸高田市	○	○			○			
広島県	江田島市	○						○	
広島県	府中町	○				○	○		
広島県	海田町							○	
広島県	熊野町	○	○	○					○
広島県	坂町	○							○
広島県	安芸太田町	○	○			○			



都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について							
		(2)業務に係る負担軽減の取組							
		N.支援が必要な児童生徒・家庭への対応					O.各学校や地域の置かれた状況等に 応じて発生する業務		
①スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育の支援ができる専門的な人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている。	②保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応について、学校が組織として対応できるよう、教育委員会において支援体制を構築している。	③法的観点から学校に対して指導・助言を行うスクールロイヤー等の専門家を配置している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①中心となる担い手を学校・教師以外の者に積極的に移行していくという視点に立って検討している。	②中心となる担い手を学校・教師以外の者に移行する場合の、受皿の整備・確保に努めている。	③その他	④特に取り組んでいない。	
広島県	北広島町	○							○
広島県	大崎上島町	○							○
広島県	世羅町	○	○						○
広島県	神石高原町	○							○
山口県	下関市	○	○				○		
山口県	宇部市	○	○	○					○
山口県	山口市	○	○	○		○			
山口県	萩市	○	○			○	○		
山口県	防府市	○	○			○	○		
山口県	下松市	○	○			○			
山口県	岩国市	○	○	○					○
山口県	光市	○	○				○		
山口県	長門市	○	○					○	
山口県	柳井市	○	○						○
山口県	美祢市	○					○		
山口県	周南市	○	○				○		
山口県	山陽小野田市	○	○				○		
山口県	周防大島町	○	○			○			
山口県	和木町	○	○				○		
山口県	上関町	○	○						○
山口県	田布施町	○	○						○
山口県	平生町	○	○						○
山口県	阿武町	○	○						○
徳島県	徳島市	○	○						○
徳島県	鳴門市	○							○
徳島県	小松島市	○	○						○
徳島県	阿南市	○	○						○
徳島県	吉野川市	○	○				○		
徳島県	阿波市	○							○
徳島県	美馬市	○	○						○
徳島県	三好市	○	○						○
徳島県	勝浦町	○							○
徳島県	上勝町	○							○
徳島県	佐那河内村							○	○
徳島県	石井町	○	○						○
徳島県	神山町				○	○			
徳島県	那賀町	○							○
徳島県	牟岐町	○							○
徳島県	美波町	○							○
徳島県	海陽町	○				○			
徳島県	松茂町	○	○				○		
徳島県	北島町	○	○						○
徳島県	藍住町	○							○
徳島県	板野町	○	○				○		
徳島県	上板町	○							○
徳島県	つるぎ町	○	○				○		
徳島県	東みよし町	○	○				○		
香川県	高松市	○							○
香川県	丸亀市	○	○	○			○		
香川県	坂出市	○							○
香川県	善通寺市	○							○
香川県	観音寺市	○							○
香川県	さぬき市	○	○						○
香川県	東かがわ市	○				○			
香川県	三豊市	○	○	○					○
香川県	土庄町	○	○						○
香川県	小豆島町	○	○						○
香川県	三木町	○							○
香川県	直島町	○							○
香川県	宇多津町	○	○				○		

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について							
		(2)業務に係る負担軽減の取組							
		N.支援が必要な児童生徒・家庭への対応				O.各学校や地域の置かれた状況等に 応じて発生する業務			
①スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育の支援ができる専門的な人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている。	②保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応について、学校が組織として対応できるよう、教育委員会において支援体制を構築している。	③法的観点から学校に対して指導・助言を行うスクールロイヤー等の専門家を配置している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①中心となる担い手を学校・教師以外の者に積極的に移行していくという視点に立って検討している。	②中心となる担い手を学校・教師以外の者に移行する場合の、受皿の整備・確保に努めている。	③その他	④特に取り組んでいない。	
香川県	綾川町	○	○	○		○			
香川県	琴平町	○	○	○					○
香川県	多度津町	○							○
香川県	まんのう町	○	○	○					○
愛媛県	松山市	○	○	○		○			
愛媛県	今治市	○							○
愛媛県	宇和島市	○	○				○		○
愛媛県	八幡浜市	○	○						
愛媛県	新居浜市	○	○						○
愛媛県	西条市	○							○
愛媛県	大洲市	○							○
愛媛県	伊予市	○				○			
愛媛県	四国中央市	○	○						○
愛媛県	西予市	○							○
愛媛県	東温市	○							○
愛媛県	上島町	○							○
愛媛県	久万高原町	○						○	
愛媛県	松前町	○							○
愛媛県	砥部町	○							○
愛媛県	内子町	○	○						○
愛媛県	伊方町	○							○
愛媛県	松野町	○							○
愛媛県	鬼北町	○	○						○
愛媛県	愛南町	○	○						○
高知県	高知市	○	○						○
高知県	室戸市	○	○			○			
高知県	安芸市	○							○
高知県	南国市	○							○
高知県	土佐市	○							○
高知県	須崎市	○							○
高知県	宿毛市	○							○
高知県	土佐清水市	○							○
高知県	四万十市	○							○
高知県	香南市	○	○						○
高知県	香美市	○	○					○	
高知県	東洋町	○							○
高知県	奈半利町	○							○
高知県	田野町	○							○
高知県	安田町	○							○
高知県	北川村	○							○
高知県	馬路村					○			○
高知県	芸西村	○							○
高知県	本山町	○							○
高知県	大豊町	○							○
高知県	土佐町	○	○						○
高知県	大川村	○							○
高知県	いの町	○				○			
高知県	仁淀川町	○							○
高知県	中土佐町	○							○
高知県	佐川町	○					○		
高知県	越知町	○	○						○
高知県	梶原町	○	○			○			
高知県	日高村	○	○						○
高知県	津野町	○					○		
高知県	四万十町	○	○				○		
高知県	大月町	○	○				○		
高知県	三原村	○	○						○
高知県	黒潮町	○					○		
福岡県	大牟田市	○					○		
福岡県	久留米市	○	○						○
福岡県	直方市	○	○	○					○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について							
		(2)業務に係る負担軽減の取組							
		N.支援が必要な児童生徒・家庭への対応				O.各学校や地域の置かれた状況等に 応じて発生する業務			
		①スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育の支援ができる専門的な人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている。	②保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応について、学校が組織として対応できるよう、教育委員会において支援体制を構築している。	③法的観点から学校に対して指導・助言を行うスクールロイヤー等の専門家を配置している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①中心となる担い手を学校・教師以外の者に積極的に移行していくという視点に立って検討している。	②中心となる担い手を学校・教師以外の者に移行する場合の、受皿の整備・確保に努めている。	③その他
福岡県	飯塚市	○	○				○		
福岡県	田川市	○							○
福岡県	柳川市	○	○				○		
福岡県	八女市	○	○	○			○		
福岡県	筑後市	○							○
福岡県	大川市	○							○
福岡県	行橋市	○	○						○
福岡県	豊前市	○					○		
福岡県	中間市	○							○
福岡県	小郡市	○	○						○
福岡県	筑紫野市	○	○						○
福岡県	春日市	○	○		○				○
福岡県	大野城市	○					○		
福岡県	宗像市	○							○
福岡県	太宰府市	○	○				○		
福岡県	古賀市	○	○		○		○		
福岡県	福津市	○							○
福岡県	うきは市	○							○
福岡県	宮若市	○	○				○		
福岡県	嘉麻市	○	○						○
福岡県	朝倉市	○	○						○
福岡県	みやま市	○						○	
福岡県	糸島市	○	○				○		
福岡県	那珂川町	○					○		
福岡県	宇美町	○	○				○		
福岡県	篠栗町	○	○						
福岡県	志免町	○	○				○		
福岡県	須恵町	○					○		
福岡県	新宮町	○	○						○
福岡県	久山町	○					○		
福岡県	粕屋町	○					○		
福岡県	芦屋町	○	○						○
福岡県	水巻町	○	○						○
福岡県	岡垣町	○							○
福岡県	遠賀町	○							○
福岡県	小竹町	○						○	
福岡県	鞍手町	○					○		
福岡県	桂川町	○							○
福岡県	筑前町	○	○				○		
福岡県	東峰村	○					○		
福岡県	大刀洗町	○							○
福岡県	大木町	○							○
福岡県	広川町	○							○
福岡県	香春町	○					○		
福岡県	添田町	○							○
福岡県	糸田町	○	○						○
福岡県	川崎町	○	○						○
福岡県	大任町	○							○
福岡県	赤村	○							○
福岡県	福智町	○							○
福岡県	苅田町	○	○						○
福岡県	みやこ町	○	○						○
福岡県	吉富町						○		○
福岡県	上毛町	○					○		
福岡県	築上町	○	○						○
佐賀県	佐賀市	○	○	○			○		
佐賀県	唐津市	○	○	○					○
佐賀県	鳥栖市	○	○						○
佐賀県	多久市	○	○				○		
佐賀県	伊万里市	○	○				○		
佐賀県	武雄市	○	○						○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について							
		(2)業務に係る負担軽減の取組							
		N.支援が必要な児童生徒・家庭への対応					O.各学校や地域の置かれた状況等に 応じて発生する業務		
①スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育の支援ができる専門的な人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている。	②保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応について、学校が組織として対応できるよう、教育委員会において支援体制を構築している。	③法的観点から学校に対して指導・助言を行うスクールロイヤー等の専門家を配置している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①中心となる担い手を学校・教師以外の者に積極的に移行していくという視点に立って検討している。	②中心となる担い手を学校・教師以外の者に移行する場合の、受皿の整備・確保に努めている。	③その他	④特に取り組んでいない。	
佐賀県	鹿島市	○							○
佐賀県	小城市	○							○
佐賀県	嬉野市	○							○
佐賀県	神埼市	○	○			○			
佐賀県	吉野ヶ里町	○	○			○			
佐賀県	基山町	○	○				○		
佐賀県	上峰町	○							○
佐賀県	みやき町	○	○						○
佐賀県	玄海町	○	○						○
佐賀県	有田町	○	○				○		
佐賀県	大町町	○	○						○
佐賀県	江北町	○							○
佐賀県	白石町	○	○				○		
佐賀県	太良町				○				○
長崎県	長崎市	○	○						○
長崎県	佐世保市	○	○				○		
長崎県	島原市	○							○
長崎県	諫早市	○					○		
長崎県	大村市	○	○						○
長崎県	平戸市	○							○
長崎県	松浦市	○	○		○				○
長崎県	対馬市	○							○
長崎県	壱岐市	○				○			
長崎県	五島市	○	○						○
長崎県	西海市	○	○						○
長崎県	雲仙市	○							○
長崎県	南島原市	○							○
長崎県	長与町	○	○			○			
長崎県	時津町	○		○					○
長崎県	東彼杵町	○	○			○			
長崎県	川棚町	○							○
長崎県	波佐見町	○							○
長崎県	小値賀町	○							○
長崎県	佐々町	○							○
長崎県	新上五島町	○	○			○	○		
熊本県	八代市	○	○	○					○
熊本県	人吉市	○	○						○
熊本県	荒尾市	○	○				○		
熊本県	水俣市	○	○			○	○		
熊本県	玉名市	○							○
熊本県	山鹿市	○				○			
熊本県	菊池市	○							○
熊本県	宇土市	○	○				○		
熊本県	上天草市	○				○	○		
熊本県	宇城市	○							○
熊本県	阿蘇市	○					○		
熊本県	天草市	○	○						○
熊本県	合志市	○	○						○
熊本県	美里町	○							○
熊本県	玉東町	○							○
熊本県	南関町	○							○
熊本県	長洲町	○				○			
熊本県	和水町	○							○
熊本県	大津町	○							○
熊本県	菊陽町	○				○	○		
熊本県	南小国町				○				○
熊本県	小国町	○							○
熊本県	産山村						○		○
熊本県	高森町	○							○
熊本県	西原村	○				○			
熊本県	南阿蘇村	○							○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について							
		(2)業務に係る負担軽減の取組							
		N.支援が必要な児童生徒・家庭への対応					O.各学校や地域の置かれた状況等に 応じて発生する業務		
①スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育の支援ができる専門的な人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている。	②保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応について、学校が組織として対応できるよう、教育委員会において支援体制を構築している。	③法的観点から学校に対して指導・助言を行うスクールロイヤー等の専門家を配置している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①中心となる担い手を学校・教師以外の者に積極的に移行していくという視点に立って検討している。	②中心となる担い手を学校・教師以外の者に移行する場合の、受皿の整備・確保に努めている。	③その他	④特に取り組んでいない。	
熊本県	御船町	○					○		
熊本県	嘉島町	○							○
熊本県	益城町					○			○
熊本県	甲佐町	○					○		
熊本県	山都町	○							○
熊本県	氷川町	○				○			
熊本県	芦北町	○							○
熊本県	津奈木町	○							○
熊本県	錦町	○	○						○
熊本県	多良木町	○							○
熊本県	湯前町	○							○
熊本県	水上村	○							○
熊本県	相良村	○					○		
熊本県	五木村	○							○
熊本県	山江村	○	○				○		
熊本県	球磨村	○							○
熊本県	あさぎり町	○							○
熊本県	苓北町	○							○
大分県	大分市	○	○			○			
大分県	別府市	○	○				○		
大分県	中津市	○	○	○				○	
大分県	日田市	○							○
大分県	佐伯市	○	○			○			
大分県	臼杵市	○							○
大分県	津久見市	○							○
大分県	竹田市	○	○						○
大分県	豊後高田市	○	○					○	
大分県	杵築市	○	○				○		
大分県	宇佐市	○	○			○			
大分県	豊後大野市	○							○
大分県	由布市	○	○				○		
大分県	国東市	○	○						○
大分県	姫島村	○							○
大分県	日出町	○							○
大分県	九重町	○							○
大分県	玖珠町	○							○
宮崎県	宮崎市	○							○
宮崎県	都城市	○	○				○		
宮崎県	延岡市	○							○
宮崎県	日南市	○	○						○
宮崎県	小林市	○		○		○			
宮崎県	日向市	○							○
宮崎県	串間市	○	○				○		
宮崎県	西都市	○							○
宮崎県	えびの市	○							○
宮崎県	三股町	○	○						○
宮崎県	高原町	○	○			○			
宮崎県	国富町	○	○						○
宮崎県	綾町	○					○		
宮崎県	高鍋町	○	○						○
宮崎県	新富町	○							○
宮崎県	西米良村	○							○
宮崎県	木城町	○	○						○
宮崎県	川南町	○	○						○
宮崎県	都農町	○					○		
宮崎県	門川町	○							○
宮崎県	諸塚村	○							○
宮崎県	椎葉村						○		○
宮崎県	美郷町	○							○
宮崎県	高千穂町	○	○						○
宮崎県	日之影町	○	○						○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について							
		(2)業務に係る負担軽減の取組							
		N.支援が必要な児童生徒・家庭への対応					O.各学校や地域の置かれた状況等に 応じて発生する業務		
		①スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育の支援ができる専門的な人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている。	②保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応について、学校が組織として対応できるよう、教育委員会において支援体制を構築している。	③法的観点から学校に対して指導・助言を行うスクールロイヤー等の専門家を配置している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①中心となる担い手を学校・教師以外の者に積極的に移行していくという視点に立って検討している。	②中心となる担い手を学校・教師以外の者に移行する場合の、受皿の整備・確保に努めている。	③その他
宮崎県	五ヶ瀬町								○
鹿児島県	鹿児島市	○							○
鹿児島県	鹿屋市	○							○
鹿児島県	枕崎市	○							○
鹿児島県	阿久根市	○	○						○
鹿児島県	出水市	○							○
鹿児島県	指宿市	○	○						○
鹿児島県	西之表市	○	○						○
鹿児島県	垂水市	○							○
鹿児島県	薩摩川内市	○					○		○
鹿児島県	日置市	○	○						○
鹿児島県	曾於市	○							○
鹿児島県	霧島市	○	○						○
鹿児島県	いちき串木野市	○	○						○
鹿児島県	南さつま市	○							○
鹿児島県	志布志市	○	○						○
鹿児島県	奄美市	○							○
鹿児島県	南九州市	○							○
鹿児島県	伊佐市	○	○			○			○
鹿児島県	始良市	○							○
鹿児島県	三島村	○				○			○
鹿児島県	十島村						○		○
鹿児島県	さつま町	○	○						○
鹿児島県	長島町	○	○	○			○		○
鹿児島県	湧水町					○			○
鹿児島県	大崎町	○					○		○
鹿児島県	東串良町	○	○						○
鹿児島県	錦江町	○							○
鹿児島県	南大隅町	○					○		○
鹿児島県	肝付町	○				○			○
鹿児島県	中種子町	○	○					○	○
鹿児島県	南種子町	○						○	○
鹿児島県	屋久島町	○							○
鹿児島県	大和村	○							○
鹿児島県	宇検村	○							○
鹿児島県	瀬戸内町	○	○						○
鹿児島県	龍郷町	○	○						○
鹿児島県	喜界町	○	○						○
鹿児島県	徳之島町	○					○		○
鹿児島県	天城町	○							○
鹿児島県	伊仙町		○						○
鹿児島県	和泊町	○	○			○			○
鹿児島県	知名町	○							○
鹿児島県	与論町	○					○		○
沖縄県	那覇市	○	○	○					○
沖縄県	宜野湾市	○	○						○
沖縄県	石垣市	○							○
沖縄県	浦添市	○							○
沖縄県	名護市	○	○				○		○
沖縄県	糸満市	○	○						○
沖縄県	沖縄市	○							○
沖縄県	豊見城市	○	○				○		○
沖縄県	うるま市	○	○	○			○		○
沖縄県	宮古島市	○	○			○			○
沖縄県	南城市	○				○			○
沖縄県	国頭村	○							○
沖縄県	大宜味村		○						○
沖縄県	東村	○	○						○
沖縄県	今帰仁村	○				○			○
沖縄県	本部町	○							○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について									
		(2)業務に係る負担軽減の取組									
		N.支援が必要な児童生徒・家庭への対応					O.各学校や地域の置かれた状況等に 応じて発生する業務				
		①スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育の支援ができる専門的な人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている。	②保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応について、学校が組織として対応できるよう、教育委員会において支援体制を構築している。	③法的観点から学校に対して指導・助言を行うスクールロイヤー等の専門家を配置している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①中心となる担い手を学校・教師以外の者に積極的に移行していくという視点に立って検討している。	②中心となる担い手を学校・教師以外の者に移行する場合の、受血の整備・確保に努めている。	③その他	④特に取り組んでいない。	
沖縄県	恩納村	○								○	
沖縄県	宜野座村	○	○							○	
沖縄県	金武町	○	○							○	
沖縄県	伊江村	○								○	
沖縄県	読谷村	○	○							○	
沖縄県	嘉手納町	○	○							○	
沖縄県	北谷町	○								○	
沖縄県	北中城村	○	○							○	
沖縄県	中城村	○	○							○	
沖縄県	西原町	○								○	
沖縄県	与那原町	○	○							○	
沖縄県	南風原町	○	○							○	
沖縄県	渡嘉敷村	○								○	
沖縄県	座間味村	○	○					○			
沖縄県	粟国村		○							○	
沖縄県	渡名喜村	○								○	
沖縄県	南大東村		○							○	
沖縄県	北大東村	○	○							○	
沖縄県	伊平屋村					○		○			
沖縄県	伊是名村	○								○	
沖縄県	久米島町	○	○							○	
沖縄県	八重瀬町	○	○							○	
沖縄県	多良間村	○					○				
沖縄県	竹富町						○			○	
沖縄県	与那国町	○								○	
合計		1618	806	93	46	58	232	366	40	1129	

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について				
		(3)学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し				
		①教育委員会として学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握し、計画の整理・合理化を進めている。	②標準授業時数を大幅に上回る授業時数を設定した年間指導計画を作成している学校に対し、その時数が過大な場合には見直しを促している。	③学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を各学校に対して促している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
北海道	函館市	○				
北海道	小樽市					○
北海道	旭川市	○	○			
北海道	室蘭市	○	○	○		
北海道	釧路市					○
北海道	帯広市	○				
北海道	北見市	○	○			
北海道	夕張市	○				
北海道	岩見沢市		○			
北海道	網走市			○		
北海道	留萌市	○				
北海道	苫小牧市	○	○	○		
北海道	稚内市					○
北海道	美唄市	○				
北海道	芦別市	○				
北海道	江別市					○
北海道	赤平市					○
北海道	紋別市					○
北海道	士別市					○
北海道	名寄市	○		○		
北海道	三笠市			○		
北海道	根室市		○			
北海道	千歳市	○				
北海道	滝川市	○				
北海道	砂川市					○
北海道	歌志内市			○		
北海道	深川市					○
北海道	富良野市	○				
北海道	登別市		○			
北海道	恵庭市					○
北海道	伊達市	○	○			
北海道	北広島市	○				
北海道	石狩市	○				
北海道	北斗市		○			
北海道	当別町	○		○		
北海道	新篠津村					○
北海道	松前町		○	○		
北海道	福島町					○
北海道	知内町					○
北海道	木古内町	○				
北海道	七飯町	○	○			
北海道	鹿部町			○		
北海道	森町	○				
北海道	八雲町					○
北海道	長万部町					○
北海道	江差町	○				
北海道	上ノ国町					○
北海道	厚沢部町		○			
北海道	乙部町					○
北海道	奥尻町		○			
北海道	今金町					○
北海道	せたな町	○				
北海道	島牧村	○	○	○		
北海道	寿都町			○		
北海道	黒松内町					○
北海道	蘭越町					○
北海道	二セコ町	○				
北海道	真狩村					○
北海道	留寿都村	○				
北海道	喜茂別町		○			
北海道	京極町	○				



都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について				
		(3)学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し				
		①教育委員会として学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握し、計画の整理・合理化を進めている。	②標準授業時数を大幅に上回る授業時数を設定した年間指導計画を作成している学校に対し、その時数が過大な場合には見直しを促している。	③学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を各学校に対して促している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
北海道	倶知安町					○
北海道	共和町				○	
北海道	岩内町					○
北海道	泊村		○			
北海道	神恵内村	○				
北海道	積丹町					○
北海道	古平町					○
北海道	仁木町	○				
北海道	余市町					○
北海道	赤井川村	○				
北海道	南幌町					○
北海道	奈井江町					○
北海道	上砂川町					○
北海道	由仁町					○
北海道	長沼町			○		
北海道	栗山町	○	○	○		
北海道	月形町	○				
北海道	浦臼町					○
北海道	新十津川町			○		
北海道	妹背牛町					○
北海道	秩父別町					○
北海道	雨竜町	○				
北海道	北竜町					○
北海道	沼田町	○		○		
北海道	鷹栖町	○				
北海道	東神楽町	○	○	○		
北海道	当麻町			○		
北海道	比布町					○
北海道	愛別町			○		
北海道	上川町					○
北海道	東川町	○		○		
北海道	美瑛町					○
北海道	上富良野町	○		○		
北海道	中富良野町			○		
北海道	南富良野町					○
北海道	占冠村					○
北海道	和寒町	○				
北海道	剣淵町	○				
北海道	下川町					○
北海道	美深町					○
北海道	音威子府村					○
北海道	中川町					○
北海道	幌加内町			○		
北海道	増毛町					○
北海道	小平町	○				
北海道	苫前町					○
北海道	羽幌町	○	○			
北海道	初山別村	○				
北海道	遠別町					○
北海道	天塩町	○				
北海道	猿払村			○		
北海道	浜頓別町					○
北海道	中頓別町					○
北海道	枝幸町	○	○	○		
北海道	豊富町			○		
北海道	礼文町					○
北海道	利尻町					○
北海道	利尻富士町	○		○		
北海道	幌延町			○		
北海道	美幌町					○
北海道	津別町					○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について (3)学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し				
		①教育委員会として学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握し、計画の整理・合理化を進めている。	②標準授業時数を大幅に上回る授業時数を設定した年間指導計画を作成している学校に対し、その時数が過大な場合には見直しを促している。	③学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を各学校に対して促している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
北海道	斜里町	○				
北海道	清里町				○	
北海道	小清水町					○
北海道	訓子府町	○				
北海道	置戸町					○
北海道	佐呂間町	○				
北海道	遠軽町					○
北海道	湧別町					○
北海道	滝上町		○			
北海道	興部町					○
北海道	西興部村			○		
北海道	雄武町			○		
北海道	大空町	○				
北海道	豊浦町	○		○		
北海道	壮瞥町					○
北海道	白老町			○		
北海道	厚真町					○
北海道	洞爺湖町					○
北海道	安平町					○
北海道	むかわ町	○				
北海道	日高町	○				
北海道	平取町		○			
北海道	新冠町	○				
北海道	浦河町	○	○	○		
北海道	様似町	○		○		
北海道	えりも町	○	○			
北海道	新ひだか町	○	○	○		
北海道	音更町					○
北海道	士幌町			○		
北海道	上士幌町	○		○		
北海道	鹿追町	○	○	○		
北海道	新得町	○	○	○		
北海道	清水町					○
北海道	芽室町					○
北海道	中札内村	○	○	○		
北海道	更別村	○		○		
北海道	大樹町					○
北海道	広尾町					○
北海道	幕別町	○	○			
北海道	池田町	○				
北海道	豊頃町	○				
北海道	本別町	○				
北海道	足寄町			○		
北海道	陸別町					○
北海道	浦幌町	○	○			
北海道	釧路町		○			
北海道	厚岸町		○	○		
北海道	浜中町	○				
北海道	標茶町					○
北海道	弟子屈町	○				
北海道	鶴居村	○				
北海道	白糠町	○				
北海道	別海町					○
北海道	中標津町	○				
北海道	標津町					○
北海道	羅臼町					○
青森県	青森市	○		○		
青森県	弘前市					○
青森県	八戸市	○	○			
青森県	黒石市					○
青森県	五所川原市	○				

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について (3)学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し				
		①教育委員会として学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握し、計画の整理・合理化を進めている。	②標準授業時数を大幅に上回る授業時数を設定した年間指導計画を作成している学校に対し、その時数が過大な場合には見直しを促している。	③学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を各学校に対して促している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
青森県	十和田市					○
青森県	三沢市		○			
青森県	むつ市					○
青森県	つがる市	○				
青森県	平川市					○
青森県	平内町					○
青森県	今別町	○				
青森県	蓬田村					○
青森県	外ヶ浜町					○
青森県	鱒ヶ沢町					○
青森県	深浦町					○
青森県	西目屋村			○		
青森県	藤崎町	○				
青森県	大鰐町					○
青森県	田舎館村			○		
青森県	板柳町					○
青森県	鶴田町					○
青森県	中泊町	○				
青森県	野辺地町					○
青森県	七戸町					○
青森県	六戸町	○				
青森県	横浜町					○
青森県	東北町					○
青森県	六ヶ所村					○
青森県	おいらせ町					○
青森県	大間町					○
青森県	東通村	○				
青森県	風間浦村		○			
青森県	佐井村		○			
青森県	三戸町			○		
青森県	五戸町	○				
青森県	田子町					○
青森県	南部町					○
青森県	階上町					○
青森県	新郷村		○			
岩手県	盛岡市					○
岩手県	宮古市	○				
岩手県	大船渡市					○
岩手県	花巻市	○				
岩手県	北上市					○
岩手県	久慈市	○				
岩手県	遠野市	○				
岩手県	一関市					○
岩手県	陸前高田市	○				
岩手県	釜石市		○			
岩手県	二戸市	○				
岩手県	八幡平市					○
岩手県	奥州市					○
岩手県	滝沢市	○		○		
岩手県	雫石町	○				
岩手県	葛巻町	○				
岩手県	岩手町	○				
岩手県	紫波町	○	○	○		
岩手県	矢巾町					○
岩手県	西和賀町				○	
岩手県	金ヶ崎町		○			
岩手県	平泉町			○		
岩手県	住田町					○
岩手県	大槌町	○	○			
岩手県	山田町					○
岩手県	岩泉町					○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について				
		(3) 学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し				
		①教育委員会として学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握し、計画の整理・合理化を進めている。	②標準授業時数を大幅に上回る授業時数を設定した年間指導計画を作成している学校に対し、その時数が過大な場合には見直しを促している。	③学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を各学校に対して促している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
岩手県	田野畑村					○
岩手県	普代村					○
岩手県	軽米町		○			
岩手県	野田村					○
岩手県	九戸村	○				
岩手県	洋野町		○			
岩手県	一戸町					○
宮城県	石巻市					○
宮城県	塩竈市	○				
宮城県	気仙沼市	○		○		
宮城県	白石市	○				
宮城県	名取市	○	○	○		
宮城県	角田市					○
宮城県	多賀城市	○	○			
宮城県	岩沼市	○				
宮城県	登米市					○
宮城県	栗原市			○		
宮城県	東松島市	○				
宮城県	大崎市	○		○		
宮城県	富谷市					○
宮城県	蔵王町					○
宮城県	七ヶ宿町					○
宮城県	大河原町			○		
宮城県	村田町					○
宮城県	柴田町					○
宮城県	川崎町					○
宮城県	丸森町		○			
宮城県	亘理町				○	
宮城県	山元町					○
宮城県	松島町	○				
宮城県	七ヶ浜町	○				
宮城県	利府町	○	○			
宮城県	大和町	○				
宮城県	大郷町	○				
宮城県	大衡村					○
宮城県	色麻町					○
宮城県	加美町	○				
宮城県	涌谷町	○				
宮城県	美里町					○
宮城県	女川町					○
宮城県	南三陸町					○
秋田県	秋田市	○	○			
秋田県	能代市					○
秋田県	横手市	○				
秋田県	大館市	○	○	○		
秋田県	男鹿市	○				
秋田県	湯沢市					○
秋田県	鹿角市	○				
秋田県	由利本荘市					○
秋田県	潟上市	○	○	○		
秋田県	大仙市	○				
秋田県	北秋田市					○
秋田県	にかほ市					○
秋田県	仙北市					○
秋田県	小坂町	○				
秋田県	上小阿仁村					○
秋田県	藤里町					○
秋田県	三種町					○
秋田県	八峰町					○
秋田県	五城目町			○		
秋田県	八郎潟町					○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について				
		(3)学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し				
		①教育委員会として学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握し、計画の整理・合理化を進めている。	②標準授業時数を大幅に上回る授業時数を設定した年間指導計画を作成している学校に対し、その時数が過大な場合には見直しを促している。	③学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を各学校に対して促している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
秋田県	井川町	○				
秋田県	大湯村					○
秋田県	美郷町	○				
秋田県	羽後町			○		
秋田県	東成瀬村					○
山形県	山形市		○			
山形県	米沢市	○				
山形県	鶴岡市	○		○		
山形県	酒田市		○			
山形県	新庄市		○			
山形県	寒河江市	○		○		
山形県	上山市	○				
山形県	村山市		○			
山形県	長井市	○	○			
山形県	天童市		○			
山形県	東根市	○	○			
山形県	尾花沢市		○			
山形県	南陽市		○	○		
山形県	山辺町	○	○			
山形県	中山町	○				
山形県	河北町			○		
山形県	西川町					○
山形県	朝日町		○			
山形県	大江町			○		
山形県	大石田町					○
山形県	金山町	○	○	○		
山形県	最上町	○	○	○		
山形県	舟形町	○				
山形県	真室川町					○
山形県	大蔵村		○			
山形県	鮭川村			○		
山形県	戸沢村	○				
山形県	高畠町	○	○			
山形県	川西町		○			
山形県	小国町		○			
山形県	白鷹町					○
山形県	飯豊町	○	○			
山形県	三川町					○
山形県	庄内町	○				
山形県	遊佐町	○	○			
福島県	福島市		○			
福島県	会津若松市	○	○			
福島県	郡山市	○				
福島県	いわき市	○				
福島県	白河市	○	○	○		
福島県	須賀川市			○		
福島県	喜多方市	○				
福島県	相馬市					○
福島県	二本松市	○	○	○		
福島県	田村市			○		
福島県	南相馬市	○	○	○		
福島県	伊達市	○				
福島県	本宮市					○
福島県	桑折町					○
福島県	国見町	○				
福島県	川俣町			○		
福島県	大玉村	○				
福島県	鏡石町	○				
福島県	天栄村	○				
福島県	下郷町					○
福島県	檜枝岐村					○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について				
		(3)学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し				
		①教育委員会として学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握し、計画の整理・合理化を進めている。	②標準授業時数を大幅に上回る授業時数を設定した年間指導計画を作成している学校に対し、その時数が過大な場合には見直しを促している。	③学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を各学校に対して促している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
福島県	只見町	○				
福島県	南会津町	○				
福島県	北塩原村					○
福島県	西会津町					○
福島県	磐梯町	○	○	○		
福島県	猪苗代町					○
福島県	会津坂下町	○				
福島県	湯川村					○
福島県	柳津町					○
福島県	三島町			○		
福島県	金山町					○
福島県	昭和村	○		○		
福島県	会津美里町			○		
福島県	西郷村					○
福島県	泉崎村					○
福島県	中島村					○
福島県	矢吹町					○
福島県	棚倉町			○		
福島県	矢祭町	○				
福島県	東白川郡塙町	○				
福島県	鮫川村	○				
福島県	石川町	○	○			
福島県	玉川村	○				
福島県	平田村					○
福島県	浅川町					○
福島県	古殿町					○
福島県	三春町					○
福島県	小野町	○				
福島県	広野町	○				
福島県	檜葉町					○
福島県	富岡町					○
福島県	川内村	○	○			
福島県	大熊町	○	○	○		
福島県	双葉町	○				
福島県	浪江町					○
福島県	葛尾村	○				
福島県	新地町		○			
福島県	飯舘村					○
茨城県	水戸市	○	○	○		
茨城県	日立市					○
茨城県	土浦市	○				
茨城県	古河市			○		
茨城県	石岡市		○	○		
茨城県	結城市					○
茨城県	龍ヶ崎市	○	○			
茨城県	下妻市	○				
茨城県	常総市					○
茨城県	常陸太田市		○			
茨城県	高萩市					○
茨城県	北茨城市			○		
茨城県	笠間市			○		
茨城県	取手市	○				
茨城県	牛久市					○
茨城県	つくば市		○	○		
茨城県	ひたちなか市	○	○	○		
茨城県	鹿嶋市	○				
茨城県	潮来市		○			
茨城県	守谷市	○				
茨城県	常陸大宮市			○		

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について				
		(3)学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し				
		①教育委員会として学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握し、計画の整理・合理化を進めている。	②標準授業時数を大幅に上回る授業時数を設定した年間指導計画を作成している学校に対し、その時数が過大な場合には見直しを促している。	③学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を各学校に対して促している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
茨城県	那珂市	○	○			
茨城県	筑西市		○	○		
茨城県	坂東市		○			
茨城県	稲敷市	○	○			
茨城県	かすみがうら市	○	○			
茨城県	桜川市	○	○	○		
茨城県	神栖市		○			
茨城県	行方市	○				
茨城県	鉾田市	○	○	○		
茨城県	つくばみらい市	○	○			
茨城県	小美玉市			○		
茨城県	茨城町	○				
茨城県	大洗町		○			
茨城県	城里町	○	○	○		
茨城県	東海村					○
茨城県	大子町					○
茨城県	美浦村	○				
茨城県	阿見町	○				
茨城県	河内町			○		
茨城県	八千代町	○				
茨城県	五霞町	○				
茨城県	境町	○				
茨城県	利根町					○
栃木県	宇都宮市					○
栃木県	足利市			○		
栃木県	栃木市	○				
栃木県	佐野市	○				
栃木県	鹿沼市					○
栃木県	日光市					○
栃木県	小山市	○				
栃木県	真岡市		○			
栃木県	大田原市	○				
栃木県	矢板市		○			
栃木県	那須塩原市		○			
栃木県	さくら市					○
栃木県	那須烏山市					○
栃木県	下野市					○
栃木県	上三川町	○				
栃木県	益子町	○		○		
栃木県	茂木町					○
栃木県	市貝町					○
栃木県	芳賀町	○				
栃木県	壬生町	○				
栃木県	野木町	○				
栃木県	塩谷町	○		○		
栃木県	高根沢町					○
栃木県	那須町	○				
栃木県	那珂川町	○	○			
群馬県	前橋市	○				
群馬県	高崎市	○				
群馬県	桐生市	○	○	○		
群馬県	伊勢崎市	○				
群馬県	太田市					○
群馬県	沼田市	○	○	○		
群馬県	館林市	○				
群馬県	渋川市			○		
群馬県	藤岡市	○		○		
群馬県	富岡市	○	○	○		
群馬県	安中市					○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について				
		(3)学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し				
		①教育委員会として学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握し、計画の整理・合理化を進めている。	②標準授業時数を大幅に上回る授業時数を設定した年間指導計画を作成している学校に対し、その時数が過大な場合には見直しを促している。	③学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を各学校に対して促している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
群馬県	みどり市			○		
群馬県	榛東村	○	○	○		
群馬県	吉岡町		○			
群馬県	上野村	○				
群馬県	神流町					○
群馬県	下仁田町					○
群馬県	南牧村					○
群馬県	甘楽町				○	
群馬県	中之条町					○
群馬県	長野原町	○				
群馬県	嬭恋村	○				
群馬県	草津町	○		○		
群馬県	高山村					○
群馬県	東吾妻町	○				
群馬県	片品村					○
群馬県	川場村			○		
群馬県	昭和村			○		
群馬県	みなかみ町		○	○		
群馬県	玉村町					○
群馬県	板倉町	○				
群馬県	明和町	○				
群馬県	千代田町					○
群馬県	大泉町					○
群馬県	邑楽町	○				
埼玉県	川越市	○	○			
埼玉県	熊谷市	○	○			
埼玉県	川口市	○	○	○		
埼玉県	行田市	○		○		
埼玉県	秩父市	○				
埼玉県	所沢市	○	○	○		
埼玉県	飯能市		○			
埼玉県	加須市	○				
埼玉県	本庄市					○
埼玉県	東松山市		○	○		
埼玉県	春日部市					○
埼玉県	狭山市	○	○	○		
埼玉県	羽生市	○				
埼玉県	鴻巣市	○				
埼玉県	深谷市	○	○	○		
埼玉県	上尾市	○	○			
埼玉県	草加市	○				
埼玉県	越谷市	○	○			
埼玉県	蕨市	○	○	○		
埼玉県	戸田市	○	○	○		
埼玉県	入間市			○		
埼玉県	朝霞市	○	○	○		
埼玉県	志木市	○				
埼玉県	和光市	○	○	○		
埼玉県	新座市	○	○	○		
埼玉県	桶川市					○
埼玉県	久喜市	○	○			
埼玉県	北本市	○		○		
埼玉県	八潮市					○
埼玉県	富士見市	○	○	○		
埼玉県	三郷市	○	○			
埼玉県	蓮田市		○			
埼玉県	坂戸市	○				
埼玉県	幸手市					○
埼玉県	鶴ヶ島市			○		
埼玉県	日高市	○				
埼玉県	吉川市	○				



都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について				
		(3)学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し				
		①教育委員会として学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握し、計画の整理・合理化を進めている。	②標準授業時数を大幅に上回る授業時数を設定した年間指導計画を作成している学校に対し、その時数が過大な場合には見直しを促している。	③学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を各学校に対して促している。	④その他	⑤特に取組んでいない。
埼玉県	ふじみ野市		○			
埼玉県	白岡市			○		
埼玉県	伊奈町	○				
埼玉県	三芳町	○		○		
埼玉県	毛呂山町	○				
埼玉県	越生町	○	○	○		
埼玉県	滑川町	○		○		
埼玉県	嵐山町	○	○	○		
埼玉県	小川町			○		
埼玉県	川島町	○	○	○		
埼玉県	吉見町	○	○	○		
埼玉県	鳩山町	○				
埼玉県	ときがわ町	○				
埼玉県	横瀬町	○				
埼玉県	皆野町					○
埼玉県	長瀨町					○
埼玉県	小鹿野町	○	○			
埼玉県	東秩父村	○				
埼玉県	美里町	○				
埼玉県	神川町	○				
埼玉県	上里町	○				
埼玉県	寄居町	○				
埼玉県	宮代町					○
埼玉県	杉戸町		○			
埼玉県	松伏町		○	○		
千葉県	銚子市			○		
千葉県	市川市	○		○		
千葉県	船橋市	○	○			
千葉県	館山市			○		
千葉県	木更津市		○			
千葉県	松戸市					○
千葉県	野田市					○
千葉県	茂原市			○		
千葉県	成田市	○				
千葉県	佐倉市	○				
千葉県	東金市					○
千葉県	旭市					○
千葉県	習志野市	○				
千葉県	柏市			○		
千葉県	勝浦市					○
千葉県	市原市					○
千葉県	流山市	○	○	○		
千葉県	八千代市					○
千葉県	我孫子市	○		○		
千葉県	鴨川市	○	○			
千葉県	鎌ヶ谷市					○
千葉県	君津市					○
千葉県	富津市	○				
千葉県	浦安市	○				
千葉県	四街道市	○				
千葉県	袖ヶ浦市			○		
千葉県	八街市					○
千葉県	印西市					○
千葉県	白井市	○				
千葉県	富里市			○		
千葉県	南房総市			○		
千葉県	匝瑳市					○
千葉県	香取市					○
千葉県	山武市		○			
千葉県	いすみ市					○
千葉県	大網白里市					○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について				
		(3)学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し				
		①教育委員会として学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握し、計画の整理・合理化を進めている。	②標準授業時数を大幅に上回る授業時数を設定した年間指導計画を作成している学校に対し、その時数が過大な場合には見直しを促している。	③学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を各学校に対して促している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
千葉県	酒々井町					○
千葉県	栄町					○
千葉県	神崎町					○
千葉県	多古町					○
千葉県	東庄町					○
千葉県	九十九里町					○
千葉県	芝山町		○			
千葉県	横芝光町	○				
千葉県	一宮町		○	○		
千葉県	睦沢町					○
千葉県	長生村					○
千葉県	白子町		○	○		
千葉県	長柄町					○
千葉県	長南町				○	
千葉県	大多喜町	○				
千葉県	御宿町					○
千葉県	鋸南町					○
東京都	千代田区	○				
東京都	中央区	○				
東京都	港区	○	○	○		
東京都	新宿区	○				
東京都	文京区					○
東京都	台東区					○
東京都	墨田区	○	○			
東京都	江東区					○
東京都	品川区	○	○			
東京都	目黒区		○			
東京都	大田区	○	○	○		
東京都	世田谷区	○				
東京都	渋谷区					○
東京都	中野区		○	○		
東京都	杉並区	○				
東京都	豊島区		○			
東京都	北区		○			
東京都	荒川区		○			
東京都	板橋区		○			
東京都	練馬区	○	○			
東京都	足立区	○	○			
東京都	葛飾区					○
東京都	江戸川区	○	○			
東京都	八王子市	○	○			
東京都	立川市	○				
東京都	武蔵野市		○			
東京都	三鷹市		○			
東京都	青梅市		○			
東京都	府中市	○				
東京都	昭島市	○				
東京都	調布市					○
東京都	町田市					○
東京都	小金井市	○				
東京都	小平市	○				
東京都	日野市	○				
東京都	東村山市					○
東京都	国分寺市	○				
東京都	国立市	○				
東京都	福生市	○				
東京都	狛江市	○	○			
東京都	東大和市					○
東京都	清瀬市	○				
東京都	東久留米市		○	○		
東京都	武蔵村山市	○				

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について				
		(3)学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し				
		①教育委員会として学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握し、計画の整理・合理化を進めている。	②標準授業時数を大幅に上回る授業時数を設定した年間指導計画を作成している学校に対し、その時数が過大な場合には見直しを促している。	③学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を各学校に対して促している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
東京都	多摩市	○	○			
東京都	稲城市	○				
東京都	羽村市		○		○	
東京都	あきる野市					○
東京都	西東京市	○				
東京都	瑞穂町		○	○		
東京都	日の出町					○
東京都	檜原村					○
東京都	奥多摩町	○	○			
東京都	大島町		○			
東京都	利島村					○
東京都	新島村					○
東京都	神津島村			○		
東京都	三宅村					○
東京都	御蔵島村					○
東京都	八丈町	○	○			
東京都	青ヶ島村	○				
東京都	小笠原村					○
神奈川県	横須賀市	○				
神奈川県	平塚市					○
神奈川県	鎌倉市					○
神奈川県	藤沢市					○
神奈川県	小田原市	○				
神奈川県	茅ヶ崎市		○			
神奈川県	逗子市					○
神奈川県	三浦市	○				
神奈川県	秦野市				○	
神奈川県	厚木市					○
神奈川県	大和市	○				
神奈川県	伊勢原市					○
神奈川県	海老名市		○			
神奈川県	座間市		○			
神奈川県	南足柄市			○		
神奈川県	綾瀬市	○				
神奈川県	葉山町	○				
神奈川県	寒川町	○				
神奈川県	大磯町					○
神奈川県	二宮町					○
神奈川県	中井町		○			
神奈川県	大井町	○	○			
神奈川県	松田町	○				
神奈川県	山北町					○
神奈川県	開成町	○	○	○		
神奈川県	箱根町	○				
神奈川県	真鶴町	○	○			
神奈川県	湯河原町	○				
神奈川県	愛川町					○
神奈川県	清川村	○				
新潟県	長岡市	○				
新潟県	三条市	○		○		
新潟県	柏崎市	○				
新潟県	新発田市	○		○		
新潟県	小千谷市					○
新潟県	加茂市	○				
新潟県	十日町市					○
新潟県	見附市		○			
新潟県	村上市	○	○	○		
新潟県	燕市			○		
新潟県	糸魚川市					○
新潟県	妙高市					○
新潟県	五泉市					○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について				
		(3)学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し				
		①教育委員会として学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握し、計画の整理・合理化を進めている。	②標準授業時数を大幅に上回る授業時数を設定した年間指導計画を作成している学校に対し、その時数が過大な場合には見直しを促している。	③学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を各学校に対して促している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
新潟県	上越市	○				
新潟県	阿賀野市					○
新潟県	佐渡市	○	○			
新潟県	魚沼市					○
新潟県	南魚沼市	○				
新潟県	胎内市	○				
新潟県	聖籠町	○				
新潟県	弥彦村	○				
新潟県	田上町	○				
新潟県	阿賀町	○				
新潟県	出雲崎町	○				
新潟県	湯沢町					○
新潟県	津南町	○				
新潟県	刈羽村					○
新潟県	関川村	○		○		
新潟県	粟島浦村	○				
富山県	富山市		○	○		
富山県	高岡市	○	○			
富山県	魚津市	○	○			
富山県	氷見市		○			
富山県	滑川市	○				
富山県	黒部市	○	○	○		
富山県	砺波市	○				
富山県	小矢部市			○		
富山県	南砺市	○	○			
富山県	射水市	○				
富山県	舟橋村					○
富山県	上市町					○
富山県	立山町		○			
富山県	入善町					○
富山県	朝日町			○		
石川県	金沢市			○		
石川県	七尾市	○				
石川県	小松市	○				
石川県	輪島市	○	○	○		
石川県	珠洲市			○		
石川県	加賀市			○		
石川県	羽咋市			○		
石川県	かほく市	○	○	○		
石川県	白山市					○
石川県	能美市					○
石川県	野々市市	○				
石川県	川北町	○		○		
石川県	河北郡津幡町	○	○			
石川県	内灘町	○				
石川県	志賀町			○		
石川県	宝達志水町	○				
石川県	中能登町	○	○			
石川県	穴水町					○
石川県	能登町					○
福井県	福井市		○			
福井県	敦賀市	○		○		
福井県	小浜市	○	○			
福井県	大野市					○
福井県	勝山市			○		
福井県	鯖江市					○
福井県	あわら市				○	
福井県	越前市	○				
福井県	坂井市	○				
福井県	永平寺町		○			

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について				
		(3)学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し				
		①教育委員会として学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握し、計画の整理・合理化を進めている。	②標準授業時数を大幅に上回る授業時数を設定した年間指導計画を作成している学校に対し、その時数が過大な場合には見直しを促している。	③学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を各学校に対して促している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
福井県	池田町	○		○		
福井県	南越前町					○
福井県	越前町	○	○			
福井県	美浜町					○
福井県	高浜町					○
福井県	おおい町					○
福井県	若狭町					○
山梨県	甲府市					○
山梨県	富士吉田市					○
山梨県	都留市				○	
山梨県	山梨市	○				
山梨県	大月市	○				
山梨県	韮崎市	○				
山梨県	南アルプス市			○		
山梨県	北杜市					○
山梨県	甲斐市	○	○	○		
山梨県	笛吹市		○	○		
山梨県	上野原市					○
山梨県	甲州市	○				
山梨県	中央市	○		○		
山梨県	市川三郷町					○
山梨県	早川町					○
山梨県	身延町					○
山梨県	南部町					○
山梨県	富士川町		○	○		
山梨県	昭和町		○			
山梨県	道志村	○				
山梨県	西桂町					○
山梨県	忍野村			○		
山梨県	山中湖村					○
山梨県	鳴沢村					○
山梨県	富士河口湖町	○				
山梨県	小菅村					○
山梨県	丹波山村					○
長野県	長野市		○			
長野県	松本市					○
長野県	上田市	○				
長野県	岡谷市	○				
長野県	飯田市					○
長野県	諏訪市	○	○	○		
長野県	須坂市					○
長野県	小諸市					○
長野県	伊那市	○				
長野県	駒ヶ根市					○
長野県	中野市	○				
長野県	大町市					○
長野県	飯山市					○
長野県	茅野市	○				
長野県	塩尻市	○				
長野県	佐久市	○				
長野県	千曲市	○		○		
長野県	東御市	○		○		
長野県	安曇野市					○
長野県	小海町	○				
長野県	川上村					○
長野県	南牧村			○		
長野県	南相木村					○
長野県	北相木村					○
長野県	佐久穂町	○				

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について (3)学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し				
		①教育委員会として学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握し、計画の整理・合理化を進めている。	②標準授業時数を大幅に上回る授業時数を設定した年間指導計画を作成している学校に対し、その時数が過大な場合には見直しを促している。	③学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を各学校に対して促している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
長野県	軽井沢町					○
長野県	御代田町	○		○		
長野県	立科町					○
長野県	青木村	○				
長野県	長和町	○				
長野県	下諏訪町					○
長野県	富士見町	○		○		
長野県	原村	○				
長野県	辰野町	○				
長野県	箕輪町	○				
長野県	飯島町					○
長野県	南箕輪村					○
長野県	中川村					○
長野県	宮田村	○				
長野県	松川町					○
長野県	高森町					○
長野県	阿南町					○
長野県	阿智村	○				
長野県	平谷村		○			
長野県	根羽村					○
長野県	下條村					○
長野県	売木村			○		
長野県	天龍村	○				○
長野県	泰阜村		○			
長野県	喬木村					
長野県	豊丘村	○				
長野県	大鹿村					○
長野県	上松町					○
長野県	南木曾町	○				
長野県	木祖村	○				
長野県	王滝村	○		○		
長野県	大桑村	○				
長野県	木曾町					○
長野県	麻績村	○				
長野県	生坂村					○
長野県	山形村					○
長野県	朝日村	○				
長野県	筑北村	○				
長野県	池田町			○		
長野県	松川村	○				
長野県	白馬村	○		○		
長野県	小谷村					○
長野県	坂城町			○		
長野県	小布施町					○
長野県	高山村					○
長野県	山ノ内町	○				
長野県	木島平村			○		
長野県	野沢温泉村					○
長野県	信濃町	○				
長野県	小川村					○
長野県	飯綱町			○		
長野県	栄村					○
岐阜県	岐阜市	○	○	○		
岐阜県	大垣市		○			
岐阜県	高山市		○	○		
岐阜県	多治見市	○	○	○		
岐阜県	関市		○	○		
岐阜県	中津川市	○				
岐阜県	美濃市	○		○		
岐阜県	瑞浪市		○	○		
岐阜県	羽島市	○	○			

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について				
		(3)学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し				
		①教育委員会として学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握し、計画の整理・合理化を進めている。	②標準授業時数を大幅に上回る授業時数を設定した年間指導計画を作成している学校に対し、その時数が過大な場合には見直しを促している。	③学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を各学校に対して促している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
岐阜県	恵那市	○	○	○		
岐阜県	美濃加茂市		○	○		
岐阜県	土岐市					○
岐阜県	各務原市		○			
岐阜県	可児市	○	○			
岐阜県	山県市	○	○	○		
岐阜県	瑞穂市	○	○	○		
岐阜県	飛騨市			○		
岐阜県	本巣市	○				
岐阜県	郡上市	○	○	○		
岐阜県	下呂市	○				
岐阜県	海津市		○			
岐阜県	養老町	○				
岐阜県	垂井町					○
岐阜県	関ヶ原町	○				
岐阜県	神戸町		○			
岐阜県	輪之内町					○
岐阜県	安八町		○		○	
岐阜県	揖斐川町	○				
岐阜県	大野町		○	○		
岐阜県	池田町			○		
岐阜県	北方町	○	○	○		
岐阜県	坂祝町					○
岐阜県	富加町					○
岐阜県	川辺町	○				
岐阜県	七宗町	○	○			
岐阜県	八百津町					○
岐阜県	白川町					○
岐阜県	東白川村	○		○		
岐阜県	御嵩町	○	○	○		
岐阜県	白川村	○				
岐阜県	羽島郡二町 (岐南町、笠松町)		○	○		
静岡県	沼津市		○	○		
静岡県	熱海市	○	○			
静岡県	三島市	○				
静岡県	富士宮市	○	○	○		
静岡県	伊東市		○	○		
静岡県	島田市	○				
静岡県	富士市					○
静岡県	磐田市					○
静岡県	焼津市		○	○		
静岡県	掛川市	○	○			
静岡県	藤枝市			○		
静岡県	御殿場市			○		
静岡県	袋井市		○			
静岡県	下田市					○
静岡県	裾野市	○				
静岡県	湖西市	○	○	○	○	
静岡県	伊豆市					○
静岡県	御前崎市					○
静岡県	菊川市		○			
静岡県	伊豆の国市		○			
静岡県	牧之原市					○
静岡県	東伊豆町					○
静岡県	河津町					○
静岡県	南伊豆町					○
静岡県	松崎町	○				
静岡県	西伊豆町					○
静岡県	函南町	○	○			

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について				
		(3)学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し				
		①教育委員会として学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握し、計画の整理・合理化を進めている。	②標準授業時数を大幅に上回る授業時数を設定した年間指導計画を作成している学校に対し、その時数が過大な場合には見直しを促している。	③学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を各学校に対して促している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
静岡県	清水町		○			
静岡県	長泉町		○	○		
静岡県	小山町			○		
静岡県	吉田町	○	○			
静岡県	川根本町					○
静岡県	森町					○
愛知県	豊橋市	○				
愛知県	岡崎市					○
愛知県	一宮市	○		○		
愛知県	瀬戸市	○				
愛知県	半田市	○				
愛知県	春日井市			○		
愛知県	豊川市					○
愛知県	津島市	○				
愛知県	碧南市	○				
愛知県	刈谷市	○				
愛知県	豊田市	○				
愛知県	安城市					○
愛知県	西尾市	○				
愛知県	蒲郡市	○				
愛知県	犬山市	○				
愛知県	常滑市		○			
愛知県	江南市	○				
愛知県	小牧市					○
愛知県	稲沢市	○		○		
愛知県	新城市	○				
愛知県	東海市					○
愛知県	大府市		○	○		
愛知県	知多市	○				
愛知県	知立市	○				
愛知県	尾張旭市					○
愛知県	高浜市			○		
愛知県	岩倉市					○
愛知県	豊明市					○
愛知県	日進市	○		○		
愛知県	田原市			○		
愛知県	愛西市					○
愛知県	清須市					○
愛知県	北名古屋					○
愛知県	弥富市			○		
愛知県	みよし市	○	○	○		
愛知県	あま市			○		
愛知県	長久手市		○	○		
愛知県	東郷町	○				
愛知県	豊山町					○
愛知県	大口町		○			
愛知県	扶桑町		○			
愛知県	大治町			○		
愛知県	蟹江町	○				
愛知県	飛島村	○				
愛知県	阿久比町			○		
愛知県	東浦町	○	○	○		
愛知県	南知多町			○		
愛知県	美浜町			○		
愛知県	武豊町					○
愛知県	幸田町	○		○		
愛知県	設楽町					○
愛知県	東栄町					○
愛知県	豊根村					○
三重県	津市	○	○	○		
三重県	四日市市	○		○		



都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について				
		(3)学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し				
		①教育委員会として学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握し、計画の整理・合理化を進めている。	②標準授業時数を大幅に上回る授業時数を設定した年間指導計画を作成している学校に対し、その時数が過大な場合には見直しを促している。	③学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を各学校に対して促している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
三重県	伊勢市		○	○		
三重県	松阪市		○	○		
三重県	桑名市					○
三重県	鈴鹿市					○
三重県	名張市	○		○		
三重県	尾鷲市			○		
三重県	亀山市	○				
三重県	鳥羽市	○				
三重県	熊野市			○		
三重県	いなべ市					○
三重県	志摩市			○		
三重県	伊賀市			○		
三重県	木曾岬町					○
三重県	東員町	○				
三重県	菟野町	○				
三重県	朝日町					○
三重県	川越町		○			
三重県	多気町	○				
三重県	明和町					○
三重県	大台町	○	○	○		
三重県	玉城町	○				
三重県	度会町	○				
三重県	大紀町					○
三重県	南伊勢町	○				
三重県	紀北町		○			
三重県	御浜町	○	○	○		
三重県	紀宝町	○				
滋賀県	大津市	○		○		
滋賀県	彦根市	○				
滋賀県	長浜市	○				
滋賀県	近江八幡市					○
滋賀県	草津市	○	○	○		
滋賀県	守山市	○		○		
滋賀県	栗東市	○				
滋賀県	甲賀市	○				
滋賀県	野洲市	○				
滋賀県	湖南市	○				
滋賀県	高島市	○				
滋賀県	東近江市					○
滋賀県	米原市			○		
滋賀県	日野町	○		○		
滋賀県	竜王町	○		○		
滋賀県	愛荘町		○			
滋賀県	豊郷町		○			
滋賀県	甲良町			○		
滋賀県	多賀町			○		
京都府	福知山市		○	○		
京都府	舞鶴市					○
京都府	綾部市					○
京都府	宇治市	○	○			
京都府	宮津市	○	○			
京都府	亀岡市					○
京都府	城陽市					○
京都府	向日市	○	○			
京都府	長岡京市					○
京都府	八幡市					○
京都府	京田辺市					○
京都府	京丹後市					○
京都府	南丹市					○
京都府	木津川市		○	○		
京都府	大山崎町					○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について				
		(3)学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し				
		①教育委員会として学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握し、計画の整理・合理化を進めている。	②標準授業時数を大幅に上回る授業時数を設定した年間指導計画を作成している学校に対し、その時数が過大な場合には見直しを促している。	③学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を各学校に対して促している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
京都府	久御山町	○				
京都府	井手町	○	○	○		
京都府	宇治田原町	○				
京都府	精華町	○				
京都府	京丹波町		○			
京都府	伊根町	○				
京都府	与謝野町	○				
京都府	相楽東部広域連合		○			
大阪府	岸和田市	○		○		
大阪府	豊中市	○	○	○		
大阪府	池田市		○			
大阪府	吹田市	○	○			
大阪府	泉大津市					○
大阪府	高槻市	○	○			
大阪府	貝塚市	○	○			
大阪府	守口市	○	○	○		
大阪府	枚方市					○
大阪府	茨木市			○		
大阪府	八尾市	○	○	○		
大阪府	泉佐野市	○		○		
大阪府	富田林市		○			
大阪府	寝屋川市	○				
大阪府	河内長野市	○	○			
大阪府	松原市					○
大阪府	大東市			○		
大阪府	和泉市	○	○			
大阪府	箕面市	○				
大阪府	柏原市	○	○	○		
大阪府	羽曳野市	○				
大阪府	門真市	○	○			
大阪府	摂津市	○				
大阪府	高石市	○	○			
大阪府	藤井寺市	○				
大阪府	東大阪市	○				
大阪府	泉南市					○
大阪府	四條畷市	○	○	○		
大阪府	交野市	○	○	○		
大阪府	大阪狭山市	○	○			
大阪府	阪南市	○	○			
大阪府	島本町	○				
大阪府	豊能町	○				
大阪府	能勢町		○	○		
大阪府	忠岡町	○				
大阪府	熊取町					○
大阪府	田尻町		○	○		
大阪府	岬町	○				
大阪府	太子町	○	○			
大阪府	河南町					○
大阪府	千早赤阪村	○				
兵庫県	姫路市					○
兵庫県	尼崎市	○				
兵庫県	明石市	○	○	○		
兵庫県	西宮市	○				
兵庫県	洲本市	○		○		
兵庫県	芦屋市	○				
兵庫県	伊丹市	○	○	○		
兵庫県	相生市			○		
兵庫県	豊岡市		○			
兵庫県	加古川市	○				
兵庫県	赤穂市		○			

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について				
		(3)学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し				
		①教育委員会として学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握し、計画の整理・合理化を進めている。	②標準授業時数を大幅に上回る授業時数を設定した年間指導計画を作成している学校に対し、その時数が過大な場合には見直しを促している。	③学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を各学校に対して促している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
兵庫県	西脇市	○	○	○		
兵庫県	宝塚市	○		○		
兵庫県	三木市	○	○	○		
兵庫県	高砂市	○				
兵庫県	川西市			○		
兵庫県	小野市			○		
兵庫県	三田市	○		○		
兵庫県	加西市	○	○	○		
兵庫県	篠山市	○		○		
兵庫県	養父市	○		○		
兵庫県	丹波市	○				
兵庫県	南あわじ市	○		○		
兵庫県	朝来市	○		○		
兵庫県	淡路市	○				
兵庫県	宍粟市	○		○		
兵庫県	加東市			○		
兵庫県	たつの市	○	○	○		
兵庫県	猪名川町	○	○	○		
兵庫県	多可町	○	○	○		
兵庫県	稲美町	○		○		
兵庫県	播磨町			○		
兵庫県	市川町		○			
兵庫県	福崎町	○				
兵庫県	神河町	○				
兵庫県	太子町			○		
兵庫県	上郡町	○	○			
兵庫県	佐用町	○		○		
兵庫県	香美町					○
兵庫県	新温泉町	○		○		
奈良県	奈良市		○	○		
奈良県	大和高田市	○	○			
奈良県	大和郡山市					○
奈良県	天理市	○				
奈良県	橿原市					○
奈良県	桜井市			○		
奈良県	五條市					○
奈良県	御所市		○			
奈良県	生駒市	○				
奈良県	香芝市	○				
奈良県	葛城市					○
奈良県	宇陀市		○		○	
奈良県	山添村					○
奈良県	平群町					○
奈良県	三郷町					○
奈良県	斑鳩町	○				
奈良県	安堵町					○
奈良県	川西町					○
奈良県	三宅町					○
奈良県	田原本町					○
奈良県	曾爾村					○
奈良県	御杖村					○
奈良県	高取町	○	○			
奈良県	明日香村					○
奈良県	上牧町	○	○			
奈良県	王寺町					○
奈良県	広陵町					○
奈良県	河合町					○
奈良県	吉野町			○		
奈良県	大淀町					○
奈良県	下市町					○
奈良県	黒滝村					○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について				
		(3)学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し				
		①教育委員会として学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握し、計画の整理・合理化を進めている。	②標準授業時数を大幅に上回る授業時数を設定した年間指導計画を作成している学校に対し、その時数が過大な場合には見直しを促している。	③学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を各学校に対して促している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
奈良県	天川村					○
奈良県	野迫川村	○				
奈良県	十津川村					○
奈良県	下北山村	○				
奈良県	上北山村					○
奈良県	川上村			○		
奈良県	東吉野村					○
奈良県	川西町・三宅町式下中学校組合					○
和歌山県	和歌山市					○
和歌山県	海南市			○		
和歌山県	橋本市					○
和歌山県	有田市					○
和歌山県	御坊市	○				
和歌山県	田辺市	○				
和歌山県	新宮市		○			
和歌山県	紀の川市		○			
和歌山県	岩出市		○	○		
和歌山県	紀美野町					○
和歌山県	かつらぎ町					○
和歌山県	九度山町					○
和歌山県	高野町	○				
和歌山県	湯浅町	○	○	○		
和歌山県	広川町					○
和歌山県	有田川町	○				
和歌山県	美浜町					○
和歌山県	日高町					○
和歌山県	由良町					○
和歌山県	印南町	○				
和歌山県	みなべ町					○
和歌山県	日高川町					○
和歌山県	白浜町	○				
和歌山県	上富田町	○				
和歌山県	すさみ町	○				
和歌山県	那智勝浦町	○				
和歌山県	太地町	○				
和歌山県	古座川町	○				
和歌山県	北山村					○
和歌山県	串本町					○
鳥取県	鳥取市			○		
鳥取県	米子市	○				
鳥取県	倉吉市			○		
鳥取県	境港市					○
鳥取県	岩美町					○
鳥取県	若桜町					○
鳥取県	智頭町					○
鳥取県	八頭町	○				
鳥取県	三朝町	○				
鳥取県	湯梨浜町					○
鳥取県	琴浦町	○				
鳥取県	北栄町					○
鳥取県	日吉津村					○
鳥取県	大山町	○	○			
鳥取県	南部町	○	○	○		
鳥取県	伯耆町			○		
鳥取県	日南町					○
鳥取県	日野町					○
鳥取県	江府町					○
島根県	松江市		○			
島根県	浜田市					○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について				
		(3)学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し				
		①教育委員会として学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握し、計画の整理・合理化を進めている。	②標準授業時数を大幅に上回る授業時数を設定した年間指導計画を作成している学校に対し、その時数が過大な場合には見直しを促している。	③学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を各学校に対して促している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
島根県	出雲市					○
島根県	益田市		○			
島根県	大田市				○	
島根県	安来市	○	○			
島根県	江津市		○			
島根県	雲南市	○				
島根県	奥出雲町					○
島根県	飯南町		○			
島根県	川本町					○
島根県	美郷町					○
島根県	邑南町					○
島根県	津和野町		○			
島根県	吉賀町					○
島根県	海士町	○				
島根県	西ノ島町					○
島根県	知夫村	○				
島根県	隠岐の島町					○
岡山県	倉敷市		○			
岡山県	津山市	○				
岡山県	玉野市			○		
岡山県	笠岡市		○			
岡山県	井原市	○				
岡山県	総社市		○			
岡山県	高梁市	○				
岡山県	新見市	○	○			
岡山県	備前市	○	○			
岡山県	瀬戸内市					○
岡山県	赤磐市	○				
岡山県	真庭市					○
岡山県	美作市					○
岡山県	浅口市	○				
岡山県	和気町			○		
岡山県	早島町	○				
岡山県	里庄町					○
岡山県	矢掛町					○
岡山県	新庄村					○
岡山県	鏡野町			○		
岡山県	勝央町	○	○	○		
岡山県	奈義町			○		
岡山県	西粟倉村				○	
岡山県	久米南町					○
岡山県	美咲町					○
岡山県	吉備中央町	○	○			
広島県	呉市	○				
広島県	竹原市					○
広島県	三原市	○				
広島県	尾道市	○	○	○		
広島県	福山市	○	○	○		
広島県	府中市	○				
広島県	三次市	○	○	○		
広島県	庄原市	○		○		
広島県	大竹市	○				
広島県	東広島市	○	○	○		
広島県	廿日市市	○				
広島県	安芸高田市		○	○		
広島県	江田島市	○				
広島県	府中町					○
広島県	海田町	○				
広島県	熊野町	○				
広島県	坂町					○
広島県	安芸太田町	○		○		

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について				
		(3)学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し				
		①教育委員会として学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握し、計画の整理・合理化を進めている。	②標準授業時数を大幅に上回る授業時数を設定した年間指導計画を作成している学校に対し、その時数が過大な場合には見直しを促している。	③学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を各学校に対して促している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
広島県	北広島町			○		
広島県	大崎上島町		○	○		
広島県	世羅町	○	○	○		
広島県	神石高原町					○
山口県	下関市					○
山口県	宇部市	○	○	○		
山口県	山口市	○	○	○		
山口県	萩市	○				
山口県	防府市	○	○	○		
山口県	下松市		○	○		
山口県	岩国市		○	○		
山口県	光市	○	○	○		
山口県	長門市					○
山口県	柳井市	○				
山口県	美祢市					○
山口県	周南市	○	○			
山口県	山陽小野田市	○	○	○		
山口県	周防大島町	○	○	○		
山口県	和木町	○				
山口県	上関町					○
山口県	田布施町					○
山口県	平生町	○				
山口県	阿武町	○		○		
徳島県	徳島市		○			
徳島県	鳴門市					○
徳島県	小松島市		○			
徳島県	阿南市		○			
徳島県	吉野川市	○	○	○		
徳島県	阿波市					○
徳島県	美馬市	○	○	○		
徳島県	三好市					○
徳島県	勝浦町	○				
徳島県	上勝町					○
徳島県	佐那河内村					○
徳島県	石井町					○
徳島県	神山町				○	
徳島県	那賀町					○
徳島県	牟岐町					○
徳島県	美波町					○
徳島県	海陽町			○		
徳島県	松茂町	○		○		
徳島県	北島町		○			
徳島県	藍住町					○
徳島県	板野町	○				
徳島県	上板町	○				
徳島県	つるぎ町			○		
徳島県	東みよし町	○				
香川県	高松市			○		
香川県	丸亀市		○			
香川県	坂出市	○				
香川県	善通寺市					○
香川県	観音寺市					○
香川県	さぬき市	○				
香川県	東かがわ市	○				
香川県	三豊市	○	○			
香川県	土庄町	○	○	○		
香川県	小豆島町	○				
香川県	三木町					○
香川県	直島町					○
香川県	宇多津町	○				

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について				
		(3)学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し				
		①教育委員会として学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握し、計画の整理・合理化を進めている。	②標準授業時数を大幅に上回る授業時数を設定した年間指導計画を作成している学校に対し、その時数が過大な場合には見直しを促している。	③学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を各学校に対して促している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
香川県	綾川町	○				
香川県	琴平町	○				
香川県	多度津町					○
香川県	まんのう町					○
愛媛県	松山市		○	○		
愛媛県	今治市		○			
愛媛県	宇和島市		○			
愛媛県	八幡浜市	○	○	○		
愛媛県	新居浜市	○				
愛媛県	西条市					○
愛媛県	大洲市			○		
愛媛県	伊予市	○	○			
愛媛県	四国中央市		○			
愛媛県	西予市	○				
愛媛県	東温市					○
愛媛県	上島町					○
愛媛県	久万高原町					○
愛媛県	松前町			○		
愛媛県	砥部町					○
愛媛県	内子町					○
愛媛県	伊方町					○
愛媛県	松野町	○				
愛媛県	鬼北町					○
愛媛県	愛南町	○		○		
高知県	高知市	○				
高知県	室戸市	○				
高知県	安芸市	○				
高知県	南国市					○
高知県	土佐市			○		
高知県	須崎市		○	○		
高知県	宿毛市					○
高知県	土佐清水市	○				
高知県	四万十市					○
高知県	香南市					○
高知県	香美市		○			
高知県	東洋町			○		
高知県	奈半利町	○				
高知県	田野町	○				
高知県	安田町					○
高知県	北川村					○
高知県	馬路村					○
高知県	芸西村					○
高知県	本山町		○			
高知県	大豊町					○
高知県	土佐町	○				
高知県	大川村	○		○		
高知県	いの町	○				
高知県	仁淀川町	○				
高知県	中土佐町					○
高知県	佐川町					○
高知県	越知町			○		
高知県	梶原町	○	○			
高知県	日高村	○				
高知県	津野町	○				
高知県	四万十町					○
高知県	大月町					○
高知県	三原村		○			
高知県	黒潮町					○
福岡県	大牟田市	○	○			
福岡県	久留米市		○	○		
福岡県	直方市	○	○			

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について				
		(3)学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し				
		①教育委員会として学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握し、計画の整理・合理化を進めている。	②標準授業時数を大幅に上回る授業時数を設定した年間指導計画を作成している学校に対し、その時数が過大な場合には見直しを促している。	③学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を各学校に対して促している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
福岡県	飯塚市	○	○			
福岡県	田川市	○				
福岡県	柳川市	○	○			
福岡県	八女市	○	○	○		
福岡県	筑後市		○			
福岡県	大川市					○
福岡県	行橋市		○			
福岡県	豊前市	○				
福岡県	中間市			○		
福岡県	小郡市	○	○	○		
福岡県	筑紫野市					○
福岡県	春日市					○
福岡県	大野城市		○			
福岡県	宗像市	○				
福岡県	太宰府市	○	○			
福岡県	古賀市		○			
福岡県	福津市	○				
福岡県	うきは市	○				
福岡県	宮若市	○	○			
福岡県	嘉麻市	○				
福岡県	朝倉市	○	○			
福岡県	みやま市		○			
福岡県	糸島市			○		
福岡県	那珂川町	○				
福岡県	宇美町	○				
福岡県	篠栗町					○
福岡県	志免町	○	○	○		
福岡県	須恵町	○				
福岡県	新宮町	○	○	○		
福岡県	久山町		○			
福岡県	粕屋町	○		○		
福岡県	芦屋町	○				
福岡県	水巻町					○
福岡県	岡垣町					○
福岡県	遠賀町					○
福岡県	小竹町	○				
福岡県	鞍手町		○			
福岡県	桂川町	○				
福岡県	筑前町			○		
福岡県	東峰村	○				
福岡県	大刀洗町					○
福岡県	大木町					○
福岡県	広川町		○			
福岡県	香春町		○			
福岡県	添田町	○				
福岡県	糸田町	○	○			
福岡県	川崎町		○			
福岡県	大任町	○	○	○		
福岡県	赤村					○
福岡県	福智町					○
福岡県	苅田町	○				
福岡県	みやこ町					○
福岡県	吉富町	○				
福岡県	上毛町	○				
福岡県	築上町					○
佐賀県	佐賀市	○		○		
佐賀県	唐津市		○			
佐賀県	鳥栖市					○
佐賀県	多久市	○	○			
佐賀県	伊万里市	○				
佐賀県	武雄市					○



都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について (3)学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し				
		①教育委員会として学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握し、計画の整理・合理化を進めている。	②標準授業時数を大幅に上回る授業時数を設定した年間指導計画を作成している学校に対し、その時数が過大な場合には見直しを促している。	③学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を各学校に対して促している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
佐賀県	鹿島市		○			
佐賀県	小城市	○				
佐賀県	嬉野市					○
佐賀県	神埼市	○				
佐賀県	吉野ヶ里町	○				
佐賀県	基山町	○	○			
佐賀県	上峰町					○
佐賀県	みやき町			○		
佐賀県	玄海町	○				
佐賀県	有田町	○		○		
佐賀県	大町町	○				
佐賀県	江北町					○
佐賀県	白石町	○		○		
佐賀県	太良町					○
長崎県	長崎市	○	○	○		
長崎県	佐世保市	○		○		
長崎県	島原市					○
長崎県	諫早市	○	○	○		
長崎県	大村市					○
長崎県	平戸市		○	○		
長崎県	松浦市		○	○		
長崎県	対馬市					○
長崎県	壱岐市			○		
長崎県	五島市	○	○			
長崎県	西海市			○		
長崎県	雲仙市			○		
長崎県	南島原市			○		
長崎県	長与町		○			
長崎県	時津町			○		
長崎県	東彼杵町	○				
長崎県	川棚町					○
長崎県	波佐見町			○		
長崎県	小値賀町					○
長崎県	佐々町			○		
長崎県	新上五島町	○	○			
熊本県	八代市		○	○		
熊本県	人吉市		○			
熊本県	荒尾市	○	○			
熊本県	水俣市					○
熊本県	玉名市					○
熊本県	山鹿市	○				
熊本県	菊池市	○				
熊本県	宇土市	○	○			
熊本県	上天草市	○	○	○		
熊本県	宇城市	○				
熊本県	阿蘇市			○		
熊本県	天草市			○		
熊本県	合志市	○				
熊本県	美里町					○
熊本県	玉東町	○		○		
熊本県	南関町			○		
熊本県	長洲町					○
熊本県	和水町	○				
熊本県	大津町		○			
熊本県	菊陽町	○		○		
熊本県	南小国町	○				
熊本県	小国町					○
熊本県	産山村					○
熊本県	高森町	○				
熊本県	西原村					○
熊本県	南阿蘇村	○				

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について				
		(3)学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し				
		①教育委員会として学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握し、計画の整理・合理化を進めている。	②標準授業時数を大幅に上回る授業時数を設定した年間指導計画を作成している学校に対し、その時数が過大な場合には見直しを促している。	③学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を各学校に対して促している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
熊本県	御船町					○
熊本県	嘉島町					○
熊本県	益城町					○
熊本県	甲佐町					○
熊本県	山都町					○
熊本県	氷川町	○				
熊本県	芦北町					○
熊本県	津奈木町					○
熊本県	錦町	○	○			
熊本県	多良木町					○
熊本県	湯前町					○
熊本県	水上村		○			
熊本県	相良村	○				
熊本県	五木村					○
熊本県	山江村	○				
熊本県	球磨村					○
熊本県	あさぎり町		○			
熊本県	苓北町					○
大分県	大分市	○	○	○		
大分県	別府市	○				
大分県	中津市			○		
大分県	日田市	○				
大分県	佐伯市	○				
大分県	臼杵市	○		○		
大分県	津久見市					○
大分県	竹田市					○
大分県	豊後高田市	○	○			
大分県	杵築市	○				
大分県	宇佐市	○		○		
大分県	豊後大野市	○		○		
大分県	由布市					○
大分県	国東市	○		○		
大分県	姫島村					○
大分県	日出町					○
大分県	九重町	○	○	○		
大分県	玖珠町			○		
宮崎県	宮崎市			○		
宮崎県	都城市	○				
宮崎県	延岡市					○
宮崎県	日南市	○				
宮崎県	小林市		○	○		
宮崎県	日向市					○
宮崎県	串間市					○
宮崎県	西都市					○
宮崎県	えびの市	○	○			
宮崎県	三股町	○	○	○		
宮崎県	高原町	○				
宮崎県	国富町					○
宮崎県	綾町					○
宮崎県	高鍋町			○		
宮崎県	新富町					○
宮崎県	西米良村					○
宮崎県	木城町	○				
宮崎県	川南町					○
宮崎県	都農町	○				
宮崎県	門川町					○
宮崎県	諸塚村					○
宮崎県	椎葉村	○		○		
宮崎県	美郷町	○				
宮崎県	高千穂町					○
宮崎県	日之影町	○		○		

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について				
		(3)学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し				
		①教育委員会として学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握し、計画の整理・合理化を進めている。	②標準授業時数を大幅に上回る授業時数を設定した年間指導計画を作成している学校に対し、その時数が過大な場合には見直しを促している。	③学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を各学校に対して促している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
宮崎県	五ヶ瀬町	○				
鹿児島県	鹿児島市	○				
鹿児島県	鹿屋市	○		○		
鹿児島県	枕崎市		○			
鹿児島県	阿久根市		○	○		
鹿児島県	出水市		○	○		
鹿児島県	指宿市			○		
鹿児島県	西之表市					○
鹿児島県	垂水市			○		
鹿児島県	薩摩川内市	○	○	○		
鹿児島県	日置市			○		
鹿児島県	曾於市	○				
鹿児島県	霧島市	○				
鹿児島県	いちき串木野市	○	○			
鹿児島県	南さつま市	○				
鹿児島県	志布志市	○				
鹿児島県	奄美市		○	○		
鹿児島県	南九州市	○		○		
鹿児島県	伊佐市	○	○	○		
鹿児島県	始良市			○		
鹿児島県	三島村	○				
鹿児島県	十島村			○		
鹿児島県	さつま町	○	○	○		
鹿児島県	長島町		○			
鹿児島県	湧水町			○		
鹿児島県	大崎町	○	○	○		
鹿児島県	東串良町			○		
鹿児島県	錦江町	○	○	○		
鹿児島県	南大隅町	○		○		
鹿児島県	肝付町	○		○		
鹿児島県	中種子町		○	○		
鹿児島県	南種子町	○				
鹿児島県	屋久島町			○		
鹿児島県	大和村					○
鹿児島県	宇検村	○		○		
鹿児島県	瀬戸内町			○		
鹿児島県	龍郷町	○	○	○		
鹿児島県	喜界町	○	○	○		
鹿児島県	徳之島町	○	○	○		
鹿児島県	天城町	○				
鹿児島県	伊仙町		○	○		
鹿児島県	和泊町	○				
鹿児島県	知名町					○
鹿児島県	与論町		○	○		
沖縄県	那覇市					○
沖縄県	宜野湾市	○				
沖縄県	石垣市		○			
沖縄県	浦添市	○				
沖縄県	名護市	○				
沖縄県	糸満市	○				
沖縄県	沖縄市	○				
沖縄県	豊見城市	○				
沖縄県	うるま市	○				
沖縄県	宮古島市			○		
沖縄県	南城市			○		
沖縄県	国頭村					○
沖縄県	大宜味村			○		
沖縄県	東村			○		
沖縄県	今帰仁村	○				
沖縄県	本部町	○				

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について				
		(3)学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し				
		①教育委員会として学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握し、計画の整理・合理化を進めている。	②標準授業時数を大幅に上回る授業時数を設定した年間指導計画を作成している学校に対し、その時数が過大な場合には見直しを促している。	③学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を各学校に対して促している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
沖縄県	恩納村					○
沖縄県	宜野座村					○
沖縄県	金武町					○
沖縄県	伊江村	○		○		
沖縄県	読谷村	○		○		
沖縄県	嘉手納町	○		○		
沖縄県	北谷町	○				
沖縄県	北中城村	○	○			
沖縄県	中城村	○				
沖縄県	西原町			○		
沖縄県	与那原町	○				
沖縄県	南風原町			○		
沖縄県	渡嘉敷村					○
沖縄県	座間味村	○		○		
沖縄県	粟国村	○				
沖縄県	渡名喜村					○
沖縄県	南大東村					○
沖縄県	北大東村	○				
沖縄県	伊平屋村	○				
沖縄県	伊是名村	○				
沖縄県	久米島町					○
沖縄県	八重瀬町	○	○			
沖縄県	多良間村	○				
沖縄県	竹富町	○				
沖縄県	与那国町	○				
合計		787	424	429	16	570

都道府県名	市区町村名	問2 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定について									
		(1)勤務時間管理や適正な勤務時間の設定に向けて、所管する学校に対して取り組んでいる内容						(2)教師の勤務時間管理の方法について			
		①通常の勤務時間以外の時間帯に「超勤4項目」以外の業務を命ずる場合は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講じている。	②勤務時間外における保護者や外部からの問合せ等に備えた留守番電話の設置や、メールによる連絡対応の体制を整備している。	③学校閉庁日を設定している。	④適正な勤務時間の設定に係る取組について、PTA等の協力も得るため、必要な要請等を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①ICTの活用やタイムカードなどにより、勤務時間を客観的に把握している。	②校長等が現認することにより、勤怠管理の状況を確認している。	③本人からの自己申告により管理している。	④その他
北海道	函館市	○		○	○				○		
北海道	小樽市	○							○	○	
北海道	旭川市					○			○	○	
北海道	室蘭市	○		○	○				○	○	
北海道	釧路市					○			○	○	
北海道	帯広市	○						○	○		
北海道	北見市	○							○		
北海道	夕張市					○			○		
北海道	岩見沢市	○							○		
北海道	網走市	○		○	○				○		
北海道	留萌市	○		○					○		
北海道	苫小牧市	○		○					○		
北海道	稚内市							○	○		
北海道	美唄市	○							○		
北海道	芦別市	○								○	
北海道	江別市	○		○					○		
北海道	赤平市					○			○		
北海道	紋別市							○	○		
北海道	士別市							○	○		
北海道	名寄市	○		○					○		
北海道	三笠市							○		○	
北海道	根室市							○	○	○	
北海道	千歳市			○					○		
北海道	滝川市			○					○		
北海道	砂川市			○					○		
北海道	歌志内市			○					○		
北海道	深川市	○						○	○		
北海道	富良野市	○			○				○		
北海道	登別市		○	○					○		
北海道	恵庭市							○	○		
北海道	伊達市			○							○
北海道	北広島市	○								○	
北海道	石狩市	○		○					○	○	
北海道	北斗市	○							○		
北海道	当別町	○							○	○	
北海道	新篠津村							○	○		
北海道	松前町							○	○	○	
北海道	福島町							○		○	
北海道	知内町			○					○		
北海道	木古内町	○							○		
北海道	七飯町	○							○		
北海道	鹿部町			○					○		
北海道	森町							○	○		
北海道	八雲町	○		○	○					○	
北海道	長万部町							○	○	○	
北海道	江差町	○		○					○	○	
北海道	上ノ国町			○					○		
北海道	厚沢部町	○		○					○		
北海道	乙部町							○	○		
北海道	奥尻町			○					○		
北海道	今金町			○					○	○	
北海道	せたな町					○			○	○	
北海道	島牧村	○			○				○		
北海道	寿都町							○		○	
北海道	黒松内町							○	○		
北海道	蘭越町							○		○	
北海道	二セコ町							○	○	○	
北海道	真狩村					○			○		
北海道	留寿都村	○							○		
北海道	喜茂別町			○					○		
北海道	京極町	○		○					○		

都道府県名	市区町村名	問2 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定について									
		(1)勤務時間管理や適正な勤務時間の設定に向けて、所管する学校に対して取り組んでいる内容					(2)教師の勤務時間管理の方法について				
		①通常の勤務時間以外の時間帯に「超勤4項目」以外の業務を命ずる場合は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講じている。	②勤務時間外における保護者や外部からの問合せ等に備えた留守番電話の設置や、メールによる連絡対応の体制を整備している。	③学校閉庁日を設定している。	④適正な勤務時間の設定に係る取組について、PTA等の協力も得るため、必要な要請等を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①ICTの活用やタイムカードなどにより、勤務時間を客観的に把握している。	②校長等が現認することにより、勤怠管理の状況を確認している。	③本人からの自己申告により管理している。	④その他
北海道	倶知安町					○			○		
北海道	共和町				○	○			○	○	
北海道	岩内町		○						○	○	
北海道	泊村			○					○		
北海道	神恵内村						○			○	
北海道	積丹町						○		○		
北海道	古平町						○			○	
北海道	仁木町					○			○	○	
北海道	余市町						○		○		
北海道	赤井川村		○	○	○				○	○	
北海道	南幌町					○			○		
北海道	奈井江町	○							○		
北海道	上砂川町						○			○	
北海道	由仁町						○		○		
北海道	長沼町			○						○	
北海道	栗山町			○					○		
北海道	月形町						○		○	○	
北海道	浦臼町						○		○		
北海道	新十津川町			○					○		
北海道	妹背牛町						○		○		
北海道	秩父別町						○		○	○	
北海道	雨竜町	○							○		
北海道	北竜町					○			○		
北海道	沼田町	○	○				○		○		
北海道	鷹栖町			○					○		
北海道	東神楽町	○		○					○		
北海道	当麻町			○						○	
北海道	比布町		○				○			○	
北海道	愛別町						○		○		
北海道	上川町						○		○	○	
北海道	東川町						○		○		
北海道	美瑛町						○		○		
北海道	上富良野町	○							○		
北海道	中富良野町	○		○					○		
北海道	南富良野町						○		○	○	
北海道	占冠村			○					○		
北海道	和寒町			○						○	
北海道	剣淵町	○		○						○	
北海道	下川町			○					○		
北海道	美深町			○					○		
北海道	音威子府村			○					○		
北海道	中川町			○					○		
北海道	幌加内町						○		○		
北海道	増毛町						○	○			
北海道	小平町				○				○		
北海道	苫前町			○			○				
北海道	羽幌町						○		○		
北海道	初山別村						○	○		○	
北海道	遠別町						○		○	○	
北海道	天塩町						○			○	
北海道	猿払村			○					○		
北海道	浜頓別町			○						○	
北海道	中頓別町			○					○		
北海道	枝幸町	○	○	○		○			○	○	
北海道	豊富町			○					○		
北海道	礼文町						○			○	
北海道	利尻町						○		○		
北海道	利尻富士町						○		○		
北海道	幌延町			○		○			○		
北海道	美幌町			○					○		
北海道	津別町						○				

都道府県名	市区町村名	問2 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定について									
		(1)勤務時間管理や適正な勤務時間の設定に向けて、所管する学校に対して取り組んでいる内容					(2)教師の勤務時間管理の方法について				
		①通常の勤務時間以外の時間帯に「超勤4項目」以外の業務を命ずる場合は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講じている。	②勤務時間外における保護者や外部からの問合せ等に備えた留守番電話の設置や、メールによる連絡対応の体制を整備している。	③学校閉庁日を設定している。	④適正な勤務時間の設定に係る取組について、PTA等の協力も得るため、必要な要請等を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①ICTの活用やタイムカードなどにより、勤務時間を客観的に把握している。	②校長等が現認することにより、勤怠管理の状況を確認している。	③本人からの自己申告により管理している。	④その他
北海道	斜里町			○				○	○		
北海道	清里町			○				○			
北海道	小清水町					○		○		○	
北海道	訓子府町			○				○			
北海道	置戸町			○				○			
北海道	佐呂間町						○	○			
北海道	遠軽町	○		○				○	○		
北海道	湧別町	○		○				○			
北海道	滝上町						○	○	○		
北海道	興部町						○	○			
北海道	西興部村			○				○			
北海道	雄武町						○	○			
北海道	大空町						○	○			
北海道	豊浦町			○				○			
北海道	壮瞥町	○		○				○			
北海道	白老町	○		○				○			
北海道	厚真町			○				○			
北海道	洞爺湖町	○		○				○	○		
北海道	安平町			○				○			
北海道	むかわ町		○					○			
北海道	日高町						○	○			
北海道	平取町	○		○				○			
北海道	新冠町	○		○				○			
北海道	浦河町						○	○			
北海道	様似町	○						○			
北海道	えりも町			○				○			
北海道	新ひだか町	○		○				○	○		
北海道	音更町						○	○			
北海道	士幌町	○		○				○			
北海道	上士幌町	○						○			
北海道	鹿追町	○						○			
北海道	新得町	○						○			
北海道	清水町	○	○					○			
北海道	芽室町						○	○	○		
北海道	中札内村	○	○	○	○			○			
北海道	更別村	○			○			○	○		
北海道	大樹町			○				○	○		
北海道	広尾町		○					○	○		
北海道	幕別町			○				○			
北海道	池田町			○				○			
北海道	豊頃町	○						○			
北海道	本別町						○	○			
北海道	足寄町			○	○			○		○	
北海道	陸別町			○				○			
北海道	浦幌町	○						○			
北海道	釧路町	○						○			
北海道	厚岸町		○					○	○		
北海道	浜中町	○						○			
北海道	標茶町	○						○			
北海道	弟子屈町		○					○	○		
北海道	鶴居村	○	○					○	○		
北海道	白糠町	○						○			
北海道	別海町	○						○			
北海道	中標津町	○						○			
北海道	標津町			○				○			
北海道	羅臼町			○				○	○		
青森県	青森市			○				○			
青森県	弘前市				○			○			
青森県	八戸市	○		○				○			
青森県	黒石市			○				○			
青森県	五所川原市			○				○			

都道府県名	市区町村名	問2 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定について									
		(1)勤務時間管理や適正な勤務時間の設定に向けて、所管する学校に対して取り組んでいる内容					(2)教師の勤務時間管理の方法について				
		①通常の勤務時間以外の時間帯に「超勤4項目」以外の業務を命ずる場合は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講じている。	②勤務時間外における保護者や外部からの問合せ等に備えた留守番電話の設置や、メールによる連絡対応の体制を整備している。	③学校閉庁日を設定している。	④適正な勤務時間の設定に係る取組について、PTA等の協力も得るため、必要な要請等を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①ICTの活用やタイムカードなどにより、勤務時間を客観的に把握している。	②校長等が現認することにより、勤怠管理の状況を確認している。	③本人からの自己申告により管理している。	④その他
青森県	十和田市			○				○			
青森県	三沢市	○	○	○				○			
青森県	むつ市			○				○	○		
青森県	つがる市			○				○			
青森県	平川市			○				○			
青森県	平内町					○				○	
青森県	今別町						○	○			
青森県	蓬田村				○			○			
青森県	外ヶ浜町					○		○		○	
青森県	鱒ヶ沢町			○				○			
青森県	深浦町			○					○		
青森県	西目屋村	○						○			
青森県	藤崎町		○	○				○			
青森県	大鰐町						○			○	
青森県	田舎館村			○				○			
青森県	板柳町			○					○		
青森県	鶴田町						○	○			
青森県	中泊町		○							○	
青森県	野辺地町			○					○		
青森県	七戸町						○	○			
青森県	六戸町						○	○			
青森県	横浜町		○					○			
青森県	東北町						○	○			
青森県	六ヶ所村						○		○		
青森県	おいらせ町						○			○	
青森県	大間町	○			○			○			
青森県	東通村	○						○			
青森県	風間浦村						○	○			
青森県	佐井村						○			○	
青森県	三戸町						○	○			
青森県	五戸町						○	○			
青森県	田子町					○		○	○		
青森県	南部町			○		○			○		
青森県	階上町			○				○			
青森県	新郷村	○		○				○			
岩手県	盛岡市			○					○		
岩手県	宮古市						○		○		
岩手県	大船渡市						○	○	○		
岩手県	花巻市		○						○		
岩手県	北上市						○		○		
岩手県	久慈市			○	○					○	
岩手県	遠野市	○						○	○		
岩手県	一関市			○	○			○			
岩手県	陸前高田市	○						○	○		
岩手県	釜石市			○				○			
岩手県	二戸市	○		○				○	○		
岩手県	八幡平市					○		○			
岩手県	奥州市			○					○		
岩手県	滝沢市					○		○		○	
岩手県	雫石町			○					○		
岩手県	葛巻町						○		○		
岩手県	岩手町	○							○		
岩手県	紫波町	○						○	○		
岩手県	矢巾町						○		○	○	
岩手県	西和賀町					○			○		
岩手県	金ヶ崎町			○				○	○		
岩手県	平泉町		○	○					○		
岩手県	住田町						○		○		
岩手県	大槌町		○	○				○	○		
岩手県	山田町			○					○		
岩手県	岩泉町						○		○		



都道府県名	市区町村名	問2 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定について																		
		(1)勤務時間管理や適正な勤務時間の設定に向けて、所管する学校に対して取り組んでいる内容					(2)教師の勤務時間管理の方法について													
		①通常の勤務時間以外の時間帯に「超勤4項目」以外の業務を命ずる場合は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講じている。	②勤務時間外における保護者や外部からの問合せ等に備えた留守番電話の設置や、メールによる連絡対応の体制を整備している。	③学校閉庁日を設定している。	④適正な勤務時間の設定に係る取組について、PTA等の協力も得るため、必要な要請等を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①ICTの活用やタイムカードなどにより、勤務時間を客観的に把握している。	②校長等が現認することにより、勤怠管理の状況を確認している。	③本人からの自己申告により管理している。	④その他									
岩手県	田野畑村						○	○												
岩手県	普代村			○															○	
岩手県	軽米町									○				○						
岩手県	野田村			○									○							
岩手県	九戸村						○						○							
岩手県	洋野町			○															○	
岩手県	一戸町		○	○																○
宮城県	石巻市	○	○	○										○	○					
宮城県	塩竈市	○		○									○	○						
宮城県	気仙沼市	○		○									○	○						
宮城県	白石市									○				○	○					
宮城県	名取市	○		○									○	○						
宮城県	角田市						○						○	○						
宮城県	多賀城市	○		○									○	○						
宮城県	岩沼市	○	○	○	○						○		○	○						
宮城県	登米市	○		○									○	○						
宮城県	栗原市	○																	○	
宮城県	東松島市	○		○															○	○
宮城県	大崎市	○		○															○	
宮城県	富谷市			○															○	
宮城県	蔵王町									○			○							
宮城県	七ヶ宿町			○								○								
宮城県	大河原町	○	○									○								
宮城県	村田町									○			○							
宮城県	柴田町			○									○	○						
宮城県	川崎町			○									○	○				○		
宮城県	丸森町			○									○							
宮城県	亘理町	○											○							
宮城県	山元町			○															○	
宮城県	松島町		○	○															○	
宮城県	七ヶ浜町			○															○	
宮城県	利府町	○											○	○						
宮城県	大和町	○		○									○	○					○	
宮城県	大郷町									○			○	○					○	
宮城県	大衡村	○		○															○	
宮城県	色麻町			○															○	
宮城県	加美町									○			○							
宮城県	涌谷町			○									○							
宮城県	美里町									○			○							
宮城県	女川町			○															○	
宮城県	南三陸町									○			○							
秋田県	秋田市	○																		○
秋田県	能代市	○												○	○				○	
秋田県	横手市	○		○									○	○						
秋田県	大館市			○									○	○					○	
秋田県	男鹿市			○									○	○					○	
秋田県	湯沢市			○															○	
秋田県	鹿角市	○		○															○	
秋田県	由利本荘市	○		○										○	○				○	
秋田県	潟上市	○		○	○								○	○					○	
秋田県	大仙市	○	○	○	○								○	○					○	
秋田県	北秋田市			○									○	○					○	
秋田県	にかほ市	○		○										○	○				○	
秋田県	仙北市			○										○	○				○	
秋田県	小坂町			○										○						
秋田県	上小阿仁村			○										○						
秋田県	藤里町			○										○						
秋田県	三種町		○	○										○						
秋田県	八峰町	○												○	○					
秋田県	五城目町	○		○															○	
秋田県	八郎潟町	○		○									○	○						

		問2 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定について										
都道府県名	市区町村名	(1)勤務時間管理や適正な勤務時間の設定に向けて、所管する学校に対して取り組んでいる内容					(2)教師の勤務時間管理の方法について					
		①通常の勤務時間以外の時間帯に「超勤4項目」以外の業務を命ずる場合は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講じている。	②勤務時間外における保護者や外部からの問合せ等に備えた留守番電話の設置や、メールによる連絡対応の体制を整備している。	③学校閉庁日を設定している。	④適正な勤務時間の設定に係る取組について、PTA等の協力も得るため、必要な要請等を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①ICTの活用やタイムカードなどにより、勤務時間を客観的に把握している。	②校長等が現認することにより、勤怠管理の状況を確認している。	③本人からの自己申告により管理している。	④その他	
秋田県	井川町	○		○					○	○	○	○
秋田県	大潟村			○				○	○	○		
秋田県	美郷町	○								○		
秋田県	羽後町	○		○				○		○		
秋田県	東成瀬村			○					○	○		
山形県	山形市	○		○				○	○	○		
山形県	米沢市			○					○	○		
山形県	鶴岡市	○		○						○		
山形県	酒田市			○								○
山形県	新庄市			○							○	
山形県	寒河江市			○							○	
山形県	上山市			○							○	
山形県	村山市	○		○					○	○		
山形県	長井市	○		○					○	○		
山形県	天童市			○					○			
山形県	東根市			○						○		
山形県	尾花沢市			○							○	
山形県	南陽市	○						○	○			
山形県	山辺町	○		○					○	○		
山形県	中山町	○									○	
山形県	河北町		○	○				○			○	
山形県	西川町			○							○	
山形県	朝日町	○		○						○		
山形県	大江町			○	○			○	○			
山形県	大石田町							○			○	
山形県	金山町	○	○	○	○					○	○	
山形県	最上町	○		○						○		
山形県	舟形町							○		○	○	
山形県	真室川町		○	○							○	
山形県	大蔵村			○							○	
山形県	鮭川村			○				○				
山形県	戸沢村	○		○					○	○		
山形県	高畠町	○		○						○		
山形県	川西町							○		○		
山形県	小国町							○		○		
山形県	白鷹町	○		○							○	
山形県	飯豊町			○						○	○	
山形県	三川町	○	○	○						○	○	
山形県	庄内町	○	○	○						○	○	
山形県	遊佐町			○						○	○	
福島県	福島市	○						○				
福島県	会津若松市	○		○				○				
福島県	郡山市	○		○	○			○	○			
福島県	いわき市	○		○								○
福島県	白河市	○		○				○	○			
福島県	須賀川市	○		○				○	○	○		
福島県	喜多方市	○			○			○	○			
福島県	相馬市	○		○				○				
福島県	二本松市	○		○				○	○			
福島県	田村市			○				○				
福島県	南相馬市	○		○	○			○	○			
福島県	伊達市			○				○	○			
福島県	本宮市	○		○	○			○				
福島県	桑折町			○					○			
福島県	国見町			○				○				
福島県	川俣町		○						○			
福島県	大玉村			○				○				
福島県	鏡石町			○					○			
福島県	天栄村	○		○				○				
福島県	下郷町									○		
福島県	檜枝岐村			○					○			

都道府県名	市区町村名	問2 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定について									
		(1)勤務時間管理や適正な勤務時間の設定に向けて、所管する学校に対して取り組んでいる内容					(2)教師の勤務時間管理の方法について				
		①通常の勤務時間以外の時間帯に「超勤4項目」以外の業務を命ずる場合は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講じている。	②勤務時間外における保護者や外部からの問合せ等に備えた留守番電話の設置や、メールによる連絡対応の体制を整備している。	③学校閉庁日を設定している。	④適正な勤務時間の設定に係る取組について、PTA等の協力も得るため、必要な要請等を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①ICTの活用やタイムカードなどにより、勤務時間を客観的に把握している。	②校長等が現認することにより、勤怠管理の状況を確認している。	③本人からの自己申告により管理している。	④その他
福島県	只見町	○		○	○			○	○		
福島県	南会津町	○		○				○			
福島県	北塩原村						○		○	○	
福島県	西会津町						○	○	○		
福島県	磐梯町	○	○	○				○	○		
福島県	猪苗代町	○						○	○	○	
福島県	会津坂下町			○				○	○		
福島県	湯川村						○			○	
福島県	柳津町			○						○	
福島県	三島町			○					○		
福島県	金山町						○		○		
福島県	昭和村	○							○	○	
福島県	会津美里町			○					○	○	
福島県	西郷村	○	○	○	○			○			
福島県	泉崎村						○	○			
福島県	中島村			○				○			
福島県	矢吹町	○		○				○			
福島県	棚倉町			○				○			
福島県	矢祭町			○				○	○		
福島県	東白川郡塙町	○							○	○	
福島県	鮫川村	○		○				○			
福島県	石川町	○		○				○	○		
福島県	玉川村	○		○					○		
福島県	平田村			○						○	
福島県	浅川町						○	○			
福島県	古殿町						○		○		
福島県	三春町	○	○	○				○			
福島県	小野町						○		○	○	
福島県	広野町	○								○	
福島県	檜葉町			○					○		
福島県	富岡町						○		○		
福島県	川内村	○						○			
福島県	大熊町	○	○	○				○			
福島県	双葉町			○				○			
福島県	浪江町						○	○	○		
福島県	葛尾村				○			○			
福島県	新地町	○		○				○			
福島県	飯館村						○			○	
茨城県	水戸市	○						○	○		
茨城県	日立市			○					○		
茨城県	土浦市					○		○		○	
茨城県	古河市			○				○	○		
茨城県	石岡市			○					○		
茨城県	結城市			○				○			
茨城県	龍ヶ崎市	○						○	○		
茨城県	下妻市			○				○			
茨城県	常総市			○				○		○	
茨城県	常陸太田市			○				○	○		
茨城県	高萩市			○						○	
茨城県	北茨城市			○					○	○	
茨城県	笠間市			○						○	
茨城県	取手市	○						○			
茨城県	牛久市	○						○			
茨城県	つくば市						○	○			
茨城県	ひたちなか市	○		○				○	○	○	
茨城県	鹿嶋市	○		○				○			
茨城県	潮来市	○						○	○		
茨城県	守谷市	○			○			○			
茨城県	常陸大宮市					○			○		

都道府県名	市区町村名	問2 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定について									
		(1)勤務時間管理や適正な勤務時間の設定に向けて、所管する学校に対して取り組んでいる内容						(2)教師の勤務時間管理の方法について			
		①通常の勤務時間以外の時間帯に「超勤4項目」以外の業務を命ずる場合は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講じている。	②勤務時間外における保護者や外部からの問合せ等に備えた留守番電話の設置や、メールによる連絡対応の体制を整備している。	③学校閉庁日を設定している。	④適正な勤務時間の設定に係る取組について、PTA等の協力も得るため、必要な要請等を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①ICTの活用やタイムカードなどにより、勤務時間を客観的に把握している。	②校長等が現認することにより、勤怠管理の状況を確認している。	③本人からの自己申告により管理している。	④その他
茨城県	那珂市			○					○	○	
茨城県	筑西市	○		○				○		○	
茨城県	坂東市			○				○	○		
茨城県	稲敷市	○						○		○	
茨城県	かすみがうら市			○					○		
茨城県	桜川市			○				○	○		
茨城県	神栖市			○						○	
茨城県	行方市			○				○			
茨城県	銚田市	○				○		○	○		
茨城県	つくばみらい市	○		○					○	○	
茨城県	小美玉市	○					○	○	○		
茨城県	茨城町						○	○			
茨城県	大洗町	○	○			○		○	○	○	
茨城県	城里町	○		○		○		○	○	○	
茨城県	東海村			○						○	
茨城県	大子町			○					○	○	
茨城県	美浦村		○	○				○			
茨城県	阿見町		○	○				○			
茨城県	河内町			○		○		○			
茨城県	八千代町			○					○	○	
茨城県	五霞町					○		○	○		
茨城県	境町	○						○	○		
茨城県	利根町						○	○			
栃木県	宇都宮市	○		○				○			
栃木県	足利市	○		○					○	○	
栃木県	栃木市	○		○						○	
栃木県	佐野市			○				○	○	○	
栃木県	鹿沼市	○						○			
栃木県	日光市			○					○		
栃木県	小山市		○	○				○			
栃木県	真岡市	○							○		
栃木県	大田原市	○	○	○		○			○		
栃木県	矢板市		○	○		○				○	
栃木県	那須塩原市	○					○	○			
栃木県	さくら市		○	○				○			
栃木県	那須烏山市			○				○			
栃木県	下野市			○				○	○	○	
栃木県	上三川町	○		○		○				○	○
栃木県	益子町		○	○					○	○	
栃木県	茂木町							○		○	
栃木県	市貝町	○							○		
栃木県	芳賀町	○							○		
栃木県	壬生町	○		○						○	
栃木県	野木町	○		○					○	○	
栃木県	塩谷町			○					○		
栃木県	高根沢町	○							○		
栃木県	那須町	○		○					○	○	
栃木県	那珂川町							○	○		
群馬県	前橋市	○	○	○				○			
群馬県	高崎市	○						○			
群馬県	桐生市	○	○	○		○		○	○	○	
群馬県	伊勢崎市	○		○		○		○	○	○	
群馬県	太田市	○		○				○	○	○	
群馬県	沼田市	○	○	○				○	○		
群馬県	館林市	○		○					○	○	
群馬県	渋川市	○		○				○	○		
群馬県	藤岡市	○						○	○	○	
群馬県	富岡市			○		○		○	○		
群馬県	安中市			○				○			

都道府県名	市区町村名	問2 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定について									
		(1)勤務時間管理や適正な勤務時間の設定に向けて、所管する学校に対して取り組んでいる内容						(2)教師の勤務時間管理の方法について			
		①通常の勤務時間以外の時間帯に「超勤4項目」以外の業務を命ずる場合は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講じている。	②勤務時間外における保護者や外部からの問合せ等に備えた留守番電話の設置や、メールによる連絡対応の体制を整備している。	③学校閉庁日を設定している。	④適正な勤務時間の設定に係る取組について、PTA等の協力も得るため、必要な要請等を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①ICTの活用やタイムカードなどにより、勤務時間を客観的に把握している。	②校長等が現認することにより、勤怠管理の状況を確認している。	③本人からの自己申告により管理している。	④その他
群馬県	みどり市			○				○			
群馬県	榛東村	○		○				○			
群馬県	吉岡町	○	○	○				○			
群馬県	上野村			○				○			
群馬県	神流町						○	○			
群馬県	下仁田町			○				○			
群馬県	南牧村			○				○			
群馬県	甘楽町			○						○	
群馬県	中之条町			○				○			
群馬県	長野原町						○			○	
群馬県	嬭恋村			○				○			
群馬県	草津町			○				○	○		
群馬県	高山村	○		○				○			
群馬県	東吾妻町	○						○			
群馬県	片品村			○						○	
群馬県	川場村				○			○			
群馬県	昭和村			○				○	○		
群馬県	みなかみ町			○				○			
群馬県	玉村町	○		○				○			
群馬県	板倉町			○				○			
群馬県	明和町	○		○				○			
群馬県	千代田町			○				○			
群馬県	大泉町			○				○	○		
群馬県	邑楽町	○		○				○			
埼玉県	川越市	○		○				○			
埼玉県	熊谷市	○		○				○	○		
埼玉県	川口市	○		○				○	○		
埼玉県	行田市	○		○				○	○		
埼玉県	秩父市	○		○				○			
埼玉県	所沢市	○	○	○					○	○	
埼玉県	飯能市	○		○				○	○		
埼玉県	加須市						○		○	○	
埼玉県	本庄市	○		○					○		
埼玉県	東松山市		○	○				○	○		
埼玉県	春日部市	○						○			
埼玉県	狭山市	○		○				○	○	○	
埼玉県	羽生市	○	○	○						○	
埼玉県	鴻巣市	○		○				○			
埼玉県	深谷市	○							○		
埼玉県	上尾市	○		○						○	
埼玉県	草加市	○		○				○	○		
埼玉県	越谷市	○	○	○				○			
埼玉県	蕨市	○		○	○			○	○		
埼玉県	戸田市	○	○	○				○			
埼玉県	入間市	○	○	○				○	○		
埼玉県	朝霞市	○		○				○	○		
埼玉県	志木市	○	○	○				○			
埼玉県	和光市	○		○				○			
埼玉県	新座市			○				○			
埼玉県	桶川市	○		○				○			
埼玉県	久喜市	○		○				○	○		
埼玉県	北本市	○		○				○	○		
埼玉県	八潮市	○		○				○		○	
埼玉県	富士見市	○		○					○	○	
埼玉県	三郷市	○						○		○	
埼玉県	蓮田市	○						○			
埼玉県	坂戸市	○	○	○				○			
埼玉県	幸手市			○				○			
埼玉県	鶴ヶ島市	○		○				○			
埼玉県	日高市	○		○				○			
埼玉県	吉川市	○		○						○	

都道府県名	市区町村名	問2 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定について									
		(1)勤務時間管理や適正な勤務時間の設定に向けて、所管する学校に対して取り組んでいる内容						(2)教師の勤務時間管理の方法について			
		①通常の勤務時間以外の時間帯に「超勤4項目」以外の業務を命ずる場合は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講じている。	②勤務時間外における保護者や外部からの問合せ等に備えた留守番電話の設置や、メールによる連絡対応の体制を整備している。	③学校閉庁日を設定している。	④適正な勤務時間の設定に係る取組について、PTA等の協力も得るため、必要な要請等を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①ICTの活用やタイムカードなどにより、勤務時間を客観的に把握している。	②校長等が現認することにより、勤怠管理の状況を確認している。	③本人からの自己申告により管理している。	④その他
埼玉県	ふじみ野市	○		○				○			
埼玉県	白岡市	○						○		○	
埼玉県	伊奈町	○	○	○	○			○	○		
埼玉県	三芳町	○		○				○			
埼玉県	毛呂山町	○		○				○	○		
埼玉県	越生町	○		○				○			
埼玉県	滑川町	○		○				○			
埼玉県	嵐山町	○	○	○				○	○		
埼玉県	小川町	○						○			
埼玉県	川島町	○		○				○			
埼玉県	吉見町	○		○						○	
埼玉県	鳩山町	○		○				○			
埼玉県	ときがわ町	○				○				○	
埼玉県	横瀬町	○		○				○		○	
埼玉県	皆野町	○						○	○		
埼玉県	長瀬町	○		○				○	○		
埼玉県	小鹿野町	○		○				○			
埼玉県	東秩父村							○	○		
埼玉県	美里町	○	○	○	○			○	○	○	
埼玉県	神川町	○		○				○	○		
埼玉県	上里町	○		○				○	○	○	
埼玉県	寄居町	○		○				○	○		
埼玉県	宮代町							○		○	
埼玉県	杉戸町	○						○	○		
埼玉県	松伏町			○	○			○			
千葉県	銚子市	○		○				○			
千葉県	市川市	○	○	○	○					○	
千葉県	船橋市	○							○	○	
千葉県	館山市			○				○	○	○	
千葉県	木更津市			○				○	○	○	
千葉県	松戸市	○	○	○				○	○	○	
千葉県	野田市			○				○			
千葉県	茂原市		○	○				○	○		
千葉県	成田市			○				○	○	○	
千葉県	佐倉市		○	○				○	○		
千葉県	東金市	○								○	
千葉県	旭市			○				○	○		
千葉県	習志野市			○						○	
千葉県	柏市	○		○				○	○		
千葉県	勝浦市	○						○			
千葉県	市原市	○						○			
千葉県	流山市	○		○				○	○		
千葉県	八千代市	○				○		○		○	
千葉県	我孫子市			○				○	○		
千葉県	鴨川市	○		○					○		
千葉県	鎌ヶ谷市	○		○				○	○	○	
千葉県	君津市			○				○	○	○	
千葉県	富津市	○		○					○	○	
千葉県	浦安市			○						○	
千葉県	四街道市			○				○			
千葉県	袖ヶ浦市			○				○			
千葉県	八街市			○				○	○		
千葉県	印西市							○		○	
千葉県	白井市	○		○					○	○	
千葉県	富里市	○	○	○				○	○	○	
千葉県	南房総市	○		○					○		
千葉県	匝瑳市			○				○	○		
千葉県	香取市			○				○	○	○	
千葉県	山武市	○	○	○				○	○	○	
千葉県	いすみ市		○	○				○			
千葉県	大網白里市			○				○	○	○	

都道府県名	市区町村名	問2 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定について									
		(1)勤務時間管理や適正な勤務時間の設定に向けて、所管する学校に対して取り組んでいる内容					(2)教師の勤務時間管理の方法について				
		①通常の勤務時間以外の時間帯に「超勤4項目」以外の業務を命ずる場合は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講じている。	②勤務時間外における保護者や外部からの問合せ等に備えた留守番電話の設置や、メールによる連絡対応の体制を整備している。	③学校閉庁日を設定している。	④適正な勤務時間の設定に係る取組について、PTA等の協力も得るため、必要な要請等を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①ICTの活用やタイムカードなどにより、勤務時間を客観的に把握している。	②校長等が現認することにより、勤怠管理の状況を確認している。	③本人からの自己申告により管理している。	④その他
千葉県	酒々井町			○			○	○			
千葉県	栄町			○		○					
千葉県	神崎町			○					○		
千葉県	多古町			○					○		
千葉県	東庄町						○	○			
千葉県	九十九里町						○	○			
千葉県	芝山町		○	○				○			
千葉県	横芝光町	○		○				○	○		
千葉県	一宮町	○		○	○			○	○	○	
千葉県	睦沢町						○	○			
千葉県	長生村	○	○	○				○	○	○	
千葉県	白子町	○		○	○			○	○	○	
千葉県	長柄町			○				○			
千葉県	長南町			○				○			
千葉県	大多喜町	○		○				○			
千葉県	御宿町	○						○			
千葉県	鋸南町			○				○	○		
東京都	千代田区	○	○	○				○	○		
東京都	中央区					○			○		
東京都	港区	○	○		○			○	○		
東京都	新宿区			○					○	○	
東京都	文京区						○		○		
東京都	台東区			○					○	○	
東京都	墨田区					○			○	○	
東京都	江東区					○			○		
東京都	品川区			○		○		○			
東京都	目黒区					○			○		
東京都	大田区	○							○	○	
東京都	世田谷区	○		○					○		
東京都	渋谷区			○					○		
東京都	中野区			○					○		
東京都	杉並区		○	○					○	○	
東京都	豊島区						○			○	
東京都	北区						○		○		
東京都	荒川区	○							○		
東京都	板橋区	○		○					○		
東京都	練馬区	○							○		
東京都	足立区	○		○						○	
東京都	葛飾区						○		○		
東京都	江戸川区					○			○	○	
東京都	八王子市						○		○		
東京都	立川市	○		○					○	○	
東京都	武蔵野市			○				○			
東京都	三鷹市	○	○	○	○				○	○	
東京都	青梅市	○		○					○	○	
東京都	府中市	○	○	○				○			
東京都	昭島市			○				○			
東京都	調布市	○		○					○		
東京都	町田市	○		○					○	○	
東京都	小金井市			○					○		
東京都	小平市		○	○					○		
東京都	日野市	○							○		
東京都	東村山市						○		○		
東京都	国分寺市	○	○						○		
東京都	国立市		○	○				○	○	○	
東京都	福生市						○		○		
東京都	狛江市	○	○	○				○	○	○	
東京都	東大和市					○			○		
東京都	清瀬市			○		○			○	○	
東京都	東久留米市	○		○					○	○	
東京都	武蔵村山市	○	○	○	○			○	○	○	

都道府県名	市区町村名	問2 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定について									
		(1)勤務時間管理や適正な勤務時間の設定に向けて、所管する学校に対して取り組んでいる内容						(2)教師の勤務時間管理の方法について			
		①通常の勤務時間以外の時間帯に「超勤4項目」以外の業務を命ずる場合は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講じている。	②勤務時間外における保護者や外部からの問合せ等に備えた留守番電話の設置や、メールによる連絡対応の体制を整備している。	③学校閉庁日を設定している。	④適正な勤務時間の設定に係る取組について、PTA等の協力も得るため、必要な要請等を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①ICTの活用やタイムカードなどにより、勤務時間を客観的に把握している。	②校長等が現認することにより、勤怠管理の状況を確認している。	③本人からの自己申告により管理している。	④その他
東京都	多摩市			○					○		
東京都	稲城市			○					○		
東京都	羽村市	○				○			○	○	○
東京都	あきる野市							○	○		
東京都	西東京市		○	○					○		
東京都	瑞穂町	○		○					○		
東京都	日の出町			○					○		
東京都	檜原村					○				○	
東京都	奥多摩町							○			○
東京都	大島町					○			○		
東京都	利島村	○							○	○	
東京都	新島村							○			○
東京都	神津島村	○				○			○		
東京都	三宅村							○	○		
東京都	御蔵島村				○				○		
東京都	八丈町							○	○		
東京都	青ヶ島村	○		○					○		
東京都	小笠原村							○	○	○	
神奈川県	横須賀市	○							○		
神奈川県	平塚市	○							○		
神奈川県	鎌倉市	○				○					○
神奈川県	藤沢市			○						○	
神奈川県	小田原市			○						○	
神奈川県	茅ヶ崎市			○						○	
神奈川県	逗子市	○								○	
神奈川県	三浦市	○		○					○		
神奈川県	秦野市	○				○				○	○
神奈川県	厚木市	○				○			○	○	○
神奈川県	大和市	○							○		
神奈川県	伊勢原市			○						○	
神奈川県	海老名市			○					○		
神奈川県	座間市							○	○		
神奈川県	南足柄市			○					○	○	
神奈川県	綾瀬市							○	○		○
神奈川県	葉山町			○		○			○	○	
神奈川県	寒川町		○	○					○		
神奈川県	大磯町					○			○		
神奈川県	二宮町	○		○		○			○		
神奈川県	中井町					○			○	○	
神奈川県	大井町			○					○		
神奈川県	松田町		○	○						○	
神奈川県	山北町							○	○		
神奈川県	開成町					○					○
神奈川県	箱根町							○	○		
神奈川県	真鶴町	○							○		
神奈川県	湯河原町					○			○		○
神奈川県	愛川町			○					○		
神奈川県	清川村		○						○		
新潟県	長岡市			○					○		
新潟県	三条市		○	○					○	○	
新潟県	柏崎市							○		○	
新潟県	新発田市				○				○	○	
新潟県	小千谷市			○					○	○	
新潟県	加茂市			○					○		
新潟県	十日町市	○		○						○	
新潟県	見附市			○					○		
新潟県	村上市	○			○				○	○	
新潟県	燕市			○					○		
新潟県	糸魚川市					○				○	
新潟県	妙高市			○		○			○	○	
新潟県	五泉市		○	○						○	



都道府県名	市区町村名	問2 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定について									
		(1)勤務時間管理や適正な勤務時間の設定に向けて、所管する学校に対して取り組んでいる内容					(2)教師の勤務時間管理の方法について				
		①通常の勤務時間以外の時間帯に「超勤4項目」以外の業務を命ずる場合は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講じている。	②勤務時間外における保護者や外部からの問合せ等に備えた留守番電話の設置や、メールによる連絡対応の体制を整備している。	③学校閉庁日を設定している。	④適正な勤務時間の設定に係る取組について、PTA等の協力も得るため、必要な要請等を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①ICTの活用やタイムカードなどにより、勤務時間を客観的に把握している。	②校長等が現認することにより、勤怠管理の状況を確認している。	③本人からの自己申告により管理している。	④その他
新潟県	上越市	○		○			○				
新潟県	阿賀野市	○					○				
新潟県	佐渡市	○		○			○	○			
新潟県	魚沼市	○		○				○	○		
新潟県	南魚沼市			○			○	○	○		
新潟県	胎内市	○		○			○				
新潟県	聖籠町	○					○	○			
新潟県	弥彦村		○						○		
新潟県	田上町	○	○	○	○					○	
新潟県	阿賀町			○	○			○	○		
新潟県	出雲崎町				○			○			
新潟県	湯沢町			○			○				
新潟県	津南町				○				○		
新潟県	刈羽村			○			○				
新潟県	関川村	○		○			○				
新潟県	粟島浦村	○						○			
富山県	富山市	○		○				○	○		
富山県	高岡市	○							○		
富山県	魚津市	○		○			○	○			
富山県	氷見市	○							○		
富山県	滑川市	○		○			○	○	○		
富山県	黒部市	○	○	○	○		○	○	○		
富山県	砺波市	○		○			○	○			
富山県	小矢部市	○		○				○	○		
富山県	南砺市	○	○	○	○		○				
富山県	射水市	○		○				○	○		
富山県	舟橋村	○		○				○	○		
富山県	上市町			○			○	○			
富山県	立山町			○				○			
富山県	入善町								○		
富山県	朝日町			○					○		
石川県	金沢市	○		○	○		○	○			
石川県	七尾市			○	○		○				
石川県	小松市			○				○	○	○	
石川県	輪島市	○		○				○	○		
石川県	珠洲市	○		○	○			○	○		
石川県	加賀市		○	○				○	○		
石川県	羽咋市			○				○	○		
石川県	かほく市	○		○	○				○		
石川県	白山市	○	○	○	○		○	○			
石川県	能美市			○	○			○	○		
石川県	野々市市	○	○	○	○						
石川県	川北町	○		○			○				
石川県	河北郡津幡町	○		○				○	○		
石川県	内灘町			○				○	○		
石川県	志賀町	○		○			○	○			
石川県	宝達志水町	○		○			○	○	○		
石川県	中能登町	○	○	○			○				
石川県	穴水町			○			○	○			
石川県	能登町	○		○				○	○		
福井県	福井市			○				○			
福井県	敦賀市	○						○	○		
福井県	小浜市	○		○	○			○	○		
福井県	大野市			○					○		
福井県	勝山市			○	○			○	○		
福井県	鯖江市			○	○				○		
福井県	あわら市			○	○		○				
福井県	越前市	○			○			○	○		
福井県	坂井市		○		○		○	○			
福井県	永平寺町	○	○	○	○			○	○		

都道府県名	市区町村名	問2 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定について									
		(1)勤務時間管理や適正な勤務時間の設定に向けて、所管する学校に対して取り組んでいる内容					(2)教師の勤務時間管理の方法について				
		①通常の勤務時間以外の時間帯に「超勤4項目」以外の業務を命ずる場合は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講じている。	②勤務時間外における保護者や外部からの問合せ等に備えた留守番電話の設置や、メールによる連絡対応の体制を整備している。	③学校閉庁日を設定している。	④適正な勤務時間の設定に係る取組について、PTA等の協力も得るため、必要な要請等を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①ICTの活用やタイムカードなどにより、勤務時間を客観的に把握している。	②校長等が現認することにより、勤怠管理の状況を確認している。	③本人からの自己申告により管理している。	④その他
福井県	池田町	○								○	
福井県	南越前町		○	○	○					○	
福井県	越前町	○								○	
福井県	美浜町			○			○				
福井県	高浜町		○	○			○				
福井県	おおい町					○	○	○			
福井県	若狭町			○			○				
山梨県	甲府市	○		○				○			
山梨県	富士吉田市			○			○				
山梨県	都留市		○					○			
山梨県	山梨市			○				○	○		
山梨県	大月市					○	○				
山梨県	韮崎市	○		○	○		○	○			
山梨県	南アルプス市	○		○						○	
山梨県	北杜市	○		○			○				
山梨県	甲斐市			○		○		○		○	
山梨県	笛吹市			○					○		
山梨県	上野原市			○					○		
山梨県	甲州市			○			○	○	○		
山梨県	中央市			○			○	○			
山梨県	市川三郷町			○				○			
山梨県	早川町					○		○			
山梨県	身延町			○					○		
山梨県	南部町					○		○			
山梨県	富士川町			○				○	○		
山梨県	昭和町	○		○	○			○	○		
山梨県	道志村	○		○				○	○		
山梨県	西桂町			○				○	○		
山梨県	忍野村		○	○					○		
山梨県	山中湖村					○		○			
山梨県	鳴沢村			○				○			
山梨県	富士河口湖町	○	○	○						○	
山梨県	小菅村					○		○			
山梨県	丹波山村			○					○		
長野県	長野市	○		○				○	○		
長野県	松本市	○		○	○		○		○		
長野県	上田市	○							○		
長野県	岡谷市	○						○			
長野県	飯田市			○					○		
長野県	諏訪市	○	○	○	○		○		○		
長野県	須坂市			○			○				
長野県	小諸市	○							○		
長野県	伊那市	○		○				○			
長野県	駒ヶ根市	○						○			
長野県	中野市	○						○	○		
長野県	大町市			○			○				
長野県	飯山市	○		○	○		○				
長野県	茅野市	○		○					○		
長野県	塩尻市			○					○		
長野県	佐久市	○					○	○	○		
長野県	千曲市	○		○	○		○	○	○		
長野県	東御市	○			○		○				
長野県	安曇野市	○		○				○	○	○	
長野県	小海町					○			○		
長野県	川上村	○						○			
長野県	南牧村					○	○				
長野県	南相木村					○		○	○		
長野県	北相木村					○		○			
長野県	佐久穂町	○		○			○				

		問2 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定について									
		(1)勤務時間管理や適正な勤務時間の設定に向けて、所管する学校に対して取り組んでいる内容					(2)教師の勤務時間管理の方法について				
都道府県名	市区町村名	①通常の勤務時間以外の時間帯に「超勤4項目」以外の業務を命ずる場合は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講じている。	②勤務時間外における保護者や外部からの問合せ等に備えた留守番電話の設置や、メールによる連絡対応の体制を整備している。	③学校閉庁日を設定している。	④適正な勤務時間の設定に係る取組について、PTA等の協力も得るため、必要な要請等を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①ICTの活用やタイムカードなどにより、勤務時間を客観的に把握している。	②校長等が現認することにより、勤怠管理の状況を確認している。	③本人からの自己申告により管理している。	④その他
長野県	軽井沢町		○					○		○	
長野県	御代田町	○		○					○	○	
長野県	立科町						○		○	○	
長野県	青木村	○		○				○			
長野県	長和町	○								○	
長野県	下諏訪町						○			○	
長野県	富士見町	○		○					○	○	
長野県	原村	○							○	○	
長野県	辰野町	○		○	○			○	○		
長野県	箕輪町			○				○			
長野県	飯島町	○		○					○	○	
長野県	南箕輪村	○		○		○		○			
長野県	中川村	○		○						○	
長野県	宮田村	○	○		○			○		○	
長野県	松川町	○						○	○		
長野県	高森町			○					○		
長野県	阿南町						○	○			
長野県	阿智村	○		○						○	
長野県	平谷村	○						○	○		
長野県	根羽村						○	○			
長野県	下條村						○		○		
長野県	売木村						○		○		
長野県	天龍村	○		○					○	○	○
長野県	泰阜村	○						○			
長野県	喬木村	○		○				○			
長野県	豊丘村	○						○			
長野県	大鹿村			○						○	
長野県	上松町						○		○		
長野県	南木曾町						○		○	○	
長野県	木祖村			○					○		
長野県	王滝村				○				○		
長野県	大桑村						○			○	
長野県	木曾町	○		○					○	○	
長野県	麻績村	○							○		
長野県	生坂村	○								○	
長野県	山形村						○	○			
長野県	朝日村	○						○			
長野県	筑北村						○		○		
長野県	池田町	○							○		
長野県	松川村						○	○			
長野県	白馬村	○	○							○	
長野県	小谷村			○				○		○	
長野県	坂城町						○			○	
長野県	小布施町	○								○	
長野県	高山村	○						○			○
長野県	山ノ内町	○						○	○	○	
長野県	木島平村				○			○			
長野県	野沢温泉村						○	○			
長野県	信濃町			○					○	○	
長野県	小川村						○			○	
長野県	飯綱町				○				○	○	
長野県	栄村			○				○	○		
岐阜県	岐阜市		○	○	○			○			
岐阜県	大垣市	○	○	○				○	○		
岐阜県	高山市	○		○				○	○	○	
岐阜県	多治見市		○	○	○			○	○	○	
岐阜県	関市	○	○	○	○			○			
岐阜県	中津川市	○		○	○			○	○		
岐阜県	美濃市		○	○				○	○	○	
岐阜県	瑞浪市		○	○				○	○	○	
岐阜県	羽島市	○	○	○				○	○	○	

都道府県名	市区町村名	問2 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定について									
		(1)勤務時間管理や適正な勤務時間の設定に向けて、所管する学校に対して取り組んでいる内容					(2)教師の勤務時間管理の方法について				
		①通常の勤務時間以外の時間帯に「超勤4項目」以外の業務を命ずる場合は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講じている。	②勤務時間外における保護者や外部からの問合せ等に備えた留守番電話の設置や、メールによる連絡対応の体制を整備している。	③学校閉庁日を設定している。	④適正な勤務時間の設定に係る取組について、PTA等の協力も得るため、必要な要請等を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①ICTの活用やタイムカードなどにより、勤務時間を客観的に把握している。	②校長等が現認することにより、勤怠管理の状況を確認している。	③本人からの自己申告により管理している。	④その他
岐阜県	恵那市	○		○	○			○	○	○	
岐阜県	美濃加茂市	○		○				○			
岐阜県	土岐市	○		○				○		○	
岐阜県	各務原市	○	○		○			○			
岐阜県	可児市	○	○		○			○	○		
岐阜県	山県市	○		○	○			○	○		
岐阜県	瑞穂市	○		○	○			○	○		
岐阜県	飛騨市							○	○		
岐阜県	本巣市	○		○	○			○	○	○	
岐阜県	郡上市	○	○	○	○			○			
岐阜県	下呂市			○						○	
岐阜県	海津市	○		○	○			○			
岐阜県	養老町			○	○			○	○	○	
岐阜県	垂井町			○				○	○	○	
岐阜県	関ヶ原町	○						○			
岐阜県	神戸町			○	○			○	○		
岐阜県	輪之内町			○	○			○			
岐阜県	安八町			○	○				○	○	
岐阜県	揖斐川町			○	○				○		
岐阜県	大野町	○			○			○			
岐阜県	池田町		○	○				○	○		
岐阜県	北方町	○			○			○	○		
岐阜県	坂祝町			○				○	○		
岐阜県	富加町							○			
岐阜県	川辺町			○				○	○	○	
岐阜県	七宗町			○				○	○	○	
岐阜県	八百津町			○				○	○	○	
岐阜県	白川町		○					○			
岐阜県	東白川村			○				○			
岐阜県	御嵩町	○		○	○			○	○		
岐阜県	白川村							○	○		
岐阜県	羽島郡二町 (岐南町、笠松町)			○	○			○	○		
静岡県	沼津市			○				○	○		
静岡県	熱海市	○	○	○				○	○	○	
静岡県	三島市	○							○		
静岡県	富士宮市	○								○	
静岡県	伊東市			○				○		○	
静岡県	島田市	○		○					○	○	
静岡県	富士市							○		○	
静岡県	磐田市	○		○				○			
静岡県	焼津市	○		○					○	○	
静岡県	掛川市	○		○				○	○		
静岡県	藤枝市	○	○	○	○					○	
静岡県	御殿場市	○		○				○	○		
静岡県	袋井市	○	○						○	○	
静岡県	下田市	○		○				○			
静岡県	裾野市			○					○	○	
静岡県	湖西市	○	○	○					○	○	
静岡県	伊豆市	○		○				○		○	
静岡県	御前崎市	○		○				○			
静岡県	菊川市			○				○	○		
静岡県	伊豆の国市			○				○	○		
静岡県	牧之原市	○								○	
静岡県	東伊豆町		○	○				○			
静岡県	河津町		○							○	
静岡県	南伊豆町			○				○			
静岡県	松崎町							○			○
静岡県	西伊豆町			○						○	
静岡県	函南町	○		○				○	○		

都道府県名	市区町村名	問2 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定について									
		(1)勤務時間管理や適正な勤務時間の設定に向けて、所管する学校に対して取り組んでいる内容						(2)教師の勤務時間管理の方法について			
		①通常の勤務時間以外の時間帯に「超勤4項目」以外の業務を命ずる場合は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講じている。	②勤務時間外における保護者や外部からの問合せ等に備えた留守番電話の設置や、メールによる連絡対応の体制を整備している。	③学校閉庁日を設定している。	④適正な勤務時間の設定に係る取組について、PTA等の協力も得るため、必要な要請等を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①ICTの活用やタイムカードなどにより、勤務時間を客観的に把握している。	②校長等が現認することにより、勤怠管理の状況を確認している。	③本人からの自己申告により管理している。	④その他
静岡県	清水町	○	○	○	○			○	○	○	
静岡県	長泉町	○							○	○	
静岡県	小山町		○						○	○	
静岡県	吉田町		○	○	○			○		○	
静岡県	川根本町							○			
静岡県	森町			○						○	
愛知県	豊橋市	○	○	○					○	○	
愛知県	岡崎市	○			○				○	○	
愛知県	一宮市	○								○	
愛知県	瀬戸市	○								○	
愛知県	半田市	○			○					○	
愛知県	春日井市	○	○	○	○			○			
愛知県	豊川市	○								○	
愛知県	津島市			○						○	
愛知県	碧南市	○			○				○	○	
愛知県	刈谷市	○			○					○	
愛知県	豊田市	○		○	○					○	
愛知県	安城市	○						○		○	
愛知県	西尾市	○			○				○	○	
愛知県	蒲郡市	○							○	○	
愛知県	犬山市	○	○	○	○			○	○	○	
愛知県	常滑市							○		○	
愛知県	江南市	○		○	○			○			
愛知県	小牧市	○								○	
愛知県	稲沢市	○	○	○						○	
愛知県	新城市	○		○				○	○		
愛知県	東海市	○	○	○						○	
愛知県	大府市	○								○	
愛知県	知多市	○								○	
愛知県	知立市	○								○	
愛知県	尾張旭市	○		○						○	
愛知県	高浜市	○	○	○		○			○	○	
愛知県	岩倉市	○	○	○				○			
愛知県	豊明市	○	○	○	○			○			
愛知県	日進市	○			○			○			
愛知県	田原市	○		○					○	○	
愛知県	愛西市	○							○	○	
愛知県	清須市							○		○	
愛知県	北名古屋	○	○	○	○			○	○		
愛知県	弥富市	○	○	○					○		
愛知県	みよし市	○		○	○				○	○	
愛知県	あま市	○		○					○		
愛知県	長久手市	○		○						○	
愛知県	東郷町	○			○			○		○	
愛知県	豊山町				○				○	○	
愛知県	大口町	○	○	○	○					○	
愛知県	扶桑町	○	○	○	○					○	
愛知県	大治町	○		○	○					○	
愛知県	蟹江町	○		○						○	
愛知県	飛島村	○		○					○	○	
愛知県	阿久比町	○		○	○					○	
愛知県	東浦町	○	○	○				○	○		
愛知県	南知多町	○			○				○		
愛知県	美浜町	○		○					○		
愛知県	武豊町	○		○	○					○	
愛知県	幸田町	○		○	○				○	○	
愛知県	設楽町					○					○
愛知県	東栄町						○		○		
愛知県	豊根村					○			○		
三重県	津市			○						○	
三重県	四日市市	○		○	○				○	○	

都道府県名	市区町村名	問2 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定について									
		(1)勤務時間管理や適正な勤務時間の設定に向けて、所管する学校に対して取り組んでいる内容						(2)教師の勤務時間管理の方法について			
		①通常の勤務時間以外の時間帯に「超勤4項目」以外の業務を命ずる場合は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講じている。	②勤務時間外における保護者や外部からの問合せ等に備えた留守番電話の設置や、メールによる連絡対応の体制を整備している。	③学校閉庁日を設定している。	④適正な勤務時間の設定に係る取組について、PTA等の協力も得るため、必要な要請等を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①ICTの活用やタイムカードなどにより、勤務時間を客観的に把握している。	②校長等が現認することにより、勤怠管理の状況を確認している。	③本人からの自己申告により管理している。	④その他
三重県	伊勢市	○		○					○	○	
三重県	松阪市			○	○					○	
三重県	桑名市	○		○						○	
三重県	鈴鹿市			○						○	
三重県	名張市	○	○	○	○				○	○	
三重県	尾鷲市	○		○					○	○	
三重県	亀山市	○		○	○					○	
三重県	鳥羽市	○		○						○	
三重県	熊野市			○					○	○	
三重県	いなべ市			○	○				○	○	
三重県	志摩市			○					○	○	
三重県	伊賀市	○		○	○			○	○	○	
三重県	木曾岬町			○	○					○	
三重県	東員町	○		○	○					○	
三重県	菰野町	○		○						○	
三重県	朝日町			○	○					○	
三重県	川越町	○		○	○				○	○	
三重県	多気町			○					○	○	
三重県	明和町			○					○		
三重県	大台町	○		○	○				○	○	
三重県	玉城町			○					○		
三重県	度会町			○					○	○	
三重県	大紀町			○	○				○	○	
三重県	南伊勢町	○		○		○			○	○	
三重県	紀北町	○		○					○	○	
三重県	御浜町			○	○				○	○	
三重県	紀宝町					○				○	
滋賀県	大津市	○	○	○	○	○		○	○	○	
滋賀県	彦根市	○		○					○	○	
滋賀県	長浜市	○		○	○			○	○		
滋賀県	近江八幡市	○			○			○	○	○	
滋賀県	草津市	○	○	○				○	○	○	
滋賀県	守山市	○		○						○	
滋賀県	栗東市	○			○					○	
滋賀県	甲賀市			○				○			
滋賀県	野洲市			○					○	○	
滋賀県	湖南市	○	○	○	○			○	○	○	
滋賀県	高島市	○		○				○	○		
滋賀県	東近江市	○	○	○	○				○	○	
滋賀県	米原市	○		○				○			
滋賀県	日野町	○		○				○			
滋賀県	竜王町			○	○			○			
滋賀県	愛荘町	○	○	○				○	○		
滋賀県	豊郷町			○						○	
滋賀県	甲良町			○					○	○	
滋賀県	多賀町	○		○						○	
京都府	福知山市			○		○			○	○	
京都府	舞鶴市				○	○				○	
京都府	綾部市			○	○	○			○	○	
京都府	宇治市	○		○							○
京都府	宮津市			○				○	○		
京都府	亀岡市			○	○				○	○	
京都府	城陽市			○					○		
京都府	向日市	○		○					○		
京都府	長岡京市			○					○		
京都府	八幡市	○		○	○			○			
京都府	京田辺市					○		○			
京都府	京丹後市	○		○				○			
京都府	南丹市			○				○			
京都府	木津川市	○		○				○			
京都府	大山崎町			○						○	○

		問2 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定について									
		(1)勤務時間管理や適正な勤務時間の設定に向けて、所管する学校に対して取り組んでいる内容					(2)教師の勤務時間管理の方法について				
都道府県名	市区町村名	①通常の勤務時間以外の時間帯に「超勤4項目」以外の業務を命ずる場合は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講じている。	②勤務時間外における保護者や外部からの問合せ等に備えた留守番電話の設置や、メールによる連絡対応の体制を整備している。	③学校閉庁日を設定している。	④適正な勤務時間の設定に係る取組について、PTA等の協力も得るため、必要な要請等を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①ICTの活用やタイムカードなどにより、勤務時間を客観的に把握している。	②校長等が現認することにより、勤怠管理の状況を確認している。	③本人からの自己申告により管理している。	④その他
京都府	久御山町	○		○				○			
京都府	井手町	○		○				○			
京都府	宇治田原町	○		○					○	○	
京都府	精華町	○		○					○		
京都府	京丹波町	○		○					○		○
京都府	伊根町	○		○				○			
京都府	与謝野町	○	○	○	○			○			
京都府	相楽東部広域連合						○	○			
大阪府	岸和田市				○					○	
大阪府	豊中市		○	○				○	○		
大阪府	池田市	○								○	○
大阪府	吹田市	○		○				○	○		
大阪府	泉大津市						○			○	
大阪府	高槻市	○		○	○	○			○	○	
大阪府	貝塚市	○						○	○		
大阪府	守口市	○			○					○	
大阪府	枚方市	○				○		○	○		
大阪府	茨木市		○		○			○			
大阪府	八尾市	○			○			○	○	○	
大阪府	泉佐野市	○		○						○	
大阪府	富田林市	○						○			
大阪府	寝屋川市	○		○	○	○			○	○	○
大阪府	河内長野市	○	○		○			○			
大阪府	松原市	○		○		○				○	
大阪府	大東市			○					○		
大阪府	和泉市	○		○						○	
大阪府	箕面市		○	○	○	○		○			
大阪府	柏原市	○								○	
大阪府	羽曳野市				○					○	
大阪府	門真市	○								○	
大阪府	摂津市	○		○	○				○	○	
大阪府	高石市					○					○
大阪府	藤井寺市						○			○	
大阪府	東大阪市					○			○		
大阪府	泉南市	○			○				○	○	
大阪府	四條畷市	○		○					○	○	
大阪府	交野市	○							○	○	
大阪府	大阪狭山市						○	○			
大阪府	阪南市					○		○			
大阪府	島本町		○		○			○		○	
大阪府	豊能町	○		○				○			
大阪府	能勢町	○						○	○		
大阪府	忠岡町					○			○	○	
大阪府	熊取町	○							○	○	
大阪府	田尻町	○						○			
大阪府	岬町						○			○	
大阪府	太子町	○								○	
大阪府	河南町						○			○	
大阪府	千早赤阪村	○									○
兵庫県	姫路市	○								○	
兵庫県	尼崎市	○		○	○			○		○	
兵庫県	明石市	○		○							○
兵庫県	西宮市	○		○	○				○		
兵庫県	洲本市			○				○			
兵庫県	芦屋市	○		○				○			
兵庫県	伊丹市	○	○		○			○			
兵庫県	相生市	○		○	○			○	○	○	
兵庫県	豊岡市	○		○	○					○	
兵庫県	加古川市	○		○				○	○	○	
兵庫県	赤穂市	○		○	○			○			

都道府県名	市区町村名	問2 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定について									
		(1)勤務時間管理や適正な勤務時間の設定に向けて、所管する学校に対して取り組んでいる内容						(2)教師の勤務時間管理の方法について			
		①通常の勤務時間以外の時間帯に「超勤4項目」以外の業務を命ずる場合は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講じている。	②勤務時間外における保護者や外部からの問合せ等に備えた留守番電話の設置や、メールによる連絡対応の体制を整備している。	③学校閉庁日を設定している。	④適正な勤務時間の設定に係る取組について、PTA等の協力も得るため、必要な要請等を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①ICTの活用やタイムカードなどにより、勤務時間を客観的に把握している。	②校長等が現認することにより、勤怠管理の状況を確認している。	③本人からの自己申告により管理している。	④その他
兵庫県	西脇市	○			○			○	○		
兵庫県	宝塚市	○			○			○	○	○	
兵庫県	三木市	○		○	○			○	○		
兵庫県	高砂市	○					○	○	○		
兵庫県	川西市	○		○							○
兵庫県	小野市	○		○				○	○	○	
兵庫県	三田市	○		○	○					○	
兵庫県	加西市			○	○			○			
兵庫県	篠山市	○		○	○			○	○		
兵庫県	養父市			○	○			○	○	○	
兵庫県	丹波市	○		○	○			○	○	○	
兵庫県	南あわじ市	○		○	○			○	○	○	
兵庫県	朝来市			○	○			○			
兵庫県	淡路市	○	○	○	○			○			
兵庫県	宍粟市	○	○	○	○			○	○	○	
兵庫県	加東市	○	○	○	○					○	
兵庫県	たつの市	○		○	○			○	○		
兵庫県	猪名川町	○	○	○	○			○			
兵庫県	多可町	○		○				○	○		
兵庫県	稲美町	○		○	○						○
兵庫県	播磨町	○		○	○			○	○		
兵庫県	市川町			○	○				○	○	
兵庫県	福崎町	○		○	○					○	
兵庫県	神河町	○		○				○			
兵庫県	太子町			○						○	
兵庫県	上郡町			○					○	○	
兵庫県	佐用町	○	○	○	○			○	○	○	
兵庫県	香美町	○		○				○			
兵庫県	新温泉町			○	○			○	○		
奈良県	奈良市			○	○				○	○	
奈良県	大和高田市			○					○		
奈良県	大和郡山市			○					○		
奈良県	天理市	○		○			○		○		
奈良県	橿原市			○					○		
奈良県	桜井市			○					○		
奈良県	五條市								○		
奈良県	御所市	○	○	○	○			○			
奈良県	生駒市	○							○		
奈良県	香芝市				○				○		
奈良県	葛城市		○	○					○		
奈良県	宇陀市	○		○					○	○	
奈良県	山添村								○		
奈良県	平群町				○				○		
奈良県	三郷町								○	○	
奈良県	斑鳩町								○		
奈良県	安堵町								○		
奈良県	川西町							○			
奈良県	三宅町								○		○
奈良県	田原本町								○	○	
奈良県	曾爾村								○		
奈良県	御杖村								○		
奈良県	高取町								○	○	
奈良県	明日香村							○			
奈良県	上牧町		○						○		
奈良県	王寺町			○					○		
奈良県	広陵町								○	○	
奈良県	河合町								○		
奈良県	吉野町								○		
奈良県	大淀町	○							○		
奈良県	下市町								○		
奈良県	黒滝村	○							○		



都道府県名	市区町村名	問2 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定について									
		(1)勤務時間管理や適正な勤務時間の設定に向けて、所管する学校に対して取り組んでいる内容					(2)教師の勤務時間管理の方法について				
		①通常の勤務時間以外の時間帯に「超勤4項目」以外の業務を命ずる場合は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講じている。	②勤務時間外における保護者や外部からの問合せ等に備えた留守番電話の設置や、メールによる連絡対応の体制を整備している。	③学校閉庁日を設定している。	④適正な勤務時間の設定に係る取組について、PTA等の協力も得るため、必要な要請等を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①ICTの活用やタイムカードなどにより、勤務時間を客観的に把握している。	②校長等が現認することにより、勤怠管理の状況を確認している。	③本人からの自己申告により管理している。	④その他
奈良県	天川村		○	○				○			
奈良県	野迫川村					○		○			
奈良県	十津川村						○	○			
奈良県	下北山村						○	○			
奈良県	上北山村						○		○		
奈良県	川上村			○				○			
奈良県	東吉野村						○	○			
奈良県	川西町・三宅町式下中学校組合						○	○			
和歌山県	和歌山市	○		○				○			
和歌山県	海南市				○			○			
和歌山県	橋本市	○							○		
和歌山県	有田市			○				○	○		
和歌山県	御坊市						○	○			
和歌山県	田辺市			○				○			
和歌山県	新宮市	○						○			
和歌山県	紀の川市	○		○				○	○		
和歌山県	岩出市	○							○		
和歌山県	紀美野町	○						○			
和歌山県	かつらぎ町						○	○			
和歌山県	九度山町	○						○			
和歌山県	高野町	○						○			
和歌山県	湯浅町	○	○		○			○	○		
和歌山県	広川町	○						○			
和歌山県	有田川町	○						○			
和歌山県	美浜町	○		○					○		
和歌山県	日高町						○	○			
和歌山県	由良町	○						○			
和歌山県	印南町					○		○	○		
和歌山県	みなべ町			○				○			
和歌山県	日高川町						○	○	○		
和歌山県	白浜町	○						○			
和歌山県	上富田町	○						○			
和歌山県	すさみ町	○						○			
和歌山県	那智勝浦町	○						○			
和歌山県	太地町		○					○			
和歌山県	古座川町	○						○		○	
和歌山県	北山村						○		○		
和歌山県	串本町						○	○			
鳥取県	鳥取市	○		○				○			
鳥取県	米子市	○						○			
鳥取県	倉吉市	○						○			
鳥取県	境港市	○						○			
鳥取県	岩美町			○					○		
鳥取県	若桜町						○	○			
鳥取県	智頭町	○		○				○			
鳥取県	八頭町	○		○		○			○		
鳥取県	三朝町	○						○			
鳥取県	湯梨浜町	○						○	○		
鳥取県	琴浦町			○					○		
鳥取県	北栄町			○				○			
鳥取県	日吉津村			○				○			
鳥取県	大山町	○		○				○			
鳥取県	南部町	○		○	○			○	○		
鳥取県	伯耆町			○				○			
鳥取県	日南町			○				○			
鳥取県	日野町	○		○				○	○		
鳥取県	江府町			○				○			
島根県	松江市			○	○			○			
島根県	浜田市			○					○		

都道府県名	市区町村名	問2 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定について									
		(1)勤務時間管理や適正な勤務時間の設定に向けて、所管する学校に対して取り組んでいる内容						(2)教師の勤務時間管理の方法について			
		①通常の勤務時間以外の時間帯に「超勤4項目」以外の業務を命ずる場合は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講じている。	②勤務時間外における保護者や外部からの問合せ等に備えた留守番電話の設置や、メールによる連絡対応の体制を整備している。	③学校閉庁日を設定している。	④適正な勤務時間の設定に係る取組について、PTA等の協力も得るため、必要な要請等を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①ICTの活用やタイムカードなどにより、勤務時間を客観的に把握している。	②校長等が現認することにより、勤怠管理の状況を確認している。	③本人からの自己申告により管理している。	④その他
島根県	出雲市			○				○			
島根県	益田市	○		○						○	
島根県	大田市			○					○	○	
島根県	安来市			○					○		
島根県	江津市			○					○		
島根県	雲南市			○					○	○	
島根県	奥出雲町							○		○	
島根県	飯南町			○					○		
島根県	川本町			○						○	
島根県	美郷町			○				○	○		
島根県	邑南町			○						○	
島根県	津和野町			○				○	○		
島根県	吉賀町			○						○	
島根県	海士町							○		○	
島根県	西ノ島町							○		○	
島根県	知夫村	○							○		
島根県	隠岐の島町							○		○	
岡山県	倉敷市			○					○	○	
岡山県	津山市	○		○				○	○	○	
岡山県	玉野市	○	○	○	○					○	
岡山県	笠岡市	○		○				○	○		
岡山県	井原市	○		○	○			○	○		
岡山県	総社市	○	○	○					○	○	
岡山県	高梁市	○		○						○	
岡山県	新見市	○		○						○	
岡山県	備前市			○				○	○	○	
岡山県	瀬戸内市	○		○	○	○				○	
岡山県	赤磐市	○	○	○				○		○	
岡山県	真庭市			○				○			
岡山県	美作市			○				○	○		
岡山県	浅口市		○	○					○		
岡山県	和気町	○		○				○	○		
岡山県	早島町	○	○	○						○	
岡山県	里庄町	○		○				○			
岡山県	矢掛町			○				○	○		
岡山県	新庄村			○					○	○	
岡山県	鏡野町			○					○	○	
岡山県	勝央町	○		○	○			○	○		
岡山県	奈義町				○				○		
岡山県	西粟倉村			○				○			
岡山県	久米南町	○							○		
岡山県	美咲町			○				○	○		
岡山県	吉備中央町			○				○			
広島県	呉市			○				○			
広島県	竹原市	○		○						○	
広島県	三原市	○		○						○	
広島県	尾道市	○		○	○				○	○	
広島県	福山市	○	○	○	○					○	
広島県	府中市			○						○	
広島県	三次市	○			○			○	○		
広島県	庄原市	○		○					○	○	
広島県	大竹市	○		○				○	○		
広島県	東広島市			○					○	○	
広島県	廿日市市			○						○	
広島県	安芸高田市	○		○	○				○	○	
広島県	江田島市	○						○			
広島県	府中町			○				○			
広島県	海田町			○				○			
広島県	熊野町			○						○	
広島県	坂町							○			
広島県	安芸太田町	○		○				○		○	

都道府県名	市区町村名	問2 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定について									
		(1)勤務時間管理や適正な勤務時間の設定に向けて、所管する学校に対して取り組んでいる内容						(2)教師の勤務時間管理の方法について			
		①通常の勤務時間以外の時間帯に「超勤4項目」以外の業務を命ずる場合は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講じている。	②勤務時間外における保護者や外部からの問合せ等に備えた留守番電話の設置や、メールによる連絡対応の体制を整備している。	③学校閉庁日を設定している。	④適正な勤務時間の設定に係る取組について、PTA等の協力も得るため、必要な要請等を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①ICTの活用やタイムカードなどにより、勤務時間を客観的に把握している。	②校長等が現認することにより、勤怠管理の状況を確認している。	③本人からの自己申告により管理している。	④その他
広島県	北広島町	○		○					○	○	
広島県	大崎上島町	○	○	○				○	○		
広島県	世羅町			○	○			○	○		
広島県	神石高原町		○	○				○			
山口県	下関市	○		○				○			
山口県	宇部市	○		○				○	○		
山口県	山口市	○		○				○			
山口県	萩市	○		○					○	○	
山口県	防府市	○		○				○	○	○	
山口県	下松市	○		○	○			○			
山口県	岩国市	○		○	○			○	○	○	
山口県	光市	○		○	○				○	○	
山口県	長門市	○		○				○		○	
山口県	柳井市	○		○				○			
山口県	美祢市	○		○				○			
山口県	周南市	○		○				○	○	○	
山口県	山陽小野田市	○		○				○	○		
山口県	周防大島町	○		○				○	○	○	
山口県	和木町			○				○	○		
山口県	上関町							○	○	○	
山口県	田布施町			○				○			
山口県	平生町							○		○	
山口県	阿武町			○						○	
徳島県	徳島市	○							○	○	
徳島県	鳴門市							○	○		
徳島県	小松島市	○							○	○	
徳島県	阿南市							○	○		
徳島県	吉野川市	○		○					○		
徳島県	阿波市							○	○		
徳島県	美馬市	○							○		
徳島県	三好市						○		○	○	
徳島県	勝浦町							○		○	
徳島県	上勝町							○		○	
徳島県	佐那河内村							○	○		
徳島県	石井町			○					○		
徳島県	神山町			○					○		
徳島県	那賀町							○		○	
徳島県	牟岐町							○	○	○	
徳島県	美波町							○	○	○	
徳島県	海陽町	○							○		
徳島県	松茂町	○							○		
徳島県	北島町	○					○		○		
徳島県	藍住町							○	○		
徳島県	板野町							○	○		
徳島県	上板町						○			○	○
徳島県	つるぎ町			○						○	
徳島県	東みよし町	○	○	○	○			○			
香川県	高松市			○				○			
香川県	丸亀市	○		○				○			
香川県	坂出市			○				○		○	
香川県	善通寺市			○					○		
香川県	観音寺市			○					○	○	
香川県	さぬき市	○		○	○				○		
香川県	東かがわ市			○				○			
香川県	三豊市	○		○				○	○		
香川県	土庄町			○			○	○			
香川県	小豆島町						○	○	○		
香川県	三木町		○	○					○		
香川県	直島町	○		○					○	○	
香川県	宇多津町		○	○					○		

都道府県名	市区町村名	問2 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定について									
		(1)勤務時間管理や適正な勤務時間の設定に向けて、所管する学校に対して取り組んでいる内容						(2)教師の勤務時間管理の方法について			
		①通常の勤務時間以外の時間帯に「超勤4項目」以外の業務を命ずる場合は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講じている。	②勤務時間外における保護者や外部からの問合せ等に備えた留守番電話の設置や、メールによる連絡対応の体制を整備している。	③学校閉庁日を設定している。	④適正な勤務時間の設定に係る取組について、PTA等の協力も得るため、必要な要請等を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①ICTの活用やタイムカードなどにより、勤務時間を客観的に把握している。	②校長等が現認することにより、勤怠管理の状況を確認している。	③本人からの自己申告により管理している。	④その他
香川県	綾川町	○	○	○						○	
香川県	琴平町	○		○						○	
香川県	多度津町			○						○	
香川県	まんのう町	○								○	○
愛媛県	松山市			○	○	○			○		
愛媛県	今治市	○		○					○	○	
愛媛県	宇和島市	○	○	○					○	○	
愛媛県	八幡浜市	○	○	○	○				○	○	
愛媛県	新居浜市	○		○					○	○	○
愛媛県	西条市			○					○		
愛媛県	大洲市			○						○	
愛媛県	伊予市	○				○			○	○	○
愛媛県	四国中央市	○		○					○	○	○
愛媛県	西予市							○	○	○	
愛媛県	東温市							○	○		
愛媛県	上島町			○						○	
愛媛県	久万高原町	○	○	○					○		
愛媛県	松前町			○					○		
愛媛県	砥部町			○					○		
愛媛県	内子町			○					○	○	
愛媛県	伊方町			○					○		
愛媛県	松野町							○		○	
愛媛県	鬼北町			○					○		
愛媛県	愛南町			○					○		
高知県	高知市					○			○		
高知県	室戸市			○					○		
高知県	安芸市		○						○		
高知県	南国市			○					○		
高知県	土佐市			○					○		
高知県	須崎市			○		○			○		
高知県	宿毛市							○	○		
高知県	土佐清水市			○					○		○
高知県	四万十市					○			○		
高知県	香南市			○					○	○	
高知県	香美市			○					○		
高知県	東洋町							○	○		
高知県	奈半利町			○					○		
高知県	田野町							○	○		
高知県	安田町							○	○	○	
高知県	北川村							○	○		
高知県	馬路村							○		○	
高知県	芸西村							○	○		
高知県	本山町	○		○							○
高知県	大豊町			○					○		
高知県	土佐町			○					○		
高知県	大川村		○	○					○		
高知県	いの町	○		○					○		
高知県	仁淀川町			○					○		
高知県	中土佐町		○	○					○		○
高知県	佐川町			○						○	
高知県	越知町			○		○				○	
高知県	梲原町					○			○	○	
高知県	日高村			○					○		
高知県	津野町	○		○					○	○	
高知県	四万十町			○							○
高知県	大月町	○		○					○	○	
高知県	三原村	○							○	○	
高知県	黒潮町			○					○		
福岡県	大牟田市	○	○						○	○	
福岡県	久留米市	○			○					○	
福岡県	直方市	○							○	○	

都道府県名	市区町村名	問2 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定について									
		(1) 勤務時間管理や適正な勤務時間の設定に向けて、所管する学校に対して取り組んでいる内容						(2) 教師の勤務時間管理の方法について			
		①通常の勤務時間以外の時間帯に「超勤4項目」以外の業務を命ずる場合は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講じている。	②勤務時間外における保護者や外部からの問合せ等に備えた留守番電話の設置や、メールによる連絡対応の体制を整備している。	③学校閉庁日を設定している。	④適正な勤務時間の設定に係る取組について、PTA等の協力も得るため、必要な要請等を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①ICTの活用やタイムカードなどにより、勤務時間を客観的に把握している。	②校長等が現認することにより、勤怠管理の状況を確認している。	③本人からの自己申告により管理している。	④その他
福岡県	飯塚市	○						○			
福岡県	田川市			○				○			
福岡県	柳川市	○						○			
福岡県	八女市	○						○	○		
福岡県	筑後市						○		○		
福岡県	大川市	○								○	
福岡県	行橋市	○	○						○		
福岡県	豊前市					○			○		
福岡県	中間市			○					○		
福岡県	小郡市			○					○		
福岡県	筑紫野市						○	○			
福岡県	春日市			○					○	○	
福岡県	大野城市						○		○		
福岡県	宗像市			○				○			
福岡県	太宰府市	○		○	○					○	
福岡県	古賀市	○		○					○	○	
福岡県	福津市			○					○		
福岡県	うきは市							○	○		
福岡県	宮若市	○	○					○			
福岡県	嘉麻市						○		○	○	
福岡県	朝倉市	○						○			
福岡県	みやま市	○							○		
福岡県	糸島市			○				○			
福岡県	那珂川町	○							○		
福岡県	宇美町			○				○	○		
福岡県	篠栗町						○		○		
福岡県	志免町	○		○				○	○		
福岡県	須恵町		○						○		
福岡県	新宮町			○		○		○	○		
福岡県	久山町			○					○		
福岡県	粕屋町			○					○		
福岡県	芦屋町			○				○			
福岡県	水巻町	○							○		
福岡県	岡垣町						○		○		
福岡県	遠賀町					○			○		
福岡県	小竹町						○		○		
福岡県	鞍手町						○		○		
福岡県	桂川町	○							○		
福岡県	筑前町	○		○					○		
福岡県	東峰村				○				○		
福岡県	大刀洗町						○		○		
福岡県	大木町			○					○		
福岡県	広川町	○							○		
福岡県	香春町			○				○			
福岡県	添田町						○		○		
福岡県	糸田町	○							○	○	
福岡県	川崎町			○				○			
福岡県	大任町	○							○		
福岡県	赤村						○		○		
福岡県	福智町			○					○		
福岡県	苅田町	○								○	
福岡県	みやこ町			○					○		
福岡県	吉富町					○			○		
福岡県	上毛町			○					○		
福岡県	築上町	○							○	○	
佐賀県	佐賀市	○	○					○			
佐賀県	唐津市	○		○					○	○	
佐賀県	鳥栖市	○		○	○			○	○	○	
佐賀県	多久市	○		○				○			
佐賀県	伊万里市	○						○	○		
佐賀県	武雄市	○		○				○	○		

都道府県名	市区町村名	問2 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定について									
		(1)勤務時間管理や適正な勤務時間の設定に向けて、所管する学校に対して取り組んでいる内容					(2)教師の勤務時間管理の方法について				
		①通常の勤務時間以外の時間帯に「超勤4項目」以外の業務を命ずる場合は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講じている。	②勤務時間外における保護者や外部からの問合せ等に備えた留守番電話の設置や、メールによる連絡対応の体制を整備している。	③学校閉庁日を設定している。	④適正な勤務時間の設定に係る取組について、PTA等の協力も得るため、必要な要請等を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①ICTの活用やタイムカードなどにより、勤務時間を客観的に把握している。	②校長等が現認することにより、勤怠管理の状況を確認している。	③本人からの自己申告により管理している。	④その他
佐賀県	鹿島市			○			○				
佐賀県	小城市			○			○				
佐賀県	嬉野市	○		○	○		○	○			
佐賀県	神埼市	○						○			
佐賀県	吉野ヶ里町	○		○	○			○			
佐賀県	基山町	○		○					○		
佐賀県	上峰町			○				○	○		
佐賀県	みやき町			○				○			
佐賀県	玄海町			○	○		○	○	○		
佐賀県	有田町	○			○				○		
佐賀県	大町町	○		○				○	○		
佐賀県	江北町						○	○	○		
佐賀県	白石町		○	○	○		○	○			
佐賀県	太良町				○		○		○		
長崎県	長崎市	○		○			○	○			
長崎県	佐世保市	○	○	○			○	○			
長崎県	島原市			○					○		
長崎県	諫早市	○	○	○					○		
長崎県	大村市			○					○		
長崎県	平戸市	○			○			○	○		
長崎県	松浦市			○					○		
長崎県	対馬市	○		○					○		
長崎県	壱岐市			○					○		
長崎県	五島市	○		○			○	○	○		
長崎県	西海市			○				○	○		
長崎県	雲仙市	○		○				○	○		
長崎県	南島原市	○		○				○	○		
長崎県	長与町	○		○			○	○			
長崎県	時津町	○		○			○				
長崎県	東彼杵町	○		○				○	○		
長崎県	川棚町			○			○				
長崎県	波佐見町			○				○			
長崎県	小値賀町			○				○			
長崎県	佐々町	○		○				○	○		
長崎県	新上五島町	○		○				○	○		
熊本県	八代市			○			○				
熊本県	人吉市	○		○			○	○			
熊本県	荒尾市	○		○			○				
熊本県	水俣市			○				○	○		
熊本県	玉名市			○			○				
熊本県	山鹿市	○						○	○		
熊本県	菊池市		○	○	○		○	○	○		
熊本県	宇土市	○		○			○	○	○		
熊本県	上天草市	○		○	○		○	○			
熊本県	宇城市	○		○			○	○	○		
熊本県	阿蘇市	○		○			○				
熊本県	天草市	○			○		○				
熊本県	合志市			○			○				
熊本県	美里町			○			○		○		
熊本県	玉東町			○			○	○			
熊本県	南関町		○				○	○	○		
熊本県	長洲町			○			○				
熊本県	和水町						○				
熊本県	大津町			○			○	○			
熊本県	菊陽町		○	○			○	○			
熊本県	南小国町			○			○				
熊本県	小国町		○				○				
熊本県	産山村								○		
熊本県	高森町			○		○	○				
熊本県	西原村	○		○	○		○	○	○		
熊本県	南阿蘇村						○	○			

都道府県名	市区町村名	問2 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定について									
		(1)勤務時間管理や適正な勤務時間の設定に向けて、所管する学校に対して取り組んでいる内容					(2)教師の勤務時間管理の方法について				
		①通常の勤務時間以外の時間帯に「超勤4項目」以外の業務を命ずる場合は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講じている。	②勤務時間外における保護者や外部からの問合せ等に備えた留守番電話の設置や、メールによる連絡対応の体制を整備している。	③学校閉庁日を設定している。	④適正な勤務時間の設定に係る取組について、PTA等の協力も得るため、必要な要請等を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①ICTの活用やタイムカードなどにより、勤務時間を客観的に把握している。	②校長等が現認することにより、勤怠管理の状況を確認している。	③本人からの自己申告により管理している。	④その他
熊本県	御船町			○			○				
熊本県	嘉島町			○			○				
熊本県	益城町			○			○	○			
熊本県	甲佐町			○			○				
熊本県	山都町			○			○	○			
熊本県	氷川町	○		○	○		○	○			
熊本県	芦北町					○	○	○			
熊本県	津奈木町						○				
熊本県	錦町	○		○			○	○	○		
熊本県	多良木町		○				○				
熊本県	湯前町						○		○		
熊本県	水上村		○	○			○				
熊本県	相良村	○					○	○	○		
熊本県	五木村		○				○				
熊本県	山江村	○	○				○				
熊本県	球磨村			○			○	○			
熊本県	あさぎり町			○			○		○		
熊本県	苓北町			○			○				
大分県	大分市		○	○	○	○	○		○	○	
大分県	別府市					○		○			
大分県	中津市			○	○		○		○		
大分県	日田市	○		○				○			
大分県	佐伯市			○					○	○	
大分県	臼杵市	○		○				○			
大分県	津久見市			○					○		
大分県	竹田市	○		○					○		
大分県	豊後高田市	○			○		○	○			
大分県	杵築市			○			○				
大分県	宇佐市	○		○				○			
大分県	豊後大野市	○			○		○				
大分県	由布市	○	○	○				○	○		
大分県	国東市	○		○	○		○		○		
大分県	姫島村						○	○	○		
大分県	日出町						○		○		
大分県	九重町	○		○			○				
大分県	玖珠町			○			○				
宮崎県	宮崎市	○		○	○		○	○			
宮崎県	都城市	○			○			○			
宮崎県	延岡市			○				○	○		
宮崎県	日南市			○					○		
宮崎県	小林市					○		○	○		
宮崎県	日向市			○			○		○		
宮崎県	串間市			○			○				
宮崎県	西都市			○			○				
宮崎県	えびの市			○			○		○		
宮崎県	三股町			○	○			○	○		
宮崎県	高原町	○		○			○				
宮崎県	国富町	○			○			○	○		
宮崎県	綾町			○			○				
宮崎県	高鍋町			○			○				
宮崎県	新富町	○					○	○			
宮崎県	西米良村						○	○			
宮崎県	木城町					○				○	
宮崎県	川南町			○			○				
宮崎県	都農町			○	○			○			
宮崎県	門川町	○		○				○			
宮崎県	諸塚村						○	○	○		
宮崎県	椎葉村			○			○	○			
宮崎県	美郷町			○			○				
宮崎県	高千穂町						○		○		
宮崎県	日之影町						○		○		

都道府県名	市区町村名	問2 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定について									
		(1)勤務時間管理や適正な勤務時間の設定に向けて、所管する学校に対して取り組んでいる内容						(2)教師の勤務時間管理の方法について			
		①通常の勤務時間以外の時間帯に「超勤4項目」以外の業務を命ずる場合は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講じている。	②勤務時間外における保護者や外部からの問合せ等に備えた留守番電話の設置や、メールによる連絡対応の体制を整備している。	③学校閉庁日を設定している。	④適正な勤務時間の設定に係る取組について、PTA等の協力も得るため、必要な要請等を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①ICTの活用やタイムカードなどにより、勤務時間を客観的に把握している。	②校長等が現認することにより、勤怠管理の状況を確認している。	③本人からの自己申告により管理している。	④その他
宮崎県	五ヶ瀬町			○				○			
鹿児島県	鹿児島市					○		○			
鹿児島県	鹿屋市	○		○				○			
鹿児島県	枕崎市					○			○		
鹿児島県	阿久根市	○			○	○		○	○	○	
鹿児島県	出水市	○						○	○		
鹿児島県	指宿市				○			○			
鹿児島県	西之表市	○			○					○	
鹿児島県	垂水市			○				○			
鹿児島県	薩摩川内市				○			○	○	○	
鹿児島県	日置市				○			○	○	○	
鹿児島県	曾於市		○	○				○			
鹿児島県	霧島市	○		○		○		○		○	
鹿児島県	いちき串木野市						○			○	
鹿児島県	南さつま市	○						○	○		
鹿児島県	志布志市	○		○				○	○		
鹿児島県	奄美市	○								○	
鹿児島県	南九州市						○			○	
鹿児島県	伊佐市	○		○				○	○	○	
鹿児島県	始良市			○				○	○	○	
鹿児島県	三島村				○			○	○		
鹿児島県	十島村			○						○	
鹿児島県	さつま町	○						○	○	○	
鹿児島県	長島町				○					○	
鹿児島県	湧水町			○						○	
鹿児島県	大崎町			○	○					○	
鹿児島県	東串良町		○					○			
鹿児島県	錦江町			○					○		
鹿児島県	南大隅町				○				○		
鹿児島県	肝付町	○							○		
鹿児島県	中種子町	○			○			○			
鹿児島県	南種子町					○		○			
鹿児島県	屋久島町						○			○	
鹿児島県	大和村						○			○	
鹿児島県	宇検村	○	○					○			
鹿児島県	瀬戸内町	○							○		
鹿児島県	龍郷町	○							○	○	
鹿児島県	喜界町	○							○	○	
鹿児島県	徳之島町				○					○	
鹿児島県	天城町						○			○	
鹿児島県	伊仙町	○		○					○	○	
鹿児島県	和泊町	○			○			○	○		
鹿児島県	知名町	○						○			
鹿児島県	与論町	○						○		○	
沖縄県	那覇市							○			
沖縄県	宜野湾市					○		○			
沖縄県	石垣市						○	○			
沖縄県	浦添市						○	○			
沖縄県	名護市	○							○		
沖縄県	糸満市			○						○	
沖縄県	沖縄市					○		○			
沖縄県	豊見城市					○		○			
沖縄県	うるま市	○						○			
沖縄県	宮古島市				○				○	○	
沖縄県	南城市			○	○					○	
沖縄県	国頭村			○				○			
沖縄県	大宜味村								○		
沖縄県	東村							○	○		
沖縄県	今帰仁村							○			
沖縄県	本部町							○			



都道府県名	市区町村名	問2 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定について									
		(1) 勤務時間管理や適正な勤務時間の設定に向けて、所管する学校に対して取り組んでいる内容						(2) 教師の勤務時間管理の方法について			
		①通常の勤務時間以外の時間帯に「超勤4項目」以外の業務を命ずる場合は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講じている。	②勤務時間外における保護者や外部からの問合せ等に備えた留守番電話の設置や、メールによる連絡対応の体制を整備している。	③学校閉庁日を設定している。	④適正な勤務時間の設定に係る取組について、PTA等の協力も得るため、必要な要請等を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①ICTの活用やタイムカードなどにより、勤務時間を客観的に把握している。	②校長等が現認することにより、勤怠管理の状況を確認している。	③本人からの自己申告により管理している。	④その他
沖縄県	恩納村						○	○			
沖縄県	宜野座村						○		○		
沖縄県	金武町			○				○			
沖縄県	伊江村							○	○		
沖縄県	読谷村							○	○		
沖縄県	嘉手納町	○						○	○		
沖縄県	北谷町					○		○	○		
沖縄県	北中城村							○	○	○	
沖縄県	中城村							○	○		
沖縄県	西原町						○			○	○
沖縄県	与那原町							○	○	○	
沖縄県	南風原町						○		○	○	
沖縄県	渡嘉敷村							○		○	○
沖縄県	座間味村			○					○		
沖縄県	粟国村							○	○		○
沖縄県	渡名喜村							○	○		
沖縄県	南大東村							○	○	○	
沖縄県	北大東村					○			○	○	○
沖縄県	伊平屋村	○							○		
沖縄県	伊是名村							○		○	
沖縄県	久米島町						○			○	○
沖縄県	八重瀬町							○	○	○	
沖縄県	多良間村					○				○	
沖縄県	竹富町							○		○	
沖縄県	与那国町							○		○	
合計		776	201	1039	271	112	273	696	979	711	82

都道府県名	市区町村名	問3 働き方に関する意識改革								問4 業務改善の定量的なフォローアップ							
		①管理職を対象としたマネジメント能力を養成する研修を実施している。	②管理職への登用の際、マネジメント能力を適正に評価するよう工夫している。	③教職員全体に対して働き方に関する研修を実施している。	④学校の重点目標や経営方針に、教職員の方に関する視点を取り入れている。	⑤教職員の人事評価において、担当業務の適正化の取組を評価項目としている。	⑥業務改善や教職員の働き方に関する項目を学業評価に位置付けている。	⑦業務改善の取組について、毎年度実施する教員自己点検・評価の中に取り上げている。	⑧特に取り組んでいない。	(1)各学校における業務改善の状況に係る教育委員会の定量的なフォローアップについて、定量的にフォローアップしている。	(1)定量的にフォローアップしているを選択した場合)(2)定量的にフォローアップしている項目について	①勤務時間に関するもの	②教員意識や負担に関するもの	③事務作業の時間に関するもの	④ICT等の活用に関するもの	⑤部活動に関するもの	⑥業務改善による教面での効果に関するもの
北海道	函館市	○			○	○			○		○				○		
北海道	小樽市	○			○						-	-	-	-	-	-	-
北海道	旭川市	○							○								○
北海道	室蘭市				○	○			○		○	○	○	○	○	○	
北海道	釧路市								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	帯広市							○	○		○	○					
北海道	北見市							○	○				○				
北海道	夕張市								○			○				○	
北海道	岩見沢市	○									-	-	-	-	-	-	-
北海道	網走市				○	○					-	-	-	-	-	-	-
北海道	留萌市				○						-	-	-	-	-	-	-
北海道	苫小牧市					○			○				○				
北海道	稚内市							○	○			○					
北海道	美唄市							○			-	-	-	-	-	-	-
北海道	芦別市			○	○				○			○				○	
北海道	江別市	○									-	-	-	-	-	-	-
北海道	赤平市								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	紋別市								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	士別市								○					○			○
北海道	名寄市	○			○				○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	三笠市								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	根室市	○			○						-	-	-	-	-	-	-
北海道	千歳市		○														
北海道	滝川市								○		○		○				
北海道	砂川市								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	歌志内市								○				○				
北海道	深川市								○								○
北海道	富良野市	○		○	○						-	-	-	-	-	-	-
北海道	登別市								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	恵庭市								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	伊達市							○			○						
北海道	北広島市	○									-	-	-	-	-	-	-
北海道	石狩市								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	北斗市								○				○	○			
北海道	当別町	○	○	○							○	○	○	○	○	○	
北海道	新篠津村								○					○			
北海道	松前町								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	福島町		○								-	-	-	-	-	-	-
北海道	知内町								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	木古内町				○						-	-	-	-	-	-	-
北海道	七飯町	○			○						-	-	-	-	-	-	-
北海道	鹿部町								○				○	○			
北海道	森町	○									-	-	-	-	-	-	-
北海道	八雲町	○			○								○	○	○		
北海道	長万部町								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	江差町				○	○					-	-	-	-	-	-	-
北海道	上ノ国町								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	厚沢部町					○			○					○			
北海道	乙部町								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	奥尻町				○						-	-	-	-	-	-	-
北海道	今金町				○	○					-	-	-	-	-	-	-
北海道	せたな町								○		○	○		○			
北海道	島牧村				○				○			○			○		
北海道	寿都町								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	黒松内町								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	蘭越町								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	二セコ町								○			○		○			
北海道	真狩村								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	留寿都村	○											○				
北海道	喜茂別町			○							-	-	-	-	-	-	-
北海道	京極町				○						-	-	-	-	-	-	-

都道府県名	市区町村名	問3 働き方に関する意識改革								問4 業務改善の定量的なフォローアップ							
		①管理職を対象としたマネジメント能力を養成する研修を実施している。	②管理職への登用の際、マネジメント能力を適正に評価するよう工夫している。	③教職員全体に対して働き方に関する研修を実施している。	④学校の重点目標や経営方針に、教職員の方に関する視点を取り入れている。	⑤教職員の人事評価において、担当業務の適正化の取組を評価項目としている。	⑥業務改善や教職員の働き方に関する項目を学業評価に位置付けている。	⑦業務改善の取組について、毎年度実施する教育委員会自己点検・評価の中に取り上げている。	⑧特に取り組んでいない。	(1)各学校における業務改善の状況に係る教育委員会の定量的なフォローアップについて、定量的にフォローアップしている。	(1)定量的にフォローアップしているを選択した場合)(2)定量的にフォローアップしている項目について	①勤務時間に関するもの	②教職員の意識や負担に関するもの	③業務の時間に関するもの	④ICT等の活用に関するもの	⑤部活動に関するもの	⑥業務改善による教育面の効果に関するもの
北海道	倶知安町								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	共和町								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	岩内町								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	泊村				○	○					-	-	-	-	-	-	-
北海道	神恵内村				○						-	-	-	-	-	-	-
北海道	積丹町								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	古平町								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	仁木町								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	余市町								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	赤井川村				○	○					-	-	-	-	-	-	-
北海道	南幌町		○		○						-	-	-	-	-	-	-
北海道	奈井江町		○	○		○					-	-	-	-	-	-	-
北海道	上砂川町								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	由仁町								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	長沼町		○		○						-	-	-	-	-	-	-
北海道	栗山町								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	月形町								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	浦臼町								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	新十津川町								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	妹背牛町								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	秩父別町								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	雨竜町	○									-	-	-	-	-	-	-
北海道	北竜町								○	○	○			○	○		
北海道	沼田町								○	○	○						
北海道	鷹栖町								○	○		○			○		
北海道	東神楽町	○		○	○			○	○	○			○			○	
北海道	当麻町	○	○							○			○	○			
北海道	比布町								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	愛別町							○		○	○		○	○			
北海道	上川町								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	東川町								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	美瑛町								○	○	-	-	-	-	-	-	-
北海道	上富良野町	○				○					-	-	-	-	-	-	-
北海道	中富良野町	○									-	-	-	-	-	-	-
北海道	南富良野町								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	占冠村								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	和寒町								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	剣淵町								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	下川町	○							○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	美深町								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	音威子府村								○	○	○			○			
北海道	中川町								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	幌加内町								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	増毛町								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	小平町		○								-	-	-	-	-	-	-
北海道	苫前町								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	羽幌町					○	○			○		○				○	
北海道	初山別村					○				○		○					
北海道	遠別町								○	○				○			
北海道	天塩町								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	猿払村								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	浜頓別町								○	○					○		
北海道	中頓別町							○			-	-	-	-	-	-	-
北海道	枝幸町								○	○				○			
北海道	豊富町				○						-	-	-	-	-	-	-
北海道	礼文町								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	利尻町								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	利尻富士町								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	幌延町								○		-	-	-	-	-	-	-
北海道	美幌町				○						-	-	-	-	-	-	-
北海道	津別町								○		-	-	-	-	-	-	-

都道府県名	市区町村名	問3 働き方に関する意識改革							問4 業務改善の定量的なフォローアップ								
		①管理職を対象としたマネジメント能力を養成する研修を実施している。	②管理職への登用の際、マネジメント能力を適正に評価するよう工夫している。	③教員全体に対して働き方に関する研修を実施している。	④学校の重点目標や経営方針に、教職員の方に関する視点を盛り入れている。	⑤教職員の人事評価において、担当業務の適正化の取組を評価項目としている。	⑥業務改善や教職員の働き方に関する項目を学業評価に位置付けている。	⑦業務改善の取組について、毎年度実施する教育委員会自己点検・評価の中に取り上げている。	⑧特に取り組んでいない。	(1)各学校における業務改善の状況に係る教育委員会の定量的なフォローアップについて、定量的にフォローアップしている。	(1)定量的にフォローアップしているを選択した場合)(2)定量的にフォローアップしている項目について	①勤務時間に関するもの	②教員意や負担に関するもの	③事務作業の時間に関するもの	④ICT等の活用に関するもの	⑤部活動に関するもの	⑥業務改善による教育面の効果に関するもの
北海道	斜里町							○	○	-	-	-	○	-	-	-	-
北海道	清里町					○				-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	小清水町							○		-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	訓子府町					○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
北海道	置戸町								○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	佐呂間町								○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	遠軽町								○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	湧別町								○	○	○		○				
北海道	滝上町								○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	興部町								○	-	-	-	○	-	-	-	-
北海道	西興部村	○			○	○		○		-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	雄武町								○	○	○		○				
北海道	大空町								○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	豊浦町								○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	壮瞥町	○		○		○			○	-	○						
北海道	白老町				○				○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	厚真町							○		-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	洞爺湖町								○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	安平町								○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	むかわ町					○		○	○	-	○				○		
北海道	日高町				○				○	○	○		○		○		
北海道	平取町							○		-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	新冠町				○					-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	浦河町								○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	様似町		○			○			○	-	-	-	○	○			
北海道	えりも町								○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	新ひだか町				○					-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	音更町								○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	士幌町				○	○				-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	上士幌町				○	○			○	○	○			○			
北海道	鹿追町				○	○			○	○	○				○		
北海道	新得町					○				-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	清水町								○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	芽室町								○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	中札内村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				
北海道	更別村	○			○	○				-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	大樹町								○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	広尾町								○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	幕別町				○					-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	池田町								○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	豊頃町	○		○	○				○	-	-	-	○				
北海道	本別町				○					-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	足寄町					○				-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	陸別町				○					-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	浦幌町				○					-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	釧路町			○					○	-	○	○	○				
北海道	厚岸町								○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	浜中町				○				○	-	-	-	○				
北海道	標茶町				○					-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	弟子屈町								○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	鶴居村								○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	白糠町				○					-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	別海町								○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	中標津町								○	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道	標津町				○				○	○	-	-	○				
北海道	羅臼町								○	-	-	-	-	-	-	-	-
青森県	青森市	○			○				○	○	○	○	○	○	○	○	
青森県	弘前市								○	○			○	○			
青森県	八戸市		○		○					-	-	-	-	-	-	-	-
青森県	黒石市								○	-	-	-	-	-	-	-	-
青森県	五所川原市								○	-	-	-	-	-	-	-	-

都道府県名	市区町村名	問3 働き方に関する意識改革								問4 業務改善の定量的なフォローアップ							
		①管理職を対象としたマネジメント能力を養成する研修を実施している。	②管理職への登用の際、マネジメント能力を適正に評価するよう工夫している。	③教職員全体に対して働き方に関する研修を実施している。	④学校の重点目標や経営方針に、教職員の方に関する視点を取り入れている。	⑤教職員の人事評価において、担当業務の適正化の取組を評価項目としている。	⑥業務改善や教職員の働き方に関する項目を学業評価に位置付けている。	⑦業務改善の取組について、毎年度実施する教員自己点検・評価の中に取り上げている。	⑧特に取り組んでいない。	(1)各学校における業務改善の状況に係る教育委員会の定量的なフォローアップについて、定量的にフォローアップしている。	(1)定量的にフォローアップしているを選択した場合)(2)定量的にフォローアップしている項目について	①勤務時間に関するもの	②教職員の意識や負担に関するもの	③業務の時間に関するもの	④ICT等の活用に関するもの	⑤部活動に関するもの	⑥業務改善による教面での効果に関するもの
青森県	十和田市	○								○	-	-	-	-	-	-	-
青森県	三沢市		○		○					○	-	-	○	○	○	-	-
青森県	むつ市							○		○	-	-	-	-	-	-	-
青森県	つがる市					○				○	-	-	-	-	-	-	-
青森県	平川市									○	-	-	-	-	-	-	-
青森県	平内町									○	-	-	-	-	-	-	-
青森県	今別町								○	○	-	-	-	-	-	-	-
青森県	蓬田村									○	-	-	-	○	○	-	-
青森県	外ヶ浜町									○	-	-	-	-	-	-	-
青森県	鱒ヶ沢町									○	-	-	-	-	-	-	-
青森県	深浦町									○	-	-	-	-	-	-	-
青森県	西目屋村		○							○	-	○	○	-	-	-	-
青森県	藤崎町	○	○	○						○	-	-	○	○	-	○	-
青森県	大鰐町									○	-	-	-	-	-	-	-
青森県	田舎館村									○	-	-	-	-	-	-	-
青森県	板柳町									○	-	-	-	-	-	-	-
青森県	鶴田町			○							-	-	-	-	-	-	-
青森県	中泊町					○					-	-	-	-	-	-	-
青森県	野辺地町				○					○	-	-	-	-	-	-	-
青森県	七戸町		○							○	-	○	○	-	-	○	-
青森県	六戸町									○	-	-	-	-	-	-	-
青森県	横浜町									○	-	-	-	-	-	-	-
青森県	東北町									○	-	-	-	○	-	-	-
青森県	六ヶ所村									○	-	-	-	○	-	-	-
青森県	おいらせ町									○	-	-	-	-	-	-	-
青森県	大間町				○					○	-	-	-	-	-	-	-
青森県	東通村			○		○				○	○	○	○	○	○	○	○
青森県	風間浦村									○	-	-	-	○	○	○	-
青森県	佐井村									○	-	-	-	-	-	-	-
青森県	三戸町									○	-	-	-	-	-	-	-
青森県	五戸町									○	-	-	-	-	-	-	-
青森県	田子町									○	-	-	-	-	-	-	-
青森県	南部町									○	-	-	-	-	-	-	-
青森県	階上町									○	-	-	-	-	-	-	-
青森県	新郷村									○	○	○	-	○	○	-	-
岩手県	盛岡市									○	-	-	-	-	-	-	-
岩手県	宮古市	○								○	○	○	-	-	-	-	-
岩手県	大船渡市									○	-	-	-	-	-	-	-
岩手県	花巻市									○	○	○	-	-	-	-	-
岩手県	北上市									○	○	○	-	-	-	-	-
岩手県	久慈市		○								-	-	-	-	-	-	-
岩手県	遠野市									○	○	○	○	○	○	○	-
岩手県	一関市			○						○	○	○	○	○	○	○	-
岩手県	陸前高田市	○									-	-	-	-	-	-	-
岩手県	釜石市	○									-	-	-	-	-	-	-
岩手県	二戸市				○					○	-	-	○	○	○	-	-
岩手県	八幡平市									○	○	○	-	-	-	-	○
岩手県	奥州市									○	-	-	-	-	-	-	-
岩手県	滝沢市	○									-	-	-	-	-	-	-
岩手県	雫石町		○							○	-	○	-	-	-	-	-
岩手県	葛巻町				○						-	-	-	-	-	-	-
岩手県	岩手町				○					○	○	○	-	-	-	-	-
岩手県	紫波町	○	○							○	○	○	-	-	-	-	-
岩手県	矢巾町				○					○	○	○	-	-	○	-	-
岩手県	西和賀町									○	-	-	-	-	-	-	-
岩手県	金ヶ崎町									○	-	-	-	-	-	-	-
岩手県	平泉町				○						-	-	-	-	-	-	-
岩手県	住田町									○	-	-	-	-	-	-	-
岩手県	大槌町	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	-	-	-	-
岩手県	山田町									○	-	-	-	-	-	-	-
岩手県	岩泉町									○	-	-	-	-	-	-	-

都道府県名	市区町村名	問3 働き方に関する意識改革								問4 業務改善の定量的なフォローアップ								
		①管理職を対象としたマネジメント能力を養成する研修を実施している。	②管理職への登用の際、マネジメント能力を適正に評価するよう工夫している。	③教職員全体に対して働き方に関する研修を実施している。	④学校の重点目標や経営方針に、教職員の方に関する視点を取り入れている。	⑤教職員の人事評価において、担当業務の適正化の取組を評価項目としている。	⑥業務改善や教職員の働き方に関する項目を学業評価に位置付けている。	⑦業務改善の取組について、毎年度実施する教員自己点検・評価の中に取り上げている。	⑧特に取り組んでいない。	(1)各学校における業務改善の状況に係る教育委員会の定量的なフォローアップについて、定量的にフォローアップしている。	(①定量的にフォローアップしているを選択した場合)(2)定量的にフォローアップしている項目について	①勤務時間に関するもの	②教職員の意識や負担に関するもの	③事務作業の時間に関するもの	④ICT等の活用に関するもの	⑤部活動に関するもの	⑥業務改善による教育面の効果に関するもの	⑦その他
岩手県	田野畑村							○	○					○				
岩手県	普代村							○										
岩手県	軽米町		○															
岩手県	野田村							○										
岩手県	九戸村							○										
岩手県	洋野町							○										
岩手県	一戸町							○										
宮城県	石巻市							○										
宮城県	塩竈市							○	○	○					○			
宮城県	気仙沼市							○	○	○								
宮城県	白石市							○										
宮城県	名取市				○	○			○					○				
宮城県	角田市	○							○	○					○			
宮城県	多賀城市							○	○					○				
宮城県	岩沼市	○	○	○	○				○	○				○	○			
宮城県	登米市							○										
宮城県	栗原市			○					○	○								
宮城県	東松島市	○	○	○					○	○	○							
宮城県	大崎市	○	○				○		○	○	○							
宮城県	富谷市							○										
宮城県	蔵王町							○		○				○				
宮城県	七ヶ宿町							○										
宮城県	大河原町				○	○			○	○	○			○	○			
宮城県	村田町							○										
宮城県	柴田町							○										
宮城県	川崎町								○									
宮城県	丸森町					○												
宮城県	亘理町		○		○				○	○					○			
宮城県	山元町								○									
宮城県	松島町							○	○						○			
宮城県	七ヶ浜町							○										
宮城県	利府町				○				○	○					○			
宮城県	大和町		○		○	○			○	○	○			○	○			
宮城県	大郷町							○										
宮城県	大衡村				○				○					○	○			
宮城県	色麻町				○				○					○	○			
宮城県	加美町							○										
宮城県	涌谷町					○	○											
宮城県	美里町							○										
宮城県	女川町							○										
宮城県	南三陸町							○										
秋田県	秋田市	○	○															
秋田県	能代市							○										
秋田県	横手市							○										
秋田県	大館市	○	○		○				○	○	○			○	○			
秋田県	男鹿市							○										
秋田県	湯沢市							○							○	○		
秋田県	鹿角市		○		○				○	○					○			
秋田県	由利本荘市					○												
秋田県	潟上市				○				○	○				○	○			
秋田県	大仙市	○	○	○	○				○	○	○			○	○			
秋田県	北秋田市	○	○	○					○									
秋田県	にかほ市							○										
秋田県	仙北市							○										
秋田県	小坂町							○										
秋田県	上小阿仁村							○										
秋田県	藤里町							○										
秋田県	三種町								○					○	○			
秋田県	八峰町							○	○					○				
秋田県	五城目町							○	○	○					○			
秋田県	八郎潟町							○	○	○					○			

都道府県名	市区町村名	問3 働き方に関する意識改革								問4 業務改善の定量的なフォローアップ							
		①管理職を対象としたマネジメント能力を養成する研修を実施している。	②管理職への登用の際、マネジメント能力を適正に評価するよう工夫している。	③教職員全体に対して働き方に関する研修を実施している。	④学校の重点目標や経営方針に、教職員の方に関する視点を取り入れている。	⑤教職員の人事評価において、担当業務の適正化の取組を評価項目としている。	⑥業務改善や教職員の働き方に関する項目を学業評価に位置付けている。	⑦業務改善の取組について、毎年度実施する教育委員会自己点検・評価の中に取り上げている。	⑧特に取り組んでいない。	(1)各学校における業務改善の状況に係る教育委員会の定量的なフォローアップについて、定量的にフォローアップしている。	(1)定量的にフォローアップしているを選択した場合)(2)定量的にフォローアップしている項目について	①勤務時間に関するもの	②教職員の意識や負担に関するもの	③事務作業の時間に関するもの	④ICT等の活用に関するもの	⑤部活動に関するもの	⑥業務改善による教面での効果に関するもの
秋田県	井川町				○		○				-	-	-	-	-	-	-
秋田県	大潟村								○		-	-	-	-	-	-	-
秋田県	美郷町								○		-	-	-	-	-	-	-
秋田県	羽後町				○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
秋田県	東成瀬村		○		○						-	-	-	-	-	-	-
山形県	山形市					○				○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	米沢市				○						-	-	-	-	-	-	-
山形県	鶴岡市	○			○		○			○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	酒田市				○	○					-	-	-	-	-	-	-
山形県	新庄市								○		-	-	-	-	-	-	-
山形県	寒河江市				○						-	-	-	-	-	-	-
山形県	上山市	○								○	○						
山形県	村山市	○							○		○	○					
山形県	長井市	○	○		○		○			○	○	○					
山形県	天童市				○						-	-	-	-	-	-	-
山形県	東根市		○						○		-	-	-	-	-	-	-
山形県	尾花沢市				○		○				-	-	-	-	-	-	-
山形県	南陽市				○		○			○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	山辺町								○	○	○	○					
山形県	中山町								○		-	-	-	-	-	-	-
山形県	河北町	○	○			○					-	-	-	-	-	-	-
山形県	西川町								○		-	-	-	-	-	-	-
山形県	朝日町				○						-	-	-	-	-	-	-
山形県	大江町		○		○			○		○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	大石田町				○	○					-	-	-	-	-	-	-
山形県	金山町							○			-	-	-	-	-	-	-
山形県	最上町	○	○	○				○			-	-	-	-	-	-	-
山形県	舟形町								○		-	-	-	-	-	-	-
山形県	真室川町								○		-	-	-	-	-	-	-
山形県	大蔵村				○						-	-	-	-	-	-	-
山形県	鮭川村				○					○	○					○	
山形県	戸沢村				○	○					-	-	-	-	-	-	-
山形県	高畠町		○								-	-	-	-	-	-	-
山形県	川西町								○		-	-	-	-	-	-	-
山形県	小国町	○									-	-	-	-	-	-	-
山形県	白鷹町								○		-	-	-	-	-	-	-
山形県	飯豊町								○		-	-	-	-	-	-	-
山形県	三川町								○	○		○	○				
山形県	庄内町								○		-	-	-	-	-	-	-
山形県	遊佐町				○						-	-	-	-	-	-	-
福島県	福島市								○		-	-	-	-	-	-	-
福島県	会津若松市								○		-	-	-	-	-	-	-
福島県	郡山市	○			○					○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	いわき市	○									-	-	-	-	-	-	-
福島県	白河市	○								○	○	○					
福島県	須賀川市								○	○	○	○			○		
福島県	喜多方市		○							○	○	○					
福島県	相馬市								○		-	-	-	-	-	-	-
福島県	二本松市				○	○					-	-	-	-	-	-	-
福島県	田村市				○						-	-	-	-	-	-	-
福島県	南相馬市								○	○	○	○					
福島県	伊達市	○								○	○	○					
福島県	本宮市	○									-	-	-	-	-	-	-
福島県	桑折町					○				○		○					
福島県	国見町								○		-	-	-	-	-	-	-
福島県	川俣町		○								-	-	-	-	-	-	-
福島県	大玉村					○			○	○		○			○		
福島県	鏡石町					○				○	○	○			○		
福島県	天栄村	○						○	○		-	-	-	-	-	-	-
福島県	下郷町								○		-	-	-	-	-	-	-
福島県	檜枝岐村								○		-	-	-	-	-	-	-

都道府県名	市区町村名	問3 働き方に関する意識改革								問4 業務改善の定量的なフォローアップ								
		①管理職を対象としたマネジメント能力を養成する研修を実施している。	②管理職への登用の際、マネジメント能力を適正に評価するよう工夫している。	③教職員全体に対して働き方に関する研修を実施している。	④学校の重点目標や経営方針に、教職員の方に関する視点を取り入れている。	⑤教職員の人事評価において、担当業務の適正化の取組を評価項目としている。	⑥業務改善や教職員の働き方に関する項目を学業評価に位置付けている。	⑦業務改善の取組について、毎年度実施する教員自己点検・評価の中に取り上げている。	⑧特に取り組んでいない。	(1)各学校における業務改善の状況に係る教育委員会の定量的なフォローアップについて、定量的にフォローアップしている。	(1)定量的にフォローアップしているを選択した場合)(2)定量的にフォローアップしている項目について	①勤務時間に関するもの	②教職員の意識や負担に関するもの	③業務の時間に関するもの	④ICT等の活用に関するもの	⑤部活動に関するもの	⑥業務改善による教育面の効果に関するもの	⑦その他
福島県	只見町							○	○	○						○		
福島県	南会津町							○										
福島県	北塩原村								○									
福島県	西会津町								○									
福島県	磐梯町	○						○										
福島県	猪苗代町								○	○								
福島県	会津坂下町				○													
福島県	湯川村	○																
福島県	柳津町								○									
福島県	三島町					○		○										
福島県	金山町								○									
福島県	昭和村				○													
福島県	会津美里町				○													
福島県	西郷村	○																
福島県	泉崎村								○									
福島県	中島村								○									
福島県	矢吹町								○									
福島県	棚倉町	○																
福島県	矢祭町							○										
福島県	東白川郡塙町				○	○		○		○			○	○		○		
福島県	鮫川村								○			○	○	○		○		
福島県	石川町	○																
福島県	玉川村					○		○		○		○	○	○	○			
福島県	平田村								○									
福島県	浅川町								○									
福島県	古殿町								○									
福島県	三春町	○																
福島県	小野町								○									
福島県	広野町								○								○	
福島県	檜葉町								○								○	
福島県	富岡町								○									
福島県	川内村									○		○	○	○	○	○		
福島県	大熊町	○			○	○		○		○		○	○	○	○	○		
福島県	双葉町								○									
福島県	浪江町								○									
福島県	葛尾村								○									
福島県	新地町				○					○		○	○	○	○	○		
福島県	飯館村								○									
茨城県	水戸市	○	○	○					○			○	○		○			
茨城県	日立市				○													
茨城県	土浦市								○									
茨城県	古河市								○									
茨城県	石岡市								○					○				
茨城県	結城市								○									
茨城県	龍ヶ崎市	○								○			○	○				
茨城県	下妻市				○					○		○			○			
茨城県	常総市	○			○													
茨城県	常陸太田市								○			○						
茨城県	高萩市								○									
茨城県	北茨城市	○		○		○		○				○			○			
茨城県	笠間市			○						○		○	○			○		
茨城県	取手市	○		○						○		○	○		○			
茨城県	牛久市	○						○		○								
茨城県	つくば市	○						○		○				○				
茨城県	ひたちなか市	○			○			○		○		○						
茨城県	鹿嶋市			○						○		○	○	○				
茨城県	潮来市			○	○					○		○	○			○		
茨城県	守谷市	○			○					○		○	○		○			
茨城県	常陸大宮市							○		○		○						



都道府県名	市区町村名	問3 働き方に関する意識改革								問4 業務改善の定量的なフォローアップ							
		①管理職を対象としたマネジメント能力を養成する研修を実施している。	②管理職への登用の際、マネジメント能力を適正に評価するよう工夫している。	③教職員全体に対して働き方に関する研修を実施している。	④学校の重点目標や経営方針に、教職員の方に関する視点を取り入れている。	⑤教職員の人事評価において、担当業務の適正化の取組を評価項目としている。	⑥業務改善や教職員の働き方に関する項目を学業評価に位置付けている。	⑦業務改善の取組について、毎年度実施する教員自己点検・評価の中に取り上げている。	⑧特に取り組んでいない。	(1)各学校における業務改善の状況に係る教育委員会の定量的なフォローアップについて、定量的にフォローアップしている。	(①定量的にフォローアップしているを選択した場合)(2)定量的にフォローアップしている項目について	①勤務時間に関するもの	②教員意識や負担に関するもの	③事務作業の時間に関するもの	④ICT等の活用に関するもの	⑤部活動に関するもの	⑥業務改善による教面での効果に関するもの
茨城県	那珂市	○								○	○	○	○	○	○	○	○
茨城県	筑西市	○								○	○	○	○	○	○	○	○
茨城県	坂東市				○				○	○	○	○	○	○	○	○	○
茨城県	稲敷市	○								○	○	○	○	○	○	○	○
茨城県	かすみがうら市			○					○	○	○	○	○	○	○	○	○
茨城県	桜川市				○												
茨城県	神栖市				○												
茨城県	行方市	○							○	○	○	○	○	○	○	○	○
茨城県	鉾田市	○			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○
茨城県	つくばみらい市	○		○						○	○	○	○	○	○	○	○
茨城県	小美玉市	○			○					○			○	○	○	○	○
茨城県	茨城町								○	○			○	○	○	○	○
茨城県	大洗町		○	○													
茨城県	城里町		○	○	○				○								
茨城県	東海村									○							
茨城県	大子町								○								
茨城県	美浦村	○															
茨城県	阿見町	○			○					○	○	○	○	○	○	○	○
茨城県	河内町			○					○				○	○	○	○	○
茨城県	八千代町				○					○			○	○	○	○	○
茨城県	五霞町	○		○						○	○	○	○	○	○	○	○
茨城県	境町								○								
茨城県	利根町								○								
栃木県	宇都宮市	○			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○
栃木県	足利市	○	○														
栃木県	栃木市	○															
栃木県	佐野市				○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
栃木県	鹿沼市		○														
栃木県	日光市	○															
栃木県	小山市				○					○	○	○	○	○	○	○	○
栃木県	真岡市	○															
栃木県	大田原市		○							○	○	○	○	○	○	○	○
栃木県	矢板市	○		○													
栃木県	那須塩原市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
栃木県	さくら市								○								
栃木県	那須烏山市								○	○	○	○	○	○	○	○	○
栃木県	下野市								○	○	○	○	○	○	○	○	○
栃木県	上三川町								○								
栃木県	益子町	○							○								
栃木県	茂木町								○								
栃木県	市貝町								○								
栃木県	芳賀町	○								○	○	○	○	○	○	○	○
栃木県	壬生町	○															
栃木県	野木町	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
栃木県	塩谷町				○					○	○	○	○	○	○	○	○
栃木県	高根沢町	○								○	○	○	○	○	○	○	○
栃木県	那須町	○			○					○	○	○	○	○	○	○	○
栃木県	那珂川町								○								
群馬県	前橋市	○	○		○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
群馬県	高崎市	○	○							○	○	○	○	○	○	○	○
群馬県	桐生市		○						○	○	○	○	○	○	○	○	○
群馬県	伊勢崎市	○	○							○	○	○	○	○	○	○	○
群馬県	太田市								○								
群馬県	沼田市	○	○	○		○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
群馬県	館林市				○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
群馬県	渋川市				○												
群馬県	藤岡市		○		○				○								
群馬県	富岡市	○	○		○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
群馬県	安中市								○								

都道府県名	市区町村名	問3 働き方に関する意識改革								問4 業務改善の定量的なフォローアップ							
		①管理職を対象としたマネジメント能力を養成する研修を実施している。	②管理職への登用の際、マネジメント能力を適正に評価する工夫している。	③教員全体に対して働き方に関する研修を実施している。	④学校の重点目標や経営方針に、教職員の方に関する視点を取り入れている。	⑤教職員の人事評価において、担当業務の適正化の取組を評価項目としている。	⑥業務改善や教職員の働き方に関する項目を学業評価に位置付けている。	⑦業務改善の取組について、毎年度実施する教育委員会自己点検・評価の中に取り上げている。	⑧特に取り組んでいない。	(1)各学校における業務改善の状況に係る教育委員会の定量的なフォローアップについて、定量的にフォローアップしている。	(1)定量的にフォローアップしているを選択した場合)(2)定量的にフォローアップしている項目について	①勤務時間に関するもの	②教員意識や負担に関するもの	③仕事の時間に関するもの	④ICT等の活用に関するもの	⑤部活動に関するもの	⑥業務改善による教育面の効果に関するもの
群馬県	みどり市							○	○	○							
群馬県	榛東村			○	○				○	○							
群馬県	吉岡町				○					○							
群馬県	上野村							○									
群馬県	神流町				○												
群馬県	下仁田町							○									
群馬県	南牧村							○									
群馬県	甘楽町							○	○	○					○		
群馬県	中之条町								○								
群馬県	長野原町							○									
群馬県	嬭恋村				○				○						○		
群馬県	草津町					○											
群馬県	高山村					○			○								
群馬県	東吾妻町				○												
群馬県	片品村							○	○	○							
群馬県	川場村					○			○	○	○	○	○	○			
群馬県	昭和村				○												
群馬県	みなかみ町							○									
群馬県	玉村町				○			○	○								
群馬県	板倉町							○									
群馬県	明和町							○	○	○					○		
群馬県	千代田町							○									
群馬県	大泉町								○								
群馬県	邑楽町				○				○								
埼玉県	川越市			○					○				○	○	○		
埼玉県	熊谷市				○												
埼玉県	川口市	○			○				○	○			○				
埼玉県	行田市	○		○					○	○	○		○				
埼玉県	秩父市								○								
埼玉県	所沢市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
埼玉県	飯能市				○	○											
埼玉県	加須市	○		○					○	○			○				
埼玉県	本庄市							○									
埼玉県	東松山市	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
埼玉県	春日部市							○									
埼玉県	狭山市		○						○	○			○		○	○	
埼玉県	羽生市	○							○	○							
埼玉県	鴻巣市								○	○	○		○				
埼玉県	深谷市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
埼玉県	上尾市	○			○				○	○			○	○			
埼玉県	草加市	○		○	○	○	○										
埼玉県	越谷市	○							○	○	○		○	○			
埼玉県	蕨市	○		○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	
埼玉県	戸田市	○	○	○	○				○	○		○	○	○	○	○	
埼玉県	入間市							○	○	○							
埼玉県	朝霞市			○	○	○			○	○	○		○				
埼玉県	志木市	○							○	○	○		○	○			
埼玉県	和光市	○	○						○	○	○	○	○	○	○	○	
埼玉県	新座市				○	○			○				○				
埼玉県	桶川市							○									
埼玉県	久喜市	○			○				○	○	○		○	○	○	○	
埼玉県	北本市				○				○	○	○		○	○	○	○	
埼玉県	八潮市								○								
埼玉県	富士見市								○	○	○	○	○	○	○	○	
埼玉県	三郷市							○	○	○	○	○	○	○	○	○	
埼玉県	蓮田市								○								
埼玉県	坂戸市					○	○		○								
埼玉県	幸手市	○															
埼玉県	鶴ヶ島市							○	○						○		
埼玉県	日高市		○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	
埼玉県	吉川市	○		○					○	○	○	○	○	○	○	○	

都道府県名	市区町村名	問3 働き方に関する意識改革							問4 業務改善の定量的なフォローアップ								
		①管理職を対象としたマネジメント能力を養成する研修を実施している。	②管理職への登用の際、マネジメント能力を適正に評価するよう工夫している。	③教員全体に対して働き方に関する研修を実施している。	④学校の重点目標や経営方針に、教職員の方に関する視点を取り入れている。	⑤教職員の人事評価において、担当業務の適正化の取組を評価項目としている。	⑥業務改善や教職員の働き方に関する項目を学業評価に位置付けている。	⑦業務改善の取組について、毎年度実施する教育委員会自己点検・評価の中に取り上げている。	⑧特に取り組んでいない。	(1)各学校における業務改善の状況に係る教育委員会の定量的なフォローアップについて、定量的にフォローアップしている。	(1)定量的にフォローアップしているを選択した場合)(2)定量的にフォローアップしている項目について	①勤務時間に関するもの	②教員意や負担に関するもの	③事務作業の時間に関するもの	④ICT等の活用に関するもの	⑤部活動に関するもの	⑥業務改善による教面での効果に関するもの
埼玉県	ふじみ野市							○	○	○							
埼玉県	白岡市		○						○	○							
埼玉県	伊奈町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
埼玉県	三芳町	○		○					○	○							
埼玉県	毛呂山町	○							○	○	○	○	○				
埼玉県	越生町	○	○						○								
埼玉県	滑川町	○							○								
埼玉県	嵐山町		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
埼玉県	小川町				○	○			○	○							
埼玉県	川島町	○	○		○	○											
埼玉県	吉見町	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	
埼玉県	鳩山町	○							○	○	○						
埼玉県	ときがわ町	○			○												
埼玉県	横瀬町	○							○	○							
埼玉県	皆野町							○									
埼玉県	長瀨町							○	○	○	○	○	○	○	○	○	
埼玉県	小鹿野町				○	○			○	○							
埼玉県	東秩父村		○						○	○							
埼玉県	美里町							○	○	○							
埼玉県	神川町	○							○	○	○	○	○	○	○	○	
埼玉県	上里町							○									
埼玉県	寄居町	○							○	○	○	○	○	○	○	○	
埼玉県	宮代町								○								
埼玉県	杉戸町							○	○	○							
埼玉県	松伏町				○				○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	銚子市				○				○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	市川市		○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	船橋市	○	○						○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	館山市							○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	木更津市				○												
千葉県	松戸市	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○
千葉県	野田市	○							○								
千葉県	茂原市	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	成田市	○		○	○	○	○	○	○								
千葉県	佐倉市		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	東金市							○									
千葉県	旭市				○												
千葉県	習志野市	○							○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	柏市	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	勝浦市							○									
千葉県	市原市	○							○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	流山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	八千代市							○									
千葉県	我孫子市		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	鴨川市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	鎌ヶ谷市				○	○	○	○									
千葉県	君津市							○									
千葉県	富津市	○	○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	浦安市	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	四街道市		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	袖ヶ浦市	○															
千葉県	八街市							○									
千葉県	印西市							○									
千葉県	白井市	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	富里市				○												
千葉県	南房総市							○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	匝瑳市		○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	香取市				○												
千葉県	山武市				○				○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	いすみ市							○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	大網白里市	○		○													

都道府県名	市区町村名	問3 働き方に関する意識改革								問4 業務改善の定量的なフォローアップ							
		①管理職を対象としたマネジメント能力を養成する研修を実施している。	②管理職への登用の際、マネジメント能力を適正に評価するよう工夫している。	③教職員全体に対して働き方に関する研修を実施している。	④学校の重点目標や経営方針に、教職員の方に関する視点を盛り入れている。	⑤教職員の人事評価において、担当業務の適正化の取組を評価項目としている。	⑥業務改善や教職員の働き方に関する項目を学業評価に位置付けている。	⑦業務改善の取組について、毎年度実施する教育委員会自己点検・評価の中に取り上げている。	⑧特に取り組んでいない。	(1)各学校における業務改善の状況に係る教育委員会の定量的なフォローアップについて、定量的にフォローアップしている。	(1)定量的にフォローアップしているを選択した場合)(2)定量的にフォローアップしている項目について	①勤務時間に関するもの	②教職員の意識や負担に関するもの	③業務の時間に関するもの	④ICT等の活用に関するもの	⑤部活動に関するもの	⑥業務改善による教育での効果に関するもの
千葉県	酒々井町	○		○	○	○		○	○	○							
千葉県	栄町				○												
千葉県	神崎町							○									
千葉県	多古町				○												
千葉県	東庄町							○	○						○		
千葉県	九十九里町	○			○				○	○			○				
千葉県	芝山町								○								
千葉県	横芝光町	○							○	○			○	○			
千葉県	一宮町			○					○	○							
千葉県	睦沢町							○									
千葉県	長生村					○											
千葉県	白子町	○		○	○	○			○	○			○	○	○	○	
千葉県	長柄町				○												
千葉県	長南町				○												
千葉県	大多喜町								○	○			○				
千葉県	御宿町		○														
千葉県	鋸南町							○									
東京都	千代田区							○	○	○		○	○	○	○		
東京都	中央区	○	○		○					○							
東京都	港区	○	○		○					○							
東京都	新宿区	○						○	○				○	○			
東京都	文京区	○															
東京都	台東区							○									
東京都	墨田区	○	○														
東京都	江東区	○	○					○									
東京都	品川区					○			○	○			○	○			
東京都	目黒区				○			○									
東京都	大田区	○			○	○			○				○				
東京都	世田谷区	○			○												
東京都	渋谷区							○	○				○				
東京都	中野区	○			○												
東京都	杉並区	○			○												
東京都	豊島区	○															
東京都	北区					○											
東京都	荒川区	○							○			○				○	
東京都	板橋区	○	○	○					○				○				
東京都	練馬区	○															
東京都	足立区	○		○	○			○	○			○		○	○		
東京都	葛飾区							○	○				○				
東京都	江戸川区							○									
東京都	八王子市	○							○				○	○			
東京都	立川市	○							○				○	○			
東京都	武蔵野市	○							○	○		○	○	○			
東京都	三鷹市	○	○					○	○			○	○	○	○		
東京都	青梅市	○															
東京都	府中市		○		○				○	○			○	○			
東京都	昭島市	○			○				○	○							
東京都	調布市							○									
東京都	町田市	○	○	○					○				○	○			
東京都	小金井市	○															
東京都	小平市							○									
東京都	日野市	○	○	○	○	○	○										
東京都	東村山市							○	○				○	○			
東京都	国分寺市	○			○	○											
東京都	国立市			○													
東京都	福生市				○												
東京都	狛江市	○			○			○									
東京都	東大和市				○	○											
東京都	清瀬市	○															
東京都	東久留米市	○															
東京都	武蔵村山市	○			○				○	○		○	○	○			

都道府県名	市区町村名	問3 働き方に関する意識改革								問4 業務改善の定量的なフォローアップ						
		①管理職を対象としたマネジメント能力を養成する研修を実施している。	②管理職への登用の際、マネジメント能力を適正に評価するよう工夫している。	③教職員全体に対して働き方に関する研修を実施している。	④学校の重点目標や経営方針に、教職員の方に関する視点を盛り入れている。	⑤教職員の人事評価において、担当業務の適正化の取組を評価項目としている。	⑥業務改善や教職員の働き方に関する項目を学業評価に位置付けている。	⑦業務改善の取組について、毎年度実施する教員自己点検・評価の中に取り上げている。	⑧特に取り組んでいない。	(1)各学校における業務改善の状況に係る教育委員会の定量的なフォローアップについて、定量的にフォローアップしている。	(①定量的にフォローアップしているを選択した場合)(2)定量的にフォローアップしている項目について					
										①勤務時間に関するもの	②教職員の意識や負担に関するもの	③業務の時間に関するもの	④ICT等の活用に関するもの	⑤部活動に関するもの	⑥業務改善による教面での効果に関するもの	⑦その他
東京都	多摩市		○		○					○			○	○		
東京都	稲城市		○										○			
東京都	羽村市				○					○			○			
東京都	あきる野市								○							
東京都	西東京市	○														
東京都	瑞穂町	○	○		○					○	○	○		○	○	
東京都	日の出町								○							
東京都	檜原村	○														
東京都	奥多摩町								○							
東京都	大島町				○											
東京都	利島村								○							
東京都	新島村								○							
東京都	神津島村				○					○	○		○			
東京都	三宅村								○							
東京都	御蔵島村		○													
東京都	八丈町								○							
東京都	青ヶ島村				○					○						
東京都	小笠原村								○							
神奈川県	横須賀市	○	○			○				○	○					
神奈川県	平塚市		○			○				○	○	○		○		
神奈川県	鎌倉市								○							
神奈川県	藤沢市	○				○				○			○			
神奈川県	小田原市								○							
神奈川県	茅ヶ崎市								○					○		○
神奈川県	逗子市	○			○											
神奈川県	三浦市	○	○	○	○					○	○			○		
神奈川県	秦野市		○		○	○				○	○	○	○	○		
神奈川県	厚木市	○														
神奈川県	大和市		○							○				○		
神奈川県	伊勢原市								○							
神奈川県	海老名市	○														
神奈川県	座間市		○							○			○			
神奈川県	南足柄市	○	○	○	○	○				○	○		○	○		
神奈川県	綾瀬市	○								○	○		○	○		
神奈川県	葉山町								○	○				○	○	
神奈川県	寒川町				○					○				○		
神奈川県	大磯町								○							
神奈川県	二宮町		○							○				○		
神奈川県	中井町		○		○											
神奈川県	大井町				○											
神奈川県	松田町		○		○											
神奈川県	山北町								○	○			○			
神奈川県	開成町					○										
神奈川県	箱根町								○	○			○			
神奈川県	真鶴町								○							
神奈川県	湯河原町								○	○			○	○		
神奈川県	愛川町								○	○						
神奈川県	清川村								○	○	○	○	○	○	○	
新潟県	長岡市								○	○	○		○	○		
新潟県	三条市	○		○	○					○	○	○	○	○		
新潟県	柏崎市	○	○	○												
新潟県	新発田市				○					○	○	○		○		
新潟県	小千谷市								○							
新潟県	加茂市				○					○				○		
新潟県	十日町市	○								○						
新潟県	見附市	○														
新潟県	村上市	○		○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	
新潟県	燕市					○	○			○	○		○			
新潟県	糸魚川市								○							
新潟県	妙高市								○							
新潟県	五泉市	○		○						○	○			○	○	

都道府県名	市区町村名	問3 働き方に関する意識改革							問4 業務改善の定量的なフォローアップ							
		①管理職を対象としたマネジメント能力を養成する研修を実施している。	②管理職への登用の際、マネジメント能力を適正に評価するよう工夫している。	③教職員全体に対して働き方に関する研修を実施している。	④学校の重点目標や経営方針に、教職員の方に関する視点を取り入れている。	⑤教職員の人事評価において、担当業務の適正化の取組を評価項目としている。	⑥業務改善や教職員の働き方に関する項目を学業評価に位置付けている。	⑦業務改善の取組について、毎年度実施する教育委員会自己点検・評価の中に取り上げている。	⑧特に取り組んでいない。	(1)各学校における業務改善の状況に係る教育委員会の定量的なフォローアップについて、定量的にフォローアップしている。	(①定量的にフォローアップしているを選択した場合)(2)定量的にフォローアップしている項目について					
									①勤務時間に関するもの	②教職員の意識や負担に関するもの	③事務作業の時間に関するもの	④ICT等の活用に関するもの	⑤部活動に関するもの	⑥業務改善による教育面の効果に関するもの	⑦その他	
新潟県	上越市				○				○	○						
新潟県	阿賀野市							○								
新潟県	佐渡市	○				○		○	○	○	○	○	○	○	○	
新潟県	魚沼市					○										
新潟県	南魚沼市				○											
新潟県	胎内市	○				○		○								
新潟県	聖籠町					○										
新潟県	弥彦村				○				○	○		○				
新潟県	田上町				○					○		○				
新潟県	阿賀町					○										
新潟県	出雲崎町							○								
新潟県	湯沢町							○								
新潟県	津南町		○													
新潟県	刈羽村							○								
新潟県	関川村				○			○	○	○		○	○			
新潟県	粟島浦村							○								
富山県	富山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
富山県	高岡市				○				○	○	○					
富山県	魚津市								○	○				○		
富山県	氷見市							○	○	○		○				
富山県	滑川市	○	○			○			○	○		○				
富山県	黒部市	○		○	○				○	○	○	○	○			
富山県	砺波市		○													
富山県	小矢部市				○			○	○	○	○	○	○	○	○	
富山県	南砺市	○	○						○	○	○	○	○	○	○	
富山県	射水市	○	○						○	○	○	○	○	○	○	
富山県	舟橋村							○								
富山県	上市町							○								
富山県	立山町	○							○				○			
富山県	入善町							○								
富山県	朝日町							○								
石川県	金沢市	○			○			○	○	○	○			○		
石川県	七尾市	○	○		○				○	○						
石川県	小松市	○			○				○	○						
石川県	輪島市		○		○				○	○						
石川県	珠洲市		○		○	○			○	○				○		
石川県	加賀市	○	○	○	○				○	○						
石川県	羽咋市		○		○				○	○			○	○		
石川県	かほく市		○		○											
石川県	白山市				○				○	○				○		
石川県	能美市	○	○		○				○	○		○		○		
石川県	野々市市	○	○		○				○	○						
石川県	川北町				○				○	○	○				○	
石川県	河北郡津幡町							○		○	○	○	○	○	○	
石川県	内灘町				○				○	○				○		
石川県	志賀町	○			○				○	○		○	○	○	○	
石川県	宝達志水町	○			○	○			○	○		○	○	○	○	
石川県	中能登町				○				○	○		○	○	○		
石川県	穴水町							○	○	○				○		
石川県	能登町		○		○											
福井県	福井市	○			○				○	○						
福井県	敦賀市		○		○	○			○	○						
福井県	小浜市	○			○				○	○						
福井県	大野市		○		○				○		○	○	○	○		
福井県	勝山市				○	○										
福井県	鯖江市							○								
福井県	あわら市		○		○				○	○	○	○	○	○	○	
福井県	越前市	○			○				○	○	○	○	○	○	○	
福井県	坂井市	○			○	○										
福井県	永平寺町			○	○				○	○				○		

都道府県名	市区町村名	問3 働き方に関する意識改革								問4 業務改善の定量的なフォローアップ							
		①管理職を対象としたマネジメント能力を養成する研修を実施している。	②管理職への登用の際、マネジメント能力を適正に評価する工夫している。	③教職員全体に対して働き方に関する研修を実施している。	④学校の重点目標や経営方針に、教職員の方に関与する視点を盛り込んでいる。	⑤教職員の人事評価において、担当業務の適正化の取組を評価項目としている。	⑥業務改善や教職員の働き方に関する項目を学業評価に位置付けている。	⑦業務改善の取組について、毎年度実施する教育委員会自己点検・評価の中に取り上げている。	⑧特に取り組んでいない。	(1)各学校における業務改善の状況に係る教育委員会の定量的なフォローアップについて、定量的にフォローアップしている。	(1)定量的にフォローアップしているを選択した場合)(2)定量的にフォローアップしている項目について	①勤務時間に関するもの	②教職員の意識や負担に関するもの	③業務の時間に関するもの	④ICT等の活用に関するもの	⑤部活動に関するもの	⑥業務改善による教面での効果に関するもの
福井県	池田町	○						○			○	○	○	○	○	○	○
福井県	南越前町							○			○	○	○	○	○	○	○
福井県	越前町				○			○			○	○	○	○	○	○	○
福井県	美浜町								○								
福井県	高浜町								○								
福井県	おおい町				○						○		○				
福井県	若狭町	○		○													
山梨県	甲府市	○			○						○	○			○		
山梨県	富士吉田市								○								
山梨県	都留市				○						○		○	○	○	○	
山梨県	山梨市								○		○	○	○	○	○	○	
山梨県	大月市									○							
山梨県	韮崎市	○	○		○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○
山梨県	南アルプス市								○		○				○		
山梨県	北杜市								○								
山梨県	甲斐市								○								
山梨県	笛吹市									○							
山梨県	上野原市	○															
山梨県	甲州市				○						○		○	○			
山梨県	中央市		○														
山梨県	市川三郷町	○															
山梨県	早川町								○								
山梨県	身延町								○		○	○	○	○	○	○	
山梨県	南部町				○												
山梨県	富士川町				○	○					○	○	○	○	○	○	
山梨県	昭和町				○						○	○	○	○	○	○	
山梨県	道志村				○						○	○	○	○	○	○	
山梨県	西桂町									○	○	○	○	○	○	○	
山梨県	忍野村									○	○	○	○	○	○	○	
山梨県	山中湖村								○								
山梨県	鳴沢村								○								
山梨県	富士河口湖町									○							
山梨県	小菅村									○	○		○			○	
山梨県	丹波山村		○		○	○											
長野県	長野市	○	○								○	○			○		
長野県	松本市				○						○	○					
長野県	上田市								○								
長野県	岡谷市					○					○	○	○	○	○	○	
長野県	飯田市									○							
長野県	諏訪市	○			○			○			○	○			○		
長野県	須坂市									○							
長野県	小諸市									○							
長野県	伊那市	○															
長野県	駒ヶ根市									○							
長野県	中野市									○	○	○			○		
長野県	大町市			○							○	○			○		
長野県	飯山市									○							
長野県	茅野市				○	○		○			○	○					
長野県	塩尻市									○	○		○				
長野県	佐久市									○							
長野県	千曲市	○	○	○	○						○			○	○	○	
長野県	東御市									○							
長野県	安曇野市	○									○		○				○
長野県	小海町				○												
長野県	川上村		○								○				○		
長野県	南牧村							○	○								
長野県	南相木村								○								
長野県	北相木村								○								
長野県	佐久穂町				○												

都道府県名	市区町村名	問3 働き方に関する意識改革							問4 業務改善の定量的なフォローアップ								
		①管理職を対象としたマネジメント能力を養成する研修を実施している。	②管理職への登用の際、マネジメント能力を適正に評価するよう工夫している。	③教職員全体に対して働き方に関する研修を実施している。	④学校の重点目標や経営方針に、教職員の方に関する視点を取り入れている。	⑤教職員の人事評価において、担当業務の適正化の取組を評価項目としている。	⑥業務改善や教職員の働き方に関する項目を学業評価に位置付けている。	⑦業務改善の取組について、毎年度実施する教育委員会自己点検・評価の中に取り上げている。	⑧特に取り組んでいない。	(1)各学校における業務改善の状況に係る教育委員会の定量的なフォローアップについて、定量的にフォローアップしている。	(①定量的にフォローアップしているを選択した場合)(2)定量的にフォローアップしている項目について	①勤務時間に関するもの	②教職員の意識や負担に関するもの	③事務作業の時間に関するもの	④ICT等の活用に関するもの	⑤部活動に関するもの	⑥業務改善による教育面の効果に関するもの
長野県	軽井沢町							○	○	○			○	○			
長野県	御代田町							○									
長野県	立科町							○									
長野県	青木村							○									
長野県	長和町				○				○			○					
長野県	下諏訪町				○												
長野県	富士見町				○												
長野県	原村							○	○								○
長野県	辰野町	○		○	○				○	○	○	○	○	○			
長野県	箕輪町	○							○	○							
長野県	飯島町							○									
長野県	南箕輪村							○	○	○	○			○			
長野県	中川村	○	○														
長野県	宮田村				○												
長野県	松川町							○									
長野県	高森町							○									
長野県	阿南町							○									
長野県	阿智村				○				○	○				○			
長野県	平谷村							○									
長野県	根羽村							○									
長野県	下條村							○									
長野県	売木村							○									
長野県	天龍村			○					○	○						○	
長野県	泰阜村							○									
長野県	喬木村				○	○											
長野県	豊丘村						○										
長野県	大鹿村							○									
長野県	上松町							○									
長野県	南木曾町					○			○	○	○			○			
長野県	木祖村							○									
長野県	王滝村	○			○				○	○				○			
長野県	大桑村							○									
長野県	木曾町							○									
長野県	麻績村				○												
長野県	生坂村							○	○	○			○				
長野県	山形村							○									
長野県	朝日村			○					○	○	○						
長野県	筑北村							○									
長野県	池田町	○							○		○	○		○			
長野県	松川村							○									
長野県	白馬村	○			○	○											
長野県	小谷村							○									
長野県	坂城町							○									
長野県	小布施町							○									
長野県	高山村							○									
長野県	山ノ内町							○	○					○			
長野県	木島平村							○									
長野県	野沢温泉村							○									
長野県	信濃町							○									
長野県	小川村							○									
長野県	飯綱町				○			○									
長野県	栄村							○									
岐阜県	岐阜市	○			○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	
岐阜県	大垣市	○	○	○	○			○	○	○	○			○			
岐阜県	高山市	○			○			○	○	○							
岐阜県	多治見市				○			○									
岐阜県	関市	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
岐阜県	中津川市	○						○		○							
岐阜県	美濃市				○			○		○							
岐阜県	瑞浪市			○	○			○		○							
岐阜県	羽島市				○	○		○		○				○			



都道府県名	市区町村名	問3 働き方に関する意識改革								問4 業務改善の定量的なフォローアップ							
		①管理職を対象としたマネジメント能力を養成する研修を実施している。	②管理職への登用の際、マネジメント能力を適正に評価するよう工夫している。	③教職員全体に対して働き方に関する研修を実施している。	④学校の重点目標や経営方針に、教職員の方に関する視点を取り入れている。	⑤教職員の人事評価において、担当業務の適正化の取組を評価している。	⑥業務改善や教職員の働き方に関する項目を学業評価に位置付けている。	⑦業務改善の取組について、毎年度実施する教育委員会自己点検・評価の中に取り上げている。	⑧特に取り組んでいない。	(1)各学校における業務改善の状況に係る教育委員会の定量的なフォローアップについて、定量的にフォローアップしている。	(①定量的にフォローアップしているを選択した場合)(2)定量的にフォローアップしている項目について	①勤務時間に関するもの	②教職員の意識や負担に関するもの	③事務作業の時間に関するもの	④ICT等の活用に関するもの	⑤部活動に関するもの	⑥業務改善による教面での効果に関するもの
岐阜県	恵那市	○		○	○		○		○	○		○		○		○	
岐阜県	美濃加茂市				○		○		○								
岐阜県	土岐市	○			○				○								
岐阜県	各務原市	○		○	○				○								
岐阜県	可児市	○					○		○						○		
岐阜県	山県市			○	○				○				○				
岐阜県	瑞穂市	○		○					○				○		○		
岐阜県	飛騨市								○								
岐阜県	本巣市	○		○	○				○			○	○	○	○		
岐阜県	郡上市	○			○				○						○		
岐阜県	下呂市				○				○								
岐阜県	海津市	○		○					○			○					
岐阜県	養老町				○				○						○		
岐阜県	垂井町	○							○								
岐阜県	関ヶ原町	○							○								
岐阜県	神戸町				○				○								
岐阜県	輪之内町								○								
岐阜県	安八町	○							○			○					
岐阜県	揖斐川町	○		○	○				○			○					
岐阜県	大野町				○				○						○		
岐阜県	池田町								○			○			○		
岐阜県	北方町	○		○					○			○	○	○	○		
岐阜県	坂祝町								○								
岐阜県	富加町																
岐阜県	川辺町				○				○								
岐阜県	七宗町								○				○	○			
岐阜県	八百津町	○															
岐阜県	白川町				○												
岐阜県	東白川村				○							○					
岐阜県	御嵩町	○		○	○				○			○	○	○	○		
岐阜県	白川村	○	○	○					○			○	○	○	○		
岐阜県	羽島郡二町(岐南町、笠松町)	○															
静岡県	沼津市	○							○								
静岡県	熱海市		○						○			○	○				
静岡県	三島市								○								
静岡県	富士宮市	○	○		○				○			○	○		○		
静岡県	伊東市																
静岡県	島田市	○							○			○			○		
静岡県	富士市				○				○								
静岡県	磐田市				○												
静岡県	焼津市	○							○			○		○			
静岡県	掛川市				○												
静岡県	藤枝市				○				○								
静岡県	御殿場市	○	○	○	○				○			○			○		
静岡県	袋井市		○				○										
静岡県	下田市		○														
静岡県	裾野市	○			○												
静岡県	湖西市	○		○													
静岡県	伊豆市			○					○			○					
静岡県	御前崎市	○															
静岡県	菊川市		○		○				○			○					
静岡県	伊豆の国市				○				○			○					
静岡県	牧之原市	○	○		○				○								
静岡県	東伊豆町								○								
静岡県	河津町		○														
静岡県	南伊豆町								○								
静岡県	松崎町								○			○					
静岡県	西伊豆町								○			○					
静岡県	函南町								○			○		○			

都道府県名	市区町村名	問3 働き方に関する意識改革							問4 業務改善の定量的なフォローアップ								
		①管理職を対象としたマネジメント能力を養成する研修を実施している。	②管理職への登用の際、マネジメント能力を適正に評価するよう工夫している。	③教員全体に対して働き方に関する研修を実施している。	④学校の重点目標や経営方針に、教職員の方に関する視点を取り入れている。	⑤教職員の人事評価において、担当業務の適正化の取組を評価項目としている。	⑥業務改善や教職員の働き方に関する項目を学業評価に位置付けている。	⑦業務改善の取組について、毎年度実施する教育委員会自己点検・評価の中に取り上げている。	⑧特に取り組んでいない。	(1)各学校における業務改善の状況に係る教育委員会の定量的なフォローアップについて、定量的にフォローアップしている。	(1)定量的にフォローアップしているを選択した場合)(2)定量的にフォローアップしている項目について	①勤務時間に関するもの	②教員意識や負担に関するもの	③事務作業の時間に関するもの	④ICT等の活用に関するもの	⑤部活動に関するもの	⑥業務改善による教面での効果に関するもの
静岡県	清水町	○		○	○				○	○	○		○				
静岡県	長泉町		○							○			○	○			
静岡県	小山町		○														
静岡県	吉田町			○	○					○	○				○	○	
静岡県	川根本町							○									
静岡県	森町				○												
愛知県	豊橋市	○	○		○				○	○	○	○	○	○	○		
愛知県	岡崎市	○			○												
愛知県	一宮市	○			○												
愛知県	瀬戸市	○		○	○					○	○	○	○	○			
愛知県	半田市				○												
愛知県	春日井市	○	○		○					○	○		○	○			
愛知県	豊川市				○					○	○						
愛知県	津島市				○					○	○						
愛知県	碧南市				○												
愛知県	刈谷市				○	○				○	○	○		○	○		
愛知県	豊田市	○				○				○	○		○				
愛知県	安城市	○			○					○	○		○	○			
愛知県	西尾市		○		○					○	○						
愛知県	蒲郡市	○			○												
愛知県	犬山市	○			○					○	○	○		○			
愛知県	常滑市							○									
愛知県	江南市				○					○	○			○			
愛知県	小牧市	○			○												
愛知県	稲沢市	○	○		○					○	○	○		○			
愛知県	新城市	○	○														
愛知県	東海市				○												
愛知県	大府市				○					○			○	○			
愛知県	知多市							○									
愛知県	知立市	○		○	○												
愛知県	尾張旭市	○			○												
愛知県	高浜市	○								○	○	○					
愛知県	岩倉市				○												
愛知県	豊明市	○			○					○	○	○	○	○	○		
愛知県	日進市	○			○					○	○	○	○	○	○		
愛知県	田原市	○			○					○	○		○	○			
愛知県	愛西市				○					○	○	○		○			
愛知県	清須市							○									
愛知県	北名古屋	○			○					○	○	○					
愛知県	弥富市	○		○						○	○			○			
愛知県	みよし市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	
愛知県	あま市	○		○	○												
愛知県	長久手市		○														
愛知県	東郷町	○			○					○	○	○	○	○	○		
愛知県	豊山町				○					○	○			○			
愛知県	大口町				○	○				○	○						
愛知県	扶桑町				○	○				○	○						
愛知県	大治町	○			○												
愛知県	蟹江町		○		○												
愛知県	飛島村	○			○					○			○	○	○		
愛知県	阿久比町							○		○	○						
愛知県	東浦町				○												
愛知県	南知多町				○												
愛知県	美浜町									○	○						
愛知県	武豊町				○												
愛知県	幸田町				○					○							
愛知県	設楽町							○									
愛知県	東栄町							○									
愛知県	豊根村							○									
三重県	津市				○					○			○	○	○		
三重県	四日市市	○	○	○	○					○			○	○	○		

都道府県名	市区町村名	問3 働き方に関する意識改革								問4 業務改善の定量的なフォローアップ							
		①管理職を対象としたマネジメント能力を養成する研修を実施している。	②管理職への登用の際、マネジメント能力を適正に評価するよう工夫している。	③教員全体に対して働き方に関する研修を実施している。	④学校の重点目標や経営方針に、教職員の方に関する視点を取り入れている。	⑤教職員の人事評価において、担当業務の適正化の取組を評価項目としている。	⑥業務改善や教職員の働き方に関する項目を学業評価に位置付けている。	⑦業務改善の取組について、毎年度実施する教育委員会自己点検・評価の中に取り上げている。	⑧特に取り組んでいない。	(1)各学校における業務改善の状況に係る教育委員会の定量的なフォローアップについて、定量的にフォローアップしている。	(1)定量的にフォローアップしているを選択した場合)(2)定量的にフォローアップしている項目について	①勤務時間に関するもの	②教員意識や負担に関するもの	③事務作業の時間に関するもの	④ICT等の活用に関するもの	⑤部活動に関するもの	⑥業務改善による教育面の効果に関するもの
三重県	伊勢市		○		○	○	○	○	○	○	○	○					
三重県	松阪市	○			○					○	○	○	○	○	○		
三重県	桑名市	○	○		○						○	○			○		
三重県	鈴鹿市			○							○	○	○	○	○	○	○
三重県	名張市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三重県	尾鷲市				○						○	○					
三重県	亀山市	○			○					○	○	○		○	○		
三重県	鳥羽市	○									○	○	○	○	○	○	○
三重県	熊野市				○					○	○	○	○	○	○	○	○
三重県	いなべ市	○			○					○	○	○		○	○		
三重県	志摩市				○					○	○	○					
三重県	伊賀市	○			○					○	○	○	○				
三重県	木曾岬町				○					○	○						
三重県	東員町		○		○					○	○	○		○			
三重県	菟野町				○	○	○	○	○	○	○	○					
三重県	朝日町				○				○	○	○	○	○				
三重県	川越町			○	○	○	○	○	○	○	○			○			
三重県	多気町								○								
三重県	明和町																
三重県	大台町				○	○	○	○									
三重県	玉城町				○					○	○						
三重県	度会町									○	○		○	○			
三重県	大紀町				○					○	○			○	○		
三重県	南伊勢町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
三重県	紀北町		○		○					○	○	○		○	○		○
三重県	御浜町	○	○	○	○					○	○			○	○		
三重県	紀宝町				○					○	○			○	○		
滋賀県	大津市	○								○	○	○	○	○	○	○	○
滋賀県	彦根市									○	○	○	○	○	○	○	○
滋賀県	長浜市		○							○	○	○	○		○		
滋賀県	近江八幡市		○	○	○	○	○	○	○								
滋賀県	草津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				
滋賀県	守山市	○								○	○					○	
滋賀県	栗東市		○							○	○						
滋賀県	甲賀市	○		○													
滋賀県	野洲市	○								○	○						
滋賀県	湖南市	○		○	○					○	○	○	○		○	○	
滋賀県	高島市	○	○							○	○	○	○		○	○	
滋賀県	東近江市	○		○						○	○						
滋賀県	米原市			○	○					○	○		○	○			
滋賀県	日野町	○		○						○	○			○	○		
滋賀県	竜王町	○		○						○	○		○	○			
滋賀県	愛荘町		○							○	○		○	○			
滋賀県	豊郷町	○								○	○			○			
滋賀県	甲良町	○															
滋賀県	多賀町	○			○												
京都府	福知山市								○								
京都府	舞鶴市	○	○							○	○						
京都府	綾部市		○							○	○	○					
京都府	宇治市				○												
京都府	宮津市				○					○	○						
京都府	亀岡市								○								
京都府	城陽市								○								
京都府	向日市				○					○				○			
京都府	長岡京市									○							
京都府	八幡市									○							
京都府	京田辺市									○							
京都府	京丹後市				○					○	○						
京都府	南丹市									○	○	○					
京都府	木津川市		○		○					○	○	○	○	○	○	○	○
京都府	大山崎町								○								

都道府県名	市区町村名	問3 働き方に関する意識改革								問4 業務改善の定量的なフォローアップ							
		①管理職を対象としたマネジメント能力を養成する研修を実施している。	②管理職への登用の際、マネジメント能力を適正に評価するよう工夫している。	③教職員全体に対して働き方に関する研修を実施している。	④学校の重点目標や経営方針に、教職員の方に関する視点を取り入れている。	⑤教職員の人事評価において、担当業務の適正化の取組を評価項目としている。	⑥業務改善や教職員の働き方に関する項目を学業評価に位置付けている。	⑦業務改善の取組について、毎年度実施する教員自己点検・評価の中に取り上げている。	⑧特に取り組んでいない。	(1)各学校における業務改善の状況に係る教育委員会の定量的なフォローアップについて、定量的にフォローアップしている。	(①定量的にフォローアップしているを選択した場合)(2)定量的にフォローアップしている項目について	①勤務時間に関するもの	②教職員の意識や負担に関するもの	③業務の時間に関するもの	④ICT等の活用に関するもの	⑤部活動に関するもの	⑥業務改善による教育面の効果に関するもの
京都府	久御山町				○				○								
京都府	井手町	○	○	○	○	○	○	○	○								
京都府	宇治田原町								○								
京都府	精華町	○															
京都府	京丹波町								○								
京都府	伊根町				○				○								
京都府	与謝野町		○														
京都府	相楽東部広域連合								○								
大阪府	岸和田市	○		○													
大阪府	豊中市	○							○								
大阪府	池田市		○						○								
大阪府	吹田市	○	○		○				○								
大阪府	泉大津市								○								
大阪府	高槻市	○	○														
大阪府	貝塚市	○							○								
大阪府	守口市								○					○	○		
大阪府	枚方市	○	○	○	○				○					○	○		○
大阪府	茨木市	○		○					○					○	○		
大阪府	八尾市	○	○		○				○					○	○		
大阪府	泉佐野市	○							○								
大阪府	富田林市	○							○								
大阪府	寝屋川市	○	○						○								
大阪府	河内長野市	○			○				○								○
大阪府	松原市		○						○					○	○		
大阪府	大東市	○															
大阪府	和泉市		○						○					○	○		
大阪府	箕面市	○	○		○				○					○	○	○	
大阪府	柏原市	○	○	○					○						○		
大阪府	羽曳野市		○						○								
大阪府	門真市	○	○														
大阪府	摂津市	○	○		○				○								
大阪府	高石市	○															
大阪府	藤井寺市	○															
大阪府	東大阪市								○								
大阪府	泉南市		○						○								
大阪府	四條畷市	○	○						○					○	○		
大阪府	交野市	○			○				○					○	○		
大阪府	大阪狭山市	○															
大阪府	阪南市	○															
大阪府	島本町		○														
大阪府	豊能町				○				○						○		
大阪府	能勢町								○								
大阪府	忠岡町				○				○					○			
大阪府	熊取町		○						○								
大阪府	田尻町			○					○								
大阪府	岬町				○									○			
大阪府	太子町	○	○						○					○			
大阪府	河南町		○						○								
大阪府	千早赤阪村								○								
兵庫県	姫路市	○				○											
兵庫県	尼崎市		○		○				○					○			
兵庫県	明石市	○	○		○	○			○						○		
兵庫県	西宮市	○							○					○	○	○	
兵庫県	洲本市	○			○				○					○	○		
兵庫県	芦屋市	○			○				○					○	○	○	
兵庫県	伊丹市	○	○		○				○					○	○		
兵庫県	相生市	○	○	○	○	○											
兵庫県	豊岡市								○					○			
兵庫県	加古川市	○	○	○					○					○	○		
兵庫県	赤穂市	○	○						○					○	○		

都道府県名	市区町村名	問3 働き方に関する意識改革								問4 業務改善の定量的なフォローアップ							
		①管理職を対象としたマネジメント能力を養成する研修を実施している。	②管理職への登用の際、マネジメント能力を適正に評価するよう工夫している。	③教職員全体に対して働き方に関する研修を実施している。	④学校の重点目標や経営方針に、教職員の方に関する視点を取り入れている。	⑤教職員の人事評価において、担当業務の適正化の取組を評価項目としている。	⑥業務改善や教職員の働き方に関する項目を学業評価に位置付けている。	⑦業務改善の取組について、毎年度実施する教育委員会自己点検・評価の中に取り上げている。	⑧特に取り組んでいない。	(1)各学校における業務改善の状況に係る教育委員会の定量的なフォローアップについて、定量的にフォローアップしている。	(①定量的にフォローアップしているを選択した場合)(2)定量的にフォローアップしている項目について	①勤務時間に関するもの	②教職員の意識や負担に関するもの	③業務の時間に関するもの	④ICT等の活用に関するもの	⑤部活動に関するもの	⑥業務改善による教面での効果に関するもの
兵庫県	西脇市		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兵庫県	宝塚市	○	○		○					○	○	○	○	○	○	○	
兵庫県	三木市	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○		
兵庫県	高砂市		○		○					○	○			○			
兵庫県	川西市		○		○	○					○	○	○	○	○	○	
兵庫県	小野市	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○		
兵庫県	三田市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兵庫県	加西市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兵庫県	篠山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兵庫県	養父市				○					○	○						
兵庫県	丹波市	○			○					○	○			○	○		
兵庫県	南あわじ市	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
兵庫県	朝来市				○						○	○	○	○	○	○	
兵庫県	淡路市		○		○					○	○		○			○	
兵庫県	宍粟市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兵庫県	加東市	○			○					○	○	○	○	○	○		
兵庫県	たつの市				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兵庫県	猪名川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兵庫県	多可町		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兵庫県	稲美町		○		○	○	○	○	○	○	○	○					
兵庫県	播磨町	○		○						○	○		○	○			
兵庫県	市川町				○			○			○	○	○	○	○		
兵庫県	福崎町		○		○			○		○	○		○	○			
兵庫県	神河町				○					○	○		○				
兵庫県	太子町			○	○						○	○	○	○	○	○	
兵庫県	上郡町	○	○							○	○						
兵庫県	佐用町	○	○	○		○		○		○	○	○	○	○	○	○	
兵庫県	香美町				○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	
兵庫県	新温泉町	○	○			○	○	○		○	○			○	○		
奈良県	奈良市	○									○	○	○	○	○	○	
奈良県	大和高田市	○	○	○				○		○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	大和郡山市									○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	天理市									○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	橿原市									○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	桜井市									○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	五條市									○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	御所市							○			○	○	○	○	○	○	
奈良県	生駒市					○				○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	香芝市				○						○	○	○	○	○	○	
奈良県	葛城市				○						○	○	○	○	○	○	
奈良県	宇陀市				○	○	○				○	○	○	○	○	○	
奈良県	山添村									○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	平群町									○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	三郷町									○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	斑鳩町		○		○			○		○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	安堵町									○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	川西町									○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	三宅町									○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	田原本町									○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	曾爾村									○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	御杖村									○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	高取町									○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	明日香村									○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	上牧町		○							○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	王寺町									○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	広陵町		○								○	○	○	○	○	○	
奈良県	河合町									○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	吉野町									○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	大淀町									○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	下市町									○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	黒滝村									○	○	○	○	○	○	○	

都道府県名	市区町村名	問3 働き方に関する意識改革								問4 業務改善の定量的なフォローアップ							
		①管理職を対象としたマネジメント能力を養成する研修を実施している。	②管理職への登用の際、マネジメント能力を適正に評価するよう工夫している。	③教職員全体に対して働き方に関する研修を実施している。	④学校の重点目標や経営方針に、教職員の方に関する視点を取り入れている。	⑤教職員の人事評価において、担当業務の適正化の取組を評価項目としている。	⑥業務改善や教職員の働き方に関する項目を学業評価に位置付けている。	⑦業務改善の取組について、毎年度実施する教育委員会自己点検・評価の中に取り上げている。	⑧特に取り組んでいない。	(1)各学校における業務改善の状況に係る教育委員会の定量的なフォローアップについて、定量的にフォローアップしている。	(1)定量的にフォローアップしているを選択した場合)(2)定量的にフォローアップしている項目について	①勤務時間に関するもの	②教職員の意識や負担に関するもの	③事務作業の時間に関するもの	④ICT等の活用に関するもの	⑤部活動に関するもの	⑥業務改善による教育面の効果に関するもの
奈良県	天川村		○							○	○	○	○	○	○	○	○
奈良県	野迫川村									○	○	○	○	○	○	○	○
奈良県	十津川村									○	○	○	○	○	○	○	○
奈良県	下北山村									○	○	○	○	○	○	○	○
奈良県	上北山村									○	○	○	○	○	○	○	○
奈良県	川上村			○						○	○	○	○	○	○	○	○
奈良県	東吉野村									○	○	○	○	○	○	○	○
奈良県	川西町・三宅町式下中学校組合									○	○	○	○	○	○	○	○
和歌山県	和歌山市		○							○	○	○	○	○	○	○	○
和歌山県	海南市									○	○	○	○	○	○	○	○
和歌山県	橋本市									○	○	○	○	○	○	○	○
和歌山県	有田市									○	○	○	○	○	○	○	○
和歌山県	御坊市									○	○	○	○	○	○	○	○
和歌山県	田辺市									○	○	○	○	○	○	○	○
和歌山県	新宮市									○	○	○	○	○	○	○	○
和歌山県	紀の川市	○								○	○	○	○	○	○	○	○
和歌山県	岩出市	○			○					○	○	○	○	○	○	○	○
和歌山県	紀美野町				○					○	○	○	○	○	○	○	○
和歌山県	かつらぎ町									○	○	○	○	○	○	○	○
和歌山県	九度山町					○				○	○	○	○	○	○	○	○
和歌山県	高野町									○	○	○	○	○	○	○	○
和歌山県	湯浅町	○	○		○	○				○	○	○	○	○	○	○	○
和歌山県	広川町	○								○	○	○	○	○	○	○	○
和歌山県	有田川町				○					○	○	○	○	○	○	○	○
和歌山県	美浜町									○	○	○	○	○	○	○	○
和歌山県	日高町									○	○	○	○	○	○	○	○
和歌山県	由良町									○	○	○	○	○	○	○	○
和歌山県	印南町		○			○				○	○	○	○	○	○	○	○
和歌山県	みなべ町									○	○	○	○	○	○	○	○
和歌山県	日高川町									○	○	○	○	○	○	○	○
和歌山県	白浜町									○	○	○	○	○	○	○	○
和歌山県	上富田町		○							○	○	○	○	○	○	○	○
和歌山県	すさみ町	○				○				○	○	○	○	○	○	○	○
和歌山県	那智勝浦町				○					○	○	○	○	○	○	○	○
和歌山県	太地町									○	○	○	○	○	○	○	○
和歌山県	古座川町									○	○	○	○	○	○	○	○
和歌山県	北山村									○	○	○	○	○	○	○	○
和歌山県	串本町									○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県	鳥取市	○								○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県	米子市	○								○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県	倉吉市									○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県	境港市				○					○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県	岩美町				○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県	若桜町									○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県	智頭町									○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県	八頭町		○		○	○				○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県	三朝町				○					○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県	湯梨浜町									○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県	琴浦町									○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県	北栄町									○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県	日吉津村									○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県	大山町									○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県	南部町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県	伯耆町	○								○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県	日南町	○								○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県	日野町			○						○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県	江府町									○	○	○	○	○	○	○	○
島根県	松江市	○								○	○	○	○	○	○	○	○
島根県	浜田市									○	○	○	○	○	○	○	○

都道府県名	市区町村名	問3 働き方に関する意識改革								問4 業務改善の定量的なフォローアップ						
		①管理職を対象としたマネジメント能力を養成する研修を実施している。	②管理職への登用の際、マネジメント能力を適正に評価するよう工夫している。	③教員全体に対して働き方に関する研修を実施している。	④学校の重点目標や経営方針に、教職員の方に関する視点を取り入れている。	⑤教職員の人事評価において、担当業務の適正化の取組を評価項目としている。	⑥業務改善や教職員の働き方に関する項目を学業評価に位置付けている。	⑦業務改善の取組について、毎年度実施する教育委員会自己点検・評価の中に取り上げている。	⑧特に取り組んでいない。	(1)各学校における業務改善の状況に係る教育委員会の定量的なフォローアップについて、定量的にフォローアップしている。	(①定量的にフォローアップしているを選択した場合)(2)定量的にフォローアップしている項目について					
									①勤務時間に関するもの	②教員意識や負担に関するもの	③事務作業の時間に関するもの	④ICT等の活用に関するもの	⑤部活動に関するもの	⑥業務改善による教育面の効果に関するもの	⑦その他	
島根県	出雲市	○	○							—	—	—	—	—	—	—
島根県	益田市	○							○	—	—	—	—	—	—	—
島根県	大田市								○	—	—	—	—	—	—	—
島根県	安来市								○	—	—	—	—	—	—	—
島根県	江津市	○								—	—	—	—	—	—	—
島根県	雲南市								○	○	—	—	—	—	—	—
島根県	奥出雲町								○	—	—	—	—	—	—	—
島根県	飯南町								○	—	—	—	—	—	—	—
島根県	川本町								○	—	—	—	—	—	—	—
島根県	美郷町								○	—	—	—	—	—	—	—
島根県	邑南町								○	—	—	—	—	—	—	—
島根県	津和野町								○	—	—	○	—	—	—	—
島根県	吉賀町								○	—	—	—	—	—	—	—
島根県	海士町								○	—	—	—	—	—	—	—
島根県	西ノ島町								○	—	—	—	—	—	—	—
島根県	知夫村		○		○					—	—	—	—	—	—	—
島根県	隠岐の島町								○	—	—	—	—	—	—	—
岡山県	倉敷市	○	○	○		○				○	○	○				
岡山県	津山市	○	○	○	○					—	—	—	—	—	—	—
岡山県	玉野市	○		○	○					—	—	—	—	—	—	—
岡山県	笠岡市	○	○	○		○				○	○	○	○		○	
岡山県	井原市					○				○	○	○	○	○		
岡山県	総社市	○	○	○	○	○	○			—	—	—	—	—	—	—
岡山県	高梁市				○					○	○	○				
岡山県	新見市	○			○	○				○	○	○	○	○		
岡山県	備前市								○	○	○	○				
岡山県	瀬戸内市				○	○				○	○	○	○			
岡山県	赤磐市	○			○					—	—	—	—	—	—	—
岡山県	真庭市					○				○	○	○	○	○		
岡山県	美作市								○	○	○	○				
岡山県	浅口市	○		○						○	○	○				
岡山県	和気町								○	—	—	—	—	—	—	—
岡山県	早島町		○	○	○				○	○	○	○	○			
岡山県	里庄町								○	—	—	—	—	—	—	—
岡山県	矢掛町	○								—	—	—	—	—	—	—
岡山県	新庄村								○	—	—	—	—	—	—	—
岡山県	鏡野町			○	○					○	○			○		
岡山県	勝央町					○				○	○			○	○	
岡山県	奈義町		○	○						—	—	—	—	—	—	—
岡山県	西粟倉村								○	—	—	—	—	—	—	—
岡山県	久米南町				○				○	—	—	○	○	○		
岡山県	美咲町								○	—	—	—	—	—	—	—
岡山県	吉備中央町								○	—	—	—	—	—	—	—
広島県	呉市								○	○	○	○		○		
広島県	竹原市								○	—	—	—	—	—	—	—
広島県	三原市								○	○	○	○		○		
広島県	尾道市	○	○							○	○	○	○			
広島県	福山市	○			○					○	○	○	○		○	
広島県	府中市	○		○						—	—	—	—	—	—	—
広島県	三次市	○	○		○	○	○			○	○	○	○	○	○	
広島県	庄原市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	
広島県	大竹市		○							○	○	○				
広島県	東広島市	○	○							—	—	—	—	—	—	—
広島県	廿日市市	○								○	○	○				
広島県	安芸高田市	○		○						○	○					
広島県	江田島市	○								○	○	○				
広島県	府中町	○			○				○	○	○			○		
広島県	海田町								○	○	○		○	○		
広島県	熊野町		○							○	○			○		
広島県	坂町									—	—	—	—	—	—	—
広島県	安芸太田町				○					○	○	○	○	○	○	

都道府県名	市区町村名	問3 働き方に関する意識改革							問4 業務改善の定量的なフォローアップ								
		①管理職を対象としたマネジメント能力を養成する研修を実施している。	②管理職への登用の際、マネジメント能力を適正に評価するよう工夫している。	③教職員全体に対して働き方に関する研修を実施している。	④学校の重点目標や経営方針に、教職員の方に関する視点を取り入れている。	⑤教職員の人事評価において、担当業務の適正化の取組を評価項目としている。	⑥業務改善や教職員の働き方に関する項目を学業評価に位置付けている。	⑦業務改善の取組について、毎年度実施する教育委員会自己点検・評価の中に取り上げている。	⑧特に取り組んでいない。	(1)各学校における業務改善の状況に係る教育委員会の定量的なフォローアップについて、定量的にフォローアップしている。	(①定量的にフォローアップしているを選択した場合)(2)定量的にフォローアップしている項目について	①勤務時間に関するもの	②教職員の意識や負担に関するもの	③仕事の時間に関するもの	④ICT等の活用に関するもの	⑤部活動に関するもの	⑥業務改善による教面での効果に関するもの
広島県	北広島町							○	○							○	
広島県	大崎上島町				○				○				○				
広島県	世羅町	○							○	○	○	○	○	○	○		
広島県	神石高原町									○							
山口県	下関市	○			○				○	○					○		
山口県	宇部市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
山口県	山口市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
山口県	萩市				○				○								
山口県	防府市	○		○	○	○	○	○	○	○	○						
山口県	下松市	○							○	○							
山口県	岩国市	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
山口県	光市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
山口県	長門市								○	○							
山口県	柳井市		○		○				○	○		○	○				
山口県	美祢市	○							○	○	○						
山口県	周南市	○		○					○	○	○	○			○		
山口県	山陽小野田市	○	○	○					○	○	○		○	○			
山口県	周防大島町	○			○				○	○							
山口県	和木町								○	○	○					○	
山口県	上関町							○									
山口県	田布施町								○								○
山口県	平生町	○							○	○					○		
山口県	阿武町				○				○	○							
徳島県	徳島市								○	○							
徳島県	鳴門市					○	○		○						○		
徳島県	小松島市							○									
徳島県	阿南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
徳島県	吉野川市	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
徳島県	阿波市	○							○	○		○	○	○	○	○	
徳島県	美馬市	○	○						○	○		○	○	○	○	○	
徳島県	三好市				○	○			○				○				
徳島県	勝浦町								○								
徳島県	上勝町								○								
徳島県	佐那河内村								○								
徳島県	石井町			○													
徳島県	神山町						○										
徳島県	那賀町								○								
徳島県	牟岐町								○								
徳島県	美波町								○								
徳島県	海陽町		○		○	○	○										
徳島県	松茂町				○												
徳島県	北島町			○						○							
徳島県	藍住町					○	○										
徳島県	板野町								○								
徳島県	上板町	○					○										
徳島県	つるぎ町								○								
徳島県	東みよし町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
香川県	高松市	○			○				○	○							
香川県	丸亀市								○	○							
香川県	坂出市				○				○	○			○	○			
香川県	善通寺市	○			○	○											
香川県	観音寺市	○			○	○											
香川県	さぬき市				○				○	○							
香川県	東かがわ市								○								
香川県	三豊市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
香川県	土庄町								○	○							
香川県	小豆島町				○												
香川県	三木町								○	○			○				
香川県	直島町	○				○			○			○	○	○	○	○	
香川県	宇多津町							○									



都道府県名	市区町村名	問3 働き方に関する意識改革								問4 業務改善の定量的なフォローアップ								
		①管理職を対象としたマネジメント能力を養成する研修を実施している。	②管理職への登用の際、マネジメント能力を適正に評価する工夫している。	③教員全体に対して働き方に関する研修を実施している。	④学校の重点目標や経営方針に、教職員の方に関する視点を取り入れている。	⑤教職員の人事評価において、担当業務の適正化の取組を評価項目としている。	⑥業務改善や教職員の働き方に関する項目を学業評価に位置付けている。	⑦業務改善の取組について、毎年度実施する教育委員会自己点検・評価の中に取り上げている。	⑧特に取り組んでいない。	(1)各学校における業務改善の状況に係る教育委員会の定量的なフォローアップについて、定量的にフォローアップしている。	(1)定量的にフォローアップしているを選択した場合)(2)定量的にフォローアップしている項目について	①勤務時間に関するもの	②教員意識や負担に関するもの	③事務作業の時間に関するもの	④ICT等の活用に関するもの	⑤部活動に関するもの	⑥業務改善による教面での効果に関するもの	⑦その他
香川県	綾川町				○		○	○		○	○	○		○				
香川県	琴平町						○	○		○				○	○			
香川県	多度津町								○									
香川県	まんのう町				○	○												
愛媛県	松山市	○								○	○			○				
愛媛県	今治市	○	○	○			○			○	○	○		○	○			
愛媛県	宇和島市	○	○		○					○	○	○		○	○			
愛媛県	八幡浜市	○	○			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		
愛媛県	新居浜市	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○		
愛媛県	西条市								○									
愛媛県	大洲市								○									
愛媛県	伊予市				○	○												
愛媛県	四国中央市		○		○		○	○		○	○			○	○			
愛媛県	西予市																	
愛媛県	東温市								○									
愛媛県	上島町								○									
愛媛県	久万高原町		○							○	○				○			
愛媛県	松前町			○				○										
愛媛県	砥部町								○									
愛媛県	内子町								○									
愛媛県	伊方町								○									
愛媛県	松野町								○	○				○	○			
愛媛県	鬼北町								○	○	○	○						
愛媛県	愛南町			○														
高知県	高知市	○			○					○	○		○					
高知県	室戸市								○									
高知県	安芸市					○												
高知県	南国市								○	○	○		○					
高知県	土佐市					○	○			○	○	○			○	○		
高知県	須崎市					○												
高知県	宿毛市								○									
高知県	土佐清水市	○	○	○	○	○				○				○	○			
高知県	四万十市	○																
高知県	香南市	○																
高知県	香美市	○						○		○	○				○	○		
高知県	東洋町								○									
高知県	奈半利町								○									
高知県	田野町				○													
高知県	安田町	○																
高知県	北川村				○													
高知県	馬路村								○									
高知県	芸西村								○									
高知県	本山町						○											
高知県	大豊町								○									
高知県	土佐町								○	○				○				
高知県	大川村				○													
高知県	いの町									○								
高知県	仁淀川町				○					○				○				
高知県	中土佐町									○								
高知県	佐川町									○								
高知県	越知町							○										
高知県	梶原町	○	○	○	○					○	○	○			○			
高知県	日高村	○		○	○													
高知県	津野町			○						○	○							
高知県	四万十町			○	○	○				○	○			○	○			
高知県	大月町		○		○					○				○	○	○		
高知県	三原村	○		○						○				○	○	○		
高知県	黒潮町								○									
福岡県	大牟田市	○	○							○	○			○				
福岡県	久留米市	○																
福岡県	直方市	○	○							○	○	○		○				

都道府県名	市区町村名	問3 働き方に関する意識改革								問4 業務改善の定量的なフォローアップ								
		①管理職を対象としたマネジメント能力を養成する研修を実施している。	②管理職への登用の際、マネジメント能力を適正に評価するよう工夫している。	③教員全体に対して働き方に関する研修を実施している。	④学校の重点目標や経営方針に、教職員の方に関する視点を取り入れている。	⑤教職員の人事評価において、当業務の適正化の取組を評価項目としている。	⑥業務改善や教職員の働き方に関する項目を学業評価に位置付けている。	⑦業務改善の取組について、毎年度実施する教育委員会自己点検・評価の中に取り上げている。	⑧特に取り組んでいない。	(1)各学校における業務改善の状況に係る教育委員会の定量的なフォローアップについて、定量的にフォローアップしている。	(1)定量的にフォローアップしているを選択した場合)(2)定量的にフォローアップしている項目について	①勤務時間に関するもの	②教員意識や負担に関するもの	③事務作業の時間に関するもの	④ICT等の活用に関するもの	⑤部活動に関するもの	⑥業務改善による教育面の効果に関するもの	⑦その他
福岡県	飯塚市		○			○					○	○	○	○	○	○	○	
福岡県	田川市	○								○	○	○	○	○	○	○	○	
福岡県	柳川市	○			○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	
福岡県	八女市	○	○		○			○		○	○	○	○	○	○	○	○	
福岡県	筑後市								○	○	○	○	○	○	○	○	○	
福岡県	大川市					○												
福岡県	行橋市	○	○							○	○	○	○	○	○	○	○	
福岡県	豊前市								○									
福岡県	中間市								○									
福岡県	小郡市	○			○					○	○	○	○	○	○	○	○	
福岡県	筑紫野市									○								
福岡県	春日市									○								
福岡県	大野城市									○								
福岡県	宗像市	○								○			○	○	○	○	○	
福岡県	太宰府市	○			○													
福岡県	古賀市	○				○				○	○	○	○	○	○	○	○	
福岡県	福津市	○																
福岡県	うきは市									○								
福岡県	宮若市		○							○								
福岡県	嘉麻市									○								
福岡県	朝倉市	○								○	○				○	○	○	
福岡県	みやま市									○								
福岡県	糸島市	○								○	○		○		○	○	○	
福岡県	那珂川町									○	○	○	○	○	○	○	○	
福岡県	宇美町									○	○	○	○	○	○	○	○	
福岡県	篠栗町									○								
福岡県	志免町				○					○	○			○	○	○	○	
福岡県	須恵町									○	○	○	○	○	○	○	○	
福岡県	新宮町									○	○	○	○	○	○	○	○	
福岡県	久山町		○															
福岡県	粕屋町									○								
福岡県	芦屋町									○								
福岡県	水巻町									○								
福岡県	岡垣町									○	○	○	○	○	○	○	○	
福岡県	遠賀町									○								
福岡県	小竹町									○								
福岡県	鞍手町									○	○	○	○	○	○	○	○	
福岡県	桂川町									○								
福岡県	筑前町	○			○					○	○	○	○	○	○	○	○	
福岡県	東峰村				○													
福岡県	大刀洗町									○								
福岡県	大木町									○								
福岡県	広川町		○							○	○	○	○	○	○	○	○	
福岡県	香春町				○					○	○			○	○	○	○	
福岡県	添田町									○								
福岡県	糸田町									○								
福岡県	川崎町									○								
福岡県	大任町			○														
福岡県	赤村									○								
福岡県	福智町	○																
福岡県	苅田町									○								
福岡県	みやこ町									○								
福岡県	吉富町									○								
福岡県	上毛町		○							○	○	○	○	○	○	○	○	
福岡県	築上町									○								
佐賀県	佐賀市	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐賀県	唐津市				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐賀県	鳥栖市	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐賀県	多久市				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐賀県	伊万里市				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐賀県	武雄市				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

都道府県名	市区町村名	問3 働き方に関する意識改革								問4 業務改善の定量的なフォローアップ							
		①管理職を対象としたマネジメント能力を養成する研修を実施している。	②管理職への登用の際、マネジメント能力を適正に評価する工夫している。	③教職員全体に対して働き方に関する研修を実施している。	④学校の重点目標や経営方針に、教職員の方に関する視点を取り入れている。	⑤教職員の人事評価において、担当業務の適正化の取組を評価項目としている。	⑥業務改善や教職員の働き方に関する項目を学業評価に位置付けている。	⑦業務改善の取組について、毎年度実施する教員自己点検・評価の中に取り上げている。	⑧特に取り組んでいない。	(1)各学校における業務改善の状況に係る教育委員会の定量的なフォローアップについて、定量的にフォローアップしている。	(①定量的にフォローアップしているを選択した場合)(2)定量的にフォローアップしている項目について	①勤務時間に関するもの	②教職員の意識や負担に関するもの	③業務の時間に関するもの	④ICT等の活用に関するもの	⑤部活動に関するもの	⑥業務改善による教育面の効果に関するもの
佐賀県	鹿島市				○				○		○	○	○				
佐賀県	小城市					○			○								
佐賀県	嬉野市					○			○		○						
佐賀県	神埼市	○	○		○						○	○	○	○	○	○	
佐賀県	吉野ヶ里町				○						○				○	○	
佐賀県	基山町		○		○						○		○	○	○		
佐賀県	上峰町				○	○			○								
佐賀県	みやき町				○						○				○		
佐賀県	玄海町				○						○		○	○			
佐賀県	有田町	○	○		○	○											
佐賀県	大町町	○	○		○	○			○		○	○			○		
佐賀県	江北町								○		○		○	○			
佐賀県	白石町		○		○	○					○		○	○			
佐賀県	太良町																
長崎県	長崎市	○			○						○	○					
長崎県	佐世保市	○	○	○	○						○	○		○	○		
長崎県	島原市	○															
長崎県	諫早市	○	○	○	○						○	○	○	○	○	○	
長崎県	大村市										○	○	○	○	○		
長崎県	平戸市	○									○	○	○	○	○		
長崎県	松浦市	○			○												
長崎県	対馬市								○								
長崎県	壱岐市	○									○	○			○	○	
長崎県	五島市	○	○		○						○	○		○	○		
長崎県	西海市	○			○						○	○	○	○	○		
長崎県	雲仙市	○			○												
長崎県	南島原市				○						○	○		○	○		
長崎県	長与町	○															
長崎県	時津町								○								
長崎県	東彼杵町				○	○					○	○		○	○		
長崎県	川棚町								○								
長崎県	波佐見町		○		○	○					○		○				
長崎県	小値賀町								○								
長崎県	佐々町				○						○	○					
長崎県	新上五島町	○									○	○	○	○	○	○	
熊本県	八代市	○			○						○	○					
熊本県	人吉市				○						○		○			○	
熊本県	荒尾市	○									○		○				
熊本県	水俣市								○								
熊本県	玉名市								○								
熊本県	山鹿市	○									○	○	○	○	○		
熊本県	菊池市										○	○					
熊本県	宇土市								○		○	○					
熊本県	上天草市	○	○	○		○											
熊本県	宇城市										○	○					
熊本県	阿蘇市	○		○	○						○	○	○	○		○	
熊本県	天草市	○															
熊本県	合志市				○						○		○	○			
熊本県	美里町	○									○	○		○	○		
熊本県	玉東町					○					○						
熊本県	南関町										○						
熊本県	長洲町								○								
熊本県	和水町								○		○				○		
熊本県	大津町				○												
熊本県	菊陽町	○	○								○		○		○		
熊本県	南小国町								○								
熊本県	小国町				○						○			○			
熊本県	産山村										○						
熊本県	高森町										○						
熊本県	西原村				○						○			○			
熊本県	南阿蘇村										○						

都道府県名	市区町村名	問3 働き方に関する意識改革								問4 業務改善の定量的なフォローアップ							
		①管理職を対象としたマネジメント能力を養成する研修を実施している。	②管理職への登用の際、マネジメント能力を適正に評価するよう工夫している。	③教員全体に対して働き方に関する研修を実施している。	④学校の重点目標や経営方針に、教職員の方に関する視点を取り入れている。	⑤教職員の人事評価において、担当業務の適正化の取組を評価項目としている。	⑥業務改善や教職員の働き方に関する項目を学業評価に位置付けている。	⑦業務改善の取組について、毎年度実施する教員自己点検・評価の中に取り上げている。	⑧特に取り組んでいない。	(1)各学校における業務改善の状況に係る教育委員会の定量的なフォローアップについて、定量的にフォローアップしている。	(1)定量的にフォローアップしているを選択した場合)(2)定量的にフォローアップしている項目について	①勤務時間に関するもの	②教員の意識や負担に関するもの	③業務の時間に関するもの	④ICT等の活用に関するもの	⑤部活動に関するもの	⑥業務改善による教育面の効果に関するもの
熊本県	御船町	○								○	-	-	-	-	-	-	-
熊本県	嘉島町			○	○					○	-	-	○	○	○	-	-
熊本県	益城町								○		-	-	-	-	-	-	-
熊本県	甲佐町						○				-	-	-	-	-	-	-
熊本県	山都町								○		-	-	-	-	-	-	-
熊本県	氷川町	○			○	○	○	○		○	○	-	-	○	-	-	-
熊本県	芦北町								○		-	-	-	-	-	-	-
熊本県	津奈木町								○		-	-	-	-	-	-	-
熊本県	錦町				○					○	○	○	○	○	○	-	-
熊本県	多良木町								○		-	-	-	-	-	-	-
熊本県	湯前町								○		-	-	-	-	-	-	-
熊本県	水上村				○						-	-	-	-	-	-	-
熊本県	相良村				○						-	-	-	-	-	-	-
熊本県	五木村								○		-	-	-	-	-	-	-
熊本県	山江村			○	○					○	○	○	○	○	-	-	-
熊本県	球磨村								○		-	-	-	-	-	-	-
熊本県	あさぎり町								○	○			○				
熊本県	苓北町								○		-	-	-	-	-	-	-
大分県	大分市	○			○			○			-	-	-	-	-	-	-
大分県	別府市	○								○	○	○					○
大分県	中津市		○							○	○		○		○		
大分県	日田市				○			○			-	-	-	-	-	-	-
大分県	佐伯市				○					○			○				○
大分県	臼杵市	○		○						○		○	○			○	
大分県	津久見市								○		-	-	-	-	-	-	-
大分県	竹田市								○		-	-	-	-	-	-	-
大分県	豊後高田市	○	○	○	○					○	○				○		
大分県	杵築市	○								○	○	○	○			○	
大分県	宇佐市		○	○						○	○	○			○		
大分県	豊後大野市				○			○		○	○	○			○		
大分県	由布市	○									-	-	-	-	-	-	-
大分県	国東市		○							○	○	○	○				
大分県	姫島村				○					○	-	-	-	-	-	-	-
大分県	日出町								○		-	-	-	-	-	-	-
大分県	九重町								○		-	-	-	-	-	-	-
大分県	玖珠町	○									-	-	-	-	-	-	-
宮崎県	宮崎市	○	○		○	○					-	-	-	-	-	-	-
宮崎県	都城市	○	○			○			○		-	-	-	-	-	-	-
宮崎県	延岡市	○									-	-	-	-	-	-	-
宮崎県	日南市								○	○	○	○			○		
宮崎県	小林市						○	○			-	-	-	-	-	-	-
宮崎県	日向市	○								○	○		○				
宮崎県	串間市		○		○	○				○	-	-	-	-	-	-	-
宮崎県	西都市							○			-	-	-	-	-	-	-
宮崎県	えびの市	○								○	○	○	○	○	○		
宮崎県	三股町	○		○	○					○	○	○	○	○	○		
宮崎県	高原町				○					○	○	○			○		
宮崎県	国富町	○									-	-	-	-	-	-	-
宮崎県	綾町								○	○	○	○	○				
宮崎県	高鍋町			○							-	-	-	-	-	-	-
宮崎県	新富町	○									-	-	-	-	-	-	-
宮崎県	西米良村								○	○			○	○	○		
宮崎県	木城町				○					○	○						
宮崎県	川南町						○				-	-	-	-	-	-	-
宮崎県	都農町							○			-	-	-	-	-	-	-
宮崎県	門川町								○		-	-	-	-	-	-	-
宮崎県	諸塚村								○		-	-	-	-	-	-	-
宮崎県	椎葉村	○		○					○		-	-	-	-	-	-	-
宮崎県	美郷町	○			○						-	-	-	-	-	-	-
宮崎県	高千穂町								○		-	-	-	-	-	-	-
宮崎県	日之影町	○		○	○						-	-	-	-	-	-	-

都道府県名	市区町村名	問3 働き方に関する意識改革								問4 業務改善の定量的なフォローアップ							
		①管理職を対象としたマネジメント能力を養成する研修を実施している。	②管理職への登用の際、マネジメント能力を適正に評価する工夫している。	③教員全体に対して働き方に関する研修を実施している。	④学校の重点目標や経営方針に、教職員の方に関する視点を取り入れている。	⑤教職員の人事評価において、担当業務の適正化の取組を評価項目としている。	⑥業務改善や教職員の働き方に関する項目を学業評価に位置付けている。	⑦業務改善の取組について、毎年度実施する教員自己点検・評価の中に取り上げている。	⑧特に取り組んでいない。	(1)各学校における業務改善の状況に係る教育委員会の定量的なフォローアップについて、定量的にフォローアップしている。	(①定量的にフォローアップしているを選択した場合)(2)定量的にフォローアップしている項目について	①勤務時間に関するもの	②教員意識や負担に関するもの	③事務作業の時間に関するもの	④ICT等の活用に関するもの	⑤部活動に関するもの	⑥業務改善による教面での効果に関するもの
宮崎県	五ヶ瀬町				○				○	○						○	
鹿児島県	鹿児島市	○			○	○		○	○	○			○				
鹿児島県	鹿屋市	○			○												
鹿児島県	枕崎市	○							○	○					○		
鹿児島県	阿久根市	○				○			○	○	○				○		
鹿児島県	出水市				○	○		○									
鹿児島県	指宿市				○				○	○							
鹿児島県	西之表市					○		○									
鹿児島県	垂水市	○			○				○								
鹿児島県	薩摩川内市	○				○			○	○							
鹿児島県	日置市	○			○	○		○	○	○			○				
鹿児島県	曾於市	○															
鹿児島県	霧島市	○	○		○			○	○	○	○				○		
鹿児島県	いちき串木野市							○	○	○							
鹿児島県	南さつま市	○															
鹿児島県	志布志市	○							○	○			○	○	○		
鹿児島県	奄美市							○	○	○							
鹿児島県	南九州市				○				○	○	○				○		
鹿児島県	伊佐市				○				○	○							
鹿児島県	始良市	○			○												
鹿児島県	三島村	○	○	○	○	○		○									
鹿児島県	十島村								○	○			○				
鹿児島県	さつま町	○	○						○	○							
鹿児島県	長島町				○												
鹿児島県	湧水町					○											
鹿児島県	大崎町		○						○	○							
鹿児島県	東串良町				○					○							
鹿児島県	錦江町									○							
鹿児島県	南大隅町	○															
鹿児島県	肝付町			○	○												
鹿児島県	中種子町	○							○	○	○		○	○	○		
鹿児島県	南種子町				○					○	○		○	○			
鹿児島県	屋久島町				○				○								
鹿児島県	大和村								○								
鹿児島県	宇検村				○				○	○							
鹿児島県	瀬戸内町								○	○							
鹿児島県	龍郷町	○	○		○				○	○		○	○				
鹿児島県	喜界町					○			○	○	○		○	○	○		
鹿児島県	徳之島町	○							○	○	○	○	○	○	○		
鹿児島県	天城町								○								
鹿児島県	伊仙町	○				○			○	○		○		○	○		
鹿児島県	和泊町	○		○													
鹿児島県	知名町								○								
鹿児島県	与論町	○			○				○								
沖縄県	那覇市								○								
沖縄県	宜野湾市	○		○					○	○			○				
沖縄県	石垣市			○					○	○	○		○	○			
沖縄県	浦添市																
沖縄県	名護市	○	○		○												
沖縄県	糸満市					○											
沖縄県	沖縄市				○				○						○		
沖縄県	豊見城市	○							○	○			○	○			
沖縄県	うるま市	○	○						○	○	○		○				
沖縄県	宮古島市	○															
沖縄県	南城市	○		○	○				○	○	○	○	○	○	○		
沖縄県	国頭村								○	○							
沖縄県	大宜味村								○								
沖縄県	東村								○								
沖縄県	今帰仁村	○															
沖縄県	本部町								○								

都道府県名	市区町村名	問3 働き方に関する意識改革								問4 業務改善の定量的なフォローアップ							
		①管理職を対象としたマネジメント能力を養成する研修を実施している。	②管理職への登用の際、マネジメント能力を適正に評価するよう工夫している。	③教職員全体に対して働き方に関する研修を実施している。	④学校の重点目標や経営方針に、教職員の方に関する視点を取り入れている。	⑤教職員の人事評価において、担当業務の適正化の取組を評価項目としている。	⑥業務改善や教職員の働き方に関する項目を学校評価に位置付けている。	⑦業務改善の取組について、毎年度実施する教育委員会自己点検・評価の中に取り上げている。	⑧特に取り組んでいない。	(1)各学校における業務改善の状況に係る教育委員会の定量的なフォローアップについて、定量的にフォローアップしている。	(①定量的にフォローアップしているを選択した場合)(2)定量的にフォローアップしている項目について						
										①勤務時間に関するもの	②教職員の意識や負担に関するもの	③業務の時間に関するもの	④ICT等の活用に関するもの	⑤部活動に関するもの	⑥業務改善による教育面の効果に関するもの	⑦その他	
沖縄県	恩納村								○		-	-	-	-	-	-	-
沖縄県	宜野座村								○		-	-	-	-	-	-	-
沖縄県	金武町		○								-	-	-	-	-	-	-
沖縄県	伊江村									○							○
沖縄県	読谷村	○		○						○	○	○		○			
沖縄県	嘉手納町					○	○			○	○		○	○			
沖縄県	北谷町				○						-	-	-	-	-	-	-
沖縄県	北中城村								○		-	-	-	-	-	-	-
沖縄県	中城村	○	○	○	○						-	-	-	-	-	-	-
沖縄県	西原町					○		○			-	-	-	-	-	-	-
沖縄県	与那原町								○		-	-	-	-	-	-	-
沖縄県	南風原町					○					-	-	-	-	-	-	-
沖縄県	渡嘉敷村								○		-	-	-	-	-	-	-
沖縄県	座間味村			○			○			○		○	○	○	○		
沖縄県	粟国村									○	-	-	-	-	-	-	-
沖縄県	渡名喜村									○	-	-	-	-	-	-	-
沖縄県	南大東村		○			○		○			-	-	-	-	-	-	-
沖縄県	北大東村				○		○				-	-	-	-	-	-	-
沖縄県	伊平屋村								○		-	-	-	-	-	-	-
沖縄県	伊是名村								○		-	-	-	-	-	-	-
沖縄県	久米島町								○		-	-	-	-	-	-	-
沖縄県	八重瀬町	○			○					○	○			○			
沖縄県	多良間村				○	○				○	○	○		○	○	○	
沖縄県	竹富町									○	-	-	-	-	-	-	-
沖縄県	与那国町								○		-	-	-	-	-	-	-
合計		526	291	201	583	241	310	322	539	809	598	331	211	427	404	143	14

## 5 調査用紙

# 教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査

本調査は、各教育委員会が所管している学校に対する取組が対象となります。  
 回答基準日は平成30年4月1日とします。★は前回までの調査にあった項目（類似のものを含む）です。

★ ← 必須回答セルは左記のような赤色の背景になります。ファイル送信前に必ず、赤色のセルが残っていないことを確認してください。

所属区分		
団体コード		
都道府県教育委員会の場合		
政令指定都市教育委員会の場合		
市区町村の教育委員会の場合		
業務改善担当部署		
業務改善担当者の役職		※ 役職がない場合は「役職なし」と記載
業務改善担当者の氏名		
電話番号		※ 半角数字＋ハイフン
所属代表E-mailアドレス		※半角 ※ ない場合は「なし」と記載
担当者E-mailアドレス		※半角 ※ ない場合は「なし」と記載

## 問 1 学校における業務改善について

(1) 学校における業務改善については、「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（通知）」（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）により、教育委員会において適切な取組をお願いしているところですが、その取組状況について、次の中から該当するものを選択してください。その他を選んだ場合は、その内容を簡潔に記入してください。

A. 業務改善方針・計画の策定及びフォローアップについて、以下から一つをお選び下さい。

★  所管の学校の業務改善に関して、時間外勤務の短縮に向けた業務改善方針や計画を策定している。

★  ① ※策定している場合、業務改善方針や計画を掲載しているホームページのURLを記載してください。

※策定している場合、下記A-2で③から⑤の中から該当するものを選択してください。

② 策定していない。

A-1. ①を選択した場合にお聞きします。

策定している場合、業務改善方針や計画を掲載しているホームページのURLを記載してください。

※ ホームページに掲載していない場合は、当該資料をメールでお送りください。

A-2. ①を選択した場合にお聞きします。

策定している場合、策定している業務改善方針や計画の内容について、あてはまるものをすべてチェックしてください。

★  ③ 業務量の削減に関する数値目標（KPI）を決めるなど、明確な業務改善目標を定めている。

★  ④ 学校における業務改善の取組の促進、フォローアップを実施しており、業務改善のPDCAサイクルを構築している。

⑤ 上記以外

B. 事務職員の校務運営への参画の推進について、あてはまるものをすべてチェックしてください。

★  ① 学校事務の共同実施を実施している。

★  ② 庶務事務システムを導入している。

★  ③ 事務職員の標準職務例等を示している。

※示している場合は、当該資料をメールでお送りください。

④ 標準職務等において、企画委員会等への参加等、校務運営へ主体的に参画するよう示している。

★  ⑤ 校務運営への参画に向けた資質・能力や意欲の向上のための研修を実施している。

⑥ その他（その他内容を記載してください）

⑦ 特に取り組んでいない。

B-1. その他を選択した場合、その他内容を記載してください。



B-2. 「①学校事務の共同実施を実施している」を選択した場合にお聞きします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく共同学校事務室の設置状況について、以下から一つをお選びください。

- ① 設置している。(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づくものに限る。)  
※設置している場合は、そのことが分かる教育委員会規則をメールでお送りください。
- ② 設置していない。

C. 専門スタッフ(専門的な知見を持ち、児童生徒に効果的な指導や助言が行えるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等をいう。以下、同じ。)との役割分担の明確化及び支援について、あてはまるものをすべてチェックしてください。

- ① 「チームとしての学校」として、教員や事務職員等と専門スタッフとの役割分担を明確にしている。
- ② 専門スタッフに対して、資質・能力や意欲の向上のための研修等を実施している。
- ③ 専門スタッフの人員が確保できるよう、学校に必要な支援をしている。
- ④ 教員や事務職員等と専門スタッフとの連携が進むよう、教職員の研修等の理解促進のための取組を実施している。
- ⑤ その他(その他内容を記載してください)
- ⑥ 特に取り組んでいない。

C-1. その他を選択した場合、その他内容を記載してください。

D. 業務の管理・調整を図る体制の構築について、あてはまるものをすべてチェックしてください。

- ① 教育委員会において、学校の教職員の業務量を俯瞰する組織や体制を整備している。
- ② その他(その他内容を記載してください)
- ③ 特に取り組んでいない。

D-1. その他を選択した場合、その他内容を記載してください。

E. 関係機関との連携・協体制の構築について、あてはまるものをすべてチェックしてください。

- ① 教育委員会において、福祉部局や警察等関係機関との連携体制を構築している。
- ② その他(その他内容を記載してください)
- ③ 特に取り組んでいない。

E-1. その他を選択した場合、その他内容を記載してください。

F. 研修の適正化について、あてはまるものをすべてチェックしてください。

- ★  ① 重複した研修内容を整理するなどし、精選した上で実施している。
- ② 研修報告書の作成は、過度な負担とならないよう研修内容に応じて簡素化を図っている。
- ★  ③ 研修の実施時期は、教職員の負担にならないよう、十分な調整や工夫を行っている。
- ④ その他(その他内容を記載してください)
- ⑤ 特に取り組んでいない。

F-1. その他を選択した場合、その他内容を記載してください。

G. 各種研究事業等の適正化について、あてはまるものをすべてチェックしてください。

- ① 学校における研究事業については、研究テーマの精選や報告書の形式を含めた成果発表の在り方を見直している。
- ② その他(その他内容を記載してください)
- ③ 特に取り組んでいない。

G-1. その他を選択した場合、その他内容を記載してください。

H. 教育委員会事務局の体制整備について、あてはまるものをすべてチェックしてください。

- |                          |   |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | ① 教育委員会における業務の適正化を図るため、業務の精選等を積極的に実施している。       |
| <input type="checkbox"/> | ② 業務の適正化を図るため、総合教育会議等を通じて、首長や首長部局等とも共通理解を深めている。 |
| <input type="checkbox"/> | ③ その他（その他内容を記載してください）                           |
| <input type="checkbox"/> | ④ 特に取り組んでいない。                                   |

H-1. その他を選択した場合、その他内容を記載してください。

I. 各学校における業務改善の取組の促進について

各学校に対して以下の点を踏まえた業務改善の取組の促進、必要な支援をお願いしているところですが、それぞれの点について、教育委員会としても特に実施している内容があれば記入してください。

※特に取り組んでいないものについては、記入していただく必要はありません。

- ・ 業務を洗い出し、可視化し、見直していくこと。
- ・ 校長をはじめとした管理職は学校の重点目標や経営方針を明確化し、その目標達成のために真に必要な業務に注力できるようにすること。
- ・ 管理職は教職員の組織管理や時間管理、健康安全管理をはじめとしたマネジメントを着実に実行すること。
- ・ 教職員一人一人が、自らの業務について、より効果的に行うことができないか、適正化の観点から見直すこと。
- ・ 学校の重点目標や経営方針において、教職員の働き方に関する視点も盛り込み、学校全体で取り組むこと。
- ・ 教職員間で業務の在り方、見直しについて話し合う機会を設け、その話し合いも参考にしながら、管理職は校内の業務の在り方の適正化を図ることができるような学校現場の雰囲気づくりに取り組むこと。
- ・ 地域・保護者や福祉部局・警察等関係機関との情報共有を緊密に行いつつ、適切な役割分担を図るよう努めること。

(2) 平成29年12月22日、中央教育審議会において取りまとめられた「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」において、在り方に関する考え方が示された業務のうち、次のA～Oの業務に係る負担軽減の取組について、それぞれ該当するものを選択してください。その他を選んだ場合は、その内容を簡潔に記入してください。

A. 登下校に関する対応について、以下から一つをお選び下さい。

- |                       |   |
|-----------------------|---|
| <input type="radio"/> | ① 地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心的に担うこととしている。                                |
| <input type="radio"/> | ② 学校以外の主体が中心的に担うこととしてはいないが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。<br>※その内容を記入してください。 |
| <input type="radio"/> | ③ 特に取り組んでいない。   |

A-1. ②を選択した場合、その内容を記載してください。

B. 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応について、以下から一つをお選び下さい。

- |                       |   |
|-----------------------|---|
| <input type="radio"/> | ① 地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心的に担うこととしている。                                |
| <input type="radio"/> | ② 学校以外の主体が中心的に担うこととしてはいないが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。<br>※その内容を記入してください。 |
| <input type="radio"/> | ③ 特に取り組んでいない。   |

B-1. ②を選択した場合、その内容を記載してください。

★C. 学校徴収金（学校給食費は除く。）の徴収・管理について、あてはまるものをすべてチェックしてください。

- ① 公会計で処理している。（一部の徴収金を公会計に移行した場合を含む。）
- ② 教育委員会事務局が徴収・管理業務を担っている。
- ③ 首長部局が徴収・管理業務を担っている。
- ④ 学校が徴収・管理業務を担っているが、教師以外の者が担当するよう、指導・助言や必要な支援を行っている。
- ⑤ その他（その他内容を記載してください）
- ⑥ 特に取り組んでいない。

C-1. その他を選択した場合、その他内容を記載してください。

--

D. 地域ボランティアとの連絡調整について、あてはまるものをすべてチェックしてください。

- ① 地域ボランティアとの連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員（社会教育法第9条の7）等の学校以外の主体が中心に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している。
- ② 学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、校務分掌上へ位置付けるように学校に対して指導助言を行っている。
- ③ 学校における地域連携の窓口となる地域連携担当教職員について、学校管理規則や標準職務例に規定している。
- ④ その他（その他内容を記載してください）
- ⑤ 特に取り組んでいない。

D-1. その他を選択した場合、その他内容を記載してください。

--

E. 調査・統計等への回答等について、あてはまるものをすべてチェックしてください。

- ★  ① 教育委員会による学校への調査・照会について、それぞれの調査の対象（悉皆／抽出）・頻度・時期・内容・様式等を精査している。
- ★  ② 教育委員会による学校への調査・照会について、調査の一元化等により回数を削減した。
- ★  ③ 域内共通ネットワーク型の校務支援システムを構築し、当該システムから教育委員会が情報を取得することによって調査回数を削減している。
- ★  ④ 首長部局に対して、学校を対象とした調査を行う場合は、調査項目の精査や負担軽減に向けた見直しを行うよう働きかけている。
- ⑤ 民間団体等からの、作文・絵画コンクール等への出展依頼や家庭向けの配布依頼等について、当該団体等に対して、教育委員会経由での連絡や学校によらない子供たちへの周知方法の検討などの協力を要請している。
- ⑥ 民間団体等からの依頼を学校宛てに連絡する際は、例えば、教育委員会が後援名義を出しているもの、所管団体が主催しているもの、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるものであるなど、一定の基準を設けて、真に効果的で必要なものに精選している。
- ⑦ 学校における調査・統計等への回答は、例えば、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に深く関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答するよう促している（工夫している）。
- ⑧ その他（その他内容を記載してください）
- ⑨ 特に取り組んでいない。

E-1. その他を選択した場合、その他内容を記載してください。

--

F. 児童生徒の休み時間における対応について、あてはまるものをすべてチェックしてください。

- ① 地域人材等の協力を得ている。
- ② 輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。
- ③ その他（その他内容を記載してください）
- ④ 特に取り組んでいない。

F-1. その他を選択した場合、その他内容を記載してください。

--

G. 校内清掃について、あてはまるものをすべてチェックしてください。

- ① 地域人材等の協力を得ている。
- ② 民間委託している。
- ③ 清掃指導について、輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。
- ④ その他（その他内容を記載してください）
- ⑤ 特に取り組んでいない。

G-1. その他を選択した場合、その他内容を記載してください。

H. 部活動について、あてはまるものをすべてチェックしてください。

- ★  ① 部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている。
- ② 規模が縮小している学校における部活動数の適正化について、学校に対して指導・助言を行っている。
- ★  ③ 複数の学校による合同部活動を実施している。
- ★  ④ スポーツや文化活動を行う地域クラブと連携している。
- ★  ⑤ 部活動の適切な活動時間や休養日について、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月・スポーツ庁）」に則った基準を設定している。
- ⑥ 所管の高等学校において、保護者による部活動への過度の期待等の認識を変えるため、入試における部活動に対する評価の在り方の見直しや加点基準の明確化等を行った。
- ← ※所管する高等学校がない場合は、こちらに「○」を入力してください。
- ⑦ 教師の意識改革のため、採用や人事配置等の段階において、教師における部活動の指導力を過度に評価しないよう見直しを行った。
- ⑧ その他（その他内容を記載してください）
- ⑨ 特に取り組んでいない。

H-1. その他を選択した場合、その他内容を記載してください。

I. 給食時の対応について、あてはまるものをすべてチェックしてください。

- ① 学級担当と栄養教諭等との連携により対応している。
- ② ランチルームの整備等、複数学級・学年が一斉に給食をとることのできる環境を整備している。
- ③ 地域人材等の協力を得ている。
- ④ その他（その他内容を記載してください）
- ⑤ 特に取り組んでいない。

I-1. その他を選択した場合、その他内容を記載してください。

J. 授業準備について、あてはまるものをすべてチェックしてください。

- ① サポートスタッフの参画を図っている。
- ② 理科の観察実験補助員の参画を図っている。
- ③ ICTを活用して、教材や指導案の共有化を図っている。
- ④ 教育委員会の教育センター等における教材や指導案の共有化に取り組んでいる。
- ⑤ その他（その他内容を記載してください）
- ⑥ 特に取り組んでいない。

J-1. その他を選択した場合、その他内容を記載してください。

**K. 学習評価や成績処理について、あてはまるものをすべてチェックしてください。**

- ① 補助的業務について、サポートスタッフ等の参画を図っている。
- ② ICTを活用して、学習評価や成績処理に係る事務作業の負担軽減を図っている。
- ③ その他（その他内容を記載してください）
- ④ 特に取り組んでいない。

**K-1. その他を選択した場合、その他内容を記載してください。**

**L. 学校行事等の準備・運営について、あてはまるものをすべてチェックしてください。**

- ① 地域人材等の協力を得ている。
- ② 民間委託している。
- ★  ③ 学校行事の精選や内容の見直し、準備の簡素化を実施している。
- ★  ④ 地域が主催する行事と学校行事を合同開催するなど、効果的・効率的に実施している。
- ⑤ その他（その他内容を記載してください）
- ⑥ 特に取り組んでいない。

**L-1. その他を選択した場合、その他内容を記載してください。**

**M. 進路指導について、あてはまるものをすべてチェックしてください。**

- ① 企業等の就職先の情報収集等について、民間企業経験者などの外部人材等の参画・協力を進めている。
- ② 検定試験や模擬試験の実施における監督等の業務について、民間委託をしている。
- ③ 作成が必要な書類について、校務支援システムの活用や様式の簡素化・統一化を図っている。
- ④ 集中処理期間の設定等、作業をより効果的に進められるように学校に対して指導・助言を行っている。
- ⑤ その他（その他内容を記載してください）
- ⑥ 特に取り組んでいない。

**M-1. その他を選択した場合、その他内容を記載してください。**

**N. 支援が必要な児童生徒・家庭への対応について、あてはまるものをすべてチェックしてください。**

- ★  ① スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育の支援ができる専門的な人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている。
- ★  ② 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応について、学校が組織として対応できるよう、教育委員会において支援体制を構築している。
- ③ 法的観点から学校に対して指導・助言を行うスクールロイヤー等の専門家を配置している。
- ④ その他（その他内容を記載してください）
- ⑤ 特に取り組んでいない。

**N-1. その他を選択した場合、その他内容を記載してください。**

**O. 上記A～Nのほか、各学校や地域の置かれた状況等に応じて発生する業務について、あてはまるものをすべてチェックしてください。**

- ① 中心となる担い手を学校・教師以外の者に積極的に移行していくという視点に立って検討している。
- ② 中心となる担い手を学校・教師以外の者に移行する場合の、受皿の整備・確保に努めている。
- ③ その他（その他内容を記載してください）
- ④ 特に取り組んでいない。

**O-1. その他を選択した場合、その他内容を記載してください。**

(3) 学校が作成する計画等・組織運営に関する見直しについて、次の中から該当するものを選択してください。その他を選んだ場合は、その内容を簡潔に記入してください。

- |                          |   |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | ① 教育委員会として学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握し、計画の整理・合理化を進めている。                                       |
| <input type="checkbox"/> | ② 標準授業時数を大幅に上回る授業時数を設定した年間指導計画を作成している学校に対し、その時数が過大な場合には見直しを促している。                       |
| <input type="checkbox"/> | ③ 学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を各学校に対して促している。 |
| <input type="checkbox"/> | ④ その他（その他内容を記載してください）   |
| <input type="checkbox"/> | ⑤ 特に取り組んでいない。   |

(3) - 1. その他を選択した場合、その他内容を記載してください。

## 問2 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定について

(1) 勤務時間管理や適正な勤務時間の設定に向けて、所管する学校に対して取り組んでいる内容について、該当するものを選択してください。その他を選んだ場合は、その内容を簡潔に記入してください。

- |                          |  |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | ① 通常の勤務時間以外の時間帯に「超勤4項目」以外の業務を命ずる場合は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講じている。 |
| <input type="checkbox"/> | ② 勤務時間外における保護者や外部からの問合せ等に備えた留守番電話の設置や、メールによる連絡対応の体制を整備している。        |
| <input type="checkbox"/> | ③ 学校閉庁日を設定している。（※設定している場合は、その時期と期間を記入してください。）                      |
| <input type="checkbox"/> | ④ 適正な勤務時間の設定に係る取組について、PTA等の協力も得るため、必要な要請等を行っている。                   |
| <input type="checkbox"/> | ⑤ その他（その他内容を記載してください）  |
| <input type="checkbox"/> | ⑥ 特に取り組んでいない。  |

(1) - 1. 「③学校閉庁日を設定している」を選択した場合、その時期と期間を記載してください。

(1) - 2. その他を選択した場合、その他内容を記載してください。

(2) 教師の勤務時間管理の方法について、次の中から該当するものを選んでください。その他を選んだ場合は、その内容を簡潔に記入してください。

- |   |                          |                                       |
|---|--------------------------|---------------------------------------|
| ★ | <input type="checkbox"/> | ① ICTの活用やタイムカードなどにより、勤務時間を客観的に把握している。 |
| ★ | <input type="checkbox"/> | ② 校長等が現認することにより、勤怠管理の状況を確認している。       |
|   | <input type="checkbox"/> | ③ 本人からの自己申告により管理している。                 |
|   | <input type="checkbox"/> | ④ その他（その他内容を記載してください）                 |

(2) - 1. その他を選択した場合、その他内容を記載してください。

## 問3 働き方に関する意識改革について

教職員全体の働き方に関する意識改革に向けて、教育委員会が取り組んでいる内容について、次の中から該当するものを選択してください。

- |   |                          |   |
|---|--------------------------|---|
| ★ | <input type="checkbox"/> | ① 管理職を対象としたマネジメント能力を養成する研修を実施している。            |
| ★ | <input type="checkbox"/> | ② 管理職への登用の際、マネジメント能力を適正に評価するよう工夫している。         |
| ★ | <input type="checkbox"/> | ③ 教職員全体に対して働き方に関する研修を実施している。                  |
|   | <input type="checkbox"/> | ④ 学校の重点目標や経営方針に、教職員の働き方に関する視点を取り入れている。        |
|   | <input type="checkbox"/> | ⑤ 教職員の人事評価において、担当業務の適正化の取組を評価項目としている。         |
| ★ | <input type="checkbox"/> | ⑥ 業務改善や教職員の働き方に関する項目を学校評価に位置付けている。            |
|   | <input type="checkbox"/> | ⑦ 業務改善の取組について、毎年度実施する教育委員会の自己点検・評価の中で取り上げている。 |
|   | <input type="checkbox"/> | ⑧ 特に取り組んでいない。                                 |

#### 問4 業務改善の定量的なフォローアップについて

(1) 各学校における業務改善の状況に係る教育委員会の定量的なフォローアップについて、次の中から該当するものを選択してください。

- ① 定量的にフォローアップしている。 ※フォローアップしている場合、下記(2)もご回答ください。
- ② フォローアップはしていない。

(2) 「①定量的にフォローアップしている。」を選択した場合にお聞きます。定量的にフォローアップしている項目について、あてはまるものにチェックしてください。

- ① 勤務時間に関するもの
- ② 教職員の意識や負担感に関するもの
- ③ 事務作業の時間に関するもの
- ④ ICT等の活用に関するもの
- ⑤ 部活動に関するもの
- ⑥ 業務改善による教育面での効果に関するもの
- ⑦ その他(その他内容を記載してください)

(2) - 1. その他を選択した場合、その他内容を記載してください。

#### 問5 都道府県教育委員会における域内の市町村教育委員会が設置する学校に対する業務改善の取組について (都道府県教育委員会のみ)

※ 域内の市(指定都市を除く。以下同じ。)区町村教育委員会が設置する学校に対する取組をお聞きます。

(1) 業務改善方針・計画の策定及びフォローアップに係る域内の市町村教育委員会が設置する学校に対する取組状況について、次の中から該当するものを一つ選択してください。

- ① 域内の市町村教育委員会が設置する学校の業務改善に関して、時間外勤務の短縮に向けた業務改善方針や計画を策定している。  
※策定している場合は、下記(2)もご回答ください。
- ② 特に取り組んでいない。

(2) 上記問5(1)で①を選択した場合にお聞きます。

策定している業務改善方針や計画の内容について、あてはまるものにチェックしてください。

- ③ 業務量の削減に関する数値目標(KPI)を決めるなど、明確な業務改善目標を定めている。  
学校における業務改善の取組の促進、定量的にフォローアップを実施しており、業務改善のPDCAサイクルを構築している。
- ④ いる。
- ⑤ 上記以外

(3) 上記問5(2)で④を選択した場合にお聞きます。

定量的にフォローアップしている項目について、該当するものにチェックしてください。

- ① 勤務時間に関するもの
- ② 教職員の意識や負担感に関するもの
- ③ 事務作業の時間に関するもの
- ④ ICT等の活用に関するもの
- ⑤ 部活動に関するもの
- ⑥ 業務改善による教育面での効果に関するもの
- ⑦ その他(その他内容を記載してください)

(3) - 1. その他を選択した場合、その他内容を記載してください。

## 問6 その他

(1) 教育委員会において、業務改善の取組内容をホームページに掲載している場合は、URL等を記入してください。

(2) 教育委員会において、重点的に取り組んでいる業務改善の取組（検討中のものも含む）について、その概要と成果を記入してください。  
また、成果がでている取組については、内容が分かる資料等の提出をお願いします。

## 最後に

今回の調査の質問内容について、ご意見・ご感想等ございましたらご記入ください。

WEBアンケートによる回答方法について、ご意見・感想等ございましたらご記入ください。

これでアンケートは終了です。内容を確認してください。

■ 必須回答セルは左記のような赤色の背景になります。ファイル送信前に必ず、赤色のセルが残っていないことを確認してください。

このファイルは、下記の名前をつけて保存してください。

その後、メール添付で送信してください。その際、メールの件名も下記にしてください。

ファイル名	団体コードの設問に回答してください
メール件名	団体コードの設問に回答してください

ご協力ありがとうございました。